

## 平成18年第2回志布志市議会定例会

### 目 次

第1号（6月12日）	頁
1. 議事日程	11
2. 出席議員氏名	13
3. 欠席議員氏名	13
4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	13
5. 議会事務局職員出席者	13
6. 開 会・開 議	14
7. 日程第1 会議録署名議員の指名	14
8. 日程第2 会期の決定	14
9. 日程第3 発議第7号 志布志市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について	14
10. 日程第4 報告	16
11. 日程第5 報告第1号 繰越明許費繰越計算書について	16
12. 日程第6 承認第30号 専決処分の承認を求めることについて (志布志市税条例の一部を改正する条例の制定について)	18
13. 日程第7 承認第31号 専決処分の承認を求めることについて (志布志市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について)	27
14. 日程第8 承認第32号 専決処分の承認を求めることについて (志布志市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について)	27
15. 日程第9 承認第33号 専決処分の承認を求めることについて (平成17年度志布志市一般会計補正予算(第1号))	31
16. 日程第10 承認第34号 専決処分の承認を求めることについて (平成17年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算(第1号))	33
17. 日程第11 施政方針	34
18. 日程第12 議案第51号 志布志市報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	49
19. 日程第13 議案第52号 志布志市国民保護協議会条例の制定について	51
20. 日程第14 議案第53号 志布志市安全・安心まちづくり条例の制定について	54
21. 日程第15 議案第54号 志布志市蓬の郷条例の制定について	56

22. 日程第16	議案第55号	志布志市ダグリ公園の公園施設管理条例の制定について……………	62
23. 日程第17	議案第56号	志布志市有明開田の里公園条例の制定について……………	66
24. 日程第18	議案第57号	志布志市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例 の制定について……………	67
25. 日程第19	議案第58号	志布志市伊崎田保育所条例の制定について……………	67
26. 日程第20	議案第59号	志布志市市民センター条例の制定について……………	68
27. 日程第21	議案第60号	志布志市老人福祉センター条例の制定について……………	68
28. 日程第22	議案第61号	志布志市老人憩の家条例の制定について……………	68
29. 日程第23	議案第62号	志布志市健康ふれあいプラザ条例の制定について……………	69
30. 日程第24	議案第63号	志布志市志布志シルバーワークプラザ条例の一部を改正する 条例の制定について……………	69
31. 日程第25	議案第64号	志布志市家畜指導センター条例の制定について……………	70
32. 日程第26	議案第65号	志布志市やちくふるさと村条例の制定について……………	70
33. 日程第27	議案第66号	志布志市農業管理センター及び新規就農者研修施設条例の 制定について……………	71
34. 日程第28	議案第67号	志布志市城山総合公園及び志布志運動公園の運動施設管理 条例の制定について……………	71
35. 日程第29	議案第68号	コミュニティセンター志布志市文化会館条例の制定につい て……………	72
36. 日程第30	議案第69号	志布志市青少年館条例の制定について……………	73
37. 日程第31	議案第70号	志布志市有明農業歴史資料館条例の制定について……………	76
38. 延 会		……………	77

## 第2号（6月13日）

1. 議事日程……………	78
2. 出席議員氏名……………	79
3. 欠席議員氏名……………	79
4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名……………	79
5. 議会事務局職員出席者……………	79
6. 開 議……………	80
7. 日程第1 会議録署名議員の指名……………	80
8. 日程第2 議案第71号 志布志市環境基本条例の制定について……………	80
9. 日程第3 議案第72号 志布志市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定 について……………	89

10.	日程第4	議案第73号	志布志市と畜場事業積立基金条例を廃止する条例の制定について……………	101
11.	日程第5	議案第74号	志布志市食肉センター条例を廃止する条例の制定について……	101
12.	日程第6	議案第75号	財産の無償譲渡について……………	101
13.	日程第7	議案第76号	志布志市過疎地域自立促進計画の策定について……………	103
14.	日程第8	議案第77号	土地改良事業の施行について……………	113
15.	日程第9	議案第78号	市道路線の廃止について……………	117
16.	日程第10	議案第79号	鹿児島県市町村非常勤職員公務災害補償等組合を組織する 地方公共団体の数の増加及び鹿児島県市町村非常勤職員公 務災害補償等組合規約の変更について……………	118
17.	日程第11	議案第80号	鹿児島県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団 体の数の増加及び鹿児島県市町村職員退職手当組合規約の変 更について……………	118
18.	日程第12	議案第81号	鹿児島県市町村自治会館管理組合を組織する地方公共団 体の数の減少について……………	118
19.	日程第13	議案第82号	曾於地区介護保険組合の共同処理する事務の変更及び曾於 地区介護保険組合規約の変更について……………	119
20.	日程第14	議案第83号	平成18年度志布志市一般会計補正予算（第1号）……………	121
21.	日程第15	議案第84号	平成18年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算 （第1号）……………	141
22.	日程第16	議案第85号	平成18年度志布志市老人保健特別会計補正予算（第1号）……	143
23.	日程第17	議案第86号	平成18年度志布志市と畜場事業特別会計補正予算（第1号）…	144
24.	日程第18	同意第12号	固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて……	145
25.	散 会			146

### 第3号（6月19日）

1.	議事日程……………	147	
2.	出席議員氏名……………	148	
3.	欠席議員氏名……………	148	
4.	地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名……………	148	
5.	議会事務局職員出席者……………	148	
6.	開 議……………	149	
7.	日程第1	会議録署名議員の指名……………	149
8.	日程第2	一般質問……………	149
		鬼塚弘文……………	149

立平利男	167
迫田正弘	176
立山静幸	190
9. 延 会	200

#### 第4号（6月20日）

1. 議事日程	201
2. 出席議員氏名	202
3. 欠席議員氏名	202
4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	202
5. 議会事務局職員出席者	202
6. 開 議	203
7. 日程第1 会議録署名議員の指名	203
8. 日程第2 一般質問	203
藤後昇一	203
小野広嗣	216
長岡耕二	240
本田孝志	246
西江園 明	252
9. 延 会	261

#### 第5号（6月21日）

1. 議事日程	262
2. 出席議員氏名	263
3. 欠席議員氏名	263
4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	263
5. 議会事務局職員出席者	263
6. 開 議	264
7. 日程第1 会議録署名議員の指名	264
8. 日程第2 一般質問	264
丸山 一	264
岩根賢二	272
重永重久	281
上野直広	288
小園義行	297

9. 日程第3	報告	317
10. 日程第4	議案第73号 志布志市と畜場事業積立基金条例を廃止する条例の制定について	318
11. 日程第5	議案第74号 志布志市食肉センター条例を廃止する条例の制定について	318
12. 日程第6	議案第75号 財産の無償譲渡について	318
13. 日程第7	議案第86号 平成18年度志布志市と畜場事業特別会計補正予算（第1号）	321
14.	散会	323

## 第6号（7月3日）

1.	議事日程	324
2.	出席議員氏名	326
3.	欠席議員氏名	326
4.	地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	326
5.	議会事務局職員出席者	326
6.	開議	327
7. 日程第1	会議録署名議員の指名	327
8. 日程第2	事件の訂正について （議案第76号 志布志市過疎地域自立促進計画の策定について）	327
9. 日程第3	事件の撤回について （議案第71号 志布志市環境基本条例の制定について）	327
10. 日程第4	議案第87号 志布志市環境審議会条例の制定について	328
11. 日程第5	議案第52号 志布志市国民保護協議会条例の制定について	330
12. 日程第6	議案第53号 志布志市安全・安心まちづくり条例の制定について	334
13. 日程第7	議案第54号 志布志市蓬の郷条例の制定について	335
14. 日程第8	議案第55号 志布志市ダグリ公園の公園施設管理条例の制定について	337
15. 日程第9	議案第56号 志布志市有明開田の里公園条例の制定について	338
16. 日程第10	議案第57号 志布志市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例の制定について	339
17. 日程第11	議案第58号 志布志市伊崎田保育所条例の制定について	340
18. 日程第12	議案第59号 志布志市市民センター条例の制定について	341
19. 日程第13	議案第60号 志布志市老人福祉センター条例の制定について	342
20. 日程第14	議案第61号 志布志市老人憩の家条例の制定について	343
21. 日程第15	議案第62号 志布志市健康ふれあいプラザ条例の制定について	343
22. 日程第16	議案第63号 志布志市志布志シルバーワークプラザ条例の一部を改正する条例の制定について	344

23.	日程第17	議案第64号	志布志市家畜指導センター条例の制定について……………	345
24.	日程第18	議案第65号	志布志市やっちくふるさと村条例の制定について……………	346
25.	日程第19	議案第66号	志布志市農業管理センター及び新規就農者研修施設条例の 制定について……………	347
26.	日程第20	議案第67号	志布志市城山総合公園及び志布志運動公園の運動施設管理 条例の制定について……………	348
27.	日程第21	議案第68号	コミュニティセンター志布志市文化会館条例の制定について…	349
28.	日程第22	議案第69号	志布志市青少年館条例の制定について……………	350
29.	日程第23	議案第70号	志布志市有明農業歴史資料館条例の制定について……………	351
30.	日程第24	議案第72号	志布志市国民健康保税条例の一部を改正する条例の制定につ いて……………	352
31.	日程第25	議案第76号	志布志市過疎地域自立促進計画の策定について……………	356
32.	日程第26	議案第77号	土地改良事業の施行について……………	367
33.	日程第27	議案第51号	志布志市報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する 条例の制定について……………	368
34.	日程第28	議案第83号	平成18年度志布志市一般会計補正予算（第1号）……………	369
35.	日程第29	議案第84号	平成18年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算 （第1号）……………	378
36.	日程第30	議案第85号	平成18年度志布志市老人保健特別会計補正予算（第1号）…	380
37.	日程第31	陳情第9号	J R九州に係る支援策の継続を求める意見書の提出について…	381
38.	日程第32	陳情第10号	ずさんな米国産牛肉の輸入に抗議し、B S Eの万全な対策を 求める陳情書……………	382
39.	日程第33	陳情第11号	「非核・平和宣言」の採択について……………	383
40.	日程第34	陳情第12号	出資法及び貸金業規制法の改正を求める意見書の提出につい て……………	383
41.	日程第35	発議第8号	志布志港振興対策等調査特別委員会の設置について……………	385
42.	日程第36	発議第9号	農業・農村活性化対策等調査特別委員会の設置について……………	387
43.	日程第37	議員派遣の決定……………	388	
44.	日程第38	閉会中の継続審査申し出について （総務常任委員長・文教厚生常任委員長）……………	388	
45.	日程第39	閉会中の継続調査申し出について （総務常任委員長・文教厚生常任委員長・産業建設常任委員長 ・議会運営委員長）……………	389	
46.	日程第40	報告……………	389	
47.	追加日程第1	発議第10号	J R九州に係る支援策等に関する意見書の提出について…	390

48. 追加日程第2	発議第11号	ずさんな米国産牛肉の輸入に抗議し、BSEの万全な 対策を求める意見書の提出について……………	391
49. 追加日程第3	発議第12号	「非核・平和宣言」について……………	393
50. 追加日程第4	発議第13号	出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金 及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等 に関する法律」の改正を求める意見書の提出について……	394
51. 閉 会……………			396

平成18年第2回志布志市議会定例会

1. 会期日程

月 日	曜日	会 議 別	内 容
6月12日	月	本 会 議	開 会、会期の決定、施政方針、議案上程
6月13日	火	本 会 議	議案上程
6月14日	水	休 会	
6月15日	木	委 員 会	
6月16日	金	休 会	
6月17日	土		
6月18日	日		
6月19日	月	本 会 議	一般質問
6月20日	火	本 会 議	一般質問
6月21日	水	本 会 議	一般質問
6月22日	木	委 員 会	
6月23日	金	委 員 会	
6月24日	土		
6月25日	日		
6月26日	月	委 員 会	
6月27日	火	委 員 会	
6月28日	水	休 会	
6月29日	木	休 会	
6月30日	金	休 会	
7月 1日	土		
7月 2日	日		
7月 3日	月	本 会 議	閉 会

## 2. 付議事件

番号	事 件 名
発議第 7 号	志布志市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について
報告第 1 号	繰越明許費繰越計算書について
承認第 3 0 号	専決処分の承認を求めることについて (志布志市税条例の一部を改正する条例の制定について)
承認第 3 1 号	専決処分の承認を求めることについて (志布志市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について)
承認第 3 2 号	専決処分の承認を求めることについて (志布志市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について)
承認第 3 3 号	専決処分の承認を求めることについて (平成 1 7 年度志布志市一般会計補正予算 (第 1 号))
承認第 3 4 号	専決処分の承認を求めることについて (平成 1 7 年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号))
議案第 5 1 号	志布志市報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 5 2 号	志布志市国民保護協議会条例の制定について
議案第 5 3 号	志布志市安全・安心まちづくり条例の制定について
議案第 5 4 号	志布志市蓬の郷条例の制定について
議案第 5 5 号	志布志市ダグリ公園の公園施設管理条例の制定について
議案第 5 6 号	志布志市有明開田の里公園条例の制定について
議案第 5 7 号	志布志市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 5 8 号	志布志市伊崎田保育所条例の制定について
議案第 5 9 号	志布志市市民センター条例の制定について
議案第 6 0 号	志布志市老人福祉センター条例の制定について
議案第 6 1 号	志布志市老人憩の家条例の制定について
議案第 6 2 号	志布志市健康ふれあいプラザ条例の制定について
議案第 6 3 号	志布志市志布志シルバーワークプラザ条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 6 4 号	志布志市家畜指導センター条例の制定について
議案第 6 5 号	志布志市やっちくふるさと村条例の制定について
議案第 6 6 号	志布志市農業管理センター及び新規就農者研修施設条例の制定について
議案第 6 7 号	志布志市城山総合公園及び志布志運動公園の運動施設管理条例の制定について
議案第 6 8 号	コミュニティセンター志布志市文化会館条例の制定について
議案第 6 9 号	志布志市青少年館条例の制定について
議案第 7 0 号	志布志市有明農業歴史資料館条例の制定について
議案第 7 1 号	志布志市環境基本条例の制定について
議案第 7 2 号	志布志市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 7 3 号	志布志市と畜場事業積立基金条例を廃止する条例の制定について
議案第 7 4 号	志布志市食肉センター条例を廃止する条例の制定について
議案第 7 5 号	財産の無償譲渡について
議案第 7 6 号	志布志市過疎地域自立促進計画の策定について
議案第 7 7 号	土地改良事業の施行について
議案第 7 8 号	市道路線の廃止について

- 議案第 79 号 鹿児島県市町村非常勤職員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の増加及び鹿児島県市町村非常勤職員公務災害補償等組合同約の変更について
- 議案第 80 号 鹿児島県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加及び鹿児島県市町村職員退職手当組合同約の変更について
- 議案第 81 号 鹿児島県市町村自治会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少について
- 議案第 82 号 曾於地区介護保険組合の共同処理する事務の変更及び曾於地区介護保険組合同約の変更について
- 議案第 83 号 平成 18 年度志布志市一般会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 84 号 平成 18 年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 85 号 平成 18 年度志布志市老人保健特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 86 号 平成 18 年度志布志市と畜場事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 87 号 志布志市環境審議会条例の制定について
- 同意第 12 号 固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて
- 陳情第 9 号 J R 九州に係る支援策の継続を求める意見書の提出について
- 陳情第 10 号 ずさんな米国産牛肉の輸入に抗議し、B S E の万全な対策を求める陳情書
- 陳情第 11 号 「非核・平和宣言」の採択について
- 陳情第 12 号 出資法及び貸金業規制法の改正を求める意見書の提出について
- 陳情第 13 号 志布志市の活性化対策について
- 発議第 8 号 志布志港振興対策等調査特別委員会の設置について
- 発議第 9 号 農業・農村活性化対策等調査特別委員会の設置について
- 発議第 10 号 J R 九州に係る支援策等に関する意見書の提出について
- 発議第 11 号 ずさんな米国産牛肉の輸入に抗議し、B S E の万全な対策を求める意見書の提出について
- 発議第 12 号 「非核・平和宣言」について
- 発議第 13 号 出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書の提出について

## 平成18年第2回志布志市議会定例会（第1号）

期 日：平成18年6月12日（月曜日）午前10時15分

場 所：志布志市議会議事堂

### 議事日程

- |       |  |
|-------|--|
| 日程第1  | 会議録署名議員の指名   |
| 日程第2  | 会期の決定  |
| 日程第3  | 発議第7号 志布志市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について                            |
| 日程第4  | 報告   |
| 日程第5  | 報告第1号 繰越明許費繰越計算書について   |
| 日程第6  | 承認第30号 専決処分の承認を求めることについて<br>(志布志市税条例の一部を改正する条例の制定について)       |
| 日程第7  | 承認第31号 専決処分の承認を求めることについて<br>(志布志市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について)   |
| 日程第8  | 承認第32号 専決処分の承認を求めることについて<br>(志布志市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について) |
| 日程第9  | 承認第33号 専決処分の承認を求めることについて<br>(平成17年度志布志市一般会計補正予算（第1号）)        |
| 日程第10 | 承認第34号 専決処分の承認を求めることについて<br>(平成17年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算(第1号))  |
| 日程第11 | 施政方針   |
| 日程第12 | 議案第51号 志布志市報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について                  |
| 日程第13 | 議案第52号 志布志市国民保護協議会条例の制定について                                  |
| 日程第14 | 議案第53号 志布志市安全・安心まちづくり条例の制定について                               |
| 日程第15 | 議案第54号 志布志市蓬の郷条例の制定について                                      |
| 日程第16 | 議案第55号 志布志市ダグリ公園の公園施設管理条例の制定について                             |
| 日程第17 | 議案第56号 志布志市有明開田の里公園条例の制定について                                 |
| 日程第18 | 議案第57号 志布志市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例の制定について                     |
| 日程第19 | 議案第58号 志布志市伊崎田保育所条例の制定について                                   |
| 日程第20 | 議案第59号 志布志市市民センター条例の制定について                                   |
| 日程第21 | 議案第60号 志布志市老人福祉センター条例の制定について                                 |
| 日程第22 | 議案第61号 志布志市老人憩の家条例の制定について                                    |
| 日程第23 | 議案第62号 志布志市健康ふれあいプラザ条例の制定について                                |
| 日程第24 | 議案第63号 志布志市志布志シルバーワークプラザ条例の一部を改正する条例の制定について                  |
| 日程第25 | 議案第64号 志布志市家畜指導センター条例の制定について                                 |

- 日程第26 議案第65号 志布志市やっちくふるさと村条例の制定について
- 日程第27 議案第66号 志布志市農業管理センター及び新規就農者研修施設条例の制定について
- 日程第28 議案第67号 志布志市城山総合公園及び志布志運動公園の運動施設管理条例の制定について
- 日程第29 議案第68号 コミュニティセンター志布志市文化会館条例の制定について
- 日程第30 議案第69号 志布志市青少年館条例の制定について
- 日程第31 議案第70号 志布志市有明農業歴史資料館条例の制定について
- 日程第32 議案第71号 志布志市環境基本条例の制定について
- 日程第33 議案第72号 志布志市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第34 議案第73号 志布志市と畜場事業積立基金条例を廃止する条例の制定について
- 日程第35 議案第74号 志布志市食肉センター条例を廃止する条例の制定について
- 日程第36 議案第75号 財産の無償譲渡について
- 日程第37 議案第76号 志布志市過疎地域自立促進計画の策定について
- 日程第38 議案第77号 土地改良事業の施行について
- 日程第39 議案第78号 市道路線の廃止について
- 日程第40 議案第79号 鹿児島県市町村非常勤職員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の増加及び鹿児島県市町村非常勤職員公務災害補償等組合規約の変更について
- 日程第41 議案第80号 鹿児島県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加及び鹿児島県市町村職員退職手当組合規約の変更について
- 日程第42 議案第81号 鹿児島県市町村自治会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少について
- 日程第43 議案第82号 曾於地区介護保険組合の共同処理する事務の変更及び曾於地区介護保険組合規約の変更について
- 日程第44 議案第83号 平成18年度志布志市一般会計補正予算（第1号）
- 日程第45 議案第84号 平成18年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第46 議案第85号 平成18年度志布志市老人保健特別会計補正予算（第1号）
- 日程第47 議案第86号 平成18年度志布志市と畜場事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第48 同意第12号 固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて

**出席議員氏名 (32名)**

1 番 下 平 晴 行	2 番 西江園 明
3 番 丸 山 一	4 番 八久保 壹
5 番 玉 垣 大二郎	6 番 坂 元 修一郎
7 番 鶴 迫 京 子	8 番 藤 後 昇 一
9 番 迫 田 正 弘	10 番 毛 野 了 志
11 番 立 平 利 男	12 番 本 田 孝 志
13 番 立 山 静 幸	14 番 小 野 広 嗣 作
15 番 長 岡 耕 二	17 番 林 勇 作
18 番 木 藤 茂 弘	19 番 岩 根 賢 二 広
20 番 吉 国 敏 郎	21 番 上 野 直 二 行
22 番 宮 城 義 治	23 番 東 宏 二
24 番 宮 田 慶一郎	25 番 小 園 義 行 文
26 番 上 村 環	27 番 鬼 塚 弘 文 男
28 番 重 永 重 久	29 番 丸 崎 幹 公 一
30 番 福 重 彰 史	31 番 野 村 公 一 雄
32 番 谷 口 松 生	33 番 若 松 良 雄

**欠席議員氏名 (1名)**

16 番 金 子 光 博

**地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名**

市 長 本 田 修 一	助 役 瀬戸口 司
教 育 長 坪 田 勝 秀	総 務 部 長 隈 元 勝 昭
企 画 部 長 持 富 秀 明	市 民 部 長 稻 付 道 憲
福 祉 部 長 蔵 園 修 文	産 業 振 興 部 長 永 田 史 生
建 設 部 長 井 手 南 海 男	松 山 支 所 長 吉 井 宏 徳
志 布 志 支 所 長 山 裾 信 博	教 育 次 長 山 裾 幸 良
総 務 課 長 上 村 和 憲	行 政 改 革 推 進 課 長 外 山 文 弘
企 画 政 策 課 長 山 下 修 一	財 務 課 長 溝 口 猛
水 道 局 長 徳 田 俊 美	農 業 委 員 会 事 務 局 長 大 園 朗

**議会事務局職員出席者**

事 務 局 長 徳 重 昭 一	事 務 局 次 長 前 田 泰 郎
次 長 補 佐 兼 議 事 係 長 門 岡 秀 明	調 査 管 理 係 長 徳 田 弘 美

午前10時15分 開会 開議

○議長（谷口松生君） おはようございます。

ただいまから、平成18年第2回志布志市議会定例会を開会します。

金子光博議員から、欠席届が提出されておりますので報告を申し上げます。

これから本日の会議を開きます。



### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（谷口松生君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第83条の規定により玉垣大二郎君と坂元修一郎君を指名します。



### 日程第2 会期の決定

○議長（谷口松生君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。今定例会の会期は、本日から7月3日までの22日間にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から7月3日までの22日間に決定しました。



○議長（谷口松生君） お諮りします。日程第3、発議第7号については、会議規則第39条第2項の規定により、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第7号については、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。



### 日程第3 発議第7号 志布志市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

○議長（谷口松生君） 日程第3、発議第7号、志布志市議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを議題といたします。

本案について提出者の趣旨説明を求めます。

○29番（丸崎幹男君） ただいま議題となりました発議第7号、志布志市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について、趣旨説明をいたします。

本案の提出者は、私、志布志市議会議員、丸崎幹男、賛成者は志布志市議会議員、金子光博議員、同じく藤後昇一議員であります。

提出の理由は、志布志市議会の会議が合理的で、しかも効率的かつ円滑に運営されるために、志布志

市議会会議規則の字句を整理・統一し、並びに陳情書又はこれに類するものの取扱いについて、取扱いの要領を明確に定めるため一部を改正しようとするものであります。

詳細につきましては、お手元に配付してあるとおりでありますので、よろしくご審議の程、お願い申し上げます。

**○議長（谷口松生君）** ただいま提出者から趣旨説明がありました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

**○25番（小園義行君）** 陳情、こういったものが議長の裁量ということで、処理できるようにするというふうにあるわけですが、本来、陳情は請願に基づいてやらなければいけないというふうにならざるわけですが、その議長の裁量ということの、非常にこれは難しい判断だろうというふうに思います。そういった意味で、その議長の裁量というそこですかね、ここが例えば地域住民の陳情でなければならぬとか、市外の方の陳情については、付託をしないとかなですね、そういったもの等についての、そのいわゆる議長の裁量ということでございますので、その範囲ですか、そういったものについての考え方をお聞きをしておきたいというふうに思います。極力、住民の皆さん方の陳情については、当然、議会に付託をして論議をするというのが当然なことだというふうに、これは憲法の精神からしても当然であります。そのことをお伺いしておきたいと思っております。

**○29番（丸崎幹男君）** もうほとんどの陳情・請願が議会運営委員会で検討されるというふうに解釈をいたしております。このへんを議会運営委員会の中でも、この問題で相当、検討をいたしております。ほとんどと申し上げますか、100%近いものが議運にかけられて、議運で検討をするということになるかというふうに思います。皆さん方に文書でお手元に配付で十分だという議長の判断のものにつきましては、議長は皆さん方に配付のみということになるかというふうに思っております。

再度申し上げますけれども、議運の中に議長が諮問をされるわけでございますので、その中で議運は議長に対して答申をするわけでございます。やはりそういう関係で、議長がこの旨については議会に配付も必要でない、もしくは検討も必要でないという判断のものもいくらかは出てこようかというふうに思っております。それ以外につきましては、議運の中で十分検討して、この議会で協議をするというふうな形になるかというふうに判断をいたします。

**○議長（谷口松生君）** ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（谷口松生君）** 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（谷口松生君）** 討論なしと認めます。

これから発議第7号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。



#### 日程第4 報告

○議長（谷口松生君） お諮りします。日程第4、報告を申し上げます。

各常任委員長から、閉会中における所管事務調査の結果報告書が提出されましたので配付をいたしました。

また、昨日まで受理しました陳情は、お手元に配付の陳情文書表のとおりであります。

陳情第9号は総務常任委員会に、陳情第10号は産業建設常任委員会に、陳情第11号は総務常任委員会に付託いたしました。

次に、地方自治法第243条の3第2項の規定により、志布志市土地開発公社、志布志市観光開発公社から、平成17年度事業報告及び決算書、平成18年度事業計画及び予算書並びに監査委員からの監査報告書が提出されましたので配付をいたしました。参考にしていただきたいと思えます。



#### 日程第5 報告第1号 繰越明許費繰越計算書について

○議長（谷口松生君） 日程第5、報告第1号、繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） おはようございます。

提案理由の説明を申し上げます。

報告第1号、繰越明許費繰越計算書について説明を申し上げます。

本案は、平成17年度一般会計予算の繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越したもので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越明許費繰越計算書によって報告するものであります。

平成17年度の繰越明許費の総額は、1億9,172万円で、その財源としましては、既収入特定財源の市債が54万4,000円、未収入特定財源の国庫支出金が5,272万1,000円、県支出金が3,095万円、市債が5,020万円、一般財源が5,730万5,000円であります。

詳細につきましては、担当の部長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○企画部長（持富秀明君） 報告第1号、繰越明許費繰越計算書について、補足して説明を申し上げます。

まず、農林水産業費の単独補助治山事業の伊崎田塩水流及び内之倉大川内地区につきましては、補助金交付の内示が遅れ、事業着手が平成18年3月となったことによるもので、180万5,000円と753万円、それぞれ繰り越すものでございます。

土木費の地方特定道路整備事業につきましては、電柱等支障物の移転及び地権者との調整に不測の日数を要し、3,520万9,000円を繰り越すものでございます。

地方改善施設整備事業につきましては、当路線を災害復旧工事の搬入路とすることにより、標準工期

の確保が困難となったため、983万円を繰り越すものでございます。

地方道路整備臨時交付金事業につきましては、建物移転に不測の日数を要したため、1,878万2,000円を繰り越すものでございます。

災害復旧費の農林水産業施設及び公共土木施設災害復旧事業につきましては、災害査定が平成17年12月であったため、工事発注が遅れたことにより、5,863万9,000円と4,533万2,000円、それぞれ繰り越すものでございます。

夏井漁港東防波堤災害復旧事業につきましては、工法の選択に不測の日数を要したため、879万3,000円を繰り越し、現年公共土木災害復旧事業の単独分につきましては、他の災害工事と工期が重複し、工期内の完成が困難となったため、580万円を繰り越すものでございます。

以上で補足説明を終わります。

**○議長（谷口松生君）** ただいまの説明に対し、質疑があれば許可をいたします。

**○30番（福重彰史君）** 今、補足説明がございましたけれども、もうちょっとお聞きをいたしたいと思います。

それぞれの件数につきましては、それぞれ当初されたすべてのものがこういう形で、繰り越しという形になったのか、それともそうでなければ、今回の繰り越しのいわゆる件数についてお伺いをいたしたいと思います。それが第1点でございます。

第2点目には、この土木費の道路橋梁費、地方特定道路整備事業でございますけれども、これにつきましては、この繰越額でございますけれども、これはいわゆる地方特定道路整備事業の場合は、地元5%負担でやるわけでございますけれども、これはこの繰り越しをしてるこの分については、いわゆる地元負担分の5%であるのかという、この2点についてお伺いをいたします。

**○市長（本田修一君）** ただいまの件につきましては、担当部長に答えさせます。

**○議長（谷口松生君）** 答弁準備のため、しばらく休憩します。



午前10時30分 休憩

午前10時32分 再開



**○議長（谷口松生君）** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

**○建設部長（井手南海男君）** 私の関係する部分について御説明申し上げます。

地方特定道路整備事業の関係でございますが、御質問で5%ということございましたけれども、県事業が5%負担ということございまして、今回申し上げました地特事業につきましては市独自の事業でございまして、いわゆる地方特定道路整備事業、補助金と起債でこれを賄うというものでございますので、県営事業とは違いまして、5%負担ということではございません。

以上でございます。

**○企画部長（持富秀明君）** 件数でございますが、災害復旧関係が145件ございまして、そのうち繰り越しが61件でございます。

○議長（谷口松生君） ほかにございませんか。

○30番（福重彰史君） 今、この土木費の関係の答弁がございましたけれども、県営事業ではないという、市独自の事業であるということでございますけれども、そうすると、そのどうなんですか、事業名は地方特定道路整備事業という事業名で出されているわけでございますけれども、市独自の事業の中にこういう地方特定道路整備事業という事業名があるわけなんですか。普通、県営事業の中に、今おっしゃるように、こういう事業があるわけなんですよ、県単とかいろいろな事業があるわけですがけれども、県営事業分ではないということであれば、市単の事業の中にこういう事業があるのかですね。

○建設部長（井手南海男君） 地方特定道路整備事業といたしまして、臨時公共事業債、いわゆる起債で充当する事業でございます、3件と先ほど説明がございましたが、地方特定道路整備事業と1本のくくりで先ほど説明があったわけでございますけれども、中身としましては、大黒・吹上線、それから益倉線、町原・弓場ヶ尾線、それぞれがいわゆる地特事業として市独自の事業として実施したものであるということでございます。

なお、県営事業や県単事業につきましては、当初予算のいわゆる3月の予算の段階で計上しておるところでございます。以上です。

○議長（谷口松生君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） ないようですね。

以上で繰越明許費繰越計算書についての報告を終わります。

○

○議長（谷口松生君） お諮りします。日程第6、承認第30号から日程第10、承認第34号まで、以上5件については、会議規則第39条第2項の規定により、委員会への付託を省略をし、これから本会議で審議することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第30号から承認第34号まで、以上5件については、委員会への付託を省略をし、これから本会議で審議することに決定しました。

○

## 日程第6 承認第30号 専決処分の承認を求めることについて

### （志布志市税条例の一部を改正する条例の制定について）

○議長（谷口松生君） 日程第6、承認第30号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

承認第31号、専決処分の承認を求めることについてを説明を申し上げます。

本案は、平成18年3月31日に地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、緊急に志布志市都市計画税条例を改正する必要が生じ、同日に志布志市都市計画税条例の一部を改正する条例を専

決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により承認を求めるものであります。

改正の内容でございますが、承認第30号の改正のうち。

**○議長（谷口松生君）** ちょっと休憩します。

○  
午前10時37分 休憩

午前10時37分 再開  
○

**○議長（谷口松生君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

**○市長（本田修一君）** 承認第30号の提案理由の説明を申し上げます。

専決処分の承認を求めることについて説明申し上げます。

本案は、平成18年3月31日に、地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、緊急に志布志市税条例を改正する必要性が生じ、同日に志布志市税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により承認を求めるものであります。

詳細につきましては、担当の部長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

**○市民部長（稲付道憲君）** それでは、承認第30号、専決処分の承認を求めることについて、志布志市税条例の一部を改正する条例の制定について補足して御説明を申し上げます。

まず、お手元にお配りしてあります承認第30号説明資料に基づきまして説明をいたします。

付議案件資料の1ページをお開き願いたいと思います。

国の三位一体改革の一環といたしまして、国庫補助負担金改革の結果を受けまして、所得税から個人住民税の恒久措置として、概ね3兆円規模の本格的な税源移譲が行われたところでございます。

それに基づきまして、1ページの表にございますように、個人住民税の税率構造が改正になったところでございます。

まず、(1)の個人住民税でございますが、これまで課税所得階層に3段階の階層に基づきまして、それぞれ税率が5%、10%、13%となっておったわけでありましたが、今回の改正によりまして、課税所得はもう一律ということで、税率も10%に改正をされたところでございます。その内訳が下の表でございますが、道府県民税、これも現行では2%、3%が一律4%に改正ということでございます。そして、市町村民税につきましても、これまでの3%、8%、10%が6%に改正をされたということでございます。

それから、(2)でございますが、個人住民税の定率減税が平成18年度をもって廃止をされるわけですが、今、経過措置といたしまして、現行が個人住民税所得割額の7.5%、限度額が2万円が今年をもって廃止されるという改正でございます。

次に、2ページをお開き願います。

(3)の個人住民税につきまして、非課税限度額の見直しでございます。個人住民税、均等割と所得割は、特に低所得者の税負担に考慮し、所得金額が一定水準以下である者については非課税とされており

ます。非課税限度額は、均等割につきましては生活扶助基準額を、所得割につきましては生活保護基準額を勘案し設定されております。これらの基準額が変更されたことに伴い見直されるものでございます。

(3)の①でございますが、均等割の非課税限度額の加算額が8,000円引き下げられて、現行の17万6,000円が16万8,000円に改正をされております。

②でございますが、所得割の非課税限度額の加算額が3万円引き下げられまして、現行35万円が32万円に改正されており、いずれも18年度分から適用されます。

次に、(4)でございますが、市たばこ税の税率の引き上げでございます。市たばこ税の税率を旧3級品以外のたばこで、1,000本につき2,977円を321円引き上げまして3,298円に、それから旧3級品のたばこを1,000本につき1,412円を152円引き上げまして1,564円に改正をするものでございます。実施につきましては、平成18年7月1日からの実施でございます。

次に、(5)の固定資産税の税負担の調整措置でございます。土地につきましては、平成18年度から平成20年度までの土地に係る固定資産税の税負担の調整措置に関して、均衡化を一層促進する措置を講ずるものでございます。内容といたしましては、住宅用地でございますが、負担水準が80%以上の場合は、前年度の課税標準額に据え置くものでございます。また、負担水準が20%以上、80%未満につきましては、前年度の課税標準額に、当該年度の評価額に住宅用地特例率を乗じて得た額の5%を加えた額を課税標準額とするものでございます。ただし、当該額が評価額に住宅用地特例率を乗じて得た額の80%を上回る場合には80%相当額とし、20%を下回る場合には20%相当額とするものでございます。

その他、農地につきましては、前年度の課税標準額に負担水準の区分に応じて一定の調整率を乗じる現行の負担調整率を継続するものでございます。

以上が今回の税制改正への市税に関する概要でございますが、これらの改正に伴い、市条例の関係する部分について所要の改正を行っております。条例改正の内容につきましては、次のページ以降に新旧対照表を添付してあります。地方税法の改正に伴い、条文整理等も含まれておりますので、主な部分のみ御説明申し上げます。

右側が改正前、左側が改正後でございます。改正箇所にはアンダーラインが引いてありますので、よろしくお願ひ申し上げます。

まず、新旧対照表の1ページをお開き願ひたいと思います。

第1条の四角のマスで囲ってあります、大きな第1条による改正ということで、その中の第24条は、個人の市民税の非課税の範囲について規定したものであり、第2項の改正は個人の市民税の均等割の非課税限度額を引き下げるもので、控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合の加算額17万6,000円を8,000円引き下げて16万8,000円に改正するものでございます。

次に3ページをお開き願ひます。

3ページの下の方でございますが、第34条の2、これにつきましては、所得控除について規定したものであり、損害保険料控除額を地震保険料控除額に改正するものでございます。これは今で支払った損害保険料の額に応じた一定の金額を所得控除していたものを、支払った地震保険料の2分の1の額を、その限度額を2万5,000円といたしまして所得控除するものでございます。これにつきましては、平成

20年度分からの適用でございます。なお、平成18年12月31日までに締結した旧長期損害保険契約等に関する保険料等については、従前の損害保険料控除を適用するものでございます。

次に4ページをお開き願います。

第34条の3は、所得割の税率について規定したものであります。山林所得の五分五乗課税の廃止と、現行の3区分の税率を一律6%とするものでございます。

それから5ページに移ります。第34の6は、調整控除について新たに定めるものでございます。今回の税率の改正によって、個々の納税者の負担が変わらないよう、個人住民税において所得税と個人住民税の人的控除額の差に基づく負担増を調整するため、個人住民税所得割額から次の額を減額することとされたものでございます。

まず1番目が、住民税の課税所得金額が200万円以下の方は、アとイのいずれか小さい額の3%を所得割の額から控除するというところでございますが、アが人的控除額の差の合計額、イが個人住民税の課税所得金額、これのいずれか小さい額の3%を所得割の額から控除するというものでございます。

それから、2番目でございますが、個人住民税の課税所得金額が200万円を超える者は、所得税との人的控除額の差額の合計から、合計課税所得金額から200万円を控除した金額を、控除した金額につき3%を所得割の額から控除するものでございます。

次に8ページをお開き願います。

これも一番下の方になりますが、第53条の4、分離課税に係る所得割の税率について規定したものであり、所得割の税率を同様に現行の3区分の税率を一律6%とするものでございます。

次に10ページをお開き願います。

10ページからは、附則の改正でございます。

まず、附則第5条でございますが、11ページをお開き願います。附則第5条は、個人の市民税の所得割の非課税の範囲等について規定したものであり、第1項の改正は、個人の市民税の所得割の非課税限度額を引き下げるものであり、控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合の加算額35万円を3万円引き下げて32万円とするものでございます。

次に16ページをお開き願います。

附則第7条の2、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除の特例について規定したものであり、平成17年度から平成20年度までは3分の2とするものを廃止するものでございます。

次に、附則第7条の3でございますが、個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除について規定したものでございます。平成20年度から平成28年度までに限り、所得税における住宅借入金等特別税額控除額等によって算出した一定の金額につき、5分の3に相当する金額を所得割の額から控除するものでございます。

次に18ページをお願いいたします。

附則第9条は、市民税の分離課税に係る所得割の額の特例等について規定したものであり、平成18年をもって退職所得に係る市民税の特別徴収税額表、表を廃止するものでございます。

続いて19ページをお願いいたします。

附則第10条の2でございますが、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者が、すべき申告について規定したものであり、次の20ページの第5項で法附則第16条第8項の耐震基準適合住宅について、固定資産税の2分の1の減額措置が加えられたことに伴い、当該申告に係る規定を加えたものでございます。具体的には昭和57年1月1日以前から所在する住宅について、平成18年1月1日から平成27年12月31日までの間に、一定の耐震改修を行い、一定の基準に適合することにつき証明された場合に、固定資産税2分の1を減額するというものでございます。

次に22ページをお開き願います。

22ページ一番下の方になりますが、附則第12条でございます。宅地等に対して課する平成15年度から平成17年度までの各年度分の固定資産税の特例について規定したものであり、平成15年度から平成17年度までを、平成18年度から平成20年度に改め、第1項で宅地等に係る固定資産税の額については、前年度分の課税標準額に当該年度の価格に100分の5を乗じて得た額を加算した額を課税標準額とした場合の税額を限度とするものでございます。

23ページでございますが、第2項で、ただし当該税額は当該住宅用地又は商業地等の当該年度の価格に10分の8又は10分の6を乗じて得た額を課税標準額とした場合の税額を限度とし、第3項で当該住宅地等の当該年度の価格に10分の2を乗じて得た額を課税標準額とした場合の税額を下限とするものでございます。

24ページに移りますが、第4項及び第5項で、住宅用地のうち、負担水準が0.8以上の土地及び商業地等のうち、負担水準が0.6以上、0.7以下の土地に係る固定資産税の額については、前年度の税額とするものでございます。

25ページになりますが、第6項でございます。商業地等のうち、負担水準が0.7を超える土地に係る固定資産税の額については、当該年度の価格に10分の7を乗じて得た額を課税標準額とした場合の税額とするものでございます。

26ページをお願いいたします。

附則第13条は、農地に対して課する平成15年度から平成17年度までの、各年度分の固定資産税の特例について規定したものであり、平成15年度から平成17年度までを、平成18年度から平成20年度までに改め、課税標準額のうち当該農地が当該年度分の固定資産税について、法第349条の3、これは変電又は送電施設等に対する固定資産税の課税標準等の特例でございます。又は法附則第15条、これは固定資産税等の課税標準の特例でございます。第15条の2、これにつきましては日本国有鉄道の改革に伴う固定資産税等の課税標準の特例、第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額であることを、新たに追加するものでございます。

それでは、29ページをお開き願います。

附則第16条の2は、たばこ税の税率の特例について規定したものであり、第95条の規定に関わらず、平成18年7月1日以後に売渡し等が行われた製造たばこに限り、1,000本につき2,977円を321円引き上げ3,298円とし、又旧3級品の紙巻たばこに係るたばこ税の税率は、1,000本につき1,412円を152円引き上げ1,564円とするものでございます。

次に31ページをお開き願います。

附則第17条は、長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例について規定したものであり、市民税の税率を100分の3.4から100分の3に改めるものでございます。

この附則第17条から、44ページの附則第20条までの規定は、税源移譲後の税率を県民税4%、市民税6%の割合に合わせるための改正でございますので、附則第20条までの内容についての説明は割愛させていただきます。

次に49ページをお開き願います。

附則第21条は、個人の市民税の負担軽減に係る特例について規定したものであり、今回、所得割の税率を現行の3区分の税率から一律6%とすることや、定率減税の廃止に伴い削除するものでございます。

54ページをお開きください。

54ページを御説明申し上げます。

第1条では、この条例は平成18年4月1日から施行するというもので、第1号から第6号までは、それぞれ各号に定める日から施行するものでございます。

第2条でございますが、54ページが一番下になりますが、58ページの方をお開き願います。第2条から58ページの第5条まででございますが、これにつきましては、それぞれの税目に関する経過措置を規定したものでございます。

58ページをお開き願います。

58ページでございますが、第5条のたばこ税に関する経過措置につきましては、平成18年7月1日から税率が引き上げられることに伴い、7月1日現在、販売業者等が店舗、営業所等で合計3万本以上のたばこを販売のため所持している場合には、その所持するたばこについて、税率の引き上げ分に相当するたばこ税を課税することになります。このことが手持品課税といわれるもので、第2項の第1号と第2号に規定しておりますように、1,000本につき、それぞれ321円と152円を課税するもので、国、県、市で合同して調査をいたします。

以上で、市条例の補足説明を終わります。

よろしくお願ひ申し上げます。

**○議長（谷口松生君）** これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

**○8番（藤後昇一君）** 小泉内閣の改正で3兆円税源移譲があったというわけですがけれども、今申された改正によって具体的に本市にはどれだけの税源移譲がなされるのか、一つ一つの項目ごとにシミュレートしてあれば教えていただきたい。特に定率減税の廃止、この額は例えば17年度に当てはめるとどうなるか、そこらあたりがわかりますと、私どもにとっても非常に参考になると思います。

また、非課税限度額の見直しによって、低所得者がどれだけの恩恵を受けるのか、そこらあたりもシミュレートしてあれば教えていただきたい。

さらに、たばこ税も同じです。それぞれあったら教えていただきたいと思います。もしなければ、後日、文書でも出していただければいいかと思っています。よろしくお願ひします。

**○市民部長（稲付道憲君）** ただいまの税源移譲につきまして、その影響がどれほどのものかという御質問でございますが、まず個人住民税の非課税限度額の見直しでございますが、この影響でございますけれども、今年度影響を受ける納税者数で2,237名が影響を受けるであろうと。

それから、増加する市民税額でございますが、446万1,000円が増加する市民税額でございます。これを1人当たりに直しますと1,994円の増ということになります。

それから、定率減税の廃止による影響でございますが、今年度影響を受ける納税者数が1万1,548名、増加する市民税額、4,001万3,800円がこの減税廃止によるものでございます。増える分でございます。1人当たりに換算いたしますと、3,464円ということになります。

それから、市県民税の税率が一律10%にフラット化されたわけでありましたが、これによります影響でございますが、今年度影響を受ける納税者数が1万1,714名、旧税率の場合、7億5,172万7,632円の額でございましたが、新税率の場合で見ますと、9億8,070万840円という額になるようでございます。

したがいまして、この差額が2億2,897万3,208円という差になりますが、ただし、これにつきましては、ほかに人的控除の差とか住宅ローン控除等がございます。これらを差し引きますと、2億1,472万5,000円程度ではないかというふうに考えております。以上でございます。

それから、たばこ税の値上げによる影響ということでございますが、これにつきましては、17年度の結果を見てみますと、16年度対比で1,700万円ほど減少しております。したがいまして、今回7月1日に値上げを仮にした場合に、それらのことを勘案しますと、恐らくまた販売が落ち込むんじゃないかということも勘案しますと、前年度並みじゃないかというふうに考えております。大体、我々の見通しでは、年間3億4,000万円程度がたばこ市税として収入される金額でございます。

**○8番（藤後昇一君）** 今申された数字をです、わかりやすく文書で配付していただくように要望申し上げます。

**○市民部長（稲付道憲君）** 後もって、整理をしてお配りいたしたいと思っております。

**○議長（谷口松生君）** ほかに質疑ございませんか。

**○25番（小園義行君）** 今、藤後議員の方から質疑がありました。答弁すべて、いわゆる増税になるということでございます。そこで少しお聞きをします。

税率構造の見直しということで、この人的控除ですね、ここを先ほど部長の方から、人的控除によるその差の調整ということで、3%というふうにおっしゃったんですけど、これ5%ではないんですか。これも3%だというふうに書いてあるんですけど、3%ということでは間違いはないですかね。所得税と個人住民税のこの関係でいうと、人的控除額というのは、基礎控除ですよ、所得税が38万円、個人住民税は33万円ということで、この差に基づいて人的控除をやるんだということで、例えばですね、現在、所得税は非課税で、個人住民税のみ課税されている層というところていくと、住民税が5%から10%に今度フラット化されるわけですね。これそういうことですね。そのために増税ということ。答弁があったとおりです。そのことで、その人的控除で負担増を調整するというので、2つのことがここ書かれてるんですが、その3%というのは、私がもらった資料では小さい額の5%というところで理解をしていたものですから、その3%というのは当然これはもう当局が、間違いはないと思っておりますけど、その

確認だけちょっとお願いをします。

**○市民部長（稲付道憲君）** 私が3%ということで御説明申し上げましたが、念のためにもう一回確認させていただきたいと思うんですが、どうでしょうか。

**○25番（小園義行君）** それはお願いします。私も、そうおっしゃってるとおりだと思いますけど、私の方が間違ってるかも知れません。お願いします。

それと、今回、損害保険の関係ですね、地震保険への加入を促進するというのがメインになって、これまでの損害保険料控除というのは1万5,000円あったものが無くなっていくということで、この全体の中でですね、あるわけですが、この地震保険というのは、大体どれぐらい、30坪ぐらいのやつで掛けるとしたら、築10年とかいろいろあるでしょうが、その標準のところですよ、地震保険というのはどれぐらい掛けるものなんですか。これ最大2万5,000円ですか、控除をするということになって、地震保険にどんどん入りなさいというのが国の考え方なんだろうけど、その地震保険料、民間の関係、どれぐらいの保険料になってるのか、そこをわかっていけばちょっとお願いしたいと思います。

**○市民部長（稲付道憲君）** 私どもが知り得る範囲でお答えをいたしますが、この地震保険につきましては、先ほど説明の中で申し上げましたとおり、平成18年1月1日以降に、もし。これまでの保険が長期損害保険と短期損害保険、それぞれ控除されとったわけですが、今回、この損害保険料が改正をされて、この地震保険料の方に移ったということでございます。これについて、この保険料の2分の1を所得から控除するというので、限度額が2万円と、所得税につきましては5万円の控除額ということでございますが、その保険の詳しい内容については、ちょっと今、資料が手元にございませんで、また再度調査してお知らせをしたいと思います。

**○25番（小園義行君）** 最後、お願いします。先ほどの件は、後でまたお願いしますね。

この定率減税も導入されるときには、恒久的にやるんだということで、国は始まったわけですが、現実にこういうふうにして、もう全廃をするという立場でございませう。今回、人的控除、ここの差額の税率構造の見直しで、10%にフラット化する、この人的控除って、これの調整というのはいつまで、どれぐらいまで年限あるんですか。当年度だけなんですか、これ。

**○市民部長（稲付道憲君）** 定率減税につきましては、そういう特例につきましては、今回限りであろうというふうに思います。18年度でもって終了するというのでございませう。

**○25番（小園義行君）** 定率減税を廃止されますね。今回、その10%にほとんどここの住民の皆さんたちは200万円以下、そしてもちろん700万円以下という、そういう所得の方もおられるでしょう。10%に今回引き上げされるわけですね。そのことによって、人的控除で、先ほどおっしゃった3%だということですが、調整ですよ。この調整はいつまで、何年、当分の間なのか、その施行されたその年度だけなのかですね、そこについてのお知らせをいただきたいという、今回こういう改正だということですのでね、ちょっとお願いします。そこが先ほどの説明、そしてこれも読みましたけれども、よくわからない部分だったものですからお願いします。

**○市民部長（稲付道憲君）** 当分の間、継続ということでありませう。

**○議長（谷口松生君）** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

○25番（小園義行君） 基本的に反対という立場で討論をします。

今、当局からいろいろ説明がありました。今回、定率減税の廃止ということで、地方税法の改正ということですが、この定率減税については、先ほどちょっと述べましたけれども、基本的に所得税・住民税のこの定率減税を全廃をしていくと、これ恒久的にやるんだと国は言っておったものがこういうことであります。そして一方、法人税率やそのそういったものについては、恒久的にやっていくと、今回の見直しでもそうでございます。まさに国民生活を直撃する三位一体改革、税源移譲という、そのことに名を借りて、国民からどんどんどんどん生活を苦しくしていくような、そういった政策が今回のこれでございます。大企業についてはしっかりとそうした減税を続けていく。これは国が出している資料、そういったものでここに十分理解をするところであります。まさに国民いじめの、そういう今回の地方税法の改正ということであります。住民の皆さんの負担増を考えますときに、どういったことが今後予想されます。2006年の4月から、住民税の定率減税の、6月からですね、半減。そして、住民税の老年者控除の廃止、そして住民税の非課税限度額の廃止、こういったことが始まります。10月からは今言いましたように、現役並みの所得の高齢者の医療費の負担3割化、老人医療の食費、居住費負担の引き上げ、そういったものも始まります。来年の2月、所得税の今説明がありましたように、定率減税の全廃であります。2007年6月からは住民税の定率減税の全廃も行われる。まさに私たち住民にとっては大変厳しいものになっています。今、質疑の中でもありましたように、今回説明があった個人住民税、そして市町村民税、まさに金持ち優遇と言われても仕方がない。200万円以下の人たち、5万円から一律10%にする。そして、市町村民税、これについてもこの資料にもあります。3%が6%になる。部長から答弁があったとおり、それぞれ増税ということでもあります。こうした増税をやる、一方では自分たちがもってる年金、そういったもの等については、どんどんどんどん引き下げられていく。こういったことで、私たち、ここに3万6,000人住んでいる志布志市の住民の暮らしが良くなるというふうには、私は思えません。国の制度とはいえ、しっかりとこういったものについては、国に対しても物を申していく、そういった姿勢が必要ではないかと、私は国のこうしたやり方について、当局も大変苦しい判断だったと思いますけれども、国のこうしたやり方について、私は認めるわけにはいかないという立場で、今回のこの承認第30号、反対の討論としたいと思えます。

○議長（谷口松生君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） これで討論を終わります。

これから採決します。

採決は起立によって行います。

お諮りします。承認第30号は承認することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（谷口松生君） 起立多数であります。

したがって、承認第30号は承認されました。



#### 日程第7 承認第31号 専決処分の承認を求めることについて

（志布志市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について）

○議長（谷口松生君） 日程第7、承認第31号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 承認第31号、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、平成18年3月31日に地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、緊急に志布志市都市計画税条例を改正する必要性が生じ、同日に志布志市都市計画税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により承認を求めるものであります。

改正の内容でございますが、承認第30号の改正のうち土地に係る固定資産税の負担調整措置の見直しと同様に、都市計画税の負担調整措置の見直しを行ったものでございます。

なお、都市計画税につきましては、志布志市都市計画税の特例に関する条例で、当分の間、課税しないとして定めているところでございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。承認第31号は承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第31号は承認されました。



#### 日程第8 承認第32号 専決処分の承認を求めることについて

（志布志市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）

○議長（谷口松生君） 日程第8、承認第32号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

承認第32号、専決処分の承認を求めることについて説明を申し上げます。

本案は、平成18年3月31日に地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、緊急に志布志市国民健康保険税条例を改正する必要が生じ、同日に志布志市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により承認を求めるものであります。

詳細につきましては、担当部長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○市民部長（稲付道憲君） それでは、承認第32号、専決処分の承認を求めることについて、志布志市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、補足して御説明を申し上げます。

お手元にお配りしてあります承認第32号説明資料により御説明申し上げます。

その前に、まず今回の改正の主なものは、まず第1番目でございますが、公的年金等控除の見直しに伴い、国民健康保険税負担が増加する高齢者に配慮するため、平成17年1月1日において、65歳に達していた者であって、平成17年度分の個人住民税の算定に当たり、公的年金等控除の適用があったものについては、所得割額の算定基礎及び軽減判定所得から、平成18年度は13万円、平成19年度は7万円を控除するものでございます。

2番目に、介護納付金に係る課税限度額を現行の8万円から9万円に引き上げるものでございます。

それで、新旧対照表の1ページをお開き願いたいと思います。

第2条は、課税額について規定したものでございます。介護納付金の課税限度額8万円を9万円に改めるものでございます。

それから、6ページをお開き願います。

○議長（谷口松生君） 休憩します。

○  
午前11時28分 休憩

午前11時29分 再開  
○

○議長（谷口松生君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○市民部長（稲付道憲君） すみません。また1ページにお戻りいただきたいと思いますが、第16条、国民健康保険税の減額について規定したものでございますが、ここでは介護納付金課税額から減額いたしまして得た額の限度額を同じく8万円から9万円に改めるものでございます。

それから、附則に入りますが、2ページでございます。附則第4項でございますが、公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例について規定したものであり、今回新たに第5項から第8項が加えられたことにより改めるものでございます。

それから、同じく2ページでございますが、附則第5項及び3ページの第6項は、平成18年度分及び平成19年度分の公的年金等所得に係る国民健康保険税の減額の特例について規定したものでありまして、平成17年度分の個人の市民税について、公的年金等控除の適用を受けた場合に、平成18年度分及び

平成19年度分の国民健康保険税に限り、減額措置の判定の基準となる総所得金額から、平成18年度は現行の15万円に13万円を加えた28万円を控除し、平成19年度は現行の15万円に7万円を加えた22万円を控除した額を判定の基準とするものでございます。

それから、同じく3ページの附則第7項、それから4ページの第8項は、平成18年度及び平成19年度における国民健康保険税に係る所得割額の算定の特例について規定したものであり、平成17年度分の個人の市民税について公的年金等控除の適用を受けた場合において、平成18年度分及び平成19年度分の国民健康保険税に限り、所得割額の算定の基礎となる総所得金額から平成18年度は13万円を控除し、平成19年度は7万円を控除した額を算定の基礎とするものでございます。

それから、4ページをお開き願います。

附則第9項は、長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例について規定したものであります。市民税の税率が100分の3.4から100分の3に改められたことによるものでございます。

以下、附則第10項、それから附則第11項、それから附則第9項、それから附則第12項、それから附則第13項につきましては、先ほど市民税の条例改正のところで申しましたとおり、税源移譲に伴う税率構造の、県の4%、それから市民税の6%に合わせるための改正でございます。

それと、税法の中で市町村のもろもろの規定が、道府県の規定を準用するというものでございましたが、これが今回準用規定をなくしまして、市町村そのものの規定に変わるという内容の改正が、このただいま申し上げました項の中に含まれております。

それから、6ページをお開き願います。

附則第14項でございますが、先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例について規定したものであります。これにつきましても先ほど申し上げました100分の3.4から100分の3に改める税率構造の改正でございます。

それから、7ページをお開き願います。

7～8ページの附則第17項及び第18項でございますが、条約適用利子等及び条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例についての規定でございますが、これにつきましては、本市の場合に対象者がいないということでございますので、説明は省略させていただきます。

以上で補足説明を終わります。

**○議長（谷口松生君）** これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

**○25番（小園義行君）** 今回、8万円、9万円ということで、この課税の限度が上がるわけですが、これの影響を受ける方々がどれぐらいあるのかですね、ちょっとお願いをします。

**○市民部長（稲付道憲君）** 公的年金等控除でございますが、経過措置で対象になる方々をまず申し上げますと、対象世帯が1,364世帯で7,820名、これは控除の軽減になった額でございますが、375万9,200円が軽減になった額でございます。公的年金等控除の措置によって軽減した額でございます。

それから、課税限度額を8万円から9万円に引き上げたわけでございますが、これに対する影響でございますが、対象世帯が68世帯で119名でございます。増えた額でございますが、これは1万円の引き

上げ額になりますが、その影響で増えた額が380万9,308円という額でございます。

**○25番（小園義行君）** この関係はですよ、その2005年の1月1日現在で65歳になってないと、今いわゆるいろんな適用というのが受けられないという、後ろの方ですよ、そういうことですよ。2005年の1月1日現在で65歳になっていた人だけです、その後の例えば今年2006年ですけど、そういったところではなくても、その対象にならないという、そういう理解でいいですか。

**○市民部長（稲付道憲君）** 適用につきましては、ただいま小園議員が申されたとおりでございますが、今後につきましては、またその税法等の改正等によって、また変わるものと思っております。

**○議長（谷口松生君）** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（谷口松生君）** これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

**○25番（小園義行君）** 基本的に反対という立場で討論します。

これも定率減税の引き下げということで、住民税のそういった非課税限度額、そういったもの等の影響がここに今、答弁があったとおりであります。介護納付金の課税限度を引き上げるということで、68世帯、119名の方々にとっては負担増と、そういうことであります。もちろん、先ほどありましたように、緩和策で下がる、そういったこともあるでしょう。でも、基本的にはまさに国が自分たちの責任をどんどん放棄しているというのがここにも表れております。そういった意味で、こういったことではなくて、きちんとこの議会としても本当に地方は怒ってるんだということをですね、国に示す立場からも、これは専決処分でございます。いわゆるここが否決されたとしても、国に対しての意見としては大いに私は地方から発信をしていく、そういった責任があるのではないかとこのふうな気がします。定率減税の廃止、そういったものをどんどんやる、三位一体改革の中でこういうことであります。地方議会からそういったものは駄目だよということを大いに発信すべきであるというふうに、私は気がしてなりません。なぜなら、末端の一番身近なところで活動している議員として、そういう住民の皆さん方の声をきちんと受け止めて、当局一緒になって国に物を申していくと、そういう姿勢が必要ではないかという立場で討論を終わりたいと思います。

**○議長（谷口松生君）** ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（谷口松生君）** これで討論を終わります。

これから採決します。

採決は起立によって行います。

お諮りします。承認第32号は承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

**○議長（谷口松生君）** 起立多数であります。

したがって、承認第32号は承認されました。

日程第9 承認第33号 専決処分の承認を求めることについて

(平成17年度志布志市一般会計補正予算(第1号))

○議長(谷口松生君) 日程第9、承認第33号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。  
提案理由の説明を求めます。

○市長(本田修一君) 提案理由の説明を申し上げます。

承認第33号、専決処分の承認を求めることについて説明を申し上げます。

本案は、地方債の許可額の確定等に伴い、緊急に平成17年度志布志市一般会計予算を補正する必要が生じ、平成18年3月31日に平成17年度志布志市一般会計補正予算(第1号)を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により承認を求めるものであります。

詳細につきましては、担当部長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○企画部長(持富秀明君) 承認第33号につきまして、補足して説明を申し上げます。

今回の補正予算は、起債許可額や国、県補助金の確定等に伴う予算の最終調整により、1億633万6,000円減額し、予算の総額を68億6,101万円としております。

予算書の1ページでございます。

第1表の歳入歳出予算補正をお開きください。

まず、歳入では、収入見込額との調整により、市民税など市税4,100万円増額、特別交付税額の確定に伴い、地方交付税を2,941万8,000円増額、事業費の確定に伴う補助金の減額等により国庫補助金を1,769万4,000円、県支出金を1,581万円それぞれ減額をしております。

繰入金につきましては、2億749万1,000円を減額し、また財政調整基金繰入金につきましては、全額を減額し、繰入額はゼロにいたしております。

歳出につきましては、市債の確定に伴う財源振り替えのほか、事業費の確定に伴う最終調整をいたしております。

予算書の9ページをお開きいただきたいと思っております。

第2表、繰越明許費の補正でございます。他の災害復旧工事と工期が重複いたしまして、工期内完成が困難となったため、現年公共土木災害復旧事業の単独分を580万円追加し、また工事発注後の一部工法の見直しにより、地方特定道路整備事業を3,520万9,000円に変更するものでございます。

予算書の10ページをお開きいただきたいと思っております。

第3表の地方債補正でございます。起債許可額の確定等により、一般公共事業など15件、10億4,050万円の地方債を5,500万円増額いたしまして、10億9,550万円変更するものでございます。

以上で補足説明を終わります。

○議長(谷口松生君) これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○31番(野村公一君) 2点だけ、ちょっと説明をしてみてください。

まず第1点目は、予算書の44ページ、賦課徴収費が入っております。134万円マイナスですが、これのちょっと理由をお願いを申し上げたいと。

それから、最後のページでございますが、公債費のところ、一借の利子が6,000円入っております。この一借の借入目的、それから金額、月日、借入日ですね、その目的を御説明をいただきたいというふうに思います。

**○市民部長（稲付道憲君）** お答えをいたします。

賦課徴収費の中の報償費、それから23節の償還金利子及び割引料でございますが、報償費につきましては、納税奨励金の交付でございます。これが見込みよりも実績が少なかったということでの減額でございます。

さらに、税還付金につきましても、見込みよりも少なかったということの減額でございます。

**○企画部長（持富秀明君）** まず、地方債償還金の122万円でございますが、臨時財政対策債を17年の11月30日に2億5,380万円借入れをいたしました。したがって、これの利息分の追加でございます。

それから、一時借入金でございますが、これにつきましては、基金からの繰替運用を行って、利子額が5,082円生じたので、この分の追加をお願いしたところでございます。

**○議長（谷口松生君）** ほかに質疑はありませんか。

**○25番（小園義行君）** 33ページの知的障害者通所援護事業、これ55万円のマイナスになっていますが、その状況ですかね、ちょっとお知らせをいただきたいと。

そして、その下の乳幼児医療費助成事業126万2,000円の減額ですが、これは乳幼児医療助成が17年度どれくらいだったのかですね、全体ですよ、それをちょっとお知らせをいただきたい。

そして、40ページですか、資源ゴミの売払金が、補正655万8,000円ですが、全体ですよ、どれくらいあったのか、それもお知らせをください。

そして、その一番下の住宅修繕料、ここが92万4,000円、普通修繕料というので歳入というのがよくわからない。歳出ならよくわかるんですが、今回、住宅を修繕したことによって入ったと。これは火災か何かあって、保険料が入ったのかなということ等もありますが、少しちょっとお願いします。

**○福祉部長（蔵園修文君）** まず、知的障害者の通所援護事業でございますが、10名を単位として県の補助金の実施要綱に基づきまして金額が定められております。10名に満たなかったということでの減額でございます。

それから、ひとり親家庭医療費助成事業の実績については、今、手持ちの資料として持ち合わせておりませんので、後ほどお知らせをしたいというふうに思います。以上でございます。

失礼しました。乳幼児医療費助成事業でございます。

**○建設部長（井手南海男君）** 40ページの雑入の中にあります住宅修繕料でございますが、旧松山町の分でございますけれども、公営住宅を退去する際に、例えば畳とかふすま等が損傷しておった場合に、その修繕料をいただくということでの雑入でございます。

**○市民部長（稲付道憲君）** 資源ゴミの売払収入でございますが、はっきりした数字はつかめておりませんが、旧3カ町分合わせまして、約1,500万円程度の売払収入であろうというふうに思います。

○25番（小園義行君） これはもう17年の最終補正ですよ、これね。後でと言われても、これは即決なものだからですよ、ちょっと具体的にわからないと判断のしようがないじゃないですか。ちょっとそういうしっかりした提案をしていただきたいなあと思います。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。承認第33号は承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第33号は承認されました。



#### 日程第10 承認第34号 専決処分の承認を求めることについて

##### （平成17年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第1号））

○議長（谷口松生君） 日程第10、承認第34号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

承認第34号、専決処分の承認を求めることについて説明を申し上げます。

本案は、平成18年3月31日に国民健康保険基金利子が確定したことに伴い、緊急に平成17年度志布志市国民健康保険特別会計予算を補正する必要が生じ、同日に平成17年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により承認を求めるものがあります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。承認第34号は承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第34号は承認されました。

ここで昼食のため暫時休憩をいたします。

午後は1時10分から再開をいたします。

○

午前11時55分 休憩

午後1時9分 再開

○

○議長（谷口松生君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

上野議員が所用のため欠席となりました。報告いたします。

○

## 日程第11 施政方針

○議長（谷口松生君） 日程第11、施政方針を議題とします。

市長の施政方針を求めます。

○市長（本田修一君） 施政方針。

本日ここに、平成18年第2回志布志市議会定例会が開催されるに当たり、平成18年度における私の市政に臨む所信を御説明申し上げます。

私は、先の3月定例会におきまして、「市民のための、市民に開かれた、そして市民の目線に立った行政」を基本とした市政に対する私の基本的な所信を申し述べました。

今回、私が市長選挙において、市民の皆さんにお示ししました各種の公約等につきまして、厳しい財政状況の中でどのように施策に反映させて生かしていくかを基本に、肉付けを行い、補正予算として編成に努めたところであります。

市長に就任して以来、早くも4カ月を経過しようとしております。改めて新生「志布志市」の初代市長として、その責任の重さを感じ、身の引き締まる思いであります。

市政推進における政治理念としまして、私は、豊かな「大地の力」と世界へつながる「海の恵み」と、心豊かな「人のエネルギー」の三つを新しいまちのエネルギーに結集し、新市の将来像である「やすらぎとにぎわいの輪が協奏するまち」の実現のため、全身全霊を傾注し邁進する決意を新たにしているところでございます。

今後とも、議会をはじめ、市民の皆様の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

今回は、市政に対する基本的な考え方を五つの視点から述べさせていただき、施政方針といたします。

- 1、市民が輝く「共生」「協働」「自立」のまちづくり
- 2、三つの力を合わせた融和と協調のまちづくり

### 3、地域循環型産業の振興

### 4、安心・安全・健康で住みよいまちづくり

### 5、国際交流都市を目指して

以上、五つの視点でございます。

まずはじめに、市民が輝く「共生」「協働」「自立」のまちづくりについてでございます。

「共生」「協働」「自立」の社会づくりの推進につきましては、本市と県との連携のもと、NPO（非営利団体）等との協働を推進するため、本市における協働の仕組みづくりや方策を実践的に検討するため、協働事業のモデル事例づくりに取り組むこととしております。

今後、「共生・協働推進委員会」を設置し、市民、企業、各種団体、NPOなど、社会を構成するそれぞれが、お互い支え合う「共生・協働・自立」の地域社会づくりに向け、事例研究してまいります。

また、住民が地域のことを自ら考え、自ら計画、自ら活動することは、本市の今後のまちづくり、地域づくりに必要不可欠であると考えておりますので、「ふるさとづくり委員会事業」、「むら再生促進事業」等を全市に拡大し、自主活動による地域の活性化を展開してまいります。

さらに、地域活性化策といたしまして、地域の結束力の向上とやる気と行動力のある地域リーダーの育成及びNPO等の組織化が必要であると考えられることから、市民やNPO等の自主的かつ積極的な活動を支援する拠点づくりとしまして、市民活動推進センター（仮称）の検討にも入ったところであります。

また、高齢化や過疎化が急速に進展していく中、自治会の組織・運営を維持していくことが困難になってきており、新しい自治会組織の在り方については、時代のニーズに合わせた再編や機能の見直しを含め、地域住民が自主・自立できる新自治会組織の構築へ向け努力してまいります。

まず、自治会統合推進事業補助金制度を整備し、自治会の統合を望まれている自治会に助成し、統合しやすい環境を整えていきます。また、自治会活動の拠点となる施設の整備につきましては、「自治会集会施設整備事業補助金」により支援してまいります。自主的な運営をより活性化させるため、自治会運営助成金及び自治会活性化事業助成金を設置いたしましたところであり、これらの事業を積極的に活用しながら、自治会組織の強化を図ってまいります。

今後は、これらに関連する各種会議や委員会の議論等を踏まえ、市民と行政が一体となった総合的な自治会システムを構築するための協議会等を設置して、生涯にわたり健やかで安心な暮らしを送ることができる地域コミュニティづくりに努めてまいります。

市民への情報提供の在り方については、市民の目線で親しみのもてる広報紙を作るため、広く市民編集員を募集したところであり、その内容、手段を改善するため、市報に対する意見・提言をいただき、誰にでもわかりやすい広報紙づくりを進めます。

「ふれあい移動市長室」の設置につきましては、広報紙等で市民の皆さんに広く呼びかけたところであり、また「市長へのたより」を作成し、市政に対する市民の皆さんの御意見・御提案をお寄せいただいているところでございます。

市民と情報を共有することにより、市民と行政の相互理解を深め、市民の声と知恵を市政に反映させ、

市民の行政への参加を促進させるとともに、公平・公正で透明性の高い行政運営の実現と、行政に対する市民の皆さんの信頼確保に努め、より一層ガラス張りでも市民に理解される市政を推進してまいります。

男女共同参画社会形成の実現につきましては、庁内に「志布志市男女共同参画推進会議」を、庁外に市民の方々に構成する「志布志市男女共同参画推進懇話会」を設置し、推進体制の整備を図ったところでもあります。また、庁内に男女共同参画プラン策定研究会を立ち上げ、「志布志市男女共同参画プラン（仮称）」策定に向け、作業を進めてまいります。

また、本市における男女平等・男女共同参画社会に関する意識や考え方、日常生活の実態等について、現状を把握するための実態調査を実施するとともに、男女共同参画推進セミナーの開催や学習の場の提供に努めてまいります。

今後、各種審議会等女性委員の登用促進を図りながら、政策決定の場等への共同参画に努め、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮できる社会づくりに向けての気運の醸成を図ってまいります。

第2に、三つの力を合わせた融和と協調のまちづくりについてでございます。

去る5月31日、市民の皆さんに、運動やスポーツを通して、健康に対する意識を高めてもらうイベントとして、市民総参加による「チャレンジデー2006」が実施され、多くの市民の皆さんの参加をいただいたところであります。今後、このイベントを通して、市民の皆さんの健康づくりに対する認識や、各地域の一体感、連帯意識が深まるとともに、仲間づくりや地域づくりにもつながっていくことを期待しているところであります。また、本年度計画されている様々なイベントの締めくくりとして、志布志市誕生一周年を迎える来年1月28日に、志布志市誕生一周年記念式典・記念講演等を開催する計画であり、志布志市各地域の更なる融和と協調が図られ、市の一体性の確保と、輝く志布志市の創造に向けた、市民との共生・協働のまちづくりに資するものと考えております。

合併の目的である行財政の効率化・健全化への確かな道筋をつけながら、3万5,500人の市民の皆様の知恵と工夫と力を結集して、それぞれの地域の融和と協調を図り、合併による新しいまちづくりへの基礎を築いてまいります。

行財政改革につきましては、市長を本部長とする「行財政改革推進本部会議」において、本市の行財政改革の基本方針を決定したところであります。その中で、本市の行財政改革の目標として、行財政基盤の確立のための改革、市民との共生・協働による市政の確立のための改革、国際交流都市への飛躍のための民間活力の活用、の三つの目標を柱として掲げたところであります。今後、この基本方針に基づき、「志布志市行政改革大綱」及び大綱の実施計画とも言える「集中改革プラン」の策定に向け、広く市民の皆様の見解等もお聞きしながら、行財政改革推進委員会における審議を経て、議会の皆様にもお示ししていきたいと考えております。

また、行財政改革の視点から、「公の施設」の管理・運営の在り方を検討するための、庁内で構成する「指定管理者制度検討委員会」を設置し、指定管理者制度導入の予定施設につきましては、本定例会に関係条例の改正議案を御提案しているところであります。

行財政改革の実施に当たりましては、市民の参画と理解を得るための情報提供を常に心掛け、議会の皆様にも御理解いただき、推進していく所存であります。

職員の能力を最大限に引き出し得る適材適所の人事と人材育成を図り、職員がもてる能力を十分発揮できる柔軟かつ機能的な組織づくりに努め、職員提案制度の導入や各種研修を積極的に実施し、職員の意欲向上と意識改革を進めてまいります。また、集中改革プラン策定に合わせ、職員定数の適正化計画を定め、適正管理に努めてまいります。

さらに、健全な財政運営の青写真を描くためには、各種事業の導入方針としましては、今後策定する第一次市総合計画との整合性及び各事業の緊急度、必要性、費用対効果の検証を実施することにより、行財政の効率化と健全化に努めてまいります。

具体的には、毎年事業の見直しを行う実施計画において、各事業の把握と事業評価などを行い、限られた財源を有効に活用する行政運営と、個々の地域の特色に合った事業実施や行政サービスの提供を推進する必要があると考えております。

第3に、地域循環型産業の振興についてでございます。

志布志市は、豊かな自然と海に恵まれ、広大な農地を生かした県内有数の特色ある農・林・畜・水産業が営まれ、日本の食料供給基地として重要な役割の一翼を担っています。

このような恵まれた志布志の地域資源を生かした産業の振興を図るため、今後とも農林水産業を地域産業の核として位置付け、更なる振興を図るための各種施策を講じてまいる所存であります。

そのためには、本市が食料供給基地としての役割をさらに高め、本物づくりのブランド化を進めるとともに、低コストで生産できる環境づくりが必要であると考えております。

また、安心・安全な農林水産物を生産できる環境保全型農業の取り組みの一つとして、ポジティブリスト制度に対応した全国一の安心・安全な高品質農産物の実現であると考えております。そして、農林水産業を若者に魅力ある次世代産業として育成するための、家庭及び地域、そして行政をはじめとする関係機関の意識改革であると考えております。

その実現に向けて、具体的に次のことを最重点的に取り組んでまいります。

まず、本市の基幹作物である畜産、茶、メロン、イチゴ、ピーマン等について、「農業・農村活性化推進施設等整備事業」、「活動火山周辺地域防災営農対策事業」等の補助事業導入や、「農業生産対策事業」等の市単独事業により、農家の所得向上及び経営安定を図り、本市の園芸振興や産地の維持拡大に努め、本市の特性を最大限に生かした生産の振興を図ってまいります。

特に、合併により1,000haを超える栽培面積となり、九州でも3位となったお茶については、台風に強い防災作物として本市の立地条件を最大に生かし、国際競争力のある作物として、さらに生産性の向上を図り、日本一低コスト茶産地の実現に向けて、本年度は新たに「低コスト茶産地育成事業」を創設し、開かれた市場で、安い外国産に価格で対等に渡り合えるお茶を生産できる環境づくりを推進してまいります。

このようなことから、地産地消の推進につきましては、公設市場の機能強化を図るうえからも、市場が核となり、生産者の育成、農産物の集約を図りながら、給食センターをはじめとする市内の公的施設へ納入するシステムを導入し、地場野菜の生産振興を図りつつ、地元消費を推進するネットワークづくりに努めます。

また、農業を若者雇用創出の舞台として位置付け、基幹産業である農業を次の世代に着実につなげる農業後継者の確保・育成は緊急の課題となっております。

高齢化した農村集落の担い手を確保するとともに、高齢農家の家業再生と本市の基幹産業である農業の永続的な振興を図る施策として、「志布志市農業農村家業再生支援事業」を創設し、基幹産業である農業を次の世代に着実につなげる農業後継者の育成を強力に推進してまいります。

また、環境保全型農業の推進の一環として、多くの種類の作物が混在している野井倉、蓬原の両開田で、40年近く実施している有人ヘリによる農薬散布を見直し、他作物への危害・被害が発生しないよう、全面散布から無人ヘリによる各ほ場への個別散布へ見直しを行うとともに、低コスト水田農業の確立と安心・安全な農作物の生産を図るため、来年度へ向けての作物の団地化を関係機関と一体となって推進してまいります。

一方、農業・農村の自然環境に対する関心、住民等による自主的な地域活動の気運の高まりなど、農業・農村の魅力が再認識されつつあり、地域における共同活動と営農活動を一体的、総合的に支援し、自治会活動機能向上を図るとともに、農地・水・農村環境の保全と質的向上を図ってまいります。

曾於東部地区国営かんがい排水事業は、本年度で国営関係工事が完了し、平成19年度より完全通水の予定であります。今後、施設等の維持管理については、補助事業である「市営基幹水利施設管理事業」を導入する計画であり、基幹水利施設等の一元管理を行うことにより、地域の農業情勢の変化に対応した維持管理ができるものと期待しているところであります。

また、曾於南部地区国営かんがい排水事業は、ダムを含めた一期工事が完了し、本年度より一部通水が行われる予定であります。

さらに、地域資源を生かし、環境と調和のとれた農村地域の整備を推進していく必要がありますが、まだまだ地域内の農道及び排水路等の整備は立ち遅れている現状にあり、「県単独農業農村整備事業」、「市単独土地改良事業」等により、年次的に整備を図ってまいります。

畜産につきましては、本市の農業生産額に占める割合は、概ね5割程度であり、本市農業の基幹をなしているものであります。しかしながら、飼養農家は高齢化や農業後継者の確保の困難性等から、年々減少してきているのが実情であり、飼養農家及び飼養頭数の減少防止や各種の振興施策を積極的に展開してまいります。

農業後継者の育成確保については、「志布志市農業農村家業再生支援事業」により、畜産の後継者育成についても一体的に取り組んでまいります。

畜産振興の具体的施策については、肥育基金等素牛導入に係る資金の無利子貸付や優良種畜保留導入の支援を行い、素畜の資質改善の強化に努めるとともに、畜産飼養環境の改善を図るため、県地域振興公社による畜産環境施設整備等の積極的導入や、市単独のパドック式牛舎等への設置補助を行い、環境保全やコスト削減、多頭化への誘導及び後継者等への支援として取り組んでまいります。

また、畜産廃棄物等の無公害化処理、堆肥の有効活用策等に関して、今後、その在り方等についても調査・研究してまいります。

本市の食肉センターにつきましては、この施設がこれまで本地域の畜産振興に貢献してきたことは計

り知れないものがあると高く評価しております。先の3月定例会において、志布志畜産より提出された志布志市食肉センター無償譲渡に関する陳情が採択されたことを踏まえ、事業者の要請にこたえることにより、さらなる本市の畜産振興や雇用の確保等による地域産業の活性化を図るため、施設の民間への譲渡を行うこととし、財産処分の議案も本定例会に御提案しているところでございます。これからは民間施設として益々充実発展していくよう大きな期待をもって見守ってまいります。

次に、林業の振興につきましては、森林には国土保全機能や水資源かん養機能など、多様な機能を同時に幾重にも発揮できる優れた特性があります。県や森林組合と連携して、森林の生態的な健全性を確保し、森林の持つ多様な機能を総合的かつ高度に発揮させていくことを基本に、間伐実施における放置林の森林整備の推進に取り組んでまいります。

本年度におきましては、「森林整備地域活動支援交付金事業」を通して、森林施業実施地区の明確化、長伐期材の生産指導など、森林を守り育てる意識の高揚を図り、森林の環境保全に努めてまいります。

また、新しい林業振興策として、森林空間を活用したシキミ、サカキ類の特用林産物の生産、出荷が軌道にのりつつあり、本年度は安定した供給体制づくりの施設整備について支援をしてまいります。今後は、優良品種の面積拡大、生産者の育成、幅広い特用林産物にも取り組んでまいります。

林道につきましては、森林整備の推進、林業経営の効率化はもとより、山村地域における生活環境の改善などにも重要な役割を果たしていることから、鎌石・柳井谷線を継続して整備しておりますが、本年度で完成することといたしております。

本市の漁業につきましては、沿岸漁業を主として操業しておりますが、漁業就業者の高齢化や後継者不足の問題、さらに近年の水産資源の減少や魚価の価格低迷により、漁業経営は厳しい状況にあります。

これまで水産資源の増殖・確保のため、漁礁の設置などによる漁場の整備、各種放流事業に積極的に取り組み、「つくり・守り・管理する漁業」を推進してまいりました。今後も、放流事業につきましては、継続的に実施し、水産資源の増殖と確保を図り、資源管理型漁業の普及推進に取り組んでまいります。

また、高級魚として評価の高いハモの活用については、骨切り加工により付加価値を高め、地域特産加工品としての開発や、地産地消に向けての取り組み等により、ハモの消費拡大を図ってまいります。

夏井漁港につきましては、第1種漁港に位置付けられており、漁港漁場整備長期計画に基づき、外郭施設の整備や漁村環境整備を計画しているところであり、本年度は「漁村づくり総合整備事業」により、中防波堤の整備を引き続き行い、漁業者の方々が安心して利用できる漁港の整備を図ってまいります。

本市が持つ豊かな自然環境は、ほかにも県内有数の太陽・風力・水力等クリーンエネルギーや、豊富なバイオマスエネルギー（有機資源）等を保有しております。これらの資源の活用を図るため、「地域新エネルギービジョン」を策定することといたしております。

本ビジョンにおいては、エネルギー賦存量の調査をはじめ、新エネルギーの導入の可能性等について検討し、実行プログラムを策定するものであります。本ビジョンの策定により、地域循環型社会の構築を目指し、さらに地球環境への貢献を図るため、今後は新エネルギーを媒体とする新たな環境事業を官民一体となって展開し、地域経済の活性化につなげてまいります。

また、山林資源は将来的にも有望な高品質の活性炭生産事業につながり、また畜産廃棄物や生ごみ、焼酎粕などのバイオマス資源は、堆肥化が図れるものであり、これらの地域資源を活用する新技術に国の支援策を活用しながら、民間の活力と新しい発想で取り組む必要があり、今後、新分野の開発等、その在り方、可能性について調査・研究してまいります。

これらの地域資源を生かした「地域循環型社会」の構築と、九州唯一の中核国際港湾である志布志港の物流拠点を生かした新産業を推進することで、働く場の創出と地域経済の振興が図られるものと考えております。

次に、商工業の振興につきましては、本市の既存商店街は依然として大規模小売店等の立地と相まって、空洞化が進むなど厳しい状況下に置かれており、地域の創意工夫に基づいた取り組みを促進し、商店街の活性化を図る必要があります。商工業の活性化を目指し、将来への展望ある起業や人材の育成などを主眼として、情報の収集及び提供等を支援してまいります。

サポートしふしアピアにつきましても、これまで集客を図るため、店舗全体の清潔感、衛生管理を徹底するとともに、テナントの販売促進を図るための経営指導等を実施してきているところであります。新たなテナント誘致等を進め、商業施設としての魅力を高めるとともに、地域の皆様に愛され、暮らしに役立つ店づくりに取り組みながら、地域密着のサービスで、消費者が安心・安全に買い物ができる体制づくりを強化してまいります。

大迫地区の食品関連団地の分譲につきましては、地域の環境に配慮しつつ、地域の多様な資源や素材を活用し、地元で貢献できる企業が立地できるよう、さらに優遇制度の充実を検討し、優良企業の立地の推進を図ります。また、地域雇用創造事業など、国の事業を活用し、若者定住につながる企業誘致や雇用の創出にも努めてまいります。

観光の振興につきましては、本市の特色である海や山等の観光資源を活用し、「観る、触れる、味わう」などの体験を楽しむグリーンツーリズム等の体験型観光を広域的に展開できるよう、農林水産・商工業者等関係団体の協力を得ながら、魅力ある観光地づくりを推進してまいります。

また、本市の名所等を網羅した観光パンフレットの作成や観光案内板をさんふらわぁターミナルに設置するなど、本市を訪れる観光客の利便性の向上とPRに努めてまいります。

なお、「志布志市商工・観光戦略会議」につきましては、実現可能な戦略とするため、組織及び構成員、会議の方向性等について、現在、検討を重ね、設立に向け取り組んでいるところであります。

また、地域産業経済の活性化に向けて、本市の発展を担う企業に対する誘致活動、さらには地場製品の販路拡大など、関東・関西等の各郷土会や物産展、各種イベント等の機会を通して、より積極的にトップセールスを引き続き実施してまいります。

また、本市にゆかりのある方々を「志布志市ふるさと大使」として委嘱し、本市の特産品等の普及・宣伝や、観光振興に協力をしていただき、広く県内外の方々に本市の魅力をアピールしていただくよう推進体制の強化を図ってまいります。

各種イベントの開催につきましては、志布志市誕生記念お釈迦祭りが4月29日開催され、宝満寺を中心とする祭り会場に県内外から多くの方が訪れ、大変賑わったところであります。

祭りの準備から当日の運営まで、実行委員会を中心に各種団体をはじめ、多くの市民の皆さんのボランティアのもと、開催されたところであり、今後も「志布志みなとまつり」、「ふるさとまつり有明」、「やっちく松山藩秋の陣まつり」、「イルミネーション点灯事業」を開催し、地域住民相互の交流を通して一体感を深め、調和ある豊かなまちづくりを推進してまいります。

第4に、安心・安全・健康で住みよいまちづくりについてでございます。

安心で安全な住みよいまちづくりを推進するため、本定例会に「志布志市安全・安心まちづくり条例」を御提案しているところであり、この条例の制定を受け、まず行政・市民・消防・警察等を構成とする「志布志市安全・安心まちづくり推進協議会」を設置し、市民の生命、身体又は財産に危害を及ぼす犯罪等の防止に努め、安心で安全なまちづくりを推進してまいります。

さらに、「志布志市国民保護協議会条例」を本定例会に御提案しているところであり、本年度はこの条例の制定を受け、「志布志市国民保護協議会」を設置し、武力攻撃事態等における住民の生命、身体及び財産を保護するための、志布志市国民保護計画を策定するところでもあります。

また、志布志創年団による安全パトロール隊、やっちく市中見廻り隊など、民間主導での活動が展開されるなか、地域住民の防犯、防災意識の向上を図るとともに、特に子供や高齢者を支援し見守る、安心・安全なまちづくりを地域住民と一緒に進めてまいります。

防災対策につきましては、火災発生時における初期消火の重要性にかんがみ、市内各分団の消防施設等の充実、消防団員の資質向上を図り、より一層迅速な対応に努めるとともに、自主防災組織の育成・強化を図り、地域ぐるみの住民による自主的な防災意識の高揚と避難体制の強化に努め、住民が安心して暮らせる防災対策を推進してまいります。

自然災害等の対策につきましては、志布志湾沿岸部2市3町の自治体による、地震津波対策会議を本市で開催したところであり、今後も情報交換を行い、情報の共有化による各自自治体間の横の連携強化を図り、災害発生時における迅速な対応や、避難等の体制を構築できるよう、関係機関とも連携を図りながら取り組んでまいります。

また、地震による津波災害を想定した志布志湾岸一体における「津波防災対策マップ」を整備するとともに、インターネットを利用した国・県の防災情報システムなどを活用し、災害情報の伝達や警戒避難体制の整備を図ってまいります。

さらに、本年度は、志布志港において、本市と大隅曾於地区消防組合の共同開催による、地震津波を想定した住民と関係機関が一体となった陸・海・空の大規模な防災訓練の実施を計画しております。

消防車両については、購入後20年が経過している車両も多く、年次的に、今後更新していく予定としております。また、安定した水利確保や地震に伴う火災に確実に対処するため、地震に対応した耐震性貯水槽の整備を図ることとしております。

交通安全施設につきましては、増加傾向にある交通事故等の発生を防ぐため、交通安全協会と連携し、運転者のマナーアップを図るとともに、ロードミラーやガードレール等の交通安全施設の整備を図り、交通弱者の安全確保に努めてまいります。

防災行政無線につきましては、現在、それぞれの操作卓からの通信で対応しておりますが、災害等緊

急時的な対応に支障を来すことが予測されるところであり、本年度は本庁舎に統制卓を整備し、統一した防災行政無線体制を確立するとともに、今後において電波法の改正によるデジタル化に向け、年次的に整備してまいります。

次に、高齢者の保健・福祉対策につきましては、本格的な長寿社会に対応するために、高齢者が生涯にわたって健康で生き生きと自立して暮らすことができるように、「地域で支え合い健康で生き生きと暮らせる住みやすいまちづくり」を基本理念に、地域における高齢者支援の体制整備に努めてまいります。そのために、「食の自立支援事業」や「福祉タクシー委託事業」、「生きがい活動支援通所事業」、「敬老祝金支給事業」等、様々な事業を行うとともに、社会福祉協議会の支援、シルバー人材センターへの支援などを通じて、高齢者が住み慣れた地域で自立した在宅での生活を送れるような事業を展開してまいります。

介護保険事業につきましては、介護予防や地域ケアに重点がおかれた介護保険法の改正により、新たな予防給付や地域密着型サービスの創設などが行われたところではありますが、高齢者が要支援状態や要介護状態にならないために、介護認定者はもちろんのこと、一般高齢者、特定高齢者に対して、老人保健事業、高齢者福祉事業、地域支援事業などとの連携を図りながら、地域包括支援センターを核として、介護予防施策や健康づくり事業を進めてまいります。

また、健康の維持・増進や転倒予防に向けた高齢者医療・介護予防対策として、健康・介護予防教室「ピンピン元気塾」を全市で取り組み、地域で活動できるサポーターを養成し、生きがいを持ち、活躍できる生涯現役運動を展開してまいります。

老人保健事業につきましては、老人保健法に基づき、心身の健康を保持するため、健康教育・健康相談・健康診査を実施することといたしております。

母子保健事業につきましては、地域における子育て支援・健診・相談等を実施し、安心して子供を生み・育てることができる環境づくりに努めてまいります。その中で、少子化対策として、母子の健康の保持増進と、子育て支援の観点から、乳幼児医療費の軽減と妊婦健診の負担軽減を図ってまいります。

予防接種事業につきましては、伝染のおそれのある疾病の発生・まんえんを予防するため、予防接種法に基づき、予防接種の意義や市民の利便性を考慮しながら、接種率の向上が図られるよう、他の事業との組み合わせを検討し、個人の免疫力増加と地域での感染防止に努めます。

休日の医療充実につきましては、在宅当番医制により、市内の各医療機関に委託をし、時間外医療の確保を図ります。

また、救急医療に関する事業では、休日及び夜間における急病患者や、入院医療を必要とする重症救急患者に対する医療を確保するため、曾於郡医師会、都城市の協力のもと、地域での救急医療体制の円滑化を促進します。

少子化対策といたしましては、「放課後児童健全育成事業」、「乳幼児医療費助成事業」、「出産祝金事業」等を実施し、親が安心して子供を生み・育てられる環境づくりと、子育てを地域全体で支援する体制づくりに努めてまいります。

その実現のために、現在、国においてまとめるとしている総合的な子育て支援策を見極めたうえで、

現在、子育て中の方や子育てが終わられた方々が、どのような支援策を望んでおられるのか、今後その実態把握や各種団体、市民との意見交換などを通じ、市民の声を生かした、真に必要なとされる志布志市独自の子育て支援施策として取りまとめることとしております。

今後は、「食育」や「徳育」も含め、地域ぐるみで子育てをサポートする運動を展開して、「日本一の子育て」のまちづくりを目指してまいります。

地域子育て支援センターにつきましては、志布志市民はもちろんのこと、近隣の市町からも子育てに関する相談から教育相談、DV、児童虐待など数多くの相談が寄せられており、今後も職員をはじめ、専門の相談員、児童相談所等の関係機関と連携を取りながら、問題の解決に努めてまいります。

保育所につきましては、市民ニーズに対応した保育サービスの拡充と、保育園運営の効率化が図られ、将来にわたって安定して多様な保育サービスの提供を実現できるような保育所運営を目指したいと考えております。

今後、特別保育事業などを積極的に取り入れ、保育サービスの充実を図るため、私立保育所の民間活力の活用を考えております。

そのため、県をはじめとする関係機関との協議を進めるとともに、外部関係者を含めた委員会方式等での移管先の選考を行うなど、その実現に向けた作業を進めてまいります。

障害福祉につきましては、本年4月より障害者自立支援法が段階的に施行され、5年後には全面施行となるところであります。この法律により、障害の種別にかかわらず、共通の福祉サービスを受けられるようになったところであります。事業の内容としましては、今まで別々に実施されていた事業が一元化され、介護給付、訓練等給付、自立支援医療、補装具費給付等の国庫負担事業と、地域生活支援事業の補助事業とに再編され、利用者は原則1割負担となるところであります。

このようなことから、障害のある人が、制度を十分に理解し、自ら福祉サービスを自由に選択し、利用者本位のサービスが受けられるよう、今後も情報提供や相談体制の充実に努めてまいります。

また、ノーマライゼーションの理念のもと、障害者の社会への参加、自立に向けた施策の推進を図るため、障害者の実態や意向を把握し、障害者、その他の関係者の意見を反映した障害福祉計画を策定し、障害者福祉の増進のための施策の充実に努めてまいります。

次に、本市の教育行政につきましては、「あしたをひらく心豊かな人づくりと文化のまちづくり」を基本目標に、郷土の持つすばらしい伝統や人情味あふれる教育的風土を生かし、心の豊かさと学ぶ意欲にあふれる市民づくりを目指すとともに、生涯学習の活力ある教育・文化の振興を図ってまいります。

また、県及び地区の教育行政の重点施策や、今後策定する第一次市総合計画を踏まえ、科学技術の進展や、国際化、情報化、少子高齢化など、社会の変化にも的確かつ柔軟に対応する教育を推進してまいります。

各施策の推進に当たりましては、学校・家庭・地域が、それぞれの教育力を高め、相互に補完し合いながら、相乗的に効果をあげることができるよう、教職員・保護者・地域住民が自ら学ぶとともに、連携と協力を強化してまいります。

また、広域化した地域内及び他地域等との人的交流や、文化的交流・スポーツ交流等を積極的に行い、

生きる力や健やかな心を培う活力のあるふるさとづくりを推進してまいります。

さらに、教育行政全般において、本市三つの地域の良さを取り込んだ「きりり輝く三つの教え～煮しめ・つけあげ・にぎりめし～」の理念を生かした教育を推進してまいります。

まず、学校教育につきましては、新しい志布志の自然や伝統・文化・人材等の豊かな教育資源や教育力を利用して、幼児・児童・生徒が自ら学ぶ意欲を持つとともに、確かな学力を身につけ、郷土志布志を愛し、志布志の発展に尽くそうとする意欲や態度を育てる教育の推進に努めてまいります。

そのために基礎学力定着と教職員の資質向上を二大目標として、管理職研修会をはじめ、各種研修会や学力向上対策会議等で具体的な取り組みについて検討してまいります。

また、心の教育について、子供たちが自分も他人もかけがえのない存在であることを自覚し、共に尊重し協力して生きていく態度を育てていくために、ボランティア活動や自然体験活動・社会体験活動を取り入れた教育を充実してまいります。

そして、教育とは学校・家庭・地域がそれぞれの役割と責任を果たし、連携して行わなければならないものであるとの認識に立って、郷土に根ざした活動を積極的に取り入れ、特色ある教育活動を推進するとともに、学校評議員制度等を活用した開かれた学校づくりに努め、外部評価を取り入れるなど、保護者や地域の意見を生かした学校経営を進めてまいります。

同時に、教職員評価制度を導入して、教職員の意欲を高め、資質・能力の向上を図り、学校の活性化に努めたいと考えております。

さらに、国際港志布志港を背景とした国際化・情報化社会に対応するため、国際理解教育や情報教育を充実いたします。

そのために、外国人に直接触れる文化交流や、ALTの有効活用による英語学習等の推進、校内LANやテレビ会議システムの活用等、情報教育の環境整備に努めてまいります。

小・中学校の今後の在り方につきましては、庁内において検討委員会等を設置し、今後における児童・生徒数の推移を見極めながら、学校の適正規模の在り方や教育効果、教育の諸条件など、将来を見据えた学校区の見直しや、学校の統廃合を視野に入れた幅広い観点での協議・検討を行います。

学校施設につきましては、老朽化に伴う改築はもとより、市内全般における耐震診断を行い、安心・安全な施設整備を進めるとともに、総合的な市内全校の整備計画を定め、整備計画に沿って、年次的に校舎等の増改築、大規模改修や雨漏り防止工事の整備を行い、児童・生徒が安心して学習できる環境整備に努めてまいります。

生涯学習につきましては、生涯学習センターを有明・松山地域にも新たに設置し、本年度は121講座、1,600人を超える受講者で開講した生涯学習講座及び生涯学習フェスティバルの更なる充実を図ってまいります。

聖徳大学生涯学習研究所と、NPO法人全国生涯学習まちづくり協会との提携事業で、「協働時代に輝く創年と子どもたち」をテーマに、志布志創年市民大学を開校し、創年と子供の交流の場を創出いたします。

なお、創年とは、新たな人生に挑戦する生涯現役を意味する人々の呼称といわれております。

また、本年度は生涯学習のまちづくりの観点から、志学館大学との共同事業として、子育て支援の調査・研究を行ってまいります。

さらに、本年11月に本市で、「志」の付く自治体が集まり、「まちづくり志縁サミット」を開催し、生涯学習のまち志布志市を全国に発信し、生涯学習の推進を図ってまいります。

生涯スポーツにつきましては、小学生を対象に水泳教室やジュニア陸上教室、一般を対象にバドミントン教室やエアロビクス教室等のスポーツ教室を実施してまいります。

また、各地区体育指導員と一体となり、ニュースポーツの普及を図り、「健やかスポーツ100日運動」の推進とともに、体力づくり・競技力向上等を通じてのスポーツ振興も図ってまいります。

社会教育施設や体育施設につきましては、老朽化の著しい施設について、緊急度や必要性に応じ、年次的に修繕・改修等を行い、施設の有効利用に努めます。

尾野見地区公民館につきましては、施設の老朽化が進み、早急な対策が必要であり、内・外部の改修工事、併せてバリアフリー化工事を行い、松山歴史民族資料館については、アスベストの撤去や屋根改修工事を行います。

また、志布志運動公園陸上競技場のトラック整備やフィールド内の芝の張り替え、B&G海洋センタープールの全面的な改修など、その対応を図ってまいります。

図書館につきましては、多くの資料を収集・保存し、それを提供し、地域の情報の拠点施設・読書施設やコミュニティの場としての役割など、生涯学習を支援する施設として多くの役割・機能を果たしております。

図書館を市民の皆さんが等しく身近に利活用できるよう、松山分館、有明分館の図書システムのシステム化を進め、図書館機能の充実と住民サービスの向上に努めてまいります。

文化振興につきましては、日展鹿児島会との共催で、鹿児島日展志布志展を開催することとしております。また、ニューミュージックコンサートを開催するとともに、創造型自主文化事業として、広く市民に発表の機会を提供しております。ホールを活用した自主文化事業のほか、ロビーでは市民ギャラリーとしての自主企画展も開催いたします。

本年度においては、志布志文化会館の舞台吊物の全面取替工事、舞台袖に接続する倉庫の増改築工事を行い、施設の充実を図ります。

そのほか、秋の芸術祭をはじめ、市民の方々が主体的に文化活動ができるよう、積極的に支援してまいります。

国指定史跡である志布志城跡の整備につきましては、史跡公園として保存・活用するため、本年度指定区域の史跡地を取得する予定としております。また、内城跡については、保存整備を図るため、発掘調査と環境整備を進めてまいります。

このほか、民族芸能等保存会運営補助を行うとともに、民族芸能大会を開催し、広く市民の皆さんに周知を図り、その継承を促したいと考えております。今後も地域に伝わる伝統芸能、技術工芸等、多方面にわたる後継者育成に努めるほか、青少年に対する文化振興施策として、従来から活動されていた青少年劇団「松山kid's」や、本年度新しく誕生した文化財少年団「ロビンフッズ」などの育成・支援に

努めてまいります。

学校給食につきましては、これまでどおり地場産品の牛肉・黒豚・ハモ・メロン・うなぎ・米を使った学校給食を提供するとともに、それらを食に関する指導において活用することにより、児童・生徒の様々な教育効果を期待しております。

特に本年度は、地場産物や米飯給食を生きた教材として活用し、学校給食の在り方を探る文部科学省指定の「地域に根ざす学校給食推進事業」も実施しながら、更に「食育」を推進してまいりたいと考えております。

また、学校給食センターの建設につきましては、本年度、全体的な配送計画の見直しを含め、建設地の選定、面積及び規模などについて調査検討し、建設に向け取り組んでまいります。

また、本市における市道の整備計画につきましては、中核国際港湾志布志港を拠点とし、都城志布志道路と東九州自動車道にアクセスする幹線道路を整備することにより、本地域の生産基盤と流通体系の確立が図られるものと考えており、年次的に幹線道路の整備を進めてまいります。

また、国道220号、主要県道4路線及び一般県道を主軸とし、市内各地域を環状線上で結ぶために、現道の改築と新設改良を実施することにより、一般車両、歩行者の安全の確保とともに、地域間の交流や交通形態が円滑化され、交通ネットワークの確立が図られるものと考えております。

さらに、地域性を重視し、生活関連及び生産基盤の高い未改良市道の整備を実施することにより、地域格差をなくし、生活環境の向上を図るとともに、集落道等の整備については、要綱を遵守しながら市内全域において事業推進を図りながら、生活環境の改善に努めてまいりたいと考えております。

また、都城志布志道路、東九州自動車道の建設促進につきましては、引き続き早期完成に向け、近隣自治体、経済団体、地域住民と連携しながら、国・県へ強く要望してまいります。

居住環境の整備につきましては、本市の公営住宅は現在650戸を保有し、維持管理を行っておりますが、既存の公営住宅は昭和20年代後半から40年代に建設されたものが多く、耐用年数を大幅に超過した老朽化の著しい狭小住宅で、リフォームを含め建て替え等の対応を急がれているところであります。

本年度は、総合的な公営住宅のマスタープラン・ストックマスタープランを策定し、年次的に各公営住宅の建て替え整備やリフォーム整備の手法・方向性を示してまいります。

今後の公営住宅を含む住環境の整備につきましては、単身者、多子世帯、高齢世帯等、多様なニーズに対応した良質な住宅や宅地の整備提供を進め、誰もが安全で安心してゆとりある生活ができるよう民間活力の導入や、その建築手法も含めた総合的な住宅整備計画を策定し、地域の活力と定住化を図ってまいります。

合併に伴い、市街地を形成している周辺部において、秩序あるまちづくりを行うため、都市計画区域の変更や用途地域の見直しをする必要があると考えております。

特に、有明地域の国道220号沿線は、住宅や商店が建ち並び、志布志都市計画区域と類似しており、今後ますます発展が見込まれる地域であります。都市計画区域の指定をしていないため、無秩序な土地利用や開発、住宅建設等が行われても規制できない状態にあります。

本年度は、本市における市街地の状況や、社会的・自然的環境条件等を総合的に解析するため、都市

計画基礎調査を実施し、都市計画基本図を作成するところであります。

今後、志布志市各地域の均衡ある発展を図るため、都市計画マスタープランにより、将来を見据えた具体性のある都市づくりビジョンと実現に向けての方針を定め、地域の特性や土地利用の動向、住宅環境の保護、商工業などの都市機能の増進、健康で快適かつ効率的な都市環境の形成・保全のため、都市計画区域の変更や用途地域の見直しを図ってまいります。

また、屋外広告物につきましては、本年度、調査委託事業により、町並み景観の保全、美観風致の維持が図られるよう、環境整備に取り組んでまいります。

次に、環境対策につきましては、本市の環境をより良くし、将来の世代にその環境を引き継いでいくことができるよう、環境の保全について、基本理念や施策の基本となる事項を定め、その施策を総合的かつ計画的に推進し、現在及び将来の市民の皆さんの健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする「志布志市環境基本条例」を本定例会に御提案しているところであります。本年度は、この条例の制定を受け、「志布志市環境基本計画」の策定を推進してまいります。

また、京都議定書に基づく、二酸化炭素排出量の削減に、地方公共団体として取り組むため、「志布志市地球温暖化対策推進実行計画」を策定し、二酸化炭素排出量の削減と併せて光熱費等の節減に努めてまいります。

さらに、「志布志市グリーン購入調達方針」を定め、今後、行政、市民、事業所等で環境負荷の低減に資する環境物品等の調達の推進が図られるよう啓発活動に努めてまいります。

本市では、ごみを「処理」する時代から「利用」する社会への構築を基本理念とする「一般廃棄物処理基本計画」を策定し、28品目の分別収集を行いながら、目標とする「ごみゼロエミッション」を達成するために、一般廃棄物の排出抑制や減量化・資源化に重点をおいた4R運動（リフューズ／断る。リデュース／減らす。リユース／再利用。リサイクル／再資源化）の推進に積極的に取り組み、市民・事業者・行政がそれぞれの立場で果たすべき責務と役割を理解し、実践していく資源循環型社会の構築に努めてまいります。

また、家庭ごみの排出に支障を来している高齢者や障害者対策として、ごみの分別・排出の負担を軽減するとともに、併せて安否の確認をする、ごみだし困難者対策事業を実施します。

また、不法投棄対策につきましては、市内のパトロール、不法投棄者の発見・警告・ごみ撤去業務を志布志市衛生自治会と連携し、その対策に取り組んでまいります。

ごみゼロのまちづくりににつきましては、市内全域を対象に「おじゃったもんせクリーン作戦」を展開するとともに、市民の皆さんが道路等の清掃責任を担う「マイロードクリーン作戦」を、今後開催される各種イベントの前に展開し、市民の皆さんの環境美化に関する意識の高揚を図ってまいります。

快適な水環境の保全につきましては、農業集落排水地区の加入促進を図るとともに、合併処理浄化槽の設置補助を行い、公共水域の保全に努めてまいります。

また、本市を流れる安楽川、前川、菱田川、田原川の定期的な水質分析を行い、生活雑排水や家畜排せつ物等による水質汚染防止対策に努めてまいります。

さらに、今年7月8日に、本市において、「地球環境を考える自治体サミット志布志大会」が開催さ

れることになっております。

このサミットは地球温暖化やごみ処理の問題等、各自治体が抱えている環境問題に積極的に取り組み、参加自治体が連携して、地域からの地球保全活動を推進・発信することを目的に開催されるものであり、職員はもとより、市民、議会の皆様の御協力をお願いするところであります。

また、この自治体サミットと併せて、7月9日に「ひまわり祭り」を実施することとしておりますが、多くの市民の皆さんが循環型の「サンサンひまわりプラン」の趣旨を御理解いただき、健康で快適な生活を送っていただけるよう運動を展開してまいります。

今後とも、地域住民の環境保全浄化への意識高揚を図りながら、「ごみゼロのまちづくり」を進めるとともに、地域と連携し「全市花いっぱい運動」で環境美化に取り組み、環境行政を推進してまいります。

最後に、国際交流都市をめざしてについてでございます。

国際海上コンテナ輸送は、物流システムの重要な役割を果たしておりますが、近年、特に我が国と中国をはじめとするアジア地域とのコンテナ貨物が増加傾向にあるところであります。

そのような中、志布志港では新若浜地区において、5万トン級の船舶が接岸可能な、水深14mの多目的国際ターミナルの整備が平成19年度中の一部供用開始に向け、進められております。

増大するコンテナ貨物については、より安く、より早く、より安全で信頼性の高いサービスを維持していかなければならないことから、港湾機能の充実も併せて図る必要があります。港湾の利用計画にあたっては、港湾施設利用者の意見を十分反映できるよう、港湾管理者に働きかけてまいります。

現在、志布志港の国際コンテナ航路として、中国、香港、台湾、韓国やフィリピン航路など、週7便が開設され、コンテナ取扱量も増加の傾向にあります。これまでの国内外におけるセミナーの開催や、荷主企業訪問など、官民一体となったポートセールス活動が実を結んできたものと考えております。

今後も引き続き、関係行政機関や港湾関係者で構成する「志布志港ポートセールス推進協議会」や、「志布志港湾振興協議会」が中心となって、定期航路の維持・拡充をはじめ、港湾貨物の確保など、志布志港のポートセールス活動に積極的に取り組んでまいります。

近年、海外でも「食」の安全志向が高まる中において、当地域の農畜産物や特産品等の輸出や、有機肥料の輸出について、ODA（政府開発援助）、ジェトロ（日本貿易振興機構）等の協力を得ながら、情報収集や市場調査等を含め、ポートセールス活動に取り組んでまいりたいと考えております。

さんふらわぁにつきましては、大阪着時間を早めたダイヤ改正の実施や、保税蔵置場の開設等により、畜産品などの輸送実績は増加傾向にあると聞いておりますが、今後も、志布志港の国内定期航路を利用していただけるよう、引き続き各荷主企業に対し要請してまいります。

また、本市の観光振興及び旅客船埠頭の利用促進を図るため、さんふらわぁを利用した企画ツアーへの助成を引き続き実施し、関西地区の学生・社会人等のサッカーなど、スポーツ合宿等の誘致に取り組めます。また、国内のクルーズ船社に対し、志布志港の地理的優利性や観光地、イベント等をPRするなど、寄航誘致に取り組んでまいります。

上海フェリー蘇州号につきましては、本年度も4回の寄港を計画し、大隅総合開発期成会の助成や県

モニターツアーが実施されるほか、青少年交流事業も引き続き実施することといたしておりますが、このような事業の実施を通じ、本市と中国との交流がますます深まることを期待しております。

SOLAS条約（海上人命安全条約）の対応につきましては、今後とも、関係行政機関及び港湾施設利用者で構成する「志布志港保安対策協議会」において、基本訓練・総合訓練が定期的実施されるとともに、CIQ（税関、出入国管理、検疫）や国・県の港湾事務所、警察、海上保安部などで組織する「志布志港官公署連絡会」を定期的開催し、志布志港の防犯・防疫対策に取り組んでまいります。

「青少年海外交流事業」につきましては、アメリカ、中国への派遣研修を実施し、将来を担う子供たちに、異文化の体験や交流によって国際的な視野を持つ人材に育て、たくましいリーダーの育成に努めてまいります。

また、「国際青少年音楽祭」につきましては、ヨーロッパ諸国の児童・生徒を各家庭に受け入れるとともに、学校や地域での音楽を通しての文化交流を図ることによって、子供たちの国際感覚豊かな人材育成が図られるものと考えております。

また、民間レベルの国際交流として、「からいも交流」が実施されており、これまで各国の留学生が多数この地域を訪れ、受け入れ家庭はもちろんのこと、地域の人々との文化・食・スポーツなど、いろいろな人的国際交流が図られてきております。

また、市内の企業数社も独自で外国人の雇用や研修生の受け入れなど、技術や人材育成に取り組んでおられるようであります。

これからも、「地域と地域」、「人と人」が交わる国際交流の輪がさらに広がり、留学生・研修生の皆さんをはじめ、世界の人的ネットワークが築かれ、更には国際交流都市「志布志市」の発展につながればと考えております。

以上、市政推進に当たり、この五つの基本的な考え方にに基づき、平成18年度における私の市政の方向について申し上げたところでございます。

本市の厳しい財政状況の中、私が今回申し上げました諸施策をどのような具体的手法を持って実現し、推進していくか、職員一丸となり、知恵を出し、汗を流しながら、新生志布志市の将来像である「やすらぎとにぎわいの輪が協奏するまち」の実現に向け、邁進する所存であります。なにとぞ、議会議員各位をはじめ、市民の皆様の御協力と知恵と力を賜りますようお願い申し上げます。

**○議長（谷口松生君）** 施政方針が終わりました。

ここで2時35分まで休憩いたします。

午後2時20分 休憩

午後2時35分 再開

**○議長（谷口松生君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

**日程第12 議案第51号 志布志市報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定に**

## ついて

**○議長（谷口松生君）** 日程第12、議案第51号、志布志市報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

**○市長（本田修一君）** 提案理由の説明を申し上げます。

議案第51号、志布志市報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

本案は、志布志市行財政改革推進委員会委員の専門性に応じ、報酬の額に区分をもうけるとともに、志布志市国民保護協議会、志布志市安全・安心まちづくり推進協議会及び志布志市環境審議会の設置に伴い、それぞれの委員の報酬及び費用弁償の各号を定める必要があるため提案するものであります。

行財政改革推進委員会委員と同委員会会長に区分を分け、会長の報酬を月額1万5,000円としようとするものであります。また、新たに設けられる国民保護協議会委員、専門委員及び幹事と、安全・安心まちづくり推進協議会委員の報酬を5,350円とし、環境審議会委員のうち、学識経験者のうちから選任された委員は月額1万5,000円とし、その他の委員及び専門委員は5,350円としようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

**○議長（谷口松生君）** これから質疑を行います。

質疑ございませんか。

**○25番（小園義行君）** 総務委員会に付託ということです。ちょっとお聞きします。

今回、行財政改革推進委員会、こういったものを立ち上げるということではありますが、大変この委員会というのは重要な会だろうというふうに感じます。行財政についての改革をやっていくんだということの中で、財政的に大変厳しいという市長の施政方針もありました。そうした中で、この特にその会長職というのが大変重要だということによって、その月額1万5,000円と、大変私たちの常識からしたら高いものであります。併せてこの環境審議会の委員、こういった先生の、またその専門性というもの、これも大変この普通の委員の方の3倍からということでもあります。こういった線引きがなされた考え方と、併せてどういった方々をそのそれぞれの職にお願いをされようとしているのかですね、そのまさしく行財政改革を推進していかなきゃいけないという立場からしたときに、その納得いく答弁というのをお願いしたいと思います。

**○総務部長（隈元勝昭君）** お答え申し上げたいと思います。

まず、行財政改革推進委員の選定でございますが、区分といたしましては学識。

[「答弁は市長じゃないのか」と呼ぶ者あり]

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

この行財政改革推進委員会につきましては、特に専門性が必要だということで、鹿児島大学の学長を、大学教授の登用を以前からお願いしたいということを考えていまして、今回、合併した市におきまして、ほとんど各地の行財政改革推進委員会におきまして、そういった方々をお迎えして、座長に委嘱してい

るというような状況がございます。そういうこともありまして、今回、私どものまちにつきましても、新志布志市の行財政改革推進委員会におきましても、そういった方々をお迎えして、この大学と連携をしながら、大学の方々の知恵をお借りしながら、高い識見と豊富な経験を活用して、このまちの行財政改革に資するためをお願いするというところでございます。

そのようなことで、今回このような報酬を設定しようとするところでございます。

**○25番（小園義行君）** 併せて、その環境審議会の委員、こういったところもそういう特に専門性の高いといえますかね、これは基本的にはすべての方々がそうした行財政改革というところで、その会長だけが特に識見、そういった豊かな人ということにもならないだろうというふうに思います。その全員のすべての方々がですね、そういったものに精通をしている方々。そしてまた住民からも公募されるのかも知れませんが、そういったものがきちっとないという、特定の方だけそういったものというのは、少し意味をなさないのではないかというふうな気がします、そういった意味で。併せて、この環境審議会の会長ですか、そういった方々についても、そういうことになるんですかね。

**○市長（本田修一君）** 行財政改革推進委員会と同じようにですね、専門性の高い方をお迎えするというで、このような額に設定したところでございます。

**○議長（谷口松生君）** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（谷口松生君）** これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第51号は、総務常任委員会に付託いたします。



### 日程第13 議案第52号 志布志市国民保護協議会条例の制定について

**○議長（谷口松生君）** 日程第13、議案第52号、志布志市国民保護協議会条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

**○市長（本田修一君）** 提案理由の説明を申し上げます。

議案第52号、志布志市国民保護協議会条例の制定について説明申し上げます。

本案は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第39条第1項の規定に基づき、志布志市国民保護協議会を設置することとし、その組織運営等に関する事項を定める必要があるため提案するものであります。

協議会の委員は35人以内とし、協議会の会議の招集については、協議会に幹事を置くこと、部会を置くことなどを定めようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

**○議長（谷口松生君）** これから質疑を行います。

質疑ございませんか。

**○25番（小園義行君）** これも総務委員会に付託ということでございます。質疑をさせていただきます。

この第1条の武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律、これは当然、国会で成

立したわけですが、仮にこの武力攻撃事態等と、そういったものがこの志布志市において、こういった事態になるのかですね、それが1点と、併せて、今回この保護協議会を組織して、その武力攻撃が起こった、そのときにこの志布志市は国や県の全くの下請機関になるというふうに私は思うわけですが、そうしたときの市民の財産権、そういったものがどういうことになるのか、ただその2点を少しお願いします。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

ただいま御提案申し上げました条例につきましては、国の法律に基づきまして定めようとする条例でございます。そういったことでございますので、このことにつきましては、上位法に基づいて制定する条例ということでございますので、このことの運用につきましては、また審議していただきまして、そして定めるべき内容であるというふうに思っております。

そして、こういう事態が発生するというを想定するということでございますが、このことに関しましても、この条例制定の中の審議の中で、十分に明らかにしていただければよろしいかというふうに思っております。

**○25番（小園義行君）** この国の武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律、その法律に基づいて、いわゆるこういう協議会をなささいということになっている、その法律について今求めているわけですよ。それはあんたが勉強しなさいといえましょう。でも、実際にここにおられる、たくさんおられますけど、本当にこの法律の中身というのがよく御存知なのか、それがいい中でね、条例だけ定めなさいとしているから、国は県のその指導の下にやる、これではですよ、仮に武力攻撃事態が発生したと、そのときにどう各自治体はあるべきなのかと、私が勉強した限りでは、大変なことにこれはなっていく法律ですよ。そのことも全く明らかにしない中で、ただ字面はですね、これは本当に安全な感覚の第2条からずっと第8条までですか、こうですけど、中身はですね、大変なことを含んでいる、これ法律です。それについて、基本的な、今私が1点だけ聞きましたよ、ああ2つ聞きました。そういう事態が発生したときには、国や県、そこの全く下請機関になっちゃうのかと、それと併せて、そういった場合に、住民の財産権というのはどうなるのかというその2点だけ、今、具体的に、全部他のことも聞きたいんですけど、そのことについて、この法律がどうなってるのかというのを問うてるわけですよ。それだけ教えてください。

**○市長（本田修一君）** 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第175条によりますと、国民の権利利益の迅速な救済というのがあります。そのときに「国及び地方公共団体は、緊急対処保護措置の実施に伴う損失補償、緊急対処保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続について、できる限り迅速に処理するよう努めなければならない。」ということがありますので、私どもの地域でそういったふうに事態が発生して、国民の利益が損なわれるようなときには、こういった救済がされるというふうに理解しております。

**○25番（小園義行君）** 国の法律の下で、それぞれの自治体が、県も含めてですね、こういう条例を作る。その法律の中身がわからないで、全く個々の条例だけが作られて、明らかにされないままではこれはいけませんよ。当然、これは法令審査会とか含めてですね、されたわけで、当然市長がわから

なければ、担当のその部長に答弁させても構わないわけじゃないですか。これはもう議長の裁量ですけど、今の棒読みではね、本当に市長、中身を理解されていないと思います、私は。大変失礼なことを言うようかも知れませんが、基本的にこの武力攻撃事態が発生した場合には、一切国の言いなりになるという、これは法律でしょう、これ。県もそうですよ。そして、その指導に従わなきゃいけない。国民の財産権なり、そういったものもちゃんとそれに基づいてやる、どうでもなるんですよ、これ。そういったことを含めて、この法律の危険性というのをとても心配をするから、この法律に基づいて、この協議会がされるというのであれば、そのことについてはしっかりと住民の皆さんに報告して、今後この条例に基づいてなっていくと。なったときにですね、何であのときちゃんとやらなかったのかと言われることも想定をされます。委員長報告にこれなかなか質疑できませんよ。だから、本会議中でしてるんですよ。総務委員会に付託です、これ。私、総務委員会に入ってませんのでね。だから、そこらへんについての考え方、財産権の問題等も答弁がなかったんですが、まさに私が言うとおりでいいんですか。3回目です、もう一回そこだけちょっとお願いしますよ。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

財産の権利が損なわれた場合につきましては、ただいま私が条例を読んだとおりでございます。

詳しいことにつきましては、担当の総務課長の方で答えさせます。

**○総務課長（上村和憲君）** 補足して御説明を申し上げます。

この志布志市国民保護協議会条例につきましては、もう御案内のとおり、国の法律ができて、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律、いわゆる国民保護条例でございますが、こういったものができて、それに基づいて、国から県、県から市町村へという説明会があったところでございます。国の法律に基づきますと、こういう県、市町村につきましては、いわゆるこういう協議会なりにつきましては、必致条例でございます、今回提案をしているわけでございます。

今、御指摘がございましたとおり、この国民保護法につきましては、国民を安全に避難させるということで、こういった武力攻撃、また大規模なテロから、国民の生命、身体、財産、国民生活を守るということは、もう御案内かと思えます。この国民保護の仕組みにつきましては、まず武力等が起きたときには、国民、いわゆる住民の避難、避難した住民の救援、そして武力攻撃災害等への対応、こういったのが大きなポイントになっているようでございます。そこで、国、都道府県、市町村が連携して、さらに放送事業、運送事業等とも協力しながら、円滑かつ効率的に国民、いわゆる住民を避難させるという大きなポイントに、説明会ではあったところでございます。

ただいま市長が申しましたとおり、そういった事態が起きたときには、国民が持っている財産は制約を受けるということは、これにつきましては当然だろうと思えます。しかし、それはいわゆる国民、住民を守るために一時的にするものでありまして、あとはこの条例に基づいて、早急にまた復旧させるということが前提でございます。

そういったことで、これにつきましては県内全市町村がこういった条例を今、協議会条例を提案を申し上げ、議会の審議をいただいているということでございます。以上でございます。

**○12番（本田孝志君）** 一つほど、お伺いしますが、この委員及び専門委員ですね、このメンバーはど

のようにして、委員は35名以内となっておりますが、どのようになりますかね。

**○市長（本田修一君）** ただいまの件につきましては、総務課長に回答させます。

**○総務課長（上村和憲君）** お答えいたします。

この委員につきましては、法第40条に基づきまして、指定地方行政機関の職員、いわゆる志布志市で申しますと、海上保安庁志布志分室長となります。あと、第2号で自衛隊に所属する、いわゆる防衛庁長官の同意した者ということで、陸上自衛隊普通科連隊、国分にある普通科連隊でございます。あと、県の職員、志布志保健所長、大隅総務事務所長、土木事務所長、志布志警察署長、助役、そして教育・消防団ということで、教育長、各消防団長、方面隊長、そして行政として各部長、それから九州電力鹿屋営業所志布志支所長、それからNTT南九州鹿屋営業所長となっております。あと、校区の自治会長さんということで、それぞれ各地区から代表者、そういうことで35名ということにしておりますが、これにつきましては、志布志市の防災会議の定数35名を参考にして35名ということで、基本的にこういった地域になりますと、この防災会議との連携が非常に大きくなるということで、そういう協議会委員の設定をしたところでございます。以上でございます。

**○議長（谷口松生君）** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（谷口松生君）** これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第52号は、総務常任委員会に付託いたします。



#### 日程第14 議案第53号 志布志市安全・安心まちづくり条例の制定について

**○議長（谷口松生君）** 日程第14、議案第53号、志布志市安全・安心まちづくり条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

**○市長（本田修一君）** 提案理由の説明を申し上げます。

議案第53号、志布志市安全・安心まちづくり条例の制定について説明申し上げます。

本案は、安全・安心まちづくりを推進するため、市民の生命、身体又は財産に危害を及ぼす犯罪等の防止に関する基本理念、志布志市安全・安心まちづくり推進協議会の設置等に関する事項を定める必要があるため提案するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

**○議長（谷口松生君）** これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

**○25番（小園義行君）** 今回、志布志市安全・安心まちづくり条例ということで、目的その他、それぞれ出てます。この中にですね、市の役割、そして市民の役割、所有者の役割、事業者の役割、そういったものがうたわれておりますが、自治法で定めている地方公共団体が行うべき役割ですね、ここの整合性としたときに、わざわざこれが必要なのかと、そういったものはどういうふう論議されたのかですね、ちょっとお願いをします。

**○市長（本田修一君）** ただいま御提案している条例につきましては、私の公約に基づきまして、こういったそれぞれの立場の方々の、それぞれの役割を改めて認識していただきながら、安心・安全のまちづくりに取り組んでもらおうと、そういった趣旨になっております。そういうことでございますので、この条例につきましては、そういった各法律との、あるいは条例との整合性を十分検討した上で提案しているということでございます。

**○25番（小園義行君）** これも総務委員会に付託でありますので質疑をさせていただきます。

市の役割、これはいわゆるそういった支援をしますよと。市民の役割、これは自らがちゃんとやらなきゃいけないと。事業者もそうですね。そして、所有者もこういったものを理解をした上で協力するように努めるとかですね、いろいろあります。これは地方自治法で言っている地方公共団体の役割と、併せてそこに住んでいる人たちのですね、わざわざこういうものが本当に必要なのかと、この条例でされることによって、市の役割が少し後退をしてしまうとかですね、住民の側からは自らのことは自らやらないかんだと、何かそういうふうにとらえられて、自治法上のそういったものが、ちょっと改正はなってますけど、その整合性、わざわざこれが本当に実際必要だったのかと、なのかなあというふうに個人的にあるものですから、今回その市の役割、市民の役割、事業者の役割、所有者の役割、これは基本的にですね、それぞれここに書かれてあるようなことは、今までの私たちが生活をしていく中で、当然やらなきゃいけないことはもうわかってることがまた書いてあります。わざわざ必要だったのかどうかということですね、その自治法との関係でどうなのか。それは整合性はあるということでしょうが、そこで再度お願いをします。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

目的に書いてありますように、本当に市民の方が安心して、そして安全な社会の実現ができることを、そしてそういった社会をつくることの実現に寄与することを目的としておるということで、しかもこの中身は推進とか協力とか、そういった言葉で結んでいるところでございます。そのようなことで、今、議員がおっしゃったような形で、改めてするのが必要なのかということをおっしゃるわけですが、こういったことがまた改めて、みんなで自覚し合うことが必要な時代になってきたのではなからうかということを考えております。そういうことで、そのことにつきましてもさらに推進するために協議会を改めてですね、設置しながら20人で協議していただくというような形になっていくということでございますので、先ほどから言いますように、様々な法律、条例等とも整合しているというふうに考えております。

**○25番（小園義行君）** 今、そういう考えでしょう、当局はですね、この推進協議会は市長の諮問に応じと、市長がですよ、その必要だというときに、それぞれいろいろ、まちづくりに関する施策の基本となる事項について調査・協議等を行うため置くということですね。これ、市長が必要と認めたときですよ、これね。そういう協議会を置くと。具体的には、どういったときというふうにお考えなのか、ちょっとお願いします。

**○市長（本田修一君）** この協議会の開催につきましては、当初設置するわけでございますが、その都度、その都度、重大な市内でまた案件が発生した折にですね、そういった協議を改めてですね、対策について協議していけばよろしいんじゃないかというふうに考えています。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第53号は、総務常任委員会に付託いたします。



#### 日程第15 議案第54号 志布志市蓬の郷条例の制定について

○議長（谷口松生君） 日程第15、議案第54号、志布志市蓬の郷条例の制定についてを議題とします。  
提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第54号、志布志市蓬の郷条例の制定について説明を申し上げます。

本案は、志布志市蓬の郷の管理について、指定管理者制度をとるため、現在施行されている志布志市蓬の郷条例を廃止し、指定管理者が行う業務等を定めた条例を制定する必要があるため提案するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。

質疑ございませんか。

○12番（本田孝志君） このことにつきましてもですね、蓬の郷の条例といろいろ、旧有明町のことをいうのもあまり言いたくはないんですが、前からこのような条例をつくって、管理者制度を取り入れたらというような意見も前から、私もこのような方法でやったらいいじゃないかなあというような考えでございましたわけですが、やっこのような運びになったことは嬉しいことですが、今後ですね、やってみらなわからんというようなことでございますが、今このやっこの、指定管理者による管理というような条例を、この上げたということのですね、説明ですね、そこらあたりをお願いします。

○市長（本田修一君） この蓬の郷の管理の条例につきましては、今回、公の施設の指定管理者制度に関する指針に基づく指定管理者制度導入がありまして、このことを計画的・積極的に推進しなきゃならないというのが、この趣旨でございます。そのようなことを受けまして、今回、私どもの志布志市でもこの趣旨に基づきまして、指定管理者制度の検討委員会を設けまして、そして検討委員会の中から、こうして様々な案件につきまして、今日提案をするところでございます。そのようなことで、本市のすべての公の施設の設置目的あるいは施設の在り方、管理・運営の効率性、経済性等、全般について検証を行って、その制度導入の適否を判断したということでございますので、そのような形での検証の上で、今回この蓬の郷については上がってきたということでございます。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑はありませんか。

○3番（丸山 一君） 指定管理者制度ができましてですね、それでその上で管理できていくのであれば、第5条にあります、この開館時間をですね、6時半から9時までとありますけれども、私のところによく言ってこられる苦情といたしますか、意見といたしますか、ほかのところは大体11時頃までやってるのに、何で有明町の蓬の郷だけが9時までなのかということで、この時間をですね、変更というか、そ

ういうことはできないのかお伺いをいたします。

**○市長（本田修一君）** ただいまの質疑につきましては、委員会等で検討させていただければというふうに思いますが、市長の承認を得て、変更することはできるというふうにございますので、委員会等でですね、もう少し審議していただきまして、そのような方向性をまたとらさせていただきますというふうに思っています。

**○3番（丸山 一君）** 前にもですね、申し入れをしたことがあるわけですがけれども、細かく言いますと、今現在ですね、ちょっと夏時間が近くなりまして、大体、田んぼ、畑におったりするのが6時とか7時だと。それで、家に帰って、それから出てくると、入ってちょろとした頃には、もう閉館だと。もう出てくださいと言われると。そうしたら、あったまってる間もねえじゃねえかということをよく言われるわけですね。ですから、サラリーマンの人なんかもそうですけど、6時とか7時頃までなって、それからせっかくこの蓬の郷は水がきれいなんだから、わざわざ末吉とか向こうから来るんだと。だったらもう30分か1時間もせんうちにですね、お帰り下さいと言われる。こんな情けないことはない。せっかくここに来たのであれば、せめてこのきれいな水を楽しみたいという形で来られるわけですね。よく比較対象になるのがですね、アスパルなんかなんですよ。アスパルなんかは11時頃までやっとなじゃないか。何で有明町だけが9時なのかということをやられますので、委員会におかれましてはですね、その面を含めまして、執行部とですね、御意見を闘わせていただければと思います。

**○市長（本田修一君）** 閉館の時間については、従前から苦情があったというようなことで、一時、試み的にですね、閉館時間を遅らせたようなこともあったみたいでした。そういったことで、利用者等のそういった数と、それから実際ですね、営業の収支との絡み合いとか、そういったのもあったようでしたので、そういったのも含めてですね、再度検討させていただければというふうに思います。

**○議長（谷口松生君）** ほかに質疑はありませんか。

**○19番（岩根賢二君）** 指定管理者のこの制度につきましては、この蓬の郷に関しましては公募をしないということで認識しておりますが、公募する施設としない施設、これのすみ分けはどのような考えの下にされているのか、その点をお聞きしたい。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

今朝ほどお示ししました、計画書に示したわけですが、できればですね、すべて公募というような形であればいいというようなことですが、様々な条件等を考えながら、こういった区分をしたところでございます。そして、年数等にもまたいろいろ分けたところでございます。そのことにつきましては、例えば管理運営の効率性・経済性、あるいは地域密着型かどうか、それからそのことを含めた形で全体的な管理、現在の運営がどうなされていくかというようなものをしんしゃくいたしまして、このような分類をしたところでございます。

**○19番（岩根賢二君）** 今回のこの条例につきましては、指定管理者が行う業務等を定めた条例ということになっておりますが、業務内容がここに書いてあるということで理解するわけですがけれども、これをどこどこに指定するという点については、いつの時点で行うのか、その確認をしたいと思っております。

**○市長（本田修一君）** 18年度におきましては、31施設、あるいは19年度、20施設、20年度以降に10施

設、直営で35施設、それから民営化9、廃止が2、指定管理者制度導入済みが1というようなことであります。そのような区分けで、今後対策を推進していきたいというふうに思っております。

**○19番（岩根賢二君）** 私の質疑の答弁になってないと思うんですが。これを9月1日から施行するということですけども、じゃあ指定はいつするんですかということをお前は言ってるんですが、これは条例の制定でしょう。

**○市長（本田修一君）** 指定につきましては、それぞれの施設について、それぞれの時期が今から御検討してもらうわけですが、決めていくということでございますので、それぞれの時期に応じて公募等をしていきながら決めていくというようなことになると思います。

**○19番（岩根賢二君）** もう一回お聞きしますが、非公募の場合にも、指定管理者の指定手続き等に関する条例のですね、第4条の計画書を出すということになっておるわけですが、非公募の場合でも、この計画書はもちろん提出を求めるといことですよ。

**○市長（本田修一君）** 非公募と公募につきまして、それぞれ区分があるわけですが、非公募につきましても、それぞれですね、詳細な計画書の提出は求めるといことにしております。

補足を担当課長にさせます。

**○行政改革推進課長（外山文弘君）** 市長の答弁に補足して御説明申し上げます。

非公募の場合も、岩根議員おっしゃるとおり、公募と同じように、申請書とそれから事業計画書を徴収いたします。その際、市としましては、まず現在、市が管理しています管理経費等の管理基準、年に何回、例えば清掃をする、どういう保守点検をすると、そういう仕様書を作ります。そういう仕様書を作りまして、非公募の場合も相手方からそのことにつきましての管理経費の提案をいただくと。そういう中で、最終的には、3月の定例会でも御説明申し上げましたが、臨時議会の中にその相手方を特定しまして、指定の議決の手続きを経て、9月2日から自主的に指定管理者の方で管理をしていくというスケジュールであります。

**○議長（谷口松生君）** ほかに質疑ございませんか。

**○31番（野村公一君）** もうここでちょっとお伺いをいたしますがね、質問に対してしっかり答弁をしていただきたいと思うんですが、公募で案内がしてある分と、非公募で案内がしている分の、その理由をしっかりと答えてみてください、それが1点。それから、本来、この指定管理者制度の導入というのは、公共団体の施設などをすべて民間に委託して、ぜい肉を取ろうというのが目的ですよ。そういう目的からして、公募をするというのが基本なはずですよ。その理由をしっかりと一つ答えてみてください。

**○市長（本田修一君）** 公募と非公募の区分けにつきましては、従来からの施設の運営、そして委託につきまして、今後ともそのような形の運営の方がふさわしいというようなことがあった上で、こういった区分けがされたということでございます。そして、この公の施設を指定管理者制度を導入するということにつきましては、今、議員がおっしゃったように、改めて今この様々な行財政改革がとられている時代につきまして、従来型の施設がこのそれぞれの地方公共団体の財政に悪影響があると。その中で民の力を借りながら、活用しながら、地域の住民に資することができる施設については、そういう民の力を借りながら、引き続いて住民のサービスに寄与していこうというのが、そのようなこの指定管理者制

度が始まったような趣旨ではなからかというふうに考えております。そのような基本的な考えに基づきまして、こうした区分をしまして、そして今回提案しているところでございます。

補足につきましては、担当課長に説明させます。

**○行政改革推進課長（外山文弘君）** ただいま市長の方から、ほとんど説明があったわけでございますが、若干補足して御説明申し上げます。今回の18年度導入施設につきましては、手続き条例の際にも御説明申し上げましたが、現在、各町が既に委託をしていた施設がほとんどでございます。そういう意味で、それまで委託先との経緯、それから施設を造る段階での経緯、そういうことを考慮しまして、今回9月から導入する施設につきましては、従来どおりの委託団体に非公募という形で委託をお願いしたいという方向付けをしたところでございます。それと、先ほどの施政方針の中でもございましたけれども、地域でできることは、やはり地域に任すという意味で、地域に身近な施設につきましては、この導入計画を見ていただければわかりますけれども、従来直営でやっていたものを地域の方々に施設の管理をお願いできないかということで、できれば地域の方にさせていただきたいということで非公募として上げてございます。以上でございます。

**○議長（谷口松生君）** ほかに質疑はございませんか。

**○25番（小園義行君）** 1点だけお願いします。

この指定管理者制度を導入するというのはこれでわかるんですが、これをAというところが指定管理者を設けました。その人が実際失敗しちゃいました。撤退します。そういったときのですね、例えばこの第4条で利用に関わる使用料の徴収に関する業務とかですね、いろんなことでお金の関係、そういったもの等も出てきますね。そういったものに対しての指定をする市と、指定された管理者との間での、その契約の案件、そういったものについてのこのくくりが全くこれはないわけですけど、そこについての考え方をですね、これはだからどれでもかかれもぼんとやっていいというものにならないというふうに思うんですよ。そのくくり、ちょっとお願いします。

**○市長（本田修一君）** 指定管理を行う場合に、その受ける者につきまして、詳細な計画書と、そして協定書を取り交わすわけでございまして、その中にただいま御懸念されている事項につきましては、当然盛られていくというふうに考えております。

**○25番（小園義行君）** その契約の中にですね、盛られるでしょう。だけど失敗しちゃったらですよ、撤退するしかないんですよ、そこはね。任せるわけでしょう。そこで、今はここに第9条関係でそれなりに金額も出てますが、受けた側はですよ、この金額ではちょっと無理だよと、これについてちょっと値上げをしたりですね、いろいろこれあると思うんです。先ほど3番議員の方からもありましたけれども、その時間の関係とかいろいろですね、もっと自由にやりたいて、これはこういうのも出てくるかと思えます。そういったものに対してのそのくくりというのをしっかりしてないとですよ、私はこれではうちではやれないぜっていうことになっていく場合も出てくる。そして、もしうまくいかなかった場合のその契約の中身ですね、そこで赤字出したりですよ、いろんな事が出てくると思うけど、そこらについての考え方をその契約では今されるということですけど、具体的にですね、どうなるのかと、撤退した場合ですよ。

**○市長（本田修一君）** ただいまの質疑につきましては、契約の中身につきまして詳しくどういったことを定めるかということでございますので、担当課長に答えさせます。

**○行政改革推進課長（外山文弘君）** 若干事務的な流れがございますので、こちらの方でお答えいたしたいと思います。

まず先ほども出ましたけれども、この指定管理者制度の一番のメリットと申しますのは、先ほど3番議員の方からも質問がございましたが、例えばこの蓬の郷条例で申しますと、開館時間、休館日、この中に但し書きがすべて入っております。この部分がいわゆる公が、行政がやっていた部分を但し書きのこの規定によって指定管理者が融通が利かせられるという内容でございます。そういう意味でここで但し書きで、市長の承認を得れば、開館時間の延長なり、開館時間を早めたり、そういう融通が利くと。従来であれば休館日であったものを営業をします。そういう融通を利かせるための規定が、この但し書きでございます。

それから、小園議員の御質問でございますが、この協定書の中身と申しますのは、そういう万が一の場合のケースを想定した協定も結んでおります。また、手続き条例の中にも、指定管理者がその管理の経過を見まして、不適正であるという判断を市長がした場合には、指定管理者の指定の手続きも取り消しがございます。また、今おっしゃるような会社の事情等により、継続して指定管理者としての業務ができないと、そういうケースも当然想定できるわけでございますが、そういう場合は当然、本来、公の施設の設置者である市が責任をもって処理をしていくということになります。また、料金の設定につきましては、あくまでも市が作る条例の範囲内で使用料は定められるわけでございます。もし、サービス等の向上につながって、若干使用料を上げてもらいたいという相談があっても、市長がそれをまた承認し、議会がそれを承認しないと、その手続きは完了しないわけですので、そのあたりは一方的に料金を上げるといふことはあり得ないというふうに考えております。

**○25番（小園義行君）** じゃあその契約の中でですよ、明確にそのことを規則でうたうとおっしゃったんですかね。協定書、はい。じゃあきちんとそういったものが責任の関係とか含めてですね、それはうたわれるということですね。でも一方では、そういうふうに変窮屈な中でのですよ、この利用のあり方というか、その指定管理者の方がですよ、そこらについては融通利かせる一方では融通が利かんわけですね。そういうことでおっしゃると、別に揚げ足とるつもりないんですけど、こういうものについても、もう任せるよみたいなのところがあってされた方が、本来だと一番いいのかなと。でも、基本的にそのくくりをしっかりとっておいていただきたいと、そういうことは明確に協定書の中でうたうということですね。そのことを最後、もう一回お願いします。

**○行政改革推進課長（外山文弘君）** はい。そのように協定書の中で明確に規定をしてまいりたいと思います。

**○議長（谷口松生君）** ほかに質疑はありませんか。

**○26番（上村 環君）** 先ほど来の質疑、そして答弁の中で、大分内容的にわかってまいりましたが、1、2点、お伺いをいたします。

まず、これは行政改革の一環ということで、早くから担当課としては取り組んでこられたものだろう

と思います。その中で3カ年に分けて計画がありますが、まず18、19、20というこの分け方についての考え方をお聞かせいただきたいと思います。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

18、19、20というふうに3年で分けたわけですが、そのことにつきましては、18年度につきましては、すぐ導入できる施設については、まずとにかくすぐしようということで区分したところがございます。そして、あと19年、20年につきましても、そのようなことで準備などが整いそう、あるいはすぐですね、この指定管理者制度導入に向けて導入がふさわしい施設というような区分をしまして、こういった3年分けにしたところがございます。導入効果がすぐ認められると、そして導入環境の整備に時間が適当にとられるというふうに、そういったことを区分しまして3年に分けたところがございます。

**○26番（上村 環君）** この指定管理者制度の導入に対する不安というものもあるわけですが、そういった観点から、先ほど同僚議員から質疑がありました。18年度中の計画を見ても、概ね従来から管理委託がなされていた、いわゆる経験豊富な団体等への管理委託ということかと思えます。しかしながら、行政改革という観点から、この制度を利用されるということであれば、従来からの委託についても十分審議をして、行政改革の推進委員会の中で協議もされながら、また議会等の意見も踏まえながら、取り組んでいった方がいいのではないかと。18年度、31施設というものが、拙速になりはしないかという懸念をもっているわけですが、必ずこの施設を18年度についてはやるという決意でおられるのかお伺いをいたします。

**○市長（本田修一君）** この指定管理者制度の導入をいたしまして、そして導入を受けられる方と協定を取り交わすわけですが、その協定の中に、ただいま議論があったような協定内容が盛り込まれていくというようなこととなりますが、それらのものを含めた上で、改めてこの方々と相談して、そして受けていただくということになりますので、十分この方々の御希望も、そして私どもが考えているような条件というのも話し合いをして決めていくということになるかと思えます。そのようなことで、この年次計画につきましては、そういったものが今すぐ条件的にお互いに提示できないとか、あるいはこちら側の準備がまだ不足というのもあるという関係で、年次が遅れていくということがございますので、この年次計画に従って導入計画を進めていきたいというふうに考えております。

**○26番（上村 環君）** 概ね理解をいたしました。再度確認をいたします。ここに書いてある導入計画については、相手方があることですので、必ず例えば18年度31施設を行うというのではなくて、それに向けて努力はするけれども、条件が整わないときは、31にいかない場合もあるというふうに理解してよろしいでしょうか。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

先ほど答弁いたしましたとおり、委託を受けられる方々とも十分協議をしながら、この導入計画は推進するというので、今、議員がおっしゃられたように、この協定書を取り交わす中で、まだ条件が整わない場合も発生し得るというふうには考えております。

**○26番（上村 環君）** この指定管理者制度については、民活ということも十分考えられるわけですが、18年度については従来からの委託関係先というものが多という観点から、18年度に列記され

ているのはそういうことかと理解しますが、指定管理者制度というのは広く住民若しくはそういう能力のある業者に管理を委ねるわけです。そうなりますと、1社が一つの施設ということではなくて、能力のある会社等については、2箇所、3箇所、また複数以上の管理をするということも可能であるわけです。そういったことから、条件等について整わない場合も想定されると。そういった場合に、この年度をくくってはあがるが、内容若しくは検討によっては、ここに書いてあるとおりの進捗にいかない場合もあるのかということをお聞きしているわけで、今の市長の答弁であると、そこらあたりがはっきりしないと。必ず31施設をするというふうに受け取っていいのか。であれば、今年度中の予算等の絡みも出てまいりますので、確認をするところでございます。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

先ほど答弁したつもりでございますが、協定書を取り交わす中で、様々な協定項目が盛り込まれるということでございます。その中で例えば従来の委託を受けられる方に対しても、ある程度、この指定管理者制度に沿うような協定書をまた改めて取り交わすということになりますので、そのような条件が整わない場合もあるのではないかなというふうに思っております。そのときにはさらにその協議を進めながらですね、この管理者制度の導入に努めていきたいというふうに思っているところでございます。

**○議長（谷口松生君）** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（谷口松生君）** これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第54号は、総務常任委員会に付託いたします。



#### 日程第16 議案第55号 志布志市ダグリ公園の公園施設管理条例の制定について

**○議長（谷口松生君）** 日程第16、議案第55号、志布志市ダグリ公園の公園施設管理条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

**○市長（本田修一君）** 提案理由の説明を申し上げます。

議案第55号、志布志市ダグリ公園の公園施設管理条例の制定について説明申し上げます。

本案は、ダグリ公園の公園施設の管理について、指定管理者制度をとるため、現在施行されている志布志市ダグリ公園の公園施設条例を廃止し、指定管理者が行う業務等を定めた条例を制定する必要があるため提案するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

**○議長（谷口松生君）** これから質疑を行います。

質疑ございませんか。

**○25番（小園義行君）** 現在はですよ、財団の方に観光開発公社の方に管理委託ということでされてるわけですが、今回このすべてのものを指定管理者に任せるといことであります。これもですね、18年度は非公募ということで、18年度計画ではこれに乗っけたいということですけど、ここ特会の関係もあつたりするわけですが、そこらについての考え方を含めてですね、ちょっとお願いをします。

そして、仮にこれのなされているそのことでちょっとお聞きしますね。ここは駐車場の使用料というのを取ってるわけですけど、7月20日から8月31日までの期間における利用に限るものと。これで、旧志布志町で国道から右下ですね、ここを駐車場にするということで非常に大変いろいろ論議もしたんですが、駐車場にするということで奈良不動産から買われた土地があります。そこについての、本来だと昨年あたりで当然この計画がされてないといけなかったんですが、そういったものもされていない状況が今の現状であります。この駐車場の使用料ということについては、旧奈良不動産から買い入れた、あの右側の国道から右下、ここについてもそういった考え方をしてよいのかですね、そこらについての論議がどのようにされたのかお願いをしたいと思います。そこはこの遊戯施設含めて、全然そこは違いますよということなのかですね、ちょっとこれまで議会で答弁をされてこられた、それとの関係でちょっとこの分はお聞きをしていますのでお願いをします。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

今回、非公募で一応スタートするということでございますが、これは先ほど来、お話していますように、すぐさまでですね、この観光開発公社の方に指定管理者で受けていただくのではなかろうかというようなことが前提でありまして、一応こういった形でしているところです。そして、その上で改めてですね、ここにつきましては、公募型ですね、19年度からスタートしていきたいというような形で。こうして提案するところでございます。

それから、駐車場の使用料、奈良不動産が市に譲渡した土地につきましては、この分については入っていないということでございます。

**○25番（小園義行君）** これは現実にですよ、このボルベリアダグリ、これを本当に私が受けてやろうと、そういった方が現れてくれるといいと思うんですが、非常にこれは大変厳しい運営状況だと思えます。そういった状況もよく公表された上でのですね、公募という、まあこれほどこが受けるかわからんけれども、そういうことで非常にこれはよく情報も公開した上でやらないとまずいというふうに、これは思えます。償還も始まっているわけですし、そこについてのですね、状況等もお願いをしたい。

それと、今、その駐車場は奈良不動産のそこは入っていないんだということではありますが、そうなるんですね、国道から右下の奈良不動産のあそこはただですよ、海水浴場の上の方は有料ですよと、こんなことになるとですね、非常に同じ状況の中で問題が生じてくる。だから、そういった意味では、せっかくそういうことをやろうとするのであれば、スタートの時点で気持ちよくやれるような状況をつくってあげてね、やるのが当然だというふうに僕は思うんですよ。そこらについての考え方、本来だと無料でもいいじゃないですか、そんなふうにやるんだしたら。上も取るんですか、別にですよ。そういったものの考え方がきちとした上でやらないと、これは非常にせっかく楽しみに来られた方々に、最初の入口のところで不快な思いをさせてしまう、そういうことがあります。是非ですね、そこについての考え方も再度お願いをします。

**○市長（本田修一君）** その駐車場の件につきましては、ただいま未整備だということで、駐車場の使用をさせてないというような状況であるということでございます。有料となると、あるいは使用させるとなると、管理者の責任ということもございますので、ある程度、駐車場として条件が整った形でない

と、使用させることは難しいんじゃないかというふうに考えておるところでございます。

**○25番（小園義行君）** 行政というのは継続してます。合併してから始まったということではありません。これ、私はこの土地を買うとき反対をしました。当然、そういう方向で駐車場として利用させると、これは議会でも大変もめたんです。そのことが未だもって未整備だと。行政は私たち議会にこれこれこういうふうにしますから、この土地を買って、いろんなことをやることを認めてくれと提案をされた。それがもう2年も経っても何もされてない。こういったことでね、果たして行政の果たすべき役割で、まさにこれ指定管理者に投げたら何もしないということになりませんか。そういったことをよく考えて答弁というのはされないと、市長はよく経過がわからないかも知れないけど、担当部長、課長、ずっと私たちとやり合ってきたんですよ。そういった問題を含めてね、今の答弁では少し納得し難いということです。これは総務委員会で当然やられるんでしょうけど、そういったこと等も含めて、せっかくあそこに来た、最初でそういう変なことになると、帰りたくなっちゃうじゃないですか、もう。それはね。だから、そういったことは、こういうことにする際に、十分論議された上で提案されないといかんでしょう、これ。再度、お願いします。

**○市長（本田修一君）** ただいま議員御指摘のとおりだというふうに思います。しかしながら、残念ながら、まだその目的のとおり使用させるために、様々な協議が残されているというような状況であるということでございます。なるべく早く協議を調えまして、市民のサービス向上につなげるようにしていきたいと思います。

**○25番（小園義行君）** この現在、財団に管理委託されている、この国民宿舎ボルベリアダグリ、このね、この指定管理者制度を導入してやるという、これは本当に慎重にやらないと、問題だと。もちろん、それは受け手の側がおればいい話だけでも、簡単にいかないんじゃないかと思います。拙速にされなくて、本当によく吟味した上でね、これやっていただきたいと、そういうふうに思います。

併せて、これ提案するときはですよ、いろんなものをよく論議された上でやってくださいよ。ただ合併をしたからわからないとかね、そういうのは通用しないんですよ。行政というのはずっと引き続きやられているわけ。その間、何年も合併協議されてきたわけじゃないですか。何のためにそれをされたんですか、それじゃ。是非ですね、そういう立場で、これ拙速にやらないということも含めて、もちろん総務委員会で論議されるんでしょうけど、結論が出るといういなあというふうに思います。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

ただいま御指摘のように、十分このことにつきましては、慎重にこの経営が非常にですね、困難だというような状況がございますので、この委託される方につきましても、そういった状況を詳しくお話ししながら、最終的に市民の健康管理、あるいは観光開発に役立てていただけるような委託先を探っていきたいというふうに考えております。

**○議長（谷口松生君）** ほかに質疑はありませんか。

**○17番（林 勇作君）** ちょっとお尋ねをいたしますが、今までは観光開発公社ということで、町が実質の営業をやったり、いろいろしよったわけですが、例えば償還もできないような施設をですね、一観光開発公社が受けてですね、そこらあたりがいわゆるどうなるのかですね、市長はどう考えておられま

すか。いわゆるこれは公営企業債で、いわゆる起債をして、町が裏押しをしてやっているようなことな  
んですよね。それで、議会も今までは、もう少し頑張れ頑張れ頑張れというようなことで、私どももい  
ろいろお願いもしておったわけですよ。今回、指定管理者になりまして、管理公社独自で市債の管理を  
される。そうなったときですね、我々がそういうものについて、償還額を今から繰り入れにやらんわ  
けですが、そこらあたりの特別会計との関係はどうなるんですかね。いわゆる金銭のやり取りですよ。  
一つお願いします。

**○市長（本田修一君）** ダグリの経営につきましては、旧志布志町の時代から非常に行政、そして議会  
の方々、心配して運営されていたというようなことでありまして、今回、改めてこうした指定管理者制  
度の導入に基づきまして、管理者として受けていただくというようなことになるわけですが、  
その償還金、あるいは借金等につきましては、この平成18年度は従来どおりでございますが、19年以降  
につきましては、その取り交わす協定書の中で協議がなされていくというふうに考えております。

**○議長（谷口松生君）** ほかに質疑ございませんか。

**○31番（野村公一君）** 今の質問と若干ダブるんですが、もう少し説明をしてみてください。今回、先  
ほどの蓬の郷については非公募でやっていくんだと、しかし、今回このダグリの公園施設については、  
19年度から公募していくんだと、その違いは何なのかですね、そこを1点。

それから、当然、現状ではおおよそ6,000万円の一般財源の持ち出しで償還をしなければならんとい  
うのが実情ですが、指定管理者で公募して、その制度を導入するということに、当然その償還計画も含め  
て、大まかな内部的な協議というのがされているだろうと思うんですよ。それでないと、今日はここに  
御提案はないと思うんですが、その内部で作っておられる基本的なその計画書、それをちょっと御提示  
いただけませんか。

**○議長（谷口松生君）** 答弁準備のため休憩します。

○  
午後 3 時 55 分 休憩

午後 4 時 09 分 再開

○  
**○議長（谷口松生君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

ダグリの場合は、ただいま市の観光開発公社が委託を受けているということでございまして、この分  
については、とりあえず18年度については、償還も市の方ですということに委託が受けてもらえるだ  
ろうということでありまして、この導入計画に基づいているということにございまして。その後についま  
して、公募ということになっておりますが、一応公募の中の条件というものを協定書の中に示しまして、  
それで公募をしていくというようなことになろうかと思っております。その中でただいま議員が御指摘にな  
りました償還計画につきましては、特別定めておらない状態で、少しでも市の財政の持ち出しが少ない形  
で、公募に受けていただけるのであれば、そういったものに委託をしていくというような形になろ  
うかというふうに考えます。

年次にわたる償還計画表はあるところがございますが、現在、指定管理者制度に基づく償還計画はないところがございます。

○議長（谷口松生君） 協議会に移します。

午後4時10分 休憩

午後4時11分 再開

○議長（谷口松生君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

指定管理者制度の導入につきましては、今回、31施設を18年度分として、とりあえず導入すると、計画に載せるというようなこと、あるいはその他については、3年次で分けてするというようなことを御提案しているわけでございますが、今回その公の施設の指定管理者制度に関する趣旨に基づいて、今回こうして御提案するというところでございます。そして、ただいま議論になっておりますダグリ公園の公園施設の管理につきまして、今後、公募する際には、協定書を作成して取り交わすわけでございますので、その協定書の中で、その償還計画等についても盛り込まれていくということでございます。そして、そのことは改めて8月に開催していただきます臨時議会の中で御審議いただくというような段取りに今後なろうかというふうに思います。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第55号は、総務常任委員会に付託いたします。

#### 日程第17 議案第56号 志布志市有明開田の里公園条例の制定について

○議長（谷口松生君） 日程第17、議案第56号、志布志市有明開田の里公園条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第56号、志布志市有明開田の里公園条例の制定について説明申し上げます。

本案は、有明開田の里公園の管理について、指定管理者制度をとるため、現在施行されている志布志市有明開田の里公園条例を廃止し、指定管理者が行う業務等を定めた条例を制定する必要があるため提案するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第56号は、総務常任委員会に付託いたします。



**日程第18 議案第57号 志布志市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例の制定について**

○議長（谷口松生君） 日程第18、議案第57号、志布志市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第57号、志布志市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

本案は、志布志市農業集落排水処理施設の管理について、直営方式をとるため、管理の委託に関する規定を削る必要があるため提案するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第57号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。



**日程第19 議案第58号 志布志市伊崎田保育所条例の制定について**

○議長（谷口松生君） 日程第19、議案第58号、志布志市伊崎田保育所条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第58号、志布志市伊崎田保育所条例の制定について説明を申し上げます。

本案は、伊崎田保育所の管理について、指定管理者制度をとるため、指定管理者が行う業務等を定めた条例を制定し、現在施行されている志布志市保育所条例の一部を改正する必要があるため提案するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第58号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。



## 日程第20 議案第59号 志布志市市民センター条例の制定について

○議長（谷口松生君） 日程第20、議案第59号、志布志市市民センター条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第59号、志布志市市民センター条例の制定について説明を申し上げます。

本案は、志布志市市民センターの管理について、指定管理者制度をとるため、現在施行されている志布志市市民センター条例を廃止し、指定管理者が行う業務等を定めた条例を制定する必要があるため提案するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第59号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。



## 日程第21 議案第60号 志布志市老人福祉センター条例の制定について

○議長（谷口松生君） 日程第21、議案第60号、志布志市老人福祉センター条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第60号、志布志市老人福祉センター条例の制定について説明を申し上げます。

本案は、志布志市老人福祉センターの管理について、指定管理者制度をとるため、現在施行されている志布志市老人福祉センター条例を廃止し、指定管理者が行う業務等を定めた条例を制定する必要があるため提案するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第60号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。



## 日程第22 議案第61号 志布志市老人憩の家条例の制定について

○議長（谷口松生君） 日程第22、議案第61号、志布志市老人憩の家条例の制定についてを議題としま

す。

提案理由の説明を求めます。

**○市長（本田修一君）** 提案理由の説明を申し上げます。

議案第61号、志布志市老人憩の家条例の制定について説明を申し上げます。

本案は、志布志市老人憩の家の管理について、指定管理者制度をとるため、現在施行されている志布志市老人憩の家条例を廃止し、指定管理者が行う業務等を定めた条例を制定する必要があるため提案するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

**○議長（谷口松生君）** これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（谷口松生君）** 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第61号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。



### 日程第23 議案第62号 志布志市健康ふれあいプラザ条例の制定について

**○議長（谷口松生君）** 日程第23、議案第62号、志布志市健康ふれあいプラザ条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

**○市長（本田修一君）** 提案理由の説明を申し上げます。

議案第62号、志布志市健康ふれあいプラザ条例の制定について説明を申し上げます。

本案は、志布志市健康ふれあいプラザの管理について、指定管理者制度をとるため、現在施行されている志布志市健康ふれあいプラザ条例を廃止し、指定管理者が行う業務等を定めた条例を制定する必要があるため提案するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

**○議長（谷口松生君）** これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（谷口松生君）** 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第62号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。



### 日程第24 議案第63号 志布志市志布志シルバーワークプラザ条例の一部を改正する条例の制定について

**○議長（谷口松生君）** 日程第24、議案第63号、志布志市志布志シルバーワークプラザ条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第63号、志布志市志布志シルバーワークプラザ条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

本案は、有明シルバーワークプラザの管理について、指定管理者制度をとるため、現在施行されている志布志市有明シルバーワークプラザ条例を廃止し、志布志市志布志シルバーワークプラザ条例の一部を改正する必要があるため提案するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第63号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。



#### 日程第25 議案第64号 志布志市家畜指導センター条例の制定について

○議長（谷口松生君） 日程第25、議案第64号、志布志市家畜指導センター条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第64号、志布志市家畜指導センター条例の制定について説明を申し上げます。

本案は、志布志市家畜指導センターの管理について、指定管理者制度をとるため、現在施行されている志布志市家畜指導センター条例を廃止し、指定管理者が行う業務等を定めた条例を制定する必要があるため提案するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第64号は、産業建設常任委員会に付託いたします。



#### 日程第26 議案第65号 志布志市やっちくふるさと村条例の制定について

○議長（谷口松生君） 日程第26、議案第65号、志布志市やっちくふるさと村条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第65号、志布志市やっちくふるさと村条例の制定について説明を申し上げます。

本案は、志布志市やちくふるさと村の管理について、指定管理者制度をとるため、現在施行されている志布志市やちくふるさと村条例を廃止し、指定管理者が行う業務等を定めた条例を制定する必要があるため提案するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第65号は、産業建設常任委員会に付託いたします。



### 日程第27 議案第66号 志布志市農業管理センター及び新規就農者研修施設条例の制定について

○議長（谷口松生君） 日程第27、議案第66号、志布志市農業管理センター及び新規就農者研修施設条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第66号、志布志市農業管理センター及び新規就農者研修施設条例の制定について説明を申し上げます。

本案は、松山農業管理センター及び松山新規就農者研修施設の管理について、指定管理者制度をとるため、現在施行されている志布志市農業管理センター及び新規就農者研修施設条例を廃止し、指定管理者が行う業務等を定めた条例を制定する必要があるため提案するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

○26番（上村 環君） 1件、お伺いをいたします。

ただいまの関連ですが、新規就農者研修施設の中にハウス等があります。これらについて、現在、研修生及び卒業生が使用をしているわけですが、その農家との契約になるのか、若しくはその農業公社との契約になるのか、確認をさせていただきます。

○市長（本田修一君） ただいまの件につきましては、担当部長に回答させます。

○産業振興部長（永田史生君） すべて農業公社です。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第66号は、産業建設常任委員会に付託いたします。



### 日程第28 議案第67号 志布志市城山総合公園及び志布志運動公園の運動施設管理条例の制定につ

いて

**○議長（谷口松生君）** 日程第28、議案第67号、志布志市城山総合公園及び志布志運動公園の運動施設管理条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

**○市長（本田修一君）** 提案理由の説明を申し上げます。

議案第67号、志布志市城山総合公園及び志布志運動公園の運動施設管理条例の制定について説明を申し上げます。

本案は、城山総合公園及び志布志運動公園の運動施設の管理について、指定管理者制度をとるため、現在施行されている志布志市志布志運動公園の運動施設条例及び志布志市城山総合公園の運動施設条例を廃止し、指定管理者が行う業務等を定めた条例を制定する必要があるため提案するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

**○議長（谷口松生君）** これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

**○12番（本田孝志君）** この城山公園体育館ということの、この開けていただいてテニスのところでございますが、児童生徒、1面、その他の者、児童生徒は210円、その他の者は420円ということになっておりますが、ここで私も前の議会のとて、要望と申しますか、お願い事を申し上げたことがあったんですが、そのことを考慮されて、このような単価になったのかお伺いいたします。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

**○市長（本田修一君）** ただいまの件につきましては、教育委員会の方に回答させます。

**○教育次長（山裾幸良君）** 質問の要旨が松山のテニスコートの質問ととらえてよろしいでしょうか。

テニスコートについては、児童生徒が50円と、それから超過分が25円、それからその他の者が100円、それから超過30分当たりが50円ということの質問でよろしいでしょうか。

城山運動公園のテニスコート、別表の第4なんです、これでとらえてよろしいのでしょうか。

はい、すみません。勘違いをしておりました。

一部利用の210円と、420円ということの答弁でございますが、これについては、旧条例を精査して、志布志、松山、それぞれの体育施設の利用については、今後検討してまいるといことで、今回については指定管理者のみの条項ということ旧条例を適用しておりますので、改正はされておられません。

**○議長（谷口松生君）** ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（谷口松生君）** 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第67号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。

○

**日程第29 議案第68号 コミュニティセンター志布志市文化会館条例の制定について**

**○議長（谷口松生君）** 日程第29、議案第68号、コミュニティセンター志布志市文化会館条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

**○市長（本田修一君）** 提案理由の説明を申し上げます。

議案第68号、コミュニティセンター志布志市文化会館条例の制定について説明を申し上げます。

本案は、コミュニティセンター志布志市文化会館の管理について、指定管理者制度をとるため、現在施行されているコミュニティセンター志布志市文化会館条例を廃止し、指定管理者が行う業務等を定めた条例を制定する必要があるため提案するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

**○議長（谷口松生君）** これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（谷口松生君）** 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第68号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。



### 日程第30 議案第69号 志布志市青少年館条例の制定について

**○議長（谷口松生君）** 日程第30、議案第69号、志布志市青少年館条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

**○市長（本田修一君）** 提案理由の説明を申し上げます。

議案第69号、志布志市青少年館条例の制定について説明を申し上げます。

本案は、志布志市青少年館の管理について、指定管理者制度をとるため、現在施行されている志布志市青少年館条例を廃止し、指定管理者が行う業務等を定めた条例を制定する必要があるため提案するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

**○議長（谷口松生君）** これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

**○25番（小園義行君）** これがですね、ちょっと字句の関係ちょっと、今現在ですよ、有明校区自治会というところにされてるわけですが、この校区というこのとらえ方が非常に僕なんかからすると、私は志布志町の出身だったんですけど、校区といたら非常にこの広くて、その自治会のですよ、とらえ方というのがいろいろある。例えば伊崎田中学校校区自治会なのかですね、そういったもののとらえ方、ここはすべて今回、私たち集落の関係も集落という言葉は使うなど、帖五区自治会西横尾下自治会てなってるんですよ。非常に分かり難い部分もあるんですけど、今回この有明校区自治会というその校区というそれのとらえ方と、併せてこれ地縁団体のそういう証明とかそういうのが、この後、たくさん出てきますよね。伊崎田校区自治会という、こういったものは地縁団体の証明というのをとっておられるのかですね、その2点と、現在この一部委託ということでされてるわけですが、これが今回、指定管理者制度になったときに、一部委託ということではなくて、もうすべてここに書かれているその中に、現

在やっている一部委託のものも、この第4条の中に入ってるのか、その3点お願いします。

**○市長（本田修一君）** ただいまの件につきましては、担当の方に答えさせます。

**○教育次長（山裾幸良君）** ただいま提案している条例の校区の名称と区域のことをございますけれども、旧有明町の施設については、小学校区単位で全て施設を整えております。そして、校区の名称についても、小学校区単位の校区自治会ということで御理解をいただきたいと思ひます。

それから、2点目の地縁団体については、当然この校区自治会というのは規約をもっておりますので、その規約をもって事業計画なり予算等をもった団体でございますので、そういうとらえ方で地縁団体としてのとらえ方でよろしいのではなからうかと思ひます。

それから、一部委託については、従来、校区自治会の方に一部委託をしておりました関係で、今回の管理者制度の導入によって制度を導入するということで、9月から施行されるために提案しているところでございます。以上です。

**○25番（小園義行君）** この校区自治会という理解はしましたけれども、それぞれ2年とかですよ、4年とか、その任期があつて、絶えず交代をされていくというふうに考えるわけですね。まあこれは非公募だから、そこにもうやろうというふうに考えておられるんでしょうが、そこらについての心配はありませんかね。毎年毎年代わるかも知れないし、そういう自治会のですよ、役員というか、その関係。名称はそれは自治会だから変わらんけど、中身、人がですよ、ころころ変わるという意味で、これ教育長、いかがですか。

**○教育長（坪田勝秀君）** 今、確かにその心配もなきにしもあらずだし、先ほどから出てますように、この指定管理者制度についてはですね、ありますので、私どももいたしましては、心配もありますけれども、このことについて十分、相手方とどういふふうに今後、責任あるいは引き継ぎ、そして自治会の運営の仕方というものを明確にうち立てていっていただかないと、こういう指定管理者制度になりますと、確かに責任の所在はあやふやになるという危険性がござひます。ですから、指定管理者制度ということになりますと、そこを十分認識しながら、そしてまたお願いもするところはきちつとお願いしていくしかないのかなと、不安は確かに払拭しきれないところはござひます。

**○25番（小園義行君）** 是非ですね、そういった点では、私たちもこれまでいろんなそういうのに関わつてきましたけど、本当に2年交代、1年交代と、そういうものがありますので、その趣旨が理解された上での、そういったものも協定の中にしっかりそのことをうたつていただかないと、非常に混乱をするというふうな気がします。

それとあと1点、第6条でですね、青少年館は休館しないというふうになつてゐるんですね。このことが、もちろんそれは365日開いていただくのは大変有難いわけですが、こういうことでの取り決めとしたときに、その地域の方々、盆も正月もないよと、そういうことでね、果たしてどうなのかなあと、そこらについての審議というのはどういふ状況だったのかですね、お願いをします。

**○教育次長（山裾幸良君）** 休館日の定めのことをございますけれども、これについてはもう校区が管理されとつて、もう休みなし、いつ使われるかわからないような状況がござひまして、その時間帯とか、そのことについてはその迷惑にならないような時間帯ということをございますけれども、もう期日につ

いてはいつでも自由に使えるように、地域の活動ができるようにということでの施設というとらえ方を  
して、こういうふうに休館を定めていないところがございます。以上です。

**○25番（小園義行君）** 大変、有明町ですね、そういった意味では進んでるというふうに理解をしま  
す。併せて、8時半から午後10時というね、この関係でいったときに、一回一回その変更をするとい  
うのは、市長の許可が必要だというふうにこれなってるんですけど、毎回変えるわけにはこれいかん  
でしょう。そういった意味でですね、是非そこらは協定をちゃんとされるときに、この年間休みなくや  
ることと、この時間ですね、ここについてはもうしっかりとうたっていただいて、住民が利用する  
ときに不利益にならないようにですね、対応していただきたいと、そう思います。

**○市長（本田修一君）** この青少年館の利用につきましては、ただいま質疑のやり取りがあったように、  
非常に住民の利便性を考えた、そういった青少年館の利用があったようでございます。今回の指定管  
理者制度に移行する際につきましても、ただいま御指摘がありましたように、今までの利便性が損なわ  
れない形の協定書というものを作成しながら、管理者制度を導入していきたいというふうに思ってお  
ります。

**○議長（谷口松生君）** ほかに質疑はありませんか。

**○11番（立平利男君）** 私も長くこの青少年館問題に携わってまいっておりますが、第7条第2項、こ  
の条件を付することができるというのはどういう条件なのか。

そしてまた、第3項第3号ですが、営業を目的とした利用はできない、そういうふうになっておりま  
すが、過去においても子供映画劇場等について、やはり利用があったように思います。そういう場合、  
今後どう対応したらいいのか、そういう疑問を感じますが、この2点についてお伺いいたします。

**○教育次長（山裾幸良君）** 条件を付することができるという第7条の第2項でございますが、これに  
ついての想定については利用許可ですので、時間制約とか、日時の制約はないわけですがけれども、時間  
の制約とか、使用に関してのそういう公の施設を壊さないようにというようなことが条件として付けら  
れるということではないかと考えております。

それから、利用料を無料にしております。これについては、今回改正する施設、7館については、ほ  
んどそういう営業的な行為がなされていないというようなこともございまして、その点で使用料を無料  
にしようということを決めたわけでございます。使用料設定をかけておきますと、すべてが免除なり、  
そういう申請行為が必要になるということで、届出等で済ませたいというような配慮もありまして、こ  
ういう形で条例を制定したところでございます。以上です。

**○11番（立平利男君）** 私もずっと管理をしてまいりました関係で、2つとも大きな疑問を感じており  
ます。子供たちが今、青少年館で校区単位ですので、キャンプをしたりする状況もありますが、先ほど  
市長の答弁がありましたように、ちょっと次長の答弁と食い違っているのではないかな、そういう感じ  
がいたしております。現在、その営利目的、子供映画劇場とか、ないような状況もあろうかと思いま  
すが、過去におってはあったと思っております。やはりこれについては、現在ないので、十分今後検討し  
ていただきたいと思っております。条件について、もう一回答弁をお願いいたします。

**○教育次長（山裾幸良君）** 利用者の許可をする場合において、条件を付することができるという条項で

ございますね。このことについては、先ほどもお答えしましたとおり、利用者がそういう公の秩序を乱したり、いろんなことをする恐れのあるときの条件ということで解釈をしていただきたいと思います。

それと、営業行為とかそういうもので許可ができないものについての条件を付すると、いわゆる営業行為と兼ねてするような用件がございますので、それは条件に付して、営業行為はしないようにというように貸し出しをすべきではないかということで理解しているところです。

**○11番（立平利男君）** 今の答弁はちょっと、第3項第2号にありますので、整合性がないと思うんですが、営利はできないというようになっておりますので、当然条件を付することができないというふうに理解した方がいいんじゃないかと思うんですが、そこについて答弁を。

**○教育長（坪田勝秀君）** 今、この第7条第2項と、それから第3項のこの第2号ですが、確かにそういう件においては矛盾いたしますね。ですから、こここのところの扱い方については、その指定管理者の実際の使用と、それから契約との関係ということで、もう一回精査してみないといけないかも知れません。

それと、何といたっても第1条にあります青少年の健全育成並びに市民の供用の向上及び福祉の増進に寄与するというところでございますので、それがどういうふうにもその指定管理者が今後その第1条の精神をどういうふうにも解釈していただくかというようなことも出てくると、当然それが営利なのか、あるいはその恐れがあるのかないのかというようなことについては、当然、利用者に許可する場合においても、ある程度の制約は出てくることは考えられるのかなと思っておりますけれども。

**○議長（谷口松生君）** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（谷口松生君）** 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第69号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。



### 日程第31 議案第70号 志布志市有明農業歴史資料館条例の制定について

**○議長（谷口松生君）** 日程第31、議案第70号、志布志市有明農業歴史資料館条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

**○市長（本田修一君）** 提案理由の説明を申し上げます。

議案第70号、志布志市有明農業歴史資料館条例の制定について説明を申し上げます。

本案は、有明農業歴史資料館の管理について、指定管理者制度をとるため、現在施行されている志布志市農業歴史資料館条例を廃止し、指定管理者が行う業務等を定めた条例を制定する必要があるため提案するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

**○議長（谷口松生君）** これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第70号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。

ここでお諮りをいたします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会をします。

明日は午前10時から本会議を開きます。

お疲れ様でございました。

午後4時51分 延会

## 平成18年第2回志布志市議会定例会（第2号）

期 日：平成18年6月13日（火曜日）午前10時

場 所：志布志市議会議事堂

### 議事日程

- |       |        |   |
|-------|--------|---|
| 日程第1  |        | 会議録署名議員の指名  |
| 日程第2  | 議案第71号 | 志布志市環境基本条例の制定について   |
| 日程第3  | 議案第72号 | 志布志市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について  |
| 日程第4  | 議案第73号 | 志布志市と畜場事業積立基金条例を廃止する条例の制定について   |
| 日程第5  | 議案第74号 | 志布志市食肉センター条例を廃止する条例の制定について  |
| 日程第6  | 議案第75号 | 財産の無償譲渡について   |
| 日程第7  | 議案第76号 | 志布志市過疎地域自立促進計画の策定について   |
| 日程第8  | 議案第77号 | 土地改良事業の施行について   |
| 日程第9  | 議案第78号 | 市道路線の廃止について   |
| 日程第10 | 議案第79号 | 鹿児島県市町村非常勤職員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の増加及び鹿児島県市町村非常勤職員公務災害補償等組合規約の変更について |
| 日程第11 | 議案第80号 | 鹿児島県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加及び鹿児島県市町村職員退職手当組合規約の変更について             |
| 日程第12 | 議案第81号 | 鹿児島県市町村自治会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少について                                   |
| 日程第13 | 議案第82号 | 曾於地区介護保険組合の共同処理する事務の変更及び曾於地区介護保険組合規約の変更について                           |
| 日程第14 | 議案第83号 | 平成18年度志布志市一般会計補正予算（第1号）   |
| 日程第15 | 議案第84号 | 平成18年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）   |
| 日程第16 | 議案第85号 | 平成18年度志布志市老人保健特別会計補正予算（第1号）   |
| 日程第17 | 議案第86号 | 平成18年度志布志市と畜場事業特別会計補正予算（第1号）  |
| 日程第18 | 同意第12号 | 固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて   |

**出席議員氏名 (33名)**

1番	下平晴行	2番	西江園明
3番	丸山一	4番	八久保壹
5番	玉垣大二郎	6番	坂元修一郎
7番	鶴迫京子	8番	藤後昇一
9番	迫田正弘	10番	毛野了
11番	立平利男	12番	本田孝志
13番	立山静幸	14番	小野広嗣
15番	長岡耕二	16番	金子光博
17番	林勇作	18番	木藤茂弘
19番	岩根賢二	20番	吉国敏郎
21番	上野直広	22番	宮城義治
23番	東宏二	24番	宮田慶一郎
25番	小園義行	26番	上村環
27番	鬼塚弘文	28番	重永重久
29番	丸崎幹男	30番	福重彰史
31番	野村公一	32番	谷口松生
33番	若松良雄		

**欠席議員氏名 (0名)**

**地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名**

市長	本田修一	助役	瀬戸口司
教育長	坪田勝秀	総務部長	隈元勝昭
企画部長	持富秀明	市民部長	稲付道憲
福祉部長	蔵園修文	産業振興部長	永田史生
建設部長	井手南海男	松山支所長	吉井宏徳
志布志支所長	山裾信博	教育次長	山裾幸良
総務課長	上村和憲	企画政策課長	山下修一
財務課長	溝口猛	市民課長	竹之内宏史
環境政策課長	立山広幸	税務課長	嶋戸貞治
畜産課長	中崎章文	耕地課長	通山正文
水道局長	徳田俊美	農業委員会事務局長	大園朗

**議会事務局職員出席者**

事務局長	徳重昭一	事務局次長	前田泰郎
次長補佐兼議事係長	門岡秀明	調査管理係長	徳田弘美

午前10時00分 開議

○議長（谷口松生君） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

重永議員より遅参の届けが提出されておりますので御報告申し上げます。

○

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（谷口松生君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第83条の規定により玉垣大二郎君と坂元修一郎君を指名いたします。

○

### 日程第2 議案第71号 志布志市環境基本条例の制定について

○議長（谷口松生君） 日程第2、議案第71号、志布志市環境基本条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） おはようございます。

提案理由の説明を申し上げます。

議案第71号、志布志市環境基本条例の制定について説明を申し上げます。

本案は、環境の保全を推進するため、環境の保全に関する基本理念、志布志市環境審議会の設置等に関する事項を定める必要があるため提案するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

○14番（小野広嗣君） 今ここに、志布志市環境基本条例の議案が上がってきているわけですが、これまで旧志布志町議会においても、いわゆるこの環境保護のために取り急ぎですね、この環境基本条例等を立ち上げて、そして今回の市長の施政方針にもありますように、この基本計画をですね、早急に策定し、努力をしていくべきであると、そういう議論をしてきた経緯が、同僚議員の中からもありましたし、私の方でも進めてまいりました。当局の方もそういった方向で取り組んでまいりたい、また首長においてもそういう施政方針で述べた経緯がありましたが、16年度、17年度、いわゆる大迫あるいは曲瀬系統の水質検査を行う上で、なかなかその源流がわからないと。それで、志布志町単独ではですね、このままその調査をしていっても、その水質の保全を確保するための確定的な要素が見つからないと、そういった方向の中でしばらくですね、この環境基本条例あるいは基本計画の策定を見合わせたいという、断念する旨のですね、発言があったわけですが、そういったことも今回議論されて、そういった懸念もクリアされて、この環境基本条例の制定、また基本計画へ向けていかれる方針となったのか、その辺をお聞きしたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今回、御提案いたしました志布志市環境基本条例につきましては、この第2条の定義にありますように、環境への負荷ということで、この中でどういったものかというものが書かれているわけでございま

す。そして、今お話があったように、水質の問題につきましては、公害というような形でこの中にも第2条第3号で盛られておりまして、水質の汚濁というものについても、このことについて今後、環境は保全されるような状態にあるべきだというような視点から、今度この条例が制定されようということでございます。

**○14番（小野広嗣君）** 趣旨は理解しておりますし、またそういう方向で進んでいくことが妥当であると思いますが、基本的に旧志布志町でその水質の保全、それを考えた上で調査しても、なおかつ水の状態が良くないと。いわゆる合併後にですね、やはり3カ町あるいは大崎も含めて4カ町とか、そういうことが議論されている中であって、広域にまたがってですね、調査をしていかなければ、この結論は出ないであろうと、そういう議論が何回となく繰り返されたわけですね。その安楽、いわゆる大迫、そして曲瀬地域のその水質の悪化、この状況に対する、有明町を含めたですね、調査を合わせたときに、水の水質の保全ということは可能であるという方向性が調査によって出てるのか、そこらをお聞きしたいと思います。

**○市長（本田修一君）** ただいまの件につきましては、担当課長に回答させます。

**○環境政策課長（立山広幸君）** お答えいたします。

御承知のとおり、3町での合併協議の中で、議員が今申されましたように、合併を控えて、それぞれの町でこの基本条例を制定するというのは、ちょっと無理があるんじゃないかというような経緯がございまして、それぞれ旧町の担当課で協議をしまいいりまして、今回、条例をお願いするところでございます。

水質のことにつきましては、そういう調査結果が出ているのかというようなことでございますが、志布志地区の水質検査、そして有明地区の水質検査については、今まで実施しておりました。しかしながら、今後その水質の改善については、この基本条例を基にしながら、それぞれの審議会等に諮問をしていながら調査を進め、水質の改善に努めてまいりたいというふうに考えております。

**○14番（小野広嗣君）** わかりました。

あと、悩ましいことですが、この環境破壊という観点から言えば、やはり人間がですね、この地球環境をすべて壊してきたという太古以来の歴史があるわけですが、いわゆる罰則規定を設けなければ、なかなか守れないと。そして、人間がやはり破っていくと、そういう状況の中で、やはり条例を作り、そして罰則規定を設けることによって、いわゆる環境の保全あるいは町の美化、そういったものがなされている先進自治体というのが数多くあるわけですが、今回この条例を立ち上げ、そして審議会等も今後設置されるということが出てるわけですが、この罰則規定あるいは罰金とか、罰金の額ですね、額が高くなれば高くなるほど守られるという経緯があるわけですが、そのへんの審議の状況、そして細部にわたっては付託されておりますので、そこでまた文教厚生常任委員会で議論があらうかと思いますが、例えばもう細かいところまで一つ一つ言いませんが、第7条の第4号、緑化、ごみの散乱防止等の推進、こういった表現はわかるわけですが、例えば良好な景観の形成という表現がありますが、これではわからない。この中身というものがしっかりですね、届くような表現ということが大事ではなからうかと思うわけですが、審議会の中でですね、また審議されていく部分があるかと思っております。この2点

について最後に質疑をしておきたいと思います。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

今回、特段、罰則の規定、罰金については御提案、御相談していない状況でございます。まず、この基本条例を制定いたしまして、この条例に基づいた形で、市民の方々に御協力をいただきながら、この市の環境の浄化に努めていった上で、その上でさらに取り組みが必要だということになりましたら、そのことをまた御提案して、御相談したいというふうに思っております。

そして、今ありましたように、ごみの散乱防止ということで、ここにも特別に盛り込んであるわけですが、そのことの推進については、特に努めていきたいというふうには考えております。

そして、その結果、できる景観が良好な景観ではなかろうかというふうに思っておりますが、このへんにつきましては、また改めて審議会の中でも御議論があるということを経務方にも申し付けておきたいと思います。

**○議長（谷口松生君）** ほかに質疑はありませんか。

**○31番（野村公一君）** 1点だけお伺いしておきます。

大変良いことだろうというふうに思います。したがって、しっかりと目的を達成していただきたいというふうに思いますが、この事業については、その審議会等を開いて、より多くの意見を聞いたり、あるいは御助言をいただいたりという作業とともに、現場のその監視あるいは測定という、そういう作業までされるということのようでございますが、今回この事業に伴う予算措置がいくらされているのかですね、それを一つ教えてください。

**○市長（本田修一君）** ただいまの件につきましては、担当課長に回答させます。

**○環境政策課長（立山広幸君）** この経費につきましては、環境審議会委員の報酬29万9,000円と、それに伴う費用弁償、旅費でございますが、11万4,000円、計の41万3,000円を計上しております。よろしくお願いいたします。

**○議長（谷口松生君）** ほかに質疑はありませんか。

**○17番（林 勇作君）** 検討されただろうと思うんですが、18年度、19年度、いわゆる畑かんが、通水があるというようなことになると、水質の汚染、ここらあたりが公営企業を預かる、いわゆる水源の調査・検討をされたものかどうなのか、一つひっくるめてお答えをお願いいたします。

**○市長（本田修一君）** ただいまの件につきましては、担当課長に回答させます。

**○環境政策課長（立山広幸君）** 御質問の件につきましては、この基本条例を議決していただいた後に、そういう市内の環境問題、今おっしゃいました畑かんの問題とか水質の問題とか、そういうのを総体的に今後、基本計画の中に盛り込んでいくということになっていくというふうに考えております。以上です。

**○議長（谷口松生君）** ほかに質疑はありませんか。

**○25番（小園義行君）** ちょっと今も出てましたけど、今回この環境条例を作るということで、それぞれ水質の検査とかですね、そして湧水含めて、畑かんをされると、もう実際に水が来ると、そこに化学肥料をたくさんまくわけですね。そういったことで、そのことが今年まいたものが何年後にその湧水と

して出てくるのかとか、こういった調査というのは本当に専門性の高いものでないといかんとします。そういったものを含めてですね、きちんとここにうたわれてることになるのかどうか。そして、これは大変重いですよ、これ、市の責任。例えばですね、そういう状況をしっかり把握した上でないと、この条例は生きていかないというふうに私は思います。それが一つですね。そういった問題を、これを作るにあたって、条例が出来てからでないと駄目だという、その考え方自体が問題ですよ。やっぱりきちんとそういうものは今までも守られてなきゃいけなかったというふうに思います。そういった問題を含めてですね、反省点に立った上で、ちゃんとやっていこうというような基本的な考えが一つあるのかどうかというのが一つ。

それと、これは非常にですね、大きな問題です。地球温暖化の防止、オゾン層の保護、その他の地球環境の保全を図ることと、基本理念としてますけど、この条例の中には国が果たすべきこと、そして企業が果たすべきこと、そういったものがどういうふうを受け止められてきているのか。仮に地球温暖化の防止、京都議定書をですね、これアメリカなんかは全然批准もしてないんですよ。日本はそのいわゆる削減しなきゃいけないということとどこかの国、排出する権利を買って、京都議定書を守ろうとしている。こういった問題を含めてですね、ちゃんとそこら辺のことがとらえられているのかというのが二つ目です。

そして、三つ目に住民の責務として、環境に配慮した製品等の選択と、これになるといわゆるお店屋さんで買い物をする、その際の環境に配慮した製品等の選択に努めなければならないというふうになってるんです。トレーに入ったものは買わないよ、ラップがしてあるのは買わないよ、こういった問題等もいわゆる住民の責務として、ここうたってあります。そういった問題が本当に業者さんとの間で合意が得られているのかという問題が三つ目です。

そして、併せて、そういった企業ですね、代表の方々を今回のこの環境審議会ですか、ここの中にそれぞれ学識経験者、公募により選任された者、関係行政機関の職員、その他市長が適当と認める者というふうにうたってるわけですが、そこの中に例えば大手スーパーの店長さんなり、そういう関係の人を入れようという考えを持ってるのかですね、本当にこれは敵と味方を作ってはいけない条例だと思います。一緒に本当に手を携えてやらないと難しい条例だと思います。その4点について、ちょっとお願いをします。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

水質汚染につきましては、非常に深刻な状況がくるかも知れないというようなことが懸念されているところでございます。

そのようなことで、今回この環境基本条例を定めまして、その原因なるものについても、できれば特定できればよろしいんですが、そのものも追求していこうということで、今回条例を定めようとするということでございます。

この基本条例につきましては、環境基本法に基づきまして、地方公共団体の責務として第7条に盛り込まれております関係もありまして、今回、新生志布志市になりまして、改めて制定しようということでございます。

そのようなことで、国ないし企業の責任につきましては、その環境基本法の方で十分審議されているというふうに認識しております。

それから、環境に配慮した製品の選択を市民の方々にお願いするということですが、これは一応こういった条例を制定しまして、市としてもこういった方向で今後、環境について保全を努めますと、そういうことで市民の方にも御協力をお願いしますというような意味で、この活動への参加に努めなきゃならないというふうに盛り込んだというふうに認識しております。

それから、第18条の審議会の委員の構成につきましては、担当課長の方に回答させます。

**○環境政策課長（立山広幸君）** 御質問の大手スーパーの方を入れるのかというようなことですが、私どもとして考えているのは、商工会の関係の方に入っていただきたいというふうには考えております。以上です。

**○議長（谷口松生君）** ほかに質問はありませんか。

**○26番（上村 環君）** 環境保全に関しましては、旧松山町時代に環境美化条例というのを策定いたしました。ただいま、それぞれ質疑がありますような水質の保全といったようなことまで包含をしない、いわゆる河川や道路のごみの散乱、不法投棄の防止、こういったものに住民が一体となって取り組むような目的の条例でありました。ただいまの質疑の中から非常に大きな問題、特に新しい志布志市がこれからどういうまちとして発展していくのか、特に環境保全型農業の展開、またほとんどすべての行政の部署がかかわりが出てくるような環境保全の取り組みでないと、効をなさないと思っております。その観点から、まず環境基本計画を作って、それに沿ってするというところかも知れませんが、やはり私はこの市長の熱意といいますか、市長を中心とする行革推進本部にも匹敵するような環境推進本部というぐらいの取り組みで、全庁的な横断的な取り組みをしないと、絵に描いた餅に終わると思っております。昨日の審議会委員等の費用弁償等で、環境審議会の会長には専門的な有識者を充てるという考え方を言われましたけれども、そこにどういう結論を出していただくかわかりませんが、環境保全条例のどのぐらいの意気込みで環境審議会に委ねられようとしているのか、その点を1点お伺いをいたします。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

ただいま推進本部を設置して、もっと大きな取り組みにするぐらいの気構えで取り組みというような御趣旨の発言だというふうに思いますが、実際問題、今、様々な形で討議があったみたいに、この問題は非常にデリケートな、そして取り組むそれぞれの一つの項目について、かなりの理解を求めた形で推進していかなくちゃならないかというふうに思っております。そのようなことで、今回はこの審議会の方々の、委員の方々に十分論議を尽くしていただいて、そしてその上で市民の方々とその結論をもって取り組みをしていった上で、この基本条例の効果が発効できればというふうに考えております。

**○議長（谷口松生君）** ほかに質疑ありませんか。

**○30番（福重彰史君）** 非常に素晴らしい条例であり、このことが今後十分この目的が達せられることを望むわけですが、それぞれ同僚議員からもこの取り組みに対しての懸念が出ています。私は重複することは避けたいというふうに思いますが、1点だけお伺いをいたします。

この条例の中に悪臭ということが出てきておりますけれども、この悪臭というのは、企業から出る、いわゆるそういう公害的な悪臭、あるいはまた本市は農畜産の非常に主幹産業としている地域であるわけでございます。そういうような農畜産を含めた、すべてのこの悪臭というような形の中でとらえてよろしいものか、その点について、まずお伺いをいたしたいというふうに思います。

**○市長（本田修一君）** この基本条例につきましては、第14条にその規制の措置として、騒音・震動・悪臭というのを盛り込んであるわけでございますが、このじゃあ悪臭の対象として、農畜産物が発生する、農業から発生する悪臭はどうかというような御質疑だというふうに考えます。私どもが今回お願いしようとする、この基本条例につきましては、上位法が様々な関係の上位法がございまして、その上位法の規制の数値を見ながら、今後、審議会等でも議論を尽くしていただいて、市の独自のやつを制定していくというふうになります。その中で悪臭防止法につきましても、十分検討するわけでございますが、この悪臭防止法の対象になっている施設、それから特定施設というわけでございますが、この中には農業関連施設は入っておりません。そのような中で、また市独自で農業関連施設について、どういうふうにするかというような議論は今後していきたいというふうに思っております。

**○議長（谷口松生君）** ほかに質疑ありませんか。

**○30番（福重彰史君）** 農業関連施設は入ってないということでございます。そういうことで、今、市長の方からございました、この第14条のこの規制の措置というものがあつたものですから、そのあたりと比べての質疑をしてみたいというふうに思っていたわけでございますけれども、ただこの悪臭、農業関連施設は入ってないということですが、いわゆるその畜産排泄物を、いわゆる農地に散布するわけでございますけれども、そのような散布した場合の、いわゆる悪臭ですね、悪臭というものは施設ではないわけですが、そういうものはこの対象になってくるのか、お伺いしたい。

**○市長（本田修一君）** ただいまの件につきましては、担当課長に回答させます。

**○環境政策課長（立山広幸君）** 悪臭防止法につきましては、議員も御承知のとおり、物質によって決められております。アンモニアとかいろんなメチルとか、そういうのが22種類あるんですが、それで物質で現在規定をされております。そういう形で悪臭については、人が臭いと思った場合には、それぞれ畜産の関係であれば、畜産課が指導しますし、生活一般ごみであれば、我々環境政策課がその人に指導してまいります。畑なんかに散布された場合に、悪臭がするよというようなことで、隣から電話があつた場合につきましては、すぐその所有者に対して、耕耘をしてくださいというような形で現在は指導しております。そういうことです。

**○30番（福重彰史君）** そういう考え方からいけば、今、私が質疑をしているような、そういうものについての悪臭については、この条例上での規制の対象としなくて、いわゆる今までそれぞれ指導されていた、そのような範囲で行っていくということであるのかですね、それが1点。

もう三回目ですので、もう1点はですね、いわゆる完熟堆肥でないやつを散布するというのは、これは当然ですね、そのことはそれなりのやはり指導をしていかなきゃならないわけでございますけれども、それが特に土壌の汚染を、そして水質の汚染につながってくるわけですので、ただ堆肥の中にはしっかりと完熟した堆肥もあるわけなんですね。そういうしっかりとした堆肥の中にも、当然その一般的にそ

れぞれ臭いをどういうふうにしてとらえるかですけれども、すごくこの臭いを保つ堆肥もあるわけなんですよ。そういうもの等につきまして、それらも含めてですよ、それらも含めてこの条例の中の悪臭という形でとらえていいのか。それともですね、今その前に申した条例の中では、その規制の対象になっていませんよと、これまでどおりの指導でいくんですよということですか、どちらですか。

○市長（本田修一君） 担当課長に回答させます。

○環境政策課長（立山広幸君） この規制につきましては、先ほど申し上げました22の物質のことについては、県の方で定めておりますが、鹿児島市の場合は嗅覚測定法を用いていると。嗅覚指数というのを用いているということですが、現在、県でもこのような鹿児島市がしている嗅覚による、そういう制限というのに変えていかなければいけないなあというような情報は得ております。ただ、現在の段階では、先ほど申し上げましたように、特定悪臭物という形でしておりますが、今後につきましては、やはり住民の生活環境を守るということにつきましては、農畜産物を問わず、すべてのものについて悪臭の規制を設けていかなければいけないというふうに考えております。以上です。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者あり〕

○12番（本田孝志君） 今、同僚議員が言いましたことを、もういっぺん私が確認しておきます。

今、22の物質でということでしたが、これは所管のことですが、私たちの所管のところですが、もういっぺん確認をはっきりとお示しを、確認しておきます。

ただ、その県の方ではどうだったとか、そういうことでしたが、この条例の中にですね、今、大事な部分ですので、どのようになっていくかということ。

○議長（谷口松生君） しばらく休憩します。

○

午前10時33分 休憩

午前10時37分 再開

○

○議長（谷口松生君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいまの件につきましては、現在、22の種類で悪臭の原因について、県の方で基準を定めているというようなことですが、私どものまちの条例の中身につきましては、従来のこの農業関係の悪臭につきましては、従来の指導方法で十分その解決が図られている面が多いということもありますので、そのことをまずもって農業関係については従来の手法を踏襲していきたいというふうに思います。

そして、今回のこの条例の中には、悪臭防止法に基づく、そういった指導の仕方、この本市としてはやっていくというような形にしていきたいというふうに思います。

○31番（野村公一君） そうすると、今のそのあれでいきますと、この市が新たにこしらえる環境基本条例、条例の性格をすごく和らげるものだと。私が最初説明を受けたときは、これは良いものだなあというふうに感じをとったんですが、今の説明からいくと、かなりそのいろんな面で例外が起こると。そ

の農畜産物の悪臭はもちろんだが、震動についても、車の震動についても、従来解決できるものは、従来解決どおりの措置をしていくという理解をとられると思うんですが、そうするとこの条例の真の目的というのは、骨抜きになるという心配をするんですが、そこらへんはどうですか。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

環境の保全ということを市民の方々が十分求められておまして、このことに対しまして、私どもとしましては、市民の安心・安全な、そして健康な生活のために、こういったものを改めてお示ししながら、協力をもらいながら、そういった住環境を保っていこうというものであろうかと思えます。

今、御指摘がありましたように、騒音とか悪臭とか、それから震動、こういうものにつきまして、その上位法がありますので、上位法の基準を見ながら指導していくということでございまして、先ほど答弁いたしました農業関係の悪臭につきましても、従来の基準の中で指導をしておったと。そして、その基準につきまして、今回、明確にこういった県の方でも数値があるんですよということをお話しながら、理解を求めて指導していきたいというふうに考えるところでございます。

**○議長（谷口松生君）** ほかに質疑はありませんか。

**○23番（東 宏二君）** 震動なんですけれども、国道、県道、市道という道路がありまして、ジョイント付近の継ぎ目あたりが、大型車が通ったときには震動がすると。それと、補修をした後の凸凹があったところも震動がするという相談を大分受けているわけです。これに係る経費というのは、相当なものが要ると思うんですが、担当建設部の方にもお願いをしているわけなんですけれども、なかなか予算的なものもある。いろんな面で経費が加算する、これをやはり解消するためにも、住民が安全・安心で、環境生活にうちとけるような形をとっていくという条例でございまして、そのへんの対応としては、どうお考えでしょうか。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

先ほど来、お答えしておりますように、上位法の基準値があるということをお示ししながら、住民の方々の理解を求めていきたいというふうに思っています。

**○議長（谷口松生君）** ほかにありませんか。

**○25番（小園義行君）** 本当にこの、さっきもちょっと質疑をさせてもらったんですがね、これ大気、水、土壌等環境の自然的構成要素を良好な状態に保持し、人の健康の保護及び生活環境の保全を図ることと、この1点をもってですね、先ほど悪臭防止法の関係で、県が22、それを定めているということでしたけれども、現実にはですよ、化学肥料をまきますね、そして畑かんでやりますね。環境がそのことによって汚染されるということになったときに、農業関連施設、そういったのは除くんだという、そういったことではなくて、どうやってそのことに取り組んでですよ、環境を良くするために取り組んでいくのかという、そういった姿勢がここに見えてないと、ただ規制するだけ、ここに規制のこれもありますけど、そういうことをやるんじゃないかと、やっぱりみんなどう取り組んでいくのかという、そのことが答弁としてこなければですよ、意味がないというふうに思うんですね。先ほどの答弁では、この条例では農業関連施設は除くんだというのがありました、それは訂正はまだないわけですけど、そこについての関係というのは、しっかり含めた上でですよ、規制をかけるということではなくて、そのこと

によって発生するいろんなことについては一緒に取り組んでいく中で変えていくという状況が絶対必要だというふうに思います。

そして、この条例を出すにあたってですよ、これは担当課任せに、まさかしてたんじゃないんでしょうね。法令審査委員会なり庁議があつて、ここに最終的にどんと出てきたのかどうか、その2点だけ最後をお願いをします。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

ただいま議員の中で、この取り組みは非常に重要な取り組みでありまして、そして様々な影響があるということでもあります。そして、そのことは取り組みをする中で、市民の皆さん方と共に、さらに良い環境をいかにして生み出していくかというのをずっと高めていく取り組みが必要だというふうには思っております。そのようなふうにやっていきたいと思っています。

それから、この条例の提案にあたりましては、審査委員会を通しております。

**○1番（下平晴行君）** この条例に基づいてですね、この計画書は策定されるということではないんですか。ですから、計画書を作って、その中で具体的に、例えば計画の策定の中でありますように、総合的かつ計画的な推進を図ると。ですから、細々したのは、その中でちゃんと設定していくんですよということをちゃんと説明すればいいんじゃないですかね。でないと、何か条例だけが動いていますので、それは基本的な理念はこうですよという条例で作ってあるわけですから、そうじゃないかと思います。

**○市長（本田修一君）** ありがとうございます。

ただいま議員の質疑のとおりでございます。

**○議長（谷口松生君）** ほかに質疑はありませんか。

**○17番（林 勇作君）** 今も発言があつたんですが、さっきの私が質問したときに、これを作ってから規制をすると言われました。それは逆なんですよ。いわゆる小さいものを詰めて、これにもってくるのが、いわゆる手法としてそうなんです。例えば、それなら先ほど言いましたように、水質関係で質問をしましたが、そうなりますとですね、これが出来てから決めると決められないわけなんですよ。例えば先ほど悪臭も出ています。それは私どもの近くにもあります、畜産農家が。それはですね、今までの規制では規制ができないんですよ、はっきり申し上げまして。そうやりますと、潰さん以上はできないんですよ。そこらあたりがあるから、我々は真剣にどのような対応をされるのか、例えばそれなら農政担当の部長さんに聞きますが、畜産の悪臭が消せますか。今までのその手法の中で、職員が行かれて、農政担当としては、それ以上は言えないと思うんですよ。ただ、保健所が行っても悪臭の測定というのはなかなか難しいんですよ。そういうことで、全体的ないわゆる担当部署の建設部長、水道局長、いろんな方々の意見の集約といいますか、それが初めてここに上がってきて、議会に提案されるべきではないかと思うわけですけど、なかなか当初からは完璧なものではないと思うんですが、市長が言われるように、大変苦しいところではあると思うんですが、そういった場合にはやっぱり全体の中で御議論をしていただければ、そして私どもに提案をさせていただくような、そういうシステムをですね、今後作っていただきたいと思います。一つよろしく願いをいたします。

それで答弁があれば、答弁をしてみてください。

○市長（本田修一君） ありがとうございます。

今後、十分そのような形で議論を尽くしまして、皆さん方に御提案したいというふうに思います。

先ほどの議員の方からも御指摘があったように、今後、基本的な計画を定めていくということになりますので、そのことの中でも十分、ただいまいただいた御意見を斟酌して盛り込みながら計画をつくっていきたいというふうに考えております。

○議長（谷口松生君） 協議会に移します。

○  
午前10時49分 休憩

午前10時57分 再開  
○

○議長（谷口松生君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほど、私の答弁の中で、一部取り違えがありましたので訂正させていただきます。

悪臭防止法につきましては、すべての悪臭について規制がされているということでございまして、先ほど答弁しました公害防止条例の特定施設の中に農業関連施設が入っていないというのは、県の条例の中でそのようなふうに定めてあったということでございますので、そのようなふうに訂正をお願いしたいと思います。

そして、今回提案いたしました市の条例につきましては、騒音、震動、悪臭というものにつきましては、それぞれに上位法がありますので、その基準値をもって市の環境の保全に協力をいただくような形の制定を審議会等にもお願いしたいというふうに思っております。

○議長（谷口松生君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第71号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。

○  
**日程第3 議案第72号 志布志市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について**

○議長（谷口松生君） 日程第3、議案第72号、志布志市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第72号、志布志市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

本案は、合併前の松山町、志布志町及び有明町において、異なっていた国民健康保険税の税率等を統一するとともに、医療費の動向、被保険者の所得の状況等を勘案し、国民健康保険特別会計の健全財政運営を図るため、国民健康保険税の税率等を改正する必要があるため提案するものであります。

なお、詳細につきましては、担当部長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○市民部長（稲付道憲君） それでは、議案第72号、志布志市国民健康保険税条例の一部を改正する条

例の制定について、補足して御説明を申し上げます。

別冊の議案第72号、議案第84号の説明資料でございますが、去る6月1日、国民健康保険運営協議会に諮問いたしまして、答申をいただいたときの資料でございます。

それでは、まず議案第72号で提案いたしております国民健康保険税の引き上げについて、その理由を御説明申し上げます。

説明資料の1ページを御覧いただきたいと思っております。

国民健康保険事業、事業費総額の約6割を占めます一般被保険者療養給付費及び退職被保険者療養給付費の18年度の試算でございますが、一般被保険者療養給付費で平成17年度の8.9%増、20億1,741万7,000円、退職被保険者療養給付費で16.1%増の5億7,494万1,000円を推計をいたしております。

医療費推計の伸びの要因について申し上げますが、まず平成14年10月1日からの医療制度改正による老人医療受給者年齢が70歳から75歳に引き上げられたことでございます。新たに70歳に到達した人は、それまでの老人保健医療制度に移行せず、70歳から75歳まで、国民健康保険制度の前期高齢者として、これまでどおり国民健康保険で賄うようになったものでございます。これによりまして、前期高齢者分の保険者負担額のほとんどが9割負担となりまして、国保財政による負担増につながったものでございます。この保険者負担額であります、平成17年度で4億8,360万3,000円、全体の保険者負担額の20.6%を占めております。

次に、3歳未満の子供の自己負担割合でございます。従来の3割負担から2割負担に引き下げられまして、1割が保険者負担の増となったものでございます。増加した保険者負担額につきましては、平成17年度で2,630万円となりまして、新たな保険者の負担増につながっており、保険者としての国保運営は従来よりも一層厳しいものとなっているところでございます。

それでは、資料の10ページを御覧いただきたいと思っております。

志布志市国民健康保険の概要でございます。表がございまして、高齢受給者の欄を御覧いただきたいと思っております。これがいわゆる70歳から75歳未満の受給者の数でございます。平成17年度末の受給者数が1,541名であり、これが75歳以上の老人保健医療制度に移行する平成19年、来年でございますが、平成19年9月まで増え続ける見込みとなっております。平成18年度末では恐らく2,000名を超える状況となるようでございます。この表の伸び率を御覧いただきますと、人数で毎年500名ほどが増え続けておる状況でございます。また、医療費推計の伸びの要因の一部として、高額医療費が考えられます。直近の1年間において、1カ月100万円以上の高額医療費対象者が旧3町の合計で122件、医療費総額にいたしますと約2億円となっており、全体の医療費の1割を占めております。これを疾病分類別に見ますと、がん、白血病などの新生物が38.1%、心筋梗塞、狭心症などの循環器系疾患が19.8%、それから超低出生体重児、いわゆる早産に伴う未満児の障害が17.4%、関節症などの筋骨格系疾患が15.5%となっております。以上の疾病が全体の約9割を占めるとともに、今後も引き続き高額医療費を発生することが予想されるところでございます。

それでは、再度、資料の1ページにお戻りいただきたいと思っております。

先ほど説明いたしました医療費増加の見込額に伴いまして、国庫・県支出金の療養給付費等負担金や

財政調整交付金並びに社会保険診療報酬支払基金からの療養給付費等交付金などを推計いたしたところでございます。

それでは、追加資料の21ページ及び22ページを御覧いただきたいと思っております。

追加資料の21ページ、22ページでございますが、基金についてでございます。基金につきましては、現在の1億3,301万2,292円に積み上げを行わずに据え置きまして、本来、厚生労働省が示します過去3か年の平均保険給付費等の5%以上である1億8,500万円を保有すべきでございますが、被保険者の税負担を最小限度にとどめ置くために、今回は予備費5,200万円と合わせて持つことといたしたところでございます。

このようなことから、総支出額との不足分1億4,509万4,000円を国民健康保険税で賄うこととなるところでございます。

1ページの資料の予算のところの一番下の方に保険税の必要額ということで、1億4,509万4,000円がここに示されておりますが、これがいわゆる医療給付費の伸び、それから歳入では国・県補助、それから交付金等を合わせて不足する額がこの1億4,500万円、これを税で賄おうというものでございます。

今の資料の1ページでございますが、国民健康保険税の不足額は、今申したとおり、一番下の方に掲げてございます。後ほどまた御説明いたしますが、介護納付金の不足額が637万8,000円ございまして、この1億4,509万4,000円から、この介護納付金の不足額を差し引いた1億3,871万6,000円が医療給付費分の不足でございます。この額に当初予算額で計上いたしております国保税の医療給付費分と保険基盤安定分を合計した額、11億9,115万円が必要額になります。

それでは、資料の11ページをお開き願いたいと思っております。

税率等の改正案でございます。先ほど申しました必要額11億9,115万円を満たすために、所得割税率を9.1%、資産割を37%とし、均等割、これは人数割でございますが、と平等割、これは世帯割でございます、をそれぞれ2万3,000円、2万2,000円とするもので、条例第3条第1項、第4条、第5条及び第6条の改正になります。なお、医療分に係る賦課割合は応能割と応益割でございますが、その比率は50対50が一番望ましいとされておりますが、これにより試算した結果、一般医療分で応能割、応益割は49.60対50.40となり、ほぼ水準にそったものとなっております。

次に、真ん中の表でございますが、現行の旧3町の税率等と、今回改正しようとする税率等を所得割、資産割、均等割、平等割の順に比較したものでございます。

次に、下の表でございますが、医療給付費分の軽減額の改正内容を現行と比較したものでございます。これは条例第16条第1項の医療給付費分の改正となるものでございます。7割軽減の額では、均等割を1万6,100円、平等割を1万5,400円に、5割軽減の額では、均等割を1万1,500円、平等割を1万1,000円に、2割軽減の額では、均等割を4,600円、平等割を4,400円に改正しようとするものでございます。軽減後の金額、対象被保険者数、対象被保険者世帯数は、それぞれ全体に占める割合もお示しをいたしております。軽減世帯が被保険者世帯全体に占める割合は、7割軽減世帯で46.34%、5割軽減世帯で4.94%、2割軽減世帯で11.34%となっており、軽減世帯全体では62.62%を占めております。

次の12ページをお開き願います。

介護納付金分でございます。国民健康保険第2号被保険者に係る納付金額につきましては、国において全国の医療保険に加入している40歳以上65歳未満の第2号被保険者について、1人当たりの負担額を算定し、それを基に医療保険者ごとの負担額を算出し、それぞれ通知がなされるものであります。本年度は2億3,845万1,721円で通知があったところでございます。この額の2分の1を国が負担し、残りの2分の1を市の国保が負担することになります。この額が介護納付金の必要額であり、1億1,922万6,000円でございます。介護納付金の必要額1億1,922万6,000円から、当初予算計上額1億1,284万8,000円を差し引いた637万8,000円が今回の税率改正に伴う増額分でございます。介護納付金の必要額を満たすための税率等の改正案でございますが、所得割税率を2.4%、資産割を3%、均等割、平等割をそれぞれ9,300円、5,300円とするもので、条例第7条、第8条、第9条及び第10条の改正になるものでございます。

次に、現行の3町の税率等と、今回改正しようとする税率との、所得割、資産割、均等割、平等割の順に比較をしたものが上の表でございます。

下の表でございますが、介護納付金の軽減額の改正内容を現行と比較したものでございます。

条例第16条第1項の介護納付金分の改正案でございます。7割軽減の額では、均等割を6,510円、平等割を3,710円に、5割軽減の額では、均等割を4,650円、平等割を2,650円に、2割軽減の額では、均等割を1,860円、平等割を1,060円に改正しようとするものでございます。

軽減後の金額を、対象被保険者数、被保険者世帯数及びそれぞれが全体に占める割合もここに掲載をいたしておりますので御覧いただきたいと思っております。

次に、13ページをお開き願います。

13ページは、旧町ごとに本賦課算定時における医療分と介護分を合わせた現年分の調定額を平成14年度から平成17年度までお示しし、今回の改正案と比較したものでございます。

上の表は、旧3町の各年度の被保険者世帯数、1世帯当たりの調定額を改正案と比較したものでございます。

また、下の表も同じく、旧3町の各年度の被保険者1人当たりの調定額を改正案と比較したものでございます。

それから、14ページをお開き願いたいと思っております。

14ページは、医療給付費分の税率試算表でございます。上段の表は改正案の税率等でございます。右端の表でございますが、それぞれ応能、応益の割合でございます。それから、2番目の表は、試算で用いた徴収率でございます。所得割9.10%、資産割37%、均等割2万3,000円、平等割2万2,000円で試算した一般被保険者分の年税額が表の中に①から⑤までが表示してありますが、一般被保険者分の年税額が①でございます。これに一般分の徴収率94.0%を乗じた額が③になります。下から2番目の表のところでございます。同様に、退職被保険者分を試算した年税額が②で、これに退職分の徴収率99.0%を乗じた額が④になります。⑤は軽減額に応じて交付される交付金で、保険基盤安定制度として歳入される額でございます。③、④、⑤を合計した額が一番下の欄の左の額でございます。真ん中の必要額にほぼ近い額になっておりますが、税率等で試算した一番左の額に、一番右側は必要額にどれぐらい不足する

かの額が64万8,434円、まあ必要額の試算した額がこれだけ満たないということですが、これについては徴収努力等でこれは達成可能ではなかろうかという数字でございます。

それでは、次の15ページをお開き願います。

15ページは介護保険料第2号被保険者、いわゆる介護納付金の税率試算表でございます。所得割2.4%、資産割3%、均等割9,300円、平等割5,300円で試算し、一般分の徴収率93%、退職分の徴収率99%を乗じた額が④の額でございます。⑤は保険基盤安定制度として歳入をされる額であります。③、④、⑤を合計した額が一番下の欄の左の額でございます。真ん中の額が先ほど申し上げました国から通知のあった45歳から65歳未満の納付金の額でございます。これは国から通知をされた額でございます。2億3,845万2,000円でございますが、そのうちの2分の1を国保で負担するというものでございまして、その負担分が1億1,922万6,000円ということでございます。これにつきましても、一番左端の税率で計算した額と比較しますと、33万6,724円の不足になりますが、これにつきましても、徴収努力等で達成可能な数字であろうということで、この試算をいたしたところでございます。

16ページからは、新旧対照表が添付してございますが、改正内容につきましては、今まで御説明いたしましたので、後もってお目通しをお願いいたします。

この条例は、公布の日から施行し、第2項において、平成18年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、平成17年度分までは従前の例によるものとするものでございます。

以上で補足説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

**○議長（谷口松生君）** これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

**○3番（丸山 一君）** 今、いろいろと細かい説明を受けたわけですが、有明町におきましては、資産割100分の0ですね、それが志布志町の100分の37という数字に合わせるように設定されておりますが、合併協議会におかれても、小さな負担、大きなサービスというような意味合いのことを言っておられて、それを我々は市民の人たちもかなり期待してたと思うんですが、これを見ますと、その資産割だけではなくて、ほかの面におきましても、かなりの高額アップになっておるようでございます。今、細かい説明を受けたわけですが、これを我々が今度は市民の人たちにどうやって説明したらいいだろうかということを考えるわけです。単独町におきましては、かなり上がってきたと言われておるわけですが、我々市においてもですね、合併して良かったなあと、果たしてこれが言えるだろうと考えておるわけです。そのことにつきまして、執行部の説明をお願いいたします。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

ただいまの件につきましては、今、御質疑があったように、合併協議会の場合でも有明分につきましては、3方式から4方式に変更するんだよというようなことをお話して、合併協議会でも質疑をしていたところでした。そのようなことで、今回新たにこうして税率の改定をお願いするということに伴いまして、かなりの負担が生じる方が発生するということもありますので、そのことにつきましては、有明分につきましては、特に別途ですね、説明を申し上げたいと思いますので、担当の方に説明させます。

**○市民部長（稲付道憲君）** ただいまの御質問でございますが、私どももこの税負担ということに対しては、大変危惧をもっておったわけでございます。しかも、合併の前提として、ただいま申し上げられたとおり、負担は少なく軽くというのが前提であったわけでございますが、ただいまのこの保険税率を改正するにあたりまして、いろいろ試算をしてみますと、先ほども申し上げましたが、医療費の高騰、特に制度改正による70歳から老人保健に移り変わる人がそのまま国保で対応すると。しかも、保険給付が9割でございます。その部分が大きなまた障害があったんじゃないかと。これにつきましては、本市に限らず、どこの自治体でもそのような傾向がございます。そういった点で、住民の方々には、この制度改正と、あるいはまた医療費の高騰について、十分納得のいく説明が必要であろうというふうに思います。これを仮にそれぞれの町が合併しなかったといたしましても、当然この医療費の額を考えますと、税率改正はせざるを得ない状況であろうかというふうに考えるところでございます。

**○3番（丸山 一君）** この資産割100分の37ですけれども、先ほど説明があったわけですが、特別会計の健全な財政運営を図るためと説明があったわけですが、大体そうだと思うんですけれども、これをですね、一方的に100分の37に設定するのではなくて、段階的設定はできなかったものかお伺いをいたします。

**○市民部長（稲付道憲君）** 税率改正につきましては、極力納税者の負担を軽くするという前提の下に、私どもはいろんな角度から試算をいたしたわけでございます。しかし、合併して税の統一化ということがございまして、これをおしなべて統一するとすると、それぞれの町については、上げ幅が変わってくるというようなことでございます。有明町の3方式が4方式に変わったということでございますが、資産割が加わったわけでございますけれども、一方では所得割の率が有明の場合は下がったというようなこともございます。そのようなことで、確かにその4方式で増税感があるわけでございますが、やはり合併して税の統一化ということで御理解を賜りたいというふうに思います。

**○議長（谷口松生君）** ほかに質疑はありませんか。

**○22番（宮城義治君）** 資料の15ページのですね、介護保険の資料ですが、先ほど納付金と市負担金で過不足額が発生すると。これを徴収可能で大丈夫であろうというような曖昧な説明があったわけですが、そのようなことでとらえていいのか、やはりはっきりと数字ができるものか、以前にもこういうような不納額が発生して、やはりあったものか。これはやっぱり責任をもった金額であるわけですから、曖昧なことでは済まされんのではないかと思うんですよね。これは大丈夫なんですか。

**○市民部長（稲付道憲君）** ただいまの御懸念でございますが、私どもは過去の例等を参考にしながら、この結果を出したわけでございますが、少しでもその税率を下げようと。はっきりしたこの市負担分の1億1,922万6,000円にしますと、若干、税率がまた上がる部分になりますので、それぞれの我々が試算した率で、試算した額は若干少ないですけれども、この1億1,888万9,276円の額で、不足額が33万6,000円でございますが、これまでの徴収の結果、実績等で考えますと十分この部分は取り戻せる額であるというふうに判断をいたしておるところでございます。

**○議長（谷口松生君）** ほかに質疑はありませんか。

**○8番（藤後昇一君）** 今の質問に関連するんですが、徴収可能だと言われますけれども、今回の医療

費改正では医療費の自己負担も増えてるんですよね。家庭というのは、全部のいろんな負担を考えるべきであって、いろんなそういう各家庭のいろんな負担が一挙に今度の医療費改正では増えてるわけなんですけど、そういう従来の徴収の仕方とか、そういうのが参考にならないんじゃないかと私は思うんですが、医療費の自己負担の増加も大変なことですよ。しかもまた、国民健康保険も増えている。現実です、自治体病院のですね、医療費の未収がもの凄く増えているんですよ。そういうことを考えますと、果たしてそういうことで大丈夫でしょうか。お願いします。

**○市民部長（稲付道憲君）** 私どもは、先ほどから申し上げますように、少しでも税率を上げないようということで、必要最小限の率で試算した結果が一番左側の額でございます。それで必要から見て、この不足額の33万6,000円につきましては、私どもの徴収努力で十分可能であるという結果に基づいて、このような試算をいたしたところでございます。

**○11番（立平利男君）** まず、追加説明資料の21ページ、22ページですが、市長もどうしたことやろかいという感じはもっておられるかと思いますが、今回、基金が1億8,500万円ほど積み立てができるということなんですけど、21ページの過去の3カ町の状況を見てみますと、有明町が17年度、2,600万円基金を積み立てました。17年度、保険税を上げた経緯がございます。そういう状況の中で、合併するための基金積み増しが必要という説明を受け、町民にも御理解をいただいて値上げをした経緯がございます。現実には合併した折に、結果が松山、志布志、有明が出ておりますが、この数字を見ると、果たして旧町民にそういう説明が正しかったのかなあという気がいたしております。その経緯等について理解がいただけるような説明をお願いいたします。

**○市民部長（稲付道憲君）** ただいまの基金の件でございますが、合併前にそれぞれの町村の基金を持ち寄るということで、3町がそれぞれ協議がなされて、旧有明町においてはそんな対応をいたしたところでございます。他の2町については、それぞれもう持ち分の基金があったということでございましたが、旧志布志町の1億64万4,000円の取り崩しでございますが、これの中身を見てみますと、当時その予想しなかった部分の医療費が、前年度からいたしますと、これは一般、退職合わせてでございますが、1億493万8,054円の増となりまして、やむなくこの基金の取り崩しをいたしたという状況でございます。そういったことで、合併後の基金につきましては、旧3町合計で1億3,296万7,262円と。厚生労働省が示す基準の基金額というのが22ページに、ここに掲げてございますが、過去3か年の平均保険給付費等の5%以上を基金として持ちなさいという基準があるわけでございます。それを見ますと、本市の場合、旧町からの積み上げでございますが、過去3か年の平均の5%ということになりますと、1億8,284万8,899円というのが厚生省が示す基金の保有額であるということでございます。

しかし、私どもは、今回、基金の積み立ても予算には計上いたしておりません。基金積み立てをまた予算に計上いたしますと、またその分保険税が上がるということで、今ある1億3,200万円の基金と、それから予備費の5,000万円ほど予備費にございますが、緊急の場合はこの額で対応したいということで、極力今回は基金積み立ても計上してないということでございます。

**○議長（谷口松生君）** ほかに質疑はありませんか。

**○11番（立平利男君）** 過去のことをどう言っても始まらないわけですが、ただ去年、町民に説明した

経緯を見ますと、志布志町につきしましても、13億円の中の1億円が基金からということで、理解するのに非常に苦しい思いがいたしております。これについて、市長の考えをお聞かせいただきたいと思っております。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

この追加資料にありますように、基金の状況について、こういった形で旧志布志町分につきましては、取り崩しがあったというのは、ただいま担当部長から説明があった状況があったという説明を受けまして、それならば致し方ないというようなふうにと考えるとあります。私どもは合併協議をする中で、様々なこういった問題について協議を重ねてきたわけですが、お互いに最終的には基金は残った額を持ち寄って合併しましょうというようなことがあったわけですが、そして、この国保の有明分につきましては、どうしても厚生省が定める基金額にもう足りない。そしてしかも、財政的にその国保の財政が破綻する寸前だと。しかも、過去10年間改定をしてなかったというようなこともあって、やむを得ず、そのことにつきまして議会に相談いたしまして、そして御承認いただき、町民にもそのようなことで御説明申し上げたところでした。そのような経緯がありまして、再度こういった形でお話しなければ、御理解を求めていかなきゃならないというのは、非常に心苦しいということもございますが、ただいま担当部長の方からる説明いたしましたように、やむを得ない改定の状況だということを御理解していただければというふうに思っています。

**○議長（谷口松生君）** ほかに質疑はありませんか。

**○14番（小野広嗣君）** 先ほど来、いろいろと議論されてまして、当局の方も大変苦しい答弁という状況を今、見てたわけですが、本当にこのこういった改正の条例を出される上で、いわゆるこの新志布志市になって、この志布志市民のですね、生活状況、こういった状況把握をどこまでされてですね、こういう提案になったのか、この1点をまず市長にお聞きしておきたいと思っております。

**○市長（本田修一君）** 市民の方々の生活状況の把握をしたのかというようなことでございますが、ただいま担当部長の方から説明いたしましたように、なるべく改定の上げ幅が少ない形の試算というものを、様々な形でしたということでございます。そのような試算を積み重ねた結果、今日の御提案している数字ということでございますので、そのようなことを市民の方々にも今後理解をしてもらうように説明していきたいと思っております。

**○14番（小野広嗣君）** よくわかるんですよ。ただ、この先ほど来出てますように、この医療費の高騰であるとか、いわゆる社保離脱ですね、社保から離脱して国保へ流れ込んでいく。そして、70歳から75歳の段階移行が進む。そして、国保に係る負担がますます増えていくと、そういう状況の中で税収の向上率をアップしていかなきゃいけないと、そういう板挟みの状況の中での提案であろうと思うんです。そして、一方では、先ほど来出てるように、市民にとっては合併が薔薇色とまでは思わないにしても、合併によって良くなる面、あるんだろうなと漠然と置いていらっしゃるわけですね。そういった中に、やはり増税感がひたひたと押し寄せていくようであれば、やはり未来に対して市民の方々がやはり失望していくであろうと思うんです。そういったときの説明責任ですね、行政の側の。いわゆる社会状況、こういった社会状況にある。そして制度改正があった。そして、こういう厳しい状況の中から社保離脱

がどんどん出ていく。そういった部分も含めて、複雑化する必要はありませんけれども、市長、本当にこの広報に載せるぐらいではなくてですね、やはりチラシ等をですね、カラー版でも作って、わかりやすく説明していかないと、すごく市民の中に疑問が出てくる問題だろうと思いますが、そのへんはしっかり取り組んでいただきたい。これは、この条例、今から議論されるわけですのでね、そのことも含めて答弁を求めておきたいと思います。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

このことにつきましては、今、御提案があったような形の広報も当然ながらしていきたいというふうに思っております。私自身がこの医療費の高騰、そして介護保険の給付の高騰というものを、非常に深刻に考えておまして、このことについては高齢者の方々のお集まりの度に、こういったふうになるんですよということをお話しているところでございます。そして、この今回積算しまして8.9%ということになるわけですが、これは過去の伸び率から類推して、こういった数字になってしまったと。これは、今回これで終わるんじゃないくて、また3年後にはそういった数字が出てくるかも知れないんですよ。そして、そういうような状況が続けば、みんな社会的にこの福祉、この国保と、そして介護と、支えられなくなる状況になってきますよと。だから、皆さん方、どうかお元気で、そしていつまでも頼りにされる高齢者でいていただきたいということをお話しているところでございます。そして、私は今後とも、そういった高齢者の方々がいつまでもお元気で頼りにされて、そして生きがいをもって生活していただけるような環境というものを総合的にお示しして行って、できれば日本一元気な高齢者のいるまちづくりに取り組んでいきたいというふうに、かねがねお話をしているところでございます。

**○14番（小野広嗣君）** 是非ですね、そういう方向でお願いをしたい。いわゆるこの介護予防の件も含めまして、いわゆるこの医療費の高騰を防ぐために、やはり自助努力も含めてですね、やはり保険料が上がると、これはすごく圧迫感があります。一方で、それも含めてですね、自助努力によってそこはやはり見ていかなきゃいけない部分もあると。合わせてですね、市民にやはり訴えていくべきであろうと、そのように思いますので、よろしく願いいたします。

**○議長（谷口松生君）** 質疑ありますか。

**○9番（迫田正弘君）** 国民健康保険税の率についてお伺いしますけれども、旧松山町におきましては、非常に他の旧町より上げ幅が大きい形になっているところでございます。先ほど部長の説明で、合併しなくても当然上がったんだという説明がありましたけれども、上がるはずだという説明がありましたが、そのへんのですね、これは合併した全体の中で積算をして、この数字は当然現れてくるわけで、医療の施設問題とか、年齢の問題とか、いろいろあると思うんですよ。そこいらあると思うんですけど、今、先ほど説明があった、合併しなくても上がったんだというような、その根拠ですね、その各町ごとにこういった積算をされて、比較できるように資料があるものか、ちょっとお伺いいたします。

**○市民課長（竹之内宏史君）** 御説明申し上げたいと思います。

各町ごとの積算はどうだったのかということですが、旧松山町の全体、一般と退職を合わせまして、伸び率でございますが、16年度の対比で26%、いわゆる保険者負担が伸びているようでございます。額にいたしまして7,636万8,000円、これは他の志布志、有明と比較をいたしますと、志布志の場

合が8.1%で8,969万3,000円、有明町が10.1%で7,181万1,000円でございます、全体的に松山町の場合が有明町よりもちょっと伸びているということが、これでわかるわけでございます。以上でございます。

**○9番（迫田正弘君）** いろんな諸条件によって、この率というのは変わってくるわけでございますけれども、私が一番懸念いたしますのは、合併したのために医療費が急増したということにしか、住民は受け取らないんじゃないかということを懸念いたすわけでございます。やはり、先ほど同僚議員の中にもありましたような説明責任というのは当局にもありますし、私どももですね、その説明をきちっとしていかなければ、この合併そのものを否定されるような状況も考えられるわけでございますね。そういった単なる率で、今示されましたけれども、できますればですね、可能かどうかはちょっとわかりませんが、今の松山の状況が合併しなくてもこれだけになりますよというような状況がですね、あるとすれば非常に私どもも説明責任を果たすことができるというような観点でですね、質疑いたしておるわけですが、そのへんは可能ではございませんか。

**○市民部長（稲付道憲君）** いろいろ合併直後でもございますし、随所で旧3町の話が出るわけですが、今、合併した段階で、それぞれ過去の例をとりますと、それぞれまた町民の方々もそれぞれの立場で喜ぶ人もあれば、また一方じゃ不快な感じを受ける方もいらっしゃるんだろうと思いますので、全体的な見地から、例えば過去の医療費等の状況を示しながら、こうこうだからこれだけ保険税が上がるんですよ。そのためには、予防ということなるべく病院にかからんような、お互いに健康に気を付けなきゃいかんというような意識高揚も含めてですね、そういったパンフレットか、そういったものを市内にお示しをしたいというふうに考えております。

**○9番（迫田正弘君）** 必要であることは理解いたすわけでございますけれども、やはり市民の理解が得られるようなですね、やはりそういった説明の資料をですね、是非お願いをいたしたいと思います。

**○市長（本田修一君）** ただいま担当課長の方でも医療費の伸びの額についても説明いたしましたので、その程度はですね、お示ししながら、市民の方々に理解できるような資料を作成していきたいというふうに思っております。

**○議長（谷口松生君）** それはまた、全議員の方に資料作成ができたときには配付をお願いしますね。ほかにございませんか。

**○25番（小園義行君）** 合併したことで、統一したそういう税率の改正というのをされるというのは、当然よく理解をするところです。そこでちょっとお聞きをします。国保の会計上ですよ、国の責任というのも大変大きいと思います。現在、療養給付費の国の負担率、これは何%になっているのか、一つ。

そして、もう6月ですので、昨年度、いわゆる17年度分ですね、徴収率が何%になっているのか、それをちょっとお願いします。

そして、今回、市民の所得、これが平成17年度分、もう出てるわけですが、どれぐらいの前年度対比で伸びているのか、その三つをお知らせをしていただきたいと思います。

**○市民課長（竹之内宏史君）** 今、国の負担ということでございます。国庫支出金の療養給付費等負担金、これが従来の100分の40から100分の34になっております。

続きまして、高額医療費共同事業負担金、これは国が4分の1の負担でございます。

それと、財政調整交付金、国庫支出金ですが、これが100分の9になっているところでございます。以上です。

**○税務課長（嶋戸貞治君）** 17年度の国保の徴収率でございますが、現年度がこれはまだはっきりは確定はしてございません。少し変動があると思いますが、現年度が94.40%で、前年度比、マイナスの0.54%になっております。

それから、繰越分につきましては12.55%で、前年度に比べますと4%の増でございます。

合計では80.56%で、前年度に比べますと0.64%の減になっております。ただ、収入済額で比べますと調定が上がっておりますので、合計では1,800万円程度の増になっております。

それと、所得の状況でございますが、営業所得、農業所得、あと給与所得、いろんな所得を合計しますと、18年度は約9,300万円ほど伸びております。以上です。

**○25番（小園義行君）** 今、答弁がありましたように、国の負担というのは、こんなに地方に責任を押しつけてる。どんどんこういうことですよ。40%あったのが34%、この6%分は、今度は税でやらなきゃいけないと、こういうことになる。この国のですね、姿勢が私は大きくこの国保税の算定、そういったものに関わってくる。こういったものに対して、元に返せというぐらいのですね、それが必要だというふうに考えます。そのパーセントはよくわかりました。

徴収率、今回この予算書では、国のペナルティーがかからない93%、1%増やした、94%ですてありますよね。現実には今出たとおりですけど、この徴収率が悪ければ、国はさらに国庫負担も減らしておきながら、さらに今度はペナルティーをやると、財政調査、こんな馬鹿なことをですね、地方にどんどん押しつける、ここに私たち、議会も当局もですけど、声を上げないと私はいけないというふうに思います。そうしないとですよ、国保の会計というのは、入ってくるものと取らなきゃいけないもの、徴収しなきゃいけないもの、そして出ていくものの足し算引き算でしょう。そこをですよ、しっかり踏まえてしていただきたいという気がするわけです。そして、この市民所得の関係ではですね、8,900万円ぐらいの伸びだということですが、仮に私は本来、国の政策とか、個々の自治体も含めてですよ、住民の所得を伸ばすという努力を国もしなきゃいけないと。これをすればですよ、当然、この資料でも出てますけれども、所得によって階層が分かりますよね。仮に100万円あったものが200万円、こういうことはあまりないですけど、9万円がですよ、18万円納めていただけるんですよ。そういう努力をやっぱりしていくという、そのための施策として自治体はいろんなことをやらなきゃいけないというふうに思います。ここのですね、出ている資料で軽減の世帯数ですよ、これ6割からですよ、もう軽減をしなきゃいけない世帯というふうになってる。介護納付分だって、約5割、45%これぐらいですよ。軽減をしなきゃいけない世帯になってるということですね。こういったものの考えたときに、さっきからいろいろ出ていますけれども、合併して本当に良かったのかということがここにですね、本当に負担が上がっていくということに対しては、住民の皆さん方はいろいろじゃないでしょうか。私はそういった意味で、この国に対しての、その国庫負担や財政調整、ここのですね、ペナルティーをかける、そういったやり方に対してどういうふうに当局が思ってるのか。そして、市民のですね、所得を上げるための工夫をする。

もちろん病気にかからないこともそうでしょう。所得を上げるための施策をですね、しっかりとやっていく、こういうことがとても私は大事だと思うんですが、そういった問題をどう含んで、この条例の改正というふうになったのかですね、お願いをします。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

先ほど来、お話しますように、この改定を御提案するに至りましては、様々な試算をして、できるだけ市民の方々の負担が少ない形というものを模索しながら提案したところでした。そして、その背景になっているのが、今、お話になった国の政策かも知れませんが、その徴収率の低下するところにつきましては、またさらにペナルティーがあるということにつきましては、非常に私どもも残念だなあというふうに思っているところでございます。そのようなことにつきましては、また関係団体とも連携しながら、国に対して要望していきたいというふうに思っています。そして、御提案されましたように、まず第一に私どもの市民の方々の所得を上げるのが一番手っ取り早い方策だと。そして、そこに健康で安全で安心な市民の生活があるというものが取られていくべきだというふうに思っております。そのことを私は所信表明でも述べましたし、そして今回の施政方針でも述べたつもりでございますので、御理解していただきたいというふうに思います。

**○25番（小園義行君）** あと委員会に付託です。1点だけお願いします。

国保運営協議会で、どういった議論になって、先ほどから出ています合併によってこうなったんじゃないか、そういった住民の皆さんの意見、そういったことに対しての対応、含めて当然、国保運営協議会というのは、その出し入れの関係とかですね、そういうことでしょうかけれども、国保運営協議会でこの税率を統一すると、そういうことに対してのどんな意見がなされて、合意が得られたのかですね、そのことだけ最後をお願いします。

**○市民部長（稲付道憲君）** 国保運営協議会の中の審議の内容でございますが、出ましたのは、いわゆる有明の3方式から4方式に移行したということの、いわゆる住民の理解は得られるのかということが出ました。あと、税率等につきましては、やむを得ないであろうという大方の意見でございました。以上です。

**○議長（谷口松生君）** これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第72号は、文教厚生常任委員会に付託をいたします。

ここで昼食のため暫時休憩をいたします。

午後は1時10分から再開をいたします。



午後0時02分 休憩

午後1時10分 再開



**○議長（谷口松生君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

重永議員、着席です。

鬼塚議員が所用で早退をしております。

日程第4 議案第73号 志布志市と畜場事業積立基金条例を廃止する条例の制定について

日程第5 議案第74号 志布志市食肉センター条例を廃止する条例の制定について

日程第6 議案第75号 財産の無償譲渡について

○議長（谷口松生君） 日程第4、議案第73号から日程第6、議案第75号まで、以上3件については、と畜場関係であり、関連がありますので、会議規則第37条の規定により一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第73号、志布志市と畜場事業積立基金条例を廃止する条例の制定について説明を申し上げます。

本案は、志布志市食肉センターの民間への無償譲渡に伴い、志布志市と畜場事業積立基金条例を廃止する必要があるため提案するものであります。

と畜場事業の施設の更新及び改善並びにこの事業の運営上、財源の不足を生じたとき、その他特に必要な経費の財源を充てるためを設置目的とする基金でありましたが、食肉センターが無償譲渡された場合には、基金設置の必要がなくなるものであります。

次に、議案第74号、志布志市食肉センター条例を廃止する条例の制定についてを説明申し上げます。

本案は、志布志市食肉センターの民間への無償譲渡に伴い、志布志市食肉センター条例を廃止する必要があるため提案するものであります。

次に、議案第75号、財産の無償譲渡について説明を申し上げます。

本案は、志布志市食肉センターの無償譲渡に関する陳情の採択を踏まえ、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、財産を無償で譲渡することについて議会の議決を求めるものであります。

以上、議案第73号から議案第75号までを説明いたしましたますが、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（谷口松生君） これから3件に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

○12番（本田孝志君） 議案第75号の件につきまして、譲渡の条件といたしまして、譲受人は譲り受けた建物、その他付帯設備を含むと畜場事業施設として使用する必要がなくなったときは、市に無償で返還するとなっておりますが、この建物全体の平米数とですね、そしてこれに伴う解体費用と申しますか、今の試算でどれぐらいかかるか。その付帯設備を使用しなくなった場合は、市に無償で譲渡となっておりますが、返還するとありますが、この解体費用等の件は譲渡したものを、また使用しなくなったら返ってくると、それについてはこの建物については解体費用がかかるということですが、今の解体費用でいくぐらい。

そしてまた、ちょっと私は納得しないわけですが、恐らく何億というようなお金の解体費用がかかるんじゃないかと考えていますが、そこらへんのところはどのようなお考えかお伺いいたします。

○市長（本田修一君） ただいまの件につきましては、担当部長に回答させます。

○産業振興部長（永田史生君） 譲渡の条件に、譲受人は譲り受けた建物をと畜場施設として使用する

必要がなくなったときは、志布志市に無償で返還するという条項の件だろうと思いますが、これは補助事業により取得した財産の処分について、承認条件として無償による譲渡の場合は、譲渡の物件の処理制限残存期間補助条件を継承するということになっておりますので、この条文を入れたところでございますが、なお具体的な取り決めにつきましては、契約の中で再度うたっていくというふうに考えております。あくまでも補助の条件があったものですから、それらをうたったところでございます。

それから、平米数につきましては、担当課長の方でお答えさせていただきますが、撤去費用については、今のところ、ちょっとまだ積算はしてないのが現状でございます。

**○畜産課長（中崎章文君）** それでは、ただいま質問の建物の面積につきまして説明をいたします。

まず、工場棟でございますが4,981.8平米、それから渡り廊下100.8平米、事務管理棟587.0平米、機械管理棟360平米、堆肥処理棟410平米、車庫棟120平米、自転車置き場棟32平米、屋外便所棟8平米、守衛棟21平米、受水棟44.2平米、病畜棟40平米、以上が建物でございます。

**○議長（谷口松生君）** ほかに質疑はありませんか。

**○12番（本田孝志君）** 私が先ほど言った質問に対して、まだ答えてございませんが、その解体するときの費用ですね、いくらぐらい、今のあれですればかかるものかお伺いいたします。

**○産業振興部長（永田史生君）** 先ほどちょっと触れましたけど、撤去の費用については想定をしてないところでございます。あくまでも返還という条目はうたいましたけれども、契約書の中ではそこまではうたわないというふうな格好の中で処理をしようというふうに考えておるところでございます。

**○議長（谷口松生君）** ほかに質疑はありませんか。

**○25番（小園義行君）** 陳情の採択のときも全会一致という状況でちょっとなかったということがあります。今の質疑ですけれども、質疑ですのでね、質問ではありませんからね、ごめんなさいね。当局もそういう対応をしてください。

この譲渡の条件ということで、いわゆるその企業に対して、市としてそれなりの対応をしていただくということを前提にこれは無償で譲渡ということですが、使用する必要がなくなったときには、市に無償で返還すると。これはそういう条項がありますが、それぞれ築どれぐらい経ってるものなんですか。そのことをまずお聞かせをください。

**○畜産課長（中崎章文君）** 今の質疑にお答えします。

建築年時は昭和61年3月までに完成しておりますので、20年が経過いたしております。

**○25番（小園義行君）** じゃあ仮にですね、営々とこれは続くという状況で考えたときにですよ、それなりにこれまでも既存のそういう経済団体からいろんな援助してくれといった、そういうことがよくあります。JA、漁協を含めてですね。そういったところで、20年からのこの経ってる建物、こういったものについては、当然古くなっていくということですが、これまでは市の方で管理をしていたわけですが、今後はその民間に移るということですね、そういった原価償却も当然これはあれしてると思いますが、そういったものに対しての後々のこの契約の中で、そういうものに対していっさい自分のところでやっていただくと、そういう考え方なのかですね、当然この陳情の趣旨としても、いろいろちょっと個人的にはありましたけど、そういうことがありましたのでね、今後、向こうからそういったものに

対しての援助、そういったもの等がきた場合の対応というのを、どういうふうはこの契約の中に入れていかれるおつもりなのかですね、ちょっとお願いします。

**○畜産課長（中崎章文君）** ただいまの御質疑にお答えいたします。

今もございましたように、陳情の採択の中でも、無償での譲渡の要求があったわけですが、その譲渡後におきましては、事業者の方で維持管理はしていただくということで考えております。したがって、市の方で現状において、後の維持補修について支援をするということは想定をいたしてません。しかしながら、今後、補助事業等を活用しながら施設の整備をやるというふうなことがあります場合については、そういった事務的なつなぎというものについてははしていかないかなだろうというふうに考えております。以上です。

**○25番（小園義行君）** 最初、その陳情のときに、大変急いでですね、無償譲渡してくれという、そういったものもあったわけですが、一方では委員長の報告等もありましたように、当局はいわゆる無償じゃなくて、使用料をいただくとかですね、いろんなこともあったろうと思います。そういった中での提案ということですのでね、是非そういった問題等については、明確にきちんとされた上でされるのが当然だというふうに思います。無償で譲渡するということから含めましてですね。

それと併せて、これは仮の話で大変申し訳ないんですけど、おやめになった際には、当然、更地にして返すのかですね、そこについてのことも明確に入れとかんといかんのではないかと。これは税金の関係とかいろいろ出てくるでしょうからですね、そういったものについて、当局の仮にそれにやめたときですね、そこについて考え方を明確にお持ちなのか、それとも、今後そのことはやっていくということなのかですね、少しそのことだけ、更地にして返してもらうというお考えなのかどうか、それをお願いします。

**○産業振興部長（永田史生君）** お答え申し上げます。

土地につきましては、志布志畜産の土地でございますので、当然、志布志畜産が管理をするわけですが、先ほど12番の本田議員から質問がありました、私どもは撤去の費用については考えておりませんということでしたけれども、契約の中でそれらについてはしっかりと向こうの方の責任でというふうに考えております。

**○議長（谷口松生君）** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（谷口松生君）** これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第73号、議案第74号及び議案第75号は産業建設常任委員会に付託いたします。



## 日程第7 議案第76号 志布志市過疎地域自立促進計画の策定について

**○議長（谷口松生君）** 日程第7、議案第76号、志布志市過疎地域自立促進計画の策定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

**○市長（本田修一君）** 提案理由の説明を申し上げます。

議案第76号、志布志市過疎地域自立促進計画の策定について説明を申し上げます。

本案は、平成18年1月1日、廃置分合に伴い、志布志市が過疎地域自立促進特別措置法第33条第1項の規定により、過疎地域とみなされる市町村の区域となったため、平成21年度までの後期の過疎地域自立促進計画の策定について議会の議決を求めるものであります。

策定にあたっては、旧松山町、旧有明町の過疎地域自立促進計画及び旧志布志町地域振興計画並びに新市まちづくり計画との整合性を考慮し、「やすらぎとにぎわいの輪が協奏するまち」、(笑顔あふれるふるさと・みなと・まち)を将来像に掲げ、4つの基本理念を基に、美しい景観の整備、地域振興等による風格ある個性豊かな地域社会の形成、商業・物流地域としての港湾地区の整備、地域間交流と定住の促進、起業の促進、高齢者等の保健福祉の向上及び増進に取り組み、構造改革特別区域計画や地域再生計画等を利用しながら、地域の自立促進の視点に立ったまちづくり、住民が主役のまちづくの諸施策を実施するため、九つの分野別に振興計画を取りまとめたところであります。計画期間は平成18年1月1日から平成22年3月31日までとなっております。

詳細につきましては、担当の部長に説明させていただきますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

**○企画部長（持富秀明君）** 議案第76号につきまして、補足して説明を申し上げます。

平成12年に制定をされました過疎地域自立促進特別措置法に基づく、市町村計画については、平成12年度から平成16年度までの前期分が策定され、これらに基づき各般の施策が講じられてきたところでありますが、引き続き地域の特性に応じた地域における創意工夫による積極的な施策を実施することが極めて重要であります。総合的かつ計画的な自立促進のための施策を推進する必要があるとのことで、旧松山町、旧有明町におきましては、平成17年度から平成21年度までの後期過疎地域自立促進計画を策定し、議会の議決を受けたところであります。

一方、旧志布志町におきましても、平成17年度から平成26年度までの志布志町地域振興計画を策定し、議会の議決を受けたところであります。

このような経緯の中でありましたが、平成18年1月1日の廃置分合に伴いまして、志布志市が過疎地域自立促進特別措置法第33条第1項の規定により、過疎地域とみなされることとなったため、新たに計画を策定するものであります。

以上のことから、策定にあたっては、旧松山町、旧有明町の過疎地域自立促進計画及び旧志布志町地域振興計画並びに新市まちづくり計画との整合性を考慮し、計画を取りまとめたところでございます。

それでは、まず目次を御覧いただきたいと思います。

目次でございますように、1. 基本的な事項、2. 産業の振興から10. その他地域の自立促進に関し必要な事項まで、各分野別の現況と問題点、その対策、事業計画から構成をされております。

1ページから9ページにつきましては、基本的な事項として、本市の概況、人口及び産業の推移と動向、行財政の状況等について記載いたしております。

10ページから13ページの地域の自立促進の基本方針につきましては、新市まちづくり計画の将来像、

基本理念、まちづくりの基本方向を基に記載をいたしております。

次に、14ページから93ページにかけては、分野別の現況と問題点、その対策、事業計画を記載しております。

まず、14ページから29ページにつきましては、産業の振興でございます。

14ページから19ページまで、農業、畜産、林業、水産業、商工業、観光、港湾に関する現況と問題点を記載し、20ページから24ページは、その対策となっております。農業につきましては、農業生産、農業者の育成、地産地消、環境保全及び農業基盤の整備について、その対策を記載をいたしております。

それでは、20ページをお開きいただきたいと思います。

農業生産の園芸につきましては、台風に強い被覆施設の導入や暖房機等の付帯施設の整備などにより、生産性の安定を図ります。また、お茶につきましては、土地の集積を進めながら、優良品種の新植に努めてまいります。

農業者の育成につきましては、新規農業者の受け入れ体制の整備を図り、農村体験を通じ、農業の魅力の普及を図りながら、農業の新たな担い手として地域の活性化及び定住化を促進します。

農業公社の研修事業につきましては、今後も継続して実施し、併せてハウス建設地の集約化や農村部における住宅不足などの諸問題について、関係機関及び団体と連携を図りながら、その対策に努めます。

地産地消につきましては、「健康・安心・安全な食のまちづくり」を目指し、生産指導の充実や供給体制の確立、食育について取り組みます。また、地元農畜産物の消費拡大と域内の流通販路確立に努めてまいります。

21ページの環境保全につきましては、家畜排せつ物や生ごみなどの有機物の土壌還元による土づくりと、合理的な作付体系を基礎として、化学肥料や農薬の節減など、肥培管理の改善による環境にやさしい農業の確立を目指します。

続きまして、農業基盤の整備につきましては、国営かんがい排水事業による完全通水に向け、水利用による計画的栽培や労力軽減、土壌消毒等による市場評価が高く、収益性の高い大規模な畑作営農の定着化に向けて取り組みます。

畜産につきましては、優良牛の種畜保留に努めるとともに、パドック式牛舎、簡易牛舎、堆肥舎の設置補助を行い、環境保全や省力化、多頭化経営及び後継者育成を推進いたします。

22ページをお開きください。

林業につきましては、作業路及び集材路等の整備や除間伐を推進するとともに、地元産材の利用促進に努め、林業の発展と振興を図ります。また、特用林産物につきましては、生産者と連携し、産地拡大や流通制度の確立に努めます。

次、水産業につきましては、志布志港に水揚げされた新鮮な魚介類の消費拡大や地域特産加工品の開発、ブランド化に向け取り組みます。また、内水面漁業の振興につきましては、地域特性や環境に配慮したうなぎ養殖業の振興を図り、生産から加工、販売まで一貫した生産体制づくりを推進するとともに、放流事業を継続して実施してまいります。

夏井漁港の整備につきましては、年次的に中防波堤の新設や航路浚渫などの整備を行い、漁船の安全

確保を図ります。

商工業につきましては、消費者ニーズの把握に努め、商店街独自の方策や、空き店舗を活用した新たな取り組みに向けて、関係機関及び団体と一丸となって取り組めます。

次、23ページでございますが、観光につきましては、本市の美しい自然や多くの恵まれた歴史資源を活用した観光地づくりと、ダグリ公園一帯の海を活用したマリンスポーツゾーンとしての広域的な観光客の誘致を図ります。また、本市の特産品の開発を図り、ブランド化の確立に努め、販路の拡大を目指すとともに、特産品協会や観光協会と連携のもと、広域的な観光宣伝活動を強化いたします。

次、24ページをお開きいただきたいと思います。

港湾でございますが、港湾につきましては、国内外におけるポートセールス活動の展開や国際及び国内定期航路の拡充及び強化を図ります。また、経済や社会活動のグローバル化の進展に対応した効率的な輸送体系を構築するため、港湾機能の充実を図ります。

30ページから41ページにつきましては、交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進でございます。

30ページから33ページまで、道路、地域情報化の推進、交通、地域間交流に関する現況と問題点を記載し、34ページから36ページはその対策となっております。

34ページをお開きいただきたいと思います。

道路の市道につきましては、国道及び県道を補完する環状線網の整備を図るとともに、改良舗装は整備の必要な路線に重点投資を行い、効果の高い整備を図ります。

農道につきましては、農業施設の効率的な利用が図られるよう、県道や市道と接続して、安全かつ円滑な交通の整備を推進いたします。

35ページの都城・志布志道路につきましては、引き続き早期完成に向け、県及び近隣自治体とともに国に強く要望します。

地域情報化の推進につきましては、業務運用手続きのシステム開発及び機能拡充を図り、「電子自治体」の構築を目指します。

交通につきましては、バス路線の維持存続に努めます。

また、JR日南線につきましては、キャンペーン活動やイベントを開催し、利用促進を図ります。

42ページから53ページにつきましては、生活環境の整備でございます。

42ページから46ページまで、住宅、上水道の施設、下水道施設等、新エネルギー、廃棄物処理施設、リサイクル・ごみ分別、公園、消防・防災、火葬場に関する現況と問題点を記載し、47ページから50ページはその対策となっております。

47ページをお開きいただきたいと思います。

住宅につきましては、総合的な住宅整備計画を策定し、地域性を考慮したより良い住宅整備について、建築手法の在り方も含め、協議を進めます。

また、既存の市営住宅で耐用年数を大幅に超過した狭小住宅については、建て替え等の早期の対応が必要となっており、年次的に住環境の整備を進めます。

48ページをお願いします。

新エネルギーにつきましては、地域新エネルギービジョンを策定し、太陽光発電や風力発電などの新エネルギーの導入を推進します。

バイオマスエネルギーにつきましては、生ごみや家畜排せつ物、木質資源、焼酎粕等の飼料化や肥料化等のモデル的な取り組みへの支援の在り方を検討いたします。

次に49ページですが、リサイクル・ごみ分別につきましては、行政、事業者及び住民が、それぞれの立場で果たすべき責務と役割を理解し、多様化する環境問題への対応に行政への住民参加で、環境保全に配慮した資源循環型社会の構築に取り組みます。また、衛生自治会と一体となって、「ゴミゼロのまちづくり」を進めるとともに、地域と連携し、全市花いっぱい運動で環境美化にも取り組んでまいります。

消防、防災につきましては、各種災害等に迅速に対応できる体制の整備と、消防車両、器具、資材及び施設等の充実を図り、災害に強いまちづくりの実現に努めます。

また、津波災害を想定したハザードマップを整備するとともに、県の「河川情報システム」などを活用し、災害情報の伝達や警戒避難体制の整備を図ります。

54ページから69ページにつきましては、高齢者等の保健及び福祉の向上と増進でございます。

54ページから60ページまで、高齢者福祉、児童福祉、障害福祉、保健予防対策、母子保健の推進に関する現況と問題点を記載しております。

また、61ページから67ページは、その対策でございます。

61ページをお開きいただきたいと思います。

高齢者福祉につきましては、地域包括支援センターを核として、地域密着型サービスの創設等、高齢者福祉サービスの充実を図ります。

また、高齢者が住み慣れた地域社会の中で自立した生活ができるよう、高齢者のニーズにあった福祉サービスを提供し、民生委員や在宅福祉アドバイザー、ボランティアなどの協力による見守り活動等の事業の充実を図ります。

62ページをお願いいたします。

児童福祉につきましては、子育て支援策を年次的に具現化し、親が安心して子供を生み育てられる環境づくりと、子育てを地域全体で支援し、子供たちの健やかな成長を願い、誰もが安心して暮らせるまちづくりに努めます。

63ページですが、保護者の多様化する保育ニーズに対応するため、延長保育や休日保育等の特別保育事業について、引き続き推進を図ります。

また、今後、保育サービスの量的・質的拡充を図るため、残る市立保育所の民間移管への早期実現を目指します。

64ページをお願いいたします。

障害福祉につきましては、志布志市障害福祉計画を策定し、老人保健福祉計画、介護保険事業計画と連動しながら、地域福祉の充実に努め、障害者が安心して暮らせるまちづくりを目指します。

65ページをお願いします。

保健予防対策につきましては、早期発見及び早期対策の意識の高揚を図り、また健康診断の結果を踏まえた健康指導により、食事や運動、休養、喫煙、飲酒などの生活習慣の改善を図り、疾病の発症及び重症化の予防に努めます。

介護予防につきましては、疾病の予防から早期発見、早期治療、生活指導、転倒の予防、リハビリテーションに至る一貫した介護予防対策を推進し、健康・介護予防教室、「ピンピン元気塾」等を全市で取り組んでいただき、元気な高齢者が生きがいをもち、活躍できる生涯現役運動を展開します。

66ページをお願いいたします。

母子保健の推進につきましては、母と子供の健康の保持と増進のため、関係機関と連携し、妊娠から出産、育児まで一貫した保健指導や医療体制の充実を図り、サービスを受けやすい体制づくりに努めます。

70ページから71ページにつきましては、医療の確保でございます。本市の医療機関の状況、休日の医療及び救急医療などについて、現況と課題、その対策について記載しております。

それから、72ページから81ページにつきましては、教育の振興でございます。

72ページから76ページまで、学校教育、心の教育の推進・安全管理・防犯対策、施設整備、生涯学習、図書館の充実、生涯スポーツの推進、家庭・地域教育、幼児・児童教育、青少年育成に関する現況と問題点を記載しております。

77ページから79ページは、その対策となっております。

77ページをお開きいただきたいと思います。

学校教育につきましては、知・徳・体の調和のとれた児童・生徒の育成を目指し、学力の向上、心の教育の充実及び健康の増進や体力の向上など、学校教育の充実に努めます。

小中学校の在り方につきましては、庁内において検討委員会を設置し、学校の適正規模の在り方や教育効果、教育の諸条件など、将来を見据えた学校区の見直しや、学校の統廃合を視野に入れた幅広い協議・検討を行います。

心の教育の推進・安全管理・防犯対策につきましては、教育相談員やスクールカウンセラーを配置し、生徒の問題行動や学校不適応などの生徒指導上の諸問題に対する取り組みや未然防止のため、生徒へのカウンセリングや、教職員及び保護者に対する助言指導を実施いたします。

78ページでございます。

施設整備につきましては、学校施設は緊急度や必要性に応じ、年次的に校舎の増改築や雨漏り防水工事、老朽化の著しい屋内運動場の改築又は大規模改修などの整備を行います。

また、耐震診断の結果に基づき、耐震化の必要な建物の耐震化を促進し、児童・生徒が安心して学習できる環境整備に努めます。

生涯学習につきましては、「市民大学」を開学し、生涯学習の活性化を図ります。また、全国初の「創年と子どものまち宣言事業」を展開します。

家庭・地域教育につきましては、「子どもを教育するのは家庭が基本である」を前提に、各種講座を

開催し、親としての自覚を促し、子育ての知識や基本的学習の修得を図ります。

また、学校、家庭及び地域社会が連携し、豊かな自然環境を活用した自然体験活動や社会体験活動の充実、世代間交流などを通して体験学習活動を推進します。

青少年育成につきましては、青少年の交流やボランティアなど、様々な体験や活動の場と機会を提供し、地域教育力の向上を目指し、郷土に誇りと愛着を持った心豊かでたくましい青少年の育成を図ります。

82ページから84ページにつきましては、地域文化の振興等でございます。文化活動の推進、歴史的遺産の保護活用についての現況と問題点及びその対策について記載しております。

85ページから87ページにつきましては、集落の整備でございます。

86ページをお願いいたします。

集落の整備でございますが、その対策につきましては、自治会構成規模の適正化を図るため自治会の再編成を推進しながら、自治会環境の整備を推進し、従来の行政依存型の自治会から地域住民が主体となった地域づくりを推進いたします。

88ページから93ページにつきましては、その他地域の自立促進に関し必要な事項でございます。男女共同参画社会の形成、住民参画のまちづくり、人材育成、イベント、交流について記載いたしております。

90ページをお開きいただきたいと思っております。

男女共同参画社会の形成につきましては、男女共同参画の視点に立った関連施策を総合的かつ計画的に推進するため、庁内外における推進体制を整備・充実し、男女共同参画基本計画の策定や、男女共同参画に関する条例の制定に向けた取組を進めます。

91ページでございますが、共生・協働による地域づくりです。住民と行政の共生・協働のシステムを構築するため、登用や役員選出に関する慣行の見直しに取り組むとともに、情報公開に努め、住民が行政に参画するための環境の整備を推進いたします。

92ページの住民参画のまちづくりにつきましては、各校区自治会を核として、ふるさとづくり委員会、地域の自治会、ボランティア団体及びNPO法人等と行政の共生・協働による地域コミュニティ活動の充実を図りながら、活力ある地域社会づくりを進めます。

以上、過疎地域自立促進計画の概要について説明を申し上げましたが、県の定めた過疎地域自立促進方針に基づき、本市の過疎地域自立促進計画を定めるため、県と協議を進めてまいりましたが、平成18年5月23日付けで、異議のない旨、承認をいただきましたので提案するものであります。

以上で補足説明を終わります。

**○議長（谷口松生君）** これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

**○13番（立山静幸君）** 過疎地域自立促進計画の参考資料について、4、5点ほど、お聞きをしてみたいと思っております。

14ページですが、一番下の方に地域活性化住宅建設事業がありますが、これにつきましては、旧有明

町ではほとんどの校区単位で事業が進められて、17年度は野神校区で終わっておるわけですが、今回につきましては、20年度の1箇所しか計画をしてないということですが、これにつきましては民活を活用した事業でございますので、できるだけ毎年ですね、建設して少子化対策に寄与していただきたいと、こう思いますが、市長の考えをお伺いをいたします。

それから、19ページ、一番下のところに蓬原小学校のプールが21年度に計画をされておりますが、この蓬原小学校のプールは44、5年頃、校区のPTAで造ったプールが、有明町ではもう1箇所しか残っていないわけです。ほかの小学校につきましては、全部改修工事がなされております。これにつきましては、改修すべきではないかと、こう思いますが、答弁をお願いいたします。

それから、21ページ、図書購入事業として、毎年1,000万円ずつ計上をしてありますが、この図書費につきましては、志布志市にある図書館の図書購入費だと思っておりますが、現在、各小学校、中学校に司書補が一日中勤めるようになりまして、児童・生徒が非常に読書に熱が入ったというんですか、一日中本を借りて読書をしていると。各学校関係につきましては、非常に児童・生徒が読み終わって、本が足りないというような状況であると聞いておるわけです。それで、これらの図書館だけに整備するのではなくて、もちろん各小学校に毎年、数十万円の経費で補充はされているわけですが、なるだけこれの利活用ですね、各小・中学校の利活用を図ってもらえないかですね、御検討願いたいと、教育長にお伺いをいたします。

それから、22ページですが、史跡の公有財産購入も今年の予算でも出ているわけですが、年度ごとに天水とか平山庭園も出ているわけですが、有明町としては、私も初めてのことでありまして、このような史跡を公有財産として購入して整備を図っていくということですが、果たして適当な事業であるのかですね、この5点についてをお伺いをいたします。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

14ページの地域活性化住宅につきましては、旧有明町区域でこの住宅の整備については、過疎がさらに進む恐れのあるところ、小学校の児童が確保できなくなる恐れがあるところについて重点的に整備していて、一巡した形でこういった整備がされまして、そしてさらにこの地区に別途また新たに20年度につきまして、また状況を見ながら、そういったこの整備をしようというような計画で、旧有明町で作られていました。そのようなことで、一巡したということがあった関係で、こういったふうになったところでございます。もし、さらにそういった整備が必要だということでありましたら、さらに検討させていただければというふうに思います。

19ページの蓬原小学校プールの改修につきましては、改修ではなくて改築が必要ではないかというような御指摘ですが、このことにつきましては教育委員会の方に回答させます。

それから、21ページの図書購入費につきましては、こちらの方も教育委員会の方に回答させます。

それから、22ページの史跡公有地化事業です。これにつきましては、旧志布志町地区で歴史のまちづくり事業というものを積極的に取り組んでおりまして、このことが昨年度、国指定になったような状況でございます。そういうことで、この事業の推進につきましては、地域の方々の熱望というのものもあるようでございますので、そういったものを踏まえながら、このようなふうに計画したところでございま

す。そして、この事業自体は非常に壮大なものでございますので、改めて皆様と検討させていただきながら、この事業の推進については今後取り組んでいきたいというふうに考えております。

**○教育長（坪田勝秀君）** 21ページの図書購入の件でございますが、最初にこちらの方からお答えいたします。

現在、志布志市にございます図書館の予算というふうに考えておりますが、先ほど議員御指摘のように、一日中、司書が勤務するようになって、大変有り難いということでもございましたけれども、私もこの前、学校訪問いたしまして、図書の充実ということが司書の協力によって各学校行われていることは、大変嬉しく思ったところでございます。私はやはり国語というのは、すべての教科の基礎であろうというふうに、私も国語ですの手前味噌でございますが、そういうふうに考えております。できるだけたくさんの本を読んで、そして考え方を広め、そして心を豊かにするということは、やっぱり教育の基本だろうと思っておりますので、現在、「がらがらちゃん」ですか、移動図書館も大変活用されているようでございますので、今後、すべての学校の図書利用、そしてまた近隣の学校同士で図書の交換かつ利活用というようなことはできないかなどということも、この前、校長さん方にも提案をしてみました。今後とも、読書の熱の向上につきましては、鋭意努力してまいりたいと考えております。以上でございます。

**○教育次長（山裾幸良君）** 19ページの蓬原小学校のプール改修の件についてでございますが、これにつきましては合併をしましてから、各学校それぞれ学校の要望等を踏まえて、改修の必要があるのか、それからそういう器具の修繕等が必要なのかということを経理長を通して調査した結果、蓬原小学校においては、現況には塗装の改修をすることでまた利用できるということでございましたので、このような形で計画をしているところでございます。

それから、先ほど22ページの公有財産のことで市長の方から答弁がありましたけれども、補足して申し上げたいと思っておりますが、歴史のまちづくり基本構想ということで、事業計画を旧町時代に設定して、それに基づいて志布志城を国指定の文化財として17年の7月に指定をしていただきました。これについては、その公有化して公園と施設整備等しながら活用していくというのが前提でございますので、国有化にあたっては80%の補助事業ということでございますので、そのような形で計画をしているところでございます。

それから天水・平山庭園につきましては、現在、県指定文化財でございますが、これにつきましても近々、国指定ということで申請を上げている段階でございますが、このことにつきましては、その維持管理についての経費がかかり、それから持ち主については高齢化されて、管理者がいないというような状況もございますので、これについてもできれば公有化をして、活用を図っていきたいということで考えております。以上でございます。

**○議長（谷口松生君）** ほかに質疑はありませんか。

**○11番（立平利男君）** 参考資料でお伺いいたしますが、最後のページに、事業計画の総計が載っております。18年度で55億円ですか、これが19、20、21年度、毎年増えてまいります。21年度において、本年度の倍近く、100億円からという事業費になっておりますが、県の定めるところにより検討協議をし

た結果、認可が下りたというふうに報告があったわけですが、この財政についても当然、協議をされたと思いますが、計画どおりいくものか、そういう計画があったかお伺いいたします。

**○市長（本田修一君）** 始めにお話しましたように、この過疎計画につきましては、旧3町のそれぞれの計画を基本的に盛り込んであるというようなことでありまして、その上で今回、御提案しているところでございます。この計画の実行につきましては、なるべく努力をしていって、地域の活性化と、そして活力を生み出すまちづくりに寄与したいというふうに思います。

**○11番（立平利男君）** 計画に沿って、なるだけという答弁ですが、一般市民の皆さん方は、やはり現況と問題点があったわけですので、これが当然実行される、そういうふうに思っておられると思います。なるだけ、それでも理解をいたしますが、できればパーセンテージでどれぐらいは努力していくよ、まあ100%、これは素晴らしいわけですが、今後の財政見通し等を通して、市長の今の考えは、パーセンテージで示していただければと思います。

**○市長（本田修一君）** 非常に、ここで100%といえば、本当よろしいわけでしょうけど、状況の変化によりまして、様々なことでまた改めて皆さん方に御相談しなきゃならない場面があるかと思えます。なるべく100%を目指して努力したいと思います。

**○議長（谷口松生君）** ほかに質疑はありませんか。

**○25番（小園義行君）** 1点だけお願いします。

21年度までのそれぞれのこの過疎計画です。その中でですね、港湾改修負担金、これはこれまでも本当に志布志町の議会の中でもいろいろやり取りをしました。この改修負担金の関係で、今新たにあそこにまた埋め立てをし、新たに埠頭が出来つつあるわけですけれども、そういった中でですね、21年度までで約7億2,000万円という大きなこの負担になってるわけですが、この国の直営、そして県の直営分、そして地元負担分ということですね、この大変厳しい財政の中では、県の条例に従って県は要求してくるだけであって、地元としてみたら大変な状況があるということで、この1%でもいいから見直しをしてくれということ等ですね、お願いなり、そういったものが具体的にされて、国・県のその直轄事業分ですかね、その割合というのは、これまでと全く同じような状況の中で、これが提案をなされているものなのか、計画としてですよ、そういうことをまずお聞きをしたいと思います。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

港湾の改修の負担金につきましては、従来の負担金率で計算してあるということございまして、今後また更なる事業の展開がまたあるかと思えますので、なるべくそういった議員の御提案があったような形の要望は続けていきたいというふうに思います。

**○25番（小園義行君）** これ、これまでもですね、それぞれの首長が、まあ有明町と松山町の首長さんたちには、ほとんどこの港湾改修費の負担金というのはなかったわけで、志布志の首長においてはですね、県に再三要望もして、議会もこの負担見直しをしてくれと、そういう議決をしてですね、県にお願いをする。そういったことで地元の負担を和らげていく、そういう努力をしてきました。今回、新しくこの過疎計画をされるにあたって、当然そういった強力でですね、お願いをしていないようなニュアンスで今聞こえたわけですけど、この財政が厳しい中では、そういったものを県に対してもしっかりとお

願いをするという、そういうことが必要であるというふうに考えます。そういったときに、どうだったのかということと併せて、これ助役は県から、今、志布志市の助役として、今そこにお座りをされてるわけですが、立場を変えてですね、今度は地元の志布志市の助役として、こうしたものが本当に志布志市の財政の状況に対して、大変厳しいものをやっているとあります。こういった立場でね、この過疎計画のそういったものに対してね、臨まれたのかお願いをします。

**○助役（瀬戸口 司君）** 私は、こちらに参りますときにですね、いろんな方から御示唆をいただきてきたわけでございますけど、まず住民の声をよく聞きなさいと。それから、議員の方々の声もよく聞いた上で、いろいろ判断しなさいという指示を受けてきております。今、小園議員がおっしゃいましたこと等につきましてはですね、私は今の志布志市の助役でございますので、そういう声を強力に県の方にお伝えしたいという気持ちで取り組んでいきたいと思っております。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

ただいま助役も回答いたしましたように、助役共々、県に対して強く要望していきたいというふうに思います。そういうことでございますので、どうぞ皆さん方もまた従前に変わらない形で御努力をお願いしたいというふうに考えるところであります。

**○25番（小園義行君）** 今回のこの7億2,000万円というこの積算ですが、今後これが向こう21年以降ですね、最大に増えて、当年度、いわゆる単年度でですね、どれぐらい膨れるものなのか、この新しい埠頭が出来てですよ、そういったものについての試算なり、そのされてれば、少しちょっとお願いをします。最高どれぐらいまで膨れていくのか。

**○市長（本田修一君）** ただいまの件につきましては、担当部長に回答させます。

**○企画部長（持富秀明君）** 港湾整備事業費につきましては、国の直轄事業の負担金分と、それから県の事業に対する負担分があるわけでございます、およそ18年から20年までが国の直轄の負担金、これが大体6,000万円程度でございます。各年度で6,000万円程度でございます。

それから、県営事業に対する負担金が、18年度から現在のところ24年度までの計画でございます、これが18年度が約1億4,900万円程度、それから19年度が1億2,400万円程度、20年度が1億3,300万円程度、これが21年も大体1億3,400万円程度、それから22年度が1億700万円程度で、23年度が6,800万円程度、それから24年度が5,200万円程度と、このような計画の中で算定をされております。市長が答弁いたしましたように、これからまた国並びに県とですね、これらの負担割合についても、それぞれ毎年度、協議がございますので、その中でできるだけ負担が軽くなるようお願いをしまいらなきゃならないというふうに考えております。

**○議長（谷口松生君）** これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第76号はそれぞれ所管の常任委員会に付託をいたします。



## 日程第8 議案第77号 土地改良事業の施行について

**○議長（谷口松生君）** 日程第8、議案第77号、土地改良事業の施行についてを議題とします。  
提案理由の説明を求めます。

**○市長（本田修一君）** 提案理由の説明を申し上げます。

議案第77号、土地改良事業の施行について説明を申し上げます。

本案は、志布志市土地改良事業を施行するにあたり、土地改良法第96条の2第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

国営曾於東部土地改良事業により造成された農業水利施設は、農業基盤の中核をなす重要な施設であり、新しい地域農業の展開を図る上でも施設の適切な管理が望まれています。

また、農業水利施設は地域住民の環境、防災、国土保全等にも寄与し、その公益性はますます高まっております。したがって、基幹水利施設管理事業により、基幹水利施設の管理を市で行うよう、曾於東部土地改良区より管理移管の申し出があったものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

**○議長（谷口松生君）** これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

**○6番（坂元修一郎君）** 2点ほど、お聞き申し上げたいと思いますけれども、曾於市から旧松山町、旧志布志町にまたがる曾於東部畑かんでございますけれども、完全通水が数年前には18年度というふう聞いておりましたけれども、ここ最近19年度に1年伸びたということでございますけれども、その完全通水が1年遅れた理由ですね、それが1点と、19年度から水利施設管理事業の開始ということになっておりますけれども、19年度のいつから水が使えるのかお聞きしたいと思います。

**○市長（本田修一君）** ただいまの件につきましては、担当の課長に回答させます。

**○耕地課長（通山正文君）** それではお答え申し上げます。

水の使用につきましては、19年度の4月以降ということで、今のところは聞いているところでございます。それと、当初18年度からということで、計画されていたわけですが、いろいろ国の財政との関係、それと災害等によりまして、周辺の吹き付け等が非常に多くしなければならないということで、1年間供用開始が遅れてきているということでございます。

**○6番（坂元修一郎君）** 来年の4月から利用できるということでございますけれども、実際この畑かんの利用としましては、かん水というのが主であるわけでございますけれども、その他にお茶に関しましては、防霜ですね、霜から守るということで水を利用するわけでございますけれども、防霜につきましては、スプリンクラー、散水整備の利用と防霜扇ですね、扇風機による防霜がございまして、その水利用に至りましては、3月当初から霜から守るわけでございますけれども、4月からの施行でございますと、その霜の降りる時期にですね、間に合わないということでございますので、来年度はですね、鹿児島県の大会も開催するということで、お茶の防霜についてもですね、水利用がなされるということで、水利用の開始時期をですね、3月にできないものか市長にお伺いしたいと思います。

**○耕地課長（通山正文君）** お答え申し上げます。

事業が18年度までということで、今、基幹水利施設管理事業を19年度からということでお願いしているわけでございます。今後、この6月議会でいろいろそうした議決をしていただきまして、今から8月までに三条資格者の同意聴取等も必要になってきます。また、9月議会でまた事務協議等のそうした議

案等もございますので、どうしても4月の供用開始ということでございます。

**○議長（谷口松生君）** ほかに質疑はありませんか。

**○18番（木藤茂弘君）** 基本的なことをお聞きしたいと思いますが、曾於東部土地改良事業は3,130haの一応、かん水する事業で、国営畑地水源整備事業で59年からの事業実施ということで、22年を経過しておるわけですが、今回この第96条の2による議会の議決を求めるといふ、このことについてでございますが、事業の概要の内容ということについては、基幹水路のいわゆる施設管理ということで、これは当然市が補助事業として受けて、ゆくゆくどこに委託されるものなのか、当然、曾於東部土地改良事業ということになるのかということですが、そこでいうこの法第96条の2項のですね、これに該当する事業なのかということのですね、基幹水利施設管理事業というのが。法の条文からいきますと、県に土地の関係の同意ということと、それと国又は都道府県が行う土地改良事業、法第85条の2でございますが、これは申請業務ではなくてですね、その時点ではっきりと施設管理をする基本的な内容、その方法、そういうものをもって告示して事業が始まっておるわけであってですね、当然その時点で施設管理者は決まっておったというふうに私は理解するわけですが、それが変更するとするならば、権利者の3分の2以上の同意を得て変更しなければならないということなんですね。先ほど、曾於東部土地改良区から申し出があつて、今回の議決を得ようとするということですが、今回のこの議案の提案をやられる中で、先ほど申しあげました申請当時の基本的なこの施設管理のいわゆる方法、そうした告示の認証等を確認した上で、今回この議案を提出されたものか、2点についてお答えをお願いします。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

今回提案いたしております土地改良事業の施行でございますが、土地改良、国からこの事業について施設の管理の移管というものが示されまして、そのことを受けるために御提案しているわけでございますが、この議決を経て、その後、利用者の方々に改めて同意徴収をしようというものでございます。そして、その上でまたこの管理につきましては、当該土地改良区の方に管理の委託をするという流れになるかと思ひます。

補足につきましては、また担当部長に補足説明させます。

**○産業振興部長（永田史生君）** 補足して説明を申し上げます。

第96条の2にこれが該当するののかということでございますが、市町村が土地改良事業を行う場合には、議会の議決をもらわなくちゃならないという条文がございますわけですが、その中で先ほど申しあげました基幹管理事業を市町村が行うということで、これに該当し、議会の議決をもらうところでございます。

それから、もう1点は先ほど3分の2の同意をもらわなくてはということでございましたが、市町村が管理することにつきましては、平成12年度に変更協議を行い、縦覧を行って同意をもらっております。それらに基づいて今回こうして提案をし、やるところでございます。

**○18番（木藤茂弘君）** 私がさっき申しあげたのはですね、2点あるわけですが、一番大きな問題はですね、第95条の2のいわゆる土地改良事業により生じた土地改良事業の施設、これはダム以下それぞれなんです、土地改良施設の管理及び管理方法に関する基本的な事項、その他必要な事項を公告しなけ

ればならないと。その時点でですね、当然その管理者はですよ、どのような形で公告し、どのような形で運営しますよということで管理されてあったわけですよ。そこで、その管理者としてのですね、いわゆる時点では、多分私は県が管理するという形で表示してあったんじゃないかと。この管理主体は、あくまでも現在では県並びに市町村ということになってると思うんですね。そのときの告示の、いわゆるその内容を確認した上で、今回提案されたのかということですよ。そこらへんはどうなんですか。そのあたりが違うとするならばですね、当然いわゆる提案の説明も違うわけですね。事業を行うために関係権利者の同意を得なければならないというのと、管理者が変更するので、その3分の2以上の関係者の同意を得なければならないというのと違いがあるわけですが、そこらあたりはどうなんですか。

**○産業振興部長（永田史生君）** 同意を得る前には、必ず縦覧をし、公告をし、それらに基づいて、その後に関係者の同意をもらうという手続きになっているようでございますので、当然そこらの手続きを踏んで同意をもらったと。そして、それに基づいて県からの承認が来ているというふうに私どもは確認をしましたので、今回提案をしたところでございます。

**○18番（木藤茂弘君）** 当然、閲覧をし、同意を得て、県との協議はしなければなりません。私が先ほど、一応申し上げるこの分についてはですね、申請の時点での、いわゆるこの土地改良施設の管理者がですね、市町村であったのか、県であったのか、そこらあたりの確認をされたのかということですよ。

**○耕地課長（通山正文君）** それでは、お答え申し上げます。

松山の例をとって説明しますと、平成11年6月28日から平成11年7月2日まで、掲示板に縦覧をしまして、その後に地権者の同意をとって、農政局から平成12年10月10日に変更計画の確定についてということよって来ているところでございます。

**○18番（木藤茂弘君）** それでは、告示用にも異なったので、変更計画を得ているということよって理解していいわけですね。そういうことよっていいわけですね。わかりました。

**○産業振興部長（永田史生君）** それらを確認して御提案をしたところでございます。

**○議長（谷口松生君）** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（谷口松生君）** これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第77号は産業建設常任委員会に付託いたします。

—————○—————

**○議長（谷口松生君）** お諮りします。

日程第9、議案第78号から日程第13、議案第82号まで、以上5件については会議規則第39条第2項の規定により、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することにしたいと思ひます。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（谷口松生君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第78号から議案第82号まで、以上5件については委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することに決定いたしました。

---

**日程第9 議案第78号 市道路線の廃止について**

**○議長（谷口松生君）** 日程第9、議案第78号、市道路線の廃止についてを議題とします。  
提案理由の説明を求めます。

**○市長（本田修一君）** 提案理由の説明を申し上げます。

議案第78号、市道路線の廃止について説明申し上げます。

本案は、補助事業の実施等により、地域振興に資するため、市道の路線を廃止する必要があるので、道路法第10条第3項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

**○議長（谷口松生君）** これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

**○25番（小園義行君）** ただ字面だけで、私なんかによくわからないものですからね、この牧野・中山線、二反野線、それぞれですよ、今回どういった事業があって、こういうことになったのか、その説明は少ししていただきたいものだと思います。

**○市長（本田修一君）** ただいまの件につきましては、担当部長に回答させます。

**○建設部長（井手南海男君）** 市道路線の廃止について、その理由ということでございますが、補足して御説明申し上げます。

大隅耕地事務所でございますが、大隅耕地事務所の県営畑地帯総合整備事業、曾於東部2期地区ということで、補助事業で当該道路を整備するというところでございまして、市道を廃止する必要があるということから、いわゆるそういう事業導入のために当該路線の市道を廃止するというところでございます。

**○議長（谷口松生君）** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（谷口松生君）** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（谷口松生君）** 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。

議案第78号は可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（谷口松生君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第78号は可決されました。

**日程第10 議案第79号 鹿児島県市町村非常勤職員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の増加及び鹿児島県市町村非常勤職員公務災害補償等組合同約の変更について**

**日程第11 議案第80号 鹿児島県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加及び鹿児島県市町村職員退職手当組合同約の変更について**

**日程第12 議案第81号 鹿児島県市町村自治会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少について**

**○議長（谷口松生君）** 日程第10、議案第79号から日程第12、議案第81号までの3件を会議規則第37条の規定により一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

**○市長（本田修一君）** 提案理由の説明を申し上げます。

議案第79号、鹿児島県市町村非常勤職員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の増加及び鹿児島県市町村非常勤職員公務災害補償等組合同約の変更について、説明申し上げます。

本案は、平成18年4月1日から、鹿児島県市町村非常勤職員公務災害補償等組合に北薩広域行政事務組合及び阿久根地区消防組合を加入させ、これに伴う鹿児島県市町村非常勤職員公務災害補償等組合同約を変更することについて協議したいので、地方自治法第286条第1項及び第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第80号、鹿児島県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加及び鹿児島県市町村職員退職手当組合同約の変更について説明を申し上げます。

本案は、平成18年5月1日から、鹿児島県市町村職員退職手当組合に大島農業共済事務組合を加入させ、これに伴う鹿児島県市町村職員退職手当組合同約を変更することについて協議したいので、地方自治法第286条第1項及び第290条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第81号、鹿児島県市町村自治会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少について説明を申し上げます。

本案は、市町村合併により、出水市、奄美市及び長島町が設置されたことに伴い、鹿児島県市町村自治会館管理組合を組織する地方公共団体の数を減少することについて、関係市町村と協議したいので、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上、議案第79号から議案第81号まで説明いたしましたので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

**○議長（谷口松生君）** これから3件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（谷口松生君）** 質疑なしと認めます。

これから3件に対する討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから3件について一括して採決をいたします。

お諮りします。

3件については原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第79号から議案第81号まで、以上3件については原案のとおり可決されました。

○

### 日程第13 議案第82号 曾於地区介護保険組合の共同処理する事務の変更及び曾於地区介護保険組合規約の変更について

○議長（谷口松生君） 日程第13、議案第82号、曾於地区介護保険組合の共同処理する事務の変更及び曾於地区介護保険組合規約の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第82号、曾於地区介護保険組合の共同処理する事務の変更及び曾於地区介護保険組合規約の変更について説明を申し上げます。

本案は、障害者自立支援法の施行に伴う障害程度区分の審査判定業務を円滑かつ効率的に進めるため、曾於地区介護保険組合において共同処理できるよう同組合規約を変更することについて協議したいので、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○25番（小園義行君） 少し教えてください。

障害者自立支援法の関係でですね、今回、その認定作業というのが出てくるわけですが、それをここで介護保険組合の中で、そういう障害の区分というのを審査をするというふうに、そういう意味ですかね、これ。少し、ちょっとお願いします。

○市長（本田修一君） 議員の御質問のとおりでございます。

○25番（小園義行君） であれば、この障害の認定にあたっての流れというのを少し、どういう形でここに行くのかですね。そして、それが判定の日にかというものが介護保険だと20日以内に回答とかいろいろあるわけですけど、この障害の種別、その認定の段階、そういったものがどういった形で返ってくるのかですね、そこについてのお尋ねを1点。そして、この関係市町の負担金というのは、介護保険組合は志布志市と郡内、これは8箇所でしたかね、ちょっと大変申し訳ないですけど、そののですよ、負担割合というのがここに新しく出ているわけですけど、それぞれどれぐらいになるのかですね、ちょっと予算的なことも含めてですよ、ちょっとお願いします。

○議長（谷口松生君） ただいま録音機の方が少し調子が悪いということですので、ここで暫時休憩い

たします。

55分までということにしたいと思います。

午後 2 時 40 分 休憩

午後 2 時 55 分 再開

○議長（谷口松生君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○市長（本田修一君） ただいまの件につきましては、担当部長に回答させます。

○福祉部長（蔵園修文君） 申請から給付までの流れについてのお尋ねでございますが、まず申請がございまして、市の方で障害程度区分認定調査を実施いたします。それに基づきまして、一次判定ということでコンピュータで判定をいたします。それから、医師の意見書を付けまして、先ほどの審査会へ送ると。その審査結果、これが二次判定になりますが、その結果を市町村長へ判定結果を通知するということになっておりますので、その結果を受けまして、市の方で障害程度区分の認定を行うと。そして、本人に対しまして、サービスの利用意向の聴取を行いまして、支給決定案を作成すると。これも市の業務となっております。そして、最終的に、支給決定を受けまして、御本人にとりましては、その後、サービスの利用が始まるということになっております。

それから、負担割合でございますが、今回の規約の中にもありますように、100分の20が均等割と、そして前々年度末の障害手帳所持者数割が100分の40、そして前年度の実績割が100分の40ということで負担割合が定まっておりますが、今年度につきましては、当然実績割というのが生じないということで、均等割と障害手帳所持者数割と、この2つで負担割合を決めるということで、2市1町で構成をいたしております。

額につきまして申し上げますと、曾於市が71万9,000円、大崎町が34万5,000円、そして今回予算にも計上しておりますが、志布志市で55万6,000円の負担となっております。以上でございます。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。

議案第82号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第82号は原案のとおり可決されました。



#### 日程第14 議案第83号 平成18年度志布志市一般会計補正予算（第1号）

○議長（谷口松生君） 日程第14、議案第83号、平成18年度志布志市一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第83号、平成18年度志布志市一般会計補正予算（第1号）について説明を申し上げます。

本案は、平成18年度志布志市一般会計歳入歳出予算について、各主要事業に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため提案するものであります。

今回の補正予算は、普通建設事業、臨時的経費を主に26億6,548万8,000円を追加し、予算の総額を173億8,848万8,000円とするものであります。

第2条の債務負担行為の補正につきましては、土地評価業務委託経費を平成19年度から20年度までの期間を定め、7,330万円を限度として設定しています。

第3条の地方債の補正につきましては、道路改良に伴う合併特例事業、過疎対策事業等を10億2,360万円を追加し、一般公共事業等を3,490万円の減額変更をしています。

詳細につきましては、担当部長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○総務部長（隈元勝昭君） それでは、総務部関連の主な予算を御説明を申し上げます。

まず、歳入の主な予算といたしましては、予算書の17ページでございます。消防費国庫補助金で、消防防災施設等整備費補助事業として1,200万円、20ページの方をお開きいただきたいと思います。消防費県補助金で石油貯蔵施設立地対策等交付金といたしまして570万円の補正を計上をいたしております。

次に、歳出の主な予算といたしましては、給与費等の人件費の補正につきましては、それぞれの費目ごとに計上しておりますが、予算書72ページの給与明細書をお開けください。補正の理由といたしましては、特別職の報酬については、行政事務連絡員の減額と国民保護協議会委員等の増額であります。一般職につきましては、当初予算編成後の退職者分の減額と、4月1日付けの人事異動に伴う予算の組み替えによる補正であります。

次に、31ページの一般管理費でございますが、志布志市誕生記念式典の事業でございます。

33ページの自治振興費で、自治会運営費補助金、自治会集会施設整備事業補助金等を計上をいたしております。

次に、消防費関係といたしまして、予算書の60ページでございますが、弔慰救済事業、それから消防防災施設整備事業、耐震性の貯水槽でございます。それから、防災行政無線施設整備事業、石油貯蔵施設立地対策等交付金事業、消防車両整備事業等の9,291万円の補正を計上いたしております。

各事業の詳細につきましては、補正予算説明資料の1ページから7ページに掲載いたしております。  
以上で総務部の補足説明を終わりたいと思います。よろしくお願ひします。

**○企画部長（持富秀明君）** 企画部関係の補正予算の主なものにつきまして、補足して説明を申し上げます。

まず、歳入でございます。

予算書の13ページをお開きください。

地方特例交付金でございますが、1,500万円の増額につきましては、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図る観点から、児童手当制度拡充に伴う財源の一部として交付されるものであります。

次に、20ページをお開きください。

県支出金の市町村合併特例交付金9,590万円の計上につきましては、合併に伴い一体化を図る事業等に交付されるものであります。

24ページをお開きください。

繰入金でございますが、この繰入金につきましては、財政調整基金のほか、施設整備事業基金、地域づくり推進基金及びやっちく松山藩むらづくり基金からの繰入金を4億1,094万9,000円計上いたしております。

次に28ページをお願いいたします。

28ページでございます。諸収入の雑入でございます。説明欄に記載してありますが、地域新エネルギービジョン策定等事業費補助金815万3,000円でございますが、これはNEDOからの補助金でございます。

29ページの市債につきましては、合併特例債6億530万円を含め、市債の補正総額9億8,870万円を計上いたしております。

次に歳出でございます。

32ページをお開きいただきたいと思ひます。

総務費の財産管理費の工事請負費でございますが、2,900万円はこれは災害時の停電対策といたしまして、本庁舎非常用電源設備の整備費でございます。

企画費の883万6,000円の補正額につきましては、共生・協働モデル事業の事例づくり事業及び地域新エネルギービジョン策定等事業に要する経費を計上いたしております。

33ページの自治振興費でございますが、19節の振興事業補助金のうち、地域の活性化を促すためのふるさとづくり委員会事業、これが850万円、その他補助金500万円はむら再生促進事業補助金であります。

次に51ページをお開きください。

商工費の商工業振興費に、商工業振興を図るための振興事業補助金として1,135万円を計上しております。

観光費の19節の運営費補助金は、ふるさとまつり有明、やっちく松山藩秋の陣まつりの補助金1,350万円が主なものでございます。

港湾振興費の19節その他団体負担金は、志布志港湾振興協議会等の負担金を計上いたしております。

以上で企画部関係の補足説明を終わります。

**○市民部長（稲付道憲君）** 続きまして、志布志市一般会計補正予算（第1号）案の市民部所管分について、御説明申し上げます。

まず、8ページをお開きください。

債務負担行為でございます。平成18年1月1日合併によりまして、本市の固定資産税課税客体の土地は289.47km<sup>2</sup>、総筆数約19万筆の規模となったところでございます。

合併前から土地評価については、協議や研修等を行い、その標準化に努めてまいったところでございます。しかし、旧3町の土地評価に対する取り組みや現況判断の方法は、それぞれ異なったものとなっております。

今回、平成21年評価替えに向けた新市の評価業務に際し、路線価区域内などの宅地比準土地について現況調査を行い、宅地、雑種地等不均一課税の是正を念頭に置いた現況統一を目指すものであります。また、1万筆以上に及ぶ画地評価、標準宅地、路線価評価などの大規模な評価事務となるため、その正確性が重要であることから、市と鑑定士の緊密かつ十分な調査・継続的協議を確保する観点から、3年に1度の評価替えに伴い、本業務を実施するため、債務負担行為を設定するものでございます。期間は、平成19年度から平成20年度までの2カ年で、金額は7,330万円でございます。

続きまして、一般会計補正予算の説明を申し上げます。

まず、予算書の25ページをお開き願います。

歳入でございますが、目1の特別会計繰入金、1億5,768万6,000円でございますが、これは平成17年度の老人医療費の精算による繰入金でございます。

それから、次に歳出でございますが、34ページをお開き願います。

目2の賦課徴収費、5,113万2,000円の主なものでございますが、土地評価業務、家屋調査業務の委託料と備品購入費を計上いたしております。詳細につきましては、補正予算説明資料の15から16ページに記載してありますので、お目通しを願います。

次に、42ページをお開き願います。

目4の環境衛生費の843万3,000円の主なものでございますが、バイオマスタウン構想策定及び市営墓地内の樹木伐採の委託料を計上をいたしております。これにつきましても詳細については、補正予算説明資料に記載してございますので、お目通しをお願いいたします。

以上で市民部関係の補足説明を終わります。

**○福祉部長（蔵園修文君）** 福祉部関係につきまして、補足して御説明申し上げます。

まず、歳入の主なものでございます。

予算書の16ページをお願いいたします。

国庫支出金の民生費国庫負担金でございますが、児童手当分でございます。県費との財源負担区分の変更に伴い、3,023万8,000円を減額。

それから、19ページをお願いします。

県支出金の民生費県負担金でございますが、同じく児童手当分でございます。先ほどの国庫との財源

負担区分の変更に伴い、節の6まで4,749万7,000円を増額いたしております。

20ページをお願いいたします。

2行目、民生費県補助金は老人クラブ助成事業、高齢者住宅改造費推進事業の補助金365万3,000円を計上しております。

28ページをお願いします。

諸収入の雑入でございます。説明欄の3行目、介護予防給付ケアマネジメント料として1,017万2,000円を増額いたしております。

次に歳出の主なものでございます。

39ページをお願いします。

民生費の社会福祉総務費に障害者自立支援法施行に伴う賃金、役務費、負担金として195万7,000円を計上しております。

老人福祉費につきましては、合併調整結果に伴う敬老祝金、老人クラブ運営費補助金、ひとり金婚式事業補助金等として3,769万7,000円を計上いたしております。

40ページをお願いします。

児童措置費でございますが、児童手当が制度改正に伴い、小学校終了前までに拡充されたことによる扶助費6,496万円を計上いたしております。

41ページ、生活保護費の実施体制整備事業に自立支援プログラムに伴う報酬等76万2,000円を計上いたしております。

42ページが一番下から43ページにかけてでございますが、介護予防支援事業にプラン作成に伴う委託料、地域包括支援センター業務のための車両購入等965万5,000円を計上いたしております。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

**○産業振興部長（永田史生君）** 産業振興部関連の主な予算を御説明申し上げます。

まず、歳入としまして、予算書の20ページをお願いいたします。

農林水産業費の県補助金として、農業費補助金4億2,556万1,000円、林業費補助金2,419万5,000円、水産業費補助金4,000万円。

それから、25ページをお願いします。

と畜場事業特別会計からの繰入金9,494万5,000円。

それから、28ページをお願いします。

28ページに雑入として公社営事業参加者負担金6,011万3,000円を計上いたしております。

次に、歳出の主なものとしまして、44ページをお願いいたします。

農業振興費に各種団体の運営に関わる補助金と、活動火山周辺地域防災営農対策事業、輸入野菜対応産地育成事業、環境にやさしい農業総合推進事業による施設整備の補助金3億5,061万9,000円を、それから下の園芸振興費に農業・農村活性化推進施設等整備事業と市単独による省力化機械等に対する施設整備事業補助金を5,215万5,000円を計上いたしております。

また、茶業振興費には、市単独の新規事業として、ほ場の集約化を行うための簡易土地改良事業に対

する補助金と、防霜施設に対する施設整備補助金等3,099万3,000円を計上いたしております。

45ページをお願いいたします。

畜産業費については、地域振興公社事業による施設整備に対する負担金、市単独による優良牛種畜保留導入事業と、及び環境施設整備事業、活動火山周辺地域防災営農対策事業による施設整備事業補助金2億3,633万8,000円を畜産振興のために予算計上しております。

46ページをお願いいたします。

農地整備費については、県単、市単独による農道改良舗装等に関わる工事費等1億1,327万3,000円と、土地改良費につきましては、曾於東部・南部土地改良区運営に関わる補助金1,294万4,000円を計上しております。

48ページの林業費につきましては、間伐に対する市単独の助成金及び森林整備地域活動支援交付金のほか、花木生産組合に対する施設整備の補助金等3,384万4,000円を計上いたしております。

それから、林道整備費については、継続事業であります林道鎌石・柳井谷線の工事費等1,608万6,000円を計上いたしております。

次に、50ページをお願いいたします。

次に、50ページの漁港建設費については、継続事業の夏井漁港の中防波堤工事の7,693万2,000円を計上いたしております。

以上で補足説明を終わります。

**○建設部長（井手南海男君）** 建設部関係の主な予算について、補足してその概要を御説明申し上げます。

まず、歳入から申し上げますが、予算書の17ページをお開きください。

国庫支出金の土木費国庫補助金でございます。地方改善施設整備費として1,000万円、臨時交付金事業として7,150万円、特殊地下壕対策事業として225万円の、計8,375万円を増額補正しております。

次に、20ページをお開きください。

20ページになりますが、県支出金の土木費県補助金として、県単急傾斜地崩壊対策事業1,200万円を増額補正したところでございます。

次に、歳出を御説明申し上げます。

予算書の53ページをお開きください。

土木費の土木総務費でございますが、道路等の未登記分の整理や屋外公共物、道路占有物の調査委託料の経費など2,034万3,000円を増額補正しております。

次の54ページでございますが、道路維持費でございます。市道の維持管理経費としての工事請負費や市道の台帳整理としての委託料等1億1,332万2,000円を増額しております。

それから、道路新設改良費でございますが、先ほど歳入で申し上げました臨時交付金事業や地方改善施設整備事業、さらには起債事業として21件分の工事請負費など7億8万9,000円を増額補正したところでございます。

主なものとしましては、六月坂・安良線、吉村・山ノ口1号線、弓場ヶ尾・佐野原線、町原・弓場ヶ

尾線、中山・豊留線などがございます。

次に、56ページをお開きください。

砂防費でございます。歳入で申し上げました県単急傾斜地崩壊対策事業に掛かります工事請負費等4,165万円をここで計上しております。工事箇所は、茗ヶ谷地区、大川内地区等でございます。

58ページをお開きください。

都市計画総務費でございます。先ほど歳入で申し上げました特殊地下壕対策事業としての小堀地区、それから起債事業としての若浜地区都市下水路の改修工事の経費のほか、都市計画区域の見直しに伴う委託料など4,470万円を増額しております。

また、59ページでございますが、59ページの住宅管理費では本市公営住宅の将来への取り組みや基本的な方針を定め、総合的計画に推進するための志布志市公営住宅マスタープラン等の策定経費として、調査委託料1,100万円を計上したところでございます。

以上が建設部関係の補正予算の概要でございますが、資料につきましては、詳細な説明につきましては、添付の説明資料の55ページから掲載してございますので、御参照方お願いいたします。以上が建設部関係でございます。

**○農業委員会事務局長（大園 朗君）** 農業委員会分を補足して御説明申し上げます。

予算書の44ページをお開きください。

目1農業委員会費の運営費補助金32万2,000円でございますが、旧3カ町にございます農業者年金受給者会の活動運営費の一部助成を計上しております。

内訳は、松山町農業者年金受給者会が290名で10万8,000円、志布志町農業者年金受給者会が170名で8万4,000円、有明町農業者年金受給者会が400名で13万円ということでございます。

以上で説明を終わります。

**○教育次長（山裾幸良君）** 教育委員会関係の予算を御説明申し上げます。

まず、歳入でございますが、予算書の17ページでございます。

教育費国庫補助金を志布志城跡史跡公園保存整備事業及び公有化事業並びに志布志の大クス保護増殖事業に伴う財源の一部として1,329万1,000円増額。

18ページでございます。

委託金として120万円増額しております。

それから、20ページでございます。

教育費県補助金でございますが、教育費補助金につきましては、教育費国庫補助金の関連事業分の一部として、県負担分を216万円増額でございます。

22ページでございます。教育費県委託金を地域教育力再生プラン委託事業に伴い、169万6,000円増額でございます。

24ページ、繰入金でございます。施設整備事業基金繰入金を学校施設等の改修の一部として5,115万8,000円増額しております。

それから、歴史のまちづくり事業基金繰入金を志布志城跡史跡公園整備事業等に1,256万7,000円計上

でございます。

それから、28ページでございます。

雑入としまして、コミュニティ助成事業を2件、400万円を計上しております。

29ページ、教育債でございます。公民館及び志布志運動公園陸上競技場等の改修の一部に1億8,060万円増額しております。

次に、歳出でございます。

61ページからでございます。

教育総務費の事務局費に、奨学金管理システムのソフト開発費等210万9,000円、教職員住宅管理費にふすまや畳等の修繕料として70万円を計上しております。

62ページでございます。

小学校費の学校管理費でございます。遊具修繕料、校舎等の耐震優先度調査18棟の委託料、屋外屋根改修、校舎改修、屋外トイレ等の工事請負費、学校一般備品等の購入等に3,890万8,000円計上しております。

教育振興費に志布志・有明地区の15校にコンピュータ借り上げ等の1,740万円を計上しております。

63ページでございます。

中学校費の学校管理費に、校舎等の耐震優先度調査12棟の委託料、校舎屋根防水改修、校舎教室等床改修等の工事請負費、学校一般備品購入等に2,196万円計上しております。

それから、教育振興費でございます。同じく志布志・有明地区の6校にコンピュータ借上料、教材備品等の1,044万円を計上しているところでございます。

次に、生涯学習課関係でございますが、65ページ、社会教育費の社会教育総務費では人材育成推進事業、地域教育力再生プラン事業並びに新・おにぎり大作戦事業に係る予算を、報償費や補助金等730万1,000円計上しているところです。

それから、公民館費では、ハローワーク建物取得に係る公有財産購入費及び尾野見公民館改修等に2,526万2,000円を計上しております。

それから、66ページでございます。

青少年教育費でございます。子育て講座をはじめ、子供会ジュニアリーダー、高校生クラブ等に関する経費127万3,000円を計上しているところでございます。

次に、文化振興関係でございますが、同じく66ページ、文化振興費に自主文化事業の委託料、劇団四季ミュージカル公演負担金、コミュニティ助成事業等の1,643万3,000円を計上しているところであります。

それから、同じく文化財保護費に志布志城跡史跡公園保存整備事業の賃金等を計上しているところであります。

67ページでございます。

志布志の大クス保護増殖事業、松山歴民館屋根改修及び石綿撤去の工事請負、志布志城跡公有化事業の公有財産費、民俗芸能保存会の補助金等5,949万4,000円を計上しているところです。

それから、68ページでございます。

文化会館費に舞台吊具の改修及び倉庫増築に係る工事請負等5,872万3,000円を計上しているところでございます。

同じく68ページでございますが、図書館費では本館と有明分館、松山分館を結ぶ図書館管理システム化のため、備品購入等2,224万5,000円を計上しているところでございます。

次に、69ページでございます。

保健体育費の保健体育総務費では、市体育協会、市スポーツ少年団、ジョガー駅伝、ポートマラソン、伊崎田相撲、駅伝強化、競技力向上等の補助金等として864万7,000円を計上しているところです。

それから、同じページでございますが、体育施設費では志布志運動公園陸上競技場等の改修等の工事請負費、有明野球場等の改修に伴う原材料、コミュニティ事業の備品購入費等8,934万8,000円を計上したところでございます。

同じく69ページ、学校給食センター費では、文部科学省の委託事業で、地場産物の活用や米飯給食の推進を図る、地域に根ざした学校給食推進事業、志布志市の特産品である牛肉、黒豚、ハモ、ウナギ、メロン、米等の13地場産物を教材に取り入れた事業を展開するため、食材費を助成する志布志特産品活用学校給食補助金等386万円を計上したところでございます。

以上で教育委員会関係の説明を終わりたいと思います。よろしくお願いたします。

**○議長（谷口松生君）** これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

**○14番（小野広嗣君）** ただいま御説明がありましたけれども、予算書の62ページ、また63ページ、次長の方で今、説明がございましたけれども、学校の耐震度の調査業務委託料というのが出ております。説明資料の方で小学校に関しては43棟のうち18棟の優先度調査をやっていくと。そして、中学校、こちらの方が18棟のうち12棟の調査をやっていくというふうになってるわけですが、そして年次的にこの事業を行っていくというふうにうたっているわけですが、これは一時も早くですね、取り組んでいかなければいけない。そして、今、社会的にもいろんな角度で問題になっておりますし、また親の立場から見ても、こういったことに対する手当というのは急がなきゃいけない。そういう意味でこの小学校、中学校の年次的計画、18年度と19年度で終わるのか、あるいは20年度、3年スパンでやるのか、そこらをお聞かせください。

**○教育次長（山裾幸良君）** 今、御質問の耐震度優先調査のことでございますが、これにつきましては、資料の63ページの方に小学校の分が掲げてございます。それから、65ページに中学校分が掲げてございますが、2カ年で終了する予定で考えております。以上でございます。

**○14番（小野広嗣君）** 3カ年であれば急いでいただきたいという思いがありましたので質疑をさせていただいたところでございますが、よくわかりました。

あと1点、教育関係、予算書のですね、68ページ、図書館費の委託料、そして備品購入費、いわゆる事務機器保守点検管理委託料124万5,000円、そして備品購入費でその他備品2,100万円というふう計上されてます。この内容は、この予算説明書の最後にあります、この図書館システムレベルアップ事業

と、このことになるわけですが、この事業によって、松山、有明の分館と、いわゆる中央公民館、市公民館とネットワークが張られて、レベルアップをすることによって、利用者のニーズに対し、より応えられるようにするというふうにうたっていらっしゃるわけですが、具体的にですね、どのようにこの利便性が図られていくのか、その中身についてお示しをお願いしたいと思います。

**○教育次長（山裾幸良君）** お尋ねの図書館の、ほとんどが経費でございますが、2,224万5,000円ほどお願いしていると思いますが、これについては志布志の図書館本館を起点に、有明につきましては、現在、公民館として設置しております1箇所、それから松山につきましては、やっちくふれあいセンター等が図書館として活用されておりますが、分館としても機能を果たすということで、3地区間を中継しながら、どこでも誰でも借りられる体制を作り上げていくというのが、このシステムでございます。検索その他、貸し出しから、その3地区を拠点に展開していくと。それから、他の施設につきましましては、巡回図書車を巡回させ、その希望に応じて巡回図書として整備していきたいという考え方でおります。この事業の総体経費についてはコンピュータのレベルアップが主なものでございまして、今現在、蔵書冊数が11万冊ほどあります。それから、旧有明、松山の方に約5万冊程度あるかと思いますが、その分の3万冊程度をコンピュータ化して、全体に貸し出しをするということで、今計画しているところでございます。以上でございます。

**○14番（小野広嗣君）** であればですよ、この旧志布志町の図書館、新市の図書館になったわけですが、まあ中央図書館というような言い方をしてもいいのかなという気がしますが、ここの蔵書11万、そして各松山・有明の蔵書も含めて、同時並行で検索ができるというふうに理解をしていいと思いますが、これは学校図書館からの検索、そして個人のインターネットを通しての、個人の自宅からの検索、そして図書の貸し出し等、こういったことに対しての見通しはどのようになっているのか。旧志布志町においては、学校図書館との連携はとれてるわけですが、有明、松山との関係ではどうなってるんでしょうか。

**○教育次長（山裾幸良君）** 学校図書館との関連でございますが、先ほど指摘がありましたように、志布志の方は整備されております。今度、計画の中で25校分、すべてが検索ができるように、ただインターネット等で貸し出しについては、本館、分館等でしかできないということで、検索等については整備を図るように進めております。容量の関係でどうしても電話回線等ではそういうシステムを組み込めないという事情がございましたので、検索は各学校できるように整備を進めたいと考えているところです。一般についても、インターネットで検索ができるぐらいのシステムにはなろうかと思いますが、セキュリティの問題、いろいろありますので、どの程度、今後していくか、また検討段階でございます。以上です。

**○議長（谷口松生君）** ほかに質疑はありませんか。

**○18番（木藤茂弘君）** 予算書の歳入の農業費の補助金の件でございますが、いろいろと補助金の名前が書いてございますが、特に降灰対策事業等の1億6,419万8,000円、これらにつきましては内示があったものか、内示がなくて県との協議の補助額を上げておられるのか、それらについて一応お聞かせいただきたいと思っております。

それから、歳出の方の31ページ、新市のいわゆる誕生記念に伴う、1周年記念に伴う、委託料の500

万円、この500万円はどのような委託料の内容になっているのかお聞かせいただきたいと思います。

次に、農業振興費の44ページでございますが、町単独事業で農業農村家業再生事業でそれぞれ後継者の育成のために、兼業農家を含めて、農業の再生プランの作成等をやろうとしておられるわけですが、仮に予定して実施された農家が、家庭的な事情で後継者として残らないとした場合に、これらのいわゆる歳出費用等についての返還的な措置があるのか。説明資料の中には、支援資金と書いてございますけど、歳出の方は補助金で組んであるものですから、補助金の性格、支援資金等の性格等では意味が違うものですから、そのようなことが出てくるのか、どのように考えておられるのかということですね。

次に、農地整備事業の先ほど同意の問題に関わる分で、土地改良費ですが、先の同意に関わる分について、これは東部土地改良区へのいわゆる委託料となるわけですが、大体予測されるのが東部土地改良区の関係者が4,000名ということだと思いますけど、志布志、有明につきまして、大体3,000名ということで、大体1件同意をもらうのに1,000円だろうと思います。そうした場合に、実績に基づいて委託金を決められるものなのか、そこらあたりの一応問題についてお願い申し上げたいと思います。

**○総務部長（隈元勝昭君）** まず、志布志市誕生記念式典の中の委託料の内訳でございます。この委託料の内訳といたしましては、式典の記念講演にということで、旧松山町出身になります、綾小路きみまろさんをお願いをしようということで、いろいろ御苦労いただいて、ようやく来ていただけるということになりましたので、350万円ほど。実際はこれをプロダクションを通じますと、相当するんですが、たまたまこの日程等でこちらに合わせて来られるということで、その分は省いて、それで350万円で来ていただけるということでございます。

なおまた、150万円の方につきましては、会場設営等の舞台の演出等の委託料でございます。以上でございます。

**○産業振興部長（永田史生君）** お答え申し上げます。

まず、活動火山の事業費につきましてでございますが、すべて内示が来ているかということでしたけれども、まだ来てないものもございます。計画の段階で上げてあります。

それから、農業家業再生の農業農村家業再生事業ということで、お手元の24ページに掲げてございませう後継者に対する事業でございますが、今回の新規事業ということで上げたところでございます。あくまでも後継者のいない65歳以上の中核農家の子供、孫というところは該当するということでございます。

所得につきましては、私どもがやっております認定農家の420万円というのがありますので、その2分の1、210万円程度を目安に所得をというふうに考えております。

支援の方法につきましては、家業の再生のプロジェクトチームを作りまして、そういった類型やら、いろんな資金の免除やら、そういったことをやっていこうということでございます。

金額につきましては、月5万円を1年間、12回、60万円ということで計画をいたしております。

先ほどの質問がありました、もし農業を辞めた場合はどうなるのかということでございますが、当然5年以内に転出あるいは農業をしなくなったときは、補助金の返還というのはうたうつもりでございます。

それから、46ページの補助金の300万円の内訳でございますが、これは土地改良区への委託を考えて

おるわけですが、ちょうど説明資料の54ページに掲げてございますが、あくまでもこれは東部の同意でございまして、東部関係でございまして、旧松山町、旧志布志町の関係でございまして。

金額につきましては、積算のちょっと資料を持ってきておりませんので、後ほど報告させていただきます。

**○18番（木藤茂弘君）** 先ほど一応、部長の方からもございましたが、一応積算の内容はどうであろうともですね、基本的には私がちょっと考えた場合ですね、300万円というのは、これは1件当たり1,000円ずつじゃがいねと、まあそれで上げていただいたらと思うんですけど、そうじゃないわけですか。そうでなければ、またその内容をお知らせいただければ有り難いと思いますが。

**○産業振興部長（永田史生君）** 1件当たりの基準額を設けて、それと同意の件数等を設けて積算はしてあるところでありますが、ちょうど資料を持ってきておりませんので、後ほど報告させていただきます。

**○議長（谷口松生君）** ほかに質疑はありませんか。

**○15番（長岡耕二君）** 学校施設のことでちょっとお尋ねいたします。

今、小学校、中学校なんかの施設の中でですね、補修と改修がいろいろ計画されておりますが、学校の校舎、そして体育施設などで、屋根の補修なんかとか、私も一般質問で3月やりましたが、その時点、そしてこの中で、小学校の中で四浦小学校、潤ヶ野小学校の体育施設がどうなっているのかということ、そして八野小学校の屋内の体育施設は、この補修で大丈夫なのかということと、そして屋根の補修をしたら、どのくらい建て替えができないのか、それだけを教えてください。

**○教育次長（山裾幸良君）** 学校関係の改修、屋体等の改修のことでございますけれども、本年度、四浦小、八野小等の屋根改修を上げてあるわけでございますが、これにつきましては、もう雨漏りもしますし、さびがどうしても、もうさびだらけというような形で、今、改修した方がいいというような形で学校の方からも要望があり、また地区からも指摘も受けているところでございますので、このへんについては屋根を覆いかぶせるような工法をもって改修するというところでございます。あのままの状態の中で、ちょっと研磨等をして、その上に新たに屋根を被せるというような工法があるということでございますので、その中で取り入れていきたいと考えているところです。これについては一般単独でございますので、いつまでという年数とか、そういうのはございません。また、危険等な状況、雨漏り等の状況が出たときには、それぞれの時期にそれぞれの修繕が必要になろうかと。今回、耐震化をかけて調査をするわけですので、その中で耐震関係の形で改修が必要となってくれば、そういう状況を勘案して今後検討していきたいと思っております。以上です。

**○議長（谷口松生君）** ほかに質疑はありませんか。

**○29番（丸崎幹男君）** 1点だけ、60ページにあります消防費の中でお伺いをしてみたいと思っております。

17年の12月31日をもって、この退職慰労金ですか、このものが打ち切りになったというような話を聞いたんですが、これは本当なのかですね。それぞれ今まで、この慰労金は非常に消防の皆さん方には喜ばれていた事業だというふうに思っております。しかしながら、12月31日をもって、そのものはなくなったと。これから退職される皆さん方は、退職金はありますけれども、やはり18年度より入る団員です

ね、この拠出はあると。後援会の拠出もある。そして、市としてもこの助成は続くということを知ったんですが、これは本当なのか確認をしてみたいと思います。

**○総務課長（上村和憲君）** お答えいたします。

この退職慰労金につきましては、合併協議の中でそれぞれ計算方法につきましても、松山町、志布志町、有明町、違っております、したがって、合併協議の中で協議をする中で、県下でもこの旧3町の退職金の制度を活用しているのは、鹿児島県内でもこの曾於郡地区だけでございます。そういったことを踏まえて、いろいろ検討する中で、17年の3月31日までの分につきましては、それぞれ旧町の方式の退職慰労金の制度を生かして、18年1月1日からは新しい国の制度を活用ということで、したがって18年度以降、現団員の方々が仮に20年度に退職される場合につきましては、17年度までの分はそれぞれ旧町の計算方式のもので対応して、その後、18年1月1日からの分は、残りの年限をかけて計算をして、両建ての退職慰労金が出るという計算方法でございます。それにつきましては、これまで消防幹部会にも御報告をし、それぞれまた幹部会の状況を分団長の皆様方におかれては、それぞれの各町の分団に持ち帰っていただきまして、説明をしていただいているというのが今の現状でございます。以上でございます。

**○29番（丸崎幹男君）** もう一つだけ、その関係で確認をしておきたいと思うんですけども、新しい団員、18年、恐らく4月からの団員だというふうに思いますけれども、これからのそういう国のそういう退職金制度そのものは継続するという事なんですけれども、ただ今まで、各町でやってきた、その退職金制度、これから18年から入団した皆さん方は、今までの退職される方々の拠出もしていくような形になるというふうに思うんですが、やはりその分をこれから団員も負担をするのかですね、そこを再度確認をしておきたいと思います。

**○総務課長（隈元勝昭君）** お答えいたします。

先ほど、17年12月31日までの件につきましてお話したわけでございますが、今後、いわゆる18年1月1日以降の新入団員につきましては、国の5年ごとの退職金の計算になってまいります。ですから、それぞれ今現在、旧3町に消防後援会がございまして、それを合併した後、一つの市に一つの後援会ということを中心に、18年度中で検討しようということで、今、鋭意、協議会も打合せ会もされているところでございますが、基本的には旧町時代の退職金につきましては、その分を確保するという事で、今後この後援会の資金が足りない場合には、それぞれまた予算化をお願いをして、今回も補正をお願いしておりますけれども、退団分につきましては、そういう形で今後、予算措置もしながら対応していくことになろうかというふうに思います。以上でございます。

**○議長（谷口松生君）** ほかに質疑はありませんか。

**○2番（西江園 明君）** 市民部長にちょっとお聞きしますけど、先ほど債務負担行為、土地評価のことで説明がありましたけれども、これがまた続けて評価を委託されるということですけども、この先ほどの説明の中で、土地鑑定士と緊密に連絡を取りながらという表現がございましたけれども、往々にしてこういう土地家屋鑑定士というのは、国なんかの場合は定めたルールに提案された行政から提案された、執行部から提案された分について肉付けをするというような形が多いんですけども、往々にし

てこういう評価というのも、国・県が定めた分について、市町村は何割にしないとかいうような昔は指導があったと聞いておりますけど、この鑑定士の選出か選び方という表現がいいのかわかりませんが、市独自で考えて、市独自のあくまでも評価でやっていくというふうに理解してよろしいんですかね。

**○市民部長（稲付道憲君）** 土地評価につきましては、やはりその専門の方々を登用するというところでございます。あくまでも本市が目指す不均一是正ということを念頭におきまして、もし鑑定士等をお願いする場につきましては、私どもが目指す業務の内容の調査書を出して、その中で私どもは判定をしたいというふうに思っております。

**○25番（小園義行君）** 農業公社広域統合事業ということで、今回3町ですね、農業公社を合併によって統一されるということですが、この事務局を設置するということでのこれは提案になっていますが、具体的にそれぞれあるものを一つにしてあるのかですね、その事務局だけどこかにつくるといふことなのか、ちょっとお願いをしたい。

そして、環境にやさしい農業総合推進事業ということで、サンケイ工業へのそういう焼酎粕の関係ですかね、ここはこの地域の焼酎会社それぞれあるわけですが、そこから出される焼酎粕のトン数というのは、日にどれくらい出て、そしてこのサンケイ工業で処理する能力というのはどれくらいあるのか。

そして、このサンケイ工業というのは、1基、もう建設が済んでますが、今回のこの事業では、新たに再度つくって、ここに書かれている建物面積の5,934m<sup>2</sup>、こういったプラントを建設していく、そのための事業として出しますよということなのかですね、そのことについてのお願いをします。

**○産業振興部長（永田史生君）** まず、農業公社の事務局の考え方でございますが、来年の4月をめどに一応合併をしようということで計画をし、進めておるところでございますが、そういった中で合併の事務局を有明農業公社にもつてこようということで話が進んでおるところでございますが、そうなった場合に市の方から職員を1名出してもらえないかという要望等もあったわけでございますが、市としてもなかなか職員そのものがないということの中で、最終的には事務局に女の人を1人置いて、そういった事務的なものについては対応してもらえないかと。そして、有明の局長がその中心になって仕事を進めてもらえないかということの中で話が整い、それらに関わる事務経費的なものの負担金を市が80%、それぞれの農協が20%ということで、今回計上させていただいたところでございます。

それから、サンケイ工業につきましては、御承知のとおり、既に一つ施設が建っておりますが、あれと同じ施設を二つほど造る計画が、この事業でございます。量的なものにつきましては、2月から昨年度の実績をちょっと私どもも聞いたところ、約5,000tほどの焼酎の廃液をリサイクル化に成功したというふうに聞いております。その中に焼酎廃液が今後300t、それから木屑を使いますので、木屑が約5,000tほどを一緒に使いながら、今後進めていこうという計画であるというふうに聞いております。以上でございます。

**○25番（小園義行君）** この事務局の関係では、行政がやられているこの本庁方式をとって、有明農業公社に1人、本庁の職員としてですよ、事務方を置いて、有明のここが本庁になる。松山と志布志の農業公社は、いわゆる総合支所方式ですね。そういうふうな考え方でいいのかということ、ちょっと

明確にそれをお願いをします。

そして、この今おっしゃった、それぞれから出る薩摩若潮さん、華奴、大久保酒造、そしてその有明にありますよね、そして大崎もありますよね。そういったところが出るそれぞれをですよ、当然、1箇所だけじゃこれをつまらないと思うわけですけど、そこから出るその廃液は1日どれぐらいあって、ここがその3基造ったときに、その処理能力が大丈夫ですよということでない、環境条例ではないけれども、畑に出したり、海洋投棄できないわけでしょう。そういったものが具体的に出ないと、いろんな意味での整合性というのがちょっと得られないんですよ。そういった意味で、年間、例えば薩摩若潮がこれこれですよと、それ全体的にこの近辺のそういう志布志市、そして大崎町を含めてですよ、どれぐらいその焼酎粕が出るのかということと、併せてこのサンケイ工業が処理能力として1日にこれぐらいですよという、そのことが明確になって、この効果がどんどん出る。そして、もう一つは、昨年からそういう形で堆肥が出来てるわけですけど、販売ルート、そういったものが明確に確立しているのかということでないですよ、これは在庫をどんどん抱えてるというわけにもいかんでしょうから、そういったものが昨年度実績どれぐらいあるのかということを再度お願いをします。これは大きな金額ですよ。

**○議長（谷口松生君）** 答弁の検討のため、しばらく休憩します。

5分ほど休憩します。

午後4時5分 休憩

午後4時19分 再開

**○議長（谷口松生君）** 再開します。

答弁を求めます。

**○産業振興部長（永田史生君）** 1点目の農業公社でございますが、今回、負担金をこのように出したわけでございますので、早速、議会の議決をいただいた後は、委員会を設立しまして、委員会の中でそれぞれの考え方を、例えば公社の1本化に向けての法人の問題とか、場所の問題とか、そういったものは今後の委員会の中で詰めていく計画でございます。そのための今回は事務局の負担金でございます。

それから、バイオマスにつきましては、これは国の事業でございます、バイオマスの上づくり交付金ということで、国の認定の中で行われる事業でございます。当然、市を通して、直接トンネルでいくわけでございますが、数量的なものも先ほど議員の方からお尋ねがあったわけですが、私どもが今押さえている数字といたしましては、大隅半島で約4万1,500tほどになるということでございます。最終的にはサンケイさんが今回増設してすべてをやった場合には、年間3万tほどの廃液を処理できるであろうということでございます。

それから、販売の実績につきましては、まだ実証の段階で、まだ実績がないというふうに聞いております。小さな数字につきましては、現在、資料がございませんので、後ほどまた報告させていただきます。

**○25番（小園義行君）** この農業公社の関係もですね、せっかくそして事務局をつくるということであれば、それぞれそこで仕事をされる方、そして住民がですね、大変こう困らないような形でのやり方を是非やっていただきたいと。これ、有明に一本化して、全部そこに一旦来て仕事に行くとかですね、そういったこと大変なことだろうというふうに思いますので、その関係を含めてですね、是非住民の不便にならないように対応していただきたい。

そして、このサンケイ工業の関係ですけど、まあそれは国の事業だから、トンネルだから、通して出しましたよ、仮に形はそうだと。でも、実際はですよ、議会にそのことが諮られるということであれば、当然、この計画なり、そういったものは具体的でないといかんでしょう。現に私たちが質疑をするんですよ。何も要らないなら、トンネル出せばいいわけでしょう。でも、ここを通るという意味からしたとき、これ市長、あなた自身もしっかりね、こういうものを踏まえてないといけないじゃないですか。2億円からのお金がですよ、出る。現実には実績はゼロだっていうわけでしょう、今の答弁。何も販路としてはありませんということ、ゼロということは実績ゼロですね。現実には稼働しているのかということも含めて、現地の調査をしたりされたのかどうか。そして、そのサンケイ工業等の聞き取りはきちんとやった上でこういう申請が県に上がった。直接上がったのかも知れないけど、私たちは、ただトンネルだから知りませんよということではなくして、これしっかりやらないと、午前中に環境条例の提案がありましたね。それとの整合性もちゃんと出てくるんですよ、これ。悪臭、震動、そういったものに対しては、しっかりやるというのが提案になっている条例です。そういったものについてもですね、トンネルだから、もうお金だけ出しとけばいいというものでないでしょう、これ。後のことを考えて。しっかりこれやらないといけない。再度、お聞きをします。このサンケイ工業が現実には操業して、毎日どれだけのものを処理をして、1日どれぐらいのものが生産されているのか。そのために、今年1月からいいですよ、5月なら5月、6月までいいです。どれぐらい焼酎粕が搬入されて、焼酎つくるのは大体12月か1月で終わりです。その半年ぐらいですよ、間の、焼酎は8月ぐらいから造りますので、その間の状況をしっかり踏まえた上で、どれぐらい搬入されて、どれぐらい出ている。そして、今度は鋸屑をどこから、その集めるんです。その鋸屑をどこから購入して、鋸屑の方がこれは大量にいるはずなんですよ。そのことに対してのしっかりしたものをやらないと、環境条例でですね、何でもかんでも切っただけというふうにならないわけですよ、これ。そういった問題もありますので、トンネルだからいいということではなくて、いいですか、1月までほとんどの焼酎工場造ります。粕が出ますね。1月から遡って、まあ8月でいいでしょう。その間、どれぐらいこのサンケイ工業に焼酎粕が運び込まれて、どれぐらい現実に生産されているのか。販売実績はゼロとしてもいいでしょう。そのことを1点目と、鋸屑をどこから購入されて、どれぐらいその鋸屑の量というのが必要なのか、それをお願いします。

そして、最後に、現在は稼働してないかも知れませんが、焼酎造ってないからですね。年中造ってれば粕出るわけですけど、それぞれの会社が造ってなければそれでしょう。でも、麦焼酎造ったり、いろんなところもあるでしょうから、是非ですね、その年間の稼働日数というのがどれぐらいなのか。今、1基造ってるもので足りないということで、あと2基造るということなのでしょう。そのことに対してね、年間どれぐらい稼働されてるのかということ、再度お願いをして質疑とします。

**○産業振興部長（永田史生君）** まず、木屑です。私も現場の方に1回ほど足を運んでお聞きをしたところでございました。まず、木屑については、末吉の高岡のダムの木屑を持ってきておられました。無償でということで、あそこからやや粗めの木屑でありました。

焼酎の廃液につきまして、あそこにタンクがございますので、あれに入れて、毎日のようにかけながら、蒸発をさせて、廃液をするという作業でございますので、当然、毎日の稼働ということになるかと思えます。

それから、先ほどちょっと申し上げましたが、木屑が大体今後の操業をいたせば5,000 tほどは処理できるであろうということでございます。ちなみに、1万 tほどの木屑が現在出ているという計画の中でございますので、その中での5,000 tほどが処理できるであろうということでございます。

それから、販売実績というのが現在ないわけですが、いろんなところで実証ほを設けてやっておられるのは事実でございます。いろんなところで効果が出ておりますけれども、先ほども申し上げましたように、堆肥になるまでには約6カ月ほどかかるということございましたので、毎日、堆肥というのは出ないわけですが、やはり何回も焼酎粕を振りかけ、それらをまた耕耘と申しますか、一旦混ぜて、そしてボロボロの屑になるまでやるということでございますので、やはり早い期間に堆肥化になりつつあるという話を聞いておりました。そういった中で今後、堆肥化の販売に向けて、一生懸命販売の方をもっていくんだという話を聞いたところでございます。以上でございます。

**○25番（小園義行君）** 今、そういう答弁ですけど、具体的なですね、トンネルで志布志市を通してやるから、それでいいという、そういう姿勢でなくて、ここにきちんとそういう工場がある。そして、条例を今度新たに設けようとする。そういった立場から考えたときに、しっかりとですよ、議会に説明ができるようなものでないといけないというふうに思います。そういった点でこれ当然、委員会に付託しますので、その中でまた慎重な審議されるでしょうけれども、是非ですね、仕事のやり方として、自分のところはトンネルだから、もういいよって、そんなの県がやってくれるんだって、そういうことじゃなくして、しっかり地域、この志布志市を守るという立場から、これ市長、仕事はやらんといかんじゃないですかね。そのことはもう答弁いりませんが、委員会の中で慎重に審議をしていただきたいと思えます。

**○議長（谷口松生君）** ほかに質疑はありませんか。

**○12番（本田孝志君）** 60ページの消防施設費の中の、説明書がございますが、旧有明町、志布志町、松山町では、この無線の私は正式名称は知らないわけでございますが、防災無線か防災行政無線か、行政無線か、防災無線だけか、そこらあたりの説明方からお願いします。

**○総務部長（隈元勝昭君）** このことにつきましては、防災無線ということで一応放送をさせていただいているところであります。

また、これにつきましては、旧志布志町では、屋外が71施設、旧有明町では60施設、旧松山町では42施設でございます。

それで、個別受信機というのがありますが、これにつきましては、旧志布志町では643、旧有明町では258、旧松山町では1,785。有明町の場合は有線放送があるということで、個別受信機の方は少なくな

っているところであります。

また、今後はこのことをテレビ等でも御存知かとは思いますが、現在のアナログ放送関係は将来的にはデジタルということでの方向化に進んでいるところで、そのような方向を目指しているところであります。防災無線ということで名称をいたしております。以上です。

**○12番（本田孝志君）** ただいま説明はわかったんですが、今後のこの今まではですね、有明は有線を使っていたというようなこととございますので、志布志の方は時たま聞こえるわけですが、スピーカーから。それについては一般の行政無線、まあ防災イコール行政ということで放送等をされておりますが、旧有明町、今の有明でございますが、有明の今の場合は防災だけの放送ということになっておりますので、その有明町は有線がただいまのところ、話を聞きますと、40%の普及率というようなことを聞いておりますが、今後ですね、今後の取組方法はどのような方法で放送されるのかお伺いいたします。

**○総務部長（隈元勝昭君）** このことについても協議はしたわけとございますが、現在のところ、旧志布志町、旧松山町におきましては、その地区におきましては、防災無線を活用して、行政関係の案内もしているところであります。しばらく、その方向をとりたいというふうに考えております。

また、旧有明町の方といたしましても、その有線放送そのものが災害時にいわゆる線が切れると。そして、周知が非常に不都合だということも協議をしたわけとございます。ゆくゆくはこういった形で防災無線方式に切り替えていけたらいいかなんということは考えております。ただ、その中ではデジタル方式にやるということで、これをやるとしたら相当な財源が必要になるから、中長期的な観点で進めていかざるを得ないのかなと、そのように考えております。以上です。

**○12番（本田孝志君）** 予算が4,900万円ちょっと組んでおられますが、これはいつから使用開始するのか。今の説明ではですね、市民に等しく情報を提供するために、私はですね、今の方式、総務部長さんの話を聞きますと、私は納得しないと考えておりますが、そこらあたりのまだ詰めがちょっと足りないんじゃないかと思っておりますが、お伺いいたします。

**○総務部長（隈元勝昭君）** 当然、市民には公平にその伝達をするということが一番とございます。現在のところ、方法といたしましては、旧来からやっている方式を今後デジタル化をするということで、その遠隔制御装置といいますか、統合型の装置をここの本庁の方に付けるということとあります。それによって、全体的にデジタル方式が可能になるということで、今回このような財源の措置をお願いをしたところとあります。基本的には平等に情報化を共有するということは、大前提として考えているところとあります。以上であります。

**○12番（本田孝志君）** いつから供用するかということですね。そのデジタル移動系MC Aの整備等、お金がかかるから、その前提としてやるというような総合卓を整備するというようなこととございますが、これはいつからその放送を始めるのかということとございます。

**○総務部長（隈元勝昭君）** 第1段階といたしましては、18年度からまずその旧有明町の方、本庁の方に統合する形で設置したいというふうに考えております。以上です。

**○議長（谷口松生君）** ほかに質疑はありませんか。

**○1番（下平晴行君）** 委員会が違いますので、1点だけお聞きしたいと思います。

69ページの体育施設費の工事請負費でございますが、72ページ、説明資料に中身については、内容については詳しく書いてあります。この工事を一括でされるのか、それともそれぞれ分けてされるのか。例えば、芝の張り替え、こういうものは芝の業者にするとか、そうすることによって多くの業者に仕事ができると、そういうメリットもあるわけでございますので、どういう考え方かお聞きしたいと思えます。

**○教育次長（山裾幸良君）** お尋ねの件でございますが、体育施設の整備ということで8,200万円ほど、志布志運動公園陸上競技場の方に計上させていただいておりますが、これにつきましては、グラウンド内の芝の張り替え及びトラック等のアンツーカーの入れ替えということと、排水施設の整備を考えているところでございます。それに伴って、分離発注とか、そういうことの御質問でございますが、今後、設計の段階で検討しながら、検討してまいりたいと思えます。以上です。

**○1番（下平晴行君）** できるだけですね、切り離しができない部分もあろうかと思えますが、今のような考え方で取り組みをしていただきたいというふうに思えます。

**○4番（八久保 壹君）** 先ほどの防災行政無線施設整備事業のことについてであります。これちょっと確認しておきたいと思えます、私は所管でありますので。いわゆる今までですね、有明町は有線、他のところは個別防災無線機というんですか、受信機ですね。それと防災無線とって、屋外に防災無線があるわけです。今度、このデジタル移動系MC A整備と、いわゆる遠隔制御をするということであるんだけど、このデジタル移動はやっぱり今のこれにもつながっていくわけですか。有線も含めてですね、有線にもつながるのか。それか、防災無線でもつながるのか。そして、移動系となっておりますが、こちらあたりをもうちょっと詳しく教えてもらいたいと思えます。

**○総務課長（上村和憲君）** お答えいたします。

今回、出しております予算につきましては、合併協議をする段階で、合併に伴いまして、既設無線局を継続して運用するときには、電波法第20条に基づきまして、総務大臣の許可がいるわけでございます。したがって、これにつきましては、昨年の11月に志布志市合併に伴う防災行政無線のシステムの移行計画書というのを総務省に出しまして、それぞれ協議をいただいたところでございます。結論から申し上げますと、1市町村に1波ということでございます、電波が。今まで3町でそれぞれ使っておりました電波ですので、これを志布志市として一つの電波にするというのが基本でございます。そのために、今、それぞれ、先ほど火災も発生しましたけれども、火災が発生したときには、松山の統制局、志布志の統制局、有明の統制局、それぞれ違うわけでございます。これが志布志市で一本化しなきゃいかんということで、先ほど申し上げましたような経過で、これまで協議をさせていただいたところでございます。今回、その総合卓を整備するための予算として、今回計上をさせていただいているところでございます。これを整備することによって、この本庁の統合卓からの無線一本で、志布志地区、松山地区にも同じ状況でそれぞれ防災の情報が流れるというシステムだということをまず御理解をいただきたいというふうに思えます。

今後、先ほど部長も申し上げましたけれども、今後いろいろ5年後には今のテレビも使えなくなって、デジタル化になるということになっておりますけれども、この無線につきましても、今、総務省の方か

ら、順次、デジタル化に向けて整備を下さいという指導もまいつているところがございます。これにつきましても、相当経費もかかるというのをお聞きしておりますが、まずもって一番身近なこの防災無線の一本化ということで、今回、補正予算ということでお願いをしている分でございますので、どうか御理解をお願い申し上げます。

**○4番（八久保 壹君）** わかりました。1波になるということでありまして、そしてまた全市で行うということ。このデジタル移動系MCAというのは、どういう使われ方をするのかということをお最後に聞いておきます。

**○総務課長（上村和憲君）** お答えいたします。

今、同報系ということで、NTTを活用した形でそれぞれ各有明町、志布志町、松山町の総合卓から流れているところがございます。これをいわゆる電波によって流そうというのが簡単な意味合いでございます。そういうことに御理解をいただければと思います。

**○22番（宮城義治君）** 関連で一つお聞きしたいと思えます。

先ほど、有明町の有線放送、これがということでありましたが、これはもうやはり有線放送はそのままもう独立という、そういう形に考えていいんですか。

**○総務課長（上村和憲君）** お答えいたします。

この開発農協につきましては、一法人でございます。合併協議の中でも、それぞれトップ、首長さんたちの中でも協議があったと思えますけれども、一応ここについては、今後、総合的な立場で協議がなされるであろう、また、協議をしていかなければならない。大きな防災行政無線という立場から見ますと、検討していかなければならない大きな課題ではないかというふうには理解をしているところでございます。

**○22番（宮城義治君）** 今の説明ですが、これだけのですね、今後、いろんな機械等が入ってくると、今の有線放送でですね、そういったものがもうカバーできるかと。そして、今、有明町内でもですね、もう有線で、電話機ですね、もうこれを使っている人も使わないと。あるけれども使わないと。もちろん携帯電話、そういったものも使っているのは多いということですね、非常にこれも出ております。やっぱりこういったことをですね、やはりせつかくある有線放送をまだフルに使うのであれば、やっぱり市としてもですね、これをよく活用できるような方策をとるのが当然じゃないかと思うんですよ。そういうことで、今後、今のままでそのまま置くのか、あるいはまたこれ以上の活用ができるようになるのか、そこらへんを一つお聞かせください。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

有明開発農協のコミュニティシステムにつきましては、合併協議の間でも今後どうするかというのが検討されたわけでございまして、現在のところでは現状のまま、そのまま機能を果たしてもらおうということになっているわけでございます。しかしながら、今回提案しますような防災無線についても、そのような形で、新しい時代に合うデジタル式になっていくというような方向がとられてくると。そして、それを旧3町地域、新しい志布志市の地域で総体的にこういった施設を利用しながら、市民に対する情報伝達を行っていくというような方向性があるとすれば、そのことも開発農協等も含めながら協議をし

て、そしてそのことの開発農協の考えも十分あられるでしょうから、御意見をお聞きしながら、なるべくお互いに有用な形でコミュニティシステムが存続できる新しいシステムをまた模索中でございますので、そういったものも含めて、また後ほど提案させていただければというふうに思っております。

**○23番（東 宏二君）** 先ほどのサンケイ工業の件でございますが、同僚議員の小園議員の方からも質疑があったわけですが、私どもが聞いている範囲では、広葉樹でないと駄目だということで、自分の自社でおがくずを製造するということを聞いているわけです。そのへんのところをしっかりとですね、広葉樹でないと駄目なのか、それともう1点は、焼酎粕をどこの酒造から契約されて、どのぐらいの焼酎粕を今搬入されているのか、そこも我々の産業建設常任委員会で審議をするわけですので、そのへんの情報はちゃんとつかんでいただきたいと思います。

**○産業振興部長（永田史生君）** 今おっしゃった件につきましては、私どももそういった資料をまたお示しするというにいたしたいと思います。

**○11番（立平利男君）** 有線を預かる代表として、非常に興味深く議論していただきまして、有り難く思っているわけですが、市長なり、課長なり、部長なり、いろいろ答弁があったわけですが、誤解があるといけませんので、部長の答弁の中で、有線は線がよく切れる、確かに過去、平成5年9月3日、台風13号の折は復旧に1カ月要しました。100年に1回の台風ということで、九電も1カ月以上復旧にかかりました。その後、国・県の助成をいただきまして、強化を進めてまいりました。そういう施設でございます。現在も台風災害にも強くなっております。43年間ですか、有明町民が大事に育てた施設でございます。今後とも可愛がっていただきたいなあと思っております。しかも、有明に防災無線が入る折、有線を大事にしながら、共存していくという行政と我々開発農業との申し合わせもあります。この開発農協も設立は行政が立ち上げております。そういう経緯もございますが、課長なり、市長の答弁にありましたように、総合的に検討していくお話もありました。そういう思いを、市長、再度確認したいと思います。

**○市長（本田修一君）** 私は、特別、開発農協に対しまして、誤解しているわけではございませんで、近年の開発農協の経営は素晴らしいものがあるんだなというふうに、総会に呼ばれる度に実感しているところでございます。無借金経営で、しかもその減少する加入者に対して、いかにしてサービスを向上させていくか、いつも努力されている姿勢には、本当に敬服するところでございます。そのような真摯な姿勢でこられて、そして長年、町民に親しまれてきた施設、そして設立された経緯から考えまして、簡単にじゃあ新しい施設もできたから要らないですよというのは、当然、市民感情としても許されないものだというふうに思います。そのようなことから、先ほども申しましたように、新しいシステム等があれば、そういったものと合わせた形で、この開発農協のシステムが脱皮できるような道があればということ、ただいま模索している段階でございますので、どうかそのようなふうに御理解いただければというふうに思います。

**○議長（谷口松生君）** これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第83号は、それぞれ所管の常任委員会に付託をいたします。

○議長（谷口松生君）　　ここでお諮りをいたします。

本日の会議は日程終了まで時間を延長したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君）　　異議なしと認めます。

したがって、本日の会議は時間を延長することに決定しました。



#### 日程第15 議案第84号 平成18年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（谷口松生君）　　日程第15、議案第84号、平成18年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君）　　提案理由の説明を申し上げます。

議案第84号、平成18年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について説明を申し上げます。

本案は、平成18年度志布志市国民健康保険特別会計です。

歳入歳出予算について、保険給付費、医療費適正化特別対策事業等に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため提案するものであります。

詳細につきましては、担当の部長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○市民部長（稲付道憲君）　　それでは、議案第84号、平成18年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）案につきまして、補足して御説明を申し上げます。

まず、予算書の7ページをお開きください。

先ほど、議案第72号で条例改正の折に御説明をいたしましたが、国保税の税率改正に伴う算定によりまして、国民健康保険税の一般被保険者国民健康保険税、現年課税分を1億437万6,000円増額、退職被保険者等国民健康保険税を1,553万6,000円増額し、合わせて11億7万2,000円とするものでございます。

次に、8ページをお開き願います。

国庫負担金療養給付費等負担金につきましては、201万7,000円を減額いたしまして、11億928万8,000円とするものでございます。

次に、9ページをお開きください。

国庫補助金の財政調整交付金につきましては、1,292万9,000円を増額し、5億6,000万円とするものでございます。

次に、10ページをお開き願います。

療養給付費交付金につきましては、4,620万5,000円を増額し、5億9,734万7,000円とするものでございます。

次に、11ページをお願い申し上げます。

県支出金、財政調整交付金ですが、医療費適正化特別対策事業として、1,522万8,000円を増額し、1億3,125万5,000円とするものでございます。

次に、12ページをお開き願います。

繰入金でございますが、こちらの方につきましても、先ほど議案第72号で御説明いたしました国保税の税率改正に伴う算定により、保険基盤安定繰入金を、保険税軽減分として2,419万4,000円を増額し、3億7,318万円とするものでございます。

次に、13ページをお開き願います。

国民健康保険基金繰入金につきましては、当初1億円を計上しておりましたが、今回すべて減額し、基金を保有するために繰り入れないこととしたものでございます。

次に、14ページをお願い申し上げます。

繰越金につきましては、2,971万7,000円を減額し、1億4,000万円とするものでございます。

次に、15ページをお願いします。

諸収入、一般被保険者第3者納付金につきましては、100万円を増額し、310万円とするものでございます。

16ページをお開き願います。

次に、歳出について御説明申し上げます。

総務費、一般管理費につきましては、需用費、消耗品費として79万円、役務費、通信運搬費として133万円、備品購入費として196万1,000円、合計408万1,000円を増額し、3,202万2,000円とするものでございます。

次に、17ページをお開き願います。

徴税費、賦課徴収費につきましては、使用料及び賃借料を146万8,000円減額し、720万4,000円とするものでございます。

次に、18ページに移ります。

運営協議会費につきましては、需用費、消耗品費として6万3,000円を増額し、65万円とするものでございます。

次に、19ページをお願いいたします。

保険給付費につきましては、医療費の伸びを見込みまして、一般被保険者療養給付費で1億2,761万2,000円を増額し、20億1,741万7,000円とし、退職被保険者等療養給付費で5,940万1,000円を増額し、5億7,494万1,000円とするものでございます。

次に、20ページをお願いいたします。

老人保健拠出金につきましては、社会保険診療報酬支払基金の額が確定したことにより、老人保健医療費拠出金を1億2,283万円減額し、7億2,865万4,000円とし、老人保健事務費拠出金を19万9,000円増額し、1,489万5,000円とするものでございます。

次に、21ページをお願いします。

介護納付金につきましても、社会保険診療報酬支払基金の額が確定したことによりまして、1,071万

6,000円を減額し、2億3,845万2,000円とするものでございます。

次に、22ページをお願いいたします。

保健事業費、疾病予防費につきましては、今年度、医療費適正化特別対策事業を導入するため、需用費の消耗品費として68万6,000円、印刷製本費として151万2,000円、委託料として211万9,000円、備品購入費として76万3,000円、合計508万円を増額し、3,645万1,000円とするものでございます。

次に、23ページをお開き願います。

諸支出金につきましては、一般被保険者保険税還付金として500万円を増額し750万円とし、退職被保険者等保険税還付金として30万円を増額し、50万円とするものでございます。

次に、24ページをお願いいたします。

予備費につきましては、今回の補正予算に伴う調整のため、2,101万2,000円を増額いたしまして、5,101万2,000円とするものでございます。

以上で補足説明を終わります。

**○議長（谷口松生君）** これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（谷口松生君）** これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第84号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。



#### **日程第16 議案第85号 平成18年度志布志市老人保健特別会計補正予算（第1号）**

**○議長（谷口松生君）** 日程第16、議案第85号、平成18年度志布志市老人保健特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

**○市長（本田修一君）** 提案理由の説明を申し上げます。

議案第85号、平成18年度志布志市老人保健特別会計補正予算（第1号）について、説明を申し上げます。

本案は、平成18年度志布志市老人保健特別会計歳入歳出予算について、償還金及び一般会計繰出金に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため提案するものであります。

詳細につきましては、担当部長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

**○市民部長（稲付道憲君）** 続きまして、議案第85号、平成18年度志布志市老人保健特別会計補正予算（第1号）について、補足して御説明申し上げます。

まず、歳入から申し上げますが、5ページをお開き願います。

支払基金交付金、審査支払手数料交付金の過年度分につきましては、17年度の額が確定したため、9万円を増額いたしまして、1,822万4,000円とするものでございます。

次に、6ページをお願いいたします。

国庫負担金、医療費国庫負担金の過年度分につきましても、平成17年度の額の確定によりまして、4,004万2,000円を増額いたしまして、15億5,412万3,000円とするものでございます。

7ページをお願いいたします。

県支出金、医療費県負担金につきましても、平成17年度の額の確定によりまして、490万1,000円を増額いたしまして、3億8,342万2,000円とするものでございます。

次に、8ページをお願いいたします。

繰越金につきましても、平成17年度の繰越額の確定により、1億3,563万8,000円を増額いたしまして、1億3,663万8,000円とするものでございます。

次に、歳出に移ります。

9ページをお開き願います。

諸支出金、償還金でございますが、平成17年度の医療費等の補正予算に伴う償還金として1,167万2,000円を増額し、1億3,663万8,000円とするものでございます。

次に、10ページをお開き願います。

一般会計繰出金につきましても、平成17年度の医療費等の補正予算に伴う繰出金として1億6,900万4,000円を増額し、1億7,000万4,000円とするものでございます。

次に、11ページでございますが、予備費につきましては、今回の補正予算に伴う予算調整のため、5,000円を減額いたしまして、102万9,000円とするものでございます。

以上で補足説明を終わります。

**○議長（谷口松生君）** これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（谷口松生君）** これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第85号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。



#### **日程第17 議案第86号 平成18年度志布志市と畜場事業特別会計補正予算（第1号）**

**○議長（谷口松生君）** 日程第17、議案第86号、平成18年度志布志市と畜場事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

**○市長（本田修一君）** 提案理由の説明を申し上げます。

議案第86号、平成18年度志布志市と畜場事業特別会計補正予算（第1号）について説明を申し上げます。

本案は、平成18年度志布志市と畜場事業特別会計歳入歳出予算について、志布志市食肉センターの民間への無償譲渡に伴い、と畜場事業積立金の繰入れ等を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため提案するものであります。

詳細については、担当の部長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

**○産業振興部長（永田史生君）** 補足して説明申し上げます。

志布志市食肉センターの民間への無償譲渡に伴い、志布志市と畜場事業積立基金条例の廃止も御提案を申し上げたところでございます。これに基づき、現在の基金額9,494万5,173円をと畜場特別会計へ繰入れを行い、同額を一般会計へ繰り出すものであります。また、使用料等年額を予算化しておりますので、歳入で使用料及び雑入の電気料をそれぞれ4月、5月、6月分の3カ月分とし、繰越額の確定見込みを措置いたしてあります。

また、歳出につきましては、事業費中、需用費の光熱水費を雑入と同額減額し、調整額として予備費で所用の補正をいたしたところであります。この結果、歳入歳出それぞれ3,588万1,000円を減額して、総額を1億4,013万5,000円とするものであります。

以上で説明を終わります。

**○議長（谷口松生君）** これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（谷口松生君）** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第86号は産業建設常任委員会に付託いたします。

—————○—————

**○議長（谷口松生君）** お諮りします。

日程第18、同意第12号については、会議規則第39条第2項の規定により、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（谷口松生君）** 異議なしと認めます。

したがって、同意第12号については、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。

—————○—————

#### 日程第18 同意第12号 固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて

**○議長（谷口松生君）** 日程第18、同意第12号、固定資産評価員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

**○市長（本田修一君）** 提案理由の説明を申し上げます。

同意第12号、固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて説明を申し上げます。

本案は、志布志市の設置により、固定資産評価員に瀬戸口司助役を選任したいので、議会の同意を求

めるものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

**○議長（谷口松生君）** これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（谷口松生君）** 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（谷口松生君）** 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。

同意第12号は、同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（谷口松生君）** 異議なしと認めます。

したがって、同意第12号は同意することに決定いたしました。

以上で本日の日程は、全部終了しました。

明日から18日までは休会とします。

19日は午前10時から本会議を開きます。

日程は一般質問です。

本日はこれで散会します。

御苦労様でございました。

午後5時11分 散会

平成18年第2回志布志市議会定例会（第3号）

期 日：平成18年6月19日（月曜日）午前10時

場 所：志布志市議会議事堂

議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

鬼塚弘文
立平利男
迫田正弘
立山静幸
藤後昇一
小野広嗣
長岡耕二
西江園明
丸山一
岩根賢二
重永重久
上野直広
小野広嗣

**出席議員氏名 (33名)**

1 番	下 平 晴 行	2 番	西江園 明
3 番	丸 山 一	4 番	八久保 壹
5 番	玉 垣 大二郎	6 番	坂 元 修一郎
7 番	鶴 迫 京 子	8 番	藤 後 昇 一
9 番	迫 田 正 弘	10 番	毛 野 了
11 番	立 平 利 男	12 番	本 田 孝 志
13 番	立 山 静 幸	14 番	小 野 広 嗣
15 番	長 岡 耕 二	16 番	金 子 光 博
17 番	林 勇 作	18 番	木 藤 茂 弘
19 番	岩 根 賢 二	20 番	吉 国 敏 郎
21 番	上 野 直 広	22 番	宮 城 義 治
23 番	東 宏 二	24 番	宮 田 慶一郎
25 番	小 園 義 行	26 番	上 村 環
27 番	鬼 塚 弘 文	28 番	重 永 重 久
29 番	丸 崎 幹 男	30 番	福 重 彰 史
31 番	野 村 公 一	32 番	谷 口 松 生
33 番	若 松 良 雄		

**欠席議員氏名 (0名)**

**地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名**

市 長	本 田 修 一	助 役	瀬戸口 司
教 育 長	坪 田 勝 秀	総 務 部 長	隈 元 勝 昭
企 画 部 長	持 富 秀 明	市 民 部 長	稲 付 道 憲
福 祉 部 長	蔵 園 修 文	産 業 振 興 部 長	永 田 史 生
建 設 部 長	井 手 南 海 男	松 山 支 所 長	吉 井 宏 徳
志 布 志 支 所 長	山 裾 信 博	教 育 次 長	山 裾 幸 良
総 務 課 長	上 村 和 憲	企 画 政 策 課 長	山 下 修 一
財 務 課 長	溝 口 猛	港 湾 商 工 課 長	小 辻 一 海
環 境 政 策 課 長	立 山 広 幸	福 祉 課 長	木 場 春 次
耕 地 課 長	通 山 正 文	水 道 局 長	徳 田 俊 美
農 業 委 員 会 事 務 局 長	大 園 朗		

**議会事務局職員出席者**

事 務 局 長	徳 重 昭 一	事 務 局 次 長	前 田 泰 郎
次 長 補 佐 兼 議 事 係 長	門 岡 秀 明	調 査 管 理 係 長	徳 田 弘 美

午前10時00分 開議

○議長（谷口松生君） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

今日は、全員お揃いでございます。



### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（谷口松生君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第83条の規定により、玉垣大二郎君と坂元修一郎君を指名いたします。



### 日程第2 一般質問

○議長（谷口松生君） 日程第2、一般質問を行います。

順番に発言を許可いたします。

まず、27番、鬼塚弘文君の発言を許可いたします。

質問時間の残量の表示がありますが、今日、不良ということでございますので、ご承知おきを願います。事務局の方でカウントはしておりますので、よろしく願います。

○27番（鬼塚弘文君） おはようございます。

合併いたしまして、早いもので半年を過ぎようとしています。時間の経つのが極めて早いなあと思う日々でございます。

先の3月議会においては、市長の所信表明、そして骨格的な予算計上がなされたわけではありますが、今回においては市長の施政方針並びにその政策に伴う補正（第1号）として26億6,000万円という予算計上がされておるようであります。

またさらに、かなり多くの議案もご提案されているわけでありまして、歳入歳出総額が173億円という、元の町から見ると、かなり大きな予算であるようであります。この案件を提案された議会としての責任も非常に重いというふうに思うところであります。

さらに、今日この日まで合併をするにあたって、私も法定協のメンバーの一人でありましたので、諸々の資料の精査をする時間がありました。合併して本当に良かったと思われるまちづくりをするために、多くの町民からのアンケート、さらにはそれぞれの町から10名ずつ選ばれた、延べ30名で形成されたまちづくり委員会からの提言もございました。その提言をしてみると、元の町民のそれぞれの思いがしっかりと網羅されているようでありました。そのことを土台にして質問の一部を組み立ててみました。執行部の政策展開に伴う考え方等々を市民に向けて述べていただきたいという質問でございます。

この新市のまちづくりの提言書でございます。見てみますと、松山町、志布志町、有明町の住民30人で新市の将来のあるべき姿を展望しながら、新市のまちづくりへの提言を行うこととしたということがあります。新市の将来像、志布志市はやがてこうあってほしいという将来像についての提言がされております。これを読んでみますと、冒頭だけ読ませていただきますけれども、新市は農村地域として振興が図られてきた松山・有明町と、志布志港を中心に商業・物流地域として振興が図られてきた志布志町

とが一体となるもので、それぞれの個性を尊重し、伸ばしていくことを新市の将来像を設定するうえでの基本的な軸に置きましたということで、道路網、港湾の関係、教育問題、福祉問題、アクセス道路の関係、それから農業、畜産業、観光水産業、さらには行政改革等々がここに提起され、法定協の中で、平成16年6月にこの代表者から提言をされたことを記憶しております。それを基に質問をしてみたいと思いますけれども、まず私は、志布志選出の議員でございますので、志布志港は果たしてどんな港であるのだろうかということをちょっと触れてみたいと思います。

志布志港の沿革ということで、実は昭和44年4月に国の重要港湾の指定を受けています。国策の柱になっておるわけでありましたが、現在では本港地区、いわゆる志布志の漁協のあるあの地区であります。それから外港地区、C I Q等が設備してある地区であろうと思います。さらに今、飼料コンビナート、外国からかなりの家畜用の飼料等々が持ち込まれる、あの若浜地区、この3つに分かれておるようであります。昭和60年の埋立竣工以来、世界各国から穀物船等が就航して大規模な穀物貯蔵庫の関連企業があの地域に立地し、南九州地域の物流拠点として経済発展に大きく寄与し、平成8年、中核国際港に位置付けられてきました。

平成9年から貨物量の増大等に対応するため、新若浜地区があので地域に多目的国際ターミナルという形で整備が進められ、平成19年、来年であります、3月に一部供用となります。特にこの港は、輸入・輸出の割合が9対1、入ってくるものが9、出ていくものが1、こういう港であります。ついこの前、志布志市のテレビが放映されておりましたが、隈元総務部長の方で、この港は農業地帯で生産された食料品をこの港から大消費地に出すんだと、そういうまちづくりをしていくんだというコメントがあったようであります。全くそのとおりであろうと思います。

こういう港、さらには誰が考えてもちょっと順番がくるったなあと思われることが一つあると思います。それは、港づくりだけが着々と進み、アクセス道路が遅れてしまった。志布志・都城間の高規格道路がかなり遅れた。柿ノ木志布志線、県道3号線、かなり遅れてしまって、港だけが先行して、道路網が遅れてしまった背景があるといったようなことから、私ども旧志布志町議会で、執行部としては、合併に向けて着々と事務作業をしておられましたので、議会として独自に議会活動の一環として特別委員会を立ち上げ、港の関係、そのアクセス道路の関係を、調査・研究をさせていただきました。その関係でよく新聞に出られます弓場貿易社長の講演を聞き、「志布志港の活用」と題して、本港の現況と課題といったようなことの勉強会、さらには県の経済連に出向き、志布志港から輸出が可能であるとすれば、どんなものがあるんだろうということを県の経済連で勉強もさせていただきました。さらには、5月に入って、国土交通省の九州地方整備局の水之浦所長から、「港を中心に発展する新生志布志市の課題」と題した勉強会、さらには7月4日から6日にかけて、大分港に、志布志で頑張っておられた企業のトップがおられますので、その方を講師として勉強会もさせていただきました。さらに下関に行きまして、佐世保の海上自衛隊総監、この前、お釈迦祭りがありましたけれども、海上自衛隊が1艘入ると、かなりの経済効果があります。そういう自衛隊の総監部に行って、是非とも志布志の港を活用していただきたい、入っていただきたいということの作業。さらには、8月にはさんふらわあの本社にも行きました。さんふらわあの本社から見る志布志港はどうか、志布志の行政はどうあるべきなのか、その

ことも指摘をしていただきたいということで、独自に特別委員会で作業をさせていただきました。さらに、10月には、今、県の副知事であられる、当時は出納長さんでありましたけれども、その方を団長とするポートセールスに東南アジアに行きました。志布志港はどうですかと、志布志港にどんどん来ていただきたいということのポートセールスであります。これにも参加をさせていただきました。そして、これも10月でありますけれども、志布志・都城間がかなり遅いと、もうちょっとこれを急いでほしいということで、県の土木部の知識課長を訪ねていきまして、かなり詳しく説明をしていただいてよくわかりました。そんな活動を旧志布志町議会の特別委員会でさせていただきました。そして、それを提言として、旧志布志町の議場で、時の慶田町長にお渡しをしてあります。それを新しいまちづくりの中で生かしてほしいということでありました。それを基にして質問をさせていただきたいと思い、まず第1点目に入りたいと思っております。

志布志港振興対策とアクセス道路の取り組みについてということであります。まず、1点ずつ入りますので、傍聴席もたいへん多うございますので、わかりやすい質問、わかりやすい答弁にさせていただきたいと思っております。ポートセールスについて、このことについて本田市長の考え方をまず伺っておきたいというふうに思っておりますが、まず1点目にですね、志布志港ポートセールス推進協議会、これの事務局は県の土木部の港湾課にあります。ここの会長は誰なのか。2つ目に、志布志港国際航路利用促進協議会、これの事務局は本市役所の港湾商工課だろうと思っております。ここの会長はどなたなのか、まずこれを一つお答えをいただきたい。

**○市長（本田修一君）** おはようございます。

お答えいたします。ポートセールスにつきましては、現在、志布志港の現状や港の魅力をPRするため、国内外におけるポートセミナーの開催や、広報誌、ホームページへの情報提供に取り組んでいるところでございます。また、国際・国内定期航路の拡充・強化や港湾貨物の確保に向け、船社や荷主企業訪問を実施しております。このような中、中国をはじめ、香港、台湾や韓国、釜山との間に国際定期コンテナ航路が開設されるなど、航路の充実が図られたこともあり、コンテナ貨物取扱量は増加傾向にあるところでございます。また、関係行政機関や港湾関係者で構成する県の志布志港ポートセールス推進協議会と志布志港湾振興協議会が緊密な連携を取りながら、積極的なポートセールス活動に取り組んでいるところでございます。今後の考え方としましては、国内外におけるポートセールス活動の展開等における国際・国内航路の拡充・強化を図ってまいりたいと思っております。

ただいま御質問の県の志布志港ポートセールス推進協議会の会長は伊藤知事でございまして、志布志港湾振興協議会の会長は私でございます。よろしく申し上げます。

**○27番（鬼塚弘文君）** ポートセールスの推進協議会は、鹿児島県知事、伊藤知事、国際航路利用促進協議会の会長は本田市長、この2人の力を合わせてですね、何とかこの港を農村・農家のためにも、もうちょっと、もうちょっと生かしていただきたい。そういう思いがしております。伊藤知事とタッグを組んで、今までですね、私どもはこの特別委員会でいろんなところに出向いて、ものを申し上げてきましたけれども、1万8,000人を割るようなちっちゃな志布志町では、この港を活用するにはほど遠いと、もう少し南九州、鹿児島県、全体でこの港の活用を考えていただきたいということ、行ったところと

ころで言われました。今回は市ですから、3万5,000人の市民を抱えておるわけですから、是非ともですね、市長と知事と手を組んで、しっかりとこの港を生かしていただきたい、そういうふうに思っております。

あなたの施政方針の中に、43ページにもいろいろと書いてありますね。結局、新若浜ができるぞと、平成19年度から一部供用が始まると。港湾を利用する方々が使いやすいように管理者に働きかけていくと。管理者は知事でしょう。さらに、今後も引き続き、関係行政機関や港湾関係者で構成する志布志港ポートセールス推進協議会、伊藤知事ですね、こういう方々と志布志港のポートセールス活動に積極的に取り組んでいくと。さらには、ODA、ジェトロ等の協力を得ながら、ポートセールス活動に取り組んでまいりたいと、ここに書いてありますので、是非ともですね、命がけでこのことはやらしてもらわないと、松山町、有明町、農村地帯の方々もここには大きな夢をもっておられると思うんです。そのために助役も県から招いて、私たち議会も全会一致でお認めをしておるわけです。どうか、その手足になっていただきたいというふうに思っています。助役、どうですか。

**○助役（瀬戸口 司君）** お答えいたします。

私、そういう今、議員のお話があったけれども、そういう声をですね、県に伝えるのが私の大きな役割の一つだというふうな認識いたしておりますので、今、議員が申し上げられたことにつきましてはですね、市長と一緒に、県と一緒にですね、推進していきたいというふうに考えております。

**○27番（鬼塚弘文君）** 是非ともですね、そういうふうにお力を本市に賜りたいというふうに思っています。

次に、これは要望しておきたいと思っておりますが、私このポートセールスを一步間違うと、観光ツアーみたいな格好になってしまう懸念があります。このことだけは気を付けてやっていただきたい。特に志布志港においては、海外との関係がかなりあります。しかし、行って、実際目で見てみないとわからないことが多々あると。私ども議会もそこに参加をさせていただきましたけど、蘇州号の本社にも行きましたよ。県の企画するツアーとは別個にですよ。志布志の特別委員会で、蘇州号の窓口まで、社長のところまで、野村議長の配慮の中で行きましたよ。しっかり言われた。志布志の港づくりは間違つると。それは後で議論しますけれども、やっぱりそういう意見を聞いてですね、しっかりとあれほどの膨大な何百億という金でしょう。以前は600億円と聞いてましたけれども、そんな額じゃないと思う。せっかくできた港を十分に生かしていただきたい。そのためには、ポートセールスに参加するメンバーも、市役所の職員をぞろぞろ連れて行くんじゃなくて、各種業界の団体長とかですね、そういう方々も参加をさせていただきたい。そうでないと、本当のポートセールスにならない。そういうことを御要望しておきます。

2つ目に、観光埠頭の有効活用についてでございます。この港の中に、外国から諸々の船が来ます。さんふらわあが来ます。いろんな船が来ますけれども、一部に観光埠頭があります。この埠頭が活用されてない。今朝も行ってみました。自分の目で見た方がいいと思って行ってみました。もう草ぼうぼう、荒れ放題。助役、是非ですね、今日の議会が済んでから、ちょっと見てください。もうびっくりするよ

うな、お化け屋敷。だから、周りの方が言うはずです。間違つると。ここの市役所の周りを、今朝見てみれば、きれいに花が咲いてる。ところが、港はすごいですよ。そして、看板がある。「海をきれいに。ちりは持ち帰りましょう。県土木港湾事務所」。何ですか、あれは下ろした方がいい。そういうことで、観光埠頭の活用ということですね、私はこの提言書を見てもみますとですね、よくポイントを押さえておられますね。5ページに書いてあると思いますけれども、現状課題としてですね、志布志港の整備が進んでいるが、港湾と商店街、また住民と市の連携がなく、生かしきれてない。もう一つには、志布志港は物流が盛んだが、人の動きがない。また、飼料基地としてのイメージが強く、人は近寄りがたい。志布志港での実際に取り扱う貨物、志布志の貨物や地域の物流にどこまで貢献しているのかわからない。さらには、急速な発展を遂げている上海とを結ぶ蘇州号が寄港する港であり、まちづくりに活かされてない。課題として、今後はさらに人の交流も促進し、人と物の交流拠点として整備を進めていく必要がある。そのために、この若浜の中にある緑のゾーンを整備するなど、町の玄関として港自体を観光スポットとして整備をしていく必要がある。取り組みとしてですね、現在の航路の維持に努めるとともに、大型客船が着けるような港として整備・充実を図る。人の交流の場として、現在の広場にグラウンドゴルフができるようにレクリエーション機能をもった公園にも整備をしていく。また、人が集まるようなテーマパークを造る。北九州市の門司港レトロのような、港と町並みが一体となった背景地づくりを進める。こんなことがこの30名から提言されたわけです。先ほども申し上げましたけれども、どうもその物流庫なんだそうですので、私が言うのは今、間違ってるかも知れない。しかし、せっかくですね、志布志港というのは、志布志の商店街の玄関にあるんですよ。街部のど真ん中に港があります。この港が、今朝も思うことでありましたけれども、串間寄りだとか、例えば大崎町の方だとか、街から離れておれば、ここまで考えんでもいい。ところが、街の中に港があるものですから、あそこを何とかですね、そういうふうには整備してもらわないと困りますけれども、こういうことが提言としてうたわれておりますが、市長、あなたの思いはどうですか。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

ただいま議員の発言にありましたように、この志布志港の観光埠頭の活用については、まちづくり提言書、それをまとめましたまちづくり計画書の中に、そのようなふうに新市のまちづくりの中で活かすべきだというふうに方向性が示されているところでございます。

そのようなことにおきまして、私といたしましては、合併の協議の中で熱い思いを語られた委員の方々の意向を最大限に尊重しながら、そのことの実現に向けて一生懸命取り組んでいきたいというふうに思います。

志布志港の中で、唯一親水性のある埠頭としまして、旅客船埠頭は整備されたということでございます。この埠頭の活用につきましては、地域住民はもとより、幼稚園、小学校等の遠足にも利用されるなど、地域住民の交流施設として活用が図られてきたところでございます。しかしながら、この場所は昨年、台風の関係で一部災害復旧工事があったということで、閉鎖がなされておまして、この4月1日から、またさらに市民のために活用が図られるよう開放されているということでございます。この施設につきましては、海をテーマのイベント等の開催はもとより、上海フェリー、蘇州号の旅客船埠頭とし

て、今、活用が図られていると。そして、今後、大型観光船、自衛艦の寄港など、国内外の観光客及び船員の憩いの場として、そして同時に市民の方々が多目的に利活用できるように、港湾管理者に働きかけていきたいというふうに存じます。

**○27番（鬼塚弘文君）** 是非、そういう働きかけを展開していただきたいと思います。

施政方針の44ページにも書いてありますね。この観光埠頭の利用促進を図るために、スポーツの合宿だとか、国内クルーズ船社の寄港だとか、こういうイベントPRを一生懸命やっていきたいというふうに施政方針にもしっかりとうたってありますので、今おっしゃったような角度からですね、ポートセールスに一つ命をかけていただきたい。そのことがあの港が生きる道だろうと思ってます。

次に、3番目、漁業振興及び海の駅レストランという構想についてと通告をさせていただきましたが、志布志の港は、もともとは漁民の方々があそこで魚をとり、そして私は志布志の山手に住んでおりますので、農村地域でとれた農産物と物々交換があったりして、非常にこの馴染みのある港でありました。ところが、どんどんどんどん今みたいに港が開発されてきた。ところが、一方じゃ魚がとれなくなってしまった。それで、漁業振興という策で、当時の黒木町長であったろうと思いますけれども、平成元年4月1日に志布志の漁業振興基金というのを1億円積みまして、その果実をもって、それを漁業振興に充ててきた背景があります。多いときは600万円、700万円でした。非常に金利の高い時代、今は10万円もない。5、600万円の金が何に使われているか、議会でのチェック、非常にエキサイトしたことを、私も覚えております。それで、もう金利がこれほど低くなりましたので、この活用を見るに見れないんですね。それで、旧志布志町時代に一部取り崩してでもいいから、この金を本当の漁民の精神に投げ出す必要があるんじゃないかということ、志布志町議会のとき議論させていただきました。市長は、旧有明町の町長さんでございましたので、この基金の目的、さらに今この基金の額がなんぼあるか、これがわかっていたら一つお示しをいただきたい。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

水産業の振興につきましては、近年の水産資源の減少や魚価の価格低迷により、漁業経営は厳しい状況にあります。漁業の振興は町の活性化を図る意味におきましても、今後取り組まなければならない大きな課題であると認識しております。

このような状況を少しでも打開するため、ヒラメ等の放流事業に取り組んでおりますが、漁業振興対策として、平成元年4月1日、旧志布志町において、漁業振興基金の設置及び管理に関する条例が制定され、漁業振興対策として基金額1億円が創設されております。

平成15年度まで、漁業振興基金の運用益を志布志漁業協同組合に補助し、漁業の振興を図るための財源として活用してまいりましたが、平成8年度から次第に低金利時代となり、運用から生ずる益金が見込めず、基金の有効活用を図る目的から、平成16年3月、必要に応じ一般会計に計上することができるよう、基金条例が改正されたということは、ただいま議員の指摘のとおりでございます。

この基金条例につきましては、新市となっても引き続いており、基金の活用方針といたしましては、今後におきましても漁業協同組合と十分協議を重ね、条例の定める範囲内において漁業の振興並びに管理運営に有効に活用していきたいというふうに考えております。

なお、現在の残高につきましては、5月末現在、7,719万9,603円でございます。

また、今後の漁業振興対策といたしましては、平成17年度から漁業協同組合が取り組んでいるハモの加工・販売についても、軌道に乗りつつあり、市といたしましても支援をしてみたいと考えております。

水産資源の増殖確保のためには、今後も継続的な放流事業が必要でありますので、放流事業についても積極的に取り組んでまいります。

**○27番（鬼塚弘文君）** 行政は継続をしておるわけですね。元の志布志町の漁協のことだから私じゃわからないと言われちゃ困るわけでありまして、今おっしゃったとおり、そういうふうにこの精神だけはしっかりと貫き通してほしいというふうに思ってます。

7,719万円ということでありましたけれども、昨年3月、旧志布志町時代の3月の議会での残高が8,200万円でありました。8,221万円でありましたけれども、こういうふうにして、今おっしゃったような感じで逐次、漁業振興にこの財源を提供しておられるというふうに思っていますが、今、市長がおっしゃったハモの販売の問題ですね。ハモという魚が、ほとんど金にならなかったと。それはかなり骨がたくさんある魚であるそうで、その骨をきれいに切らないと食べられない。このハモの骨切り機を旧志布志町時代に補助して、これを漁協が購入し使用しています。このことでかなり付加価値が付きまして。もうありとあらゆるところからハモ、ハモ、ハモなんですね。よって、漁協の皆さんがこのことで、対応していただきたいと。販売所も無いし、ハモはどこに売ってあるのかと聞きに来るけど、ものが言えない。そんなことで、市長に直接御相談もあったわけでありましてけれども、私は今回のこの補正にしっかりと入っているのかなあと思ってたけれども、入ってない。ただ作文であるのかですね、これをちょっとお答えをしてください。

**○市長（本田修一君）** ハモの加工施設の設置につきましては、ただいま議員の発言のとおり経緯でありまして、志布志漁協の経営に大いに資しているような状況になっております。そういうことで、さらにその加工所の充実について向けていきたいということで、漁協の方からも相談があったところでございます。そのような要望に基づきまして、市といたしましても積極的にその事業導入について検討いたしているところでございます。ただいま県と協議中でございますので、できれば9月議会にもそのことについて、また皆様方に御提案したいというふうに思っております。

**○27番（鬼塚弘文君）** 9月議会には顔を出すということでもありますけれども、お聞きしますと、どうも港湾管理者の方から今のところ許可が出ない。それが本音じゃないでしょうか。であるとすれば、どこに引っかかっているか、もう私の方からちょっと調べをさせていただきましたけれども、いわゆる港湾でありますから、何でもかんでも物を造るということにはならない。それはよくわかります。しかしながら、今回、多分、予算計上をやろうとされたはずですよ。ところが、壁にぶちあたってしまった。そうでしょう。であるとすれば、この港湾の管理条例の、まあここにあたるのかわかりませんが、何でもかんでも造ってはいけませんよという一つの県の条例がありますね。この条例のここじゃないのかなあと、私は素人ながら見ておるんですけども、行為の禁止と第3条にありますね。何人も次に掲げる行為をしてはならない。ただし、第5号から第9号までに掲げる行為については、知事の許可を受

けた場合はこの限りでない。じゃあ第5号から第9号に何があるかという、しっかりあるじゃないですか。港湾施設内に人を寄せたり、物品を販売するようなものもこれに該当しますよ。伊藤知事がこれをノーと言うはずがない。どうですか、ここらあたり。それと、この構築物の禁止というところもありますね。構築物の禁止、これは第3条にありますけれども、例えば漁業組合の事務所だとか、現に事務所はありますね。魚の干場だとか、それから製氷工場、冷凍工場、その他水産物の加工場、ありますね。こういうものは知事が特別に許可したら可能だということなんです。これについて、県がノーと言ってるか。これはですね、やっぱり政治ですよ。事務屋では駄目、政治家に仕事をしてもらわないと。先ほど助役の方で力強い答弁をいただきましたので、何とかですね、知事の方に出向いて行って、港に人が寄りつき難い、漁協に何か造れば駄目だ駄目だと、これではですね、志布志の商工振興にもならない。ここらあたりの思いをですね、市長、今一度、御答弁をいただけませんか。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

ただいま議員御指摘のとおり、本議会にこのハモの加工施設に付随する施設につきまして、御提案する予定はしておりました。しかしながら、御指摘のとおり、県との調整が整わないというような状況でございましたので、このハモの加工施設につきましては、担当の産業振興部長、それから課長等が県の担当課を訪問いたしまして、直接要請もしております。そして、お話のように、地域でとれる水産物の加工を行う施設ということで、現在の施設がございますので、それに付随する施設というような位置付けで、今後とも県の方に強い要請をしていって、先ほども申しましたように、できれば9月議会で提案できるまでもっていきたいというふうに考えております。

**○27番（鬼塚弘文君）** 是非ともですね、努力をしていただきたい。よろしくお願いを申し上げておきたいと思います。

それと、最初申し上げましたが、あなたは所信表明で、海の駅レストランの建設ということを訴えておられます。私は今回何か姿、形でもですね、出てきはせんかなあと思ってましたけれども、顔が見えない。これはどうしました。

**○市長（本田修一君）** 海の駅レストラン構想につきましては、平成15年8月に志布志漁業協同組合から旧志布志町へ、水産物の販売、そしてレストランを含めた物産館建設に係る要望があった経緯があるということは、議員も十分御承知かと思えます。私も市長に立候補するにあたりまして、このことをお伺いいたしまして、是非とも実現したいなあということで政策に盛り込んだところでもございました。ただいま御指摘のように、今議会では特段このことについては触れませんでした。私の任期中の中でこのことの事業につきましては、実現化をなすために一生懸命取り組んでいきたいというふうに思っております。

**○27番（鬼塚弘文君）** 是非ともですね、そのことも努力をしていただきたい。そんなに金が山ほどあるわけじゃないでしょうから、そう簡単に右から左ということにはならないと思いますけれども、ただ冒頭に申し上げましたが、私どもがありとあらゆる船会社、いろんなところに行って、志布志に行ってみるけれども、さんふらわあで蘇州号で降りてみるけれども、目的は霧島山麓、指宿、宮崎の観光地だ。降りても物を買う場所もないじゃないか。ただ、アクセス道路は悪いし、何を志布志の皆さんはしてる

んですかとおっしゃった。だから、私は当時の慶田町長のときにもこのことがありましたので、昨年の3月議会に、これは参考にしてもらえばいいと思いますけれども、志布志の漁協の皆さんが、何か物産館なるものを欲しいなあという御要望をされた。志布志警察署の目の前だったそうです。あそこであればよかろうということで事を進めたところ、県が駄目ですということで答えを出した。そして、それも漁業振興対策協議会で時の町長さんが自分の口から発言をされて、漁民の皆さんの思いを何とか政策に代えてみたいということで御提言をされたわけでありまして。そして、結局、暗礁に乗り上げてしまった。ところが、最終的にはですね、助役、あなたが聞いてもらえばいいです。時の町長はこういう答弁なんですよ。観光バースのその元々の土地は駄目だったと。しかし、観光バース、観光埠頭の緑地を使わせてほしいと申し入れをしたのですが、そのときはいろいろな県の条例で難しい。ところが法が改正になりましたね、国の法律は商工、要するに港湾施設であっても、緑地帯にあってはサービス施設として建設可能だと見解を出してるんですよ。そういう方向で港湾事務所長とも話を詰めております。したがって、今後は実現可能だと思いますと。こういう答弁を、時の町長がなされた。私たちはこれを信じてるんです。だから、知事が特別、知事の権限によって幅をつくってありましたね。そういうことを言っているのかなあとも思ってます。よってですね、こういうところもあなたがやっていただきたい。どうですか。

**○助役（瀬戸口 司君）** ただいまの前志布志町長の議会の答弁については、私もここに持っておりますので、ただいま見ておりますけれども、建設可能という見解ということで書いてございますけど、これを詳しく見てみますとですね、国の方はそういう法律改正をしたんですけれども、それを県の条例の中でもう一回改正をしないといけないという仕組みになっておるようでございます。まだそのへんは恐らくされてないんじゃないかというふうに、確認はしておりませんが、そういうふうになっているんじゃないかというふうに思っております。

それから、さっきのハモのあのような施設につきましてもですね、私、県の港湾課の担当係長とですね、直接電話でやり取りをいたしておりますので、先ほど市長が申されましたですね、地域漁業の振興に資する施設であるということで、前向きな方向で検討していただきたいということはですね、何回も申し上げてございます。ですから、今申し上げられた点につきましてもですね、機会がありましたらですね、県の方にお伝えしていきたいというふうに考えております。

**○27番（鬼塚弘文君）** 是非ともですね、そこらあたりは事務的なことであろうと思っておりますので、しっかりとこのことをおつなぎをしていただきたいというふうに思ってます。

次に入ります。4番、港湾から出入りする車両と今後の見通し、このことを私は通告をしております。このことはもう執行部としても、市長としても、私が言わんとしている意味はわかっているんじゃないかと思いますが、いわゆる港にかなりの物が集まる。そこで、家畜用の飼料等々を製造して、それぞれの霧島山麓、小林、熊本、ありとあらゆる地方に搬送していくわけですね。かなりの車両なんです。朝、夕方、あのラッシュの時期、志布志の香月のあのあたりから、稚子松、通山、あの一带は車は通れませんか、渋滞で。このことを私は次の5番目の国道220号と港湾のタッチについてとありますけれども、関連して質問をさせていただきますけれども、車の量はかなり増えていると思うんです。再来年の

3月一部供用開始、新若浜、こうなった場合に、車の動態がどういうことになっていくか。通告してありますので、多分お調べをしておられると思いますが、ここらあたりの車の台数、これをちょっとお示しをしていただけませんか、見通しまで。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

御質問の箇所は、志布志港入口の国道220号と港湾道路との接合部の交通量のことというふうに考えます。このことにつきましては、国・県におきまして、それぞれ交通量調査を行っており、国道交差点部における通過交通量は12時間調査の結果、2万1,800台の車両が国道を通過しております。これは15年12月24日の調査でございます。そのうち港湾への流入・流出台数は、それぞれ全交通量の10%強である2,300台ずつの総計で、4,600台が通過しております。

また、今後の見通しにつきましては、平成19年度末予定の新若浜埠頭の一部分供用開始に伴いまして、港湾への車両流入・流出も増大するものと思われまます。予測といたしまして、あくまでもこれは予測でございますが、現在の交通量の5%程度伸びるものというふうに予測がされているようでございます。

**○27番（鬼塚弘文君）** 2万1,800台、港湾関係が4,600台ですか。そして新若浜の一部供用があれば、約5%の伸びが予想される。そうなんでしょうかね。今の若浜のコンテナ取り扱い、6万TEU、これが新若浜になりますと倍でしょう、12万。私が最も懸念するのは、先ほど申し上げましたが、港があることはいいんですよ。ところが、どう見たって、町の玄関にあるわけでしょう。商店街、地域住民、私どもの市はかなり伝統ある志布志高等学校、そして私立の尚志館高等学校、高等学校も2つ持ってます。朝、大変ですよ。これに巻き込まれたらどうすることもできないとって、安楽の方に遠回りをしたりして、みんなかなり気をつかっている。やはりですね、これは政治的に解決をしてもらわないと、国・県の言いなりにしておけば、さっき私が申し上げましたように、港も出来たけど、港の中の緑地公園は草山ですよ。テニスコート、ソフトボール場がありますけれども、今朝行ってみると凄いです。私の背丈ぐらいの草がぼうぼうしてます。ああいう状況でありますので、「港に金がいるんだから、その道路なんかそんなに特別予算は付けられない。」と黙っておけば、県は言うと思うんです。だから、それは政治的な手法でしっかりと予算獲得をしてですね、この220号、末野病院のあそこのタッチですよ。あれをどうしていかれるのかなあと、これも県が自分の予算の範囲で時を見てやるのか、それとも志布志市がまずは旗を揚げて、あそこを何とかやっていたらいいかと。でないと、子供の通学にも大変支障を来していると、こんな声をですね、力強く国・県に働きかけていくのが、私は政治だと思っております。そこらあたりの思いはどうですか。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

県の計画によりますと、平成19年度末の新若浜埠頭一部分供用開始に向けて、再度の交通体系現況調査並びに車両搬入に伴う企業ヒアリングを行うということでございます。これらの調査結果に基づき、既存港湾道路の移行車線等、拡幅改良及び交差点の平面タッチ等を含め検討を行い、交通渋滞解消を図りたいということでございます。このことにつきましては、県はそういった計画でございますので、私どもとしましても、地元の今、議員がお話があったような現況等を詳しく説明いたしまして、この拡幅等の実現化に向け、早急な実現化に向けて、働きかけをしていきたいと思っております。

**○27番（鬼塚弘文君）** 是非ともですね、すべての市民のもっともな願いであろうと思うんです。教育の問題にしても然り、商工振興においても然り、交通戦争においても然り、そうだろうと思いますので、今おっしゃったようなことで、県がそういうヒアリングをやるということであれば、是非ともですね、市民の声を力強く上に伝えてほしいというふうに思っています。

次の、志布志・都城の高規格道路の今後の展開についてと題して伺っておきたいと思いますが、これはもう返す返す私どもは旧志布志町時代にもものを申し上げてまいりました。過去のことをいくら言っても始まりませんけれども、ただ私はこの前、都城市長のところに個人的に時間をとっていただいて、都城市役所に行きました。わずか10分しか時間をもらえませんでした。36歳ですか、あの市長は。私がお聞きしたのは、都城市から見た志布志港、志布志・都城間の高規格はどう映るんですか。私どもの町も合併しましたと。とても若い本田という市長が誕生しました。よって、大変失礼ですけども、うちの市長は元市役所の職員でもないし、議会におられたわけでもないし、本人は一生懸命やっておられると思うけれども、長峯市長の思いを私に何かアドバイスでもあればと申し上げましたところ、非常に自分を落とされました。私が恐れ多くも志布志の港のことを言える立場じゃない。ただ思うのは、どうも志布志の港は物ばかり集めて、人は寄ってちかよらんごとなりましたねと、こうおっしゃいましたね。そして、志布志・都城間がかなり遅れた。よって、それも宮崎県側がかなり遅れている。よって、私の市役所は特別の志布志・都城間の対策室を設けて、今やっています。よって、いつときも早くこの解決のために、お互いにスクラムを組んで展開をしたい。こんな話をされました。最後の結びに、市長いわく、本田市長においては、鹿児島県の伊藤知事と仲間じゃないですかと。是非とも力を一つにして、今のままでいけば、10年、20年先でしょう。だからいつときでも早くこれを開通していただくために努力をしていただきたいということが長峯市長の思いでした。さらに加えますと、あそこも合併しました、都城も。かなりでかい市になりましたけれども、私の都城が最も合併したいところは港を持つ志布志なんだと。あそこと合併したら、うちの都城は良いんだけどなという話をしておられました。宮崎港よりも志布志港なんだそうです。ところが、このアクセスが遅れすぎているということで、あの都城にあるオーツタイヤ、あそこももう都城を出ようというぐらいなんだそうです。かなりコストがかかる。自動車のタイヤの生ゴムが志布志の港に揚がる。あそこからオーツタイヤまでかなりの時間、コストがかかり過ぎるという話もされました。よって、志布志市長の今後の展開、このことに大いに期待もしながら、私の都城のことでもあるといったような話をしておられました。どうかこの志布志・都城間のこの展開について、今、市長の思いがあれば、一つお伺いしておきたいと思います。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

ただいまのお話にありました都城の長峯市長とは、この都城・志布志高規格道路の整備促進につきまして、様々な場面で共同歩調を取りながら、国・県に働きかけをしているところでございまして、その折々に早くこの道路の完成が待たれるところだと。そして、その道路の完成があれば、さらにこの志布志港の活用が図られ、そして振興がなされると。そのことはひいては都城地区、そして小林・人吉地区、この南九州全域の発展につながるということをいつもお話はさせていただいているところでございませぬ。そのようなことで、県が示している長期の期間にわたる計画でなく、なるべく早い期間にこの路線

の全線開通には一生懸命取り組んでいきたいというふうに思っているところでございます。

現況を少しお話ししますと、現在、末吉・有明間につきましては、末吉インターチェンジ、松山インターチェンジ間の4.2キロが平成17年2月18日に供用開始となりました。残る松山インターチェンジ、有明インターチェンジ間4キロは、平成19年度末の供用開始を目指し、現在整備中であります。また、有明・志布志間につきましては、平成16年3月30日に、約11kmが調査区間に指定され、さらに本年3月31日には、志布志市有明町伊崎田から志布志町安楽の約4kmが整備区間に格上げされたところでございます。さらに、この区間につきましては、地元説明会、用地買収、埋蔵文化財調査等を経て、工事施工及び供用開始に向け、今後作業が進められるところであります。

また、宮崎県側におきましても、整備区間の指定を受け入れている区間では、これまでにそれぞれ地元説明会を終え、用地測量、用地買収がなされ、さらには工事着手もなされているところであり、特に五十市インターチェンジ、今町インターチェンジにつきましては、現在、平成19年度末までの供用開始に向け整備が進められているということでございます。

今後は、残る有明・志布志間の全線整備区間への格上げ、そして末吉インターチェンジ、梅北インターチェンジ間の調査区間への指定のために働きかけをしていきたいというふうに思っております。

**○27番（鬼塚弘文君）** 要望の連続ですけれども、是非ともですね、そういうことで働きかけを、あの大きな町のトップとやっていただきたい。

私が議員になったはなだっただと思えますけれども、時の都城の岩橋市長が、この道路を弾丸道路と位置付けられ、今は亡き山中先生のかなりの力であったろうと思えますが、弾丸道路だとおっしゃるものだから、何か質問はないかということで、私が質問した背景があります。市長、弾丸てどういう意味ですかと。誰か聞くと思ってたと。名のごとくまっすぐだよと。曲がっちゃいかんとやどと。志布志の港から都城まで30分よと。こういう話でありました。ところが、今ではどうでしょうか。かなり曲がってきました。それはどこの町も、うちを通ってくれ、通ってくれて、これでしょう。だから、そういうことも確かにそうかも知れませんが、志布志の港のことを思えば、とにかくいつときも早く口を開けて、流れをよくしていかないと。アクセスは後で考えたらいいんですよ。このことをですね、しっかりと肝に銘じて展開をしていただきたいなあというふうに思っております。

次に、港湾関係、港、港と申し上げてきましたけれども、じゃあ港からいくらぐらいの税金がこの市に入るのかと。船が着けばとん税というのが入ります。そして、あそこに張り付いている企業が払う税金もあろうと思っています。この金額がわかるとけば、一つ示してみてください、平成17年度の決算。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

平成17年度、志布志港に係る税収につきましては、土地家屋及び機械などの償却資産に係る固定資産税は3億9,813万4,316円、国有資産等所在市町村交付金は1,414万3,414円、当地区内に立地していただいている法人に係る法人市民税につきましては7,616万6,200円、外国貿易船等の開港である志布志港への入港に対する課税の譲与分である、いわゆる特別とん譲与税は4,128万2,778円です。

以上の合計額は、5億2,972万6,708円となっております。

**○27番（鬼塚弘文君）** とん税においては4,128万円、市民税、法人税、固定資産税4億8,000万円、ト

一タールで5億2,900万円といったような金額なんですね。これは私は今後ますます伸びていくであろうと、また伸びていってもらわないと困るわけですから。じゃあ今朝、担当課長にちょっとお聞きしましたけれども、港湾に対して負担金をなんぼ払っているか。約5億3,000万円ですよ。これに対して負担金をなんぼ払っているかということを確認してみたら、約2億1,000万円なんだそうです、2億1,000万円。旧志布志町時代はですね、この負担額の割合が高いと同僚議員からもかなり質問が出てました。私もそう思ってます。負担が大きいんですよ、その割にはですね。だから、こういう税収が港からは出ると。とん税において4,100万円、合計で約5億3,000万円ですから、かなりの税収だろうというふうに思ってます。そこで、この関係については、もうあえて申し上げませんが、私たちはその特別委員会でこのような提言書を当局に渡しておりますので、是非参考にさせていただきたい。この中でですね、こういう港関係の知識者が述べておる。そのことをここにもちゃんとお渡ししてありますので、よく聞く識者のコメントということなんです。巨額投資は港湾のことばかりではない。志布志はこれからどうするのか、方向性、どんな港湾を目指すのか訳がわからんと。若浜地区はサイロとコンテナばかりが山積みの状態、これでいいのか。当初描いた風景とは全然違うじゃないか。ここ最近、地元への企業誘致の話など全然聞こえてこない。志布志港に人は集まらない。大型観光客船の入港が少ない。こういうコメントをそれなりの知識のある方が言っておられます。それも提言に全部網羅してありますので、是非参考にさせていただきたいというふうに思っております。

議長にお願いを申し上げておきますけれども、是非ともですね、この特別委員会を立ち上げていただきたいというふうに思っております。

次に、大きな項目の教育行政について伺ってみたいと思っております。教育行政についてでございますが、ついこの前、南日本新聞にも掲載がされました。南さつま市の関係でありました。ここに持ってきておりますが、「児童減、学校運営に影」と。過疎・少子化が進む南さつま市は、児童数の減少が著しい。1学年2クラス以上ある小学校は22校中2校だと。伊藤知事が始めた30人学級はほど遠いと。よって、議会でもこの議論が始まったということが掲載されております。これはこれとしていいわけでありませうけれども、本市も鹿児島県でも非常に名の通った坪田教育長を私どもはお招きをすることができたわけでありまして。市内に25校の小中学校があるわけでありまして、児童・生徒数の規模とか現況について、それなりに把握はされておられるというふうに思います。それもこの提言にですね、書いてあります。これをちょっと参考にさせていただきますけれども、学校区の変更で過疎地の学校が消滅するのではないかという懸念と、一方では学校区の拡大により、多くの児童・生徒の学校生活ができるということで、視野が広がるのではないかという期待、この両面ある。さらに、学校は地域にあるべきで、特に小学校は地域になくってはならないものである。さらに、都市部の発想で、学校の統廃合を検討することはよくない。田舎では小学校の児童数が減り、複式学級になっているところもある。泰野地区においては、住宅団地を造成したことで、泰野小学校の生徒が10%増えた。泰野保育所も15年間増減なく一定の園児数を推移している。森山地区においては、子供が減り、学校が複式学級になっているが、子供にとってこれでいいのか疑問である。課題として、学校教育においては、学校と地域社会の垣根を超えた教育が必要である。学費については、田舎の方が負担がかかる。よって、奨学金制度の充実が必要である。こん

な提言がしてあります。そして、今回、施政方針にもこのことが顔を出しておりますけれども、教育長、あなたが見る市内の25校の小中学校の現況、どういうふうに坪田教育長から見たら、見えているかちょっとお伺いしてみたいと思います。

**○教育長（坪田勝秀君）** お答えいたします。

本市における学校規模と現状についてでございますが、先の文教厚生委員会等でも確認をしていただきましたけれども、425人の志布志小学校、それから366人の香月小、567人の志布志中の3校を除きまして、残り22校は小規模校でございます。中でも志布志地域の四浦小、八野小、森山小は、全校児童数が20人未満の極小規模校でございます。さらに、市内の他の学校でも少子化が進みまして、そう長くないうちに複式学級となることが予想される学校がございます。現在、八野小学校と四浦小学校につきましては、特認校制度によりまして、大規模校からの希望者をそれぞれ八野小、四浦小に通学を許可しているところでございます。また、出水中にも志布志中からの希望者が通学しております。彼らの送迎につきましては、議会の御理解によりまして、タクシー会社との契約により、その交通費の一部を補助をしてもらっているところでございます。今後の特認校制度等に関わる課題につきましては、教育委員会でも十分な議論が必要でございますし、市議会でも御議論をいただかなければならない大きな課題ではないかと、かように認識しております。

**○27番（鬼塚弘文君）** 3校を除けば、ほとんど小規模校にあたるということでございます。何とかですね、今までこれはどこの町の議会でもそうだったろうと思います。学校の統廃合を言うと、あの議員は学校を無くせと言うといったような議論にすぐすり替えられてしまう経緯がありますので、私は決してそういう議論じゃなくて、学校が存在しているということは、そこに子供がおるといことなんですね。よって、主役である子供の教育力及び子供の将来性等、学校が地域に与える役割、この2つの顔がありますよね。この議論を非常にタブー視されてきた。言いたくない。私もそう思ってます。私の母校も志布志の今おっしゃった八野小学校を私は卒業してますけれども、本当悲しいですよ。何とか学校の火が消えないように努力をしてほしいと思うが、そのためには行政が手をうってもらわないと。学校を残すぞ、学校を消さないと言うばかりじゃ駄目で、学校を残そうと思えば、若い生産年齢間の方々そこに住まう、住環境整備、働く職場の提供、交通網の整備、医療の関係、諸々を完備してもらわないと、そこに人は住まない。ただ口ばかりで学校は残すんだ残すんだと言うけれども、その政策が見えない限り、こういう格好になっていくんじゃないかという気がしてなりません。そこらあたりの思いが、最も大事じゃないかなあというふうに思ってます。そういうことで、将来を見据えた学校教育の一端について、教育委員会としての考え方は、今、多少、述べられましたけれども、私もお聞きするところ、教育委員の先生方もかなり目を見開いていらっしゃるようであります。そこらあたりの状況をもうちょっと、教育長、掘り込んでお伺いしてみたいと思っております。

**○教育長（坪田勝秀君）** お答えいたします。

学校におきます教育活動というのは、これは少人数ゆえにその家庭的雰囲気の中で行き届いた教育が展開されるという可能性は十分もっておりますが、他方では少人数ゆえにお互いが馴れ合いとなりまして、新鮮味及び健全な緊張感が、あるいはまた切磋琢磨して向上しようとする心が欠けてしまったり、

団体スポーツの経験もないままに、家庭でも学校でも一人っ子という極端な例を生じたりすることも考えられるわけでございます。このことは、社会性とコミュニケーションの能力のない人間になってしまうという危険性をはらんでいるわけございまして、そういうところから、学級における理想的な人数というのはどのくらいだろうというふうなことで、国におきましては今まであらゆる観点から40人ぐらいが適当じゃないかということで、これまでやってまいった経過がございます。したがって、市町村は学級の人数を40人としてきたわけでございます。ところが、この教育というのはやっかいでございまして、じゃあ40人いるから素晴らしい教育が展開され、そしていじめもなく、学力も向上するかというと、これまた絶対的な保証があるわけじゃないわけございまして、では逆に人数が多ければ、もうしょっちゅう何か問題が起きて、それでもっていじめが起きてというわけでもないという、本当に人間を育てる教育というものの難しさを私は物語っているのだらうと思っております。今後は、いずれにいたしましても、基礎・基本に裏打ちされた学力とバランスのとれた感覚、平衡感覚をもつ人間を育てるという意味でもですね、やっぱり学校教育は単なる学校存続の議論だけにとどまらず、私どもの子や孫が本当に独り立ちするためには、ある程度的人数の中に子供をおいて見ると。いわゆる可愛い子には旅をさせよとか、他人の飯を食わせてみれとかいうような言葉もありますので、そういう環境の違ったところで学ばせてみるという思い切った発想も必要なのではないかなあと私は感じているところでございます。こういう地域の存続と、それから子供の教育という、極めて重い課題が横たわっているわけでございますが、本市の教育の長期的展望にたちまして、誠心誠意取り組んでまいりたいと、かように考えているところでございます。以上でございます。

**○27番（鬼塚弘文君）** 是非ともですね、もうプロなんですから、周りの人はあまり言いたくないことも、子供たちのことを考えたり、地域のことを考えたり、その上でのことであらうと思っておりますが、施政方針に検討委員会なるものを立ち上げていきたいということが示されておるようであります。市長、どうですか。市長の考えを一つ述べてみてください。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

合併をいたしまして、新しいまちづくりが始まったところでございます。そして、この新しいまちを、本当に合併して良かったなあというようなまちづくりをするために、様々な政策を提案するところがございます。そのような中で、この教育行政につきましても、今、大きな転換期にきているのではないかと、いうふうに認識して、そういう意味でこの関心の高い問題につきまして、改めて広く市民の皆さん方の御意見やら専門家の方々の御意見等を聴取しながら、できるだけ早い時期にこの作業に着手していきまして、そして志布志市の教育行政についていかにあるべきかという討論をしていかなきゃならないというふうに思っているところでございます。そのような取り組みにつきまして、今後、教育委員会と相談しながら進めていきたいというふうに思っています。

**○27番（鬼塚弘文君）** 是非とも、今おっしゃったように、慎重な取り計らいが必要だろうというふうに思っています。教育長、この検討委員会というのがありますけれども、ただ一言でいいです。対策委員会ですか、検討対策委員会ですか、いつ頃の予定ですか。

**○教育長（坪田勝秀君）** 今、市長も申し上げましたが、できるだけ早い時期にということをお

りますが、その名称とか、あるいはメンバーとか、そういうことにつきましても、既に先発のこのことについて、鋭意取り組んで、既に合併等実現しておられる市・町でございますので、そういうところにも研究の足を運びまして、参考にさせていただきました。できるだけ早い時期にと申しておきますが、9月議会の前後あたりにはメンバーも決めて、そして動き出せたらなあと自分では考えているところでございます。以上でございます。

**○27番（鬼塚弘文君）** どうか慎重な取り計らいをしていただきたいと思っています。

次に、志布志市の庁舎の有効活用ということで通告をいたしました。これは旧志布志町の方々にしてみると、本庁舎がここに来ましたので、志布志の庁舎が非常に空き部屋が多いと。この有効活用ということで、議会としてもかなり議論があったところでありますけれども、中身のポイントだけを申し上げますが、実は保健所が聞くところによると、また鹿屋の方に統合するんじゃないかというような話を私どもは耳にしております。それが事実かどうかわかりませんが、後で答弁してもらえば有難いんですけども、いわゆるですね、法務局も岩川に行っちゃった。労働基準監督署もそうですね。NTTもそうです。職業安定所まで行ってしまった。税務署も岩川に行った。重要港湾をもつ志布志には何も残らない。ただ残るのはトラック戦争だけ。保健所ぐらい残していただきたい。聞いてみますと、志布志の保健所は今、曾於郡の管轄を全部見てるんだそうですね。そして、港では、この保健所の役割はかなり大きいんです。よって、この保健所を県の方に何とかですね、鹿屋に持っていかずに、志布志に残してほしいと。そして、聞いてみると、あの保健所ももう非常に施設がぼろぼろ。もう年度も来ているようです。耐用年数もとうに来ている。何とかですね、本田市長の力で県の方にお願いされて、あの保健所を鹿屋に持っていつてくれるなど。よって、志布志の庁舎が空いてるから、あそこを使っていたきたいと。そして、今、保健所の使っているやつが耐用年数が過ぎとけばですよ、あれを潰して駐車場にしたら、街の商工振興のためになるんじゃないか。隣には大慈寺という文化財もあります。あの付近に駐車場がないということで、今まで商工会からもかなりの要望・陳情があったわけです。これが何か一遍に解決しそうな気がするんですけども、そのお気持ちはないか一つ伺ってみたいと思います。時間がないので、端的に答えてください。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

私の答弁は、時間に入っていないということでございます。

県におきましては、昨年3月に県政刷新大綱を策定し、行財政構造改革に取り組まれています。さらには県内の市町村合併の進展による行政区域の拡大、道路交通網の整備によって、人々の経済活動や生活行動が広域化し、今後、県民ニーズはますます多様化・複雑化していくとの観点から、昨年12月に組織機構改革の基本的な方向性を示す組織機構改革方針を策定し、この方針に基づき、組織機構の大幅な見直しを行い、県政の推進目標である「力みなぎる鹿児島の実現」が図られております。その組織機構改革は、本庁に関わる組織機構改革を18年度から、出先機関に関わる組織機構改革を19年度以降、速やかに実施することとし、総務事務所等の出先機関の所管区域を広域化して、総合事務所化を図ろうとするものであります。その総合事務所は、総務事務所、保健所、福祉事務所、農林事務所、農業改良普及センター、耕地事務所、土木事務所、港湾事務所の業務を所管し、既存の庁舎を有効活用すること

を基本としているようでございます。議員が御質問の保健所も、この総合事務所の所管事務として基本的には方向性は示されているところでありますが、まだ具体的な方向性が示されていない段階でございます。現在、大隅合庁の存続につきましては、曾於市や関係機関と合同で要望書を提出し、存続活動を進めているところでありますので、それと同様に保健所の存続活動も、曾於市や関係機関と連携いたしまして、共同歩調で推進してまいりたいと思います。ただいま御質問のありました件につきましては、この後の対応になろうかというふうに考えます。

**○27番（鬼塚弘文君）** 是非ともですね、そういう状態であれば、今ですよ。今、そういうアクションを曾於市あたりと連携を密にしながらですね、展開をしていただきたい。そのことが合併の弊害ですよ、これは。合併して良かったこと、悪かったこと、市民の思いはそれぞれあるんですけども、合併したかゆえに、志布志の庁舎が空き部屋が多くなったとか、商店街が賑わいがなくなるとか言われておるわけです。それを解消してやるのが、私は政治だというふうに思いますので、そのことも一層の努力をしていただきたいと思います。

次に、食品工業団地、このことについて申し上げます。これは旧志布志町時代の安楽の大迫に展開をしたわけでありまして。街部で事業主が非常に狭あいなところで事業をした。どこか1箇所に食品工業団地をまとめてもらえば、そこに移るんだがなあという人が6人いると。6社いるということで、議会にかなり熱気あふれる説得をされたわけです。ここにこれは何の補助事業でもない。8,200万円いってますね。そして、その当時の資料はここに全部あります。1社も入ってくれないんです。担当課長が見えておられるようでありますが、その後、どうなったのかですね、入ったのか入ってないのか、そこだけを端的に一つ御説明をいただきたい。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

食品関連団地についてでございますが、地場産業を育む環境整備を緊急な課題としまして、食品製造業の団地化を図ることを目的に、安楽駅跡地周辺に平成15年3月に、敷地面積1万8,000平方メートルの造成工事を完了したところです。この団地は、当時、志布志町内の食品製造業の優良企業を他市町へ移転しないで止めることができ、多様な資源や素材を活用した地場産業の振興や新たな雇用の創出にも寄与できると見込まれて、食品製造業者等に意向調査等を実施しましたが、産業を取り巻く環境の変化により、経営状況の悪化、さらに環境保全等の規制も厳しくなり、排水処理施設等の設備投資が大きくなるなどの問題があり、不調となっております。また、昨年度は団地への企業立地を促進するため、志布志町企業立地促進補助金交付要綱を制定し、企業誘致を促進したところですが、当初から進出しています株式会社萬來の1社だけで、造成地には現在まで進出企業がないところです。

**○27番（鬼塚弘文君）** 1社もないわけですね。それで、我々議会は執行部が提案されたものを、これが市民のためになるかならないか、それをチェックする機能です。今、私どもに志布志で言われていることは、「議会はだまかされた。」と、こう言われていますね。私は、だから問うんですよ。6社あるから何とかしてくれと。本当にですね、元の町の、何かあらを私は言う気持ちはさらさらないんですけども、ずっと大事な資料ですから、持ってました。平成15年9月12日には、5社が立地希望への最終確認済みということで、私たち議会に提案があったわけですよ。ところが入ってくれない。社会の経済が

悪くなっちゃった、ということを言われたら、どうすることもできませんけれども、8,200万円ですよ。民間の企業だったら潰れてる。これがそのまま新市にきたわけですから、新市でどういうふうにごくを活かしていかれるか、このことも一つしっかりと内部で議論をしていただきたいと思います。施政方針の中に、優遇性の充実という表現も入ってますので、何とかですね、無駄にならんように。ある場合には、私は目的を変えてもいいと思うんです。この前から悪臭の話がありますけれども、養豚場の臭いがしてどうしようもない地域なんです。そういうところになぜ造るか我々は言ったけれども、あそこがいいというんだから仕方ない。やってみたら誰も入らない。よって、このこともですね、しっかりと検討をしていただきたい。

最後になりました。蓬の郷、そこの下の蓬の郷、私もよくお風呂に行きますけれども、かなり多いですね。私も旧志布志町にあるボルベリアダグリを平成17年度使った人口が9万7,920人、何と蓬の郷、14万1,000人ですよ。こんなに多くの方が使ってます。だから行ってみると、本当賑わってます。健康のために大変良いわけでありましてけれども、ところが役所が保養施設利用券、こういう券を発行してませんね。これを持って行くと200円でしょうか。これが蓬の郷だけ該当しないんですね。いわゆる温泉でない。温泉でないから駄目だということなんですけれども、法的に考えてもどうすることもできないのか、これほど多くの方が利用してるんです、14万人。何とかですね、これも方法は皆さんが考えたらいい。せっかくあるあの施設がですね、こういう券すら使えないということは、市民においてみると悲しいです。その思いを一つ、最後伺っておきたいと思えます。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

御承知のとおり、この温泉保養施設利用助成事業につきましては、志布志市規則第127号、志布志市国民健康保険保養所利用規則に基づいたものでございまして、国民健康保険の保険事業の一環といたしまして、30歳以上の被保険者を対象とした健康の保持・増進等を目的としている助成事業でございまして、現在、県内45の温泉施設と利用給付に係る協定を締結しておりますが、温泉施設の定義といたしましては、温泉法第13条第1項の規定により、温泉の公共利用についての県知事の許可を受けている温泉施設となっているところでございます。御質問にございます、蓬の郷につきましては、温泉法第2条別表に掲げる温度・物質が温泉の定義を満たしてないため、温泉法の規定による県知事の許可を受けられないため、協定を締結することができないということでございます。そのようなことで、この蓬の郷につきましては、温泉利用助成事業を受けられないということになるわけでございますが、蓬の郷では独自にですね、その無料入浴券を配布しているようでございます。例えばお正月に2,000円の福袋に10回分の入浴券を入れるということをしたり、3,000円以上の宴会利用者につきましても無料入浴券を配布しているということございまして、こういったものを利用していただきながら、無料入浴券を利用いただければというふうに思うところでございます。

**○議長（谷口松生君）** 27番。まとめをお願いいたします。

**○27番（鬼塚弘文君）** はい、時間が来ました。

どうかですね、そういうことで、蓬の郷もどんどん利用してもらえば有難いというふうに思いますので、ほかの施設と何かおとらないがないような印象を与えるような企画をしていただきたいと思いますというふう

に思い、私の質問を終わります。ありがとうございました。

**○議長（谷口松生君）** 以上で、鬼塚弘文君の一般質問を終わります。

次に、11番、立平利男君の一般質問を許可いたします。

**○11番（立平利男君）** ただいま同僚議員である、そしてベテラン議員の一般質問を聞きながら、私は有明町出身でございますので、港湾についてはあまり認識がありませんでした。今、質問を聞きながら、志布志港が、素晴らしい港が、今後発展するんだな、大きく夢が展開していく、そういうわくわくした気持ちになりました。合併して、この志布志港と、そして後背地である有明・松山、農業を中心とした町が共存して、大きく発展するそういう大きな夢をもったところでございます。

私も通告に基づきまして質問をさせていただきますが、本田市長の選挙期間中に発行されました後援会報に基づいて、いくつか質問をさせていただきます。ほんだ修一の政策・提言ということで会報が配布されました。この後援会報が実は庁舎内に掲示してある場所がございます。そういう姿を見ますところに、本田市長は素晴らしい職員をお持ちだというふうに感じております。この公約、マニフェストによって、本田市政の推進に努めるという市職員の思いがその掲示板ではなかろうかと思っております。

そして、この公約ですが、本田市長が合併協議会の副会長として、いろいろ議論をなされ、そしてまた各3カ町の町民に配布されました新市まちづくり計画のいろんな方々の提言等が盛り込まれているようでございます。特に住民アンケートにありました3つの課題の中で、地域の特性や資源の中にあります志布志港、そして後背地にあります県内でも優秀なお茶、メロンなど、園芸作物、畜産業、素晴らしい産物がいっぱいあります。そして、合併によって解決すべき事項として、少子高齢化に伴い、活力が低下しているという大きな課題があります。3番目の合併で望むまちの姿の中で、保健・医療・福祉が整い、安心して暮らせるまちとあります。すべての政策の中で、今後これが生かされていくものと思っております。そしてまた、3月定例会の所信表明、本定例会の施政方針の中にも、いろいろ市長の思いがあるわけですが、その中からいくつか市長の考え方、取り組み方をお伺いをいたします。

まず1番目に、市民が輝くまちづくり、テーマは共生・協働となっております。その中で、2番目の新自治会組織を中心に、それぞれの地域特性を生かした地域活性化プロジェクトを立ち上げて、地域の声と力を地域おこしと合併成功へつなげます。地域再生促進事業とありますが、特にこの地域活性化プロジェクトについてのお考えをお伺いいたします。施政方針では今後、共生・協働推進委員会を設置したり、また市民やNPO等の自主的・積極的な活動を支援する拠点づくりとして、市民活動推進センターの検討に入ったとあります。市内に391ですか、400近くの自治会があります。やはりこの自治会の活力こそが市政発展の大きな力になろうかと思えます。この中にありますように、この自治会へ今後どういう方向へ大きく支援なさるのかお伺いをいたします。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

私の公約につきましては、平成18年第1回議会定例会の所信表明の中で、5つの視点から述べさせていただいたところです。

5つの視点の初めに述べさせていただいたのが、市民が輝く共生・協働・自立のまちづくりについてでございます。また、本定例会の施政方針の中でも、このことについては述べさせていただいたとこ

ろでございます。これからのまちづくりにつきましては、行政、市民、企業、NPO非営利団体等が連携して、お互いに支え合う、共生・協働・自立の地域社会づくりが基本であり、市民一人一人が輝き、そしてこの町に住んで本当に良かったと誇りに思われるような町を目指さなければならないと考えております。共生・協働・自立の社会づくりにつきましては、その仕組みづくりや方策を実践的に検討するために、県との連携の下、協働事業のモデル事例づくりに取り組んでまいることが施政方針の中でも述べたところでございます。また、地域が輝けば、町が輝くという視点から、地域が輝くためには、住民が地域のことを自ら考え、自ら計画し、自ら活動することが必要不可欠でありまして、そのことを支援することが行政の役割と考えております。このようなことから、志布志地域で既に取り組まれております、ふるさと委員会事業を市全体に拡大いたしまして、校区、自治会単位の地域づくりの活性化を促進してまいりたいと思います。また、自治会や団体等の地域づくりを支援するために、有明地域で取り組んでおりました村再生促進事業を、同じく市全体に拡大しながら、地域づくり団体等の活動促進と育成に取り組んでまいります。いずれの事業につきましても、本定例会の補正予算に計上しておりますので、御理解いただきまして、今後速やかに事業の拡大に努めてまいりたいというふうに思います。

**〇11番（立平利男君）** ただいまの答弁の中で、今後、研究事例ですか、そういうことで取り組んでいくということですが、実は市長も過去、校区自治会、集落自治会等で活躍なさっておりますので、ある程度、もう御理解もいただいて、経験もある、そういうのでこの公約、マニフェストに基づいて、何か新規事業が出るかなあ、そういう思いがいたしたところでございます。

そういう中で、私も県の新農村振興事業の中で、村づくり事業を行っております。私ども地域の3集落が、もう10年近くなりますが、組織をつくり、農業問題等を中心に取り組んだところでございます。降灰対策事業、村づくり事業等で、機械導入も進めてまいりました。現在、非常に機械化も進んで、本当に地域が一体となった振興を行っております。

そういう地域住民の中で、「機械導入だけしかない村づくりか。」という大きな提言をいただきました。そして、3集落で、今、祭り、いろんなスポーツ大会も共有するようになりました。しかし、合併した本年度から、この村づくりが予算もカットになりました。本当、4万5,000円、少ない金額ではございますが、私ども村づくり、130戸を超える委員会の組織としましては、呼び水的に予算をいただいて、心を一つにして取り組んでまいりました。そういうことを考えたときに、400近い自治会が高齢化に伴って、本当に3戸から5戸という自治会もあろうかと思えます。旧有明町においても、合併等について、いろいろ議論もし、政策もあつたところでございますが、一向に進んでおりません。そういう状況を考えたときに、私どもが経験をしました村づくりの方策を導入したらいかなあと思っております。2集落なり、3集落なり、行事が同じようなものであれば、まず取り組んで、そして将来の合併へ向けていく、そういう方策が当面必要ではないかなあ、そういうふうに思っております。1年間の行事が一つでも二つでも取り組みができれば、合併も進むんじゃないかなあ、そういうふうに思いますが、この提言について、この合併する集落が共同的に行事を2、3でもやれば、市から、行政側からの支援策等についてのお考えは市長はお持ちではないでしょうか。

**〇市長（本田修一君）** お答えいたします。

合併後の新自治会の組織づくりにつきましては、様々な面から検討を加えていかなければならない問題だというふうに思います。現在ある自治会につきましては、歴史的にもいろんな形で自治会が成立してきているという経緯を考えまして、このことの再編・統合につきましては、非常に微妙な問題があるということですので、慎重に取り組んで、そして新しい志布志市の中でその自治会組織がどうあるべきかというのを提示しながらお話をしていきたいというふうには基本的に考えております。ただいま議員の方からお話がありましたように、この県単の村づくり事業につきましては、県の事業の関係で、補助金が無くなったというようなお話があったようでございますが、市といたしましては、ただいまお話ししましたように、村再生事業というものも取り組んでおりますので、そちらの方で対応していただければよろしいのではないかなあというふうに思ったところでした。御提案ありましたように、現在あるそれぞれの集落で、共通して取り組める事業については、まず取り組んでみて、連携を図ってみるというのも非常にモデルとなるやり方かというふうに考えますので、新しい自治会組織をいかにして構築していくかという考えの中にも取り入れさせていただきたいというふうに思っております。

**○11番（立平利男君）** 一つ、今の提言も大事にさせていただきたいと思いますが、村づくり委員会の市からの支援が無くなったということで、私ども、総会の折にも、住民の皆さんから御指摘をいただきました。合併説明会、いろんな角度で、負担は少なく、サービスは高くということで、合併した途端にカットということは、非常に寂しい思いがいたします。今後、十分検討していただいて、この村づくり委員会が自治会活動のモデルになるような取り組みとされるよう期待いたしております。

次に、2番目の3つの力を合わせて合併を成功させようということでございます。その中で、7番目にあります、今までの発想を超えて行政が地域住民や民間企業・団体と結び、収入増につながる新しい事業、クリーンエネルギー産業、バイオマス産業、環境関連事業を積極的に起こし支援します。いろいろ事業も予算化されている部門がありますが、先ほどもありましたように、この今までの発想を超えてということが大きな課題になるかと思えます。そういう発想を市長がお持ちで、こういう政策提言もなされたと思えます。まだ所信表明、施政方針等についても、本田市長の具体的な発想が出ていないような気がいたしております。その発想とこのあらゆる関連産業の今後の、一つクリーンエネルギー、バイオマス事業についても、民間等も一生懸命取り組んでおります。こういう中で、市長が具体的に今後の支援をどのように展開をなされるのかお伺いをいたします。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

御質問のうち、バイオマス関連につきましては、家畜排泄物、木材・竹材等のエネルギー利活用が考えられますが、今回、農林水産省のバイオマスの輪づくり交付金事業によりまして、バイオマスタウン構想を作成したいと考えておりまして、今度の補正予算にも計上したところであります。この事業は、地域で発生、排出されるバイオマス資源を、有効な限り循環利用する総合的利活用システムをつくらうとするもので、志布志にありますバイオマスの種類、保存量につきまして調査いたしまして、このバイオマス資源をどのようなふうにご利用していくかの構想を策定しているところでございます。今後、今年度策定するこの構想に沿って、農林水産省等の事業を積極的に導入し、バイオマス利活用の関連事業を支援していきたいというふうに考えております。なお、民間事業として、今回補正でお願いしており

ます環境にやさしい農業総合推進事業で、焼酎廃棄処理でのバイオマスエネルギーの有効活用を推進するところです。

**○議長（谷口松生君）** ここで昼食のため、暫時休憩します。

午後1時10分から再開いたします。

○  
午前11時57分 休憩

午後1時08分 再開  
○

**○議長（谷口松生君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

11番、立平利男君の一般質問を続行します。

**○11番（立平利男君）** 昼食をはさみましたけれども、答弁が少し記憶が薄れておりますが、答弁の中でもありましたが、今後調査をしていくということで、この補正に地域新エネルギービジョン策定事業と、バイオマスタウン構想策定事業というふうに予算化されておりますが、この調査結果を踏まえて、市長の答弁にもありまして、また公約にもありまして、発想を超えて事業が展開されるよう期待をいたしております。

次に、3番目に入りますが、地域循環型産業振興に全力投球ということで、1番目に県内でも、全国でも、非常に評価が高い畜産物やお茶、うなぎ、メロン、イチゴ、ピーマンなどの園芸作物等、安心・安全な本物づくりのブランド化を一層推進し、加工関連産業を絡めた循環型農林水産業へと発展させますとあります。県内でも鹿児島ブランドの指定が13品目、19産地ありますが、やはりこのブランド指定を受けながら、現在、産地の減少、生産減少、そういう状況もあるようであります。そういう状況の中で十分認識をされて、こういう提言をされていると思います。そういう状況で、どのような政策を発展的に取り組まれる考えか。そしてまた新規事業の取り組みもありません。今、予算化されている事業については、今まで3カ町が取り組んできた継続事業であるようでございます。やはり我々市民としましては、新しい初代の市長ということで、大きな期待をするところでございます。みんなが、市民がわくわくするような、この地域産業振興に何か新規事業等、今後も考えておられるのかお伺いいたします。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

私は、選挙公約の中でも、県内はもとより、全国でも評価が高い畜産物やお茶、うなぎ、メロン、イチゴ、ピーマンなどの園芸作物等、安心・安全な本物づくりのブランド化を一層推進するとともに、それを取り巻く周辺加工関連産業を絡めた循環型農林水産業へと発展させることを表明いたしました。このことは17年3月に閣議決定されました食料・農業・農村基本計画において、我が国農業の持続的な発展を図るため、農業の自然環境機能維持増進が不可欠であると記されており、農業は食料供給の基本のほか、国土や環境の保全といった多面的機能を有しており、このような機能を将来にわたって発揮していくことが必要と考えたからであります。しかしながら、農業の生産面について見ると、近年、堆肥等の施用量が著しく低下してきていると。土づくりが疎かになる一方で、化学肥料、農薬への過度の依存による環境の悪化が見られるなど、環境と調和のとれた持続的な農業生産が立ちいかない自体が生じて

きております。また、農産物の消費面について見ると、化学肥料や農薬の使用を抑えた農産物に対する消費者のニーズが高まってきているというようなことで、本市においても本当に安心・安全でおいしい農産物を提供するために、牛糞を原料とした完熟堆肥の製造や土壌分析機の導入によりまして、本物の土と味を求めて取り組みが始まってきたところでございます。また、お茶につきましても、消費者の安心・安全を求める声に応えるため、環境負荷低減のため、これまで農薬の安全使用基準の厳守や、ハマキ天敵を利用した減農薬、総合防除態勢の実践、有機質肥料利用による減肥栽培の取り組みを進めております。さらに、消費者に信頼される安心・安全でクリーンな鹿児島茶づくりの安全の証明としまして、全国に先駆けて茶業に携わる生産者から、茶取扱商社まで一丸となりまして、生産履歴の記録の情報開示を平成15年度から開始しています。さらに、本年5月29日にポジティブリスト制度が施行されました。消費者に本当に安心・安全でおいしい農産物を提供するいわゆる安心・安全な農林水産物の生産は、環境保全型農林水産業の推進なくして実現はできないというふうに考えております。以上のような観点に立ちまして、お尋ねの畜産物やお茶、うなぎ、メロン、イチゴ、ピーマンなどの園芸作物等、安心・安全な本物づくりのブランド化への推進について施政方針で述べたということでございます。

**○11番（立平利男君）** 農業が多面的な面をもっていることは、全国民理解の下でございます。先ほど市長の答弁にありました、農家自体が今、環境に配慮した農薬、肥料、そういうことも一生懸命取り組んでいるのも現実でございます。そういう状況もやがて数字に表れてくるんじゃないか、そういう思いもあります。私の質問にありますように、本当に市長が本物づくり、そういうマニフェストを掲げた、そういう認識を問うているところでございます。確かに所信表明なり、施政方針なり、あります。何か新規にこう思いがあるんですよという思いを聞きたいわけでありまして。それについて答弁をお願いいたします。

**○市長（本田修一君）** ただいま答弁いたしましたとおり、ちょうど私どもの新生志布志市が誕生したと同時に、こうして食の安心・安全に対する関心が高まってきており、それに伴いまして、5月29日にポジティブリスト制度が導入されてきたということは、この制度の完全実施に向けては、農家の方々自身は非常に御苦勞をなされるのではないかなあというふうに感じているところでございます。しかしながら、逆にいえば、このことの完全実施ができればこそ、この地域で産出される農産物がまさしく安心・安全なものだというふうに、胸を張って販売できるようになる。そのことがブランド化につながっていくのではなかろうかというふうに考えておりまして、このことの徹底推進を図っていきたいというふうに思っております。そして、同時にアンテナショップ等を設けたり、それから新たにその農産物加工品の工場進出を促したりして、若者の雇用の場を創出していくような方向性の振興を図っていきたいというふうに考えているところでございます。

**○11番（立平利男君）** 大体理解をいたしますが、今、市長が若者等の雇用についても触れられました。私はこの農業を中心とした雇用、地域発展を思うところでございます。実はここに昨年の3月に県の条例として、「かごしま食と農の県民条例」という条例が制定されております。その中で県の役割、市町村の役割、非常に今後、県が市町村に対し、食、農業及び農村の振興に対する施策を策定し、情報の提供、助言、その他必要な協力を県が行うということで、大きな期待もいたしているところでございます。

実はこの条例の中に第12条がありますが、県は次に掲げる施策の実施に努めるものというふうにあります。その第3号の中に、女性の農業経営における役割の適正な評価、活動、その意欲と能力を十分発揮できる環境整備の推進に関する施策、そしてまた第4号に高齢者がその有する技術及び能力に応じて、生きがいを持って農業に関する活動ができる環境整備の推進に関する施策とあります。この第12条においては、県だけじゃなくして市としても十分取り組めるのではないかなあと考えております。市長が今回の補正においても、この女性の方々の農業経営における役割等についての施策等も見えないように思っております。また、特に高齢者の技術、生きがい対策、そういうものを含めれば、非常に農業についての雇用、そういう面も大きく展開をするような気がします、それについての考えはどういうふうにお持ちでしょうか。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

女性の農業における役割、そしてその戦力というものは、多大なものがありまして、私どものこの地域の農業を支えている大きな力ではなかろうかというふうに考えております。そのようなことで、女性の方の地位のさらに向上を目指した形で、そして同時に今お話がありましたように、高齢者の方々は今までのこの地域の農業を支えてこられた方々でありまして、その技術力というものは次の世代に伝承していくべきものが多々あろうかというふうに思っております。そのようなことを考えまして、この地域がさらに農業振興を図るためにいかにすべきかということを考えましたことで、さらなる農業の持続的な、永続的な振興を図るというようなことでは、志布志市農業農村家業再生支援事業というものを今回創設いたしまして、家業としてこの農業を捉えていながら、この地域の農業振興をさらに図ろうというふうに考えているところでございます。

**○11番（立平利男君）** すっきりとしない答弁であります、今後のこの思いを振興策に盛り込んでいただければ、そういうふうには思っております。非常にこの私ども、地域においても、農業を携わる女性経営者もいっぱい出てまいりました。やはりいろんな面で政策的に応援をしたいなあ、そういうふうには思っております。

次に、4番目ではありますが、安心・安全、しあわせ・健康のまちの中で、3番目にありますが、市独自の子育て支援策、児童手当の拡充、保育支援などを拡充し、同時に食育を通して、健康な子供を育てていく、おにぎり、煮しめ、つけあげ大作戦など、地域ぐるみで子育てをサポートする志布志市ならではのユニークなキャンペーン運動を展開し、「子育て日本一」のまちづくりを目指しますとあります。非常に夢のある表現だなあ、日本一ということが大きく心に残ります。自信をもって日本一という政策を期待をいたすところでありますが、実際、既存の方策しか見あたらないような気がいたします。市長が今後、この中で市独自の子育て支援策ということはどう考えておられるかお伺いいたします。

そしてまた、この中で5番目に都市構造的には未だインフラ整備が不十分であることから、財源の許す範囲で積極的に整備を図り、中心部と周辺部の格差をなくし、不便さを感じないまちづくりを進めますとあります。この5番目の中で、一番私が気になるものが、市長の認識として、周辺部と都市部の格差をどう感じておられるかお伺いいたします。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

今年度に「子育て日本一」のまちづくり実現のために、様々な御提案をしようというふうに考えているところでございますが、現在、国の方の子育て支援策が今、発表されつつあるということでございます。そのようなものを見極めた上で、本市といたしまして、現在、子育て中の親、それから子育てに関わる人、あるいは子育てが終わった人等から、本当にどういった支援策が必要なのかというような御意見を拝聴いたしましたり、実態把握をし、そして各種団体、市民との意見交換を通じて、市民の声を生かした形の子育て推進策をつくっていききたいというふうに思うところでございますが、私がこうして日本一の子育ての町というようなふうに表現するのは、またちょっと他の事業との絡みもありまして、その事業の推移も少し関係しておることでございます。かねて申し上げますように、国保の事業と、そして介護の事業の伸びが著しいと。その事業の伸びをなるべく抑えていくと。できれば将来的にはゼロに抑えて、給付の率をゼロに抑えて、その抑えられた財源をこの子育て支援の方に向けていききたいというふうに考えておりますので、そういったものも総合的な、またこのことにつきましては、もちろん法律的にいろいろな条件がありますので、整備あるいは要望が必要というような形になろうかと思いますが、そのような考え方から、このまず財源の整理をいたしまして、その財源をこの子育ての方に向けていききたいと。そして、向けていくためには、今申しましたように、それに関わる人たちの御意見等を十分お聞きして、施策として打ちたいというふうに考えるところであります。

それから、インフラの整備につきましてですが、都市構造的にインフラ整備が不十分であることから、財政の許す範囲で積極的に整備を図りながら、地域間格差のないまちづくりを進めていききたいと。そして、そのためには市道の整備につきましては、国道、県道を補完する環状線網の整備を図りたいと。整備の必要な路線に重点的に投資を行い、効果の高い整備を図っていききたいということでございます。市内環状線の見直しを行いまして、道路計画の策定やら、計画路線内の優先順位等の決定については、地域住民や地権者の理解を得ながら整備を進めていききたいということでもあります。そして、集落内道路や生活道路については、未整備路線も残されておるようでございますので、地域住民の方々の御協力をいただきながら、集落内道路の整備を図っていききたいということでございます。国道や県道につきましては、積極的に要望活動をしていききたいということでございます。

**○11番（立平利男君）** 今後の整備については理解いたしますが、中心部と周辺部の格差、そういう認識をお伺いいたします。

**○市長（本田修一君）** 今回、私も市長選に出るにあたりまして、市内全域回ったつもりでございます。そのような中で、やはりある地域については、インフラ整備が遅れているなあというようなふうに率直に感じる箇所がありました。そのような場所につきましては、今後、今申しましたように、十分住民の方々とお話し合いをさせていただきながら、整備促進をしていききたいというふうに考えております。

**○11番（立平利男君）** 十分認識をされているようでございますが、先ほどの一般質問でもありましたように、港を中心とした志布志のインフラであろうかと思っておりますので、今後に期待をいたしますが、子育ての支援策については、国の政策を見ながら検討をし、国保税の伸び率等も十分勘案しながら、総合的な支援策をつくっていくと、そういうふうな答弁だったろうかと思っております。実は、今、日本全国、団塊世代の問題もだんだん出てまいりました。私も22年生まれでございますので、団塊世代の走りでござ

います。今、私どもの仲間で話をするのが、もう年金も納めとっどねえということで、私も通知がまいりました。ずっと納めれば480回納入になります。今の金額で積もっても5～600万円の納入金になろうかと思えます。そういう中で、私どもは先輩方を年金で支えてきた思いもあります。そしてまた、今、一生懸命に子育ての支援に回っておりますそういう団塊世代、22年から25年生まれの方々が高齢になった。そのためにもどうしても多くの子供たちに私どもの今後を託したい、そういう思いは変わりません。本当に議論すればするほど、奥が深く、心配も増えてまいります。そういう思いを市長も今後汲んでいただいて、我々団塊世代にも夢がもてる高齢者対策、子育て支援策、そういう考えはお持ちでないでしょうか。お伺いいたします。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

私も23年生まれでして、その団塊世代のまっただ中の人間でございまして、これからその世代の方々が続々高齢化の仲間入りをしていくということであるようでございます。そのことが年金受給者の問題等も絡めて、非常に大きな問題になろうかというふうに考えていますが、逆にいえば、そういった方々というのは、ある物書きによりますと、現在の年齢というのは、昔の年齢に比較すれば7掛けぐらいで考えれば一番良いんだというような本にも出会ったことがあります。そういうのを考えますと、60の方々は $7 \times 6 = 42$ ということで、昔でいえば40歳ぐらいかなと、それぐらいの気力と体力はまだまだお備えです。こういった方々がもう一回地域に帰ってきていただきまして、その団塊の世代が発揮しましたエネルギーを地域に発揮していただくような仕組みというのを、私は様々な提案、それから事業を今からも皆様に御相談するところですが、その中にそういった方々の力を位置付けた形で御提案をしたいというふうに思っております。先ほど議員の初めの御質問にありましたように、新しい自治組織のあり方等につきましても、そういったものが、そういった方々の力が、一番必要であり、また発揮されるのではなかろうかというふうに思っております。

**○11番（立平利男君）** 今後、期待をいたすところでございますけれども、この安心・安全なまちづくりの中で、非常に近年感じておることがございます。今朝もちょうど私は志布志市の西側に住んでおります。隣りはすぐ大崎町でございますが、私どもの地域からも小学校にたくさん通学をいたしております。今、建設業の皆さん方が町道の清掃等に入って、きれいになりつつありますが、しかし通学路に竹、雑木等が生い茂って、昼なお暗い通学路、非常に多くあります。この対策をどうしたらいいのかなあという思いがあります。今、日本全国、子供たちが毎日、事故や事件に遭います。そういう報道等を見ますと、今、田舎ほど、子供たちが事件、事故に遭います。市内は街灯の整備もありますが、その能力も発揮できてない状況があるように感じます。この安心・安全なまちづくりの一つに、明るい市道、明るい通学路が、早急な整備が必要じゃないかな、そういうふうに認識をいたします。市長も十分認識があるかと思いますが、何か今後、私のこういう希望に対して、またPTA等も話があります。やはり早急に明るい通学路、そういう整備の方法等はお考えではないでしょうか。お伺いいたします。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

現在、頻々と変質者が現れているというような情報も入ってきたりしてございまして、子供たちが安全に、安心して学校に通える、学校から下校できるというような状況、そういったものが段々難しい世の中

になってきたなあというふうに思っているところがございます。そのようなことから、現在、保護者の方におかれましては、自ら子供たちを送迎しているというような状況が多くなってきているんだなあというふうに思っています。そのようなものも含めまして、実際、その通学路の安心・安全を確保するために、その街灯の設置が必要かどうかというのは、その地域、地域でまた事情が違うと思いますので、そのことにつきましては各地域の学校、そして保護者の方々の御意見等を聞きながら対応していきたいというふうに思っております。

**○11番（立平利男君）** 市長、街灯の設置については、そう要望しませんが、実際街灯があるんだけど、雑木が生い茂って、街灯の機能を発揮しない。そういう場所があります。もっとPTAなり、地域住民で整備すればいいんでしょうけれども、地域も高齢化が進んでまいりました。そういう状況の中で、自分もすべて行政頼みとは期待をいたしておりません。地域住民の皆さん方とお話するときにも、自分たちでできることは自分たちでしようじゃないか、そういう話もいたしておりますが、あの大きな孟宗竹、雑木等があります。こういう伐採を行政で通学路なり、早急に整備をできないものか、それをお伺いをいたします。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

特にそういった障害、差し障りが大きいものにつきましては、建設部の方に要望いただければ、対処するようになっていくということでございます。

**○11番（立平利男君）** まあそういうことに取り組みをさせていただきますが、建設部と今後、市長もお話をしていただければ、また良い姿ができるんじゃないかなあと思っております。

次に、5番目になりますが、未来にむけて、世界の中の志布志「国際交流都市」をめざして、その中で1番目にありますが、国際交流拠点づくりのあらゆる可能性を展開するため、「SHIBUSHIプロジェクト」を国・県はもとより、N.G.Oや大学、民間団体とも連携して立ち上げます。所信表明にも「SHIBUSHIプロジェクト」の体制づくりを取り組むとあるが、今回の施政方針には触れられていないようであります。今後のこの「SHIBUSHIプロジェクト」、素晴らしい題名が付いておりますが、志布志港の発展が志布志市の大きな発展の一つにもなろうかと思えます。この思いをお伺いをいたします。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

当市には、九州唯一の中核国際港湾である志布志港があり、アジア太平洋諸国への南の玄関口ともいえる地理的有利性はあるものの、これまで人と物、そして技術・情報などが行き交う国際交流・協力・共生に関する基本的なベースが未発達であったと考えられます。このような観点において、長期的・将来的な展望を考えると、この地域の一層の活性化や発展を考え、また港の有利性を生かすために、国際交流拠点の整備は重要な課題であります。これらの交流拠点の形成と地域の特色である農業との連携など、あらゆる地域特性を結ぶ可能性を展開するため、産・学・官・民による「SHIBUSHIプロジェクト」を立ち上げ、調査・研究をしてまいります。今後は、国・県・関係団体との連携を強化し、志布志港を核として、アジアとの経済的発展につながる交流活動の推進と、アジアへの輸出入量の拡大と施策を推進してまいります。

**○11番（立平利男君）** この「SHIBUSHIプロジェクト」については、今後、調査・研究して策定していくということの答弁でございます。

今まで、市長のマニフェストについて、5つの中で1つずつ質問をさせていただきました。その中で調査・研究というのが3項目にわたってありました。今後のこの研究結果に基づいた施策が出てくるかと思えます。市長も4年間の1期でございます。早い段階で合併を成功させるためにも、いろんな施策なり、支援策等を市民にお示しをいただき、旧3カ町が早く補完し合って、志布志市政発展のために取り組めるよう期待をいたすところでございます。冒頭に申しましたように、ある部署に市長のマニフェストが掲示してあります。非常に嬉しく、自分自身も思っております。志布志市職員の質の高さもうかがわれるんじゃないかと思えます。

そういう状況の中で、最終的には市長の姿勢一つで、この4年間は合併した意義が大きく問われるかと思えます。市長にどういう思いかお伺いいたします。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

市庁舎の中に私の政策のビラが貼ってあって、そのことが職員一丸となって進めているんだなあということがうかがえるというお褒めの言葉をいただきまして、本当に有難く思っているところでございます。

私自身、職員にいつも話をしているところでございますが、私は市長として市民の信任を受けて、その職責を担うわけでございますが、その職責を担い、そのことを実現するためには、職員の能力が、協力が必要だということをいつもお話をしているところでございます。その能力と、そしてその能力を基にした結束力で、一丸となって市政推進に進んでいかなければ、到底、私が掲げるような政策は実現できないんだと。そのために皆さん方の持っている、培われた能力とエネルギーを結集していただきたい、ささげていただきたいというお話をするところでございます。

そのようなことで、職員の方々には、そのような自覚が生まれてきているのではなかろうかというふうに思っているところでございます。執行部といたしましては、一丸となって、この私の政策推進にあたっていただけるというふうに思っています。そして、そのことが新生志布志市の輝かしい発展につながっていくものと、私は信じております。私自身は先ほども言いましたように、まだまだ未熟で力足らずでございますので、この職員の手もさることながら、各界、各層の方々のお力も借りて、そして当然、市民の方々のお力もお借りしながら、全市を挙げて新しい志布志市に取り組んでいきたいというふうに決意するところでございます。

**○議長（谷口松生君）** 以上で、立平利男君の一般質問を終わります。

次に、9番、迫田正弘君の一般質問を許可いたします。

**○9番（迫田正弘君）** それでは、私の一般質問をこれから通告書に基づき行いたいと思っておりますけれども、私は一応大きな問題について、3点ほど質問件名として挙げておりますけれども、これにつきまして、一括質問をしていきます。今までの方は一問一答という形でございましたけれども、そういう手法でいきたいというふうに思いますので、御回答もそのようにお願いをいたしたいと思っております。

まず、第1点でございますけれども、畑かん営農等についてでございます。長い歳月をかけた国営畑

地かんがい排水事業もいよいよ大詰めとなりまして、18年度に有明町が所属する曾於南部地区の一部通水、同じく松山町、志布志町が所属する曾於東部地区の19年度完全通水に向けて、営農類型や作目の選定及び水利用計画の考え方についてお伺いをいたします。

次に、ただいま申し上げましたように、志布志市内に南部と東部の2つの水利組合と申し上げておきますが、存在することになります。施設の維持管理や水の使用料がどのようになるのかお示しをいただきたいと思います。

次に、第2点目に、岩崎グループ赤字路線廃止問題についてでございます。岩崎グループは、4月6日、突然、赤字路線バスの廃止を表明し、5月8日に国土交通省鹿児島及び宮崎運輸支局に廃止届を提出いたしました。これによって、6カ月後の11月8日には廃止されることが決定いたしました。これについて、私たち市民は、新聞などの報道でしか知ることができず、詳しいことがよくわかっておりません。一体どの路線が廃止されるのか、また廃止路線と今後の方向性についてお伺いをいたしたいと思っております。

また、志布志市では、福祉バス若しくはコミュニティーバスの導入構想がありますが、これを機に近隣市町を含めた広域的な視野に立って検討すべきではないかと思っておりますが、これについて市長の考えをお伺いいたします。

次に、第3点目に、在日米軍再編問題についてでございます。この問題は、国の問題という大きな問題でありますけれども、鹿屋市に米空中給油機訓練分散移転計画が最終的に、最終報告として出されました。やはり地域の問題として、私はとらえております。これに対しまして、鹿屋、それから大隅地域の総意として、断固反対を表明しております。これにつきましても新聞で私は知るのみでございますけれども、しかし、意に反しまして、在日米軍再編について閣議決定が5月31日ですか、なされました。このことに対し、市長の御見解をお伺いをいたします。

また、反対の一方で、鹿屋市の経済界では、地域振興策を期待する向きもあるようでございますが、私流に言わせますと、周辺の市町は、島原大変肥後迷惑とならないか。つまり火種は鹿屋にあって、騒音等の被害を被るのは周辺の市町ではないかということでもあります。これらの問題について、今後どのように対応されるのか、市長の考えをお伺いいたします。

以上につきまして、市長の答弁を求めます。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

曾於地域の大規模畑地かんがい事業は、3市1町にまたがるシラス台地上の約9,200haの畑作地帯を受益とする大型プロジェクトです。平成18年度、曾於南部地区の一部通水、平成19年度、曾於東部地区の完全通水に向けて、曾於地域畑地かんがい営農推進本部が中心となり、人と水と大地の恵みで築く、実りの曾於農業の確立を目指し、積極的に水を活用した畑作営農の早期定着化を基本方針とした曾於地域畑地かんがい営農指針を作成し、活動を展開しているところであります。平成15年6月に曾於地域畑地かんがい営農推進本部に企画調整部会を設立し、地域課題の解決について検討を重ね、露地で12品目、施設で8品目を推進品目として選定し、さらにこれらの推進品目を主体として、13の営農類型を定めたところであります。また、各地域の特性を生かしながら、各推進品目ごとにかん水基準等を定め、17年

度において32箇所、本年度において33箇所で、畑かん営農技術実証ほと展示ほ場とを設置し、さらなる省力栽培体系による経営の改善や計画的な安定生産体制の整備を推進しているところでございます。

水利用計画につきましては、水利用効果が高く、収益性の高い品目の導入及び作付体系の確立を図り、既に産地化されている品目の増収及び高品質化による産地拡大を推進することを目的とし、発芽、活着の促進や、肥料の効果を高めるといった生育管理、土壌消毒等への利用による土壌病害と農土障害の回避、干ばつ、霜等の災害の防止、かん水作業の省力化等への水利用を計画しております。

さらに、水の多目的利用といたしまして、太陽熱土壌消毒、熱水土壌消毒、散水氷結法による茶の防霜技術、細霧冷房技術、除塩、畦間湛水としての利用も考えられております。

次に、2番目の同じ市内に南部と東部の2つの水利組合が存在することになるが、施設管理や水の使用料はどのようなふうになるかということのお尋ねにつきましてお答えいたします。国営かんがい排水事業は、東部地区が昭和59年度に事業が採択され、現在まで事業が行われて、本年度ですべての事業が完了し、平成19年度より完全通水の予定であります。また、曾於南部地区は平成元年に事業採択され、ダム本体及び関連施設である1期工事が本年度末に完成し、志布志市有明町野神・蓬原地区を含む、曾於南部地区全体で約1,000haが通水可能となる予定であります。曾於東部地区においては本年度、曾於南部においては平成19年度から20年度にかけて、国営造成施設の運転、操作等の業務を受託し、国の指導の下に完了後の維持管理を行っていくための運転操作等業務に関する改良区職員の技術習得と操作態勢の整備を図っていく予定であります。完了後の維持管理につきまして、基幹水利施設は曾於東部地区が平成19年度から、また曾於南部地区は平成21年度から、それぞれ市営基幹水利施設管理事業を導入し、市と土地改良区が連携を図りつつ、管理を行っていく予定であります。また、一般施設につきましても、改良区がそれぞれ維持管理を行っていく予定であります。

水の使用料につきましては、曾於東部、曾於南部地区とも、同額の10a当たり、普通畑で3,600円、ハウスで6,000円、茶で1万2,000円であります。

次にお尋ねの岩崎グループ赤字バス路線廃止について、廃止路線と今後の方向性についてお答えいたします。岩崎グループは5月8日付けで、本年11月8日から赤字バス路線を廃止する届を国土交通省九州運輸局鹿児島運輸支局に提出したところであります。廃止路線といたしましては、志布志市内を発着する路線として、志布志・野方の路線、志布志駅前から四浦～吉原入口、馬庭～串間仲町の路線、志布志港～志布志港入口の路線が届出されているようであります。このことを受け、これまでに大隅総合開発期成会において、鹿児島県といわさきコーポレーション株式会社に対し、地方バス路線の存続と今後の対応策の検討に必要な資料の提供などについて要望を行っております。また、大隅総合開発期成会4市5町で、大隅地域バス路線対策研究会を設置し、広域的に廃止バス路線の現況を把握、対応策等の検討を行ってまいります。今後は、大隅地域バス路線対策研究会、鹿児島県、関係市町、バス事業者で構成する、鹿児島県バス対策協議会路線確保対策部会での実態調査などを踏まえ、バス事業者が維持する路線、行政が主体となって維持する路線、代替交通手段を構築し、廃止する路線ごとに分類する作業を進め、代替バス等を運行するための手続きに、ある程度の時間を要するため、7月中旬をめどに、存続、廃止及び存続の場合の代替方法について結論を出すべく協議・検討してまいります。

次に、市では福祉バス若しくはコミュニティーバス導入の構想があるが、これを機に近隣市町を含め、広域的な視野に立って検討すべきではないかの御質問にお答えします。旧有明町及び旧松山町で実施していた福祉タクシー事業を志布志町地域においても実施するため、現在、庁内で検討中ですが、今回のバス路線廃止問題に絡んで、広域的な視野に立った、公共交通政策はどうあるべきか早急に検討する必要があると私も考えているところでございます。新市の将来像実現のための基本計画の一つとして、公共交通の強化計画、これは民間事業者の既存路線バスの維持や福祉政策等での移送サービス等を踏まえ、周辺地域など、公共交通手段等による移動手段を確保していくというものでございますが、今回のバス路線廃止計画は、移動手段の選択肢が少なくなったという意味で、市民への影響を心配しているところでございます。したがって、御指摘のとおり、現在の福祉タクシー事業の検討と併せて、同様の問題に直面している近隣市町と連携・協力しながら、広域的な交通政策はどうあるべきか協議・検討してまいりたいと思います。

次に、在日米軍再編問題について、米軍の空中給油機訓練計画について、鹿屋大隅地域の総意として反対表明しているが、閣議決定されたことに対して見解を問うとの御質問にお答えします。米軍の空中給油機訓練計画は、鹿屋市だけの問題ではなく、志布志市にとっても重要な問題であると考えています。志布志市としましては、これまで鹿屋市の考え方を尊重し、また大隅総合開発期成会の一員として足並みを揃えてまいりました。大隅総合開発期成会としては、米軍の駐留により、鹿屋基地の形態が根幹から変わること、騒音被害や事故危険性の増大により、住民生活及び大隅地域の基幹産業である農畜産業への甚大な影響が懸念されること、基地機能の強化・拡大につながることなどの理由により、一様に断固反対することを決定しています。また、5月1日、日米安全保障協議委員会で合意発表しました最終報告の内容といたしましては、航空機は訓練及び運用のため、海上自衛隊鹿屋基地及びグアムに定期的にローテーションで展開する、KC130航空機の展開を支援するため、鹿屋基地において必要な施設が整備されるとなっています。この在日米軍再編に関する最終報告を的確かつ迅速に実施するとした実施方針が閣議決定されました。鹿屋市長は詳細な説明がないまま閣議決定が行われたのは誠に遺憾という談話を発表されましたが、私といたしましても同様に感じているところであります。

そして、次の御質問でございますが、反対の一方で地域振興策を期待する向きもあるようだがというようなことで、周辺市町は島原大変肥後迷惑にならないかというような御質問でございますが、お答えいたします。空中給油機移駐問題での全般的な問題点としましては、先ほど申しましたように、米軍の駐留により、鹿屋基地の形態が根幹から変わること、騒音被害や事故危険性の増大により、住民生活及び大隅地域の基幹産業である畜産業への甚大な影響が懸念されること、それから基地機能の強化・拡大につながるということが懸念されるということでございます。周辺市である本市への具体的な影響については、今のところ詳細について確認できない部分が推測となってしまいますが、このことにつきましては、先ほども言いましたように、鹿屋市と同様ということでございます。

**○9番（迫田正弘君）** ただいま総体的に市長の御答弁をいただきましたが、いろんな意味で私が新聞等で存知する範囲内の回答であったようでございます。したがって、若干中身に入って、考え方を伺いたいと思います。

まず、畑かん営農についてでございますけれども、水が東部で19年度から完全通水、全面通水、それから南部では18年度から一部通水というようなことでございますけれども、これについて私が質問しております営農類型あるいは作物の問題、ここいらについては何種目がどうだとかいう回答でありましたので、私はですね、より作目をその選定された作目も併せてお伺いをしたいと思います。まずですね、まず東部畑かん、それから南部畑かん、具体的にですね、何月からこの給水が開始されるという段取りでございますか。

**○市長（本田修一君）** 具体的には担当部長に回答させます。

**○耕地課長（通山正文君）** それでは、お答え申し上げます。

南部につきましては、平成18年度末、国の事業の通水ということで、その後、県営が通水しますので、何も事故がなければ、大体来年の4月頃ということになると思います。それと、東部につきましては、平成19年度からということで、4月1日予定ということでございます。

**○9番（迫田正弘君）** 今の回答ですと、4月からということでございますから、もうその時に水が来てからいろいろ考えると、実施に移すということでは、実は遅いわけで、既に今できることはですね、実はやらなきゃならないわけなんですけれども、何で私がこれを聞いたかということ、曾於東部はもう確かに4月にできる。今はもうダムの方の試験をやっているというふうなことでございますが、南部の方につきましては、輝北ダムの方に確認しましたところ、工事の遅れでですね、はっきり言いまして18年度の通水は無理だと言ってるわけですよ。19年度の何月になるかわかりませんが、若干遅れが出るというふうなことを言っております。この質問通告の段階では過疎計画等を見ましてやりましたんですが、そういった遅れが出ていますが、そのへんの確認をとっておりますか。

**○耕地課長（通山正文君）** 南部の輝北ダム関連でございますけど、水利事業所にお尋ねしましたところ、さっき答えましたとおり、18年度末ということで計画は変わっておりません。

**○9番（迫田正弘君）** 通水がいつになるということの議論をここでするわけではないんですけども、そういった食い違いがですね、若干ございますから、よく確認されてみてはいかがかというふうに思います。

質問にいたしました、この作目選定あるいは営農類型についてですね、数だけをですね、説明がありましたけれども、具体的にその先程来、同僚議員も言いますように、そういった新しい品目といいますか、そういったことについて、もしございましたらですね、ちょっと出していただきたいんですけども。

**○産業振興部長（永田史生君）** お答え申し上げます。

先ほど、市長の方から露地で12品目、施設で8品目という答弁がなされたわけですが、その中身について、私の方から申し上げたいと思います。

露地の12品目につきましては、作物名を申し上げますが、ニンジン、キャベツ、大根、茶、ゴボウ、バレイショ、サツマイモ、サトイモ、カボチャ、白菜、葉たばこ、飼料作物、以上12品目でございます。

施設野菜につきましては、カボチャ、メロン、なす、ニガウリ、キュウリ、ピーマン、イチゴ、菊類でございます。

以上でございます。

**○9番（迫田正弘君）** ただいまお答えいただきました、この品目ですけれども、曾於東部あるいは曾於南部が出しておりますところの資料の中です、すべて出てきているわけなんですね。もう当然、今、この作目については、もう作付けがされておまして、水利用されているものも多いわけですね。これが完全通水になったからといって、その水の利用が拡大されるか、あるいは作付面積が増えるかということになりますと、いささか疑問をもつわけなんですね、そこで水利用の計画というものもつながってくるわけですが、そこいらにつきましては、重点作目として、これを大幅に伸ばしていくんだという、そういった重点作目というのは考えてはおられないんですか。

**○産業振興部長（永田史生君）** 先ほど申し上げた品目が重点ということでございます。

**○9番（迫田正弘君）** これらの作目についてもですね、実際の面積とか、そういった生産量も実はここに資料としてあるわけですね、これを水を利用してですね、水の利用拡大を含めてするということがある程度なれば、畑かんの完全通水なり、あるいは南部におけるところの一部通水であってもですね、なかなかそれが図られないのではないかとことを思うわけでございます。しかも、その完全通水になりますと、水の使用料も上がってくるわけですね。しかも、その維持管理費というものが、先ほど市長からもありましたように、曾於東部の場合は19年度から維持管理を市の方に移管すると、あるいは改良区に移管するというようなことなのでございますが、今の作目体系です、どの程度その伸びを見込めるものか、そのへんの見込みを立てておられますか。お伺いします。

**○耕地課長（通山正文君）** それでは、お答え申し上げます。

作物といたしまして、前に松山の方でサツマイモの二期作ということで、現在も空中散水を行っております。それと、ニンジンにも試験的な通水とか、いろいろそうした部分で試験的な通水も行っているところでございます。それと、お茶が今現在まだ暫定通水ということで、防霜は行っていないということで、その部分等のお茶の面積が全体で3町で約240haということで、それらを含めまして、19年度末で約600町歩ぐらいの加入の試算をしているところでございます。それと、平成25年度で約2,000haというような試算ですと計算を行っているところでございます。

**○9番（迫田正弘君）** あくまで試算ということで、今ここでそれを達成するということはなかなか答えられないと思いますけれども、いわゆる今後、維持管理という面がですね、大きなこの問題になってくるというふうに思います。以前、旧松山町時代にこの問題について議会でも一般質問等があったときに、この曾於東部の段階で、曾於東部は3,130ha、全体です。末吉を含めて3,130haの通水面積があるわけですね、この75%が加入しないと、多分、面積割合のことだろうと思いますけど、75%という数字が出てこない、いわゆる維持管理が、いわゆる独立採算としてですね、できないというようなことがあったわけでございます。そうしますと、3,100haといいますと、これは2,300haぐらいの水利用の申し込みがないとですね、運営は難しいんだということでございます。しかも、今度は南部になりますと、4,000haの受益面積を、まあ先ほどの1,000haというのは、その中の有明町部分のことだったんですかね。全体ですか。いわゆる曾於東部と南部を合わせて1,000haという回答だったんですかね。まあそれでですね、要するにそういった維持管理ができるような面積拡大のためのですね、手立て、そ

こを私は懸念をするわけで、そこにもってきてですね、畑かん営農推進本部というのが旧曾於郡内にもあると思いますし、そして現在も志布志市あるいは松山、有明にもあると思いますけれども、これらが実証ほです、それなりの成果というものをきちっと出しているのかですね、そのへんを含めてちょっとお伺いをしたいと思います。

**○産業振興部長（永田史生君）** 実証ほの考え方でございますが、私どもも先ほど重点的な作物を申し上げましたけれども、いろんな意味で販売の経路がございます。そういった中でそれぞれの作物が生産をされているわけですが、そういった中で水を使った作物の取り組みということで、普及センターを中心にいろんな実証ほを設けておりますが、考え方的には先ほど市長が申されましたように、発芽の問題、活着の問題、水を必要としているときに水をやる、そういったことによって収量がいかに伸びるか。それから、肥料あるいは濃度の問題、土壌障害の問題、そういった問題についての取り組みが主でございます、いかに金額を伸ばして、いかに販売を持っていくんだという考えじゃなくて、今あるやつを水を使っていかに収量的に持つていくかというのが主な考え方の実証でございます。

**○9番（迫田正弘君）** 確かにですね、畑かんを導入する段階では、やはりかんがい用水、かんがい排水ということであったと思うんですね。そのかんがい排水としては、今おっしゃるように、水をかけることで、あるいは日照りの年に活着を良くするということは、一番初歩的なですね、畑かん、水の利用だと思いますけれども、それはやはり天候にも左右されるわけですね。雨が深い年は作らなくていいというようなものもあるわけで、やはりそういったことが今、東部においては、あるいは松山地区においては、給水栓までほとんど付いている状況なんですけれども、そこいらがその開始届を出すまでに至るかどうかということなんです。そこが大きな課題でございます。ですから、やはり本当に水を使わなければならない、水を使って新しいもの、あるいは質の高いものを生産するというようなですね、位置付けをきちっとしていかないと、畑かん自体のですね、利用というものはそこまで図られないんじゃないかという心配をですね、私しているわけでございます。本当はですね、水の利用計画というのがきちっと立って、あるいはその作目と連動していくというようなことでなければならぬわけですが、そのへんの作目と水利用の整合性・連動性というものを、どの程度考えて今進めておられますか。

**○産業振興部長（永田史生君）** 普及の推進の問題というようなことで御質問があったわけですが、確かにおっしゃるとおり、既に作物が作付けされておる状況の中で、今言われた水についての利用というのをどうして持つていくのかということが大きな課題ではなかろうかというふうに私どもはとらえております。ただ、水を使う人によっては、水をそれなりに利用して、水の成果というのを十分出してあるようでございますが、ただ全然まだ水を使ってない農家の方々も多々おられるようございますので、やはり私どもはそこらあたりを、現在使っておる人、実証ほあたりを中心にしながら普及を図っていかなくちゃならないと、営農上は考えているところであります。

**○9番（迫田正弘君）** これは実に難しい問題だと思うんですね。この畑かんが計画されたのは、もう40年前ですから、実際言いまして、昭和41年頃から気象の調査とかですね、41年だったと思います。その頃から入ってるわけです。ですから、そのときの農家の意識、考え方というものと、完全に通水されるまで相当の時間、年数が経ってるわけで、そのへんのギャップをどう埋めるかというのもですね、

大きな課題だと思うんですね。これについてはですね、まあ技連会なり、まあ技連会という組織が存在しますかわかりませんが、営農推進本部なり、やはり真剣にですね、後で言いますけれども、維持管理等も併せて、加入率を高めていくということをしない限りは、後でこの問題については、市なりが相当負担しなければならないということが出てくると思います。幸いといますか、幸いに水利用ですね、先程来、環境保全型農業のことで市長も盛んに答弁されておられます。こういうような安心・安全のそういった食物づくりというものができておりますから、そこへこの水をというものをですね、利用しないではないわけで、水利用促進についてということで、一つの提案でございますけれども、私の方からしてみたいというふうに思います。先程来、水の利用については、いろんなことが言われました。それは想定された問題ですけども、ただ市長の中に、湛水による病害虫防除のお話も出ましたんですけども、まだここいらについては、さほど実証してないんじゃないかと思っておりますけれども、まずその湛水によるですね、病害虫の防除を実証ほとしてされておればですね、成果は別問題にしても、そういう取り組みというのがあるかどうかをちょっとお伺いします。

**○産業振興部長（永田史生君）** 先ほど市長の方からもちょっと答弁があったわけですが、太陽熱を使った土壌消毒、あるいは熱水土壌消毒ということでやっております。特にハウス関係、いろんな農薬が禁止になっていきます。そういった中で熱水処理の消毒というのは、もう何回かそれぞれの地区で実証しながら、今後それらも導入しようということで、計画の段階でも農家、そういったところと話し合いながら進めているところであります。

**○9番（迫田正弘君）** 熱水処理による土壌消毒というのは、もう今、業者もそういった機械を使って、いろんな、市内でも使っている人は何人かおられると思います。そこでですね、部長にお伺いしますが、還元消毒法による土壌消毒法というのを御存知ですか。

**○産業振興部長（永田史生君）** ちょっと聞いておりません。

**○9番（迫田正弘君）** 技術的な面でございましたので、一応、部長を指名しましたけれども、土壌還元消毒法というものがですね、最近、確立をしつつあるわけでございます。これは臭化メチルの全廃が2005年に行われたんですけども、それに代わる消毒法として、北海道で開発されたものなんですが、このやり方については、牛に食べさせるふすまというのがございますけれども、ふすまをですね、大体10a当たり1tというふうに試験ではなってますけれども、ほ場にすき込みまして、水を貯めるわけですね。水を貯めて20日ぐらい置いておくと、その土壌の中の線虫なり、そういった菌が還元、いわゆる酸欠状態になって死ぬというようなことから、その方法がですね、今、岐阜、愛知、それから千葉でもですね、試験結果が出ておまして、有効だというふうに今、評価がされておるわけなんです。これは人と環境にやさしい営農の推進、いわゆる環境保全型農業のですね、最先端的な位置にあるわけでございます。これにつきましては、もちろん水を貯めるわけですから、畑かんの利用もありますし、ただ畑地の場合は傾斜がありますので、そういった傾斜改善というのがですね、大きな課題になってくると思うわけでございますけれども、それについては後ほど提案と同時にですね、そういった事業の組み立てについても伺いをいたしたいと思っておりますけれども、現在使われておりますテロン、クロルピクリンですね、それからDD剤のテロン92ですかね、こういったものをですね、全然使わない方法なんです。

ですから、非常にこのことで岐阜はこの方法を使って、自分たちのブランドというものを確立していつて、安全・安心の農業というものをですね、アピールしているわけですね。先程来、過疎計画の中でもその安心・安全は言われても、結果的にはその方法論というのは何も書いてありません。あるのは堆肥を完熟させて、静養するんだという有機農業ですかね、そういうことしか出てないわけですがけれども、是非このことをですね、検討されてみてはいかがかと思えますけれども、市長はどんなお考えでしょうか。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

ただいまのその土壌還元消毒法につきましては、私も初めて耳にしましたので、このことにつきましては調査させていただきまして、もしこの地に合うような農法であるということになりましてら、取り入れて、営農推進に役立てたいというふうに思います。

**○9番（迫田正弘君）** 是非ですね、この方法を取り入れていただきたいと思っておりますけれども、いろんなこれはイチゴとかですね、ホウレンソウ、トマト、ナス、こういった萎縮病とかですね、そういったものに効果があると。それから、サツマイモ、ネコブセンチュウに対しても高い防除があるということでもあります。ただ残念なことに、その一作限りしか効果がないよというような試験結果のようでございます。それと併せてですね、鹿児島島の試験場はですね、これをやってないようでございます。してるかも知れませんが、ネットによる検索では出てまいりませんでした。もし、これらをですね、試験的にでもやるということであれば、やはりその結果によっては、やはり畑のですね、いわゆる傾斜を直すための事業ですね、そういったものも是非検討をしていただければ、今後、畑作にも弾みがつくのではないかというふうに考えますが、これについてはいかがでございますか。

**○市長（本田修一君）** ただいま議論が進んでおりますように、ようやく畑かんが整備されて、そして水が来ようというような状況でございます。この畑の傾斜の修正につきましては、またいろんな農法との兼ね合いもありますので、その次の段階の展開になるかというふうに思いますので、そのようなふうに検討させていただければと思います。

**○9番（迫田正弘君）** それで結構かと思いますが、現在、旧松山町で実施しておりました天地返しの一町単、今度は市単事業になると思えますけど、そういったのもございますから、それらを考えますと、経費的には随分安くつくのではないかというふうにも考えますので、是非、御検討方をお願いをいたしたいと思えます。

それから、今申し上げますのは、やはり畑かん本来のかん水とか、そういった水の利用のほかにはですね、こういった土壌線虫駆除等のそういった方法を提言しているわけですがけれども、併せてですね、これは全く畑かんの多目的利用といいますか、目的外利用になるんですけれども、この水をですね、防火水槽にですね、使うということもですね、実は国営畑地かんがい事業の曾於東部の資料の中に書いてあるわけです。綾町の綾川地区というところではですね、もう既にそういったホースを設置しておりました、そういった箇所に防火水槽が設置できない場所、人家に近いほ場があるところなどにつきましてはですね、こういった活用が図られるというような実例もありますし、また今、曾於東部あるいは曾於南部の事業所が出しております資料の中にもですね、こういうのがあるわけございまして、こういった

こともですね、併せて御検討をいただければ有難いのではないかと思います。去年、一昨年、松山地区でもですね、基盤整備地区のあぜを焼いて、それが山に移ったりとかですね、民家火災に近い状況にあったというのも例としてあるわけで、そういったものもですね、是非、御検討をいただけないものかということで考えておりますけれども、こういったことはどうお考えですか。市長にお伺いします。

**○耕地課長（通山正文君）** それでは、お答え申し上げます。

消火栓接続のために、75ミリ以上のパイプが必要であるということでございます。それで、今そうしたできる部分の箇所等については、いろいろそうした会議の中でも話は出ておりますので、またそれら等につきまして検討をさせていただきたいと思っております。

**○9番（迫田正弘君）** それではですね、次に南部と東部の2つの改良区、水利組合ができるというようなことから、この管理の問題あるいは水の使用料金についての問題に移りますけれども、この管理費につきまして、それぞれ異なると思うんですよね。ここいらについては、水の料金については現在の設定は同じ金額なんですけれども、このへんの基本的な考え方というのはどのように理解したらよろしいんでしょうか。

**○市長（本田修一君）** この畑かんの事業につきましては、曾於東部、そして曾於南部が、市の関係する畑かん事業になるわけでございますが、この曾於地区におきましても、また北部の方もございます。そして、今度は広く大淀川水系というのがありまして、そちらとの畑かんとも関係がございまして、そういった関係団体と話し合いまして、この地区ではこういった料金設定というふうにしたところでございます。

**○9番（迫田正弘君）** ただいま料金について説明いただきましたけれども、維持管理費につきましては、そういった維持管理の費用を見込んで料金というのは確かに設定されるべきものであります。事業費等で比較してみますと、南部の方が大体総事業費で国営の場合で510億円です。そうしますと、東部の方で大体550億円。ですから、40億円の差はあるにしても、大体似たような数字なのかなというふうに思いますけれども、ただこうして見ますと、曾於南部の場合は、揚水機場が8箇所設置される。曾於東部の場合は、揚水機場が2箇所ということで、いわゆるファームポンドに貯める方式、ポンプアップによって曾於南部の場合は水を貯めるんだということですよ。こうなりますと、当然そういったポンプを回す維持経費というものはですね、やっぱり差が出てくるんじゃないかというふうに考えるわけですが、そこいらについては、別にその同じ市の中ですけれども、経営は別ですから、そのへんのこの考え方ですね、どういうふうに整理をされておられますでしょうか。

**○耕地課長（通山正文君）** それでは、お答え申し上げます。

今おっしゃられましたとおり、揚水機場が8箇所ということでございます。今後、基幹水利事業がどの部分まで該当するのか、今、国の方にいろいろ要望等も行っているところでございます。その中で、南部につきましては、ダム施設のところに発電装置は設置しておりまして、その中で年間約120万キロワットの発電が行えるということでございます。それをそうした維持費の方へ回すことができますので、幾分かは軽減になるのではないかと考えております。

**○9番（迫田正弘君）** そのような、その発電をしたもので回すというような方法がとられているとす

れば、非常に結構なことをございますけれども、水の利用の料金との関係も、やはりそこに関係してくるというようなことで、曾於東部も南部も同じ金額、つまり普通畑で3,600円、ハウスで6,000円、お茶で1万2,000円ということですか。曾於東部の場合は、これまでは暫定で半額の使用料だったわけですよ。これが4月からこのような形になると思いますけれども、南部の場合はいわゆる一部通水という形ですけれども、料金体系についてはどのようになっていくのでしょうか。

**○市長（本田修一君）** 南部の方につきましては、ただいまお示ししましたように、普通畑で3,600円、ハウスで6,000円、茶で1万2,000円ということをございます。

**○9番（迫田正弘君）** といいますのは、一部通水であっても、南部の場合はいわゆるもう基本料金どおりという格好ですよ。今、この金額の中でもですね、有明の場合は霜の対策としてスプリンクラーによる水の散布というのが行われていると思うんですよ。これは聞くところによりますと、市の水道ですかね、それを貯めていらっしゃる方もいらっしゃるようですよけれども、これまでですね。曾於東部の方ではですね、この今、普通畑3,600円、ハウス6,000円というものは、そこまで異論はないんですけども、この茶の1万2,000円というのがですね、非常にこの倍の値段であるということからですね、反発が出ているわけなんですよ。高いというようなことが非常に言われまして、議会でも議論になり、一般質問も相当あったんですけども、ここいらについては、やはり完全通水後に検討をするのであれば、その完全通水後だというようなこともあったりして、今のところ、そのままなんですけれども、このお茶に対する1万2,000円ですね、これが非常に高いのではないかとということであります。そのへんについてどのようにお考えか、お伺いいたします。

**○市長（本田修一君）** 茶畑への負担金が高いのではないかとということをございますが、本市でのみ独断的にですね、今回引き下げますよというようなことをいたしますと、他の市町にも迷惑がかかるということで、この料金設定については、そういった形で設定がなされたということをございます。そういうことで、完全通水後も諸々の情勢の変動や受益者の御意見等がありますので、またそのことにつきましては、改良区を中心にして検討していかなきゃならないという課題ではあるというふうに思います。

**○9番（迫田正弘君）** 今こういう要望がですね、非常に多いということはですね、頭に止めていただきまして、この料金設定をした時期といいますのはですね、確か平成2年から4年ぐらいの間の水の利用状況、末吉の早馬、有明の野神、お茶は有明の野神だったと思いますけど、そういったものの水道の利用量ですね、お茶は560トンでしたか、そういったものが参考にはなっていると思いますけれども、その時期とですね、現時点におけるお茶の栽培状況というのが変わってきておるわけですよ。いわゆるリーフ茶というものじゃなくて、今、ドリンク茶の方に移行しておるということで、単価も下がっているわけで、やはりそういったものが農家に対する負担というふうなこともありますし、有明の場合は水が来ておりませんので、防霜ファンをほとんどつけておられると思うんですね。防霜ファンをつけておると、水が無くてもいいという人もいらっしゃると思いますけれども、そういったこともかんがみ、やはり検討するべきではないかということで、市長からございましたように、今後、ここだけの問題じゃございせんから、是非、御検討方をお願いをいたしたいと思います。畑かんあるいは畑作営農というのはですね、マーケティングでの勝負ですから、品質向上という面ではですね、水を利用するという

のがもう今のところ一番必要なことですし、ましてや環境保全型農業のためには欠かせない水となってくるといふふうに思いますから、是非、全体を含めてですね、水利用の促進も併せて、こういった料金体系等も考えていただきたいというふうに思います。75%なければ維持管理ができないよというふうになりますと、加入率が仮に半分になったとすれば、その25%は市がその維持管理費を負担するというようになってくるかと思えますから、そういった総合的な判断をもってですね、この事にあたっていただきたいと思えます。それでは、この問題については、これで終わりたいと思えますけれども、次に第2点目の岩崎バスグループの赤字路線廃止問題についてお伺いしたいと思います。

先ほど市長が説明されました廃止路線は、これはこれだけの3路線の廃止なんですかね。例えば、志布志から松山を通る路線、尾野見から松山支所を通る路線、そういったものは対象になっていないんでしょうか。

**○市長（本田修一君）** 先ほどの答弁のとおりでございます。

**○企画部長（持冨秀明君）** 市長がただいま答弁したとおりでございますが、議員御指摘の路線につきましては、補助対象の路線でありますので、今回は対象にはなっていないということでございます。

**○9番（迫田正弘君）** いわゆる志布志から田之浦に行くあの路線と、それからちょっと控えましたんですけれども、再度お願いいたします。

**○市長（本田修一君）** 志布志市内を発着する路線としましては、志布志から野方の路線、志布志駅前から四浦吉原入口、馬庭・串間仲町の路線、それから志布志港から志布志港入口の路線が届出がされているようでございます。

**○9番（迫田正弘君）** そこいらについて、多分、大隅総合開発期成会の中では話は出たのかも知れませんが、新聞紙上ではその路線名については発表がなされておられません。私どもが心配しましたのは、やはりそういった県道を通る幹線路線ですね、そういったものの廃止があるのではないかということも想像して、いろんなことを申し上げておるわけですが、今、こういった路線につきまして、ほかの地区では、利用率ですね、利用人員とかを調査されたようでございますけれども、ここいら例えば志布志から松山に行く、尾野見を経由して松山に行く、そういった路線にあっても補助金は出ているかもしれませんが、利用率が非常に低いというふうに、私は見ているわけですが、そういったものを含めた調査というのは、今回なされなかったんですか。

**○市長（本田修一君）** ただいまの件につきましては、担当に答えさせます。

**○企画政策課長（山下修一君）** ただいまの迫田議員の御質問でございますが、その前にですね、廃止路線につきましては、旧志布志町内を走っております志布志駅前から四浦、それから志布志駅前から吉原入口、志布志駅前から馬庭、今申し上げました3路線につきましては、旧志布志町内を走っている路線、それから志布志駅から串間仲町の部分については、串間との関係がある路線、それともう一つ、志布志・野方につきましては、大崎町と関係がある路線ということでございますが、この路線につきましては、職員によります乗り込み調査を実施したところでございますが、もうほとんど乗車がない便、あるいは2人、多いところで6人乗車、これが串間の方向でございましたけれども、一番多いのが6人乗車というのがございました。あとはゼロから2名、3名の、ほとんどがこういった乗車率になっている

ところでございます。

**○9番(迫田正弘君)** 今、乗車について的人数等を聞きましたけれども、やはりこういった結果が出る以上は、もういわゆる業者としましても、採算を考えるとときに、運行はかなり厳しいであろうと、またそれを求めるのもどうかというような感じがしておりますけれども、著名なコメンテーターが新聞の方にそういうことも書いておりましたが、やはりそのことを考えますときに、今、廃止される路線というのは、どっちかといいますと、集落の生活路線という感じでございますよね。やはり対応としましては、やはりそういった今、松山で実施しているような福祉タクシーですかね、そういったの方がもっとも利用は出てくる可能性もありますし、一番懸念しますのは、岩崎グループが、この間、社長が南日本新聞のインタビューに答えて、補助金の目当てではないんだというようなことも言っておるわけですが、やはりこういったところのバスについて、岩崎社長の本意というかですね、本心というのがよく見えてこないんですけれども、まあ話は変わってきますが、聞こえるところによりますと、そういったバスについては、委託方式をとれないかというような、その意向もですね、ちらちら聞こえたりするんですけれども、そのへんは感じとしては受け取られておりませんか。

**○市長(本田修一君)** 岩崎グループの社長に、この存続についてお願いをしたところですが、その折には、ただいま議員が発言されたように、特段、補助金のうんぬんというようなお話はされなかったわけで、経営体として存続を図るために、こういった方向性を出したというようなお話でした。しかしながら、私どもとしましては、その廃止がされる路線につきまして、そのいささかでも利用されていらっしゃる方がいるということでもありますので、先ほどもお話ししましたように、大隅地域バス路線対策研究会の中で、今後7月中旬をめどにバス事業者が維持させる路線がはっきりするでしょうし、行政が主体となって維持する路線、あるいは代替交通手段を構築して維持する路線というようなことを今後、協議・検討していきたいというふうに思っております。

**○9番(迫田正弘君)** 広域的な路線の見直し、あるいは運行のあり方というものはあろうと思いますけれども、そこいらがやはり市なら市だけで対応できる路線といいますか、そういったものにつきましては、やはり福祉タクシー、福祉バス等で救済した方が利用も増えるんじゃないかというような感じがいたしております。実際、今日、松山での利用というものは、数字的に掴んでおりませんから申しませんけれども、相当数の利用があるというようなことからですね、今のこの3路線で終わるとすればですね、そういったことの方がより効果があるのではないかというふうに私自身は思いますが、やはりこれは相手がありますので、その出方によっては、まだこの3路線では済まないんじゃないかというようなことも懸念をいたしますので、是非、今後そういうことも動向を見極めながらですね、広域市町村圏の中ででも一つ御検討をいただきたいというふうに思います。

それからですね、こういった住民と直結するような問題、こういった場でお伺いするわけですが、できればですね、ホームページなり、市政だよりでもですね、ちょっと触れていただくと、住民の不安とかですね、そういったものが解消されると思うんですけれども、ホームページにも出ておりませんですし、そういったところをですね、タイミングを見計らってですね、是非出していただければというふうに思います。

次に、第3点目の在日米軍再編問題についてでございますけれども、これについては市長も鹿屋市長と同じ考え方だというようなふうに再三おっしゃったようでございますが、いろいろ課題も多いと思います。訓練と運用のため、定期的にローテーションで展開するという、この文言について、市長も国に聞いたようでありますけれども、私が新聞で見てから後、このようなことに関して、市長に何か情報もたらされているかどうかお伺いいたします。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

鹿屋市長から、6月13日付けで、大隅総合開発期成会の会員に、国に対する質問書に対する国の回答書が来たということで、文書が来ております。

その中身につきましては、先ほどお話したような中身でございます。

**○9番（迫田正弘君）** 結局、今、鹿屋市長が聞きました、その運用というのは、どういう意味かという質問をしておったと思うんですけども、その運用というのは、別段回答はなかったんですか。

**○市長（本田修一君）** 運用につきましては、運用というのは、通常任務として行われる空中給油等を示すというふうに理解しているという回答になっております。

**○9番（迫田正弘君）** ということは、一番懸念されております米軍の訓練は実戦配備の訓練であり、鹿屋が米軍の出撃基地となるのではないかという危惧の声が出ているということがございますが、まさしくそれを指しているような気がいたしますんですね。このことに関して、市長としてはどういう解釈をされていますか。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

ただいま議員がお話しなされた内容につきましては、具体的に鹿屋市の方からも、こういった回答がないということでございますので、今後そのような見解につきましても、大隅総合開発期成会等で統一して見解を求めていきたいと思っております。

**○9番（迫田正弘君）** 私が言いましたように、実戦配備というような形があるとすれば、非常に懸念する部分もありますが、この問題につきましては、まだ後の同僚議員も質問いたすようでございますので、これ以上は質問いたしませんけれども、やはり断固反対であれば、いわゆる計画を撤回させるというぐらいの気持ちがございますね、そこになれば、そのことを解決できないというふうに思うわけでございますけれども、これは仮の話をするとう失礼なんですけれども、いわゆる決議文が、この閣議決定されたことによって、もう既定の事実だというようなことですね、地域振興策を言っているような状況がありますが、地域振興策は鹿屋のみで、周辺自治体には及ばないというふうに私は思っておりますけれども、そのへんはいかがでしょう。

**○市長（本田修一君）** ただいま御質問の地域振興策なるものがどういったものかも、まだ現在わかってないような状況でございますので、またそのようなことが明らかになったときにお答えしたいというふうに思います。

**○9番（迫田正弘君）** こういったいろんな諸問題につきましてですね、私たちにも情報が非常に少のうございまして、以前、旧松山町の議会の冒頭に、町長がですね、行政報告というようなことで、いろんなこういったものを報告してくれていたことがございまして、やはりそういう形でしか情報をなかな

か収集できませんから、そういったようですね、必要なものに関しては、報告をいただきたいというふうに思います。昭和40年の頃でしたか、鹿屋基地には訓練機がたくさんいましたよね。あのプロペラ機の、訓練機がおりまして、訓練は鹿屋の上じゃなくて、こちらの方の、まあ自分らの家、松山なり、多分有明もだったと思うんですけども、上空で訓練をしてました。それはプロペラ機でしたからですけども、それがその後、小牧基地に移りましてなくなったんですが、やはり米軍のそういった空中給油機がこういった訓練をどこでするのかわかりませんが、やはり常に危険性の伴う問題でございますから、そういったところを考えながらですね、今後はもし条件闘争ということになれば、そういった訓練の場所とかですね、いろんなことも考えられますので、是非そういったこともですね、頭の隅においていただいて、今後、大隅総合開発期成会の中でもですね、議論をしていただきたいというふうに思います。

以上、質問申し上げましたけれども、改善すべきところは改善していただいて、市民の福祉向上に役立てていただければ有難いかと思います。

以上で私の質問を終わります。

**○議長（谷口松生君）** 以上で迫田正弘君の一般質問を終わります。

ここで3時20分まで休憩いたします。

午後3時07分 休憩

午後3時20分 再開

**○議長（谷口松生君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行します。

13番、立山静幸君の一般質問を許可いたします。

**○13番（立山静幸君）** 通告に基づき、順次、市長、教育委員長に質問をいたします。

1番目の観光の振興についてであります。平成18年第1回志布志市議会定例会の所信表明、商工観光の振興の中で、『港を活用したまちづくりの拠点として、海の駅レストランの建設や、海洋スポーツ・レジャー等、自然資源を活用した観光地づくりを進めます。田舎ならではの癒しを実感でき、地産地消を基本とした「スローライフ（健康・環境志向生活）や「グリーンツーリズム」による流入人口や交流人口を増やし、賑わいのあるまちづくりを目指す』とあり、今回の施政方針及び過疎地域自立促進計画では、『美しい自然や多くの恵まれた歴史資源を活用した観光地づくりと、ダグリ公園一帯の海を活用したマリンスポーツゾーンとして、広域的な観光客の誘致を図ります。また、海や山など、自然を生かした、観る、触れる、味わうなどの体験を楽しめる体験型観光や滞在型観光を広域的に推進する』と表明をされております。私は観光振興の取り組みについて、5点について質問をいたします。

まず、1番目の枇榔島の払い下げについてであります。枇榔島は沖合約4km、周囲約4km、面積が林野庁の所有が16万6,148平米、枇榔神社有地が7,001平米、計の17万3,149平米であり、標高が83mの南北に長い無人島であります。志布志市民にとりましては、桜島以上のシンボルの島でもあります。ま

た、現在まで志布志市にとりましては、経済・文化に大きく寄与してきた島でもあります。枇榔島は亜熱帯植物群の北限の島であり、全島に繁茂する植物群は、我が国の天然記念物の中でも代表的な原始林であり、特徴として単に多くの亜熱帯植物があるだけでなく、それぞれの植物が環境に応じた生育がみられます。この島は、日南海岸国定公園内、さらに特別天然記念物の指定、埋蔵文化財の指定がされている島でもあります。いろいろな制約があり、自由にはできない枇榔島ではありますが、私は教育面からの人々を呼び込む滞在型観光及び海洋スポーツ、レジャー等の体験型観光地として、合併を節目として、林野庁から払い下げ、志布志市の貴重な財産とすべきと考えますが、市長の考えをお伺いいたします。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

議員の御提案のことにつきましては、私たち志布志湾岸沿いの住民は、有史以来、枇榔島をそれぞれの地域のシンボリック的存在として、様々な思いを寄せ、見守ってきたわけでございます。大正10年、全島の植物が天然記念物として国の指定を受け、さらに昭和31年、特別天然記念物として国の再指定を受けております。昭和31年の農林水産省当時の調査で、全島に繁茂する植物群は、種子植物65科168種、羊歯植物36種が確認されており、我が国の天然記念物の中でも代表的原始林として、北海道の野幌原始林と対される希有の植物層でございます。特に全島が枇榔樹を中心とする亜熱帯植物群の宝庫であります。面積につきましては、御承知のとおり、約17.8ha、周囲が4km、標高が83mの南北に長い無人島であります。

所管は農林水産省で、林野庁となっております、鹿屋の大隅森林管理所が管理しているということであり、このことにつきましては、他の関係省庁との関わりもございますので、国・県への協議も含め、庁舎内で十分な検討・協議を重ねた上で、その方向付けをお示ししたいと考えます。

**○13番（立山静幸君）** 旧志布志町の町史を見ますと、明治5年に枇榔神社の番地が設定をされているようでございます。当時はまだ安楽村という状況でもあります。そういうときから枇榔島をどうしても安楽村の所有地にしたいというような思いもあったんじゃないかならうかと思えます。そして、大正9年には全島をこの枇榔神社が管理するようになっております。50年という長い管理の契約であります。そして、昭和27年には大蔵省からこの枇榔島が譲与されております。これで枇榔島は林野庁から離れて、枇榔神社として神社のものとなってまいりました。そういう様々な現在は志布志市ですが、志布志市の方がどうしても枇榔島を手に入れたいと、枇榔島を市のものにしたいというような思いがあったのではないかと、私はこう思っているわけでございます。どうしてもこの合併という節目です、皆さん方の努力をしていただいております、先ほど方向を示すと、いろいろな機関と協議をしながら方向を示すということがございましたが、再度です、市長の今後のスケジュール等を、お聞きをしたいと思えます。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

枇榔神社の設立につきましては、今、議員お話のように、この祭神が乙姫様ということでありまして、祭られて、古い歴史があるようでございます。その折に、こういった思いを抱かれて、この地に神社を建てられたか、少し勉強不足でわからないところがありますが、いずれにしても先ほども申しましたよ

うに、私ども、この志布志湾岸沿いに住むものにとっては、枇榔島の存在につきましても、特別な思い入れがあるというにはわからないということでございます。その地の活用について、いかにすべきかということも含めて、今後、庁舎内で検討させていただければというふうに思います。

**○13番（立山静幸君）** 是非ですね、庁舎内で検討をしていただいておりますね、実現に向けて努力をしていただきたいと思っております。

次に、2番目の枇榔神社の立入許可についてであります。枇榔島の北側に現在、志布志漁業協同組合が管理をしております枇榔神社7,001平米の土地がありますが、先ほども申し上げましたとおり、枇榔神社は明治5年、安楽村船磯浜宮神社としてですね、合祀され、番地が帖6614番地として番地が設定をされております。昭和6年6月には、氏子の寄贈により工事費318円で神前の改築もなされております。先ほども申し上げましたが、昭和27年12月20日付けで、枇榔神社として、面積6,338.73平米が大蔵省から譲与されております。地籍調査により面積が7,001平米となっております。いろいろな制約がありますが、市民等が自由に立ち入りできるように、管理者の志布志漁業協同組合と契約を取り交わし、教育面、観光面、レジャー等々、自由に立ち入りができるように条件整備が必要と思われませんが、市長の考えをお伺いをいたします。

**○市長（本田修一君）** お答えします。

枇榔神社の敷地は、昭和27年12月20日付けで登記されておまして、種目は神社地で、面積は6,338.73平米であります。建物は枇榔島周遊路の途中にあることから、神社の参詣路と重複していることとなりますが、現在までこの通行に関しまして、クレームがあったことはなく、誰でも自由にできるものであります。また、一般の方が敷地内の周遊路を外れて、森林の立ち入りをされることは文化財保護の観点から申しますと、天然記念物の指定事項である亜熱帯性植物群落の保護の面から望ましいことではなく、またマムシ等も生息していることから、安全上、避けてほしいというふうに考えております。

**○13番（立山静幸君）** 自由に利用できるというようなことですが、自由にできるかも知れませんが、管理者は漁協が管理をしているわけですね。払い下げの条件等としてですね、やっぱり自由に今までもできていますが、やっぱり立ち入りの許可はですね、漁協とすべきと私は思うんですが、再度お伺いいたします。

**○市長（本田修一君）** 現在のところ、何らクレームもついてないというような状況でございますので、そのことを前提といたしまして、また漁協ともそのような形で今後とも利用させてもらうように相談はしてみたいというふうに思います。

**○13番（立山静幸君）** 私も組合長と会ってきました。いろいろ管理については、今まで年1回、みなとまつりのときに掃除をするぐらいであるというようなことで、大麻等も山宮神社から売ってくれるようお願いもしているけれども、漁協の人たちも買っただけないというようなこと等も話をしてみました。そういう中で、大黒さんがあそこに、はしけですか、造る場合等もですね、やっぱり漁協の許可をもらっていらっしゃるようでございます。そういうことからして、何らかのやっぱりそのような話し合いを進めていってですね、契約とまではいかないかも知れませんが、こういうことで観光面、いろんな面で立ち入りをさせていただきたいというようなことはですね、させていただきたいと思ってお

ります。

次に、3番目の国際の森周辺の市有地の有効利用についてであります。調査のため、国際の森、陣岳に初めて私登ったわけですが、素晴らしい眺めでした。私は、眺めについては鹿児島県一じゃないかと思った次第でございます。身近に志布志市街地、港、志布志湾が一望でき、遙か彼方には開門岳、桜島の頂上も見え、素晴らしい自然観光地であると思っております。その周辺に株式会社SRE、旧奈良不動産株式会社が、平成6年12月に県知事よりゴルフ場開発等の開発許可を受け、ゴルフ場建設に向けて購入していた夏井地区の陣岳周辺の用地240筆と、ボルベリアダグリへの国道入口東側に4筆、計244筆、面積で30万3,976.93平米を、金額にして2,050万円で、平成16年度に土地開発基金により購入がされております。今回の過疎計画地域自立促進計画でも利活用の計画がないようであります。購入後2年が経過しておるようであります。市長はこの大面積の30haを超える面積が点々として購入がされているわけですが、この有効利用をどのように考えておられるのかお伺いをいたします。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

国際の森周辺の市有地の有効活用につきましては、今、お話がありましたように、点々としてある30haの土地ということで、全体の面としてつながっていないような状況があるようでございます。そういったこともございますので、その有効活用につきましては、今後、本年設立いたします商工・観光戦略会議の中でこの土地についても協議・検討をしていただきたいというふうに思っております。

**○13番（立山静幸君）** 商工・観光戦略会議で検討していきたいということでございますが、ボルベリアダグリの入口の東側に約5,000平米ですね、4,992.39平米ですかね、国道沿いで、即、有効活用ができるような土地があるわけですね。先の本会議でも同僚議員が駐車場にというような話もありましたけれども、ほかは点在しておりますので、私も図面等を見せてもらいましたが、本当に点在しております。利活用については大変だなあと思いましたけれども、この国道沿いの約5,000平米についてはですね、即、行政財産としてですね、活用できるのではないかと。基金としてやっぱり取っておくのではなくてですね、行政財産としてですね、早く利活用できるのではないかと、こう思いますが、この点についてお伺いいたします。

**○市長（本田修一君）** 本議会の議案提案の際にもこのことが出されまして、お答えしたとおりでございますが、現在のところ、入口部分がまだ未解決だというような状況がございまして、その整備については検討させていただきたいということでございます。当面は駐車場としては利用できるような状況にはしてあります。

**○13番（立山静幸君）** ただいま駐車場として利用できるようにしてありますということは、どういうことですか。

**○市長（本田修一君）** 夏の時期には、あの周辺に訪れる方がたくさんいると、特に海水浴シーズンになりますと、駐車場として利用したいという要望があったということがありまして、そのようなことであそこに訪れられた方が駐車場として、こちらの方で管理するというわけではないわけですが、自由に使用していただける状態にはしてあるということでございます。

**○13番（立山静幸君）** あまり言いたくはございませんが、土地開発基金で購入された土地をですね、

そういう使用目的に本当はできないと思うんですよね。また、事故等が起こった場合、自由にとということですので、あまり管理はしてないと思いますが、そういうことでもですね、早くこれをですね、行政財産として利用できるような方法をですね、この4筆の約5,000平米についてだけでもですね、早急に実施をしていただきたいと思いますと思いますが、再度お伺いいたします。

**○市長（本田修一君）** 先ほどお答えしましたように、商工・観光戦略会議の中で、多くの方々の御意見をいただきながら、活用の道を探っていきたいというふうに思っています。

**○13番（立山静幸君）** 是非ですね、商工・観光戦略会議ですか、その中でこの国際の森も含めた話し合いを。私、この陣岳に上がった際にですね、2組の方がいらっしゃって、これは参考で聞いていただければいいと思いますが、非常に眺めがいいので、望遠鏡が一つ欲しいですねと言われた方もいらっしゃいました。そして、トイレが汚れていますよという人もおりました。そして、尋ねてみたら、水は市役所の職員が、トイレットペーパーとかですね、持って行かれるというような話でございました。有明の岳野丘には水道が上がっているわけですよね。なぜ水道もないのかなあと思いましたけれども、外国の方がですね、たくさんいらっしゃるのに、国際の森としての利用がですね、やっぱり水なり、そういう条件整備もですね、この森については早急に必要ではないかなあと考えたところです。

次にですね、4番目のグリーンツーリズムについてであります。3月の所信表明では『スローライフやグリーンツーリズムによる流入人口や交流人口を増やし、賑わいのあるまちづくりを目指します』とありますが、今回の施政方針では、『「観る、触れる、味わう」などの体験を楽しむグリーンツーリズム等の体験型観光を広域的に展開する』と表明がされております。グリーンツーリズムは、都市住民が農村・漁村に滞在しながら、その地域の自然や文化、人々との交流を楽しむことであり、具体的には、一つめに伝統的な農林漁業体験、民宿での宿泊、二つめに、田植えや稲刈り、そば打ち等の体験や森林浴などの自然体験、三つめに、夏休み等を活用した子供たちの農林漁業、農村・漁村の体験活動、四つめに、ふるさとまつり等の地域伝統・文化行事への参加、直売所、棚田オーナー制度等による交流等があります。豊かな自然や地域の伝統・文化を生かしたグリーンツーリズムを展開することにより、農林漁業に対する理解の促進をはじめ、農産物、農産加工品の販売促進による農家所得の向上や、新たな就業機会の創出などが図られます。現在、旧松山町で実施をされておりますが、市長は広域的に展開すると表明をされておりますが、具体的な取り組みについてお伺いをいたします。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

グリーンツーリズムの基本は、農村・漁村に住む人々と都会に住む人々とのふれあい、つまり都市と農村・漁村との住民同士の交流であります。その媒体としましては、体験、産物、生活、文化など、農林水産業を中心とした生活の営みそのものだと考えております。そうした点から、家族単位などで民家に泊まり、農業体験や農業・漁業体験をしていただくことにより、農業・漁業の振興、地域づくり、商工観光の活性化、高齢者の生きがい対策等の効果が期待できるものと認識しております。これまでも田舎暮らしホームステイ事業や田植え・稲刈り交流事業、民間との共同ではイモ掘りから亀仕込みまでの焼酎づくりの体験等を行ってきたところです。今後、具体的な方策といたしましては、所信表明でも申し上げましたとおり、商工・観光戦略会議の中で、農業者、漁業者、商工業者等、すべての団体、市民

の協力をいただきながら、農業歴史資料館の体験館、蓬の郷民宿村などの施設の活用方法を含めて、総合的に検討していきたいと考えております。

**○13番（立山静幸君）** 何もかんも、先送りの戦略会議に委ねるというようなことですが、市長としてですね、この線でいくんだと、私はこういうことで実施をしたいというですね、プランをもって旧松山町ではこういうことをしておったと。広域的にするには、県の推進協議会があるわけですね。県の推進協議会等との関係、いろんな面があると思うんです。少し、じっくり落ち度のないようなという考えでしょうけれどもですね、あまりにも何もかんも先送りのような、人任せ、まあ先々が長いんですから、そういう急ぐ必要もないかもしれませんが、やっぱりちゃんとした信念の下にですね、私はグリーンツーリズムで観光滞在型で人を呼び込むんだと、そして志布志を観光で発展をさせていくんだというですね、そういう気構えがですね、少し足りないのではないかと。そういう戦略会議を開いて、先ほどのいろんな枇榔島の問題にしましても、そういうことですが、何かもう少しですね、スピードのある行政をしていただきたいと、こう思いますが、いかがでしょうか。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

この商工・観光戦略会議につきましては、直ちに立ち上げたいというふうに考えたところでございますが、様々な事業の広がり、それから志布志の歴史のまちづくり等の事業というのやら、それから海の駅レストランの事業と、そういった非常に広がりのあることでして、またこのことにつきましては、様々な形のを補助事業等も考えながら推進していかなければならないことだなと。そして、このこと自体が新しい志布志市の本当の賑わいが創出していく基になるのではないかなあというふうにございまして、議員御指摘のとおり、進みが遅いんじゃないかなあというふうな御指摘はございますが、そのようなことで今、取りかかっているというふうにご認識いただければというふうに思っております。

**○13番（立山静幸君）** 一番最初に同僚議員が言いましたけれども、港のレストランですね、これ等についても、新聞等で阿久根の漁協の問題が出てきましたとき、私も港湾商工課の方にちょっと問い合わせ資料ももらいました。あそこは3つの漁協が合併して、そういう事業を取り組んでですね、その事業の仕組みももらっておりますが、今回は質問もしませんでしたけれども、同僚議員がされましたので、そういうことだなあ。もう少しこの事業についてもですね、市長は突っ込んだ資料を収集してですね、ちゃんと事業もあるわけですから、この事業は志布志の港に適するのかわかないのかわですね、そのへんのところも研究をしてもらいたかったなあと、今までですよ。もう今まで、そういうのも把握していらっしやなければいけないんだということが、今、そう言われたものですから、そういうことでございます。どうしてもですね、合併当時でいろんな条件整備をしなければいけないということもわかっているわけです。しかし、スピード感のあるですね、行政をしてもらわないと、これは9月になるか、12月になるかと、ずるずるずるずるなるんじゃないかと思うんですよね。いろんな面でやっぱり市長としてですね、職員にいろんな調査をさせてですね、そして判断をして、即、事業に移すという、今後ですね、早急なそのようなシステムをですね、構築していただきたと思います。

次に、5番目の姉妹都市盟約についてであります。旧松山町が平成7年12月、山形県の旧松山町、

現在は酒田市となっておりますが、友好町盟約を結ばれ、現在まで交流を実施し、成果が上がっております。また、本年度も実施をされることになっております。また、旧有明町の商工会では、九州にある4県の有明町が、4県有明町商工会サミットを立ち上げられて、4年ごとに、ふるさとまつり等に来られ、3県の有明町の商工会関係者が特産品等の販売やふるさとまつりを盛り上げていただいているところでもあります。私は都市との交流を盛んにするには、姉妹都市盟約を結んで交流することも一つの手段ではないかと、こう思っております。これについての市長の考えをお伺いをいたします。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

ただいまの御質問にありましたように、旧有明町では、商工会が中心となりまして、九州管内の有明町が、佐賀、長崎、熊本、鹿児島県の4県で、シャトル有明として交流が図られてきたところでございます。旧志布志町では、青少年海外研修をアメリカのシアトルに、旧松山町では、アメリカのカリフォルニアに研修に行っており、国内でも旧松山町が山形県の旧松山町と青少年交流を図ってまいりました。この青少年の研修交流等につきましては、従来どおり継続していくものでございます。そして、旧3町とも交流等のことで、姉妹盟約はいたしてないものでございます。今後もこのような形で交流を軸にし、姉妹盟約については、特段考えてないところでございます。なお、先日の施政方針でも申し述べましたとおり、本市の「志」をテーマに、「志」の付く自治体に呼びかけをしまして、まちづくり支援サミットを11月に開催いたしまして、多くの市と交流を図っていきいたいというふうに考えているところでございます。

**○13番（立山静幸君）** これにつきましては、相手のあることでございますので、早急にできるものではないと思いますが、ただいまお聞きしますと、そのような友好的なですね、都市との交流をされるようでございますが、是非ともですね、先ほども話が一部出ましたが、家族ぐるみとか、あるいは団体等がですね、多く交流ができるようなですね、やっぱりあまり遠くはなくて、九州内とかですね、そういうところと盟約を結んでですね、観光として、また市としても向こうに行って、いろんな面を勉強するというようなことを、是非ですね、これも考えて、そのような相手のあることですので、早急にはできないと思いますが、そのように進めていただきたいと思います。

次に、大きな2番目の教育行政について、教育委員長にお伺いをいたします。

1番目の小中一貫校の推進についてであります。我が国の6・3制の義務教育制度は、昭和22年以来、60年近く続いておりますが、小学校と中学校が別々であることから様々な問題が生じているといわれております。例えば、小学校から中学校への接続を考えると、学校における生活上の決まりや、教育内容、指導方法に大きな違いがあることから、心理的に大きな負担を感じる子供が増えているという指摘もあります。学校は様々な努力を重ねているにも関わらず、中学校に進んだ段階で、不登校の子供が増加することも統計で明るみになっております。また、確かな学力を身につけることや、子供たちが将来に夢をもてず、意欲的に社会に参加していこうとする前向きな気持ちが育ちにくくなっているようでもございます。このような問題の克服を目指して、2003年4月21日、小泉内閣の進める構造改革特別区域構想に伴い、不登校児童生徒のための体験型学校特区が認定をされ、2004年4月、小中一貫校である八王子市立高尾山学園が開校をしております。鹿児島県では、薩摩川内市の水引小・中学校、宮崎

県では日向市の平岩小・中学校が開校し、全国で40校に達しているとのことであります。特に東京都の品川区、足立区、広島県の呉市が実施し、品川区の日野学園がモデル校になっているようでもあります。今回の過疎地域自立促進計画によりますと、小中学校のあり方については、庁内において検討委員会等を設置し、学校の適正規模のあり方や教育効果、教育の諸条件など、将来を見据えた学校区の見直しや、学校の統廃合を視野に入れた幅広い協議・検討を行いますとあります。私は、検討が実施されますけれども、悪い言い方だとは思いますが、先には進まないのではないかと。そこで、小中が近くにある小中をモデル校として、実施する考えはないか、教育委員長にお伺いをいたします。

**○教育長（坪田勝秀君）** 子供たちにとりまして、この小学校から中学校への進学というのは、大変大きな変化のときでございます。一人の先生がほとんどすべての教科を教えておりました小学校時代から、今度は毎時間、教える先生が違ってくるといふ中学校に進級する中で、子供たちは進級を迎え、そして学習面でも、生活面でも、極めて著しい成長を遂げるわけでございます。そのために小学校から中学校への移行を円滑にする方法の一つとして、設置者である自治体が主体的に小中一貫などの工夫を行うということは、それなりに大変有意義なことだと私も考えております。今、議員御指摘のとおり、本県では薩摩川内市におきまして、国における規制緩和策の一つとしての教育特区によって、これが実施されているところでございます。現在、県内ではこの薩摩川内市だけでございまして、薩摩川内市の祁答院中学校というところがございまして、それと校区内の4つの小学校、水引中学校と水引小学校、里中学校と里小学校と、3つのパターンで現在実施されていると聞いています。

この特区の目指す方向といたしましては、小中学校の教師及びこの児童・生徒の交流によりまして、小学生の中学校入学への不安を振り払うということ、それから、小中学校の垣根を取り払うことによりまして、相互の共同研究による教師の指導力の向上、それから小学校英語教育の充実、さらに教科を新設することによる小中学校の教育課程の円滑な継続というようなことがあるわけでございます。この特区の場合はですね、どうしても新しい教科を設置するということが条件のようでございます。従来のような学校を設置するのであれば、何も特区にする意味はないわけございまして、この学校においては、従来の教育指導要領の規制はありませんよと。だから、この学校のこの分においては、新しい教科を入れてですね、そしてさらにこの今までの6・3制でなくて、小学校6年、中学校3年じゃなくて、これを4・3・2と切ってもいいよと。要するに級を好きなように切りなさいよと、こういうことが規制緩和されるわけですね。当然そこには新しい教科も入れないと、従来の教科のものだけで、ただつなぐのでは、ただジョイントしただけと、意味はないわけでございますから、そういうことは自由にしてください、していいですよと、あなたのこの地区だけよと。これが特区でございます。ですから、この薩摩川内市の方でもそういうことを工夫されておられるのだらうと思います。恐らくその中身もですね、4・3・2制をとって、さらに小学校1年から4年生までの前期を、学級担任による指導にしましょうと。5年生から中学校1年生までは、今度は教科担任制を導入しましょうと。そして、中学校2年から3年生までは、これは習熟度別の学習をさせましょうと。そういうようなことをもって、効果的なことを狙っていると聞いております。

それで、この薩摩川内市の場合は、表現科とか、あるいは生き方科とか、もちろん英語科もですね、

そういう科目を、さらには情報コミュニケーション科という、これは理科とか社会とかいうその科でございますが、そういうものを設置して教育的な課題に取り組もうということをしておられるようでございます。

こういう小中一貫のですね、長所というんですか、そういう長所の裏に、いわゆる陰の部分というんですか、短所といいますか、そういうものもあるわけございまして、新しい教科を設置いたしますね。そうしますと、30時間なら30時間、もう子供の時間は限られていますから、それを70も80もするわけにはいかないわけで、30時間にするんだったら、今までの国語を2時間削りなさい、社会を1時間減らしなさい、その分、何とか科を入れなさいと、こうなるわけですから、当然、従来の教科が減ってくるということが出てくるわけでございます。

それともう一つは、この生徒がほかの地区に、例えば薩摩川内市の子供が志布志市に転校するというようなこと、その特区の生徒がですよ。そうしたときに、志布志の子供が習ってない教科を習ってる子だったり、習わなきゃならない教科を習ってなかったりと、そういうことも、まあ数は少ないかも知れませんが、実際出てくる。実際に特区でやりますと、教員の配置、それから施設設備の問題と、そういう面などもございまして、これを導入についてはですね、議員の御指摘もありましたが、今後の児童・生徒数の動向等を見極めながら、慎重を期さなければならないのではないかという気がいたしているところでございます。以上でございます。

**○13番（立山静幸君）** 過疎地域自立促進計画の72ページに、18年度の4月の生徒数の、6年間の減少率、まあ減少も載っているわけですが、最高で50%減、36%減、40%減と、6年間でですね。そういう学校もあるわけですね。一概に私は統合をしなさいと、言うんじゃないくて、段階的にいろんな面でやるべき教育の方法があるんじゃないかと。今、学校連携ですね、小中連携教育もここもされているかわかりませんが、宇都中学校の場合は、4小学校がありますので、中学校と小学校のPTAと、まあ学校もでしょうけれども、連携を取り合いながらやっているようでございます。そういうことで、この小中一貫校も東京都の品川区、足立区、このへんはもう全部するんですよね。すれば、恐らくここ4、5年の間にほとんどの小中学校が、鹿児島市とかですね、大きな都市ではされてくるんじゃないかと思うんですよね。そういうときに、私もこの過疎計画を見て、結論はわかっているわけです。検討委員会をつくって、そこでやりますよということはわかっているんですが、この早急にこういう全国的には、流れになるんじゃないかろうかと。小中一貫校に、流れとしてなるんじゃないかろうかということであればですね、やっぱり先取りをしてですね、先ほどもおっしゃいましたが、短所の部分もあるわけですね。しかし、私がもらった資料によりますと、生徒の異動とか時間数が足りないとかいうのは、何も問題はないと。転校とかですね、生活科とか英語科とか、特別にするわけですよね。1年から9年生までですね、9年生まで英語もするわけですから、同僚議員も後でまた質問もあるようですが、英語のことについてですね。こういう小中一貫校にすれば、そういう英語もできるしですね、いろんな面で学校の先生方が交流を深めるわけですね。例えば、有明小・中とか、伊崎田小・中とかですね、近くにあるところは何らもう問題はないと思うんですよね。私、教育事務所にも電話をして聞いてみましたが、職員の異動等については県の権限であると。その市の小中学校の先生は、教育長の権限であると。であればです

ね、言い方は極端な言い方かも知れませんが、教育長の采配で自由にこういうことはできるんじゃないかと。何ら施設を造れとかというのじゃないわけですよ。近くであって、1年生から9年生まであって、4・3・2とか、そういう分けて、教育をするわけですので、何ら問題はないんじゃないかと思えます。十分ですね、この検討委員会で検討をしていただいていますね、前向きですね、教育行政をしていただきたいと思っています。念のため、私がもらった資料の中でですね、7月28日に、この品川区の日野学園ですか、ここで小中一貫校全国サミットというのが開かれるんだそうですよ。そういうのにもですね、参加していただいていますね、これは市長もですよ、私はあえて市長には質しませんでしたが、この会を立ち上げるということですね、市長には問いませんでしたが、やっぱりトップがですね、こういう日本の教育の流れをですね、的確に把握をして、乗り遅れないようなですね、教育行政をしていただきたいと思いますが、これについて、再度お伺いいたします。

**○教育長（坪田勝秀君）** ただいまの御意見でございますが、お答えいたします。

現在、教育委員会といたしましては、あえてその小中一貫教育の制度を導入をして、そして小中学校の指導を良くしようというところまではいたしておりませんが、現在、既存の小学校、例えば伊崎田小学校と伊崎田中というような形、あるいは松山中と松山小学校と泰野小学校、あるいは尾野見小学校というような形ですね、小学校と中学校の先生方が盛んに交流をしながら、授業を見たり見せたり、入ったり来たりしながら、自分たちの指導力向上はさることながら、子供たちの学力向上にも努めてくださいと、私、学校訪問のたびにお願いしておりますが、そういうふうなことを行っておられるはずでございます。そして、小さな学校同士ですね、先ほど午前中、議員の質問にも答えましたが、ごく小規模校は、ごく小規模同士で、5校研究会とか6校研究会とかいうようなものを、先生方が開いて、そして指導力研究もしておるといことも報告を受けておりますので、実際につないでやるのも一つの手かも知れませんが、それはそれなりに今申し上げましたような問題点もまだあるようでございますので。東京の場合は私を感じますに、大変交通網もどンドンどンドン行き交いができる、そして交通アクセスが豊かな地域でございますので、もう全部一緒に、全てが23区一緒に小中一貫教育をとというのは可能なのかも知れませんが、まあちょっとそういう意味では、まだこちらの方、鹿児島に限らず、地方では難しい面もあるのかなと思っております。もちろん、だからといって、関心が私はないわけじゃございませんで、今、議員御指摘のとおり、勉強もしなさいということでございます。もちろん勉強もしなきゃなりませんので、それもやってみないと。また、こういう質問が実は議員の方から出ておりましたので、私、知り合いの県内の教育長等にちょっと聞いてみましたら、どうだ、何かそういう予定がないですかと聞いても、今のところ、薩摩川内市以外に小中一貫教育の学校をつくらうという予定は、私が聞いた限りにおいてはなかったようでございます。いずれにしても、私どもは教育の責任を負っている立場にありますので、子供たちを軽々にモルモットにするわけにもいきませんから、十分検討を重ねながら、良い方向で今後立ち上げる予定にしております、その対策委員会等々ですね、本市の教育の長期的な展望に立ちまして、良い方向をいろいろと結論を出していただきたいと、こういうふうに考えているところでございます。以上でございます。

**○13番（立山静幸君）** 水引小中のほかにないようだということですが、午前中の質疑の中でも、南さ

つま市の問題も取り上げられましたが、ここでも市教育委員会は、小中一貫校を模索していると、こういう見出しもあるわけですね。そういうことで、恐らく鹿児島県全体の教育委員会は、このような過疎がだんだん進んでくれば、学校問題に非常に悩んでいらっしゃると思うんですね、教育に。であれば、急速に何か再編が来るような感じなんですね。そういうことで、是非ですね、この検討委員会の充実で、庁内とありますが、庁内じゃなくてですね、やっぱりPTAとか、各自治会の分館等にもですね、早く下ろしてですね、現状を、先ほども申し上げましたが、市の生徒数はこのように減少しているんだと。今、こういう生徒数だと、こういうのもですね、PTA関係あるいは自治会等にですね、お示しをすべきと思います。その検討委員会にもですね、いろんな分野の方を入れてもらって、庁内検討と、それから庁外を含めたですね、検討委員会にしていきたいと思います。

以上で終わります。

**○議長（谷口松生君）** 以上で立山静幸君の一般質問を終わります。

ここでお諮りをします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（谷口松生君）** 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

明日は、午前10時から、引き続き一般質問を行います。

本日はこれで延会します。

御苦労さまでした。

午後4時25分 延会

平成18年第2回志布志市議会定例会（第4号）

期 日：平成18年6月20日（火曜日）午前10時

場 所：志布志市議会議事堂

議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

藤 後 昇 一

小 野 広 嗣

長 岡 耕 二

本 田 孝 志

西江園 明

丸 山 一

岩 根 賢 二

重 永 重 久

上 野 直 広

小 園 義 行

**出席議員氏名 (33名)**

1 番 下 平 晴 行	2 番 西江園 明
3 番 丸 山 一	4 番 八久保 壹
5 番 玉 垣 大二郎	6 番 坂 元 修一郎
7 番 鶴 迫 京 子	8 番 藤 後 昇 一
9 番 迫 田 正 弘	10 番 毛 野 了
11 番 立 平 利 男	12 番 本 田 孝 志
13 番 立 山 静 幸	14 番 小 野 広 嗣
15 番 長 岡 耕 二	16 番 金 子 光 博
17 番 林 勇 作	18 番 木 藤 茂 弘
19 番 岩 根 賢 二	20 番 吉 国 敏 郎
21 番 上 野 直 広	22 番 宮 城 義 治
23 番 東 宏 二	24 番 宮 田 慶一郎
25 番 小 園 義 行	26 番 上 村 環
27 番 鬼 塚 弘 文	28 番 重 永 重 久
29 番 丸 崎 幹 男	30 番 福 重 彰 史
31 番 野 村 公 一	32 番 谷 口 松 生
33 番 若 松 良 雄	

**欠席議員氏名 (0名)**

**地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名**

市 長 本 田 修 一	助 役 瀬戸口 司
教 育 長 坪 田 勝 秀	総 務 部 長 隈 元 勝 昭
企 画 部 長 持 富 秀 明	市 民 部 長 稻 付 道 憲
福 祉 部 長 蔵 園 修 文	産 業 振 興 部 長 永 田 史 生
建 設 部 長 井 手 南 海 男	松 山 支 所 長 吉 井 宏 徳
志 布 志 支 所 長 山 裾 信 博	教 育 次 長 山 裾 幸 良
総 務 課 長 上 村 和 憲	情 報 管 理 課 長 中 水 博
企 画 政 策 課 長 山 下 修 一	財 務 課 長 溝 口 猛
港 湾 商 工 課 長 小 辻 一 海	市 民 課 長 竹 之 内 宏 史
環 境 政 策 課 長 立 山 広 幸	福 祉 課 長 木 場 春 次
保 健 課 長 今 井 善 文	農 政 課 長 仮 屋 正 文
土 木 課 長 宮 苑 和 郎	水 道 局 長 徳 田 俊 美
農 業 委 員 会 事 務 局 長 大 園 朗	

**議会議務局職員出席者**

事 務 局 長 徳 重 昭 一	事 務 局 次 長 前 田 泰 郎
次 長 補 佐 兼 議 事 係 長 門 岡 秀 明	調 査 管 理 係 長 徳 田 弘 美

午前10時00分 開 議

○議長（谷口松生君） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

---

**日程第1 会議録署名議員の指名**

○議長（谷口松生君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第83条の規定により、玉垣大二郎君と坂元修一郎君を指名いたします。

---

**日程第2 一般質問**

○議長（谷口松生君） 日程第2、一般質問を行います。順番に発言を許可します。

まず、8番、藤後昇一君の発言を許可します。8番、藤後昇一君。

○8番（藤後昇一君） おはようございます。私の、今日の最初の質問事項でありますバス路線の廃止問題については、昨日9番議員より一般質問が行われ、市長、執行部の見解がおおよそ示されたところですが、本日は、まず昨日の9番議員の質疑の内容の確認から入りたいと思います。

先ほど、市長にお渡ししましたこのバス路線図ですね、昨日の廃止路線の内容等について質問があったわけですが、このバス路線図は企画部の企画政策課より地図自体はいただいたものです。この赤の部分は廃止される路線ですね、青の部分は残るといいますか、廃止を免れた路線ですが、間違いありませんか。市長、確認をお願いします。

○市長（本田修一君） おはようございます。お答えいたします。昨日の質問がありましたように、その中でお答えいたしました。現在、志布志市内には鹿児島交通株式会社、大隅交通ネットワーク株式会社及び三州自動車株式会社の3社が乗り入れており、廃止路線としましては志布志市内を発着する路線として志布志・野方の路線、志布志駅前から四浦吉原入口、馬庭・串間仲町の路線、志布志港、志布志港入口の路線が届出されておるようであります。

今朝ほど、議員の方からお示しがありました路線の中で、宇尾・松山新橋を通りまして役場前の路線が赤に、廃止として記してありますが、この路線については存続ということで、松山駅前、松山の役場間が、駅前と役場間が廃止だということだそうでございます。

○8番（藤後昇一君） 再度確認しますけど、宇尾・松山役場前ですか、これは存続ですか。この赤の路線で、私はこの赤で塗った部分で存続になっているのは、ここ1箇所ですかね、それをお願いします。

○市長（本田修一君） 担当課長に回答させます。

○企画政策課長（山下修一君） 前、議員にお渡しした地図の分では、宇尾・新橋間が一応赤で一応色を塗った分をお渡しをいたしておりますけれども、宇尾・新橋間は一応存続をされます。ただ部分的に、役場前から広域農道に出る部分、約300m部分だけが廃止ということになります。以上です。

○8番（藤後昇一君） 昨日の9番議員の質問に対して3路線が廃止と、確か市長は回答されましたが、今の担当課長の回答と矛盾はいたしませんか。お伺いします。

**○市長（本田修一君）** 私どもといたしましては、ただいま回答いたしましたとおり、昨日も回答したというふうに思っております。

**○8番（藤後昇一君）**

では昨日と矛盾はしないということで、一応先に進めさせていただきます。

この地図はですね、実は企画部よりいただいたのに、私が南九州新聞に廃止路線が出ていましたので、ほかの新聞ではここが出てなかったものですから、それでここで廃止と書いた分は赤で塗って、残る分を青でしたわけです。わかりやすいでしょう。

今回のバス路線の廃止の問題については、私を含めて3人の議員がこの問題について質問をされます。また、この赤字路線廃止が新聞報道をされてからですね、南日本新聞の広場という投書欄がありますね、あれの4月20日から5月8日まで、私がチェックしただけでも8件の投書が載っております。

ということは、非常に関心を持たれているし、また志布志市民の方々も、どうなるんだろうという不安を持っておられる、非常に生活のかかった重要な問題であろうかと思えます。

こういうのが出ていればですね、企画部の方で少なくとも質問議員、全議員にこの資料を、バス路線廃止発表後に早急に情報として提供をされるべきではなかったかと思いますが、市長の見解を伺います。

**○市長（本田修一君）**

お答えいたします。ただいま御質問がありましたように、このバス路線廃止につきましては市民の方々の関心が高いということは十分承知しております。そして、そのことにつきましては、その都度、その都度報道等がなされておまして、その行方について関心が高かろうということでございますが、ただいまお話のように、路線の詳細についてもっと情報開示をすべきではなかったかという点につきましては、少し足りなかったというふうには思っております。

**○8番（藤後昇一君）** 今、市長が答弁されたようにですね、この問題については、昨日のあの9番議員との言葉のやり取りではですね、どこが廃止されるのかですね、びんと来ないわけですね。実際、こうやって出してみますとですね、赤字の路線がですね、昨日の9番議員も述べられたわけですが、志布志にとって各集落を回る生活密着路線なんですよ。それがお分かりになりますよね、見られてですね。言葉の質疑では分からないわけですよ。こう見ますと、改めてこのバス路線の廃止が志布志の市民の方々にとって重要な問題だというのが分かってくるわけですよ。

ですから、あくまでも遅くはありませんので、なんらかの情報の出し方を早急に検討していただきたいと要望しておきます。

次に、市長に伺います。先ほど申しました南日本新聞の広場の欄に寄せられた読者の意見は、高齢者、障害者、通学高校生などの交通弱者を守るためのバス路線の存続と早急な対策を切望する者や、岩崎グループのあまりにも唐突な廃止発表と、その規模の大きさに対する非難の声でした。

また、赤字バス路線の実態を見過ごし、国鉄廃止後の唯一の公共交通手段を失う結果を招いた関係自治体の責任を問うものも中にはありました。

そこで市長に伺います。去る4月6日の岩崎グループの赤字路線廃止の発表は、事前説明もない唐突なものであったのかどうか。この問題に関し、県からの情報・相談はまったくなかったのかどうか。市

長の説明を求めます。

そのことで、岩崎側は2002年の国の規制緩和、自由化以後、県などの自治体には地方交通の影響を訴えてきたと。しかも今回の廃止対象バス路線は自治体からの補助金が出ていないバス路線なんです。すなわち社会的に必要な路線と見なされた路線のみであり、悪者呼ばわりされるゆえはないし、原因は問題を先送りし、迅速な対応をしなかった自治体の側にあると、毎日新聞のインタビューで岩崎芳太郎社長が述べております。市長はこれを御覧になりましたですか。

さらに、赤字バス路線をセーフティネットとして今後どのように維持して守っていくかは、主語が岩崎グループから自治体へ移ったのであり、廃止届を出して6カ月後に地域の足としてバスが走っているかどうかは自治体次第であると。岩崎グループとしては廃止届を出したからといって自治体との協議を拒否するのではないが、しかし補助金をもらっても走れば走るほど赤字であるという現状では私企業としての岩崎グループのメリットはない。

したがって、自治体が運営主体となって岩崎グループにバス事業を委託するという方向での協議であれば、岩崎グループとしてもできるだけことはしたい、という岩崎社長の本音も述べております。

以上の岩崎グループの言い分に対して市長はどのように考えるか、見解をお伺いいたします。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。バス会社が公共交通機関としての一定の社会的な責任を担っているということは理解をしていますが、急速なモータリーゼーション、少子高齢化、人口減少などにより乗客が少なくなってきており、バス会社といえども経営体でありますので、すべての路線を現状の形で存続するというのはなかなか困難なことではなかろうかというふうに考えております。

しかしながら、このことにつきまして唐突に廃止というような形で話を持ちかけられても、そのバス路線があります自治体にとっては深刻な状況でありますので、このことについては非常に遺憾に思っております。

**○8番（藤後昇一君）** 市長の言われるとおりだろうと思います。この岩崎社長の毎日新聞のインタビュー、非常に挑発的な内容を含んでおります。発表も唐突ですけど、ここに至る経過を全く無視したようなですね。自分のところのことはさておいて、自治体に対する非難が先行するというような形を取っております。

そこで、この岩崎グループの言い分へ、私なりの疑問点とそれに対する見解を述べたいと思います。その後で市長の見解をお伺いいたします。

まず第1点は、市の独自の実態調査をされた結果、どの路線も利用者が極めて少なく、岩崎グループが撤退するのもやむを得ないのではないかということが、昨日の9番議員の質問の中でも実態調査では少ないと、この方向でいくと、岩崎グループが撤退するのもやむを得ないのではないかという見解が1つ、可能性として出てくると、考えられます。

したがって、今後の選択肢としてのバス路線廃止の方向が出てくること、はたしてそうでしょうか。利用者が少ないということに関して、私は志布志駅前の鹿児島交通志布志営業所のところに行ってきたして時刻表を調べてまいりました。

それによりますと尾野見経由岩川、これは存続路線ですね、これは午前2本、午後2本、計4本です。

八野小經由馬庭行、午前1本、午後2本、計3本。国民宿舎ダグリ經由串間仲町、これも廃止ですね。これは午前、午後1本ずつの2本です。森山經由四浦行、午前午後各1本、計2本。樽野吉原入口10時30分発が1本、岩川・牧之原經由鹿児島中央駅行、午前2本、午後2本、計4本。岩川經由牧之原ドライブイン行、午前午後各1本の計2本、全体として18本です。

補助金が出ている存続路線でさえ、午前2本、午後2本の計4本。廃止路線は、多くて3本、少ないところは1本です。先ほど見られましたこの路線図を見ますと、先ほども言いましたけども、このバス路線は各集落を經由する生活密着型のバス路線です。これに、存続路線でさえ午前2本、午後2本、これではたして住民の皆さんのニーズに応える路線でしょうか。

高齢者、独居老人、高齢者夫婦のみの世帯などの現状を考えますと、バス路線に対するニーズは極めて大きいのではないかと思います。こういう便数ではですね、そういうニーズに応えられないから足が遠のく、バスに対する足が遠のく。

私は会計事務所に26年勤めていましたから、いろんな商店やら会社に行きました。私のこの経験から言うのですね、このバス路線はですね、魚の売れなくなった魚屋と一緒にじゃないかと思うんですよ。資金繰りが悪くなって、傾いてきた魚屋は、魚の品揃えができなくなります。そうすると、当然お客は少なくなります。売れないから魚の鮮度は落ちる、ますます客足は遠のく、まさにこういうことじゃないかと思うんですよ。まず、この1点を押さえていただきたい。

次に、岩崎グループが提出したバス事業に係る基本方針の説明資料がありますが、これは市長も持っておられると思うんですよ、持っておられますね。この中でですね、48ページですね。ここにですね、ここは岩崎グループ側がつくった説明資料ですよ、説明会に出た人から提供をいただいた資料です。

地方バス運行維持国庫補助金、これはつまり志布志市でいえば、残っている青の3本に出ている、県と国からの補助金です。鹿児島県は15年度で3億3,400万円、16年度で3億1,900万円、そしてこれは企画からいただいた資料、最近の資料です。まず、この補助金は、これは複雑な計算方法が載っているんですが、路線の維持に対する補助金と、なんとバスを購入したときも購入費の補助金も出るんですよ。

まず、路線を維持する補助金は、鹿児島県は、北海道について第2位ですよ、全国で。バスの購入費の補助金を入れますと、山口県がバスの購入費にちょっと補助金を多く出しているものですから2位に上がってきて、それでも鹿児島県は第3位です。

鹿児島県が3月31日に、平成17年3月31日現在の県本体と地方3公社と第3セクターを含めた連結バランスシートを発表しています。それによると、鹿児島県の債務損失補償額は1,007億円に上ります。そういう県が、これだけの補助金を出しているんです。もっと言いますと、熊本県の5倍、宮崎県の3倍出しているんですよ。県は努力をしていないんじゃないですよ、自治体は努力をしているんです。赤字の中で3億円以上補助金、岩崎側に出しているんですよ。

さらに、今度は志布志市ですね、私たちの、今度出されました過疎地域自立促進計画というのを出されましたですね。その9ページに旧3町を合計した財務状況が初めて発表されました。私は旧町の志布志町の時代に、3町の合併後の財務指標は出ないかと、質問したら、今のところ無理だということで、今回初めて目にすることができたんですが。

これを見ますと、この表自体間違いだというんじゃないですよ。落とし穴があるんですよ、この表には。悪いと言っているんじゃないですよ、この表自体がそういう宿命的に落とし穴を持っている。それは何かと言ったらですね、歳入の部に本来借金である地方債が入るんですよ。収入に借金の借入が入る仕組みになっているんです。この状態で実質収支が5億8,400万円の黒字、12年度で。15年度でちょっと減って4億4,000万円の黒字となっていて、ちょっと安心かなというふうに一見見えます。

ちなみに、この実質収支というのはですね、赤字が20%を超えると再建団体になってきて予算の編成やら、ある意味では議会の機能さえ制限される事態に陥る重要な指標です。これを、私は会計事務所にいましたから、一般の企業会計では収入の欄に地方債は入って来ないんです。本当の収支は、この収入から地方債を省いてみないといけないんですよ。そうしないと、借金すればするほど実質収支は上がっていくということになります。こんなおかしいことはありません。

じゃあ、これを省いたらどうなるか。平成12年度は17億1,100万円の赤字です。15年度はなんと19億5,900万円の赤字になるんですよ。志布志市も大変な、ここに書いてありますけど、市長自体も書いていらっしやいますけど、大変な財政状態なんです。

こういう時、はたして岩崎グループに補助金を出す余力があるといえるんでしょうかね、志布志市が。ところが岩崎社長はそれを要求しているわけです。しかも補助金が少ないと言っているんですよ。

先ほどですね、この表でいきますと次に県単独補助金というのが出てきます。これはこの路線図でいきますと、赤い部分に対する補助金です。これは、鹿児島県は15年度で8,900万円、16年度で6,700万円、出しています。これは先ほどの地方バス運行維持補助金とは違っていて、鹿児島県は熊本県の6.6%、宮崎県の16%ぐらいに落ちてくるんですよ。このことを言っているんじゃないかと思うんですね、岩崎は。ここに出せと言ってるわけですよ、本音は。その為にこの資料を出したんですよ。

このような私の説明、見解に対して市長の所見をお願いいたします。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。私どものこのバス路線の廃止が発表されて、そのことにつきまして大隅総合開発期成会で対応しようということで、岩崎に要望にまいったところでした。

そして、その折りに、社長がただいまお話しがあったようなことを私どもにも話をされたということでございますが、私どもとしましては、とにかく存続はして欲しいというようなことを再度要望したところですが、会社といたしましては、特段その補助金がどうこうということではなく、先ほども言いましたように、乗客が減少しているというようなことで、バス会社としての経営の存続が難しいというようなことがあるから、今回こういった形で路線廃止を申請するところだというような再度の回答でした。

ただいま、お話しがありましたように、様々形で補助金が出されているというような話も出たわけでございますが、会社といたしましての回答はそのようなものであったところでございます。そういうことでありますが、私どもとしては路線の廃止については再考をお願いしたいというふうな要望をしたところでございます。

**○企画部長（持富秀明君）** ちょっと財政指標のことで、地方債の関係で藤後議員の見解が示されましたけれども、地方公共団体の歳入の中で地方債につきましては当然、規定されているわけでございますが、一般私企業の場合の会計処理との違いがあるわけでございます。

地方債につきましては、地方財政法の中で当然規定されている経費しか使えない、そういった特定された歳入でございまして、これが即赤字だから地方債を借り入れるという性格のものではないわけでありまして、そのあたりがちょっと見解の相違かなというふうに思います。

**○8番（藤後昇一君）** それは分かっているんですね。先ほど言いましたように、間違いではないと。決まったフレームでやっておられるからと言っている。私が言いましたのは、民間企業を見る目で見ますとこういうことになりますよと。これは財政が苦しいということを表しているんじゃないですか。だから、補助金を簡単に出せるような財務内容じゃないでしょうというのが趣旨でありまして、それを述べたいがために出ただけであります。

市長が岩崎の社長と会われた時は、さほどこういうインタビューで述べているようなことは言わなかったですね。だろうと思うんですよ。というのは、補助金は要らないと、委託してくれとっているわけですね。補助金は赤字の一部を補てんをするだけですので、社長自身が言っておりますように赤字は残るわけですね。

委託しますと、委託料をもらうわけです。赤字で委託を受ける会社はいないわけですから、委託していただければ市長に強い言葉は言えないだろうと思うんですね、普通としましてですね。委託するということは、逆に地方自治体が赤字路線を委託するということは、考え直しますと、民間の赤字を自治体が抱え込むということになりますので、これまた非常に慎重を要することじゃないかと思うんですよ。

そこでですね、先ほどの市長も持っていらっしゃいます、この説明会資料の後の方の新聞のバス路線の廃止の新聞記事がいっぱい載っているんですが、その中に、こういうのが出てくるんです。「守られるか、バス路線、赤字で存続困難に。岩手町と雫石町でも課題背負う自治体」という新聞記事が出ています。要するにバス路線が廃止になって自治体が困っているという内容です。

この中の1つ雫石町、ここがこの後どういうふうに対応したかが、産経新聞の新聞に出てくるんですよ。ここは、この赤字路線の廃止の問題に取り組むことによって、国がやっています地域再生事業、これのモデルとなるようなまちおこしを展開しているんです。雫石町というのは、人口が1万9,000人ぐらい、岩手県の町ですね、旧志布志町と同じような規模です。

まず、どうやって展開したかといったら、昨日もありましたように、自治会と役場職員が、役場の職員も所属課に縛られた職員ではなくて、課横断的に30何名の、現在では30何名で、6つのプロジェクトチームをつくって、まちおこしを展開しているそうですけれども。まずは、その自治体がアンケートを採りまして、そして輸送会社に委託しまして、デマンド・タクシーというのを立ち上げました。インターネットで拾いました。

そして便数を増やし、停留所を増やし、さらに雫石NPOサポートセンターや、いろんな取扱店なんかも増やして、1万9,000人の町ですよ、利用者が3,341人、利用が増えたんですよ。先ほど言いましたですよ。午前、午後1本のようなところでは住民のニーズに応えられない、汲み上げられない。ところが自治会を中心にして、さらに雫石町がNPO法人に委託するんですよ。NPO法人が実際のバスを動かすのは専門の業者にまた委託するという行動を取っています。

それでですね、バス会社自体は5,000万円補助金を出したやつが、補助金が3,500万円に減ったそうで

す。それは利用者が増えてきますからですね、料金も低料金です。いろんなニーズに応えられるような仕組みをいろいろ仕組んでいったそうです。これをきっかけにですね、いろんなまちおこしをここはしている。だから産経新聞が取り上げたんです。ちょっと新聞が見つけれないものですから、ちょっとあれですけども。これはインターネットで出てきますので、見てみて下さい。細かいのやら、こういうのやら出てきますので、どういう仕組みになっているか。

さらにですね、まだ素晴らしいところがですよ、四日市です。ここはNPO法人生活バス四日市というところが主体になってやっているんです。ここは、まずどういうことをやったかと言いますと、停留所を増やす時ですね、病院、スーパーマーケット、いろんな商店、生活の場のところに全部停留所を置くわけです。そして、病院、商店、スーパーマーケットから特別会費をいただくわけです。利用者からも料金をいただく、当然、自治体からももらう。それで運営しているんです。

利用者も増える、障害者にはですね、予約運行までするんです。障害者が来て下さいと電話を入れますと、予約を入れますと来るんですよ。玄関まで来るんです。そういう事細かいサービスもしているわけです、したんです。

それもまた書いてあるんです。これはですね、まず実態調査をします。これはですね、そういう細かいことから一々説明できませんけれども、路線図も載っています、料金表も出てきます。インターネットでどうかとってください。その他にですね、長野県の中川村というところも同じようなことをしています。

そこで市長、今、私のこのNPOの説明をしたやつはですよ、今度、市長が出されましたこの施政方針やら所信表明やらですね、これに出てきます市長の一番大きな行政をしようとする一番目の柱、市民が輝く共生・協働・自立のまちづくりの良い例じゃないですか。しかもですよ、施政方針で市長は協働事業のモデル事例をやるとおっしゃってますね。どうですか、これを見て見解をお伺いします。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。さまざまな先進地域の具体的な取組事例を御紹介していただきまして本当にありがたく思っています。

議員御指摘のとおり、私自身、市民が輝くまちづくりを、共生・協働・自立というような形で市民共々まちづくりをしていきたいということを、いつもお話ししているところでございます。

そのような中で、この御紹介いただきました先進事例はまさしくそういった形でされているんじゃないかろうかというふうに認識したところでございます。このことは多いに参考にさせてもらいまして、今後のこのバス路線廃止の対策に供したいというふうに思っております。

**○8番（藤後昇一君）** この市長が言われた、共生・協働・自立の社会づくり、これは非常に大切な行政方針だと思います。私も多いに賛成です。これは私は別の方向から見てみました。

内閣府が、地域再生本部というのを小泉首相を中心にして立ち上げて、その基本方針というのを12月19日に出しております。これですね。これをざっと読みますと、地方再生といえはですよ、地方が壊れているのを再生しようという、簡単にいったらそうなりますよね。

でも、この基本方針を見ますと、少子高齢化の中で今後地方は今までみたいに国からの補助とかなんとかというのを頼りにしないで下さいと、自分で自立してやっていって下さいと、もう面倒は国は見き

れません、そういう状態になりますから、地方は地方で自立して再生する道をたどってくださいということなんですよ。

さらにですね、経済産業省は地域経済研究会というのをつくりまして、人口減少下における地域経営についてというシミュレーションをしています。2030年の地域経済のシミュレーションと。これは、実は去年5月に出来上がっているんです。これをですね、この時点で産業構造審議会に提出する予定だったんです。ところがシミュレーションしてみたら中身が大変なものだったから、12月まで発表を遅らせたという経緯があるわけです。

この中身を見ますと、先ほど言いました、この地域再生のこれとまったく同じ論理なんですよ。これはですね、全国を細かな商圏に分けるんですよ。例えば鹿児島県でしたら、近くでしたら都城市の商圏、鹿児島市、薩摩川内市、鹿屋市、枕崎市とこういうふうに、残念ながら志布志は載っていませんけれども、分けてですね、それぞれの商圏が2030年に向けてどうなっていくかというのを細かくシミュレーションしたんです。

[発言する者あり]

**○議長（谷口松生君）** 藤後議員、できるだけ質問するようにして下さい。

**○8番（藤後昇一君）** だから、これで行きますと、地域経済は縮小していくというんです。だから財政上も逼迫していくから、この地域再生自立というのが運動が必要になってくるわけですね。だから、このバス路線の問題もですね、この方向でとらえていかないと、ただ単にまちづくりの一つの方式としてじゃなくてですね、そういう背景もあるということをも十分認識の上で取り組んでいただきたいと思うんですが、どうでしょうか。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。ただいま、地域経済シミュレーションにつきましては、把握しておりませんが、その動向につきましては、将来的な像につきましては、先ほども申しましたように、この地域につきましても少子高齢化は進展していきまして、そして人口も減少しつつあると。そして国の財政についても厳しい削減が行われる方向にあるということも踏まえております。

それを前提に、この地域で共生・協働・自立のまちづくりをしていこうということをお話しているわけですので、ただいま議員、御指摘のような将来的には厳しい方向にあるというのは十分認識しているところでございます。

**○8番（藤後昇一君）** 先ほど私が御紹介しました四日市の例やら雫石町の例ですね、十分見て、参考にさせていただいて、今申しましたような方向で、どうかバス路線の問題を、ただ単にどこかに委託するとか、廃止するとかという方策を採らずにですね、生活路線としての住民のニーズを十分汲み上げた、そういう、そしてまちづくりにもつながる方策をぜひ採っていただきたいと思います。

次の問題に、大きな問題の質問事項の第2点に移ります。去る5月18日にですね、国会で医療制度改革法案が衆議院を通過して、6月14日の本会議で可決されました。この法案の改革の目的は、厚生労働省によると現行の医療制度では現在約28兆円の医療給付が、25年度には約2倍の56兆円に達して、財政的に制度破綻をするのでそれを回避するために、まず金食い虫の最大の温床となっている療養病床を12年度までに6割削減することによって、いわゆる社会的入院を解消して、医療費を4兆円節約するとと

もに、その抑制分を在宅医療の拡充や医師不足に悩むへ診療科配分をすることであると説明しています。

また、厚生労働省側に立った一部の学者などは、入院の短縮、在宅介護支援を貫く患者の視線を重視した改正と評価する声もありますが、はたしてそうでしょうか。

今回の医療制度改革法案に対するマスコミ等の報道を見てみますと、高齢者負担、生活を直撃、患者38万人の行き場はどうなるのか、防げ介護難民、突然病院が閉院、重い自宅介護など、さんざんな評価をされております。

そこで、本田市長に伺います。今回の医療制度改革に対して、志布志市の主張として、また、現在の志布志市の地域医療の体制と介護保険の現状を見た上で、どのような評価をされてますか。その点について、お伺いします。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。国会で審議中でありました医療制度改革法案が先週参議院で成立しまして、国を挙げて医療費の適正化が行われようとしております。

御質問の高齢者や医療機関に多大な影響が予想されるが、そのことにつきまして私どもはさまざまな行政機関や、それから国・県の行政機関やマスコミ等で情報を収集しております。そしてそのことをもとに、本市は高齢化率も高く、市内の病院等にも多くの方が入院されておる。そして、医師の診療報酬が4月、7月と引き下げられ、病状の比較的軽い人の入院料が引き下げられるようになりますと、御指摘のようなことが懸念されるということで、本市の医療機関にとっては大きな影響があるというふうに思います。

また医療費を省き、本当に必要とする適切な医療を施す仕組みに変えていくということは時代の流れであると思いますが、国は、現在入院されている高齢者の受け皿づくりにも行き届いた施策を講じて欲しいというふうに切実に思うところであります。

**○8番（藤後昇一君）** 今回の医療費改正はですね、高齢者に対しまして非常に負担を強いる内容になっています。高齢者はその前に税制改革で老年者控除が廃止されるなど、非常に経済的にも打撃を受けているところに、今度の医療費改正で高齢者の自己負担が大きく増えます。

さらに、今申しましたように、この療養型病床の解消、2012年度までに廃止するという方向なんです。これは現在38万床ある療養型病床を、経過措置はあるとしまして2012年度までに医療型の15万床を残しまして、その残り23万床ですかね、23万床を有料老人ホーム化、ケアハウス若しくは老健施設に移行するという国の制度の方針となっております。

さらに、この療養型を廃止する前に、医療制度も変わらしまして、今度は医療区分というのを設けまして、ガンとか高度医療を要する医療区分3から2という方々を12万床の医療型に残すわけですが、その重い高度医療を要する人でも発症してから180日経つと医療区分1、診療報酬も安いのに変わっていくという形を取っていきまして、療養型病床の維持が経営的に、特に地方の中小病院にとっては経営が非常に困難な状態に入っていて、この医療費改正後、我が志布志市でも病院の閉鎖若しくは今後どうしていくか、病院の維持に非常に苦労しているところであります。

なぜならば、この15万床の医療型病床というのは、人口8万程度で1箇所、経営的に成り立って行くには、そういう内容のものになっておりますので、曾於市と志布志市と併せて1箇所残れるか、残れな

いかという状態です、非常に厳しいわけですね。

そうしますと志布志市から病院がなくなってくる可能性があります。もう12年度を待たずにですね。そしたら、社会的入院といわれる方々は、それなら老健や老人ホームやらケアハウスに行けるのかと申しますとですね、鹿児島県の医師会の会長が言っているんですが、老健なんかを造るのには県の医療計画がありまして、その中の参酌標準等がありまして、施設数がもう決められているわけですね、今後3年間の。

県はですね、これを増やさないとっているんですよ。もう病院の廃止するところがでて来る、病床がなくなる、そうしたら老健に行けばいいじゃないかというけど、鹿児島県では老健はもう造れないです、今後3年間は。3年後も検討はするけど、増やすかどうかはまだ明言していないんです。なぜかと言いましたら、各自治体の財源が苦しいからです。

今度は有料老人ホームもですね、総量規制を自治体がかけて良いと、介護保険が苦しくなればかけて良いという厚生労働省の方針があります。ケアハウスもそうです。そうしたらですね、療養型を出された社会的入院の人の行き場がないんですよ。この現状をどう考えられますか。

**○市長（本田修一君）** 今回の医療制度改革の一つとしまして、平成24年度からの介護療養型医療施設の廃止と療養病床の削減を打ち出されています。医療の必要性によりまして、療養病床を再編成しようというもので、療養病床については医療の必要性の高い患者を受けるものに限定し、医療保険で対応することとされたところであります。

現在ある医療保険適用の療養病床25万床と介護保険適用の療養病床13万床、合計38万床を医療保険適用の15万床に再編ということでありまして、医療の必要性の低い患者については病院でなく、在宅、居住系サービス、又は老人保健施設等で受け止め、対応することになっております。

計画どおり療養病床利用者が介護サービスを受けるようになると、当然介護保険サービス受給者が増える、そして給付が伸びるということになります。また受皿となる介護保険施設等の拡充も必要となってくるわけですが、現在の段階では支援措置など具体的なことは示されていないということでもありますので、このことにつきましては今後の動向を見極めながら対応していきたいというふうに考えております。

**○議長（谷口松生一君）** 藤後議員、質問はできるだけ簡略化して、お願いします。

**○8番（藤後昇一君）** この療養型に入院されている方は、社会的入院の方が多いと言われているんですが、なぜ社会的入院になるかといいますと、いろんな事情で自宅で介護療養できないから社会的入院になるわけですね。

もしですね、施設がないとなって自宅に帰るとなっても帰れない人たちなんですね。そして自宅介護をしている方々の方ですね、4人に1人はうつ病です。それから老老介護の人たちの中にはですね、死にたいと考えている人も非常に多いという調査結果が出ているわけです。まさに、自宅に帰れば介護地獄という状態が待っているわけですね。これは、非常に社会的にも大変な状況に追い込まれていくという、今度の医療費改正は問題を含んでいるわけです。志布志市もこういう場合に直面する可能性が大きいと思われれます。

だから、志布志市としても当然医療費改正に伴ういろんな影響を事前に、調査なりプロジェクトチームをつくるなりして真剣に対応を考えていかなければならないと思うんです。まず、その点に対する市長の見解を伺うのと、それと療養型病床が廃止されていけばですね、多くが介護保険になってくるということですよ。そうした場合、もう1つの点は介護保険の志布志市の財政は果たして大丈夫なのかということが第2点、考えられてきます。

第3点としては、当然介護保険の対象者が増えてきますので、今、志布志市には在宅支援センターは1箇所しかありませんけれども、果たしてその1箇所に対応できるのかどうかという問題が出てまいります。要するにきめ細かい介護サービスが保障できるのかどうかという問題もまた、サービス内容の問題もまた出てきます。

この3点について、見解を伺います。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。基本的には全市的に疾病の少ない、幼児期の頃からの食生活や生活習慣の見直し、そして健康・運動・栄養などに配慮したゆとりある生活を送れるようにしていくことが基本ではないかというふうに思っています。

このことが医療費の抑制であり、健康で長生きできる元気な高齢者をつくれるというようなふうと考えております。

このようなことを基本的に考えまして、市といたしましても健康維持をどうやってしていくかということにつきまして、予防に力を入れた施策を展開していきたいというふうに考えているところでございます。

それから、療養型病床が廃止されると当然、介護の方にシフトしていくわけですが、そのことにつきましては今後の動向を見ながら考えていきたいというふうに思っております。そして、その支援措置など等につきましても具体的な政策を改めてまとめたいと、そのことに対応していきたいというふうに考えております。

**○8番（藤後昇一君）** 今、市長が言われましたようにですよ、まだ現実に表面化していないですので、だからといって解決策を表面化するのを待つのではなくですね、十分にいろんなことが予想されるわけですので、その対策は事前に、先ほど申しましたように、取っていただければ大変なことに直面すると。

それとどうでしょうかね。こういう医療費改正とか国が一方向的に改正して、その災難は志布志市などの自治体が被るという、このことに関しですね、もうちょっと志布志市の市長としまして国に対しても申すとか、何か具体的な対策を取る必要があるんじゃないかと思うんですが、市長のお考えをお聞きます。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。この医療制度改革法案につきましては、国で十分議論されて、そしてこのことが実施されるというような流れでございまして、私どもも改革法案の中身、そして成立後に、いかにしてその緩和措置が取られていくかということをも十分見極めていきたいというふうに思います。

そのことでもって、私ども自治体としましては対応が決まってくるということでございますので、近

隣市町と連携を取りながら、そして県にも併せて連携を取っていただきながら、国に対してなるべく激変がないような形の対応策をお願いしようというようには考えています。

**○8番（藤後昇一君）** 鹿児島にあります鹿児島地域経済研究所というのがですね、行政サービスがある程度、住民に満足できる人口規模はどうかという研究論文を去年発表しているんですが、その中身を見ますと7万以上がギリギリと。そして住民の方々に満足していただける、また企業で言いますと採算が取れていくというのはですね、30万人以上の人口規模が必要だという実証的論文が出ているんです。

これは合併効果についても同様なんですけど、介護保険も30万以上の都市と、それ以下の自治体とでは全然違って来るんですよ。例えば、介護保険事業の民間の事業もですね、志布志市の3万以上の規模ぐらいではなかなか民間の事業は立ちあがりにくい。30万以上になりますと、今度は自治体がですね、押さえにかからなきゃならないほど介護事業が活発に行われるという実証があります。

ですので、先ほど国の制度もですね、目線は30万以上のところを目線があるわけですよ。だから、その点も十分考えながら、市長におかれましては国にももの申して行かれる時は、先ほど言われましたように関係自治体と連携を取ってですね、ぜひ実施していただきたいと思います。

次に、先ほど言いましたように、志布志市でも現実化している、病院がなくなるのではないかという、このことはですね、一つは過疎地域自立促進計画参考資料というのを市長が出しておられますけれども、この中に緊急医療としてですね、緊急医療といいますか、共同利用型病院運営事業の補助金として曾於郡医師会立病院、都城救急医療センター等に、今もやっておられるわけですけども、今後も4年間で合計1億1,166万4,000円出していくと。当然ですね、これだけの規模の補助金を出しています医師会立病院なんですけど、実は医療費改正が行われる以前に非常に苦しんでおられます。これは公表された決算資料ですから内容を言っても差し支えないと思いますが、例えば有明病院に至りましては、14年度から金額は申しませんけれども何千万という赤字を出しておられます。非常にもう大変な金額であります。そして月野の医師会立病院ですね、こちらの方は補助金を、今言われた補助金をもらっておられます。補助金をですね4,000万円から5,000万円の間でだいたいもらわれておると。これが平成16年度から赤字に、補助金をもらっても赤字になっているんです。これが、実は病院の苦しい経営状態なんです。

これにですね、先ほど言いました医療費改正がこれに乗っかって来るわけですよ7月から。そうすると、私が言いました病院の存続がどうかというのも現実味を帯びてくるわけです。このことはですね、緊急医療にも影響してくるわけですよ。事実、私は総合救急関係者に聞きましたところ、やはり救急医療の中心は医師会立病院、都城とそれから有明、月野のですね、それと鹿屋ですか、約30分ちょっとの距離ですよ。もし、病院がなくなれば大変なことになりますよね。

さらにですね、救急車は当番医がいる所しか行かないわけですよ、搬送しないわけですよ。そうすると、どうしても病院になると。さらに、この都城医師会立病院ですが、3、4年後にはですね沖水町、インターチェンジの近くの方に移転計画があるそうです。そうした場合は、都城への搬送が時間が掛かってくる。病気で大変なことになるわけです。こういう状態があるわけなんです。

これに対して、市長の見解はどうですか。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。救急医療のことではありますが、現在の救急医療体制としましては休日急患対策を含めまして曾於郡医師会と都城市へお願いしているところです。

夜間や休日の救急患者は、入院治療を必要とする重症救急患者の医療を確保するため、運営費の負担など行っているところですが、今後も救急医療体制を確保していくことは重要なことだというふうに認識しております。

今回の医療制度改革により、医療機関が影響を受け、医療の確保が困難になるとすれば、市民の安心・安全な生活が脅かされることになり、回避しなければならない事態であります。

今後の推移を見守りながら、緊急救急医療体制の確保につきましては、県とも連携を取りながら対応していきたいというふうに思います。

**○8番（藤後昇一君）** この緊急医療に関しましてはですね、もう一つまた問題があります。医師不足の問題です。ごく最近、有明の医師会立病院から各医療機関に、緊急のファックスが入りまして、現在有明病院は3人の先生で回転していると、当直から日直からですね。これはなにも有明病院が経営を怠っているということじゃないんです、医師が足りないんですよ。

ですから医師会立病院もかつては脳神経外科とか産婦人科とかありましたけれども、医師不足によって診療科目が、がばっと減っておりますよね。これはまた緊急医療に対しても近くの病院が緊急医療に対応できる、病気、事故の症状に限定されるということですよ。もう都城か鹿屋に行くケースが非常に多くなっていくということになります。

ですから、医療費改正から発生しました救急医療に対する問題も非常に生命に関わることで、しかも十分いろんな場合が想定されるわけですから。それとですね、病院機能を存続させるためには病院と診療所の地域医療のネットワークがどうしても必要になってくるわけですね。これがないとですね、ただなくなるのを、診療所はですね、診療所というのは俗に言うクリニックですが、医療法によりまして48日間しか患者をクリニックにおけないんですよ、現実には1週間ぐらいですけど。そういうところしかなくなるということも、また大変な問題ですね。

そこでですね、市長、こういう状態が予想される時こそ自治体の出番じゃないかと思うんですよ。何とか現状を見て、地域医療がなんとか存続して組み立てられないものかどうかをですね、知恵を絞って、もちろん自治体だけじゃありませんけども、自治体がイニシアティブを、医師会とともにイニシアティブを取って探る方策を採るべきじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。この医療制度改革が行われますと、今後かなりの医療体制に変化が発生してくるだろうというふうには思うところでございます。

そのようなことではありますが、すぐに病院がなくなるというようなことではないというふうに思いますので、それぞれ病院の方々が経営を見越して、閉院するところもありましようが、また残って地域の医療について貢献もなされる場所もあるんじゃないかなというふうに思います。

そして患者さん、特に高齢者の医療型入院施設の減になるということでございますので、私どものまちに限らなくて全国的にこの問題は大きな問題ということになりますので、先ほども申しましたように関係市町とも連携を取りながら、そして関係機関とも連携を取りながら対応していきたいというふうに

思っています。

**○8番（藤後昇一君）** 市長も言われますようにですね、先ほどの問題もそうですけれども、今表面化して現実化しているわけではありませんけれども、でも十分予想されますし、例え病院の存続とかという問題を題を抜きにしましてもですね、緊急医療を考えましてもですね、少なくとも医師会やらそこののを密にして、今後志布志市の地域医療はどうなっていくかということと、どうしたらいいのかということを組み合わせてですね、真剣に対処していただきたいと思います。

これで質問を終わろうと思うんですが、市長は国見高校の小嶺監督って御存知ですか、サッカーを日本一にされた方です。この方が今年の3月で校長を退職されます。その最後の卒業生に、この小嶺監督が贈った言葉がですね、志を強く高く持って情熱と熱情を持って生きてくれというのはなむけの言葉を卒業生に贈られています。志布志市は、その志が市の名前に2つ入っているところです。

市長は、その志布志市の市長であります。先ほどから質問しております問題は解決するには非常な困難を伴う問題ばかりだろうと思います。いろんなこともあるだろうと思います。しかし、この小嶺監督が言われるようにですね、強い志と高い志と熱情と情熱を持ってですね、ぜひ、志布志市民の皆さんのためにやっていただきたいと思うんです。最後に市長の決意をよろしく願います。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。私、市長選に出るにあたって志布志という名前の由来を知った時に、本当に震える思いで素晴らしい名前だなというものが、この地域には名付けられているというふうに感動したところでした。

そのようなことで、この志布志の「志」という字を、「志」という字が特に旧志布志町の志布志地域におきましては志布志市志布志町志布志ということで6つも「志」があるということで、本当にみんな志高く、この新しいまちをつくるために共々立ちあがっていただきたいということも市民の方々にお話するところでございます。

そういうことでございますので、元より私自身そのような気持ちで今後とも市政に取り組んでいきたいというふうに考えておるところでございます。

**○8番（藤後昇一君）** 最後になりますが、その市長のその志と申しますか、それは具体的な政策で、個々の政策にも必ず顔を出してくるものであります。私たち議員もそれに注目しながら、注視しながら、ともに志布志市のために頑張る決意であります。どうか今言われた市長の決意を常に忘れることなくですね、胸におきながら市政をしていただくことを願いながら私の質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

**○議長（谷口松生君）** 以上で、藤後昇一君の一般質問を終わります。

次に14番、小野広嗣君の一般質問を許可いたします。

**○14番（小野広嗣君）** それではこんにちは。さっそく質問通告書にしたがい、順次質問をしてみたいと思います。

初めに、住民サービスの観点から2点、質問をいたします。3月議会でも集中改革プランの策定を急ぐよう述べたところでありますが、国は自治体に対して数値目標を掲げた定員適正化計画の着実な実行に向けた積極的な見直しを始め、数値目標の公表を行うことなどを自治体に今、要請してきております。

また一方では、住民の理解を得ながら、地域の実情に合わせたより簡素で効率的な行政体制となるよう適切な職員配置に努めることが重要であると考えられますが、このような中においても住民サービスをより一層向上させることこそが行政に課せられた使命であり、また行政改革の目的が究極的には市民サービスの向上にあり、最小の経費でいかに市民の満足度を向上させていけるかがポイントであろうと思います。満足度の向上のためには時代に即した市民サービスの内容や進め方を的確に把握しながら、市民の視点に立った行政サービスの向上に努めていくことが必要であろうと思います。

個性の尊重や価値観の変化、その上、情報技術の進展などに伴い市民ニーズはますます多様化、高度化しており、これまで以上に各種のニーズに柔軟且つ的確に対応できる行政体制の整備が求められているところでございます。

今や、行政は最大のサービス産業であるとも言われております。そこで、市民にとってサービスを受ける上で一番身近な窓口業務の充実について、市民ニーズの把握の仕方や今後のサービスの方向性をどのように考えておられるのか伺いたいと思います。

次に、市民への情報提供のあり方については、施政方針の中で誰にでも分かりやすい広報紙づくりの推進、ふれあい移動市長室の開催、また市長へのたより作成の3点から述べられておりましたので、ここでは、今回の質問では、その中で触れられていない情報提供を媒体としての本市ホームページの果たす役割に絞り込んで、市長の認識を伺っておきたいと思います。

次に、少子化対策の観点から、子育て支援の環境整備の現状と課題、今後の展望について伺っておきたいと思います。

施政方針では、放課後児童健全育成事業、乳幼児医療費助成事業、出産祝金事業等を実施して、親が安心して子供を産み、育てられる環境づくりと子育てを地域全体で支援する体制づくりに努めると述べられています。

一方、国においても少子化対策を喫緊の課題と位置付けて児童手当の拡充、出産一時金の増額、また乳幼児医療費の助成を検討するなど、さまざまな施策の展開が今図られつつありますが、本市における少子化の進行状況を見る時、単に国の施策を待つだけではなくて本市独自の子育て支援策をこれまで以上に推進すべきであると考えますが、市長のマニフェストで日本一の子育てのまちづくりを掲げる本田市長のお考えを伺っておきたいと思います。

次に、商工業の振興の観点から質問いたします。施政方針では大迫地区の食品関連団地の分譲について言及され、地元に貢献できる企業立地ができるよう優遇制度の充実を検討し、優良企業の立地の推進を図ると述べられておりますが、これまでの経緯を踏まえた上での今後の展望について伺ってまいりたいと思います。市長の見解を伺いたいと思います。

次に、教育行政の観点から質問いたします。施政方針では、国際港志布志港を背景にした国際情報化社会に対応するため、国際理解教育や情報教育の充実を図る上からも、外国人に直接触れる文化交流やALTの有効活用による英語学習等を推進すると述べられておりますが、国際化が進む中での本市の小中学校における英語学習の推進状況について、教育長に伺っておきたいと思います。以上、執行部の誠意ある答弁を求めるものであります。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。住民サービスにつきまして、窓口業務の充実を図るということで市民の声をどのように把握して、そして今後、どのような方向性として持っていくのかというような御質問でございますが、窓口業務の充実を図る上で市民の皆様の声を把握することは大変重要であると考えております。

市政に対する市民の皆様のお意見、御提案をお寄せいただき、施政に反映させるため「市長へのたより」を作成し、市役所本庁・各支所の窓口で備えたところであります。

また、市民の皆様の声をご自身が直接出向いてお聞きするため、ふれあい移動市長室の開催を広く市民の皆様へ呼び掛けております。

さらには歴史的な合併を踏まえて、一日も早く地域の一体性を確保するためにも、各種団体等から御案内いただき、さまざまな会合・行事等には数多く出席し、私自ら足を運び、市民の皆様の声を直接お聞きして、市政に反映されるべきところは反映させようという鋭意努力をいたしております。

窓口業務につきましては、合併当初の1月4日、1月10日に大変混雑いたしました。さっそく本庁及び志布志支所の担当課長を集め、協議をいたしました。市民課窓口につきましては、年間を通して3月、4月の転勤時期が、転入・転出等で大変込み合うことから、本庁及び各支所に臨時職員、窓口案内等を配置し、併せて各種証明書等の発行を迅速にするために本庁、支所、合計6台の端末機を増設して対応を図ったところであります。

また、窓口では案内係と連携して市民の皆様のお苦情、意見、要望などをお聞きし、その都度、接遇等の改善を図っております。課内におきましては、業務体制としまして「窓口事務質疑応答集」を作成し、常に職員の資質向上を図るとともに接遇や電話対応、マナーなど市民サービスの向上のためにOJT、職場内研修を心掛けているところでございます。

次に、ホームページによる市民の情報提供のあり方についての御質問でございますが、お答えいたします。近年、インターネットの普及は目覚ましく、国においては電子政府構想の中でインターネットを活用した自治体と住民との双方向の行政サービスを提供し、住民サービスの向上を図る目的で、全国的にIT講習会を開催し、インターネット利用促進に向けて環境整備が図られているところでございます。

一方、地方の自治体におきましても、情報開示の手段としてのインターネットを利用したホームページが公開され、市民に行政の施策の内容を把握してもらうことができ、開かれた行政を展開することが可能な運用がされております。しかしながら、都市部に比較して地方においては、インターネット加入戸数の伸びは遅れており、市民講座等を利用したパソコン講座の充実など、より多くの市民がITを活用したライフスタイルへ関心を持てるような環境づくりを急ぐ必要があるといわれております。

このような観点から、志布志市におきましては、合併協議の中で部会、分科会等で新市のホームページのあり方、内容等について協議がされ、市民に親しまれ、利用されることにより、スピーディでわかりやすい情報伝達ができるホームページの構築を目標に、本年1月から3月にかけて公開構築を進めてきました。

現在、公開中の市のホームページ内容は、市役所の業務案内や随時新しい情報を掲載する新着情報、そして大切な情報をまとめたお知らせ情報、日常の市民生活に必要な申請手続き方法を案内するライフ

イベント情報、観光イベントや史跡文化財を紹介する分野別情報、その他議会や市街地の生中継、各種手続に必要な申請書が取得できる申請書ダウンロード等の機能を持ち、幅広い情報提供を可能とするシステムになっております。

内容更新については現在、情報管理課で対応しておりますが、今後各課の職員で組織するOA推進リーダーで管理し、できる限り住民に密着した最新の情報を提供する計画でございます。

また、市民参加型のページとしまして、市民と行政の双方向での情報交換、市民間のコミュニティを支援する掲示板などの機能を備えており、現在市民が各課へ直接電子メールで相談・問い合わせ等や掲示板を利用した市民の意見交換など、コミュニティの場としての活用がされております。さらに、本年度においてホームページ上に市民からの申請及び手続の中の印鑑登録証明書交付申請など、75種業務について電子申請窓口として開設する予定になっております。

次に少子化対策について、子育て支援の環境整備の現状と課題、そして今後の展望についての御質問にお答えいたします。少子化対策、子育て支援につきましては、国におきましても最重要課題の一つに掲げ、その対策を検討しているところであります。我が志布志市におきましても、少子化の進展は深刻な状況となっており、年間に生まれる子供の数が約280人、一方亡くなる方が400人強と毎年120人以上の人口が自然に減少しているという状況でございます。まさに危機的な状況と言えると思います。

市の将来を支えるべき土台となる若者が減少していくことは、この地域における活力も失われていくということでございますので、私はこの少子化対策に全力で取り組む必要があると認識しているところでございます。

このような中で、私は「日本一の子育て」のまちづくりを政策課題に掲げているところでございますが、少子化対策につきましては、市が実施します各種の事業にも関係してくることでございますので、総合的な取組が不可欠であるというふうに考えております。

少子化対策における子育て支援策につきましても、これまでも旧町ごとにそれぞれ取り組んで来たところではありますが、合併協議における検証を踏まえまして、新市における新たな支援策として取り組むところでございます。

この対策につきましては、不断の努力の積み重ねが必要であり、また極めて長い時間を要する大きな課題であるというふうに考えます。今後は施政方針でも述べましたように、この地域における真に必要なとされる支援策につきまして、市民の声を聞きながら子育てを地域全体で考える取り組みを加速させる必要があるというふうに考えているところでございます。

次に、商工業の振興につきまして、大迫地区食品関連団地分譲の今後の展望についての御質問でございますが、食品関連団地分譲の今後の展望につきましては、昨日の27番議員の質問の折にお答えいたしました。食品製造部門だけに固執することなく、地域の環境に配慮しつつ地域の多様な資源や素材を活用し、地域に貢献する業種の立地促進に努めてまいりたいと思います。

そのために、まず商工会や港湾関係の企業、不動産業者などへの情報提供や広報やホームページへの掲載及び県産業立地課が作成する県内の工業用地を紹介する県工業用地ガイドに市の工業用地として掲載をお願いし、県内外から企業の誘致を図ってまいりたいと考えているところであります。

さらに、優遇措置として施行されております半島振興対策実施地域工業開発促進条例や過疎地域産業開発促進条例によります固定資産税の不均一課税又は免除による特別措置と併せて、合併前のそれぞれの町の優遇措置や近隣市町の状況等も参考にしながら優遇制度の条例制定に向け、検討してまいりたいと思います。

**○教育長（坪田勝秀君）** お答えいたします。国際化、情報化が進展する中で、子供達が21世紀を生き抜くためには国際的共通語となっております英語によるコミュニケーション能力を身につけることは、子供たちはもとよりわが国の将来のためにも重要な課題となっていることは、ただいま議員御質問のとおりでございます。

そのために、国におきましては日本人に対する英語教育を抜本的に改善する目的で、具体的なアクションプランとして英語が使える日本人の育成のための戦略構想を作成し、併せて国語力の涵養も図ることとしております。

本市におきましても中学校において3人のALTを配置し、日本人英語教諭とのチームティーチングを実施するなどいたしまして効果的な英語学習の充実を図っております。また、市内18校の小学校全てにおいて英語活動を実施してございまして、ALTを学期、数回派遣して英語に慣れ親しませる工夫を行っているところでございます。

また中学校におきましては、県の事業といたしまして平成18年度から3年間の予定で、英語教員スキルアップ研修、英語教員指導力向上研修が始まりまして、すべての英語担当の教諭は3年間に最低1回、指導案を作成しての校内研究事業を実施いたしまして、5日間にわたる指導力向上研修会への参加が義務付けられたところでございます。

また本年度は、曾於地区の英語推進校として志布志中学校が指定されております。教育委員会といたしましてもこのような機会をとらえまして、他の教科、特に国語力とのバランスを取りながら教師の指導力向上、ひいては市内中学生の英語力の向上につながるよう指導、助言に努めてまいりたいと、かように考えております。以上でございます。

**○14番（小野広嗣君）** それでは質問通告書に出してございました順番におきましてですね、市長の方にはまずお聞きをしてまいりたいと思います。

住民サービスの観点については今、2点質問をしておりましたが、市長の方から市民の声を把握する、その方法論として市長へのたより、またふれあい移動市長室、また各種会合等において足をしっかり運んで、その場で市民の声をしっかり受け止めていきたいというお話しでありました。

そのことは良く理解できるわけですが、今回、1月1日に合併をいたしまして1月4日から業務が始まったわけですが、志布志支所において、先ほどありましたように4日、5日と混乱がございました。コンピューターの不具合ということもありました。そしてその手続上の問題等で迷惑を掛けた方々に対して、親身になってですね、市民課長さんが足を運ばれて、3件でしたか、しっかりお詫びも言いながら手を打たれたと。素晴らしいことだなというふうに思うところではありますが、その後、やはり市長の方からお話しがありましたように、3月、4月と、やはり転入・転出で忙しい時期にですね、やはりいろんな声が揚がってまいりました。

今回ですね、質問通告で冒頭にこれを持ってきた理由がございます。実は、市長の所信表明、そして施政方針をくまなく読んでまいったわけですが、これは言わずもがなのことだろうと思うんですが、市長、市役所、市役所というところは一体どういうところなんでしょうか。言葉の表面上で言えばですよ、市民にとって役に立つ所であるという定義ができると思うんですね。

ということは、先ほど原稿質問でも言いましたように、いわゆる市民に最大の住民サービスをする、行政サービスを行っていく。そしてその最たるものはどこにあるのかということ、いろんな施策の展開もそうでしょうが、やはり窓口に見える方々に対して心のこもった、そしてわかりやすい説明を行っていくと、こういったことが大切であろうと思うんですね。

市長の施政方針の冒頭にも、市民のための、市民に開かれた、そして市民の目線に立った行政を基本とするというふうに言われておるわけですが、この市民にとって、市民の目線に立つという観点から見た時に、実は合併をしてですよ、この合併の効果がどこにあるのかと。施策の展開は今後図られていくでありましょう。しかし、一番身近に合併をしてどこが変わったのかというのを市民が感じられるところというのは、市民の目線というのは、やはり役所が変わったかどうかですよ。

職員の意識がどう変わったのか。合併して、やはり窓口に行くのと対応、そしていきいきとして働いている、親切丁寧な仕事をされる。やはり合併をして変わったなど、良かったなど。市民の目線に立った改革という点でいえば、やはりこの窓口業務の改革、住民サービスの観点というのはすごく大切であろうと思うんですね。

施政方針の中に、この住民サービス、あるいは市民サービス、窓口業務の改革を行って市民に接していくんだという観点が一つもない。これまで志布志において前吉村町長、慶田町長の施政方針、そして今回3人の首長の施政方針に接するわけですが、これまではやはり住民サービス、市民サービス、そして窓口における不愉快な思いをさせないサービスに徹して行ってまいりますというのが施政方針に出ておりました。これが欠落している。

このことについて少し、市長の認識を伺っておきたいと思います。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。私は、市長に就任いたしまして、そしてすぐさま職員に訓示をしたところでございました。その折にも、そしてそれからの各月ごとの朝礼におきまして、そして部長会等でも、その都度、その都度、市民に対しまして合併して良かったというふうに一番市民が感じるのは、職員の皆様の接遇ですよということは口を酸っぱくして申しているところでございます。

これは、何も経費をかけないで、そして時間もかけないで実感として、そのことがああ、変わったんだなというふうに市民の方々に感じられる、そして良かったなというふうに評価をいただける、最短最速で効果の出ることなんですよということを常々お話しをして、職員に対しまして、接遇につきましては特に口を酸っぱくして毎回、毎回話をしているところでございます。

そしてその基本的なあり方としまして、親切且つ丁寧、そして迅速且つ的確、そのようなことを旨として接遇に努めてくださいということを話をしているところでございます。

施政方針の中に、具体的にそのようなことは盛り込まれておりませんが、市民のための市民に開かれた、そして市民の目線に立った市政を行うんですよということは常々話をしているところでございます

ので、そのようなふうに御理解していただければというふうに思います。

**○14番（小野広嗣君）** 市長が庁内におきまして、そういった訓示をですね、しっかりなさって接遇改善をしっかりとやっていくと、そして市民に対する職員の意識というものをしっかりと変えていかなきゃいけないと、これは口を酸っぱくして言ったというお話しは先ほど来伺っておりますので理解をするところではありますが、やはり施政方針をつくる時に、やはりその市長の思い、心にある思いが言葉になる。その言葉がやはり文章化されていくんであろうというふうに思うんですね。

であれば、やはりこういった形でですね、施政方針には、所信表明にもありませんね、せめて施政方針に載せていただいた方が良かったんじゃないかと。行政サービスという言葉が1箇所出てくるだけなんです。言葉尻をとらえるようで申し訳ないんですが、やはり庁内にあつて、そういったことを文書でうたうことによって、より市長が述べられたことが肉付けされていくということにもなると思いますので、そのへんを今後のこととしてですね、検討していただければと思います。

あと、助役、今うなずいていらっしゃいましたが、県の方からせつかく見えていらっしゃるわけですね。そしてこの庁内の窓口サービス、こういった観点に対してしっかり助役も目を光らせていかなければいけない。何よりも、県職員といわゆる市町村職員との意識の違い、そういった部分を感じたという話をあちこちでされていますね。であれば、このことをもってですよ、意識改革も含め窓口業務の改革に対する意欲を伺っておきたいと思います。

**○助役（瀬戸口司君）** お答えいたします。ただいま市長の方からも申されましたけれども、やはり市長の所信がですね、市民の目線に立った、市民のための行政ということでございますので、私もそういう視点からですね、ここにまいった時からそういう気持ちでおります。

ただいま議員がおっしゃいましたように、私も県職員を30年近くいたしておりますけれども、例えばいろんな庁内の仕事の流れとかですね、そういう中でやっぱり違いというのは非常に感じております。そのことにつきましてはですね、例月といいますか、毎週の部長会議の際におきまして気づいたことにつきましてはですね、どんどんこういうふうにしていただきたいということでお願いいたしております。

また、窓口業務につきましてもですね、いろんな面で気づいたこともございますけれども、それについての具体的なことにつきましてもですね、部長さん方の方には直接指示をいたしております。

今後ともですね、そういう意味で職員の意識の改革、能力の向上のためにですね、はなはだ微力ではございますけれども、そういう方面からですね、努力をしてまいりたいというふうに考えております。

**○14番（小野広嗣君）** ぜひですね、そういった方向で頑張っていただきたいと思いますが、助役の任期も2年間と区切られておりますので、この2年間の間にですね、やはりしっかりこの新志布志市においてですね、助役の持っている力も含めて、市長の補佐もしながらですね、やっていていただきたいと思うわけですが、先ほど市長がやはりいろんな角度で市民の声を聞いていくんだという話をされました。

これは、例えばですね、市長へのたよりを出してもらう、あるいはふれあい移動市長室ですか、そして各種会合等で声を聞く。これはこれで大事なんです。大事なんです、やはりそういった場ですよ、意見を言う人というのはやはり意識のある人というか、発言力のある人なんです。市民の中にお

いてはいろんなことを考えているんだけど、いざその場になると言えないという人たちが数多くいらっしゃるわけですね。

やはり、そういった方々の声をしっかり吸い上げていくシステム、これはやはり大切であろうと思うんですね。これは旧志布志町時代にも何回となく言いました。そして、その繰り返しの中でもだんだん職員の意識改革が進んで、市民の方々からもだいた評価を受けるようになったわけですが、やはり窓口対応に対する住民のですね、やはり評価、アンケートですね、そういった形でもいいと思うんですが、そういった評価をしっかりと受けられるシステム、これを急ぐべきではないでしょうか。どうですか。

**○市長（本田修一君）** ただいまの御質問にお答えいたします。窓口対応に対する、そのことに対しての直接的な意見の聴取というようなことでございますが、市長へのたより等でですね、その一端が私の方に届くんじゃないかというふうに考えております。

もし、それでもまだ改善が見られないということでしたら、また新しい別な形の対応策を考えていきたいというふうに考えております。

**○14番（小野広嗣君）** そのことに関してはぜひですね、後で出てきますホームページ、こういった形でメールの件も先ほど答弁に出ておりました。そういったところにも寄せられて来るであろうと思うんですね。各課の対応ということで、各課に直接メールが届くということも考えられるわけですので、そういったことをしっかり精査しながらですね、対応していただきたいなというふうに思います。

先ほど、研修等も含めて今、改革を行っていく。そして職場内研修というものをしっかりやりながらですね、この窓口対応ということには力を入れていくんだということを言っていられるわけですが、旧志布志町においてもこういった議論をしたわけですが、やはり民間の企業というのは、本当に住民のニーズというのをしっかり把握しようというふうに、今努めていますね。

いわゆる、いろんな製造品、あるいはいろんな工業品等を造る場合にハガキなんかを入れておって、そのアンケートを採る。そのアンケートによって、また新たな商品に付加価値をつけていく。そういった繰り返しの中で、住民ニーズを絶えず察知しようという努力をしておりますね。

そういった意味ではやはり民間企業に学ぶべき点というのは、特に地方自治体、この職員の姿勢というのは大事であろうと思うんですね。だから、庁舎内研修だけではなくて、管理職研修とか、そして時期に応じての研修等をやられていると思いますが、できればですね、やはり民間企業等へ派遣研修等も行っていて、この民間の厳しさというものをしっかり身に帯してこの役所に帰っていただいて、そしてその上で行政コストの削減、そして市民サービスへの提供というものを考えていっていただきたい。

ある意味では、挨拶運動から始まるべきだろうと思うんですよ。朝集まって、そして各課におけるモットーぐらい掲げてですね、そのモットーをみんなで呼称して、そして挨拶も交わしながらスタートする。そうすることによって一日、一日の仕事にしきりがつく、けじめがつくわけですね。だから、その日その日の仕事をただ消化するというような姿勢ではなくて、そういった民間企業に学ぶぐらいの姿勢で取り組んでいただきたいと思いますが、そのへんの姿勢について市長、答弁をお願いいたします。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。民間の方々には、昨今の不況等の影響もありまして、その生

き残りをかけまして懸命に取り組んでおられるというようなことをございます。そのような営業姿勢の中でもっとも積極的に取り組んでおられるのが、消費者あるいは市民の方々と接するところで、いかにしてその顧客の満足度を得ていくかということに腐心されているようなふうに思っております。

そのようなことで、民間の方々のそういった意識というものを、この市役所の中にも取り込んでいきまして、市民のニーズに合うような形の研修は必要だということを考えております。

そんなことで、7月中にもさっそく職員の接客研修を民間の講師をお迎えしまして取り組もうというふうに考えております。そして、そのことが研修を重ねながら、ただいま御質問がありましたような効果をもたらしていくべく、各課ともそれぞれの対応を促したいというふうに思います。

**○14番（小野広嗣君）** ぜひですね、市長にはそういう方向で取り組んでいただきたいと思いますが、今、本市においてだけではなくていろんな自治体でですね、この意識革命を行っていかねばいけないと。そして住民サービスに徹していかねばいけないと。行政サービスというのが本当に地域住民にとって、この財政が厳しい中で、いわゆる経費をかけなくてできることであると、市長がさっき言われたとおりであろうと思います。

そういう意味では、自治体においてはおもてなし運動ということに取り組んでいるところもあります。そして市役所のDNA革命というのをやっているところもあります。DNA、市役所に流れ込んでいる悪しきDNAというのはやっぱりあるわけですね。DNAのDというのはできることからやろうと、できないことを言わない、しない、まずできるんだという方向で前向きに取り組んでいく。

そしてDNAのN、これは納得のできる仕事をしようじゃないかと、それはあくまでも職員自身の納得ではなくて、市民の納得が自分の納得であると。そしてDNAのAはいわゆる遊び心というか、そういった遊び心を忘れないんだと、いわゆるガチガチな考え方、またゆとり、人間らしさを持って取り組んでいくんだと、いわゆる旧来の役所にある頑固な姿勢というか、堅いというか、融通が利かないといえますか、そういった姿勢というものをうち破っていく。前例踏襲主義、また縦割り行政、そういったことをしっかりうち破っていかないと、真の意味での住民サービスはできないというふうに言われている。

したがってDNA革命をしていかねばいけないというふうに取り組んでいるところもございますので、これはしっかりですね、市長のリーダーシップでですね、職員の意識改革に対してしっかり手を打っていただきたい。これは要望をしておきたいと思います。

あと、3月、4月においてですね、窓口業務が混乱を来したと、これは特に志布志支所でございますが、こういった時に対してですね、例えばフレックスタイムを使った、いわゆる庁舎の延長、あるいは延長ではなくてそれよりも土曜日とか日曜日、特に日曜日に開庁した方がいいんじゃないかとか、そういう議論もございます。これは年間を通してではなく、いわゆるその忙しい時期にですね、3月、4月にですね、例えば3週間ぐらいの日曜日を使って開庁するとか、そういった取り組みも検討してみるべきではないかと思いますが、そういった議論が庁内でされた経緯はございますか。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。ただいまの御質問がありましたように繁忙期の窓口につきまして、その職員の配置を、時間帯を変えるとか、人数を増やすとか、そういったことの検討はしてお

ります。

今年の3月、4月の転勤時期は転入・転出等で大変混乱が予想されるということで、早めに本庁舎及び各支所に臨時職員、窓口案内等を特別に配置しまして、証明書等の発行を迅速にできるよう本所、支所合計6台の端末機の増設を図ったところであります。

**○議長（谷口松生君）** ここで昼食のため暫時休憩します。昼は1時10分から開始します。

○  
午前11時59分 休憩

午後1時08分 再開  
○

**○議長（谷口松生君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

小野広嗣君の一般質問を続行します。

**○14番（小野広嗣君）** 窓口対応に関しての質問は、時間の都合もありますし、あともって同僚議員の質問通告も出ておりますので、そちらにあとお任せしたいと思います。

ホームページに関する質問に移りたいと思います。先ほど市長の方より答弁をいただいたわけですが、地方においてはこのインターネットの普及率が少し遅れていると、そういう状況の中で今後取り組みをしっかりと考えていきたいということですが、いわゆるホームページを通しての情報の発信というのがすごく大事な時代に入ってきております。

そういった状況の中で、市内のホームページを利用される、あるいはインターネットを利用されている方々の把握をいうのはなかなか難しいのかもしれませんが、そういったこともですね、今後はしっかり把握の方法も考えて、どういったホームページとして対応していけばいいのかと、そういったことを考えていかなければならないと思うわけですが。

今、新市になってから、新市のホームページに対するアクセス件数ですね、これが分かっておりましたらお示しをいただきたいと思います。

**○市長（本田修一君）** ただいまの件につきましては担当の方に答えさせます。

**○情報管理課長（中水 博君）** ホームページのアクセス件数でございますが、1月から6月16日現在で14万3,138件のアクセスがありました。月平均にいたしますと、約2万2,000件のアクセス件数になっております。

**○14番（小野広嗣君）** 今、担当課長の方からお示しがありましたがけれども、旧志布志町の時に比べてですね、だんだん増えてきているんじゃないかという気がいたしておるわけですが、そういった利用状況の中で、いわゆるこのホームページの中身を濃くしていかなければいけない。そういった中で、ホームページをずっと見ていくわけですが、このホームページを見ていった時にトップのページがありますね。ここにいろんなサービスを展開している状況、例えばインデックスをしっかりとつけて今出されているわけですが、やはりこのホームページのトップというのは、市の顔であろうと思うわけですが。

やはり、ここを見る、見ないで、やはりその後クリックをして中に入って行こうという気になろうかと思うんですね。そういう意味で言えばやはり「志布志市」と載っているだけで、いわゆるキャッチ

フレーズが全然入っていない。いわゆる、例えば、やすらぎとにぎわいの輪が協奏するまち志布志というふうに市長も言われるわけですね。合併前に、このことは決まっておりましたが、それをそのまま踏襲して今、そのフレーズとしては使っていない。それをやはり、入れ込んだホームページとして、その志布志市へ、例えば、ようこそいらっしゃいましたと入れるべきであろうと思うんですね。

やはり、さっきの接遇の話でも言いましたように、我がまちへあるいは市民のためだけのホームページではありませんのでね、我がまちへよくぞ来てくださいましたと言ったとおりの窓口にするべきであろう。ただホームページとして志布志市とあっていろんな項目が載っているという現状ですね。これはどうでしょうか、市長。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。現在のホームページの問題点といたしまして、障害者も利用できるホームページということになっておりまして、他自治体のホームページに比較しまして全体的に文字が中心となった構成であることや、色彩の制限などが加えられているため、ホームページ全体としてはイメージが堅くなっているというようなふうにあります。

しかしながら、今御指摘がありましたように、親しまれる、そして見たくなるようなホームページというものは全体的にそういったことを基本に考えまして、なじみやすい、そして気軽なイメージになるような、そして見たくなるようなホームページに改善をしていきたいというふうにあります。

**○14番（小野広嗣君）** 後ほどでしょうかと思う質問に対しての答弁じゃなかったかというふうに思うわけですが。やはり、このトップページというのはやはりそのまちの顔であろうと思います。そういった意味では、先ほどのキャッチフレーズであってもいいでしょうし、例えば、日本一の市役所づくりを目指しているまちと、あるいは日本一の子育てづくりを目指しているまち志布志と、そこへようこそとか。みんながやはり入り込んでいった時に人目を引くような、ところに工夫を払うべきであろうというふうに思います。これはやはりしっかり中で検討していただきたいと。

やはり今、先に答弁がありましたけれども、今後は高齢者あるいは障害者が利用しやすいようなですね、ホームページということ、バリアフリー等も含めてですね、検討していかなければいけないだろうと思うわけです。

やはり自治体のホームページにおいては結局、文字拡大というところがあって、それをクリックするだけで文字が一発で大きく変換しますね。そして、今度はバリアフリーというボタンをクリックしていくと一発でツリー状に探したい項目がざっと出てくる。こういったところまで工夫をされていますのでね、ぜひ新市になったわけですから、今までのホームページではなくて、そういったところにも注意を払っていただきたいというふうに思うわけです。

何点かホームページを見て気になることがございます。1つはトップページ、実はトップページの左側に大事な項目がざっと並んでいて、そのトップに「市長室へようこそ」という項目がございました。一番、先に気になる場所ですね、ここがなかなか開けていませんでしたね。6カ月目に入ってなかなか開けていない。そして昨日になってやっと開けて、市長室から開けて、中に本田市長のメッセージが初めて出てきています。ここまでの経過はどうだったんですか。

**○市長（本田修一君）** ただいまの件につきまして、担当課長に答えさせます。

**○情報管理課長（中水 博君）** ホームページの内容につきましては、各課から情報を収集いたしまして、そして情報管理課の方で掲載するという形で運営をしております。

御指摘の件につきましては、1月から3月の間に情報収集という形で、各課の方から市長の部屋ということで情報が上がってきたわけですが、内容に若干不備がありまして、その差し戻し検討という形で担当課の方をお願いをしていたところです。

実際に担当課の方から上がってきたのが、昨日ということで、昨日さっそく更新といいますか、ページを掲載したということでございます。

**○14番（小野広嗣君）** 市長はそのホームページ、昨日開かれましたが、市長のメッセージが載っております。これ見られましたか。

**○市長（本田修一君）** まだ確認しておりません。

**○14番（小野広嗣君）** ここはですよ、担当課も含めてですよ、市長の言葉ですよ、市長の顔写真入りですよ。そういったものを載せて、今日開設しましたという連携がなぜ取れないんですか。

**○市長（本田修一君）** 今後そのようなことがないように、連携が緊密に取れるように、そして十分市民が見てもおかしくないような、そして市民が一番求めるものをというような形、視点でホームページを作成していきたいと思えます。

**○14番（小野広嗣君）** 待たれた項目なんですよ、ずっと、市長室からという項目ですね、一番左側の上にあって、そこをみんな知りたいわけです。これが今、課長の方からお話しがあって、1回差し戻して内容を煮詰めたという形で、やっと昨日それがアップされたという形です。

通告を出してからこれをやっとなんかじゃないかというぐらい不思議でならなかったですね、昨日、これが出たのを見ましてね。

それは、それで良いとしまして、この市長室から、今市長のメッセージが載ったと、第一段階に入りました。ここの市長室からの中身はですね、今後はもっと濃く市長と協議をしながらですよ、市長もその状況を知りながら煮詰めていっていただきたい。そういうふうに思えます。

あと、細かいことを1つ1つやっていくわけにはいきませんが、何点か更新されていないことがある。まだ先ほど答弁ありましたが各課、各課からの情報発信の量が少ないと。これは今後、情報量をですね、増やしていっていただきたい。それで結構であろうと思えますが。

不思議なのはですね、市長、本庁舎は有明ですよ、市役所の新庁舎は有明ですよ。でですね、これ、市役所の御案内という項目があるんです。その中に、いわゆる交通アクセスというコーナーがあるんですよ。ここでですね、志布志支所への交通アクセスの地図はありますよ。だけれども、本庁のここ、有明ですね、旧有明、この本庁であるべきこの市役所への交通アクセスがない、地図がない、これは本末転倒じゃないんですか。

志布志支所に関しては、けっこう旧町外から見える方々は場所的には分かってらっしゃる方が多かったと思います。ところが新市になって志布志市、その庁舎が旧有明町に移った。その場所がわからないということは当初けっこうありました。その件で志布志支所にもかなり見知られておりますね。そういった中で、ホームページに未だに本庁へのアクセス地図がない、これはどういうことでしょうか。

**○情報管理課長（中水 博君）** 本庁への交通アクセスの地図がないという御指摘でございますが、確かに入っていないようです。その件につきましては地図の構成、作成について非常に時間がかかることもありまして、言い訳にはなるかと思いますが遅れていることは確かでございます。

そのことで早急に改善をし、できるだけ早い時期にページを掲載したいというふうに考えております。

**○14番（小野広嗣君）** ぜひですね、すごく大事なことですので急いで対応していただきたい。そのように思っているわけですが。あと細かく言えばいっぱいあるんですが、あと2点ほど。

例えばですね、今度は産業というところの項目をクリックしていく、そうすると今度は住宅問題で住所一覧及び問い合わせ先、そして入居方法、空き状況という項目があるわけです。そこをクリックをしていきますよね、当然。住宅を探している人、どういう状況なのかなど。このタイトルであれば入居方法、空き状況が載っていると思います。

ところが、住所一覧と施設の場所、住宅の場所、住宅名ですね、住宅名と住所が載っているだけ。いわゆるこの入居方法とか、いわゆる空き状況なんてのは項目さえないんですよ、タイトルは付いているのに。大変失礼な話じゃないですかね。このへんはどうですか。

**○情報管理課長（中水 博君）** 御指摘のとおり、各細部にわたりましてホームページに関しましては、不備な点があることは確かでございます。

私たちは過去に経験のない合併という特殊な事務作業の中で、窓口事務とか内部情報系のシステムを中心に、住民にできるだけ迷惑がかからないようにということで電算システムの構築に全力を挙げてやってきたわけですがけれども、ホームページの構築もそれと平行して1月から3月という時期に、各課の業務がある程度、運用が軌道に乗って来る段階で情報収集というような形でやっております。

その関係で、御指摘のとおり更新が遅れたり、未熟な部分がありまして市民の方に大変迷惑をかけたことを深く反省しているところでございます。今後は市民の方、そして議員さんの意見を聞きながらですね、できるだけいち早くわかりやすく、そして正確を基本に市民の方の意見その他を取り入れながら、徹底した充実を図っていききたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひします。

**○14番（小野広嗣君）** 今、担当課長の方からそういった答弁がございました。言えばキリがないわけですが、確かにいろんな問題点もあったんでしょう。だけれども、こういったサービスを行いますよという項目がいっぱいある中でですね、クリックをしていって真に住宅情報が欲しいという人はがっかり来ますよね。

だから、そういったことに対しては早く対応していただきたい。ほかにもですね、旧志布志町の観光マップ八野んとあるんですけども、旧有明、旧松山いわゆる新市志布志全体の町を歩いていく観光マップがまだできあがっていないということで、ホームページが本当に、今混在しているというような状況だろうなという気がするんです。

だけれども、やはりこうやって言っていないと、スピードが図られないわけですので、あえて質問させていただいております。しっかり、今後ですね、取り組んでいっていただきたいというふうに思います。

あと、ホームページのですよ、全国ランキング、いわゆる自治体のランキング付を民間団体がしてい

るわけで、そういった中でせめてですよ、ベスト10に入るようなところの自治体のホームページぐらいはですね、しっかり参考としてですよ、学んでいただきたい。

私なんかもこういう質問をする限り、そういったトップ10に入っているようなところの自治体の、いわゆるホームページはけっこう見させていただきました。やはりそれなりの工夫がいっぱいされております。そのままパクっていいわけですから、良いものはどんどん使えばいいわけですからね、それプラス本市独自のホームページというのをやっていければいいんじゃないか。そういった自治体の中身を見ていくと、担当職員の中にそういったホームページづくりに本当にたけた人たちがいる。そういった、またたける人たちを育成しようとする市長の動きもある。

そういったことに対して、人材育成の上で今後ますますホームページの充実が図られていかなきゃいけないんですけど、それを図る上での人材育成について、市長の答弁を求めたいと思います。

**○市長（本田修一君）** お答えします。ホームページの利活用につきましては、今後ますます市民の方々の利活用が進んでいくというふうに認識しております。

その中で、先ほども課長の方から言いましたようにいち早く、そしてわかりやすく、そして正確にというのが基本的なテーマというようなことでございますので、このことが志布志市のホームページでもきっちりと図られるような人材育成というものはしたいというふうに思います。

そのためには職員の質を上げる研修等に取り組んでいきたいというふうに思っています。

**○14番（小野広嗣君）** ぜひですね、今、市長の答弁のようにですね、今後しっかり取り組んでいただきたいというふうに思います。細々いっぱいありますけど、本庁へのアクセス、空港から、あるいは鹿児島市内から、そういった時間帯も載せておりますけど、この時間帯もまちまちで間違っておりますからね、そういった部分もしっかり見ておって下さいね。

次へ移りたいと思います。少子化対策、その観点で子育て支援の現状と課題と、そして今後の取り組みということで通告をして、先ほど答弁をいただいたわけですが、市長の方からも、国としても、この少子化問題を最重要課題としてとらえて、今施策の展開をやっていると。そして本市においても、この人口の増減でいえば120人の減が今後ずっと続いていくと、大変な状況が待ち受けている。

そういった中でしっかり取り組んでいかなければいけないけれども、他の予算との絡みもあって、総合的な施策の展開、取り組みが必要であるというような答弁であったろうというふうに思うわけですが。

今回、少子化対策として、市長は母子の健康の保持増進と子育て支援の観点から乳幼児医療費の軽減と、妊婦検診の負担軽減を図ってまいりたいと、このように述べられておりますが、このことについては具体的にどのような措置となっていくのか、お示しをお願いしたいと思います。

**○市長（本田修一君）** 具体的な内容につきましては、担当部長に回答させます。

**○福祉部長（蔵園修文君）** 乳幼児医療費の軽減につきましては、旧志布志町で0歳児の無料化を実施していたところでございます。それを、合併協議に基づきまして全市で取り組むということで、今年度その充実を図ったという施政方針の内容でございます。

それと、妊婦検診につきましても従来無料検診受診券を2枚交付しておりましたが、これにつきましても旧志布志町で3回分を無料化を図っていたということで、これも合併協議に基づいて新市の事業と

して、全体で実施するという取り組みを図ったところでございます。

**○14番（小野広嗣君）** ということは、これは旧志布志町の施策ですよ。市長、いわゆる旧志布志町の施策である乳幼児医療費のこの0歳児の無料、そして妊婦検診の検査券の増と、この分を有明町、松山町に展開して、新市で展開すると。

この施政方針というのはですよ、広報も含めてしっかり市民の方へ届けられるわけですね。であれば、旧志布志市民から見れば、この乳幼児医療費の軽減、そして妊婦検診の負担軽減というのは、もう既定事実なんですよ。そこで、この施政方針を上げると今までの分に対して手厚く拡充をされるのではないかというふうに受け止めるのが筋だろうと思うんですよ。

当然、僕らはこういう立場にありますので、予算的なものも含めて、どうなのか、これは議論の中でしか解決しないんだろうなと思いながら読みますけれども、やはりこういうふうに出てくると、乳幼児医療費の軽減が3歳児まで伸びるのか、あるいは就学時児童まで伸びるのか、いわゆる6歳まで伸びるのかというふうに考えちゃうわけですが、市長、こういったことに対する今後の取り組みというのはどのように考えていらっしゃるんですか。

**○市長（本田修一君）** 今後の少子化対策におきます取り組みにつきましては、国の施策等も今後、実施そして発表されるということでございますので、そのことを踏まえながら本市としまして、独自の事業というものがどういった形で展開しているか研究しまして、そして実行に移していきたいと思えます。

**○14番（小野広嗣君）** 昨日もいろいろ議論があったわけですが、国の施策を待ってと、そしてそれを見極めながら本市独自で何ができるのかというのを議論していきたいと、それはよくわかります。

わかるんですが、そして市長はこうも言われてますね。どういった子育て支援の施策が市民にとって今、一番必要なのかと、そういうことを市民の声を聞いて、そしてその上でやはり判断をしていきたいと。当然、それもそうでしょう。

僕が不思議でならないのは、市民の声というのは、市長は初めて今回、行政のトップに立たれたわけじゃないですね。もう3年目に入りますね。そして旧志布志町、旧松山町にとっても住民ニーズを図る上での努力というのはこれまでもされてきたと思うんですよ。そして子育て支援センターであるとか、あるいは福祉課・保健課内でしっかりそういった議論もこれまでされてきていると思えますね。

そういったものを積み上げていけば、おのずともう答えは出ると思うんですよ。いわゆる今から住民の声を聞きながら、あるいは国の動向を見極めながらとなってくると、日本一の子育て支援のまちづくりと、これを目指す施策というのはいつできるのかということですよ。時間がかかっちゃいますよ。

昨日も言われましたけど、国保あるいは介護、その給付の伸びをしっかり抑えながら財源的な確保、それをそのまま使えるかどうかわかりませんが、そういったことも含めて考えておりますと。これは市長の任期というのは1期ごとですからね。4年間で勝負をかけていかないといけないわけですよ。

そういった時に、本年からやはり市長独自のですね、施策が出てこないと厳しいと僕は思うんですよ。それはありとあらゆる施策の展開というのは、子育て支援だけでできるわけじゃありません。でも、本

田市長自らが過去2年有余、そして旧志布志町、旧松山町の状況を子育て支援の住民ニーズをしっかりとらえて、どういう施策をまずやるんだと、これをやるんだと、トップダウンですよ。昨日もありました、いろんな戦略会議を開いて意見を聞くのも良い、住民の声を聞くのもいい。だけれども、少子化対策というのは待ったなしの状況です。先ほど言われたとおりです。

だから、待ったなしの状況に対してはいろんなニーズを拾い上げて、これでいこうじゃないかといって、その後みんなでもんでもらう、そういったトップダウン的な判断も必要なんじゃないですか。どうでしょうか。

**○市長（本田修一君）** 少子化対策につきましては、この子育て支援あるいは乳幼児の対策といった問題ばかりで少子化対策が解決できるというものじゃないというのは議員も御承知だと思います。

それらの様々な課題がございますもので、そういったことにつきまして現在、子育てをされている方とか終わった方々、直近の方々の御意見を、切実な御意見等を賜りながら新しい政策の中に盛り込んでいきたいということでございます。

そのような形で、私としましては皆さま方に今後お示ししていこうというふうに考えております。

**○14番（小野広嗣君）** 住民ニーズのとらえ方、私たちがこうやって質問をする、その質問の背景には子育てをしていらっしゃるお母さん、あるいはお父さんたちの声もここに含まれているんですよ。そして、昨日もありました、この後もいろいろ質問が展開されると思いますが、やはりそういった声を受けて、こういった施策の展開はどうですかと言っているわけですので、そのことをそのままやりますというふうに言えないかもしれません。

だけれども、これから声を聞いていきますという段階ではないと、僕は思っていますね。とっくにそういった声は吸い上げて、じゃあこれとこれと、これ、このうちに財源的にこれとこれはできるけど、これはできないんじゃないかと、そういった段階であろうと思うんですよ。そこらのところはですね、しっかり考えていただきたい。

そして、乳幼児医療費の無料化にしましても国も検討しております。しているんだけど、やはり財源的な問題もあって今、先送りになっている部分もありますね。そういった中で国の動向を見極めながら、じゃあ0歳児までやっているけど、本市においては3歳までやろうじゃないかと。

この0歳児の乳幼児医療費無料化というのは旧志布志町でできあがっているわけですが、どちらかというと0歳児というのは、いわゆる母親の免疫が残ってしましてね、医療費がかからないわけじゃないですけど、実はこの0歳を抜いて1歳以上から子供はどんどん病気をして医療費がかさんでいく、実はそこに手当をしていかなきゃいけない。

だから、少なくとも0歳から始めて1歳、2歳ということが過去議論されたわけですが、そういった国の動向も見極めながらもですね、これは3歳児、できれば6歳とかですね、そういった施策の展開をやはり図るべきであろうと、ちょっと見極めながらですね、今はそういう時点に、だいたい本年いっぱいぐらいでその方向性が見えるだろうと思っています。

あと、児童手当の拡充というのが今度小学校4年生から6年生までになったわけですが、この児童手当というのはだいたい年に3回あります。それで、2月と6月と10月にあるわけですが、この今回だけ

ら対象になる方々というのは6月支給からになるわけですね。

実は、この児童手当というのは申告制を取っているわけで、いわゆるその制度を知らなければその手当がもらえないと、そういうシステムになっています。そこに対する対応はどのように考えていらっしゃるんですか。

**○福祉課長（木場春次君）** お答えいたします。児童手当の今回、6年生まで、修了前まで伸びますけれども、その広報につきましては広報紙等を利用しながら、内容が市民に十分周知できますように対策を取りたいと思っております。

**○14番（小野広嗣君）** 文書等の配布も、もうなされていますよね。これはやはり工夫をしていただきたいのは、この前、それこそよく社会的な場面にも出てこられる人で、社会的な資格も持ち合わせている人なんかと語ったんですが、仕事上書類の山で、意外と役所から送られてきている書類をそういった方に限って見てなかったりするという話もお聞きしたりしてですね、これは大変なことだなと。そういったサービスを知らずに受けられないということがあってはならないなというふうに思って、やはり広報とかですね、しっかりPRをしていただきたい。

それとですよ、例えばこれ、申請が遅れていつの時点からまでの手続であったらさかのぼっていただけるんですか。

**○福祉部長（蔵園修文君）** そのことにつきましては、しばらく時間をいただきたいと思います。

**○議長（谷口松生君）** 答弁準備のため、ここでしばらく休憩します。

○

午後1時40分 休憩

午後1時41分 再開

○

**○議長（谷口松生君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

**○福祉部長（蔵園修文君）** 失礼いたしました。ただいまの件でございますけれども、9月末までに申請をしていただきますと4月にさかのぼって支給ということになります。

**○14番（小野広嗣君）** ですからですね、9月までに申請をした場合、4月までさかのぼってこれは支給されると。だから10月以降は申請をしても受け付けないということになるわけですね。

そのためにはですね、やはり相当ですね、文書による通知だけではなくて、いわゆる広報あるいは制度改正のポスターとかパンフレットとかですよ、そういったところまでしっかり手を打っていかないと、せっかく子育て支援のために児童手当が出ていく、その手当を支給されない方が出てくることがあっては、これは住民利益を本当に損失させますのでね。そのへんどうでしょうか。そういった声が10月以降絶対上がってこないというような対応をしなきゃいけないと思うんですよ。どうでしょうか。

**○福祉部長（蔵園修文君）** その件につきましては、議員のおっしゃいますとおり、そういうことのないように周知を徹底して対応を図っていきたいというふうに考えます。

**○14番（小野広嗣君）** ぜひしっかりとしたですね、対応を求めておきたいというふうに思います。

あと、これ市長にもお聞きしたいわけですが、今ですよ市長、子育てというのに関して今、経済的に

大変ですよ、いわゆる共働き家庭が多いですよ。それでもお母さん方は帰ってから、なおかつ子供の子育てということで、子育てに対する比重というものが男性に比べてはるかに高い。これはデータでもしっかり出ていますね。父親がなかなか子育てに参加しない、協力しないということがあります。

今、若い夫婦の方々の中にはそういった部分がだいぶ解消されてきている向きもありますが、やはりデータ等を見ていくと、やはり奥さんの子育ての比重を軽くするためには父親の協力というものが本当に必要であろうということがあると思うんですね。

そうした中で、母子手帳が妊娠することによって配付されますが、今、全国の自治体を見ていきますと父親に対してですね、やはり子育ての意識、そして奥さんとともどもに手を取り合ってその責任も分かち合いながらですね、子育てしてもらいたいということで、父子手帳をですね、母子手帳と一緒に併わせて、母親に対する、妊婦に対する父親の接し方、そして年齢ごとの子供に対する父親の接し方、そういったものを載せてですね、母子手帳とともに一緒に配付している自治体がだいぶ増えてきております。

そういったことに対する、大してお金もかからないと思うんですが、そういったことに対するお考えはどうでしょうか。

**○市長（本田修一君）** 私どもの世代では、この父子手帳なるものはなかったものですから、ちょっと認識していなかったんですが、このことにつきましては調査をいたしまして、この市で対応できるとすれば対応していきたいというふうに思っております。

**○14番（小野広嗣君）** ぜひですね、そういったことも含めて、あるいは検討をしっかりといただきたい。そしていろんなセミナーが、子育てセミナーが生涯学習講座の一覧表を見ても載っています。子育てに関しても2つございましたね。そういったセミナーでも父親が参加しやすいようなですね、セミナーの組み方、なかなかやはり女性中心になりがちなものですから、そういったことでやはり啓蒙というか、あまり今は使わないですけど、啓発をしていけるようにですね、求めておきたいと思いますので、これは取り組みをよろしくお願いしたいと思います。

あとは子育てに関しては多分、市長も、子育てというか少子化対策に対しては喫緊の課題であるということとは十分御存知であろうと思います。そういった意味では、これは施政方針のですね、組み立て方だろうと思いますから、クレームを付けるわけじゃないですけども、本当に大きな課題として少子化の問題がある、少子高齢化社会の対応というかですよ、そういったことは、多分市政の中での大きな項目の5本の指に入ってくるんじゃないかというふうに思うんですね。

できれば施政方針にそういったものがどんと出てきて、その上での取り組みをこうしていきますというふうになってくれば、また職員の意識も違うし、またそれを受け止める我々議員の意識も変わろうかと思っておりますので、今後少子高齢化社会に対する、特にこの少子社会ですね、少子化に対する歯止めをどのようにかけていくか、ここに対する議論をしっかりとしていきたい。

あと1点、旧志布志町で出産祝金、第3子以降に対する出産祝金を出すということがありまして、今回の本田市長の政策の中にも、これがそのまま引き継がれておりますが、この出産祝金が出された経緯においては質疑をした覚えがございます。少子化に歯止めをかけるにはどのような施策が大事であるか、

その議論をするためのたたき台として今回、提案をさせていただきましたというのが慶田前町長のお話でありました。ある意味で一步間違えば第3子以降にだけ祝金を出す、それは産めよ増やせよというか、そういった観点があまりにも強くなりほしくないかという議論もありました。

しかしながら、やはり少子化というのはここまで来ている喫緊の課題である、そのことを認識してもらおう土台として、たたき台として一応出したんだということでございまして、そしてその5年が経過しております。

この出産祝金の5年経過して以降のですね、成果というのがどのように現れているのか、お聞きしておきたいと思います。それを知った上で、今回政策として継続されているのか。

**○福祉部長（蔵園修文君）** 出産祝金につきましては議員がおっしゃるとおり、旧志布志町で実施してきた事業でございます。

この成果につきまして大きく少子化に歯止めがかかるという実績そのものは数字の上では現れてないところでございますが、そういった事業に基づきまして少子化に歯止めがかかる一助には当然なっているというふうに理解をしているところでございます。

また、旧有明町、旧松山町につきましては、先ほどの事業を御説明しました事業と同時に、これまで実施していないということでございましたので、これを全市で取り組んで少子化対策の一助になればということで、今年度取り組んだところでございます。

**○14番（小野広嗣君）** つい最近も、いろいろとこの第3子以降で出産祝金をもらった方々に直接お尋ねをしました。当然、10万円のお金が入ってくるわけですので皆さん喜んでいらっしゃいました。その喜びをこちらで摘み取るというわけにはいかないなという気がすごく現場ではしておりました。

ただ、やはり5年経過して、やはり政策というのは検証をしていかなきゃいけない。じゃあ第1子、第2子、第3子、第4子を育てるというのは大変だろうと思うんです。だけれども、中には経済的にそんなに困ってなくて、悠々自適とまではいきませんが、第3子、第4子を育てていらっしゃる家庭もあります。一方では経済的に大変で、1人の子供を育てるのも大変という状況もあるんですね。

そういったことを考えた時に、難しい問題だなというふうにすごく思うんです。だから、そういったことも今後、精査してですね、やはり平等な政策というか、いうことも含めてですね、議論をしていただきたいなというふうに、これはそうしなさいということではなくて、議論をですね、そのまま引き継ぐのではなくてしっかり検証をしてですね、本田市長としての政策としてやはり打ち出しをして欲しい。そのための議論はしっかり今後、中でですね、揉んでいていただきたい。

出産をされるお母さんたちにできれば平等な政策というか、そういったもの、いわゆる例えば出産一時金が本年、10月からこれまで30万円だったものが35万円にアップになりますね。自治体によっては先駆けて4月からそのことに取り組んでいる自治体もあるんですよ。

国の政策を待って、はい10月からというところも多いでしょう。今度はその35万円で出産費用が賄えるのかということ、これは病院の関係もあったり、様々な違いがございまして。しかし、その35万円、5万円アップになった出産一時金で賄えない出産費用の部分、例えば38万円、40万円だと、その差額分をしっかりと出しますよという自治体もあるんですね。

ですから、本当にそれだったらどんなお母さん方にも平等な政策ですよ。そういった平等に行き渡るような政策の展開を、市長にはぜひですね、今後、検討をしていただきたいと、これは求めておきたいというふうに思います。

次に移りたいと思います。食品関連団地の問題に移りたいと思いますが、昨日、同僚議員の方からも質問があったところでありますが、これは旧志布志町において議会で数度にわたって議論され、いろんな議員が質問をしてきた経緯がございます。

いわゆる総体事業費として8,200万円という、8,200万円以上ですが、これは一般財源から全て賄っていますからね、この分を投入して、その結果、その食品関連団地に入りこむ人たちがいなかった。当時の首長が地元の業者と話をしていく上で自分の地域が手狭になったと、トラック、車を移動するために地域住民にも迷惑をかけると、どこか良いところはないかということで志布志以外のところを探しているんだと。そういう話を聞いて、そういった業者が6社もあって、例えばそういった方々が町外へ出て行かれる、こんな損失はないということで食品関連団地を造成して対応しようと思うので、そこへ入っていただけないかということをや請をされたと。

そして、その中で可能性のある部分が見えてきて、聞き取りをして6社ぐらいの方は入るという確約書を取ったわけではありませんけれども、そういった話の場に着かれて、でも結果的には入ってこれなかった。そして今の状態が5年、施政方針以降、丸5年ですね、続いています。

ここへの対応というのは旧議会でやっておりますので、質問は繰り返してしますので、私はここで特に聞きたいのは、ここ1年間ですよ、ここ1年間ぐらいの、それ以前はわかっています。ここ1年間の担当課、そして取り組み、この内容を示して下さい。

**○港湾商工課長（小辻一海君）** このことにつきましては、議員におかれましても御存知のとおり、再三論議されてきたわけですが、なかなか食品関連企業ということで配置がなされなかったところでございます。

そこで、担当課といたしましても、現在のところ食品加工関連企業として誘致するにはなかなか困難ということで、現在のところ県あたりとも協議を行いまして工業団地とした形で、他の企業を誘致して、来ていただきたいということで市長とも相談しまして、今度新たにそういう形で展開していこうと考えております。

そして、現在1年間のところをそういうふうな協議で、なかなか食品関連団地の関係者に一生懸命問いかけたんですけど、なかなかできないという状況でございました。以上です。

**○14番（小野広嗣君）** そういう対応をしていかないと、なかなか難しいであろうということは理解するわけです。やはり、施政方針で出てきましたのでね、食品加工関連団地の分譲ということで、だからやはりこの工業団地、商工業団地の分譲とかですね、いうふうに展開していかなければ、もう用途目的を変えていかなければ対応できないだろうというふうに思うわけですよ。

これ、ただそういう方向で企業立地を考えていく、この優遇制度の充実というのがありますが、例えば去年の施政方針、旧志布志町の施政方針、企業立地促進補助金交付要綱を策定しましたね。これはずっと継続されると考えて良いんですか、このことで。

**○市長（本田修一君）** この志布志町企業立地促進補助金の交付要綱につきましては、旧志布志町の交付金要綱でございますので、今回また新市になりまして新たに優遇策を検討して設置したいというふうに思います。

**○14番（小野広嗣君）** ということは、この施政方針に出ています優遇制度の充実というのは、これからの検討ということですね、現段階では優遇措置は決まっていないと。優遇措置が決まっていればPRもなにもできないということですね、今の段階ではですね。

これは早く急がないと、ずっと野ざらしの状態ですよ。もう草ぼうぼうですよ。それでああいうところを見に来てもらって、どうですかと言ったら、誰も振り向きませんよ。市長もよくわかっていらっしゃると思いますのでね、これは市長が引き継いだ重い荷物かなという気もして言うのもちょっとあれなんですけど、ただ行政は継続ですのでね、その分の責任を負って展開していただけないといけません。

ただですよ、当初のその6社の話は昨日も出ました、先ほどしましたけど、そういった方々が話をされて、あの分譲地というのはそういった方々が必要とされるであろう面積、そういったものを積み上げてあの分譲なんですよ。そこを市長、よくわかってもらわないといけませんよ。

だから、少し我々議会に示された時も、黒板に書いていただいた時も少しいびつなですね、土地の形態になっているなという気がしたところでした。だから、今後企業立地を進める上で今の面積というのはそういう背景でなっているから、新たな企業が入って来ていただくときの分譲という段階でもですね、いろいろと難しい問題が出てくるんだろうなという気がしております。

近隣の土地にもですね、新たに造成できる部分も残されておりますので、いろんな対応が期待されるわけですが、食品関連団地ということにはもうこだわらないということですので、ぜひですね、そういった方向で取り組みをしていっていただきたいと。

もう1つ、給食センターの構想がずっと議論されていまして、実は平成17年にはいわゆるこの食品関連団地を中心とした地域に、給食センターの建設ということが旧志布志町では議論されておりました。ただ、合併ということもあって先延ばしになったわけですが、今この食品関連団地の分譲が市長の公約として出ているわけで、この給食センターとの絡みというのはこの分譲地とはどうなるんですか。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。給食センターの建設につきましては、旧有明町そして旧志布志町で新しい給食センターを合併に向けて設置しようということで協議がずっと行われてきたところでした。

その中で、ただいま議論になっております安楽地区の食品工業団地につきましても候補地として議論の中の対象の土地というふうにはなっておったようでございます。

しかしながら今回、合併いたしまして新しく給食センターを設置しようということにつきましては内部で検討いたしまして、そしてその候補地につきましては新たに設定していきたいというふうを考えております。

**○14番（小野広嗣君）** この件に関しては、前志布志町長とまた本田市長の前の町長との話し合いの中で、またそこに職員の方々も入っているわけですが、志布志町の側から安楽川沿いのあの地に考えてい

ると、提案をしたら有明の側もそれでよろしかろうというような方向であったという話が我々議会の方には話しが戻ってきているわけですね。

今、本田市長の話であると、そのことは合併後、また白紙の状態に戻っているということで理解していいんですね。新たに、給食センターは議論をして、場所の選定も含めてここか、これ以外も含めて議論をするということですね。その件に関しては、今回通告で給食センターのことは言っていないので、もう他の議論に入りたいと思いますけど、その確認だけさせていただければけっこうだろうと思います。

あと、ここに企業立地をする上で水の安全性ということがあって鉄、マンガン等がすごく厳しいということがあって、2度にわたって検査を行った経過がありました。2度目の浅井戸の検査によって、だいたい良好だという報告が出ました。でも、これが出たのがもう2年前ですね。それ以後、この水の安全保障というのは大丈夫なんですか。

**○港湾商工課長（小辻一海君）** 現在のところ水の検査はしていないところがございますが、前、水質検査をいたしました会社の方によりますと、今のところ大丈夫だというような御意見をいただいたところでございます。

**○14番（小野広嗣君）** これは大事なことですのでね、優遇措置を取って今後PRをしていく、募集をかけていく、そういった時にすごく大事な問題ですので、慎重に進めていっていただきたい。

あと当時、坪単価1万5,000円以内ということで対応できるのではないかという首長の答弁がなされておりますが、今、優遇措置はそのことに対しての優遇措置ということも今後考えられるでしょうけど、萬來さんのところがありましたね、ちょっとそれより低いですね、額は言いませんけど、わかっていますけど、いいませんが、今後優遇措置をしていく時のそういう整合性ですよ、そういったことも含めて議論をしていただきたいんです。

当時、坪1万5,000円という単価というのはなかなか厳しくなっているという気がするわけですが、そのへんの議論というのは進んでいるんですか。

**○港湾商工課長（小辻一海君）** 現在のところ、まだ検討しておりません。

**○14番（小野広嗣君）** 本当にですよ、一時期ホームページでも募集をかけるということがあって、さっき市長の中にもありました。それが、それ以降ずっと中断していましたね、合併ということもあるわけですが。やはりしっかり、そのへんはですね、やっていかないと。この1年間ぐらいで、じゃあどれぐらいの業者からこのことに関しての問い合わせというか、相談というものはあったんですか。

**○港湾商工課長（小辻一海君）** 今のところ2件ありまして、一旦現地を見に来られた企業も1社あります。それで一応、持って帰って検討するというので、その検討の後の連絡は今のところありません。

**○14番（小野広嗣君）** ぜひ、今後しっかりですね、この事業に関しては取り組んでいかないと、8,200万円という説明が市民につかないわけですよ。本当に、今後移転希望の事業主が出てきた時にですよ、同じ轍を踏まないで、いわゆる確約書も交わさないで造成を始めて8,200万円という投資をしたんですよ。考えられないことなんです。議会もそれを容認したじゃないかといわれるけれども、6社が入るとい話が入って来て議会は認めたんですよ。

だから、ここへんはしっかり取り組んでいかないといけない。5年経っています、ここ1、2年で勝

負をつけるようなですね、努力をしていただきたいと思っております。

じゃあ、あと次に移りたいと思います。英語学習に関しては、先ほど教育長の方から御答弁をいただきました。わかりやすい答弁であったので、だいたい今の状況というのはわかったところでありますが、市長の施政方針の中に、特にですね、国際理解教育や情報教育の充実、だから本市の子供たちを国際化社会の中でコミュニケーションのしっかり取れる子供たちとして育成するためにも英語学習には力を入れたいという施政方針が出ています。

教育長は一松学舎出身で国文学、そっちが専門でございますが、そういう市長の意気込みに対してはどうでしょうか。

**○教育長（坪田勝秀君）** 今の議員の御質問は、あなたは英語教育をどう思うかということではないかと思って、個人的な見解をとというふうに解釈いたしまして答弁いたしますが。

私は、確かに国語出身でございますが、教育の中でこれが軽くてこれが重いということはないわけでございます。先ほど申しましたように、現在こういう時代でございますので英語教育の重要性というのは私も十分認知しているつもりではございます。

しかし、少なくとも入口においてはなんといっても国語じゃないかと、手前味噌であります。全ての教科の原点はやはり正しい言葉を正しく使えるということでもって国際人にもなるのではないかとというようなことを考えております。私も短い期間ではございましたが海外に行きました時に、例えばアメリカにまいりました時に、アメリカのこのシアトルはどう思うかという質問はほとんどないわけでございます。あなたは鹿児島から来たというが、ミスター西郷とはどんな人かと、こう聞かれるわけでございます。それを知らなければマウント桜島はなんなんだと言われた時、全く何も知らないということではコミュニケーションのしようもないという痛い経験もしておりますので、やはりふるさとを知り、そして日本語で正しく我がふるさと、また日本を語れるということも同時に、あるいはやや少し先行してそういうところも勉強させていかないと、真の国際人にはならないかもしれないなどと考えているところでございます。

**○14番（小野広嗣君）** 良く理解できる答弁だろうと思います。私もそのように考えております。ただ、そうは言っても基本はですよ、今教育長が言われる本当に国語力。この国語力が落ちている。そして基本的に読み書き算盤がしっかりできてなくて、その土台がしっかりできた上での学問ですからね。その部分は十分わかっています。

ある意味では、この常用漢字の学習、この数を減らす中で英語の時間を増やせと。これもまた本末転倒な議論だなというふうに思っています。多分、教育長も同じ考えだろうと思うんですね。そういうことを理解した上でやはり今後の国際化、それに対応する子供たちの育成というのを考えた時に、いわゆる英会話という会話のできる子供、この子供のためのいわゆる教育カリキュラムというのを作っていかなければいけないだろうと思うんです。

それを作る時に、昨日も議論がありましたように小中高の一貫教育というのは議論されました。小学校は小学校でバラバラに英語教育をやっているならば、このバランスが中学校に行った時に崩れるんですね。そういったことも併せて小中一貫校ということよりも、小中が一貫して同じ英語学習を展開できるよう

なシステム、このことが今言われているわけですね。このことに関しての考え方をお聞かせ下さい。

**○教育長（坪田勝秀君）** 本当にそこは難しいところでございます、ジョイントの部分、繋ぎの部分はどういう形でスムーズに英語学習の中に入らせるか。だからといって小学校あたりでですね、あまり、どちらかというとなら英語の指導力のあまりないというか、下手なといいますか、そういう教員が、いわゆる型破りな英語みたいなのをですね、教えて、そして中学校に送り込んだとなれば、これはまたやり直しというようなことにもなりますので、今現在行われております小学校における英語の学習に対する取り組みの、なんというんでしょう、入口のおさらい、英語の勉強というんじゃないですが、英語に慣れ、親しませようとするところで現在やっておりますので、私は少しずつ英語に慣れ親しませていくという方法で、昨日申しましたように小中連携みたいなもので勉強もさせていくと、徐々にやっていくという形でやられて、短兵急にこれをやりますと、私はやっぱり英語嫌いの子供になってしまうという危険性もはらんでいるんじゃないかなと、このように考えております。

**○14番（小野広嗣君）** 今、教育長が言われたとおりであろうと思います。そういったことを踏まえながら市長の意気込み、それにやはり応えていかなければいけないと。また、その意気込みは買える意気込みであろうと僕も思うわけですね。

教育長も御存知だと思いますが、これまでだったらいわゆる教育特区を作って、その中で英語学習を含めて、英語特区でもいいですね、頑張れという議論もあったわけですが、今後、国の方向も変わりましたね。2008年から自治体の考え方一つでカリキュラムをいじって良いという柔軟な姿勢、規制緩和が起こってなにも構造特区申請をする必要はないというふうになりました。

これが、2年後にやってまいりますね。だから、その2年後に向けて本市として市長の意気込みも含めてですね、対応できる体制を今の教育長の下でしっかりと組み上げていただきたい。そこに対する先ほどの懸念事項もクリアしながらですよ、そこに対する意気込みを。

**○教育長（坪田勝秀君）** 今、議員御指摘のとおり、そういう方向に国も、また県も進んでおります。ですから、本市といたしましても本田市長の意気込みもございまして、そういうところも踏まえながら間違いのないようにその舵取りをやらなきゃいけないので、英語に限らず国語、全ての教科の基礎、基本の学力を身に付けられるように学力向上にも努めてまいりたいと、こういうふう考えております。

**○14番（小野広嗣君）** もう最後になると思いますが、2年後に向けてですね、なにも英語学習だけが全てじゃない、先ほど言いましたように国語力の低下を招かない、だいたい英語教育が必要だというのが70%、英語に親しませることが大切だと思っている保護者が90%を超えている。その分だけ国際化に対応した子供の英語力というのは親も求めているという部分があります。

しかし、一方ではそのことによって先程来ありますように、ほかの学習時間が取られると、肝心要の部分が抜け落ちてしまえばどうなるのかと怒っていらっしゃる保護者もいる。そういった部分は英語塾に通わせれば良いじゃないかという乱暴な意見になっちゃうわけですね。

あってはいけないので、そういったものをしっかり精査しながら2年後に向けて取り組みをしていく。その中で1つ、この志布志市、旧志布志町、旧有明町、旧松山町を含めて、例えば海外に長期滞在された方、あるいは英語に堪能な方々をしっかりと掌握していただいて、人材バンクみたいにしておく。そし

ていざスタートする時にですよ、ボランティアでも良い、なにがしかの支援を、この方々からもいただくというような体制ぐらいは、この2年間のうちに取れるんじゃないか、どうでしょうか。

**○教育長（坪田勝秀君）** 確かに、大変ありがたい御提案でございますが、今またそういう意味でも生涯学習の創年学習とか、あるいはまた生きがい大学とかいろいろとございますので、そういうところで持っておられるそういう豊かな経験、そしてまた語学力というものも私ども教育界に貸していただくとありがたいと思っております。

先ほど議員のおっしゃるようにホームページ等を使いまして、そして広く人材を、また求めてみたいと、こういうふうに考えております。

**○14番（小野広嗣君）** 終わります。

**○議長（谷口松生君）** 以上で小野広嗣君の一般質問を終わります。ここで2時20分まで休憩します。



午後2時12分 休憩

午後2時21分 再開



**○議長（谷口松生君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を続行します。

次に15番、長岡耕二君の一般質問を許可いたします。

**○15番（長岡耕二君）** それでは通告しておりましたので、通告書に沿って質問させていただきます。まず、農業振興についてお伺いいたします。市長が施政方針の中で志布志市農業農村家業再生支援事業の創設とあるが、この市長の基本的な考え方を具体的にお伺いいたします。

次に、教育行政についてお伺いいたします。教育行政の中で小中学校の今後のあり方を市内において検討委員会を設置し、学区の見直しや学校統廃合などを検討するとあるが、市長の基本的な構想をお伺いいたします。

次に、潤ヶ野小学校の体育館についてですが、3月定例会でも質問させていただきました。市長の6月議会で間に合うという答えに楽しみにしておりましたが、今回の予算化されていないことに驚き質問させていただきます。前は私の説明が不十分であったせいか、今回は私の熱い思いを市長にぶつきたいと思います。

議員になって間もなく、当時の小学校の校長より、私も定年前、いろいろな学校を見てきたが、こんな体育館はあまり見たことがないと言われ、それから約7年間ほど、この体育館問題にいろいろと取り組んでまいりました。その間、校長、町長、市長、教育長も次々と替わり、大変でありましたが少しずつ、少しずつ前進してやっと設計の段階に入ってまいりました。

内面的には前進したものの、表面的には何も変わらず7年前と同じ古い体育館であり、先生方、子供たちに相変わらず不自由させている状態でございます。

今まで、雨が降れば雨漏りではなく雨が降る状態で、外壁もひび割れで今にも落ちそうである体育館であります。校区でも体育館工事を予想して、いろいろな行事計画にも配慮してまいりました。学校関係者のみだけでなく地元校区住民の期待も大きい中、今回予算化されなかったことは信じられないこと

であります。首長が替わっても行政は継続されるべきだと考えていますが、どうでしょうか。

教育関連の建物の耐震対策に力を入れているようですが、耐震を言えば優先的に取り組まないといけないことではないでしょうか。なんとか年度内の着工をして、一日も早く安心・安全な環境づくりをお願いいたします。次世代を担う子供たちのために、希望の持てる回答をお願い申し上げます。

これで、1回目の質問を終わらせていただきます。あとは順次、質問させていただきます。

**○市長（本田修一君）** 長岡議員の一般質問につきましてお答えいたします。農業振興につきまして、志布志市農業農村家業再生支援事業の創設とあるが、その基本的な考え方をお尋ねでございます。

戦後60年、農業担い手の多くも65歳を超え、農村の高齢化率はさらに加速し、一人暮らしのお年寄りも増加しております。このようなままでは集落の維持すら危ぶまれており、農林業センサスによりますと、全国の農村は1990年の14万集落から、2000年には13万5,000集落となり10年間で5,000もの集落が消滅しております。まさに農村コミュニティそのものの崩壊であり、老いる村から消える村への変貌となっております。

農村集落は兼業農家、専業農家、小規模農家、高齢農家等、多様な人々が多様な形で暮らし、これらの構成員の共同作業によって始めて地域が成り立ち、守られてきており、このような農村社会の良さを永続的に維持伝承するために、志布志市農業農村家業再生プロジェクトを実施するものであります。

まず、目的であります。後継者がいない高齢化した中核農家を5年後、10年後においても存続させるために、行政、農協、地域等が一体となって魅力ある家業としての再生プランを作成することにより、子供や孫等の新規就農を促進し、世代を越えて農業で食える中核農家、及びその予備軍としての兼業農家を育成しようとするものでございます。

次に対象者であります。志布志市内で農業を営み、後継者のいない65歳以上の中核農家の子供や孫等で年齢が18歳以上45歳以下の人を対象に考えております。最終的には、農業の統一的な振興と安定、地域農業の活性化が図られるとともに、志布志市の農業農村の再生と活気ある集落の維持がなされることを目指すものであります。

次に、教育行政につきまして、小中学校の今後のあり方を市内において検討委員会を設置し、学区の見直し、そして学校の統廃合を検討するとあるが基本的な考え方を問うとあります。そのことについてお答えいたします。

本市の学校教育のあり方については、重要な教育課題の一つを提起していただいたと思っております。私の施政方針における本市の今後の学校教育のあり方についての御質問ですが、急速な少子化が進む中において早急に検討しなければならない課題であると認識しております。

基本的には、何はさておき、子供たちの将来が明るく健全な人生を約束できる基礎、基本の定着が基本でありまして、そのためには学校配置や学校数及び規模などについて、このままでいいのかどうかを検討しなければならないと考えております。

今後、できるだけ早く、これらの諸問題の検討に入るよう教育委員会に指示してまいりたいというふうに思います。

そして、次に学校施設の関係でございますが、学校施設の老朽化や整備計画を優先順位を付けて考え

たいということでございます。ただいま議員の御質問の地区につきましても、このことに基づいて今後、対応してまいりたいと思いますのでお答えします。

御質問の整備計画の優先順位を今後つけたいということでございますが、学校施設につきましては、本年度から新耐震基準施行以前に建築された建物について、耐震化優先度調査を実施してまいります。この調査はコンクリートの強度、老朽化の度合い、耐震に必要な壁があるかなど、図面・施設の目視評価、強度試験等により建物の状態を判断いたします。

この調査の結果に基づいて建物の状態を一次的に判断し、建物の耐震化が必要なものについて耐震補強、改築、補修等に分類し、耐震診断、そして耐力度調査など細かな二次診断を行って調査を進めたいということでございます。

耐震診断調査が必要な棟数は、志布志市内の公立小中学校の校舎・屋体で全棟数103棟のうち61棟ございます。地域ごとに申しますと松山地域が全棟数25棟のうち21棟、志布志地域が39棟のうち22棟、有明地域が39棟のうち18棟であり、昭和56年以前の建物が半数以上を占める割合になっております。

優先順位につきましては、建築構造に熟知した設計事務所、庁内の建築技師、各学校の管理者を参画させ、施設の状態、緊急度を勘案しながら、施設棟ごとに評価ランクを設定し、整備計画を作成して改築、耐震補強の工事を進めてまいりたいと思います。

今後は61棟全体を早い時期に耐震化する必要があることから、多大な改修費用が必要となってきております。このことから、まず耐震化に重点を置き、国、県へ第3次地震防災緊急事業5箇年計画書を作成しまして補助、交付金等により財源確保に努めながら対応してまいりたいと思います。

今後、施設調査に基づき、旧3町の施設の現状を踏まえ、地域と学校が一体となるような施設整備に引き続き努めてまいりたいと思います。

**○15番（長岡耕二君）** それでは、まず農業振興について質問させていただきます。この新しい事業がありますが、市長の農業に対する意気込みというのを感じて良いことだなというふうにとらえております。その中でですね、やはり私も初めて農業をした経験がありますが、その時やはり農業というものは1年で収入を得ない。お茶にすれば3年かかる。そして牛の場合が食っていけるようになるのに2年から5年かかるという時にですね、今新しい事業であります、まずもってその中で対象が1年間、金額が5万円、そして対象者が18歳から45歳までということではありますが、やはり作物によってはですね、1年間と限定しなくて、2年ほどとかそういう対応もできるんじゃないかなというふうに私は考えています。

その期間と、そして作物によってはその金額、そういうところもあった方が後継者としてですね、意欲を持ってやりますが、私も経験した時、アルバイトをしたり、いろんな収入を考えながらやった経験がありますが、後継者対策としてはそういう期間、そして作物によってはそういう期間延長というものも考えられるんじゃないかなというふうに考えていますが、その点を市長はどのように考えておられるか、質問させていただきます。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。この志布志市農業農村家業再生支援事業につきましては、現在後継者のいない、それまでに農業に取り組んでおられましてかなりの実績を上げられた農家の方の

子弟が家業を継ぐという形で、この補助を申請された場合に支給するというようなことをごさいますて、現にその農家自身の中で今、農業所得が210万円程度以上あった農家について、新たに後継者として就農する時に支給するというようなことをごさいます。

そのようなことをごさいますので、行政と農協と地域と、その育成プランを作成して、その育成プランに沿ってその後の農業経営が可能な、自立できるようなプランを作成するわけをごさいますので、それに合致した人のみ事業に適合するというようなふうになるかと思ひます。

そのようなことで特段、作物の限定はしてないということをごさいます。

**○15番（長岡耕二君）** 今、作物の限定をしない、期間の延長も考えていないということですが、それとですね、やはりこの計画では1年間10名ほどを予定しているという計画であります、対象者として今1年間に、この志布志市で後継者として従事しようという対象者は何名ほどおられますか。教えていただきます。

**○市長（本田修一君）** ただいまの件につきましては、担当の方に回答させます。

**○農政課長（仮屋正文君）** 新規就農者が何名いるかということをごさいます、松山、志布志を含めまして毎年度20名ほどいるようをごさいます。

**○15番（長岡耕二君）** 今、言われたとおり20名ほどであります、そのプラン、いろいろと関係機関でプランを立てて実行していくと言われましたが、この10名というものはもう限定でしょうか。

**○市長（本田修一君）** 20名の後継者、そして10名の事業の対象者ということをごさいます、またこの事業につきましては志布志市の農業再生というように思ひも含めておりますので、まず10名を確保したいというふうにごさいます。

**○15番（長岡耕二君）** 最初のスタートの事業ですので、まあ、その程度をやって、あとは臨機応変に増やしていくというように対応ととらえてよろしいですか。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。この事業の趣旨を十分理解いただいた上で、そして行政と農協と地域が一体となりまして再生プランを作成していくわけをごさいますので、この事業にたくさんの方が乗っていただきたいという希望は持っております。

そんなことをごさいますので、とりあえず10名を確保はしまして、その分、もしさらに希望がありましたらまた皆さん方にも相談して、この志布志市の農業振興のために、この事業を取り組んでいきたいというふうにごさいます。

**○15番（長岡耕二君）** ぜひ、農業振興にも力を注いでいただきたいと思ひます。

次に入りたいと思ひます。教育行政についてお伺ひいたします。今、市長の答弁にありましたが、小中学校の今後のあり方をいろいろと見直していくということですが、これについて質問させていただきます。

旧志布志町では四浦小学校が休校してございます、地元の声としてぜひ学校を再開してくれということで再開し、数年経っておりますが、やはり地域の声というものはですね、やはりいろんな考え方、とらえ方、そして対象になる学校区、そういうものが新しく変わっていく時に不安感というものを住民は抱くというように声を聞いたことがあります。

そういうところをやはり、今後検討委員会が、庁舎内で検討委員会を設置するということですが、やはりこの地域の声というものをどういう形で生かしていけるのかということと、そして学校区を見直す意味で、どの程度、市長の考えの中にあるのか。そしてこの今後のいろいろな学校区というものを今後どういうふうに生かしていくのか。そして学校の統廃合をいろいろと考えていかれる基本的な考え方をもうちょっと詳しく教えていただきたいと思います。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。私は市長に就任いたしまして、この少子化が非常に進展してきていると。そしてその中で学校というものの存続につきまして、これまでも議論があったところですが、さらに議論が必要な時代に来ているんじゃないかなというふうに考えたところでした。

そして学校というのは、特に小学校におきましては、その地域の人たちの心のよりどころというようなことで、四浦小学校につきましてもそういったことで地域の方の存続の希望が強くて現在のようになっているというようなお話も聞いたところでした。

そういったことも含めまして、改めて新市として学校区そして学校教育というものはどうあるべきかというのを皆さん方で検討していただきながら新しい志布志市の教育行政について方向性を定めるのが、今がその時ではないかなというふうに考えたところでございます。

そのようなことでありますので庁舎内でももちろん検討をいたしますが、地域の方々やそして有識者の方々、そして専門家の方々等の御意見も賜りながら新しい学校教育、学校区のあり方というものを検討していきたいというふうに思うところであります。

**○15番（長岡耕二君）** 今、市長に基本的な考え方は聞きましたが、どの程度の数をということとですね、やはり今も言われたように地域と文化、そして住民と子供たちのつながりというものがですね、やはり今まで重要にされてきたような気がいたします。

そういうところをどのような形で、地域の声を吸い上げてという意見もありますが、どの程度の校区を考えているのかお示しいたします。

**○市長（本田修一君）** どの程度の校区を設定しようかということを考えているかという御質問でありますが、現在のところ具体的にそこまで考えていないところでございます。しかしながら、今後統廃合のプランができて、仮にその地域で学校が無くなるとすれば、地域の方にとりましてはゆゆしき問題だというふうには十分考えておりますので、地域の方々と十分そのことにつきましては話し合いをいたしまして、子供の教育はいかにすれば一番良いのかという観点からもお話しさせていただきまして、そしてその学校が無くなった時に、じゃあ地域としてはどういった地域づくりが必要かということも併せて検討させていただければというふうに思うところであります。

**○15番（長岡耕二君）** この学校区問題というのはですね、様々な問題点、そして今後進めていく時代の中です、やはり考えていけないといけない問題ではないかなというふうに考えています。

その中で、市長が言われたようにいろいろな意見を聞きながら、私が考えているのが、市長が4年間の中で実行されるのか、そしていろんな形を示されるのかと、そういうところをもう1つお願いいたします。

**○市長（本田修一君）** ただいま、議員の方で質問がございましたように、今こうして私はまたそのこと

について答弁をいたしております。

このことがまさしく私の任期中に、そのことについてはきっちりと方向性を示していきたいという決意の現れだというふうに御理解いただければと思います。

**○15番（長岡耕二君）** はい、よくわかりました。それでは次に学校施設のことについて質問させていただきます。

3月の定例会の時、私も一般質問させていただきまして、現状はある程度、市長は理解していただいたのかなというふうに考えましたが、今日の答弁を聞いてですね、やはりちょっと後退したのかなという私は受け止め方をしたんですが。

潤ヶ野小学校だけではなくてですね、やはりいろいろな学校の施設なんかを見た時ですね、やはり古いなということとですね、大丈夫なのかなという気持ちもあります。

その中で、やはり潤ヶ野小学校の体育館のことをずっと話しておりますが、市長はあの体育館を見られたことがあるのかなというのを1点とですね、やはり教育行政の中でですね、子供そして先生方が苦勞されているんだなということをですね、もうちょっと深く理解して欲しいというのがあります。

それはですね、やはり教育の現場の方々はもう見ておられるかと思いますが、今でもですね、この前の震度3の地震の時もですね、やはりひびが入って今にも落ちそうな壁が現実あります。そして、屋根をですね、ちょっと高い所、プールから見たら錆びついてですね、どこから雨が降ってもおかしくないというのが現実なんですよ。

やはり、地域住民の皆さんの声を聞いた時ですね、やはりこの地域は再三言いますように、学校の運動会と校区の運動会を一緒にやる地域なんです。その中で、やはり今回は体育館建設で、運動会もちょっとできないかなと、そしていろいろ検討しながら中学校のグラウンドを借りてやろうとか、学校そして地域の皆さんがいろいろ配慮されながら、今まで計画されて来た地域であります。

その中で、やはりいろいろな、3月議会の時とだぶることもありますが、やはり今まで耐震と耐力度調査全て終わっている施設であります。そして、旧志布志町の時、設計の段階まで入ってですね、やはり皆さんが期待されている施設であります。そういうところをですね、もうちょっと深く理解して、予算化はできなかったのかということ、この2点ほどをお聞きしたいと思います。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。潤ヶ野小の体育館を見たかどうかということにつきましては、潤ヶ野小に何回か足を運びまして見てはおります。そして中にも入って見てみました。しかし、その時、私自身が雨漏り等についてどうかということにつきましては、確認いたしませんでした。

今回、改築につきまして提案していないということでございますが、3月議会の折にもこの学校施設の整備につきましては総合的に考えさせて下さいというふうに回答したつもりでございますので、どうかそのようなふうに御理解いただければというふうに思っております。

そして、先日の地震が発生いたしまして、その被害が出たということについては報告を受けておりますので、そのことについては今後また対応していきたいというふうに思っておりますが、耐震度調査を今回、全域で取り組んで、全市内で小学校、中学校、体育施設そして公共施設も取り組んだわけでございますが、今度、学校施設につきましては103棟のうち61棟がその対象だということでございますので、

その中で今議論になりました潤ヶ野小学校の体育館についてもかなり危険度の高いというようなことでランク付けがなされていくというふうに思います。

しかしながら、先ほどもお話ししましたように、この学校施設の整備につきましては、今後学校区をどうするか、そして学校の統廃合をどういったふうに進めるかというような議論も併せて、この施設の整備については考えていかななくてはならないのではないかとこのように考えているところでございますので、どうぞそのようなふうに御理解していただければというふうに思います。

**○15番（長岡耕二君）** それでは、学校区を含めて対応して体育館の建設というものはまだ予定にはないということかなというふうに私はとらえていますが、その点とですね、やはり去年からとかですね、言うんじゃないんですよね。最初言ったように7年前から雨漏りがしたり、今、壁が落ちそうになっている。ちょうど反対側もそういう感じで立ち入り禁止にしたりですね。そういう感じずっと、市長は今度初めて聞かれるかもしれませんが、町長、市長まで3名ほど首長が変わりですね、教育長も3人ほど替わり、学校の先生もそのぐらい変わりました。

だけど、地元の人はそのままずっと7年間辛抱してきてますよね。そういうところをやはり住民の声というものはですね、もうちょっと大事にしていく。そして子供たちの将来を考えた時ですね、7年間といたら入学した人はもう中学生になる間ですよね。そういうところをやはり、行政というものは地元の声というものをですね、もうちょっと大事にして、子供たちを大事にするといういろいろな子供支援とか、いろいろありますが、今度の一般質問の中でも子供のことがいっぱいあります。教育の方もいっぱいあります。

その中でですね、基本的なことはやはり施設というものをですね、危険な体育館で子供の教育というのでできるんですか。私はそう思います。やはり地域の声というものはですね、やはり大事にして、やはり行政というものは取り組まないといけないんじゃないかなと、私はそういうふうに考えています。やっぱり地元の声というものをですね、私なんか議員というのは代弁するのが役目です。やはりその地域のことをですね、もうちょっと真剣に考えてやっていただきたいというのが私の気持ちです。

答弁あるかわかりませんが、市長の意気込みをもう1回、そして年度内にですね、9月補正にできないのか、もう1回だけ聞かせていただきます。

**○市長（本田修一君）** 長岡議員の地元の期待を担っての御発言、十分理解できるところでございます。私どもといたしましてもできるだけ早くこの問題の検討に入るように教育委員会に指示いたしまして、そして地域の方々にもそのことについて説明を申しあげたいというふうに思っております。

**○15番（長岡耕二君）** 9月定例会もまた質問させていただきます。終わります。

**○議長（谷口松生君）** 以上で長岡耕二君の一般質問を終わります。

次に12番、本田孝志君の一般質問を許可いたします。

**○12番（本田孝志君）** 私は通告に従い、順次質問をいたします。

県道拡幅工事について、県道522号は尾野見・伊崎田線と申しますが、伊崎田の方では普通、通称中野線とっておりますが、ここの拡幅改良工事はできないかということで質問をいたします。

この県道522号は、先ほど言いました尾野見・伊崎田間でございますが、ただいまのところ今現在、

道幅が狭くてですね、軽自動車でも離合できない場所が何箇所もあります。この県道は昔から何代もですね旧有明町の伊崎田中野集落あるいは伊崎田全体を含めまして松山町、旧松山町の全域と思いますが、人的交流が大変盛んでございまして、この辺は中野地区でございまして、自治会の人たちが今でも皆さん松山と縁故関係ということで、しょっちゅう日夜利用している道路でございまして、県道でございまして。

そしてまた、伊崎田中野自治会の人たちはですね、ほとんどの人たちが農家でございまして、旧有明町内の中では後継者、農家の後継者が、私は町内で一番多いんじゃないかなと思っております。そしてまた、特にこの地区は園芸、たばこ、畜産が主でございまして、メロン、イチゴ等を出荷するにも、志布志の市場あるいはJ Aあおぞらに、選果場に行くにもですね、この県道を毎日のように通行いたしております。

県道は、生活道路として志布志商店街へ買い物に行くにもこの道路を、県道を通って行っております。そしてまた、高校生等は学校の通学路の県道でございまして。

本田市長がですね、所信表明の中で述べられたように、地球環境型農業の振興について、広大な農地を生かした県有数の特色ある農林畜水産業が営まれ、日本の食料基地として重要な役割の一役を担っているとの所信表明でございまして、主要県道4路線及び一般県道を主軸として市内域を結ぶため、この県道の改良拡幅工事をどのように考えているか、お伺いをいたします。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。県道拡幅につきまして、県道522号の拡幅改良工事はできないかという御質問でございまして。

当路線は松山町尾野見から有明町伊崎田へ通じる一般県道であり、延長は6,775mであり、うち3,387mが改良済となっております。改良工事は平成3年から平成13年まで実施していましたが、用地取得の困難により平成14年から工事が中断している状況であります。

また、県へは毎年土木協会要望活動の中で当路線も要望しているところであり、今後においても要望を継続してまいりたいと存じます。

**○12番（本田孝志君）** ちょっとお伺いしますが、旧松山町時代に、聞くところによりますと桃木のあたりは旧松山町の方では土地も確保して、有明町が早くその土地等の手配を、ただいま同意書の問題等もございましたが、そのことはちょっと後で言いますが、そこらあたりでですね、旧有明町の取り組みですね、取り組みの姿勢が私はちょっとぬるかったんじゃないかなと思っております。そこらあたりからお願いします

**○市長（本田修一君）** ただいまの件につきましては、担当部長に回答させます。

**○建設部長（井手南海男君）** ただいま御質問のありました、既に一部を用地取得しているということでございますが、この用地につきましては平成6年に約1,500平米程度取得した箇所があることは現実でございます

ただ、この箇所につきましてはほ場整備との関連で取得したと。いわゆるほ場整備の関連道路として整備するというようなことでの取得のようございまして、現実にはそのまま、ほ場整備は済んでおりますけれども、その関連道路の整備についてはそのまま放置されているというのが事実でございまして。

**○12番（本田孝志君）** 先ほど言いました、今の答弁はわかりましたが、ですがね、13年度まで工事を

して、14年度で工事は中断というような話でございましたがですね、その中断の理由も私にはわかっているわけですが、やはりその何事もですね、その時は駄目といいますか、用地の交渉が、同意書がもらえなかったと、だから県はそう言ったかもしれませんがですね、やはり時間が経てばいろいろと人間の考えも変わってきますので、ここらあたりのところをですね、ぜひもう一押ししていただいて、ぜひともこの線が、私はこの県道63号に通じるバイパス道路、アクセス道路としてですね、そしてまた今後、都城・志布志間道路と字尾、そしてまた志布志とのインターチェンジ、字尾もインターチェンジができるわけですが、この道路に利用すればですね、私は田之浦からそれから宮下、そして尾野見小学校を通過して中村、桃木、伊崎田、中野、そうしてければですね、私はアクセス道路としてだいぶいろんな交流がございますわけですので、近くなるわけですので、ぜひそこらあたりを考えていただいてですね、合併協議会の中でもありましたように旧庁舎間、そして生活道路等は優先的に整備していくということで、アメということで私も合併協に参加しておったわけですが、ああよかこつがあつねということで、そいやれば松山の人、田之浦の人たちも宮下を通過して近く、直線でございます、通常で言えばですね。今、道路がちょっと中野地区あたりがちょっと悪いもんですから、曲瀬の方へ行ったりということでございますが、ぜひ、そこらへんを考慮していただいて、市としても全力を挙げて頑張っていたいただきたいと考えておりますので、そこらあたりどうですかね。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。現在、中断していると。そして中断に至った原因も十分御存知だということであるようでございます。

この路線の活用につきましては、ただいま議員がご発言のとおり松山の尾野見地区から、今後できます伊崎田のインターチェンジ、本村周辺になると思われませんが、そちらに行くアクセス道路になるというところがございますので、そのことは十分県にも要望してまいりまして、早期の着工をお願いしたいというふうに考えております。

**○12番（本田孝志君）** ぜひ、よろしくやって下さい。

続きまして、2番目の市立伊崎田中学校校門の拡幅についてということで、校門の拡幅はできないかということがございますが、伊崎田中の校門は、御存知のとおり県道63号志布志・福山線に面し、朝のラッシュ時には伊崎田小学校児童又は伊崎田中の生徒、先生たちの通勤と重なり大変混雑しており、特に志布志の方から大隅方面に行く右折車ですね、そしてまた右折車が校門に入る場合は下りの車、大隅の方から志布志に行く車、大型等がこのラッシュ時には、昨日もいろいろ同僚議員が志布志の方の港の方を言いましたわけですが、私はですね、道路を造ってから港を整備するというのが当たり前であって、港を整備したから道路を造るというようなことがございますので、流れないのが当たり前だと考えているところです。

ですから、なかなか夕方でもですが、朝でもですが、時たま朝は学校に入る車は少ないわけですが、車が出てくる場合ですね、昼の前、また夕方の前、いろいろございますわけですが、日中あるわけですが、車が校門の方から出てきた場合は右折車は出てくるのを待ってから門の方に入らんないかんということであれば、今度は車は来るし入れんし、もうどうにもならないということで、毎日事故が、大事故が起こらないのが不思議なような状態です。

今度、教育長も今度なられたわけですが、前の教育長なんかもしょっちゅう心配されてますね、まあ伊崎田にきとればまっくて事故がねえとが不思議じゃなあというような状態でございますので、ぜひこの隣の土地がですね、校門の幅をいいますとだいたい7 m70cmぐらいです。普通だったら7 m70cmだったら広いなと思われるわけですが、それには校門の門柱が両方あります。60cmぐらい、それで両方ですね1m20cm。それで木が植わっております。そしてまた時期によりましては、今朝はなかったんですが、プランターが両方にありまして、それで入る場合ですね、今の校門の状態は左側の方、農協、J Aあおぞらの土地ですが、その路肩に水路が80cmございます。その上に上蓋がありまして、その横に火山の爆発した時の石が、石ころが並べてございまして、その内側にプランターをやるといようなこととござますので、正味プランターを両方並べた場合4 mぐらいしかございせん。

ですから、軽自動車がやっとかつと、乗用車と軽自動車やったらちょっと無理かなというような感じでございます。そして、先ほど申しましたJ Aあおぞらの土地がですね、これが前、石倉があったわけですが、倉庫があったんですが、これ幸いに今これを撤去してございますので、今やったら買えるんじゃないかなと私は考えている次第でございますが、市長はどのようにお考えですか。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。伊崎田中学校は、県道志布志・福山線沿いに伊崎田小学校と隣接する形で設置してあります。中学校の校門が狭いので、拡張できないかなという質問でございますが、現況を見てみますと間口は7 m程度の幅員があり、校門の中ほどではやや狭くなっておりますが、十分な幅員は確保されていると思われま。

20mほど進入していきますと右側にカーブしておりますが、この部分には道路ミラーも設置しております。生徒及び学校職員は朝夕この門を利用しているわけですが、敷地内では自転車を押して、または車は徐行しながら安全の確保には十分な注意を払っているところでございます。

校門内には花壇やプランター、樹木等がありますので今後はこれらの剪定などを行い、現状のままで良く整備して対応してまいりたいと思います。

そのような状況で、現段階では特に幅員の拡張については計画はございませんが、今後学校やP T Aの皆さんの声も聞きながら検討してまいりたいと思います。

また議員の御指摘のとおり安全面の確保については、今後も十分気を付けてまいりたいと思います。

それから、隣接しますJ Aの土地につきましては、特段考えていないところでございますが、先ほど長岡議員の発言にお答えしましたように、学校施設の整備等の兼ね合いもあろうかとも思いますので、そちら等も含めて検討させていただければというふうに思います。

**○12番（本田孝志君）** 先ほど同僚議員も言いたくないことを言わなくてはいけないかなと。市長が今、ちょっとおかしなことを言われているんですね、私にすればですね。いろいろP T A等と話し合っ、これはですね、いろいろと学校からの、私も一般質問はちょっと1年ぐらいやらんかなということで考えておったんですが、地元の要望がですね、いかにも強いものですから、私はあえて言うんですよ。

あなたも伊崎田出身でありながらですよ、地元の声を知らないということはちょっと私は不思議でたまりませんね。もちろん、一番、公民館の役員として何年もやられておって、私なんかでもですよ、青少年育成会議の中、いろんな中で今、役もしているわけですが、言いたくないこと言わなければ仕方ご

ございませんけどですね、言いたくないことを。

ですけれども、やはりそういうことを私たちは地域の代表として、市の代表として言わなくてはいけないことは、やっぱり言わないかんということで奮い立ってやっておりますので、ぜひですね、JA農協のいろいろとその問題も7,000万円というあのあおぞら一丁目の問題もですね、あの時も町も7,000万円いくらの補助を出したんですよ。あの少しぐらいの土地を私は農協は市にもやってもいいんじゃないかなというような気持ちでおります。

ですから、入口を5m、奥行き40mですよ、350平米で、一反も5畝もございません。そして両方を水路があるわけですので、両方を左右交互に往来できるような、それぐらいのですね、市長も肝っ玉で頑張っていたきたいと思います。どう考えていますか。

**○市長（本田修一君）** 私は、今朝ほどこの現地を確認してまいりまして、そして子供の、生徒の出入り等も見てきたところでした。先ほども言いましたように、子供はこの校門に、自転車で来た子供は押して入っているというようなことで、この場所につきまちは学校の敷地内というようなことで、そのようなふうに指導がなされているというようなことでした。

そして実際、この入口に校門があるわけでございます。そういったことで、もう少し地域の皆さん方の声もお聞きしまして検討させていただければというふうに思います。

**○12番（本田孝志君）** 言っても仕方ないですね。

では、次に移ります。市営有明野球場の管理、施設の整備についてということでございますが、ただいまそこの方の横の方に見えていますが、議場から見えていますが、これをですね、電動方式による表示に改修はできないか。

そして球場施設開場時間について、球場施設の開場時間を現行より30分早めることはできないかということでございます。

この有明球場のスコアボード、得点掲示板改修ということでございますが、現在の有明球場におけるスコアボードは手作業によるチーム名と得点を表示する仕組みである。カウント表示については本部席より電動方式による表示である。今回、要望する内容はスコアボードについて電動方式による表示に改修を、この要望等でございますが、私に要望がございますわけで、議員としての要望ではございません。どう考えるかということで質問を申し上げます。どのようにお考えかお答え願います。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。市営有明野球場の整備につきましては、平成5年に建設以来13年が経過しまして、現在まで部分的な土の入れ替え等の補修で対応してきたところであります。

現在の状況としましては、ベース付近は全体的に土が流れ、低くなり、少しの雨でも水溜まりができ、グラウンド全体の土自体も粒子が細かくなりすぎて土を補充したり、水を撒いたりしても十分な整備ができない状況です。

また芝生との境界のところは段差ができて、競技に支障が生じるとともに危険な状態でもあります。このような状態を改善するため、今議会において、野球場の整備費用としまして365万3,000円の補正予算をお願いしているところでございます。

ただいま議員の御質問にありました電動方式による表示の改修についてでございますが、本市の財政

状況等を踏まえますと、早急に改修することは現時的には厳しい状況ではないかというふうに思います。このようなことから施設の整備につきましては、競技に支障がないように利用される方々が安全使用できるよう、そういう面から整備を図りながら市民の皆様にも施設の有効利用に努めていただきたいというふうをお願いしたいというふうに考えております。

**○12番（本田孝志君）** というのもですね、今頃はですね、少子高齢化の中で、この学校の生徒数ですね、申しあげますと、市内の学校で申しあげますと松山中148、志布志市が517、田之浦が31、出水中が37、有明中が147、宇都中が179、そして伊崎田中が63、市内小中学校合わせて合計3,100人、これがですね、平成12年度が3,900人いたのが今は3,163人ということでございます。

そしてまた、この前ですね、螢の郷伊崎田旗争奪招待野球大会が5月の28日と6月の3日にあったわけですが、その時、本田修一志布志市長は来賓として参加されておりましたか。

**○市長（本田修一君）** 参加いたしておりません。

**○12番（本田孝志君）** いろいろと忙しいから仕方がなかったかもしれませんがですね、その中でですね、いろいろと中の方を見ますと、やはりですね、この志布志ばかりじゃなかつたやなど。いろいろと生徒数を、野球部の部員の数を見ますと、ほとんど2年生が6人、3年生が6人、そしてまた1年生が6人ぐらいというような、やっとかつと、どこもチーム編成にやっとかつとというような、大会に出るのがやっとかつとというような状態だと思っております。

ですから、スコアボードの中にですね、現在の試合では各チームより数名ずつスコアボード係を出す必要があり、選手層の少ないチームにおいては負担になっている。電光掲示板にすることにより負担の軽減が図られ、少人数チーム同士の試合もスムーズに進行できると。野球は5人ですものものではございません。9人です。9人で塁審、いろいろと球拾い、まだ1年生は4月入学したばかりですのでまだ中学校生活にやっとかつと今、まだ慣れていないと思っておりますが、その生徒たちもいろいろと塁審に出したり、スコアボードの後の方に2人ぐらい行けよといえぱですね、これは試合がでくっどかいというような状態なんだそうです。私は行っていませんで、だからここで市長が行っておれば意味がわかるんじゃないかなということで、さきほど質問したわけですがね。

やはりそこらへんを、私もいろいろとありまして事務局の方に、事務調査費は私は持っていないものですから、役所の係の人をですね、事務局、なにか調べてくれんやて言うたなら、この鹿屋の方の経費等がございましたわけですが。やはり、今後13年度にされて、先ほども申されましたが、今回の補正予算で365万3,000円、内野部分の土の入替えと芝生の段差の解消ということで予算にも上がってきているわけですが、やはりいろいろと、私はいつも市民の人に言っているんですね、お金はあるんですよ。今度も26億6,000万円いくらでしたか、173億8,580何万円の総額ですよ。お金はあるんですよ、あとは使い方です。

だから本田市長にもですね、私もいろいろ文句も言いたいこともあるんですが、あまりですね、また市長室に行けばいろいろとそういうことで、今度の本会議が済んで、一般質問が済んだら行って、どげんやろかとお伺いに行きますのでですね、ぜひ予算を付けていただいてですね、ずっと残っていくものですから、食べる物じゃないし、やっぱり市の資産としていろいろと残っていくわけですので、ちよっ

と頭の方をちょっと働かせていただいでですね、ぜひ検討といいますか、市内の中学生、また地域の曾於肝属郡の生徒たちが、志布志の有明球場もこっちはよか球場やっどと。よか野球場、施設やっどということで松山のテニスコートいろいろとございませうが、志布志の運動場、総合運動場いろいろとございませうわけですが、やはり旧有明のここ、今の志布志の野球場がですね、皆さんが喜んで試合に来ると。毎日のように子供の声が聞こえるような、生徒たちの声が聞こえるようなですね、球場づくりをしてやっていただきたいと思ひます。そこらへんはどうお考えですか。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。少子化によりまして、野球に親しむ子供、野球部の子供も減ってきていると。ほかの部活につきましては多人数を要する部活につきましては、どの部活もその選手確保に苦心なさっているということは聞いております。

そのような中で、一生懸命野球をする子供たちが大会を開きまして、そして熱戦を繰り広げている中で、選手の確保が難しいためにスコアボードにいる選手を確保できないというようなことは初めて聞いたような状況でございますが。もし、そのようなことになるまで深刻な問題だということだとすれば、そのことについてはかなりの対策をしなければならないというようなふうにございませう。

昔はそれこそ、野球部の子供たちはたくさんいまして、スコアボードに入りまして、知らない学校の子供たちといろいろ話を取り交わすというのが一つの思い出になっていた時代があったわけでございますが、今はその子供さえ確保できなくなったということは先程来論議がありますように少子化というのは本当に深刻なんだなというふうに改めて思うところでございます。

その少子化の中で生きていく子供たちが精いっぱいスポーツに、そして学問に取り組んでいけるような環境というのは確保していきたいなというふうに思っておりますので、そのようなふうにございませう。

**○議長（谷口松生君）** 以上で本田孝志君の一般質問を終わります。

ここで、3時40分まで10分間休憩いたします。

○  
午後 3 時 29 分 休憩  
午後 2 時 40 分 再開  
○

**○議長（谷口松生君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行します。

次に 2 番、西江園明君の一般質問を許可いたします。

**○2 番（西江園明君）** 今回、新人議員として一般質問の機会を与えていただきましたので、選挙後に多くの市民の皆さんからの要望、相談事の中で一番強く訴えられましたことを 2 点だけに絞って質問してみたいと思ひます。非常にわかりやすく、具体的な通告がしてありますので、市長並びに執行部の誠意ある答弁を期待するものであります。

先般の施政方針を聞いておりますと、あらゆる方面まで網羅した施政方針が述べられており、私たち

市民も前途有望な新生志布志市が誕生したと思うと同時に安心して住める志布志市になると感じたところ。この施政方針が絵に描いた餅にならないように、私も議会人の一翼を担っていこうと思ったところ。です。

3月の所信表明、そして今回の施政方針の中でも、冒頭に市民のために市民に開かれた、そして市民の目線に立った行政を基本にすると強く述べられていらっしゃると思いますので、この基本路線に沿って質問してみたいと思います。

まず、私たちがかねてより何気なく飲んでいる水の水質の問題についてであります。この問題を一般質問としてすべきか、また今回すべきか非常に迷いました。先日の議案上程の時さえ、あれだけの質疑が出るということは皆さんが非常に心配していることであり、また関心を持っているということは市長も少しは感じていただいたと思います。

地下水、水道水の水質の問題は一志布志市だけの問題でなく、広範囲にわたり、強いては地球規模の問題にまで発展していくものと考え、これを解決するのは非常に難しい問題であることは理解しているつもりです。市長はかねてより環境問題については特に熱心でおられ、本田市長の一面の顔とも言えるのではと思われ、我々もこのことを大いに期待しているところでもあります。

さらに、今議会には志布志市環境基本条例の制定が提案されているようです。この条例案にちょっと目を通してみますと、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とするとあります。詳細については基本計画の中で定められるようですが、この中に水質以外の水の状態についてはうんぬんとあります。

水質については法定基準がありますから基本計画の中には定めないかなと思ったところ。ですが、いまして、通告の中にありますように水質のことについてお尋ねします。

環境の保全には、健全な水環境が不可欠です。一般に水質といいましても、近年は水質基準にない未知の有害物質や細菌類が次々発見され、健康への影響が懸念されているところですが、今回は硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素についてお尋ねいたします。通告の中には硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素という表現をしておりましたが、最近はこのことを亜硝酸態窒素、硝酸態窒素と言うふうになったようですので、こういうふうにもう変えて、通告とは違いますけれども表現をしてみたいと思いますのでよろしくお願いたします。

わかりやすくするために一問一答式で伺いますのでよろしくお答えをお願いします。まず、通告順にしたがいます。

1点目、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素とはどのような物質なのか、お伺いします。まず、これをお願いします。

**○市長（本田修一君）** 飲み水の水質について、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素とはどのような物質かという御質問でございます。

硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素とは、窒素はあらゆる生体の必須元素であります。硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素については、健康影響が認められているといわれております。このうち、自然水中などにおいて大量に存在する硝酸態窒素はそのままの形態では毒性は有しないが、条件によりその一部が人の消化器系において毒性を有する亜硝酸態窒素に還元されるので、水道法水質検査基準項目においては硝酸

態窒素及び亜硝酸態窒素が一つのグループとして取り上げられているということでございます。

**○2番（西江園明君）** 私の聞き方がちょっと悪かったのかなとも思いましたけれども、確かにそういうことなんですけど、発生原因の答弁があるかと期待していたところですけども、じゃあ前に進みます。

じゃあ通告に従いまして、それでは最近騒がれていますが、そのような物質がどうして地下水や水道水の中に混入してくるんですか。わかりやすく御答弁をお願いいたします。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。大気中の人工的なものとしましては自動車の排気ガスや工場の煙突から出てくるもの、そして自然界では稲妻の光化学反応による作用等もありますが、主なものは窒素分を含む化学肥料、廃棄物、生活雑排水であるというふうにいわれております。

**○2番（西江園明君）** 今の答弁がちょっと原因じゃないかなと思いますし、地下水に混入している原因がというふうな答弁だったのかなとはちょっと思いますけれども。

では、今おっしゃったように、自然界に存在するものでありますから、先も述べましたように我々は地下水や水道水の中にある物質ということであらゆる形で口にしているわけですが、その通告の3番目にあります硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素とはどのような毒素を持っているのかお伺いいたします。

**○市長（本田修一君）** どのような毒性を持っているかという御質問ですが、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素による健康影響としましては、メトヘモグロビン血症が知られております。メトヘモグロビン血症は多量の亜硝酸態窒素を体内に吸収した場合に起きるものでありチアノーゼ症状の原因になるといわれています。

また亜硝酸塩は胃の内容物と反応してN-ニトロン化合物は動物に対して発ガン性を有することから人に対しても発ガン性を有する可能性があるといわれています。しかしながら、十分な疫学的な証拠は未だ得られていないということでございます。

**○2番（西江園明君）** 今、答弁がありましたように、発ガン物質も含む、まだ解明されていないという答弁もありましたけれども、恐ろしい有害物質を基準値内とはいえ私たちは毎日何らかの形で摂取しているのです。

最近、水道水がまずいとよく聞きますが、これは一つに法で定められた塩素投入するからやむを得ないものと理解しなければならぬかもしれません。水の味を求めるせいもあり、さらに空前の健康ブームともいわれ、水もお金を出して買う時代になってきました。1,400億円という大きな市場ともいわれております。私もその1人で、お茶などに使う水は購入しております。

一方、この飲み水を市内のあちこちにある湧水場、俗に言う出水、湧き水を飲み水として利用している市民も多く、プラスチック容器いくつも車に積んでいる風景をよく見かけます。ひょっとすると、今答弁があったような窒素分を含め、有害物質を基準値以上に含んでいる湧水箇所があるかもしれません。

地下水は、水道水のように塩素滅菌されていないので、すなわち飲み口、味がよいので水道水よりも好まれますが、硝酸態窒素は高濃度に含まれているというふうにも言われております。

このあちこちにある湧水場の水質について3月議会の市民部の委員会の中で質したところ、河川の水質検査はしているが、それらの湧水場については福祉部の所管であるという答弁でしたので再度ここで

質問をいたします。

これら、広く市民から利用されている湧水場、湧水箇所の水質検査をしたことがありますか。まずお伺いいたします。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。市内には多くの湧水がございますが、上水道及び簡易水道の水源として利用している湧水、また水道の予備水源として調査した湧水を除いて、市内の全ての湧水を把握していないのが現状であります。現在、市が把握している住民の方々が飲用に供している湧水については志布志地区に6箇所、有明地区に3箇所の計9箇所でございます。

御質問は、住民の方々が飲用に供している湧水について、水質検査をしたことがあるか、どうかということでございますが、このうち志布志地区の6箇所については、平成15年度に水質基準に関する省令に規定する10項目について、志布志保健所に検査を委託して実施をしております。

また、旧有明町では行政では実施をしておりませんが、個人の方が同じように保健所に検査を依頼され、湧水を町民に開放されたことが旧有明町の広報紙等で紹介されております。

**○2番（西江園明君）** 旧志布志町では平成15年にして、旧有明町の場合は個人で検査をなさって提供しているということで、過去に検査をしたという実績があるということです。

そうやって有明町の場合は個人で検査をして結果が良かったから無料というか、開放していらっしゃると思いますけれども、市としてこれらの湧水場をですね、今後の考え方を含めてどのように考えているか、どのように位置付けているかをお尋ねいたします。

**○市長（本田修一君）** 現在、広く利用されている湧水場につきまして、市としてどう考えているかということでございますが、上水道及び簡易水道の水源として利用している湧水を除いて、すべての湧水は民有地若しくは集落等の共有地などであります。

このうち、志布志地区の「御前の水」などの湧水については志布志城を中心として形成された麓地区の武家屋敷とともに文化財的な位置付けをし、文化財愛護会で湧水の保存をいたしておりますが、その他の湧水については個人や湧水を利用される方々、若しくは集落等で管理されているのが現状であります。

市としては、文化財的な意味合いを持つ湧水については景観上の保全是いたしますが、その他の湧水については、今までどおり個人及び集落等で管理していただきたいと思っております。

**○2番（西江園明君）** 土地の所有権の問題など難しいこともあると思います。そこは理解しますが、その中でですね、市としては今のところ管理する予定はないという答弁のようですが、市長は施政方針の4番目に、安心・安全・健康で住みよいまちづくりを推進するとも述べられております。

この中には最近多発している事件、災害を対象に考えているようですが、まさにこの言葉どおり、安心で安全な水を提供するためにも市民に広く情報を提供する義務があると思います。情報が少ないと都合が悪いから隠しているのではないかと、つい疑心暗鬼になりがちです。

次に、水道水についてお伺いします。市民のライフラインそのものであることは申すまでもありませんが、現在志布志市の水道水に含まれる硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素がどのくらいの数値であるのか、お尋ねします。水源が多いから合併する前の、町時代の分でけっこうですから、それぞれの代表的な状

況を、季節による変化もあると思いますので四半期毎の数値を教えてくださいたいと思います。

**○市長（本田修一君）** ただいまの件につきましては、水道局長に答弁させます。

**○水道局長（徳田俊美君）** 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素について、四半期毎の変化をとということでございます。併せまして、旧3町分の代表的なところということでございます。

まず、亜硝酸態窒素につきましては、給水人口2万人を超える水源の監視項目ということでございますので、志布志の大迫水源地系でしかございません。それで平成15年に大臣登録の2社で実施をしておりますけれども、基準値としては0.05でありますけれども、結果値としましては0.005未満ということがあります。したがってクリアをしているということでございます。

それから硝酸態窒素につきましては、志布志の大迫系の安楽公民館、これは平成17年度の四半期で申し上げます。7.8、8.1、7.9、8.0。それから旧有明町の西部系宇都中学校、5.4、6.7、6.3、6.5。それから旧松山町、泰野水系の尾野見小学校、5.9、6.6、6.7、6.2、以上であります。

**○2番（西江園明君）** 今の答弁いただきました数値は、どこで測定されたものなんですか。これはいわゆる水源の原水の状況か、それとも蛇口から出てくる浄水の数値。それから通常、今述べました原水と蛇口から出てくる浄水の状況には数値が差があるといわれますが、どちらが通常は高くてどういうふうになるのか、併せてちょっと教えて下さい。

**○水道局長（徳田俊美君）** 水道法で申します測定値の値と申しますのは、配水池を過ぎてから蛇口の値ということでございます。当然のことながら原水とは差がございます。

**○2番（西江園明君）** 今その差がどのように違うかというふうに伺ったんですけど、通常、原水の方が高いと、この数値は高いというふうに理解してよろしいんですか。

**○水道局長（徳田俊美君）** 今、申しました水源につきましては、3箇所とも2箇所の水源を有しております。その中で希釈をしながら値を落としていくというような状態でございますので、そういうことで申しております。

**○2番（西江園明君）** 答弁を聞きまして、志布志の水道水は今の段階では基準値内であり、安心して飲める水であると聞いてホッとしたところですが、どうして市民は志布志の水は悪いというふうに勘違いしているのかというんでしょうかね、それがちょっと。さっきも言いましたように、いろんな質問、今回の議会の中でも出ております。情報はしっかり広報されていないことが一因ではないかと思えます。

今回、一般質問をするにあたり、担当の方にも質問の通告、勉強を兼ね情報公開のことも尋ねましたところ、公開する義務はない、聞きに来た人には教えているとのことでした。これを聞いた時、まったくすごく残念に思ったところです。合併に伴い役所、行政の存在がますます遠くなっていく中で、来たら教えますという姿勢が、冒頭にも言いましたが、施政方針の基本である市民のための、市民に開かれた、そして市民の目線に立った行政という市長の言葉が白々しく聞こえたところです。

では、水道水については、そのへんにおきまして、次に環境省が平成13年に硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素にかかる水質汚染対策マニュアルというものが出され、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素の水質汚染対策を実施する場合、このマニュアルを参考にすることとあります。これによりますと、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素については環境中の窒素循環の過程において生じることに留意しつつ、汚染範囲及び汚染

原因に関する調査を実施するとともに、有効な負荷軽減対策等を検討し実施するとあり、さらに手順として汚染の発見から汚染の範囲、及び汚染原因の究明までの調査として、その対策の検討と推進など4段階に分かれているようです。

ある県でも、地下水における硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素の調査として、井戸水を定期定期に行い、超過率すなわち基準よりどのくらいの井戸が超えているかを調査しており、その結果かなりの割合で超過が確認されたと報告されています。

このように実施している自治体、この場合市でしたけれども、このマニュアルについて国・県から何らかの指導とか行動があったのかをお尋ねをいたします。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。環境省が出しております硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素にかかる水質汚染対策マニュアルにつきましては、県から何らかの指導がなかったかということでございますが、このマニュアルは平成13年に出されておまして、県に確認いたしましたところ、市町村に対してこのマニュアルに基づく指導は行っていないということでありました。

**○2番（西江園明君）** 県の方に尋ねてみたら、そういう結果で、これは県の姿勢ですから一概にここでどうこうということはないと思いますから、こういう農村部で大きな課題としてあるわけですから、そのへんのところは今後の本田市政の中で一つの課題として取り上げていただければと思います。

次に通告にありますように、県からの指導もないというふうな答弁でございましたけれども、先ほど旧志布志町内は6箇所は平成15年に調査した。有明町は自主的に調査して、市としてはここを管理する予定はないというふうなふうに私は理解してよろしいんですかね。

先ほど、通告にありますこのマニュアルについては両方とも調査をして汚染の確認をするわけですが、先ほどの答弁にもありましたように、多くの湧水箇所があります。そこを調査すれば、このマニュアルでいう汚染状況もわかり一石二鳥ではと思います。通告にありますように、調査する考えはないかという質問に対しては、いろいろな所有権の問題等もあり、調査する考えはないというふうに理解して、ちょっと質問趣旨を変えますけれど、そういうふうに理解してよろしいですか。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。多数の市民の方々が飲用に供されている湧水の9箇所については、ほとんどの湧水が個人又は集落等が管理する土地であるということでございますので、検査の実施に際しましては湧水の所有者若しくは湧水を管理されている方からの公表を前提とした申し出を受けた上で実施をしていきたいというふうに考えております。

**○2番（西江園明君）** ちょっと言葉の確認ですけど、公表を、その所有者が了解していただければ調査するというふうに受け取ってよろしいんですか。

**○市長（本田修一君）** この湧水池は個人の所有若しくは組合等で管理されているという土地でございますので私有地でございます。その所から出ている水を、湧水を検査をするということは、市民の、多数の市民の方々が利用されているという面から見て検査が必要かなというふうには思うんですが、個人の方々が管理されているという面から見て、その管理されている方々が検査をして欲しいということがございましたら、当局としましては検査をしていただいたら公表を前提とした形で検査をさせていただきたいというふうな形で申し出を受けたいということでございます。

**○2番（西江園明君）** 検査をするという言葉、回答でございましたので大いに期待をしたいと思います。

前にも述べましたように、情報が入らないから市民に不安を与え、疑心暗鬼になってしまいます。人間が生きていく上で最も大切な水の問題でありますから、再三、今議会でも出ますように情報公開をすべきと思います。

施政方針の中でも4ページですけれども、市民と情報を共有することにより、市民と行政の相互理解を深め、市民の声と知恵を市政に反映させ、市民の行政への参加を促進させるとともに、公平・公正で透明性の高い行政運営の実現と、行政に対する市民の皆さんの信頼確保に努め、より一層ガラス張りですべてに理解される市政を推進してまいりますとあります。

まさにこれを期待して、最後にこの問題になりますけれども、市長にお伺いします。この問題をどのようにとらえまして、情報公開についてどのように考えていらっしゃるか、お尋ねし、水質の問題についての質問を終わりたいと思います。

**○市長（本田修一君）** 湧水の水質状況についての情報公開でございますが、ただいま答弁いたしましたように、管理されている方々の申し出を受けてということが前提でございます。そして、その申し出を受けの際に、公開を前提としますよということをお話しさせていただくということでございますので、その際には情報公開をさせていただきたいというふうに思います。

それから、水道、飲み水の水道水についてでございますが、水道法における情報提供の一部につきましては御質問のように適当な時期を見て広報紙に掲載していきたいというふうに考えております。

**○2番（西江園明君）** ぜひ、そういうふうにはですね、昨日もほかの件ではありますが、今日も一般質問の中にもありましたように情報公開の不足が指摘されましたように、私の今回の一般質問の結論は、もっと広報等を通じ、湧水場ですね、水飲み場の水には、今回の質問の硝酸態窒素や亜硝酸態窒素の問題だけでなく、細菌などの有害物質の懸念があるということなど、また水道水においても希釈の方法など安心な水の提供のためにどのような対策を取っているか、検査の状況を含め公開すべきと思います。

広報等に、人口が何万何千人というのも大事な情報かもしれませんが、人間が生きていくために水の状態というのは最も大切なことだと思いますので、今市長の答弁がありましたように、昨日の議案上程の時さえいろんな意見が出ました。非常に微妙な問題であります。もっとも大切な問題であることを市長に再認識していただく。今回は一問一答式でお尋ねしましたこの水の問題については、これからも取り上げてまいりたいと思いますので、よろしくお願いたします。

次に、志布志港の港湾工事についてお尋ねいたします。御案内のとおり、バブル崩壊後の景気の後退、さらに追い打ちをかけて急激な工事の発注量の減少は止まるところを知りません。

最近では若干景気が上向いてきたとの報道もありますが、それは一部の企業に言えることで、私たちが住んでいる地方にとってはまだまだ先のことで、まだまだ公共工事に頼るところが大きいと思えます。そこで我が志布志市には志布志港という大きな港があり、供用開始に向けて急ピッチで工事が進んでおります。

しかし、この港湾工事は国・県が行うもので、その建設工事には莫大な負担金を強いられており、財

政担当には頭の痛い事業負担だと思います。これは港湾工事がある限り伴うもので、定められたものとして理解を示さねばならないかもしれませんが、先般、助役が港湾負担金の軽減について努力するという心強い言葉がありましたので大いに期待をしたところです。

言われたとおりの負担金を出すばかりの市長でなく、もの申す市長を期待するところであります。ここで、市長への発注機関の働きかけのことについてお尋ねをするつもりでしたが、通告で2番目になっていましたので後で答弁いただくことにして、先へ進みたいと思います。

厳しい経済情勢の中で、合併に伴ういわゆる俗に言うアメとムチの、アメという合併特例債が建設業者にとっては大きな魅力になったのも事実で、合併推進の大きな要因の1つだったと思います。

しかし、特例債といっても起債、即ち借金でありますから、無秩序に発行できるものではないと考えております。ですから、今の厳しい財政事情の中で唯一目の前に魅力があるのが志布志港の港湾工事であります。ぜひ、市長の強力な働きかけで、地元業者が少しでも多く受注できるようにしていただければと思います。

私が言いたいのは負担金を出しているから仕事をよこせというのではなく、国・県が行う工事の負担金ばかりでなく市独自で負担しなければならないのがほかにもあるからです。志布志港は市が管理する道路、即ち市道が相当あり、これに通じる幹線道も大型車が多いため、道路の消耗は厳しいものです。

ではお尋ねします。数字的なことですから担当部長でも結構ですが、志布志港内に何本の市道があり、これに通じる幹線市道を含め、これらを補修するとした場合、どのくらいの事業費がかかるのか。一度に全部するということはないと思いますけれども、表面だけの補修、いわゆるオーバーレイ工法の場合と、地面の下までやり直した場合の概算事業費をお示し下さい。

**○市長（本田修一君）** ただいまの件につきましては、担当部長に回答させます。

**○建設部長（井手南海男君）** 志布志港内にある市道とこれに通じる幹線市道は何本あるか、あるいは補修をした場合どれくらいの事業費がかかるかという御質問でございます。

志布志港内の市道につきましては、6路線ございます。延長は1,708mということでございます。また、接続する幹線市道につきましては1路線ございまして、延長が2,980mということでございます。

あと、オーバーレイ工法と打換え工法という工法がございましてけれども、オーバーレイ工法による補修費であります。全7路線、つまり3cm厚という工法でございまして、約7,000万円程度必要であろうと。あと打換え工法につきましては約3億1,000万円程度必要であろうというふうに試算しております。以上でございます。

**○2番（西江園明君）** ただいま答弁をいただきましたが、港湾工事に伴う負担金だけでなく市道の維持費にも莫大な費用がかかるということです。港湾工事が終われば直接の負担金はなくなるかもしれませんが、借金はずっと残り、さらに道路の維持は待たなしで永久に伴うものであります。

これらの事業費がほかの事業を、即ち陸上部の事業を圧迫することにもなると思います。これらの負担があるばかりに、後送りになる事業もあるでしょう。港が完成すれば固定資産税やとん税が入り、市が潤うとの意見もあるかもしれませんが、交付税が減らされたり、昨日の一般質問の答弁にありましたように、税収が約5億3,000万円あるということで、これまでの5億3,000万円、そして約負担金が2億

というふうな数字的にはプラスというふうに見えますけども、これまでの長い間に負担してきた部分が借金として残っているわけですから、単純に当該年度だけの計算でプラスというわけにはならない、長期的に見なければならぬと考へます。

しかし、建設業者やここで働く作業員は急激な公共工事の減少で不安定な生活を強いられており、公共工事の波及効果はあらゆる方面に及びます。商店街も然りです。よって港湾工事も内容によっては地元業者では対応できない工事もありますが、下請として入ることができるわけですから、また志布志港の工事のことだけ通告しておりましたので述べましたが、農政サイドの国・県が行う畑かん事業にも莫大な負担金を強いられております。これも港湾工事と同様に、国・県が発注して同じ形態でございます。

これらの工事の地元業者の受注量の増加を市長の政治力に期待するところです。そこで、市長は国・県の発注機関に地元業者が今より多く受注できるよう強力に働きかけるべきと思いますが、市長の見解をお尋ねいたします。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。志布志港の工事の地元業者の優先受注につきましては、旧志布志町でも町内業者を指名に入れた工事発注のお願いを国・県に度々行ってきたというところがございます。

合併後の本市建設業界も非常に厳しい状況下にあり、まさに生き残りをかけた正念場を迎えているところでございます。市としては新若浜地区における国際海上コンテナターミナルの整備をはじめ、港湾機能の充実を図るための施設整備が順調に進められているところでございます。

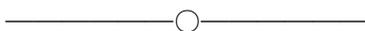
このようなことから、市内の土木業者の皆さんもこれら港湾工事に対する地元業者への工事発注に強い期待と希望を持って臨んでおり、景気浮揚、地元活性化の観点から市内業者を指名に入れた工事発注のお願いを、今後も引き続き国・県へ強くお願いをしてまいる所存でございます。

**○2番（西江園明君）** ぜひ、市長の行動を期待し、また要望いたします。何回も行かれるということでしたので、挨拶の途中で働きかけではなく、足繁く要望活動をお願いいたします。

この件につきましても、本当は受注率などの数字的なことをお聞きしたかったのですが、通告しておりませんので、これからも数字の変化を見ながら市長に質問していきたいと思ひます。

先ほどちょっと補足いたしましたけれども、港湾工事だけではありませんので、農林水産省の方にも強く働きを、お願いを要望し、市長の政治力を期待して私の今回の一般質問を終わります。ありがとうございました。

**○議長（谷口松生君）** 以上で西江園明君の一般質問を終わります。



**○議長（谷口松生君）** ここでお諮りします。本日の会議はこれで延会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（谷口松生君）** 異議なしと認めます。したがって本日はこれで延会することに決定しました。

明日は午前10時から引き続き一般質問を行います。本日はこれで延会します。ご苦労さまでございました。

午後 4 時25分 延会

## 平成18年第2回志布志市議会定例会（第5号）

期 日：平成18年6月21日（水曜日）午前10時

場 所：志布志市議会議事堂

### 議事日程

- |      |   |
|------|---|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名  |
| 日程第2 | 一般質問<br>丸 山 一<br>岩 根 賢 二<br>重 永 重 久<br>上 野 直 広<br>小 園 義 行 |
| 日程第3 | 報告  |
| 日程第4 | 議案第73号 志布志市と畜場事業積立基金助例を廃止する条例の制定について                      |
| 日程第5 | 議案第74号 志布志市食肉センター条例を廃止する条例の制定について                         |
| 日程第6 | 議案第75号 財産の無償譲渡について  |
| 日程第7 | 議案第86号 平成18年度志布志市と畜場事業特別会計補正予算（第1号）                       |

**出席議員氏名 (33名)**

1 番 下 平 晴 行	2 番 西江園 明
3 番 丸 山 一	4 番 八久保 壹
5 番 玉 垣 大二郎	6 番 坂 元 修一郎
7 番 鶴 迫 京 子	8 番 藤 後 昇 一
9 番 迫 田 正 弘	10 番 毛 野 了
11 番 立 平 利 男	12 番 本 田 孝 志
13 番 立 山 静 幸	14 番 小 野 広 嗣
15 番 長 岡 耕 二	16 番 金 子 光 博
17 番 林 勇 作	18 番 木 藤 茂 弘
19 番 岩 根 賢 二	20 番 吉 国 敏 郎
21 番 上 野 直 広	22 番 宮 城 義 治
23 番 東 宏 二	24 番 宮 田 慶一郎
25 番 小 園 義 行	26 番 上 村 環
27 番 鬼 塚 弘 文	28 番 重 永 重 久
29 番 丸 崎 幹 男	30 番 福 重 彰 史
31 番 野 村 公 一	32 番 谷 口 松 生
33 番 若 松 良 雄	

**欠席議員氏名 (0名)**

**地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名**

市 長 本 田 修 一	助 役 瀬戸口 司
教 育 長 坪 田 勝 秀	総 務 部 長 隈 元 勝 昭
企 画 部 長 持 富 秀 明	市 民 部 長 稻 付 道 憲
福 祉 部 長 蔵 園 修 文	産 業 振 興 部 長 永 田 史 生
建 設 部 長 井 手 南 海 男	松 山 支 所 長 吉 井 宏 徳
志 布 志 支 所 長 山 裾 信 博	教 育 次 長 山 裾 幸 良
総 務 課 長 上 村 和 憲	情 報 管 理 課 長 中 水 博
企 画 政 策 課 長 山 下 修 一	財 務 課 長 溝 口 猛
市 民 課 長 竹 之 内 宏 史	環 境 政 策 課 長 立 山 広 幸
福 祉 課 長 木 場 春 次	保 健 課 長 今 井 善 文
土 木 課 長 宮 苑 和 郎	松 山 支 所 福 祉 課 長 木 佐 貫 一 也
志 布 志 支 所 福 祉 課 長 萩 本 昌 一 郎	学 校 教 育 課 長 山 口 幸 彦
水 道 局 長 徳 田 俊 美	農 業 委 員 会 事 務 局 長 大 園 朗

**議会議務局職員出席者**

事 務 局 長 徳 重 昭 一	事 務 局 次 長 前 田 泰 郎
次 長 補 佐 兼 議 事 係 長 門 岡 秀 明	調 査 管 理 係 長 徳 田 弘 美

午前10時00分 開議

○議長（谷口松生君） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。



### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（谷口松生君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第83条の規定により玉垣大二郎君と坂元修一郎君を指名いたします。



### 日程第2 一般質問

○議長（谷口松生君） 日程第2、一般質問を行います。順番に発言を許可いたします。

まず、3番、丸山一君の発言を許可いたします。

○3番（丸山 一君） おはようございます。通告に従い、4項目について順次、市長に質問をいたします。

まず1番目、AED導入についてですが、平成16年第4回有明町定例会において、AED自動体外式除細動器導入について質問をいたしました。町長答弁は具体的な対応については消防庁や県の指示あるいは消防組合等を含めて検討したいとありました。

市長、その後、導入されておりませんが、どのような協議をし、どのような感触、感想を抱いて導入していないのかをお伺いいたします。

○市長（本田修一君） おはようございます。AED導入につきましてお答えいたします。議員が質問されております自動体外式除細動器、AEDはその導入につきましては常備消防であります大隅曾於地区消防組合の実績としまして、消防組合の救急車6台すべてに搭載されており、年次的な整備計画に基づき、タンク車、救助工作車等の消防車両にも整備することとあります。

その計画により、今年度も3台購入する予定とのこととあります。また、訓練用AEDも2台あり、こちらも今年度2台購入する予定であります。

それから、平成17年1月1日から12月31日までの1年間の救急車の出動件数は、志布志方面で666件、有明方面で435件、松山方面で94件という実績があり、その救急出動の中でAEDを使用した事例は、消防組合全体で10件、うち蘇生した事例が1件とのこととあります。

市内や、市の各施設において万が一、心肺停止を起こされるような状況が発生した際にAEDが近くにあれば一命を取り留め、社会復帰ができることもあると考えられるところであります。

このAEDは心肺停止後、いかに早く血流を再開させるかという初期の応急手当を行うことにより、その後の社会復帰の可能性が上がる心肺蘇生機器として開発され、平成16年7月からは一般市民も使えるようになり、さまざまな新機種も発売されているところであります。

また、AEDを設置した際には機器の導入が活かされるよう、そして安全に安心して使用できるよう、使用に関わる講習、市民への普及啓発等の条件すりあわせが必要とされていますが、使用方法の講習は消防組合が実施している普通救命講習で、平成16年度以降、全市で413名の方々が講習の修了書を受け

ておられるようです。

御質問のAEDの導入につきましては、具体的な検討はまだいたしておりませんが、先に申しあげました施政方針の基本的な考え方の1つでありますところの安心・安全・健康で住みよいまちづくりの視点から、市民が集う場所において、安全で安心できる環境の整備が不可欠なものと考えておりますので、今後、消防組合や関係機関と連携、協議を進め、具体的な必要性を含めて検討していきたいと考えております。

**○3番(丸山 一君)** 今の市長の答弁によりますと、前の町長時代に、消防庁や県の指示あるいは消防組合等を含めて検討をするという返答であったわけですが、今の答弁によりますと、まだそれはやっていないということであります。

今、ここにですね、AEDについて関係するパンフレットがいっぱいあります。これを説明しておりますとかなり時間が掛かりますし、今日は3日目でありますのでなるべく早く終わりたいと思います。これは省略いたしますけれども、前の定例会において、詳しいことは言っております。カーラー救命曲線とかですね、いろんなことを調べれば時間はいくらあっても足りないわけです。

今、これにメーカーとかの説明とか、あなたの行動で救える命がありますよ、というこういうパンフレットであります。これをですね、できれば、時間があれば皆さんにご披露したいんですけども、今のところこれは止めておきまして、次の機会にこれはやりたいと思います。

大隅曾於地区消防組合の救急救命士によりますと、6台の救急車には精度の高いAEDが積載されておりますが、これからはAEDがだんだん普及をしてきまして、ゆくゆくは各家庭に1台という時代が理想ですと述べられておりましたが、私自身も同感であります。

市長は施政方針の中で、本格的な長寿社会に対応するために、高齢者が生涯にわたって健康で、生き生きと自立して暮らすことができるように地域で支え合い、健康で生き生きと暮らせる住みやすいまちづくりを基本理念とし、地域における高齢者支援の体制整備に努めてまいりますと述べております。

近頃は、各地で土曜、日曜日にはグラウンドゴルフ大会が開催され、健康づくりや介護予防の意味からも多くの高齢者が参加されております。

先月、5月31日に開催されましたチャレンジデーにおきましても、グラウンドゴルフ大会では松山地区100名、志布志地区171名、有明地区384名。ゲートボール大会では、32チーム175名、リレーマラソン大会は総数145名も参加されておられます。

菜の花マラソンや名古屋万博におきまして、心肺停止になった人がAEDのお陰で社会復帰できたそうであります。我々の身の回りにおいて、いつこのような事態が発生するかわかりません。

大崎町は、福祉課の備品として24万円プラス消費税で購入をしており、65歳以上の介護予防の講習会で常時携帯しているそうであります。消防署による普通救命講習会において、AEDの講習までやっているそうでありますし、昨年、県の防災センターで行われました防災士に関する講習会でもAEDの講習もありましたし、6月4日の松山町体育館で行われましたスクールガードの講習会でもAEDの操作までやっております。

大隅曾於地区消防組合の救命士は、AEDの普及、又は知ってもらうためにありとあらゆる場所でP

Rに努めております。平成16年7月の法改正によりまして、誰でも使えるようになりましたし、また誰でも購入もできます。操作も簡単であります。

ですから、できれば早急な導入をと考えておりますが、再度市長の認識をお伺いいたします。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。県内の状況としましては、先ほど議員の方から話がありましたように、大崎町でも購入がされていると。そして、鹿児島市内でも学校の方に設置が予定されているというような状況でありまして、このことはこのAEDの機器が価格がだいぶ低下、低廉化してきたからかなというふうに考えているところでございます。

先ほども申しあげましたように、当地区の消防組合で順次整備がされておりますので、消防組合等、そして関係機関とも具体的に私どもの市で導入をいつにすべきか、すみやかにすべきかというのも含めて協議をさせていただければというふうに思っております。

**○3番（丸山 一君）** 導入するんであればですね本庁舎、それと志布志支所、松山支所、それと社会福祉協議会ぐらいにはですね、設置されれば得策ではないかと考えます。

次に、2番目の学童保育について、お伺いいたします。

これは今、少子高齢化へ移行する中で子育て支援につながる事例でございます。約1カ月半ほど前になりますが、有明町在住の女性より、学童保育についてどうなっているんだと、きついお叱りを受けました。

よくよく内容を聞いてみますと、有明町では月5,000円も払っているのに、志布志町の人たちは払っていないそうであります。これは不公平である、なんでそうなるのか。税金に関しては、市民は公平な負担をしているのに対して、市内の町によって、サービスが不公平であるのはおかしいと、なんとかして欲しいという切実な訴えでありました。

合併協の中で議論を尽くされ、すりあわせの結果、新市発足の際には一元化されているのが当然だと考えますが、なぜこのような結果になったのかお伺いいたします。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。この事業は、保護者が労働等により昼間家庭にいない、小学校に就学している概ね10歳未満の児童を対象に、適切な遊び、及び生活の場を主とした児童クラブを設置し、児童厚生施設等を利用し、児童の健全な育成を図るものでありまして、厚生労働省の放課後児童健全育成事業として国庫補助事業に位置づけられています。

合併前の旧3町では、旧松山町が3つの児童クラブを直営で、旧志布志町及び旧有明町はそれぞれ3つの児童クラブをいずれも社会福祉法人に委託して事業を実施しておりまして、旧3町間で事業内容の一部について多少相違もあったところです。

合併協議会におきましては、当初この事業を新市においても継続することで承認をいただいておりますので、その方針に沿って具体的な調整を行い、その結果を再度合併協議会に御報告申し上げ、了解をいただいたところでございます。

調整内容は、実施施設については旧3町分を新市においても引き継ぐこととし、使用料につきましては、旧松山町、旧志布志町分は1人月額4,000円、2人以上5,000円とし、市で収入することといたしました。ただし、旧有明町分につきましては、これまでの経緯を踏まえ、委託先の定める金額とし、直接

委託先で収入することといたしました。

この調整結果を基に、平成18年度は予算化を行い、事業を実施しているところでございます。

以上のようなことで、議員の御指摘のとおり使用料につきましては、旧松山町、旧志布志町と旧有明町とは相違が出ているところでございます。

しかしながら、いくら実施形態が異なるとはいえ、いつまでも同一事業で事業内容が異なることは市民の混乱を招く懸念がありますので、市としましてはこのような事業内容の相違をなんとしてでも18年度中に調整いたしまして、19年度からは一元化する予定でいたところでございます。

ところが、先般、文部科学省と厚生労働省の放課後対策事業の連携が決定し、平成19年度からは教育委員会が指導して、地域子ども教育推進事業と、放課後児童健全育成事業を一体的あるいは連携して実施する放課後子どもプランを創設することとなりました。

詳細につきましては、これから示されることとなりますが、今後は国・県の動向を見ながら、これまでの実績を踏まえ、より充実した統一された内容での新たな事業展開をしていく予定でございます。

**○3番（丸山 一君）** 志布志市放課後児童健全育成事業実施要綱によりますと、その中で生活保護受給世帯、母子家庭又は父子家庭の市町村住民税非課税世帯につきましては、保護者負担は0円とあります。

18年度の実施予定調査書を見ますと、266名の実施予定児童数の中で松山町、志布志町関係児童は195名で73.3%になります。単純に月額4,000円として免除金額になりますと、78万円にもなります。しかし、負担をする身になって考えますと、自分たちは支払うのに他町の人は払わなくて良いと、こんな理屈はないとなります。

せっかく合併して新しい市になったのに、この不平等さには違和感を覚えます。しかも、この要綱は、放課後児童健全育成事業と銘打っておりますが、ある意味健全育成にはなっておりません。早急な対策が求められるところでありますが、いつをめどに健全化するのか、再度お伺いいたします。

**○市長（本田修一君）** 有明町分だけが委託先の定める金額というふうになったという経緯からしまして、現在合併協議会で再度の審議をいただきまして御承認をいただいたということで、18年度中は、この使用料の体系でいきたいと。そして19年度から調整をいたしまして、市民の方々が安心して利用できるような料金体系にしたいというふうに考えております。

**○3番（丸山 一君）** 元々、町立と私立との設立時の差はあるでしょうが、新市が発足したのですから、この事業の健全化のためにも早急な一元化が求められております。

今、市長の答弁によりますと18年度で調整をし、19年度で実施ということですが、負担をする市民にとりましては1カ月でも早いほうが良いわけです。少子化対策の中で子育て支援の一環として考えれば、約9カ月先になります19年の4月ではなく、なるべく早い時期、できれば今年の9月にも調整をしていただきまして、実現に向けて努力していただければと考えます。

次に、一丁田地区の排水対策についてお伺いいたします。先日、6月15日、午前9時半頃からの強い雨によりまして旧大隅線の線路跡地で、旧志布志町と旧有明町の町境より旧有明町側へ約150mに渡り、深い所で約50cmほどの冠水があり、多数の車が立ち往生しておりました。

その中には、自転車、軽トラック、軽乗用車、それとこの志布志市の作業車も含まれております。今

回、土砂降りの雨の中、仕事とはいえ、ひざまで水に浸かり対応していただきました2人の職員に関しては感謝しております。

この場所は、以前より度々冠水しており、その都度、志布志町役場に排水工事の対策をお願いしてまいりましたが、冷たいといえますか、引き延ばし作戦によりまして合併したらやりましょと、今日に至っております。

新生志布志市となり、約束の時期にもなりましたので、一丁田・通山地区全体の抜本的な対策を市長にお伺いいたします。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。一丁田地区・通山地区の線路跡に、豪雨が降りますと、水が溜まるということは、旧有明町の時代から本当に住民の方々からは改善の要望が出てきたところでした。そのことの経緯につきましては、ただいま議員のお話がありましたように、合併後お互いに協議しながらやりましょというような方向性できていたところでございます。

そのようなことで、本市といたしましては、過疎地域自立促進計画の中で今後対策を検討していきたいというふうに思っております。そしてまた、放流先の安楽川が県管理になりますので県と十分協議をしながら、このことについては進めていきたいというふうに考えております。

**○3番（丸山 一君）** 旧大隅線跡地より海岸まで道路を整備して、有明町が以前に布設しております排水路まで800mmから1mぐらいの側溝を布設、そこから今度は安楽川右岸の堤防のないところへ築堤をして、そこにでかい排水路を設けますと、尚志館高校近郊の通山地区、一丁田地区全体の排水につきましてはだいたい解消されるんではないかと考えます。

6月2日、通山地区・押切地区防災対策協議会で現地調査をいたしまして、その時もこの地区は指摘をされております。今までは、線路跡地から一丁田地区、現在はだいたい荒れ地になっておりますが、そこに安楽土地改良区の土側溝が一本通っております。その一本の排水路だけではとてもじゃない、排水が今までできていないわけです。その度、雨が降るたびに今までは冠水しているわけです。

それと、今、市長の答弁にもありましたけれども、安楽川右岸は約150mぐらい川の堤防がないわけです。これはもう15年ほど前から、志布志町若しくは県土木事務所の方にもお願いをしておる経緯があります。昨年も一昨年も、その堤防のない区域から台風の度に流木、軽石、ペットボトル、その他漂流物等が線路跡地まで漂着いたしまして、面積にいたしまして、だいたい6aぐらいが厚さ約1mほどに積もっております。

これに関しましては、志布志町役場の方で対応していただいて、非常に感謝しているわけですが、我々地主にとりまして稲の刈り取り後にしてくれと、15年ほど前からは本当、毎年祈るような気持ちでおります。

機械作業によりまして、後片づけをしてもらうわけですが、その残務処理が非常に難儀をしております。これは本当、当人しかわからないと思うんです。また、先ほど言いました線路跡地から海岸までの道路は、通山・押切地区防災対策協議会におきましても、防災上避難道路として絶対必要であると認識して、貴当局へ要望もしております。

以上のことを踏まえ、市長及び市当局がこの現実をどのように認識をされて、どのように取り組むつ

もりかお伺いいたします。

**○市長（本田修一君）** ただいまお話しがありましたように、大雨が降るたびにこの地域は非常に深刻な状況になるということは把握しております。

そして、平成16年の台風が襲来した時に、この安楽川の一丁田側の土手が崩れて、非常に心配されたということは、私は十分把握しております。そのようなことでありますが、この地区につきましては非常に整備が遅れているということでございますので、安楽川への排水をどうするかということ、まず第一に考えて、集水される地域の雨量等も考えなければならないということでございますので、そのようなことを考えながら抜本的な排水対策をしまして、このことにつきましては事業化していかなければならないというふうに認識しております。

**○3番（丸山 一君）** 今、国道220号では、通山・押切地区歩道整備工事が着工されております。いずれ近い将来、一丁田地区へも工事区間は延びていくと思います。

一丁田地区、通山地区の台地の下、斜面のところですが、これは県によります急傾斜工事がされまして完成しておるわけですが、ここの地区の排水は国道220号へ流れ込んでおります。また、国道220号の排水は一丁田地区へ言わば垂れ流し状態であります。

県や国も、工事区間の排水に関しましては流末まで責任を持つべきだと考えますし、農地保全の意味からも排水路と築堤に関しましては県の耕地事務所との関連があると思います。

以上のことにより、この区域は範囲が広く、距離も長く、市単独の予算だけでは早急な解消はなかなか大変だと思うんですけども、先ほど市長が言われましたけれども、関係機関と協議を進めたと言われましたけれども、県の土木事務所、耕地事務所それと建設省、こういうところと協議をするつもりがあるかどうか、お伺いをいたします。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。先ほどもお話ししましたように、この地域全体の排水をどうするかということ、これを想定いたしまして、末端の安楽川沿いの排水溝をどういったふうに設置するかというふうになるかと思っておりますので、県とも国とも十分協議をいたしまして、また要望いたしまして抜本的な対策を考えたいというふうに思います。

**○3番（丸山 一君）** それでは、4番目のスポーツ人口についてをお伺いいたします。市長は、政策提言の中で、商業観光の活性化に向けてJリーグ等のキャンプ地誘致うんぬんと述べておられます。

約2年前、当時の本田町長には6面か8面のサッカー競技場建設を考えていると。場所はここにあると、約26ヘクタールの荒地があると提案したことを覚えております。

今、県のサッカー協会は、一部リーグ8チーム、2部リーグ8チーム、地域リーグ200チームで構成され、この大隅リーグ9チームは地域リーグに所属しており、36試合も行っております。

また、志布志町サッカー協会による志布志港サッカーフェスティバルには、京都府から4校をはじめとして県外27校、県内33校、合計60チームが参加して夏の合宿を行っております。しかし、毎年参加希望校が増えているのに、整備されたコートが不足しているということで断っているのが現状であります。

しかし、8月1日から11日までの11日間の合宿による経済的効果は宿泊費、弁当代、バス代で2,100万円にもなります。これにサッカー競技場が4面でも建設されれば、小中高生による練習試合、合宿も

増え、経済的波及効果は計り知れないものがあると考えます。

そこで市長にお伺いいたします。サッカー競技場建設に対する市長の見解をお伺いいたします。

**○市長（本田修一君）** 折しもワールドカップが行われていまして、国民の、そして私ども、市民の方々もサッカーに寄せる関心は非常に高まっているというふうに思っております。

そのようなふうに、現在全国的にサッカーブームであるというようなことでありまして、平成16年に完成いたしました、ふれあい広場において小・中・高・一般それぞれのサッカー大会が開催されております。特に、夏場における高校サッカーフェスティバルには全国から60チームが参加しまして、大会は盛り上がりを見せているところでございます。

しかし、今の施設では試合会場が3面しか取れないため大きな大会は誘致できないというのが現状でございます。

今後とも、本市におけるスポーツ全体の推進を図るため、また地域を活性化するには流入人口の増加を図ることも大切なことでありますので、議員から質問のありましたサッカー場の整備も、その1つの手段であると考えますので、サッカーの関係者、教育委員会の意見も聞きながら長期的な課題として勉強させていただければというふうに思っております。

そのようなことも念頭に置きまして、今議会でも中央グラウンドの整備につきましても、今度改修につきまして御相談を申しあげているところでございます。

**○3番（丸山 一君）** 市長は施政方針の中で、広域化した地域内及び他地域との人的交流や文化的交流、スポーツ交流等を積極的に行い、生きる力や健やかな心を培う活力あるふるさとづくりを推進していくと述べております。

今、少子高齢化や過疎化が急速に進んでいる中で、ちびっ子や子供たちが心豊かに育ち、健全に成長していく中の一環としてサッカー競技場を造ることも一考ではないかと考えます。

志布志杯とか、南九州杯とかが開催されれば、何百人もの子供たちが、大人が集まり、地域の活性化にもなります。また26ヘクタールの荒れ地はほとんどが個人所有地であるわけですが、地元の人たちにとりましてはごみの不法投棄や冬場の野火の恐怖におののいているのが現実であります。

この荒れ地を有効活用する方法の一つが、サッカー競技場建設であります。Jリーグ誘致にはさまざまな制約や条件がありますので、まず青少年育成のためにも競技場建設をと考えます。

市長は、この自分の施政方針と青少年育成のために競技場をという市民の要望に対しましてどのように認識されておられるのか、お伺いいたします。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。市長になりまして、夏場の高校サッカーフェスティバルが長年掛けて取り組んで、そして昨年は先ほどもお話しがあったような実績になってきたということを知りまして、本当にびっくりしたところでした。それが、民間のと言いますか、高校の一先生が一生懸命取り組んでこられた結果、こういった大会になってきているということは本当にありがたいなというふうに思ったところです。

そして、そういうことであれば、そのことをさらに市としても主体的に、そしてバックアップして一大大会にしていきたいですねという当事者の監督の先生ともお話しをさせていただいたところです。

そのようなことで、じゃあ例えば前年の場合、来てもらうような大会にするためにはどうすればいいのかという具体的なそういった話までしたところですが、実質的にはもうこれが現在の施設では限界ですと。そしてもう1つ大きな問題がありまして、受け入れる宿泊施設が足りないというようなことで、実質的に、例えば近隣の町にも宿泊をお願いしているというような状況があると。そして期間を長くもって開催しなければならないというようなことであったようでございます。

そういったことがございますので、そういったことも含めて整備していきながら、せっかく根付いているこのサッカー大会を中心に、この地がJリーグのキャンプ地となるぐらいの、そういうメッカになっていければなということで施政方針にも述べたところでした。

そのようなことで、不足する競技場は、じゃあどうするかということもありますので、長期的な観点から、ただいま議員の提案のあった土地も含めまして考えさせていただければというふうに思うところでございます。

**○3番(丸山 一君)** 最後になりますけども、建設すべき理由として、あと四つほど述べさせていただきます。

まず一つめといたしまして、去年は横浜マリノスと柏レイソルが打診してきているという事実があります。視察にまいりました柏レイソルによりますと、冬芝の布設がないことと、トレーニング設備がないから無理であるということでもあります。なお、Jリーグの宿泊に関しましては、今の民間のところとか国民宿舎とか、そういうところで大丈夫であるということでもあります。

Jリーグの練習拠点は福島県にありますが冬場は使用できないために、1年中使える、この南九州にあったらJリーグは誘致できるし、去年はJリーグの7チームが県内にキャンプをしております。その中、1チームでもキャンプできるための環境づくりのためでもあります。

それと二つめといたしまして、加世田の吹上海岸公園サッカー場には3面の芝面を含みます6面ありまして、小学校から社会人までの県内の主要な大会が開催されております。しかし、まだ県内には練習試合用コートが不足しているのが現実であります。

三つめといたしまして、鹿屋体育大学や尚志館高校等の卒業生をインストラクターとして採用すれば、現在、卒業生の就職先といたしますか、なかなか苦労しているようでございますので、その彼ら卒業生の雇用拡大にもつながるのではないかと考えます。

四つめといたしまして、サッカー場が建設されれば県外からのチームが何チームもさんふらわあに乗ってやってくる経済的効果も増大するし、サービス産業におきましても多大なメリットがあり、税収増にもなります。また、新生志布志市の全国へのPRにもつながります。

以上、サッカー競技場建設に対するさまざまな理由を述べてまいりましたが、市長は実現に向けて最大限努力していただきたいと考えますが、もう一度市長の見解をお伺いいたします。

**○市長(本田修一君)** お答えいたします。ただいまこのサッカー、Jリーグ誘致につながることをするというので、さまざまな利点があるんだよというようなことをお話ししていただいたところです。まさしく、そういうことだと思います。

私といたしましては、例えば昨日も、有明総合野球場のグラウンド整備、そしてスコアボードの議論

もありましたように、総合的な観点からスポーツ振興、そして市民の健康づくりというものを考えていきたいというふうには思うところでございます。

しかしながら、その中でもこの地域につきましては、お話しにありましたように、多分日本で一番温暖な冬場が過ごせる地域ではないかなというふうに思うところでございます。1年中霜が降りることはない、どんな時でも霜が降りることはない。そして風も比較的穏やかな地域だというふうに聞いたところです。

そのような土地的に非常にスポーツ振興に有利な地域だということを改めて認識させられたところでございますので、この整備につきましてはサッカーということだけでなく、他の面からも多分いろんな意味で全国的な大会が誘致できるような整備を進めていければ、この地がさらに、今お話しにあったように全国に向けてPRできるような地位を占められるんじゃないかなというふうに考えるところであります。

**○3番（丸山 一君）** 以上、4件につきまして、AEDの導入について、学童保育について、一丁田地区排水対策について、スポーツ振興についてと4件申しあげてきましたが、この4件は市民の切なる願いでありますし、私自身も市民の代弁者でもあります。

昨日、同僚議員が毎回やるよと言われましたが、私自身はそのようなことは回避したいと思います。市長及び執行部は実現に向けて最大限努力していただきたい。終わります。

**○議長（谷口松生君）** 以上で、丸山一君の一般質問を終わります。

次に19番、岩根賢二君の一般質問を許可いたします。

**○19番（岩根賢二君）** 昨日、創年市民大学の開講式がございました。市長にも教育長にも出席をいただきまして、大変有意義な開講式であったと思っておりますが、実は、市長と教育長が帰られた後に福留教授の話がありました。非常に興味深い話でございました。市長にも教育長にも残っておいて聞いていただきたかったなと、あと5分残っていただければ、非常に良い話だったと思っておりますが、その内容はですね、どこかからお聞きになったかなとは思いますが、昨日一般質問でも挨拶のこととか、民間での研修を職員の皆さんにしてもらったらどうかかという話がありました。市長の答えは、民間の講師を招いて研修をしているということの答えはありましたけれども、それ以上の答えはなかったと。それで質問の中で、挨拶の研修を、やったらいいんじゃないかという話もありましたよね、質問の中ですよ。

そのことについて、昨日福留教授が話されました。埼玉県のある町で、毎朝各課で挨拶を全職員が復唱しているという話がありました。これは大したもんだなと思いました。

それで、その中身はと言いますとですね、市民の皆さんが市役所に来られて用事を済ませて帰って行かれるまでのあらゆる場面でいろんな挨拶の言葉があると、市民に掛ける言葉があると。例えばまず、おはようございます、いらっしゃいませ、あるいはお待たせいたしました、少々お待ち下さい、そして最後にお帰りになる時には、お気を付けてお帰り下さいという言葉が掛けていると。これを毎朝、各課でそのことを復唱してから仕事に就いているというふうな話でございました。

私は福留教授がちょっとオーバーな話をしているんじゃないかなと思って、今朝になりましてその町

に電話して聞いてみました。確かにやっている、やっていますよという話でした。しかも、そこでは市民憲章というのがありまして、全職員が市民憲章を暗唱できると、そこまで徹底して市民のために役立つ職員でありたいということで頑張っているという話でございました。

そのことも参考にしながら、質問に入りたいと思いますが。質問に入る前にもう1つですね、もう1つ気になることがございます。それは2月の選挙の後に、今回が2回目の定例会ということでありまして、3月には所信表明が行われました。今回はまた施政方針ということで、市長の市政に対する熱い思いというものを聞かせていただいたわけですが、1つ気になっていることがあります。

それは、議会というものをどのように認識されているのかなということでございます。言葉尻をとらえるわけではありませんが、議会というのは年中行事とか催し物ではございません。

[発言する者あり]

**○議長（谷口松生君）** できるだけ質問におはいいり下さい。

**○19番（岩根賢二君）** 志布志市の市民の福祉向上を図るにはどうしたらいいか、志布志市の進むべき方向はどうあるべきか、市長をはじめとする執行部と議員とが真剣に議論する場があります。そういう意味で、市長が所信表明や施政方針の冒頭で使われております開催という言葉が果たして適当な言葉なのかどうか、疑問に思っているところでございます。

さて今回の市長の施政方針の中身を見ますと、選挙で掲げられた公約あるいはマニフェストの内容がほとんど網羅されているようであります。市の発展にかける市長の並々な情熱を感じております。この内容がすべて実現され、合併して良かったといわれるような住みよい町になるよう、お互いに切磋琢磨しながら市政を盛り立てていきたいものだと思っております。

所信表明にもありますように、安全・安心で住み良いまちづくりは、行政の最重要課題の1つであります。財政の逼迫する中、なにもかも行政でまかなうというのはなかなかできない時代になってきました。あらゆる場面で住民参加の協働。共生の形が必要になってきております。

その意味で、ボランティアの力は欠かせないものとなっております。早くから社会福祉協議会が主体となって、ボランティアに対する支援やコーディネートが行われてきました。特に、福祉の面ではボランティアの活動は定着してきているようでございます。

中でも、旧有明町のボランティアグループは、全国表彰を受けるほど素晴らしい活動をしていることは御承知のとおりでございます。しかし、ボランティアの活動の分野は福祉だけに限らず、あらゆる分野に広がってきております。災害が起きた時の救援ボランティアやクリーン大作戦などの環境美化に関するボランティアもあります。小中学校における美化活動や牛乳パックなどの資源ごみ回収などの活動も盛んに行われているようであります。

ある調査によりますと、これまで蓄積した経験や知識、技術を、まちづくりやボランティア活動に生かしたいと思っている人は約7割もいるそうでございます。どのような分野に生かしたいかという、趣味やスポーツ、芸術などが最も多く、次に社会福祉、環境問題、あるいは子育て支援、災害時の救援などであります。

これらの活動を取りまとめて支援する立場の行政として、現在、社会福祉協議会や文化会館にあるボ

ランティアセンターあるいはボランティア支援センターの機能を福祉やまちづくり、生涯学習まで拡大し、さらに充実したものにできないものか、行政の長としてどのような考えをお持ちかお聞きいたします。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。現在、ボランティア活動センターにつきましては、志布志市社会福祉協議会へ運営費補助金を交付し、社会福祉協議会においてボランティア活動センター事業として推進していただいております。

旧3町時代におきましても、ふれあい訪問や高齢者ふれあいサロン、ワークキャンプ、手打ちソバの宅配など、それぞれの町の特長を生かした活動が社会福祉協議会で取り組まれておりました。

今後の活動といたしましては、これまでの活動はもちろんのこと、個人や団体ボランティア登録の促進や情報誌の発行、人材育成、啓発活動、活動支援ネットワーク化の促進、災害時の救援ボランティア活動マニュアルの作成、福祉教育の推進など、多彩な活動が計画されております。

今後、団塊の世代が退職することから、その優秀な人材をボランティア活動やネットワーク活動に取り込み、活動の充実を図ってまいりたいと思います。また、市の地域包括支援センターや各種ボランティアグループ、民生委員、児童委員、老人クラブ等との福祉のネットワークをさらに充実させ、独居老人や虚弱老人等の見守り活動、災害時の対応等についても、ボランティア活動センターと情報交換しながら、安心・安全で住み良いまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

**○19番（岩根賢二君）** ボランティアについては、一応社会福祉協議会に委託をしてやっているということでございます。そのことはもちろん認識しているわけですが、今、市長の話の中にもありましたネットワークづくり、あるいは地域包括支援センター等の支援ということを、より充実したものにさせていただくために、私は今、例えば社会福祉協議会でやっているボランティア活動センター、あるいは教育委員会の文化会館にありますボランティアの支援センターというもの等が、本来ならばつながりを持って、いろんな住民のニーズに応えるボランティア活動ができるようにするべきではないかということをお願いしております。

そのことが、質問にあります拡充という言葉で、拡大してさらに充実させるということをお願いいたします。

ボランティア活動というのは、元々市民の自発的な意志で広域的な課題に取り組むことが原則でございますので、行政が干渉したりすることは避けた方が良くと思いますけれども、今、申しあげましたようにボランティアのニーズを把握したり、それを提供できるように調整したりするハブ的な役目をするセンターを設置して、側面から支援していけたらさらに大きな力になるのではないかなと思っているわけです。

行政がそういうことでボランティア活動を支援することによって、市長が提唱しておられる協働・共生のまちづくりにつながっていくであろうと。逆に言えば、ボランティアが行政をサポートしてくれるというふうなこともつながってくるのではないかなと思っているわけでございます。

例えば福祉の話をしていただきますと、先ほども市長の話がありましたが、地域包括支援センターは中学校の校区に1箇所設置というようなことも言われております。そこまではいかないとしても、高齢化が進

む中で志布志市としてはあと2、3箇所は必要になってくるのではないかと考えておりますが、財政面や人材面を考えた時に、それらもすぐには設置できないと思います。

そこで、ボランティアの力を借りるといっても必要になってくるのではないのでしょうか。今でも福祉の分野では見守り活動などにボランティアの方々にも協力をもらっているということをございますけれども、取り組みがバラバラであって、横のつながりがないのではないかなということをご危惧しております。

そこで、再三申し上げますけれども、ボランティアセンターの機能を拡充してハブ的な役目を持たせることで、介護支援センターや地域包括支援センターとの連携を取りながら、特に認知症の方の見守りと介護予防にも役立つものと思います。そのような活動に拡充していくお考えはないものか、お伺いいたします。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。現在、福祉にとどまらず、ほかの分野でもさまざまなボランティアグループが生まれ、そして一生懸命活動しておられるということは十分認識しております。

そして、このことはそれぞれの団体が自主的に運営され、活動されているということで、横の連携が取れていないのではないかなという御指摘でございますが、若干そのような向きもあろうかというふうに考えておりますので、今後は社会福祉協議会と十分連携を取りながら、そのネットワーク化に努めていきたいというふうに考えております。

**○19番（岩根賢二君）** ぜひ、その方向で進めていただきたいと思います。ボランティアの質問の中で、ボランティアというのは地域での住民の助け合いの精神を具体的に行動で表すものでございまして、一昔前の結の精神にも通じるものがあると思います。

農繁期等にはお互いが協力しあって田植えとか稲刈りとかをやっていました。あの結の気持ちを持って福祉や環境のことに取り組んでいけば、安心して住みよい町になるのではないかなと思うわけでございます。

そこでボランティアの輪を広げ、お互いが足りないところを補うという結の心を目に見える形にするために、地域通貨の形を志布志市でつくりだせないものかと考えております。

地域通貨というのは、市長も御存知のように、ボランティア活動に対して支払われる地域限定の通貨のことでございます。中でもエコマネーというものは、特に環境に関するボランティアに対して支払われる地域通貨として良く知られているものでございます。

お互いが必要な時に、必要な手助けを地域通貨を使って補完しあえば、ボランティアの輪はますます広がり、行政を側面から支えるサポートの1つとして十分機能していくと思いますが、このことに取り組む考えはないものか、市長にお聞きいたします。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。地域通貨制度の導入についてですが、この制度はお互いに助け合い、支え合うサービスや行為を、時間や点数などに置き換え、これを通貨としてサービス等と交換するシステムで、一定の地域やコミュニティの中のみで取引に使用することができて、循環し続けることにより価値を生み出すというシステムというふうに理解しておりますが、そのことの導入につきましては、その内容等につき調査を行いまして、今後市民やボランティアグループの方々の中で、その機

運が高まってくれば、そのことについては前向きに検討していきたいというふうに思っております。

**○19番(岩根賢二君)** ボランティアの皆さんもそこまで自主的に考えておられるかどうかは別にして、このことを提起していけばですね、多分良い方向に進むのではないかなと思っておりますので、ぜひその節にはよろしく御支援のほどをお願いしたいと思います。

ボランティアに関しましては、教育現場、学校でもさまざまな活動をしていると思いますが、現在どのような活動をしているのか。また、今後ボランティア活動を通して地域とどう関わっていく考えか、教育委員長のお考えをお聞きいたします。

**○教育長(坪田勝秀君)** お答えいたします。もうすでに議員には御案内のところでございますが、現在、市内各地域におきましては、自治会を始めといたしまして各団体、それから個々の市民の皆さん方が大変主体的にさまざまなボランティア活動を展開しておられることに対しまして、まずもって敬意を表したいと存じます。

私ども教育委員会といたしましては、生涯学習課を中心といたしまして、これまで各地域でのボランティア活動の企画、それから参加の呼びかけ、あるいはまた実際の活動への支援等に関わってまいりました。おかげさまで生涯学習の面におきましても、今年度の生涯学習講座も121講座、1,604人がスタートいたしまして、今またこの人数も、増えつつあると聞いているところでございます。

この中には学童といえますか、小中学生も大人に混じってこの講座に参加しておる実態がございます。

それから、さきほど議員がおっしゃいましたように、昨夜も志布志創年市民大学というものが開校されまして、126名の大学生といえますかね、方々が年17回の地域おこし等のプログラムを、完全消化を目指してスタートされたと、これなども素晴らしいことだなと思っているところでございます。

これらに参加していただくことも立派な、ボランティア活動だろうというふうに認識しておりますし、先ほどもありましたように、お釈迦祭りの前後に本田市長の提唱によりまして、「おじゃったもんせクリーン作戦」というものも行われましたが、これにも高校生それから中学生等も多数参加をしてくれました。これも、また地域の皆さま方の熱意が子供たちにも伝わったものと、こういうふうに考えているところでございます。

これら、これから先、またいろいろボランティア活動を展開するにいたしましても、子供会育成会、それからPTA、それから婦人会等の行うボランティア等にも支援もしてまいりますし、また学校を通じまして参加するよう、積極的に学校長も指導してまいりたいと考えておるところでございます。

御案内のとおり、地域アニメーター養成講座というものも、この創年市民大学の中にはございまして、これはまた地域を、人々を励まし、そしてよみがえらせいきいきとさせるというような意味を持つアニメーターというような言葉を、ちょっと耳慣れない言葉ではございますが、使いながら創年市民大学をより活発化、活動化させようとしているところでございます。

教育委員会といたしましても、地域を良くしていきたいという、そういう市民の極めて熱い熱望、気持ちを支えられるように関係各部と連携を取りながら、そしてまた学校にも、担任あるいは校長等を通じましてボランティア活動の意義等につきまして、これはまた高齢者等に対する季節的な訪問、あるいは特別養護老人ホームなどの訪問等もやっておりますので、そういうものを通じて、優しさ、思いやり、

そしてまた人の痛みのわかる気持ちを持った子供たちに成長してくれるよう指導してまいりたいと、そのように考えております。

**○19番（岩根賢二君）** 教育委員会が一生懸命取り組んでおられるという姿は、よくわかりました。そのことで先ほども申しあげましたが、地域のほかのボランティアとですね、交わる機会ももっと増やしていただいて、その輪をさらに広げていただきたいと思いますところでございます。

特に環境についての小学生、中学生のボランティアというのは、一生懸命活動されているのは市報なんかにもよく出ておりますが、このことについて環境ボランティアの意味から、全国で展開しているエコクラブというのがございますが、そのエコクラブについては御存知でしょうか、教育長。

**○教育長（坪田勝秀君）** エコクラブにつきましても、現在まだ市内の学校で具体的にですね、それに取り組んでいる学校は、まだ私、正式に把握はしておりませんが、エコクラブでありますとか、あるいはビオトープでありますとか、そういう学校内に自然の池を造ったり、あるいは木を植えたりしてホタルを飼うとか、あるいはトンボを甦らせようとか、そういう活動をやっていくところは知っておりますので、今後またどういう活動に展開させていけば良いかは学校で指導してまいりたいと、聞いてみたいと思います。

**○19番（岩根賢二君）** 私が要請するまでもなく、教育長はそういうことに取り組んでいくというお答えであったらと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、2番目の障害者福祉の施策についてお尋ねいたします。障害者自立支援法が、この4月から施行をされました。障害の種類によって異なっていた制度を一本化して総合的に地域での自立した生活を支援しようとするものでございます。

障害の種類によらない共通のサービスという点では、公平な制度のようにも見えますが、サービスの費用を原則1割負担するということにより、授産施設等では働いた工賃よりも負担する金額の方が多くなって、何のために働いたのかわからないといった状況が起きているという報道もありました。障害者の社会参加の意欲をそぐのではないかと危惧をいたしております。

さて、障害者の社会参加を進める上で、自動車の運転ができるということはかなり大きな力になると思います。誰か、他の人が運転してくれる車に乗せてもらうのではなく、自分でハンドルを握って運転できれば、社会参加の範囲は限りなく広がります。

ところが障害者が車を運転するには、免許を取るのも難しいと思いますが、障害の種類や程度によっては車の装置にも大きな制約があります。通常の車では運転できないことも多々あるわけです。その人の障害に応じて車の改造をしなければならないということになるわけです。

改造については内容にもよりますが、かなり経費もかかるということも聞いております。このことについて、県内でも助成をして障害者を支援している自治体もあるようですが、我が市でも障害者の社会参加を促すという観点から、車両の改造について、いくらかの助成をする考えはないものか、市長の考えをお聞きいたします。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。車両の改造につきましては、市町村障害者社会参加促進事業の中で、移動支援事業としてメニュー化されておりましたが、合併前の旧3町では要件が整わず、ど

こも取り組んでおりませんでした。

今回、障害者自立支援法の施行に伴い、平成18年10月から地域生活支援事業の中で、移動支援事業としてメニュー化されましたので、事業内容等を十分精査しながら検討してまいりたいと考えております。

**○19番（岩根賢二君）** 検討という言葉は、議会ではあまり前向きではないというふうな認識なんです。今、市長の言われたのは、本当にやろうということと検討するということとでとらえてよろしいでしょうか。

**○市長（本田修一君）** そのようなふうに御理解していただければと思います。

**○19番（岩根賢二君）** それではこれ以上の答えはございませんので、3番目の情報提供のあり方についてということで質問いたします。

施政方針の中で、情報提供のあり方についてというところで、広く市民編集員を募集し、市報に対する意見、提言をいただき、誰にでもわかりやすい広報紙づくりを進めるとあります。このことについて、まず男女別、年齢層別に何名の応募があったものか、また編集のための会が開かれたものかお伺いいたします。

**○市長（本田修一君）** ただいまの件につきましては、担当に回答させます。

**○総務課長（上村和憲君）** お答えいたします。市民への情報提供のあり方につきましては、市民の目線で親しみの持てる広報紙づくりをするということで、広く市民編集員を募集したところでございます。

市報に対する意見、提言等をいただきながら内容等を改善し、誰でもわかりやすい広報紙づくりに努めているところでございます。

現在、5月号の広報紙で募集をしたところでございますが、この市民編集員の公募につきましては、現在までまだ公募者がいないところでございますが、編集員の推薦依頼ということで現在、尚志館高校の3年生の男女が推薦を、志布志市ジュニアリーダークラブの中から2名、先ほど申しました尚志館高校の生徒さんの方から推薦をいただいているというのが現在の状況でございます。

今後、広報紙に掲載していますので、そういう応募があるものというふうに理解をしているところでございます。以上でございます。

**○19番（岩根賢二君）** なかなか思うようには進んでいないんだなという感じを受けましたが、そのような方をどしどし募集をしていただいて、市長のおっしゃる様にわかりやすい広報紙づくりに努めていただきたいと思います。

私は応募があつてですね、どんな意見が出たのかなということが聞きたかったんですけども、そこままだないということでございますのでこれからに期待したいと思います。

さて、情報提供の手段はなにも広報紙ばかりではございません。昨日も同僚議員の質問がありましたが、私は、今回はインターネットのホームページのことで市長の考えをお聞きしたいと思います。

昨日の質問の中で、市長室のホームページのことがありました。このことは昨日の時点では市長はまだ見ていないということでしたが、あれから御覧になりましたか。

**○市長（本田修一君）** さっそく読みました。

**○19番（岩根賢二君）** 感想を聞くのもおかしいんですけど、あの原稿は自分でおつくりになるんです

か。

**○市長（本田修一君）** 市長の挨拶の原稿につきましては、自分で作成したものでございまして、確か私が就任してすぐにですね、市民の皆さま方にお示しした内容と同じものだというふうに考えております。

**○19番（岩根賢二君）** 実はですね、昨日、同僚議員が質問をした時に、6月19日にあの市長室の扉がようやく開いたという話がございました。

私も何回か扉を、「市長室へようこそ」というタイトルになっていますので市長室に入ってみようかなと思ってクリックをするんですがなかなか開かなかった。ところが同僚議員の質問の中で、19日にやっと開いたということでございましたが、実は1回開いているんですね。1回開きましたね。そのことは御存知ですか、市長は。

**○市長（本田修一君）** そのことについては、把握しておりませんが、開いたということの内容について、またお教えいただければというふうに思うところでございます。

**○19番（岩根賢二君）** 昨日の質問の答弁の中で、担当課長の方がいっぺん資料はいただいたんだけど不備があったので差し戻したというふうな話もありました。そのことじゃないかなと思うんですけども。私も実際にホームページは見ていないのでわかりませんが、ある方から、いやいっぺん開いたぞと、6月の何日やったかな、13日か14日の頃は開いておったぞという話を聞いたもんですから、その確認でございました。

多分、その内容が電算の方ではちょっと不備があったということで、また閉じたのではないかなと思うんですが、そのことは課長どうですか。

**○情報管理課長（中水 博君）** 担当の方に確認してみないと、ちょっとその件については確認しておりませんが、先程来、岩根議員の方からの差し戻しの件については確認していますので、その開いたかどうかということは確認してみないと回答できません。

**○19番（岩根賢二君）** そのことについてはあまり深く追求はしませんけれども、やはり開かれた情報開示といいますか、そういう点でちょっと不備があったのかなと思ったもんですからお聞きしたところでございます。

私がホームページについて申しあげたいことは、世界規模、全国規模という触れ込みで行われたチャレンジデー、あるいは7月8日に開かれる予定の地球環境を考える自治体サミット、全国の「志」の付く自治体を招いての志縁サミット、あるいは国際交流を目指すからいも交流、また九州唯一の中核国際港湾等々、施政方針の中にも志布志市が全国や世界に向けて飛躍したいという意気込みが大いに感じられるところではありますが、例えばこれらに関係する人たちが果たして、志布志市というまちがどんな町だろうと思ってホームページを開いた時に、どうでしょうか。今のホームページで我が志布志市を十分アピールできるでしょうか。

また、市民の皆さんが市のいろんな情報とか、いろんな制度とかを知りたいと思ってホームページを開いた時に、必要な情報が正しく早くわかりやすく掲載されているでしょうか。細かい点までは指摘はしませんけれども、私はとても十分であるとはいえないと思います。

市長は、ホームページの内容について、どの程度の満足度を持っておられるかお聞きいたします。

**○市長（本田修一君）** ただいまの御質問ですが、昨日の質問にもありましたように、非常に情報管理課につきましては立ち上げ当初から電算処理のトラブル等も発生しまして、そのことにつきまして集中的に精力を注がなきゃならないという状況があったようでございました。

そのようなことから、このホームページの整備につきましても本当にいち早く、わかりやすくそして正確に市民の皆さま方に、その都度、その都度のたぐいな情報をお届けしなきゃならないという使命があるわけですが、そのことが十分果たされていなかったというのは、誠に申し訳なく思うところでございます。

今後は、今申しましたような合併後の立ち上げのトラブルもだいぶ減ってきておりまして、情報管理課の方も業務がスムーズに流れつつありますので、このことにつきましても市民の皆様、その目的に沿ったような情報提供ができるんじゃないかというふうに思うところでございます。

**○19番（岩根賢二君）** 合併当初でトラブルがあったとか、時間がなかったとかいうのはもちろん言い訳に過ぎないわけですから、ホームページを観る人はですね、ぱっと志布志市のホームページを開いた時に、ああ、これが志布志市の姿なんだと理解するわけなんですから、そういう意味ではもう少し充実をして欲しいなと思っております。

市民といたしましてもですね、掲載されている情報が古かったり、あるいは間違った情報であったりしますと、とんでもないことになるわけです。情報は、常に、正しく、早くわかりやすく伝えて欲しいと思います。

昨日の質問の中にもありましたが、児童手当の件につきましても、改正がなされたのにもかかわらず年齢が9歳までとなっているということも、小学校3年生までということになったままでございます。ただ、そのホームページを開いた時に、ああ、志布志市はなんで6年生までできないんだろうかと疑問に思うわけですね。ですから、そういう意味ではやはり正しい情報を伝えていただきたいと思っているわけです。

また、先ほども申しましたが、国際交流都市としてですね、広くポートセールスに取り組んでいくという姿勢があるのであれば、全世界に情報が発信できるのが、このインターネットのホームページでございます。これを活用しない手はないわけですから、さらに充実したものにしていきたいと思えます。

そのことについて、市長の見解をお願いいたします。

**○市長（本田修一君）** お答えします。ホームページは、そのホームページを通じて情報を得ようとなさる方は、その最新の情報が欲しいということで開かれるのではなかろうかというふうに思っています。

そのようなことを十分認識いたしまして、昨日もお答えしましたように、各課からそれぞれのホームページ担当の者も集めまして、その担当する情報をいつもチェックして、最新の情報が掲載されるような体制づくりを至急整えたいというふうに思います。

**○19番（岩根賢二君）** 施政方針の5ページに、『市民と情報を共有することにより、市民と行政の相互理解を深め、市民の声と知恵を市政に反映させ、市民の行政への参加を促進させるとともに、公平・

公正で透明性の高い行政運営の実現と、行政に対する市民の皆さんの信頼確保に努め、より一層ガラス張りで市民に理解される市政を推進してまいります』とあります。

このことについて、私はホームページの中で、市長の、例えば交際費であるとか、あるいは公共工事の入札状況等をホームページで公開はできないものかと思っているわけですが、その点についてはどのようにお考えでしょうか。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。ただいま私の施政方針の中身につきまして詳しく御説明いただいたところですが、公平・公正でそして透明性の高い市政を展開していくんだということでございますので、今後はそのような方向で公表できるように検討してみたいと思います。

**○19番（岩根賢二君）** 終わります。

**○議長（谷口松生君）** 以上で、岩根賢二君の一般質問を終わります。

ここで35分まで5分間休憩いたします。35分から再開いたしますのでよろしくお願いします。



午前11時29分 休憩

午前11時36分 再開



**○議長（谷口松生君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を続行します。

次に28番、重永重久君の一般質問を許可いたします。

**○28番（重永重久君）** 今度は、前町長、市長、3年ぶりの一般質問でございます。昨日来ですね、堅い話ばかりで大変だろうと思えますけれども、昨日来1期生の議員、2期生の議員あるいは一番後におる昭和63年の同期の議員がですね、私に非常にプレッシャーをかけております。今回質問する中で、一番ベテランじゃないかと。いえ、私はベテランではございません、年季が入っているだけですということをおっしゃっておりますけれども。

そういう中で今回、質問をさせていただきますけれども、昨日小野議員がですね、通告に基づいてやりましたので、約70%回答も出たようでございますが、後30%残っているなど思っておりますら、先ほど冒頭である議員がですね、やりまして10%ぐらいしか残っていないんじゃないかなというような感覚で質問いたしますけれども、非常に面白くない質問、職員があまり喜ばない質問でございますけれども、そこらあたりは一つ市民の福祉の向上につながるということでお聞き願いたいというふうに思います。

久しかぶいでございますのでですね、初心に戻って一般質問をしたいと思えます。議員必携の142ページですね、そこに質問の要旨は簡潔にということで、原稿を持ってということでありますので、ひとつ原稿を用意しておりますので質問の要旨を述べていきたいというふうに思います。

私の質問はですね、あまり先ほど申しあげたように、職員の方にはあまり好かれぬ質問かもしれませんが、公務員として市民の公僕として最低限のモラルに欠けている職員が、一部にあるということでもあります。

合併スタートの時からですね、今日まで特に本庁舎において挨拶もしないと、出来ない職員、挨拶も出来ない人は市民に対しても接遇の悪いのは当然でございます。私も、特に有明町の市民から苦情を多

く受けておりますが、私も同感であり、議員としての責務はいうまでもなく住民の付託に応える批判、監視チェック機能ということでございます。

本庁舎においては、80名程度の職員の増により、旧各町から来られた職員の方々には慣れない、戸惑いがあると思っておりますが、市民に接する態度はどこも一緒でなければ、責務を全うすることもできないというふうに私は思っております。

市民が合併して良かったと評価するには、市役所に用事で来られて、まず職員の対応ではないかと思えます。それが欠けている職員が多いと苦情を聞いております。

私は一部の職員だと思いますが、その一部の職員のために全体的に評価されては、ほかの職員が困ると思う反面、接遇に対する教育、具体的にどのようにされているのか、また市長の耳に聞こえてきてはいないかお伺いしていきたいと思えます。

私も市長ともども合併協議会の委員として合併推進に努力してきましたけれども、人間として、議会もそうですが、合併して良かったと言われるように、ここで立ち止まって振り返り、今何が一番望まれているのかと。私は市民が安心して役所で用事が済まされる、そのためには職員の行政サービス、窓口サービスと確信をしていますが、市民の目線とは幅広いものがあると思えますけれども、一番先に目線を落とすのが市民への目配り、気配りではないかと思えます。

今のままで良いと考えているのか、また対策をどのように考えているか伺いたい。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。議員も御承知のように、市職員は公務員という立場でありますので、当然にして地方公務員法の定めに基づき職務を遂行しております。

議員が質問されております接遇につきましては、法に定められております服務にあたると思えますが、法第30条には、『すべての職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当っては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。』と定めておりますので、職員はそれぞれの職場で職務に全力で対応しているものと考えております。

具体的に申しますと、管理監督の立場にある職員は、率先垂範して服務・規律の確保に努めるとともに、部下職員との対話に心かけ、職場内の意思疎通にも十分配慮し、自らの意識改革はもとより、職員の意識改革が図られるように積極的に取り組まなければならないと考えております。

また、職員は窓口業務はもとより、日常業務における市民に対する応接や電話での対応を再点検して、親切で目配り、気配りのある態度で接し、誠実に対応するなど接遇態度の向上に努めなきゃならないと考えております。

さらには、職員自らの行動が公務の信用に影響を与えることを認識するとともに、身分を明らかにするためにもネームプレート等を着用し、職員としての自覚と心構えを保持しておかなければならないと考えております。

そして接遇の研修につきましては、合併する以前にもそれぞれの町で研修等をしておりますし、官民間問わずあらゆる分野で接遇の大切さは言われていることでもありますので、職員は十分承知しているはずであります。

しかしながら、議員に市民の皆様から、そして議員自身にもお感じになられたように、応接に対する

苦情や御意見等が寄せられたということは、職員の態度や言動が市民の皆様にご不快な思いをさせ、ひいては議員や市民の皆様のご期待を裏切っているということでもあります。

私も接遇につきましては、日ごろから機会あるごとに各所属長を通じて指導しておりますし、毎月の職員朝礼等におきましても、市民のための、市民に開かれた、市民の目線に立った行政の執行と親切丁寧、そして的確、且つ迅速な対応をお願いしているところであります。

今後、更なる職員の接遇態度の向上を図るため、職員一人一人が自ら改善し、接遇についての基本やいろいろな状況に対応できるよう職員研修等のさまざまな機会を利用して指導してまいりたいというふうに思います。

**○28番（重永重久君）** 昨日の答弁と重なるわけですが、それが通常の市長の答えであろうというふうに思います。市長に、私が先ほど要旨で述べましたように、何かそういう苦情が届いているかと、耳にしているかということも直接聞きたいわけですが、その点はどうか。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。私自身に直接、市民の方々から接遇につきましての苦情が届くことがあります。私自身はそのことにつきましては、市民の方々に深くお詫び申し上げまして、その折にはすぐさま、特に総務部長を通じて、そして直近の部長会を通じて、あるいは朝礼等を通じて、そのような市民の御指摘があったということを職員に伝え、改善をお願いしているところでございます。

**○28番（重永重久君）** 市長にはですね、あともって問題提起を1つ最後にやろうと思いますけれども。

助役。助役はですね、県から新進気鋭の素晴らしい職員を助役にということで市長が抜擢されて、伊藤知事も推薦されたというふうに聞いて、我々も同意したわけですが。

昨日だったですかね、県の職員と市の職員との違いと、あるいはどこが違うかと、そして接遇に対しても然りですが、どういう認識を持っておられるか、ちょっと聞かせてください。

**○助役（瀬戸口司君）** お答えいたします。来てまだ2、3カ月でございまして、すべての職員の方々とお話しをしているわけではございませんけれども、私がその中で感じますことは、市長自身もかねておっしゃってますけれども、自らが市長であるという立場で、思いで皆さん業務をしていただきたいということを、市長も常日ごろおっしゃっているわけですが、市長の描いておられる理念なり施策を良く理解して、それを実現するためには自分が何をすべきかという、今何をすべきかという、その思いをですね、常に持って仕事をしていただきたいというふうに考えておるところでございすけれども、今まで何人かの職員の方々ともお話ししましたけれども、若干ですね、せん越ではございすけれども、そういう認識に欠けた職員の方が、何人かいらっしゃるような気がいたしております。

そういうことにつきましてはですね、私もかね日頃から直接お話しをしながらですね、指導もしてまいりたいというふうに考えております。

職員の接遇につきましてはですね、私自身は直接そういう、この職員がどうという話は聞いたことはございませんけれども、それにつきましてはですね、今市長が申されたような観点からですね、気になることがありましたらですね指導等してまいりたいというふうに考えております。

**○28番（重永重久君）** 私が助役に質問するのはですね、助役という職務は人事関係も担当しているんですね。それで、市長というのは任命権の最高権者でございす。職員というのは市長のいうことは聞

かんと、いろんな観点で問題が出てくるから、市長の前ではあまりそういう接遇の悪い職員はいないようなこともあるわけですね。

しかし、一步下がって、あるいは部・課長、課長補佐、係長もそうですけど、助役の仕事というのは、この2年間、志布志市の政をしてもらわないかんですね。県とのパイプはこれは一番大事であろうとは思うんだけど、私は志布志の政をするためには助役という立場というのは非常にウエイトが大きいんじゃないかということと、今回合併になって3カ町、旧3カ町の議員の皆さんが一緒になったわけですが、助役室はどけあつとなど、昨日、数名の方が聞いておられますが、そういう観点が接遇にも関するわけですが、これは市長に伺いたいんですが、助役室がですね、なかなかどこにあるかわからないという市民も多いし、議員も行かないのはいけないかもしれませんが、用事がなければあまり行かんもんですから。

そこあたりの助役室のですね、やっぱり透明性というか、昔はガラス張りということをいっておりましたけど、なんかあそこの部屋をですね、総務課あたりの方から壁を取り除いたら見えるわけですけど、やっぱりそういう環境をですね、そこらあたりはひとつ考えてみなきゃですね、やっぱりそういうガラス張りというのも良かったり、悪かったりなんですけど、そういう助役室がどこにあるかと、一番部下職員と接しなければいけない助役がですね、見えないというのは、場所についてですね、改善する気はないかですね。市長に伺います。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。助役室に担当の職員ないしはほかの用事でも職員が行きやすいと、そして市民の方々も、また助役に対して様々な御意見の提言があらうかと思っておりますので、そういったことで行きやすいというような形での助役室というものは、当然そうあるべきかというふうに思っています。

現在の助役室につきましては、旧有明町の時代からああいった形で設置されておりますので、特段そのことが助役室に入りにくいと、敷居が高いというようなふうには考えていないところでございます。

**○28番（重永重久君）** それは市長ですね、有明町の時代は庁舎もそういう造りになっているから、そう別に感じないというのではなくてですよ、今後ですよ、合併して、市民から接遇関係も然り、そういうことで今度来やった助役はどこおいやっどかいと。職員もですね、助役室に行くのもなかなか、部・課長はよく行けると思うんですが、なかなかコミュニケーションをとるのにちょっとなあというような感じで思っておったわけですね。

私は以前、その有明町時代に、総務課との壁を取り払ったらどうかというようなことも言ったわけですが、書類がいっぱいあるからと、冗談ですけど、見ない書類をいっぱいちなんちこつかというようなことも冗談で言ったわけですけど、それは冗談でございますけれどもですね。

やっぱりそういう、やっぱり開かれた、助役がね、一番部下職員の先頭に立つ立場の人でございますからですね。

それと助役、今の助役室は居心地が良いですかね。

**○助役（瀬戸口司君）** まあ、何と申しますか、良いか悪いかと言われれば、良いという回答になるかと思っておりますけれども、今までですね、皆さん方とというか、職場で部下の職員方と一緒に仕事をしてお

りましたので、そういう意味では若干一人になりましてですね、寂しいかなという気もいたしております。

**○28番（重永重久君）** やっぱりですね、寂しいところで能力は上らんからですね。そういうオープンな形で助役からもですね、市長に対しても一言、あっちから見ゆっとこい、どげんかできんでしょうかというぐらいのですねことを言って、そういうオープンな形での接遇、あるいは職員との交流を図っていただきたい。

そして助役はですね、言うまでもなく、2年したらおそらく本庁に帰られると思いますね。助役は初代の志布志市の助役ということで、若干まだ51歳ですけど、本庁に帰ったらおそらく箔が付くと思うんですよ、今でも箔は付いていますけどね。

だから、そういうことですね、志布志市の初代の助役ということで、私はこう変えたんだと、こういうことを市長やら部下職員にも提言しながら志布志市民のために、合併して良かったと言われるようなことを、何かをですね、残して帰らないと、ほかの議員さんも一年したらお宅を忘れますよ。

だから、そういうことでなくてですね、何かを一つ残していただきたい。そこで先ほど、問題提起と、先ほど言いましたけど、問題提起ということで特に市長の許可を得なければいけないわけですけど、助役がですね、先頭に立って、この接遇、市長が先ほどからいろんな研修とかなんとか言って、訓示とかいろいろ教育していると言うんですけど、末端の職員まで、特に若い職員はですね、なかなかそこが徹底されない。

そういうことで問題提起ということにしてみたいんですが、接遇の向上のためにですね、サービス向上委員会というのを設置してですね、メンバーとして各部・課長、支所長ですね、そういう委員を委員会においてですね、これは昨日、市長が言ったように、予算も経費も要らないということで、各マニュアルをつくってですね、各部からですね、全体でもいいですけど、このマニュアルをつくって、週に1回、月に1回ぐらいのですね、私の課、部ではこうですよと、接遇についての教育はこうしておりますと、今現在こうですというようなことを報告して、これはあまり職員が萎縮するようなことをするとですね、業務に非常に支障をきたす例もありますので、そこらあたりはやっぱり目配りを職員にもしながらですね、やる。

そのサービス向上委員会というのを、設置出来ないかですね。先ず、市長から伺います。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。本当、接遇の向上、改善につきましては、それこそ各町におかれましても、それぞれの指導そして研修が行われてきたということではありますが、なかなかこのことにつきまして目を見張った結果が出ていないということは、それまでのやり方が若干問題があったというふうに今、考えるところでございます。

そのような意味で、ただいま御提案がありましたサービス向上委員会なるものを設置して、その向上に向けて検討しながら実践していくというやり方も一つのやり方だというふうに考えますので、このことも含めて検討させていただければというふうに思います。

**○議長（谷口松生君）** ここで昼食のため暫時休憩します。午後は1時10分から再開をいたします。

午前11時58分 休憩

午後1時09分 再開



**○議長（谷口松生君）** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

28番、重永重久君の一般質問を続行します。

**○28番（重永重久君）** 午前中、市長が答弁されたようですが、ちょっとそれを忘れましたので、後ほどまたもう1回聞きたいと思います。

いろいろ指導あるいは研修と、職員の接遇に対して言っていられっしゃいますけれども、やはりですね、指導や訓示だけではなかなか下の職員まで浸透しないというのが、合併になって、これだけの人数になった以上ですね、そういうのもあると思うんですね。

職員個々がですね、自ら取り組むという姿勢で、先ほど問題提起をしたわけでございますけれども、やはりそういう観点から、まず市長室あるいは助役室も、先ほど言いましたけれども、普通はですね、やっぱり市長室のドアを開放しておくべきじゃないかなと。

今までの町長なり、そういう人たちも開放するというで開放されていたようでございます。本田町長時代もですね、開放されたりしていられっしゃいましたけども、今後ですね、やっぱり必要最小限ですね、開放して欲しいと。これは先ほど申し上げましたように、助役室のこともですね、ひとつ市民の目線から見た目がそういうことだというふうにいるいろいろ聞いております。

だから助役も言ったように、ちょっと寂しいというようなことを言っておりますのでね、ぜひ、そこらあたりをですね、改善しながら接遇に取り組んでいく気はないかですね、伺いたいと思います。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。市長室につきましては、旧有明町の町長室の時と違いまして、通路側にまた壁と扉ができたというようなことでございます。

そういう意味で若干隔たりができたのかなというようなふうには感じておりますが、一応原則としてドアは開放しておりまして、いつでも市民の方々が来ていただけると、来て下さいというような開放している体制にはしているところでございます。

それから助役室の改造、改良と申しますか、そのことにつきましては少し検討させていただければというふうに思います。

**○28番（重永重久君）** そういう問題はですね、早急にやっぱり取り組んでもらわないと、合併した後というのはいろんな、まだ慣れないせいか、市民も戸惑いもあるし、いろんなことに対しての善しあしを判断する時期でもございます。

それとですね、本庁舎を利用しているのは有明の市民ということで、この苦情とか不満とかいうのは有明の市民から大部分がその中ではですね、あるわけですけど。せっかくでございますので、志布志支所、松山支所ですね、支所長も来ておりますので、順番はかまいませんので、接遇に対して、我が支所はこういう対策を取っているとか、あるいは今後どうしていくとかというぐらいのですね、ことはひとつ教えていただきたい。

**○市長（本田修一君）** ただいまの件につきましては、それぞれの支所長に回答させます。

**○志布志支所長（山裾信博君）** お疲れさまでございます。志布志支所は合併になって本庁舎とよく間違われる状況もありますが、私どもは職員として市民の最前線にありまして、ゆりかごから墓場まで、むしろ生前から生後までの住民と接する場と考えております。そういう認識でおります。

特に、顔の見えない現場等においても顔を見る対応を心かけ、気配り、目配りに加えて心配りまで徹底するように、日に日に言ってきているところです。

職員に対しても、市長そして助役、総務部長の意を受けて、私どもは課長会と各課のミーティング等、接遇に対しては徹底的な形でこれからも対応していきたいと考えております。以上です。

**○松山支所長（吉井宏徳君）** お答え申し上げます。松山支所におきましては先ほど市長の方から申されましたとおり、それぞれ本庁で部長会がございます。それを踏まえて、毎週、課長会を実施いたしております、その中で接遇問題についてもそれぞれ課長を通じた形の中で職員の方に促しているところでございます。

当然、挨拶も含めて、やはり公務員らしい服装ということも一つのそういう中で復命をさせていただいておりますが、私自身もそれぞれ各課を回りながら、個々の職員とも話をさせていただきながら、いろんなことについてお話しをしているところでございます。

今後もやはり、市民の目線に立った形の中でいろんな対応をしていきたいというふうに考えております。

**○28番（重永重久君）** 各支所ごと努力をされているようでございますが、特にですね市長、若い職員が、例えば我々もですが、階段を上がって2階3階まで来ることがありますけども、階段をすれ違う時にですね、全然挨拶をしない職員が非常に多いんですね。こっちから声をかけて、おはようございます、こんにちはと。後にちょっとおる議員も一緒、この前雨の降る日にですね、駐車場から別館の方を通って行こやということで行って、こっちが挨拶を2回したんですね、こんにちはって。その同僚議員も知っていますけど、2回言っても見ているわけですよ。私は気が短いですから、おい、ものども言わんかよと、私は言ったわけですけど、それでも言わんわけですね。

非常に接遇が悪い。それで、悪い若い職員が多いなど。階段の行き違いももちろんですけど、先ほど言った市長が訓示やら研修うんぬんと言っても到底なことじゃないなと思いつつですね、思っているわけでございますけれども。

やはり、そういうことから先ほど私が問題提起と言いましたけれどもですね、サービス向上委員会というのを、ということで申しあげておるわけですが、やはり市長に負担をかけることなくですね、助役を筆頭に、積極的に取り組んでですね、そういう改善策をしていけばですね、市民から、およかったなど。その反面ですね、私に電話が3課ほどの課からですね、税務課のある職員、非常に対応が良かったといって市民から電話が来ました。それと保健課ですね、そして建設課も対応が良いというものもありました。環境整備課の作業班とか応急措置をしてくれると、すぐしてくれたがよというようなことで、そういう声もいただいています。

だから、悪い対応ばかりじゃないわけですけども、やはりその中にそういう若い人の接遇が悪いと。誰も挨拶はせんないかんわけですね。そういう人が子供を持って、挨拶をしなさいと子供には教育を

するはずですね。しない人はそういう人間だろうと思いますけれども、やはり昔も、我々も小学校、中学校に行く時は挨拶運動と、誰々が挨拶が良かったとって丸をつけたりですね、させられるものでした。

だから、そこまでする必要はないかもしれませんが、先ほど言いました助役を筆頭としたサービス向上委員会というものを立ち上げて、マニュアルをつかって、そこまで徹底していけたらですね、良いんじゃないかなと。市長は激務でございましてなかなか、訓示とかそういうのはできますけど、それじゃやっせんというふうに思っております。

そこらあたりをもう1回ですね、向上委員会なるものをつくる考えはないか。これは経費はかからん、すぐできるものと思います。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。先ほどもお答えしましたように、ただいま御提案がありましたサービス向上委員会の設置等も含めまして、接遇向上に向けての改善策を検討していきたいというふうに思っております。

**○28番（重永重久君）** この問題は昨日からですね、接遇について同僚議員、今朝ほどもありましたようにですね、難しい問題じゃないと思うんですね、これは。しかし、職員個々においては抵抗感を感じる人もいるかもしれませんけれども、これはもう公僕としてですね、当然な義務だと思います。

それでもう1つ、付け加えておきますが、職員の携帯電話、これを非常に見かけることが多いと、同僚議員からも昼食時間に指摘を受けたわけですけど、携帯電話というのは公務中なるべく使わないというのが公人だろうと私は思うんですけども、個人的に、今の時代はやむを得ないなという面もあると思います。なるだけ市民が来た時ですね、そういう時ぐらいはすぐ対応をしていただきたいと、そのような指導をしてもらえますかね。

**○市長（本田修一君）** 携帯電話の使用につきましては、一概にまるきり私用の電話ということでもなかろうかと思いますが、市民の方々が窓口に来られて、応対を求められている時には速やかに対応ができるようなふうには指導していきたいというふうに思います。

**○28番（重永重久君）** いろいろ申しあげましたけれども、やはりこれは我々も執行部もですね、市民に対しての責務であろうというふうに思っておりますので、徹底した改善策をしていただきたいというふうに思います。

あと4期生なる議員が待っておりますので、ひとつここらあたりで私の質問を終わります。

**○議長（谷口松生君）** 以上で重永重久君の一般質問を終わります。

次に21番、上野直広君の一般質問を許可いたします。

**○21番（上野直広君）** 今日までの一般質問で、それぞれの議員が教育問題に取り組んでおられます。私も教育問題について質問いたします。

学校の急激な社会変化に対して組織的な対応が必要と考えますので、21世紀教育新生プランについて質問いたします。

今日の質問の結論を申しますれば、1点目に学校評議員制度より学校運営協議会制度の導入が学校運営には適切なものではないかということと、2点目に教育評価制度より学校経営を明確にする自己点検、

自己評価が先ではないかということに対して質問いたします。

文部科学省が決定した21世紀教育新生プランについて、学校教育にどのように取り組むかということですが、文部科学省では今日、このプランに基づき教育改革を迅速果断に実行することとしています。

なぜかと言いますと、わが国の教育は機会均等の理念を実現して、国民の教育水準を高め、経済発展の原動力となる役割を果たしてきました。しかし、今日、国民の、社会の教育に対する信頼が大きく揺らぎ、わが国の教育が危機的状況にあることから、本プランが策定されたのであります。

教育改革を実現するためには、各学校や各地域においてそれぞれ実情に応じた特色ある学校づくりを展開できるよう、学校や地域の取り組みを支えていくことができるようにすることが必要であります。

このような観点から、平成12年4月1日から施行された地方分権一括法により教育行政にも地方分権を推進し、新たな国、都道府県、市町村の協力体制を確立するとともに、教育委員会の機能の充実を図るため、文部科学省関係について所要の改正が行われましたが、協議会制度の導入の考えはないかについてお聞きいたします。教育長をお願いします

**○教育長（坪田勝秀君）** お答えいたします。学校運営というのは、管理運営というのは、その全責任を学校長がおっているものでございまして、全職員の共通理解のもとに学校長がリーダーシップを発揮しながら経営されるというものだと思っております。

それに対しまして、今、議員御指摘の学校運営協議会制度というものでございまして、これは開かれた学校づくりを推進するという観点からですね、教育委員会や学校に対しまして、保護者や地域住民が一定の権限を持って運営に参画する新しいタイプの学校運営のあり方であろうというふうに、私、理解をしております、言うならば半民半官的な学校の管理運営の形式と認識しております。

この制度の指定を受けた学校におきましては、学校の教育方針の決定や教育活動の実践に、地域の要求を的確且つ機動的に反映させるとともに、地域の創意工夫を生かした特色ある学校づくりを進めることができると期待されておるところでございます。

しかしながら、その一方で学校を地域に開くことに対する教職員の抵抗感といいますかですね、それから学校に対する地域住民の敷居の高さというんですか、そういう意識などによる運営上の課題を抱えておまして、必ずしも期待通りの成果を得ることが出来ない学校もあると、こういうふうに聞いております。

また、この制度を導入している学校は、本県においては未だないと認識しております、現在、本市においては25校それぞれが学校長を中心に特色ある教育活動が展開されておまして、学校評議員制度などによる外部評価を取り入れるなど、地域と一体化した開かれた学校づくりが行われているものと認識しております。

したがって、早急に学校運営協議会制度なるものをおこななければならないとは認識しておりませんが、今後新たなこういう学校運営のあり方として、まずもって私自身が勉強してみたいと、かように考えております。

**○21番（上野直広君）** 志布志市においては25校で取り組んでいると。また今の、これは平成18年1月1日からの施行ですね。それと、今、教育長が言われたとおり職員が熱意があるか、ないか、そのへん

のところが難しい問題であると言われましたけど、志布志市においてはどのような状況ですか。難しいというような答弁でしたけど、はっきりとした答弁が欲しいです。

**○教育長（坪田勝秀君）** 難しいと申しますのは、学校運営協議会制度の導入については難しいというか、まだ今のところ、それを導入するほどの問題はないと。今のところは学校評議員制度とか、今年度から評価システムを導入いたしましたので、そういうものでもって、まずはやってみたいと、こういうふうに考えているところでございます。

**○21番（上野直広君）** その評議員制度というのは、うまくいっているということですかね。

**○教育長（坪田勝秀君）** 学校評議員制度というのがですね、これは置くことができる制度でございまして、「ねばならない」という規則ではございませんので、これまでも全県下におきましても、私が知るところの範囲におきまして、置いている市町村もあれば置いていない市町村もあるというようなことを聞いておりますが。

この志布志市におきましても、旧町において一部設置がなされていないところがあったようですが、今回、新年度になりましてから25校にすべて学校評議員制度は導入しようという形になっていきますし、またすでに委員も決めて、それぞれ学校の抱える課題等について評議員の意見等を聞きながら、学校長が運営の一つの大きな参考として執り行っていると、こういうふうに報告を受けています。

**○21番（上野直広君）** 私が協議会制度の導入を今回、質問するのは、いろいろ考えがあって、学校評議員制度というのが結局は任意性であると、いわば据え付けるのが、任意であると。

そして、今までそういう制度があれば学校評議員制度に切り換える必要はないと、評議員制度のポイントですね。それと、評議員の人数や委嘱機関は学校の設置者が決めるなど、これは校長だと思いますが、実態に応じた柔軟な取り組みの採用は可能である。

次に3番目ですが、校長の求めに応じ、学校運営に関して意見を述べる程度である。評議員会開催による審議や議決は必ずしも必要としないと、ここが大事ですよ。

校長の学校運営に関する権限と責任を前提とするものであり、最終的な決定はあくまでも校長の権限と責任において行うものであるとなっておりますが、こういう制度とはいかなくても、今までこういう家庭、学校、地域それぞれの役割を果たしてきたんじゃないですかね。評議員制度をする必要もなかったんじゃないかと、私は考えております。

**○教育長（坪田勝秀君）** 評議員制度でございませうか、それとも議員がおっしゃっているのは学校運営協議会制度の方でございませうか、どちらですか。

**○21番（上野直広君）** 学校評議員制度の言えば要点、言えばポイントですね。

**○教育長（坪田勝秀君）** 失礼いたしました。学校評議員制度というのは、結局は今おっしゃるとおり学校運営や教育活動に関すること、あるいは学舎融合による教育に関すること、それから学校、家庭及び地域社会の教育上の問題に関すること、それからその他、校長が必要と認めることに対して、今おっしゃりますように校長の求めに応じて、これをいろいろと議論しましょうと、そして協議しましょうと、これが学校評議員制度でございませう。これは従来、本市ですべてやっておると、そういうことでございませう。

これを、今までもそれなりにやってきているのではないかと。確かに私もそういう面は自分でも思っております。私も高等学校籍でございましたので、高等学校では特に同窓会とか、PTAとかでございますので、さらに屋上屋を架すようにそれにまた評議員制度かという気持ちがかつて持ったことがございます。あえて、そこまでしなくても良いのではないかと思ったことがございます。

だから、従来、今、議員のおっしゃるように確かにPTAや同窓会や地域の住民達が一生懸命学校運営については協力しているんだから、評議員制度というのはあえてしなくても、ということだろうと思いますが、私もかつてそう思ったことがございます。

しかし、地域やあるいは学校、個々の学校においてはですね、やはりどうしてもいわゆる同窓会とかPTAとか、いわゆる身内と言いましょかね、そういう方だけの意見とか御意見だけを反映させるだけではなくて、まさしくいわゆる外部の、学校に直接関係ない方々のもので、意見も広く求めるべきではないかというようなことが言われ始めまして、学校評議員制度というものを導入して、そこから学校に風穴を開けよう。そしてそれがいわゆる開かれた学校につながるんじゃないのかという一つの方法だったと私は理解しております。

ですから、私が今思いますのは、やっぱり学校評議員制度というものが本市において、まだやっぱり完全にその所期の目的を達成するほどにまだ活動が十分でないかもしれないと思ひまして、しばらく学校評議員制度の動きを見守ってみたいと、こういう考え方でございます

**〇21番（上野直広君）** この学校評議員制度というのは、民間で言えばあまり意味はないんですが、行政においてはだいぶ意味が強くなるんじゃないかなと思っております。

この学校評議員制度というのは、参与方式みたいなものだと思っております。結局、校長がすべての権限を握っていると。結局、校長の権限というのは、校長は評議員に対して学校等の状況を十分説明する、受けた意見は尊重しつつ自らの責任と権限において判断、決定、実行すると、そのぐらいの権限は与えられております。

それに、本制度は保護者や地域住民の学校経営参加を、次が重要です、権利として認めたものではないと。言えば法的な力はないということですね。

校長の役割としては、説明責任を全うしながら評議員の学校、家庭、地域を結ぶスポークスマンとしての役割を發揮するのも期待し、働きかけとなっております。

こういうことを考えれば、結局、学校運営協議会というのは関与式なんですよ。関与式というのは、民間ではあまり関心はないんですが、行政においては関与と参与方式は意味が違うわけですね。

だから、そこで今まで学校というのは閉鎖的な社会と言われております。今でも言われています。そこで、校長が学校の権限を握るのは当たり前ですけど、開かれた学校をつくるためには、家庭や地域にもある程度の力を持たすべきではないかと思っておりますが、教育長はどうですか。

**〇教育長（坪田勝秀君）** ある程度学校外の運営に参加する人々にも権限を持たせて、そして学校運営をしていくと。これは確かにそういう流れというのは、国の改革の中で十分感じられるところでございます。

私が率直に申しあげますと、見方が当たっていないかもしれませんが、学校運営協議会、つまり学校

の運営に、ある意味で先ほど申しましたように、半民半官的にですね、関与していかれる人々というか、方々を設置する、置くような学校運営協議会制度を導入するほど、ほどですね、志布志市の教育は荒れていないというか、表現がちょっと乱暴な言い方でございますが、私が思いますのは、やはり学校運営協議会制度なるものを指定してですね、あなたの学校は今度から学校運営協議会制度を導入してやっていくからと、お前、校長一人じゃとてもじゃないが経営能力はあまりないので、今度はいよいよ半分は外からの方々にも、どしどし学校経営に参加してもらうからね、というほどですね、私は市内の学校に限って申すならば、健全、まだ健全だと思っておりますので、まずは評議員制度の成果を見てというふうに申しあげたところでございます。

**○21番（上野直広君）** 今、教育長が言われたように、確かに評議員制度の方が早いんですね、制度自体が施行されたのが。これは平成12年1月、これは学校教育法施行規則の改正で決まったらしいですが。それで、協議会制度が始まったのが2004年9月、地方教育行政法の改正で制度が成立しております。

だから、ある程度、教育長が言われるように評議員制度では足りない面がある学校においては、協議会制度というのを採用するということだと思います。だけど、志布志市においてはそれまで、まだ至っていないと。それだけ優秀だということだと思います。

それとですね、私はいつも校長の権限が強いもんですからね、先ほど学校評議員制度のポイントについてふれましたけど、必要に応じ評議員が一同に会した意見交換はあり得るが、評議員一人一人が自分の責任で意見を述べるのが基本であると。なんもけん校長が権限を持っているのに、評議会委員だけは責任を負っているのが、ちょっと私にはあんまり学校と社会とのバランスが取れないと思いますけれども、教育長はどう思いますか。

**○教育長（坪田勝秀君）** 学校運営、管理運営をする場におきまして、校長が確かにあまり権限といいますか、力を持ちすぎてですね、ワンマン的な学校運営、経営というものは、これはこの時代には恐らく許されないだろうと私も思っております。

そういうときに、評議員なり、あるいはPTAなり、同窓会の方々に意見を広く求めて、私はこういうふうに学校経営したいんだけど、評議員の方どうでしょうかというようなことをですね、謙虚に、辞を低くして教えを請うという姿勢は、たとえどんな名物校長であっても、この時代になければならない一つのスタンスだろうと、こういうふうに思っております。だからといってですね、今度校長がもう、それこそあちらに流されたり、こちらに流されたりということですね、主体性のない学校経営に陥りますというと、子供はもとより教職員もうちの校長は何を考えているんだというようなことになりますので、そこらあたりの兼ね合いというものを十分考えながら、そういうことをできる人を管理職には選んであるんでしょうけれども、中には今おっしゃるように、大変必要以上に権力なのか、権威なのかわかりませんが、そういうものが過ぎた校長もいるということでありますれば、私どももどしどしそういうことは、また機会あるごとに精査してまいりたいと、こういうふうに考えております。

**○21番（上野直広君）** 評議員制度についてはわかりました。志布志市は教育行政においては良いということですので、今後ともよろしく願いいたします。

私はこういう組織関係のことに、今回質問したのは理由がありまして、地域で何かあれば、結局組織

がないとスムーズにうまくいかなのですよね、時間が掛かるのですよね。みんな、PTAはPTA、地域は地域、学校は学校で面々考えるものですから。

その点、こういう評議員制度というのがあれば良いんじゃないかと私は思っています。できれば、協議会制度の方が良いと思うんですけど。

それで、そういう悩みがあったものですから、今度市長にお伺いしますけど、県道63号の歩道の件ですが、県道63号の字尾交差点から黒葛自治会入り口までの歩道設置の件ですが、これは平成8年頃から話が持ち上がってありました。

そして平成12年度中に、校区のPTAやら、校区の公民館長、小中学校の校長さんたちが一生懸命やって、陳情を当時の和田町長に出されております。そして、和田町長は平成10年3月11日に大隅土木事務所長に、この歩道の設置の陳情を出しておられます。

いろいろそうして皆さん協力したんですが、平成16年度にも同様の陳情が大隅土木事務所所長に対して出されました。それぞれ学校、PTA、校区も一生懸命やったんですが解決に至っておりません。誠に残念だと思います。

いろいろ問題はありますけど、今現在、下縄瀬、黒葛、牛ヶ迫の子供たちは33名おります。そこをすべて通る人は28名、牛ヶ迫は半分ぐらい通るんじゃないかと思っております。

それで今現状はどうかと申しますと、3名の中学生が自転車通学をしております。あとは全部親が送り迎え、送迎しております。危ないということですね、港がある関係上、大型車が多いんで危ないということです。そして、とてもじゃないが送り迎えしないと学校にやれないという事情があります。

そこでですが、子供たちが安心して通学ができるよう、歩道の設置の考えはないか、市長に伺いしますけど、あれは県道ですので、歩道の設置の努力をされる気持ちはないか、お伺いいたします。

**○市長(本田修一君)** お答えいたします。県道志布志福山線におきましては、字尾工区、山之口工区、本村工区と年次的に歩道の整備が進んでいるところです。字尾交差点より黒葛自治会入口までの区間では、地元要望等もあり、県土木事務所で維持管理の中で、応急的に仮歩道を設置しているところでございます。

応急的な仮歩道というのは、既存の三面張側溝の上にコンクリート蓋を設置し、法面の一部を成型することによりまして人が歩行するに必要な幅を約70cm程度加工することにより、歩道として機能するというようなことで、応急的な仮歩道を設置しているということでございます。

**○21番(上野直広君)** 今、市長が言われた、側溝の上の蓋で間に合わせるということですが、これは土手の草がちょっと茂れば、とても通れる状況ではないですよ、私はもう目の前で見ていますから。

それで、側溝の蓋を被せて、側溝の蓋を歩道として利用するというのは何十cmぐらいあるんですかね。

**○市長(本田修一君)** ただいまお話ししましたように、70cm程度を確保することにより歩道として機能をさせるということですが、いずれにしましてもこの区間も将来的には19年度末には字尾までの高規格道路のインターチェンジも開通するというようなことがございますので、そういったこ

とも含めまして、さらに交通量が増大するんじゃないかなというようなことも懸念されるところでございます。

そういうのも含めまして、県へは改めて陳情をしていきたいというふうに考えます。

**○21番（上野直広君）** ぜひ、実現するように努力してもらいたいと思います。とにかく少子化の時代に33名の児童が通うわけですから、そこで通学もでけんという、歩行で通学もでけんというのは可哀想すぎて、3名の中学生が自転車通学をして、ほかはほとんど親の送り迎えで通学しております。それが実情です。

今現在見ても、草が茂ってほとんど通れる状況じゃありません。なんとか実現するように、これは地域や学校、PTA関係の願いですのでよろしくお願いいたします。

次に2点目の学校経営についてですが、私も学校経営について文部省の21世紀教育新生プランというのを良く知らなかったものですから、三重県の学校が利用している経営品質向上プログラムを応用した学校経営に取り組んでいるということに感心しましたので、今回質問したいと思います。

三重県教育委員会では信頼される活力ある学校づくりを目指して、三重県型「学校経営品質」という経営改善プログラムを開発し、2004年度からすべての県立学校と小中学校63校のモデル校で導入しております。これは急激な社会変化に対する取り組みだと思っております。

企業の改善活動を学校経営に取り入れる理由はなんだろうかと、これは不思議に思いますけど、学校も1つの組織である以上、やっぱり急激な社会の変化に対して組織的な対応をとることが大切だと思っております。

教職員は、後に出てきます教員評価制度がありますけど、教職員には個人プレーからチームプレーへの意識転換が、生徒に学びと人生観の一体化を求められ、経営品質の考え方が有効であるといわれております。それで、施政方針にいられている職員評価制度だけでは、こうしたチームプレーへの意識転換は出来ないんじゃないかと思っておりますが、教育長はどうお考えですか。

**○教育長（坪田勝秀君）** お答えいたします。学校というのは一人一人の子供に望ましい知・徳・体の涵養を施すということが学校だろうと認識しておりますが、先ほどから申しますように、校長を中心とした組織体として、公教育を実現する責務というものがあるだろうと思っております。

しかし、残念ながら一部職員ではございますが、個人の考え、行動を重視するあまりに組織体としてのチームプレーが上手くできていないものがあることは御指摘のとおりでございます。

開かれた学校づくりは、ほとんどの学校が掲げている目標でございますが、学校の中でどのような学校づくり、子供づくりを目指しているのか、保護者、地域の方々が知ってこそ真の意味の開かれた教育であり、学校であると思っております。

そのために、まず学校はどのような考えで教育を進めているのかについて、やはり明示しなければいけないだろうと思っております。そのようなことから、ささやかではございますが、今年度から本庁及び各支所のロビーに、この本庁の場合は改善センターのロビーでございますが、25校の学校だよりを発行ごとに掲示をいたしまして、広く市民の方々に、学校は今なにをやっているかと、その活動の一端を紹介しようということで設置してもらっております。これは松山、志布志も同じようにしております。

そして、そういう具体的な目標の実現においては、個人としての教職員の立場と学校教育目標を実現する校長を中心とする組織体としての立場を明確に区別して、それぞれの担当部署、あるいは分担内容の課題解決のために努力していくということが必要であることを、私、校長研修会をはじめ、各種研修会では会議の機会に繰り返し指導をしているところでございます。

今後とも、教職員一人一人が学校は組織体であるとともに、日々成長する子供たちが学ぶところであるということを常に意識をして、学校の課題解決に積極的に取り組むよう、繰り返し指導してまいりたいと、かように考えております。

**○21番（上野直広君）** 私たちも小中学校の卒業式と入学式の時に名簿を配られますね。ここにいつもめくっておれば学校経営の概要とか、そういうものを目指す学校像、目指す子供像、目指す教師像と、目標達成のための主な努力と載っております。

これはいつも行く度にもらうわけですが、この中で評価に対するあれがないんですよ。だから、今回評価制度というのが大事じゃないかと。組織体である以上、教職員でもやっぱり組織体として評価制度にして、一つでも生徒たちが伸びるように、一人でも伸びるように努力すべきもんじゃないかと思って、今回質問するわけですが。

ここで、評価制度について教職員の評価しか施政方針にありませんでしたので、教育長の見解をお伺いします。

**○教育長（坪田勝秀君）** お答えいたします。確かに今、議員御指摘のとおり学校に行きますと、ああいう学校要覧というものの中に目標が書いてあり、そして目指す学校、目指す子供像とかですね、そういうものがこれまで書いてございました。これからもそうだろうと思うんですが。

やはりそこには、やはり1つの成果というもの、それを目標にしてどれほどそれに近づいたのかということについて、やはり明確に示すという時代、そしてそれが市民に対する、あるいは地域住民に対する大きな役目、責務だろうというふうに思っております。

各学校が独自にこういう教育目標を設定いたしまして、その達成に向けて教育課程を編成し、実施したり、あるいは諸条件を整えたり、さらにその成果を吟味して教育目標をとらえ直すというようなことは一連の営みと私も考えることはできると思っております。

その根底になる考え方、あるいはその理念が御案内のとおり学校教育目標でありまして、これは特色ある学校づくりのために校長自身の豊かな識見と経験から設定されているものであります。

今御質問のような新たに、ただ数値目標等もわからないような、こうやります、こういうことしてきますというような形だけでの学校経営というものは、いかがなものかということでございましたので、私もそういうことは決して反対するわけではございませんが、今後はその外部評価を取り入れたり、そしてまた18年度、今年度からは導入されました教職員の評価制度、そして自己申告制度を活用したりいたしまして、私どもは具体的に、その教師一人一人が学校の活性化あるいはまた子供たちへの指導の向上をどの程度の、どういう姿勢目標の下に自分が1年間教育活動を展開するかということの指標をたてさせまして、そしてそれを中間報告させ、そして年度末には具体的に報告させるという形でもって行うことになっておりますので、これもある程度これからの学校経営の姿として私は期待できるものがある

んじゃないかと、今思っているところでございます。

さっそくまた、今月の23日には校長会もございまして、その場をとりましてどういうふうにも今、数値目標が展開されているかということ等も確かめてみたいと、こういうふうにも考えております。

**○21番（上野直広君）** 今、ちょっと私も聞き漏らしたかもしれませんが、結局、今、教育長が述べられたのは教職員評価制度の点数評価ですかね。学校経営に対する評価の点数評価じゃないんですよ。

だから、私は教職員はもうたってありますのでいずれ導入されるだろうと思います。ただ、学校経営評価というのに対しても必要じゃないかと。

**○教育長（坪田勝秀君）** 失礼いたしました。それも行います。今度の、この評価制度というのは、単に校長が評価するだけではなくて、校長自身もまた教頭とあわせて管理職評価というものを私どもの方で行うことになっております。

ですから、校長がこういう学校をつくりたいといったときに、先生方はどういう形でそれに向かって努力をしているのかと。それは学校長がひとつ評価をしていくんでしょう。また私どもももちろん評価しますが、そしてその成果、その目標、学校をどうしたいのか、学校協議、例えば校長が学力向上と、こう言ったときに、これがうちの学校の目標ですと、じゃあ校長先生はどういう形で学力向上をしようと思っているんですかということをお私どもが具体的に書かせて、そして教育委員会の方でそれをどの程度、校長として学校経営の中に生かし、どの程度のいわゆる果実というか、成果を挙げたかということを見ることにはなっております。私、言葉足らずで申し訳ございません。そのようなことになっております。

**○21番（上野直広君）** 評価制度というのが今後の課題であります。それで、普通の社会の人々はですね、学校というのは税金によって運営されていると。地域の人々や保護者に愛され、支えられ、育てられるのは本来の学校の姿であると言われております。

確かに、校区内でもちったこういう、おいどんが税金で学校は運営しちょっとじゃあと、というような考えがあります。そういう点ですので、そのためにはやっぱり今評価も大事ですが、説明責任ですね。これをどうするかですね。教育長の考えをお願いします。

**○教育長（坪田勝秀君）** 説明責任は、今、議員御指摘のとおりでございます。どういう経過をとって、どういう過程を持って、そしてどういう背景があつて、ここに立ち至ったのかということは、明らかに、これはもう学校に限りません。どこの場所であっても説明責任、アカウンタビリティーといわれるようですが、そういうものをきちんと果たしてですね、そして協力いただくところは協力してもらい、御理解いただくところは御理解いただくと、これがやはり学校経営の姿勢としても大事なことはないかと、このように考えております。

**○21番（上野直広君）** 学校経営は今、一応、質問をやったわけですが、これをやっぱり解決するには教職員の情熱と決意が重要だと思います。それをどういうふうにも、押さえつけてやっていくか、納得してもらってやっていくか、教育長はプロですからね、ある程度のお考えはお持ちだろうと思いますので伺います。

**○教育長（坪田勝秀君）** お答えいたします。何をやるにも情熱と、それから決意というのは大変重要

でございますが、学校経営又は生徒の指導につきましても、もちろん大事な要素でございます。委員御指摘のとおりでございます。

現在、本市で子供の指導に直接当たっている教職員は約400名近くおりますが、大部分の職員が使命感に燃えて、本市の子供たちのために日々努力していると私は信じておるところでございます。

しかしながら、それでもですね、それでも本市教育委員会の重要課題の一つとして、教職員の資質向上というものをしているのも、また事実でございます。やはり、理想を追い求めているということかと思っております。

本市の学校教育の精神、これはもう児童生徒の指導に直接関わる教職員の力量に負うところが極めて大きいということは私も認識しております。そして学校全体の教育力を高めまして、そして市民の信頼や期待に応えるために、個々の教職員の資質、能力の向上を図ることは欠くべからざる大事な1点だと考えております。

県の教育委員会におきましても、教職員の資質向上と学校組織の活性化ということを図るために、先ほど申しました、この学校評価制度というようなものも取り上げてきたわけでございますので、私どもは決して教職員を野放しにするというわけではございません。だからといって縛りつけるというわけではございませんが、それぞれ個々の教職員の個性と適正を十分に見極めながら、適材を適所に配置しながらですね、学校そしてまた広くは市教育全体の向上、発展に努められるようにかねてから指導を深めてまいりたいと、このように考えております。

**○21番（上野直広君）** 終わります。

**○議長（谷口松生君）** 以上で上野直広君の一般質問を終わります。

ここで、しばらく休憩いたします。2時20分まで休憩いたします。

—————○—————  
午後2時08分 休憩

午後2時20分 再開  
—————○—————

**○議長（谷口松生君）** 会議を再開いたします。一般質問を続行します。

25番、小園義行君の一般質問を許可いたします。

**○25番（小園義行君）** 6月定例会において通告をしていました点について、一般質問をしたいと思っております。まず冒頭に、お願いといたしますか、志布志市は部長制を敷いております。3月議会そして今6月定例会の一般質問において、市長の答弁、残りの答弁について、市長がそれぞれ担当に振った時に、部長さん方が約1割、残りはほとんど9割方担当課長が答弁をしております。私たち3月定例会に、部長は委員会に出席しない旨の通告がありました。それに対して、議長にお願いをして、部長も委員会に出席をするというふうになりました。

そういう状況を見ます時に、本当に部長制を敷いている意味というのは何なのかと問われても仕方ないんじゃないですか。これ、市長に見解を伺う必要もありませんけれども、議長にお願いをします。市長に質問をし、そしてあともって、それぞれの部長さん方が我がまちの重要な事案について担当課長に

答弁を振ると、こういうことでは私は何のために部長制を導入したのかと、その意味を市民から問われても仕方がないというふうに考えます。そういった立場で、議長にもお願いをしておきたいと思えます。

私は、まちの行政、いわゆる市政は志布志市の市の政、これは住民にとって役に立つものでなければならぬと、これまでも旧志布志町の時代から絶えず申してまいりました。このことは、住民の皆さんが主人公であると、そういったことを基本に考えてのことです。もちろん市長をはじめとしてスタッフの皆さん、そして私たち議員も謙虚になって住民の立場に立って、いろいろなものを行動していく、発言をしていく、そういったことが私は大変大事なことだろうというふうに感じます。

そこで、そういった立場で質問もし、また当局の答弁も求めるものであります。

まず、市長の政治姿勢についてということで、米軍再編に伴う自衛隊鹿屋基地への移転について考え方を問うということで通告をしております。この問題については、一昨日もやり取りがありました。大きな流れから言いますと、まさにこれはアメリカの言いなりになった日本政府が、そのツケを自治体に回してきているというふうに考えられて仕方がありません。

2005年の2月に日米安全保障協議委員会いわゆるツープラスツーと、ここで地域及び世界における共通の戦略目標を確認をしていると、第一段階であります。2005年の10月に、日米同盟：未来のための変革と再編を公表し、共通の戦略目標を達成するための米軍と自衛隊の役割、任務、能力のあり方について合意をしております。これは第2段階です。そして、日本の防衛、周辺事態のみならず国際的な安全保障環境の改善に日本とアメリカが協働して対処していくためにあらゆる面で2国間協力を強化する。

具体的な再編計画、この時にキャンプ座間や岩国、三沢等の具体的な問題が論議をされていると、新聞報道であります。そして2006年3月基地再編の実施計画を3月までにまとめるということで第3段階に入って、今回、こうした経過をたどって鹿屋市へのいわゆる当初は空中給油機の移設でしたが、岩国基地へ決まって、そして訓練機能の移転ということになります。

そこで2006年の国の予算の中で、この2006年3月に各自自治体で私たち志布志市の今回の議会にも提案があります、国民保護計画づくり、いわゆる、これは武力事態法に対してのいわゆる国民保護計画をつくりなさいということで提案がされております。自衛隊地方連絡部というのが、地方本部に改称をされて、募集、広報だけではなくて、一般的な防衛施設、対外広報や国民保護計画づくりや訓練に関する地方自治体と連絡調整を担うという、そういった任務に変えられております。

そして最後の2005年の補正予算で調査費3億3,000万円これを盛り込んでおまして、キャンプシュアブや沖縄の、そして本土の5つの基地、厚木、岩国、鹿屋、築城、新田原、まさに九州3つありますが、ここの調査費が計上されております。まさに鹿屋市、そういったところに来る前に予算に組んである。こういった国の姿勢であります。

市長の答弁は、こうしたことにどう思うのかということでそれぞれ出ましたが、再度確認の意味で、まさに国は地方の声を聞かないというやり方でしております。アメリカを向いたそういった姿勢であります。

今回、鹿屋市への米軍の移設、こういった問題について、市長は大隅総合開発期成会、そこに述べられているとおりでという立場ではありますが、市長としての考え方をまずお聞きしたいと思います。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。米軍の空中給油機訓練計画は鹿屋市だけの問題でなく、志布志市にとっても重要な問題であると考えております。

志布志市としては、これまで鹿屋市の考え方を尊重し、また大隅総合開発期成会の一員として足並みを揃えてまいりました。大隅総合開発期成会としましては、米軍の駐留により鹿屋基地の形態が根幹から変わること、騒音被害や事故危険性の増大により住民生活及び大隅地域の基幹産業である畜産業への甚大な影響が懸念されること、基地機能の強化拡大につながることなどの理由により、移駐に断固反対することで決定を行っています。

また、5月1日、日米安全保障協議委員会で合意・発表した最終報告の内容としましては、航空機は訓練及び運用のため、海上自衛隊鹿屋基地及びグアムに定期的にローテーションで展開すると。KC-130航空機の展開を支援するため、鹿屋基地において必要な施設が整備されるとなっております。

この在日米軍再編に関する最終報告を的確且つ迅速に実施することとした実施方針が、閣議決定されました。鹿屋市長は詳細な説明がないまま閣議決定が行われたのは誠に遺憾という談話を発表されておりますが、私としましても同様に感じているところでございます。

**○25番（小園義行君）** 市長は大隅総合開発期成会、鹿屋市長もはじめとしてそういう立場だということとあります。志布志市の市長として、今回の鹿屋市への移設について、志布志市の市長としてどうですか。

**○市長（本田修一君）** ただいまお答えいたしましたように、私としましても鹿屋市の市長と同様に、誠に残念だなというふうに感じているところでございます。

**○25番（小園義行君）** では志布志市の市長としても、こういった問題については反対だという立場で理解をして質問をします。

これは、いわゆる武力攻撃事態法、これとの関係でいくと、まさに憲法の民主的条項、第9条に規定してある武力の保持、いわゆる交戦権、そういったものを否定しているわけですが、今回のこれは非常に憲法違反、国法を飛び越えた中での問題になってくるのではないかというふうな気がしてなりません。

そのことを、今日ここで市長と論議をする考えはありませんけれども、私はそういう立場で思っております。

そこで、地元がまさに地域を挙げて反対をしているさなかに、このように2005年度の補正予算に調査費を組んでいる。そして、頭越しに閣議決定をする。こういった国のやり方に対して、市長としていかがですか。

**○市長（本田修一君）** このことにつきましては、ただいまお話しいたしましたように、大隅総合開発期成会の一員としまして、その中での対応をとっているところでございまして、そのようなことでただいまお話ししましたように、率直的な感想としては鹿屋市長と同じだということとでございます。

**○25番（小園義行君）** 私は志布志市の市長としてどうなのかと、開発期成会の一員ではなくて、市長としてどうなのかと、そのことで、先の質問で私もそうだというふうにおっしゃったから、市長としての考えをですね、聞いているわけですよ。そのことは一緒だというふうに理解して良いですか。それで良いんですね。

**○市長（本田修一君）** 同じでございます。

**○25番（小園義行君）** それでぜひですね、市長、私も畜産というか牛を少し飼っていますけど、本当にこの、いわゆる私が牛をちょっと外に出していますね。そこでビーバーで草を刈るんですよ。この音でさえも牛は敏感に反応して大変びっくりしたり、いろいろします。

だから、私なんかもそのことを考えて、牛が近くにいないところで草を刈ったりと、そういうことをやります。大変、畜産が主のこの地域で、いわゆる米軍のですね、そういったもの等の訓練等、騒音があったら大変大きな被害が出るだろうというふうに、当然鹿屋市長も心配されていますが、当然そういった立場でですね、これ最後まで一貫して国に対してものを申ししていくと、こういう頭越しのやり方に対して問題だということで、しっかりと国にもものを申し上げて反対の立場を貫いていく、そういった決意があるか、市長としての考えをお聞かせ下さい。

**○市長（本田修一君）** 先ほどもお話しをしましたように、永久に断固反対するという事で大隅総合開発期成会では表明しておりますので、今後もそのような形で行動していきたいというふうに思っています。

**○25番（小園義行君）** そういう立場で、よくわかりました。

最後に、この問題では一つ。先ほど言いました国民保護計画づくり、武力攻撃事態法に関するこの法律、これは自衛隊の、自衛官の方が一緒になって自治体の人と計画づくりに参加をするというふうになっているんですが、これについてですね、これまで机上の訓練、そういったものが自衛隊のいわゆる、そういう隊員の方を含めた訓練というのが開かれていないというふうに思いますが、そういったものがなかったかどうか、そこだけ確認をさせてください。

**○市長（本田修一君）** そういったことはありませんでした。

**○25番（小園義行君）** よくわかりました。そういったものはないということですね。

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律、これの第40条、市町村協議会の組織ということでですね、委員は次に掲げる者の内から市町村長が任命するとなっていますね、あなたが条例を提案されているのと一緒です。ここの第40条第4項第2号ですね。自衛隊に所属する者ということで任命に当たって、防衛庁長官の同意を得た者に限るという、この1項があります。

まさに、いわゆる国のそういう中でアメリカの攻撃、先制攻撃を含めてそういったものに自治体が巻き込まれていく、そういった危険がある、そういう気がしてなりません。

今回そういうことも踏まえて、市長の方から条例の提案がありましたので、これはそれぞれ委員会等で審議もされると思います。そういう立場を持って断固反対だという立場でね、今後もあなたがそうおっしゃっているわけですから、市民の総意としてあなたは全力でそれに向かっていただきたいというふうに思います。

次に、交通政策ということで岩崎グループのバス路線廃止計画への本市への影響と対応をどのように考えているのかということで、お二人の議員の方とのやり取りがありましたので、少し絞ってやっていきたいと思います。

この件に関しては、いわゆる4路線廃止をするというのは、まさに旧志布志町を起点にしたところで、

すべて志布志の農村部を走るもの、そして野方に走っていく、そして串間に走る、ほとんどのところ旧志布志町はなくなるような状況があります。まさに生活に密着した路線であります。

ここで、そういったものについては昨日も答弁があったんですが、県が示している廃止代替路線のこのバスの関係、4つの項目がありますね。これで、それが認められたものについては赤字額の2分の1を県が補助するというのが、この対策協議会の中で論議されているんですが、その中ですべて志布志を起点にしているその4路線は、この案件を満たしていませんよ、正直言って。市町村をまたがるとかです、そういったもの等すべて満たした時に赤字の2分の1を補助するということでありましたが。

1点だけね、これちょっと聞かせてください。私はこうした問題が起きた時に、役所の人たちがどれだけ真剣にそのことを受け止めているのか、そのことが問われているのではないかという気がします。なぜなら、ああバスがねごっとなっじ、まあしょうがねえやなって、こう思うのかですね、我が町の農村部の人たちの、高齢化率27パーセントを超えたところに住んでおられる人たちのことを考えた時に、いち早く対応しなきゃいけないという、そういう思いがあつて私は然りだと思ふんですよ。

それぐらい真剣に受け止めたのかと思うと、昨日の答弁ではそれぞれ乗ってみました、その時間帯に誰も乗っていない、1人か2人、そういうことでありましたがという答弁でありました。

私は、これはですね、真剣にそのことを市長以下、ここにおられるスタッフの方、職員の人でもありますよ、真剣に受け止めたらどういう対応をしなきゃいけないかというのが出てくると思うんですね。そこをね、そういった点で少し質問させてください。

この2002年に、この問題もいわゆる小泉さんが自民党・公明党連立内閣をつくって規制緩和、いろいろなものを規制緩和しましたよ。その中に2002年にこのバス事業の規制緩和、これも始まったんですね。それで岩崎グループの菅井さんという専務の方がなんと言っているかと。規制緩和以降、営業収益の上がる分野での競合が激しくなり、既存の事業者への収益を圧迫しています。この赤字路線を抱えたままでは民間事業は成り立ちませんと。規制緩和が大きな原因だと言っている。そして一方、またこの人はあとはもう自治体で見てくれと、こんなことを言っているんですよ。

まさに国の規制緩和がそういう状況をもたらしているということですね、大変今の国の政治のやり方というのは、自分たちの失敗を地方に押し付け、そしてその負担は住民に押し付ける、国民に押し付ける、こういったやり方がされているというふうにしかなれません、私は。

そういった意味ですね、タクシーの関係、これも一緒にこの時規制緩和があったんですね。今日の新聞に載ってましたよ、このタクシー事業の関係、鹿児島市とか大きなところ、東京、大阪含めてですね、大変な状況になっているということで、再度これももう1回、今回の規制緩和失敗だったということで集まって、どういうふうにやったらいいかという協議をするという、国が音頭をとって、また始めています。

それぐらいしっかりねやらなきゃいけないということ、その時にわかっていなかった国のやり方ですよ、これはまさに規制緩和すればなんでもいいんだって、でもそのことは地方にこういうツケが来ました。これね、やっぱり国に対して大きな声を上げなきゃいけないというふうに、なんでもかんでも規制したらいい、緩和をしたらいいということじゃないというふうには。

それまでは許可制だったのが届出制になって、6カ月したらもう廃止して良いという、まさにですよ住民、地方自治体のその責任を公共機関としての責任を投げうつようなやり方については、僕は納得いかないという気がします。

そこで、この県が示している4つの案件を満たせば2分の1補助をするということですが、ここの志布志市として、今出ていますね、廃止をしますよという、ここについての、本当はしっかりした調査をしてやっていくべきだと思うんですが、これがクリア出来ないときは、ここの市としてどういうふうに対応されていこうとしているのか、そのことについて昨日、一昨日お二人の議員の方が、もう中身については問われていますので、考え方だけお示しをしてください。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。今後は岩崎グループが維持させる路線、あるいは行政が主体となって維持する路線、あるいは代替交通手段を構築する路線ということで、3つのケースに分けた上で住民の足を確保する方向に考えていきたいというふうに思っています。

**○25番（小園義行君）** しっかりと対応するということですよ、今の答弁はね。ぜひね、委託だとかそういうことになってさせられると、どんどん、どんどん、するような方向が出てくるわけですね。自治体として大変ですよ。

だから、ぜひ、そこらへんはですね、本当に、これ国に対してもしっかりね、これを言わないかんですよ、やっぱり。国の責任でこういうのはきちんとやらなきゃいけないわけですから、本来はですよ。でも、今そういう形で住民の利便性の確保という意味では、間違いなく対応するということで答弁ありましたので、旧志布志町の住民としては、全部志布志の町内域を走る路線が無くなるというようなことであります。4つの路線ね、言われている、馬庭線、吉原、四浦ですよ、串間、野方ですね。まさにほとんどバスは通らないよということになるわけですけど、ぜひそういった意味では対応をしていくということで述べられましたので、それと併せて医療法人左右会を先頭に、NPOが5社ですかね、いわゆる病院、そしてサンポート志布志アピア、ここもお互いに出資してNPO法人と契約をして、それぞれ病院、買い物、そういうのを年間6,000円払ってやっておる。

藤後議員の方からも少しありましたけど、岩手の雫石の関係がですね、そこでもそういったことが、民間の方でも努力はされています。ぜひ、この志布志地域は乗り合いタクシー、福祉タクシーが唯一この志布志市の中で走っていないところです。3月議会で、新年度で市長は立ち上げるように努力するということでありましたが、ぜひですね、これは早急に、11月になったら終わりじゃないですか、このまま何もしなかったらですね。

ぜひですね、そういった実態調査等をちゃんとやった上で早急にやるように対応していただきたいと思いますがいかがですか。やると、今おっしゃったんですから、そういうことも含めて。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。福祉タクシーの事業につきましては、旧松山、旧有明で取り組んでおったということで、今年度から志布志地域につきましても取り組みをしたいと、導入をしたいというふうに考えておったところでした。

しかしながら、ただいま議論がありますように、この路線バスの廃止というものがにわかに出てきたということで、そのことも含めて志布志市の市民の足の確保について検討したいということで、ただい

ま議員の御提案がありましたNPO法人等がどういった運営状況をしているかというのも研究いたしまして、すぐさま対応したいというふうに思います。

**○25番（小園義行君）** この件は教育委員長の、ちょっと通告しておりませんが、特認校で八野小学校に児童が行きか帰り、どっちかですね、バスで通学しております。影響が出ます。補正予算の関係あるでしょう。教育長としていかがですか。こういう一方的なやり方に対してね、きちんとして欲しいという思いはあるでしょう。そのことに対して、市長部局にもですよ、当然お願いしなきゃいけないことが出てくるんですが、教育長としていかがですか。

**○教育長（坪田勝秀君）** 御指摘のとおり岩崎グループ路線バスを利用している児童生徒が八野小学校にもおりますので、少数とはいえ、いずれも路線バス利用者でございますので、廃止となった場合には通学に支障を来すと思われまますので、当然市長部局との連携を密にしながら、子供たちの通学の利便性確保のためにはお願いをしていきたいと思っております。

**○25番（小園義行君）** ぜひですね、そういう対応をしていただきたいと思います。

次に、障害福祉についてお願いします。これもですね、本当に実際に自分たちが携わっている人間としたら、国の、いわゆる今の内閣のやり方ですね、まさに、どこを向いてやっているのかという気がしてなりません。

いわゆる定率1割負担の導入を決めた障害者自立支援法、施行2カ月を過ぎました。市長、これ、障害者への影響、そして施設そういったものを含めてのですね、影響がどういうふうに出ているのかお聞きをしたいと思います。

私のところにも、この自立支援法始まってすぐ、おいちゃん、もう通所で行くのをやめたって、なんでもって言ったら、今ずいタダやったのが6,000円から金が最低掛かるようになったって、とてもじゃないけど年金では払えんから、もう行かなくて、知的障害の方です。

一方、入所されていた方が退所ということですね。いわゆる負担を払えないということですね。そういったことを含めてね、どういった影響が障害者自身、そして施設の運営、そういったものに出ているのか、お願いをします。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。障害者自立支援法の目的の一つに、これまで障害種別が三つに分けられ、受けられるサービスもそれぞれ障害種別ごとの根拠法に定められていたのが、今回障害の種別にかかわらず共通のサービスが受けられるという形態に変更されたということでございます。

この観点から、例えば精神障害の障害の方の制度利用状況を法執行前と法執行後で比較してみますと、介護居宅サービスの利用者が2人のみだったのが、4月、5月の2カ月でグループホーム利用が2人、居宅介護利用が1人増となり、制度が浸透しつつあるかなというふうに思うところでございます。

ちなみに、利用状況を申しますと6月1日現在で身体障害関係では介護給付費利用者35名、施設利用者32名、知的障害関係で介護給付費利用者22名、施設利用者89人といった状況でございます。

**○25番（小園義行君）** 今、市長の方からいろいろ出たんですが、その前にもう一つ、ちょっとごめんなさいね。支援費の関係の時には旧志布志町もすべてそういった、時間もあったんでしょうけど、こういうふうに変りますよということで各家庭、そして障害者本人、そういう団体いろんな啓発活動があ

ったんですが、今回のいわゆる自立支援法については障害者の方々、そういう団体、そういったところに行政としてどういった啓発活動がされたんですか。

**○市長（本田修一君）** ただいまの件につきましては、担当に回答させます。

**○福祉部長（蔵園修文君）** 私の方からお答えいたします。。全家庭には、この制度の改正につきまして市独自でパンフレットをつくり配付するという啓発活動を行ったわけですが、当然障害者本人のところ、あるいは障害者団体等についても、それぞれの支所を含めました担当の方から説明をしているという状況でございます。

**○25番（小園義行君）** されたんですね。全家庭に自立支援法がこうなりますよということでされたんですね。じゃあ、そこでわかりました。されたんですね。どれぐらいの頻度でされたんですか。

**○福祉部長（蔵園修文君）** パンフレットそのものは私は今、手元に持っておりますこういったものを全家庭に配付したということでございます。

**○25番（小園義行君）** 通所の関係のですね、今回影響がどうなのかということで、少しさっき聞きましたら人が増えたとかね、そういったことでもお話しになったんですけど、今回1割の定率負担ですよ。このことで、先ほど言いましたように退所したり通所ができなくなった、それを控えたということで、非常に大変な状況になっていることが実情です。

このことですね、施設はこれまで月額計算だったんですよ。そしてそれが日割計算になっちゃって、極力毎日来てくれと、もう土日も帰さないよとみたいなことに、そうしないと日割計算なものだから大変少ないわけですよ、収入がね、減収になる。そういった意味での影響というのが現実に出ています。

じゃあ、その通所をやめた、退所した、そういった方々が、さっきの数では少しよくわからなかったんですが、もう1回、再度お願いします。そして、施設の減収というのがどういった状況になるのかですね。そのことを月額計算から日割計算になる、そのことでの影響はどういうふうになっていくのか。ちょっとお願いします。

**○福祉部長（蔵園修文君）** 障害者個々への影響につきましては、制度の浸透を見極めながら今後、状況の把握に努めてまいりたいというふうに考えております。

なお、志布志市としての負担でございますが、施設関係でございますが、制度開始前と開始後では353万円減少していると。この制度開始後というのは、実績としては4月分ということでございます。

**○25番（小園義行君）** では、この法の施行に伴って、通所いわゆるそういうサービス給付を受けておられた方々がやめたり、そして施設を退所したり、そういったものについては把握がされていないということですか。

**○福祉部長（蔵園修文君）** 個々の状況については把握していないということでございまして、全体としましては数だけで、総数で申しあげます。

居宅のサービス利用者、制度開始前が84名が、これは5月ですから、6月1日直近でございますが88名になっております。これは延べ人員で数えております。

それから、施設につきましては制度開始前が3月が114名、それから6月1日が119名という状況にな

っております。

**○25番（小園義行君）** 今、部長からあったね、これなにか都合のいいやつだけ出ていませんか。私のところに相談があって、現実に通所していた者がしなくなった、そして入所していたのが退所している。こういったものの相談が現実にあるんですよ。

それを、これ、あなたのところ、とてもいい数字ばかりじゃないですか。現実には、そういった状況は把握しているんですか、それでは。

**○福祉部長（蔵園修文君）** 先ほども申しましたように、個々のケースについては把握はしていないと、今の段階では把握していないということでございます。

ただですね、今は総数で数を言いましたが、増えている分と若干減った分がですね、今、議員がおっしゃいます通所の関係では、知的障害が1名減という結果が出ております。あとにつきましては身障、精神、それから児童は同数でございます。身障と精神は若干の増、知的障害が1名減という結果でございます。

**○25番（小園義行君）** 法が改正になって、当局としてもそういう実際の啓発活動もやった。そして、どういった影響が出るのかということで、具体的に議会も始まる、通告もありました、1週間ほどありましたよ。

その中で、それぞれの施設に聞いたりですね、いろんなことで当然そういう情報といいますかね、あると思っていましたけど、個々についてはしていないということでございます。現実には、そういう状況があります。

そして、今部長の方からありましたように、施設だって350万からの減収になると。これではですよ、まさに施設の運営も大変になってきますよね、これ。閉園とかですよ、そういったことにもなっていくような気がしてならんのですが。

そこでですね、市長、あなたがですよ、仕事に来るのに1割負担して役所に来ますか。ここの皆さん方もですよ。どうですか。そのことについて、どう思いますか。障害を抱えているが故に、その作業所に仕事に行くのに1割負担をしなきゃいけない。あなた達も1割負担して、仕事に来るなんて考えられんでしょう、この発想は。いかがですか。その定率1割負担ということについて、どう思いますか。

**○市長（本田修一君）** 私が市長として毎日市役所に来て報酬を得るのは少し、少しというかだいぶ制度も違いますし、もちろんその中身が全然違うというのは議員も御承知だというふうに思います。

1割負担ということで、従来支援費制度におきましては応能負担、あるいはその人の所得、自分の支払能力を見て負担をするというものでしたが、今回の制度改正によって応益負担、つまり自分が利用したサービス料においてその1割負担をするというものに変更されたというようなことであるようでございます。

そのようなことでありますが、所得分に応じて上限額が設定されていますし、一定の軽減措置が盛り込まれておりますので、介護保険と同様にサービスを適切に提供する安定した制度として、無理のない範囲で利用者に負担をお願いしたいというふうに考えているところでございます。

**○25番（小園義行君）** 確かに制度は違いますよね。だけども、応益負担というのは、生きるために必

要な福祉というのを益、利益ですよね、そういうことになると、障害の重い人ほど大変なことになりはせんですかね。そうでしょう。

障害が重い人ほど負担が大きくなるという、まさに逆進性ですよ。そして今回、この法律の改正で、資産調査というのが入るようになりました。それぞれ障害者年金をもらっておりますが、350万円を超えると減免も受けられないというこういう事態。

これは親なきあと全部、頑張ってますよ、貯金されているわけですよ。そのことをもって、それだけあったら減免も受けられないよという、そういったことに今はなっているんですね。私は、この障害があってもきちんと作業所に行き、仕事をし、社会に貢献しているという立場を持って生きておられる人たちに対して大変、これは私から見たら、苦しい重い1割負担ですよ。

それを制度が違うという一言でね、市長、そういう悲しい答弁をしないで下さいよ。あなたはそれで良いかもしれないけど、本当にそこで頑張っておられる人たち、いかがですか。自立支援といいながら自立を阻害しているんじゃないですか。出れなくなっちゃうですよ、これでは。

だからもう1回ね、そのことについて再度お願いをします。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。今ほどお答えいたしましたように、所得区分に応じて上限額は設定されていると。そして、一定の軽減措置も盛り込まれているというようなことでございますので、そのようなふうに私は理解しております、このことで利用者に対しましては話をして、この制度の中身については、この形で御利用していただきたいというふうにお話しをしたいと思っております。

**○25番（小園義行君）** 今、本当にもう少しきちんとそういう調査はして欲しいなと思っておりますね。施設におられた方々、いろんな理由があって、もちろんこの負担もそうですよ。無認可のところ、この負担するのはありませんかね。志布志に夢しづく工房があります、そちらの方に今、それぞれ行かれるようになってきていますよ。あそこは負担がないからです、今はね。

ほかのところはですよ、通所授産、更正、療護、こういったところ、必ず負担が伴うんです、これ。これね、しっかりとやっていただきたいと思っております。今、確かに今、市長がおっしゃるように負担の上限も設けてあります。

低所得1、これは障害基礎年金2級ですよ、その方々がね、上限は1万5,000円です。そして障害年金1級の方ね、2万4,600円って、上限ですよ。これをですよ、サービスして月に約5万6,000円ぐらいもらうその人たちからですよ、それ払ってね、どうやって生きていくんですか。一日計算したら800円ですよ。その人たちが生活していくものは。

そのことをね、平気で、これ県の、私、知的障害者相談員と受けていますが、福祉事務所、当時福祉事務所ですね、そこで講習を受けましたよ。説明しました。私、聞いたんです。あなたの説明を聞いてみると、僕はそれを障害者の方に伝えないといけないけど、800円で生活できますかって聞いたら、何も答えられなかったです。800円で生活しろということですよ、一日ですよ。

そういうね、本当に障害者に対してこんな厳しい問題は、僕は自治体としてね、やっぱり考えなきゃいかん、そういう思いがしています。

そこで、いろんなところがね、障害者の、この定率負担の関係で、今まで無料だったのが低所得者1

の段階、1万5,000円ですから、年間18万円の負担をしなきゃいけないんですよ。こんな大きな負担、市長にとって18万円はどうもないかもしれない、ここにおられる方々も。月々の年金、そのことでもらえる方々が年間18万円というのは大きな金額ですよ。そのことをよく考えてください。

ぜひ、そういった意味でね、私のところに相談に来られても、もうしょうがないからもう行かないわと、あそこを退所しましたと、うちでなんとか、そういうことですよ。そういう人たちに対してね、全国で今いろんなところが自立支援法に対しても、いわゆる補助しています。京都府すごい、半分。倉敷市、これは自己負担額の3分の1、2分の1、そういったものを、それぞれ形違いますがやっています、負担額のですね。

ぜひね、そういったものというのを本当に、私は考えていかなきゃいけないようになってくると思うんですよ。今は2カ月だけど、これから先、どんどん負担が大きくなって退所、通所に行かないと、1割負担が抑制になってしまっているという、ここがね、出てきた時に行政としてしっかり免除してあげるとか、そういったものについての考え方をもちですか。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。今お話しがありますように、スタートしたばかりでさまざまな状況についてまだ具体的に把握はできていないというようなことも、先ほど担当の方から話されたところでございます。

そのようなことが明らかになってくれば、市としても独自になんらかの軽減策導入というのが、ほかの町が、市がどういった形で導入したかも含めて研究しまして、そのことについては調査をしてみたいというふうに考えています。

**○25番（小園義行君）** これね、ぜひ国が出している今回の応益負担の導入、1割負担の導入によってですね、国と自治体は約700億円からの財政負担が軽減されたんですね。さっき福祉部長の方から4月分だけでしたかね、先ほどおっしゃったのは、施設の関係で350万円減少している、こうですね。

いわゆる、志布志市は扶助費を出していますよね、出しますよね。これ予算に計上されていますね。その分は予算としてあるんです。けれども実際は応益負担を導入することによって持ち出しをしなくて良いと、財源としてそこに残りますよね。そういったものを、私は、例えば低所得者1、2の人たちに対しては、現実にある、お金はそこにありますのでですね、そのことでなんらかの手当をして、ぜひ障害者がうちにこもるようなことのないようにしていただきたいと。

そういった財源は、そこに今、福祉部長がいみじくもおっしゃったように扶助費の中に減少になっている。そこで生まれています。現実にあります。それを、そういう市長がおっしゃったような形で研究して、すぐ負担の上限2分の1にしてやるとかですね、そういったことで対応するというふうに考えられませんかね、市長。

**○市長（本田修一君）** 現実的にどういった形で、この対象者の方々がこの事業に対応されているかというものを十分調査いたしまして、その上で今お話がありましたように、実際に負担が市として軽減された分について、どういったふうにすべきかというの併せて調査研究させていただきたいというふうに思います。

**○25番（小園義行君）** ぜひですね、これ、僕が相談を受けている方々も本当は行きたいんですよ。行

きたいけど、負担に耐えられないからやめたという悲しいことにならないように、あなたがめざしているこのまちですよ、ぜひ福祉部長のほうからもありましたように、施設に対してそういう援助の関係、そして個々に対してのそういう援助の関係、財源は、予算計上されているこの扶助費の中で、それぞれあります。

ぜひ、そういう対応をしていただくことを理解をして次にいきます。

その関係で、午前の関係で地域生活支援事業、車の改造の関係の質問があつて、10月から地域生活支援事業が始まるから対応を考えたいということでありましたが、これ、10月1日が実施です、地域生活支援事業ね。

これだと条例の提案というのがなされなきゃいけないわけですが、本議会に出ていませんのでね、これ関係がね。9月議会になるというふうに思います。対象者がいくらなのか、この、個々の独自に決められるその費用負担というのはどれぐらいになるのか、そういったことに対しては、今言いましたような障害を抱えている人たちの状況を勘案した上で費用の負担、割合、そういったものをしっかり決めていただきたい。そういうふうにしていただきたいというふうに思います。

一方、国はですね、障害者福祉計画をつくれとあって、国が示しているそのガイドラインの中に当てはめ込みなさいというようなことで非常に、現場の福祉部長なんか大変だと思いますよ、これ。このままやられて、どっちをとったらいいかいなというのは。

ぜひですね、今いろいろ論議しましたその立場に立って私は、この条例の提案、そういったものもなされるべきだというふうに思います。9月議会にそういった地域生活支援事業についての条例というのは出てきますか。

**○市長（本田修一君）** ただいまの件につきましては、担当に回答させます。

**○福祉部長（蔵園修文君）** 法律の施行日については議員のおっしゃるとおりでございますが、この地域生活支援事業につきましては当然、本年度策定予定しております障害者福祉計画に盛り込むということが条件になっていると。

そのためには当然、ニーズ調査も実施するというところでございますので、そこらへんの状況を踏まえた上で御提案したいというふうに考えております。

**○25番（小園義行君）** ぜひですね、そういう本当に障害を抱えている方々のそういう実情、そういったものを踏まえた上で、この地域生活支援事業。まさにですよ、自治体は大変ですよ。国がしつければよかったどんが、裁量でお金もね、おはんげでしやんせって、こういうふうに国言っているんですよ。こんな馬鹿なことないですよ、正直な話が。本当に今の小泉内閣、とんでもないことを次から次にやってくれていますが、まさに現場は大変だと思います。

でもその中でも頑張ってますよ、ぜひやっていただきたいというふうに思います。そういう立場でされるということでありましたので、次に行きます。

乳幼児医療の関係、母子保健事業ということで、市長も乳幼児医療の助成ということでですね、6歳まで無料にするということ、拡充していくということですね、施政方針でも述べられております。

子育て支援というのは、本当にですよ、安心して生み育てるといふ、そのことが一番大事じゃないか

なという気がします。いろんなアンケートをですね、いろんなところ取って子育て支援、いわゆるそのことに関して言うと小さい頃と、地方によっては大学にやるという、ここに大変お金が掛かる、経済的な支援というのがとても大事だといわれております。

そういった意味でですね、市長が考えている子育て支援、本市は0歳まで乳幼児医療費を今回18年度で提案してあります。そして出産一時金、第3子に10万円やるということですが、市長が本当に考えている、その子育て支援はどうあるべきかと、その子育て支援というものに対する市長の考えをちょっと述べていただけませんか。

**○市長（本田修一君）** 子育ての支援につきましては、さまざまな支援策があろうかというふうに考えております。

その中で、どういった形の支援が良いのかというものにつきましては、昨日来お話ししておりますように、今現在、子育てをやっている方、そして終わられた方々、それから専門家等のお話を聞きながら、この市に相応しいものを考えていきたいというふうに思うところでございます。

**○25番（小園義行君）** そういうことであればですね、今回、合併に伴なって調整されて0歳児についてはすべてやるということで、ここに17年度の実績をいただきました。

3町でですね、住民税非課税世帯はもう0歳から6歳まで全額ですけどね、そして課税世帯が3,000円を超えた分について八野んと補助するということとあります。件数で、ここにですね、総計で1,809件、1,750万8,060円という、こういう実績であります。そうなんですよ、もらっている資料でね、違いますか。

そこでね、ぜひ、この住民税非課税世帯は0歳から6歳まで全額補助ですね。課税世帯が3,000円以内の分は自己負担ですよ、3,000円を超えると、それはもう負担してくれますね、助成をしてくれます。残りの課税世帯の3,000円までも、もう全部しちゃったらどうですかと、日本一の子育て支援のまちづくりということで、昨日もちょっとやりとりありましたけど、そういうことをするのであれば、この課税世帯の3,000円までのやつをですよ、ここ出すとすぐわかるわけですけど、それ部長のところわかりますか。どれぐらいの世帯だというのが。だいたい9割ぐらいがここに出ているやつで、課税世帯だろうと思うんですけど、そこについて分かればちょっとお知らせして見て下さい、17年度の実績を踏まえてですよ。

**○福祉部長（蔵園修文君）** 割合につきましては、今ちょっと数字を探せないところでございますが、志布志町の0歳児の無料化をやっております実績、これが出ております。

この額が決算額で129万円という額が出ております。当然、合併後、1月、2月、3月の3町分につきましては実績としては、ほぼ1月分あるか、ないかということでございますので、その額については今回、参考には出来ないんですが、だいたい従来の旧有明、旧松山の乳幼児医療の負担額からしますと、0歳児でだいたい200万円ぐらいかなというような額になろうかと思えます。

それと、課税世帯の17年度実績の数でございますが、件数で2,267件ということになっているようでございます。

**○25番（小園義行君）** 今の2,267件、これは延べですかね、延べですよ。

今回、当初予算では1,680万円の医療費助成が出ているんですが、ここについて今、私が言いました課税世帯の3,000円分も無料にして全部やっちゃおうと、現実に9割方課税世帯だとは思いますが、ここをした場合にだいたい試算として、部長、僕がするわけにはいかんけど、私もちょっとしてみましたけど、だいたいどれぐらいになりますか、それをしたときに。

**○福祉部長（蔵園修文君）** 議員から通告を受けておりました6歳までということになりますと、0歳児の無料化につきましてはだいたい半年分はそう医療費がかからないというような状況であろうということで、それを増加分を見込みまして、だいたい年間ベースで1,500万円程度の額になるんじゃないかというふうに考えております。

**○25番（小園義行君）** ぜひですね、そのことでそれぞれ本当に安心して子育てができる。今の金額お聞きになりましたね。そういったことですよ。これぜひね、本当に本田市長が新しい、合併してそういうまちづくりをしたいと、医療費の、乳幼児医療費の拡充、そういったものをやりたいということであれば、この金額はね、本当に、簡単にと言ったら失礼ですけど、僕はやれると思います。

ぜひそうしてですね、安心して子供を産み、そして育てられる、もちろんそこで、例えば第3子の10万円をどうするのかといったこと等の見直しは当然当局でされるでしょうけど、すべて6歳までは無料にしますよと、そういった政治的なね、僕は姿勢が必要だというふうに思いますが、ぜひ、今の部長の答弁を聞かれて、ああそれぐらいかということであつたら、こうだなという感覚としてですね、あなたが安心して生み育てられる環境づくりをするという、その施政方針で述べている、この中で僕は本当に少子高齢社会に対しては子供を産んでもらわないと、このまちも国も沈んでしまうわけです。

ぜひですね、そういった立場からもっと拡充してやるという考えはありませんか。金額的にはそんなもんですよ。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。乳幼児医療費の6歳までの無料ということにした場合、1,500万円程度ということでございますが、この金額は多いか、多くないかというのもまた議論をしなければならぬというふうに思います。

そういうのを含めまして、この子育て日本一のまちづくりの中で、乳幼児の医療の無料化をどの程度までもっていかと、そしてほかの政策についてもどういったものを打ち出していかとということも総合的に打ち出していきながら、皆さん方にまた御相談していきたいというふうに思うところでございます。

**○25番（小園義行君）** ぜひですね、そういう立場でやっていただきたい。もう少し人口の低いところは18歳まで無料というね、こういうところもあります。もちろんタダになったから、病気でない子供を連れて行く親はいないわけで、本当にそういう状況になった時に安心して行けるような、そういうふうのできるまちにしていきたい。

今、市長のそういう答弁ありましたので理解をして次に進みたいと思います。

今の関係でね、そうなるといわゆる3,000円までの人は、超えた人にはいろいろしますけど、それまでは来ないとかいろいろあるわけですよ。そうすると現物給付といって医療機関でも対応ちゃんとできるようになって、住民にとっても良いし、職員にとっても1回、1回、面倒くさい、そういうことをし

なくていいようになるんですね。

そのことを考えたら、人件費のを考えたらですよ、安いもんですよ。ぜひですね、そういう立場でやっていただきたいというふうに思います。

次に、介護保険について少し論議をさせて下さい。3月の議会で、志布志市はそれぞれ引き上げをされて、旧松山町1,268円、旧志布志町692円、旧有明町806円ということで引き上げがされたんですが、これね、私は年金払込通知書、6月に来たものをちょっと預かってきました、ある人からね。いいですか。この人の金額6万2,300円です、2カ月分ですよ、年金です。介護保険料9,700円、この人は基準の一つ上ですね、課税世帯のところだと思います。年金は月に3万1,150円です、2で割ればですね。介護保険料4,850円です、月にもらう年金の15%が介護保険料です。

これ、大変重い負担だし、これ次に来る時は引き上がった額できますから、これよりさらに大きくなるんですよ。この人は年金の基本額年間37万3,800円、この人が4,850円毎月払っているんです。

こういう状況の中です、私はぜひ一般会計から繰入をしてやって、そういう合併をしたことによって引き上げになったと、そう思われないうえにも、必要じゃないかというようなことで、3月議会で市長とやり取りをしました。議員報酬の関係で、それを一般会計から繰り入れてやったらどうじゃ、といたら、市長はこういうふうに答弁されたんですね。一般財源をそういったものに充てるということはないということになっていますので、そのようにご理解をしていただければと思います。

一般会計から繰り入れてやる、それが駄目だよと言っている、その法的根拠をお示ししてくれませんか。

**○議長（谷口松生君）** 答弁のため、しばらく休憩します。

—————○—————  
午後3時25分 休憩

午後3時37分 再開  
—————○—————

**○議長（谷口松生君）** 再開します。執行部の答弁を求めます。

**○市長（本田修一君）** 失礼しました。保険料の単独減免については、特に一般財源の繰り入れにつきましては、厚生労働省から通知が来ております。

詳しくは、担当部長に回答させます。

**○福祉部長（蔵園修文君）** ただいまの市長の答弁に補足いたします。

介護保険制度の中では、議員ご承知のとおり地方公共団体の負担、市の負担としては、12.5%負担ということが法律上明記されているわけでございますが、それに伴いまして厚生労働省が示しております単独減免に対する三原則ということで、そのひとつが、保険料減免分に対する一般財源からの繰り入れについては、適当でないので、各保険者において適正に対処されるよう努められたいという通知に基づきまして、その制度に沿った運用ということで、一般会計からの繰り入れができないという解釈にたっているということでございます。

**○25番（小園義行君）** 今年の3月にそれがあったんですね。

じゃあ、聞きますよ。介護保険というのは自治事務ですか、受託事務ですか。

**○福祉部長（蔵園修文君）** 自治事務でございます。

**○25番（小園義行君）** 今、答弁がありました。自治事務であると。まさにそうです。じゃあ、そこでお聞きしますが、地方自治法第245条第1号のイ、自治事務であるれば、まさに国が関与できること、地方自治法第245条、何と書いてありますか。関与の意義というので、地方自治がうたっています。

**○福祉部長（蔵園修文君）** 第245条第1号のイですか。助言又は勧告ということです。

**○25番（小園義行君）** そこに書いてあるのはどういうことですか。

**○福祉部長（蔵園修文君）** ただ、介護保険につきましては、介護保険法に基づいて、実施されるということになっていきますので、その制度の立法の趣旨あるいはその法律に沿った運用ということで、私たちは対応しているということでございます。

**○25番（小園義行君）** 介護保険法は、自治事務であるということは、当局もお認めになりました。そして地方自治法第245条第1号のイ、ここで国が地方自治体にできることとして、こういう自治事務ということを理解したうえでですよ、助言又は勧告、ここをうたっていますね。国ができることですよ。自治事務だから、あんたが勝手にやっついんだぜと、言葉を平たく言えばこういうことですよ。そこで、国会の議事録があります。うちの井上美代という参議院議員が介護保険の導入、いわゆる三原則の関係です。保険料の全額免除、資産審査なしの減免、介護保険減免分の一般財源の投入、の3点を不適切とするいわゆる3原則の徹底を重ねて自治体に求めた、今それをおっしゃったのね。そこでね、ちょっといいですか。介護保険は、言うまでもなく自治事務だと思います。自治事務に国が関与する場合には、地方自治法上は、助言若しくは勧告、是正の要求に限定されているというふうに思っています。自治体の介護保険料、それから介護保険の減免制度、これに対する国の三つの原則というのは、国の関与の仕組みの何に当たるのでしょうか。堤さんという労健局長ですよ。地方自治法第245条第1号のイに助言あるいは勧告に当たるということだと思います。これは井上議員がこう言っています。助言若しくは勧告の場合に、自治体はこれに従う義務があるのかと。堤局長です。ここは大事ですよ。自治体に関する国の関与、今の助言、勧告のほかに先ほど、ご紹介のありました是正の要求、それはハですね。この是正の要求のように地方自治体が地方自治法上従うべき義務という法律上の義務というものはないというふうに解釈をされております。国が明確に、これ言っているんですよ。

今、部長がおっしゃった厚生労働省自体が従う必要ないんだせと言っているんですよ、これ国会で。

そして時の坂口厚生大臣、こう言っていますよ。私の方はそれを乗り越えてやりますというところも、先ほど申して、100いくつ、いわゆる自治体があるということ、100いくつでございます。あるわけでございます。それはそれで、それでもなおかつそこを乗り越えてやるというのを、私たちは三原則をはみ出ているから、それは絶対駄目だ、止めろということまでは言っていないと、大臣まで言っていますよ。

このことはね、本当にあなたが自治事務である、ここのトップであります。その人が本当に住民が困っているというときに、一般財源から繰り入れてでもきちんとやろうという姿勢があれば、国は何ら文句は言えないということ国が示しているんですよ、これ。

そういうことをね、本当に皆さんしっかりとわきまえた上で答弁していただかないと、さも何か間違

ったことを言っているということになってしまうから、いかんですよ。国が認めているんですよ、今おっしゃった、今年の3月にあったやつ、その三原則、それはしたがう義務はないと国が言っているんですよ、これ。

だから、国民健康保険の関係だって、介護保険だって、今年合併してですよ、私3月にいったら合併当初、そんなことをしたら、合併してこんな高くなっちゃったって、これとんでもないことだから、しっかりと自治体によってそういう是正をすべきじゃないのかと、合併効果としてはマイナスじゃないのっていうことを含めて私は敢えて言ったんですよ。

そのことを、そういうことは駄目だと、駄目だというのは崩れたんです。市長、私のこの今の質問対していかがですか。

**○市長（本田修一君）** 国の方で、そういった形で従う義務があるのかという時に、義務はないと、そして絶対止めろと言っているわけではないという議論があったというのは初めて承知したところでございます。

しかしながら、私どものまちとしましては、義務はないということではありますが、従来お話ししておりましたように、一般財源からの繰入れをするということにつきましては、以前の答弁のとおりというふうにお考えいただければというふうに思います。

**○25番（小園義行君）** いや、それは、答弁は訂正しなきゃいけないじゃないですか。これ、そういうものを充てるということは出来ないというふうになっているとあって、それは違いますよということを今のやり取りで分かったでしょう。

国ができるんですよと、従う義務はないんだとっているんですよ。自治法もそういうふうになっていますよ。国のそういう局長さん、大臣までそう言っているんですよ。

だから、それはあなたの財政的にこうだから大変、そのことはですよ、作り出さなきゃいかんじゃないですか、そのことであれば。

だから、そのことを私は議員報酬なり、こういったもの、例えば管理職の職員の方々の手当をカットする、そういったことをして合併当初ですね、そういう引き上げをやるようなことはいかんと、含めて考えませんかということを提案したわけですよ。

だから、今の市長の答弁だと、3月議会のこの答弁は間違っていましたと、そのことを言った後に、政策としてこうですというのが当然でしょう。違いますか。こう言っているんですよ、一般財源をそういったものに充てるということは出来ないということになっていますので、そのように理解して下さい、出来ない。できると国がいつていますよ、自治事務だから。国の厚生労働省のそれに従う義務はないよとっている。

やっぱりそこはさ、本田市長の政治姿勢としてですよ、やっぱりここの合併を上手くやっていく、合併当初、こういうことにならんためにもしっかり投入してね、やるような考えを持って、私は提案をされるべきだというふうに思います。一般会計から繰入れをする、そういったものはですよ、先ほどの自立支援法の問題でも、ちゃんと減免、そういったものに対して扶助費がね、予算と組んでいる、そのことに対してちょっと減免してあげたらどうかと、形は違うかもしれない、そういうことですよ。

あなたの姿勢として、そういうものを持っているのかと、あなたは首長なんですよ。ここにおられる40年の選手の人とですね、私が市長だから、こうしてくださいと言ったら、多分このスタッフの人達はちゃんとやられると思いますよ。そういう政治家としての判断をね、しっかりここの初代の市長として、あなたが市長なんですよ。しっかり住民の立場に立ってやる、合併をしてよかったねと、そういうことを生み出すのあなたの仕事なんです。そういうふうに私は思うんです。

だから、ぜひ、こういう介護保険料、大変、次の8月に来た時びっくりされますよ、これ、皆さん。そういうことに対してね、考え方として、お持ち合わせでありませんかということを知っているんです。再度お願いします。

その前に、この答弁に対しての考え方、そして今、やり取りをしたそのことに対してもね、市長としての再度答弁を求めます。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。ただいま、議員の質問のとおり、従う義務がないというように今、示された、御教授いただいたということでもあります。

しかしながら、私どもは先ほどの3月の議会の時も討論にありましたように、このことについては行うべきではないというような形で私は答弁しているというふうに考えております。そういうことで、今回につきましても一般財源からの繰入れにつきましても従来どおりの見解としたいというふうに思います。

**○25番（小園義行君）** これね、本当に本田市長のですよ、姿勢としてね、合併をして1年目でしょう。半年ですよ。合併して即、国民健康保険税、そして介護保険料、上がっていく。そのことをね、どういうふうに松山町の住民の方々、有明町の住民の方々、志布志町の住民の方々、思われるんでしょうね。合併して良かったのかなと。僕はそういうふうな気がしてなりません。

あなたはそういう住民のそういった問題を財政が厳しいということでおっしゃらないで、ただ一般財源から入れないよということではありますが、これね、首長だからさ、政治家なんですよ。役所の職員じゃありませんよ。あなたが市長なんです。その市長としてのですね、本当に住民の負担を軽減してやるという、そういう立場に立ってね、財源を作り出して、そのことをやる。

仮に私が、3月議会でも言いましたけれども、あの時は27万いくらの報酬ということで計算しました、29万4,000円という、これで計算したらですね、もっとすごい金が出るんですよ、議員報酬一つを例に取ればですよ。

だから、一般財源からどれだけ入れてね、この負担、急に1,268円松山町の人、そういうことを極力しないために入れて、元の金額であるとかですよ、100円上げるとか、それはいろいろでしょう。そういった姿勢を持って私は予算の提案、執行、そして住民の皆さんに対して合併してよかったねといえる町にしないとですよ、とてもじゃないけど、これでは合併して良かったのかなというふうになるような気がしてならないです。

あなたは今回の高齢者の負担、そういうのを考えていないということです。ぜひですね、再度、お聞かせ下さい。合併して即こういうふうになって、8月から、8月この振込通知書行きますよ、介護保険料を含めて。どういうふうに思われますかね。私は松山町、有明町それぞれの住民の方からびっくりさ

れるのではないかというふうに思います。

もう1回聞きます。こうした高齢者の負担の軽減という点について、首長としてですね、合併して良かったという立場から何らかの手をですね、今年度は出来ないかもしれないけど来年度やるとかですね、そういったことを考えられないか、もう1度お願いします。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。合併いたしまして、市民の方々が合併して良かったなというふうに早く実感してもらいたいというようなふうに考えております。そのための市政の運営につきましては、誠心誠意取り組んでいるところでございます。

その中で、こういった形で従来の負担とは違う形で市民の方々に負担を改めて相談するという事は、非常に心苦しいということですが、そのことにつきましても十分、その経緯についてお話ししまして納得していただけるようにしていきたいというふうに思います。

**○25番（小園義行君）** 今、市長の姿勢はそうでしょう。ぜひですね、これ本当にあなたは政治家なんですよ。政治家として、きちんと私の政策はこうだということをしっかりと職員にも告げてですよ、そういう対応をしてくれと、これが僕は本来、首長としてのですよ、姿勢だろうと思います。

あなたはそういう立場でないということでもありますのでいいですよ、街頭からね、いろいろ住民にもお知らせをする、そういう機会もたくさんありますので。

次にですね、これ大変申し訳ないんですが、国保税と僕は書いたんですけど、国民健康保険法ということでちょっと理解をしていただきたい。今回、税と書いて出しておりますので、これ質問をして良いものかどうか、税じゃなくて国民健康保険法について僕はちょっと聞いたかったんですけど、少し私がこれ書き方をちょっと間違っていましたので、この件については、次の議会で質問をしたいと思います。

間違っていましたので、大変失礼しました。この件については質問を取り下げます。

次に、高齢者福祉ということで現在、社協に委託をされて、宅配給食ですね、365日されているわけですが、いろいろお聞きをしました。そしたら宅配給食が合併によって調理、配食をそれぞれ、松山町そして有明町、志布志町でされたのが、合併によって志布志の本庁の方で調理をし、そこから配食をするというふうになるというふうにお聞きをしました。

どういった経過でそのようになったのかですね、お示しをいただきたいと思います。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。虚弱高齢者の食の確保、栄養改善、安否確認等の目的で「食」の自立支援事業を実施しております。

平成18年度から国・県の補助事業が打ち切られ、一般財源での事業実施を行っているところでございます。現在、この事業は松山地域がやちくふるさと村、有明地域と志布志地域におきましてはそれぞれの地域社協で、調理・配食を事業展開しております。

平成18年1月4日に、旧3町の社協が合併し、志布志市社会福祉協議会としてひとつの団体になり、統一的な事業展開を図ることとなりました。

これに伴い、「食」の自立支援事業も社協が受託している有明、志布志地域において事業費のコスト削減も含め7月1日から志布志健康ふれあいプラザ1箇所での調理・配食を実施しようとしております。

これによりまして、コスト面では光熱水費、人件費等の削減が図られ、燃料費等の増加を差し引いて

も総体的な経費削減が見込まれます。サービス面としまして栄養管理、衛生管理の充実、給食内容の統一化が図られるメリットがあります。

そのようなことで、今回、「食」の自立支援事業につきましては、志布志本所で統合されてサービスが行われるということでございます。

**○25番（小園義行君）** そうすることによってどれぐらい経費が節減できるんですか。

**○福祉部長（蔵園修文君）** これは従来からの委託事業でございますので、社協の試算でございますが約600万円弱ぐらいの経費が削減というような試算をしているようでございます。

**○25番（小園義行君）** じゃ600万円あれば今の形態が守られるというふうに理解して良いですか。

**○福祉部長（蔵園修文君）** 先ほど市長も申しましたように、これにつきましては当然、社協が合併したということで、その必要性については市長が申したとおりでございますが、その場所を志布志にするということにつきましては、実際の社協の調理に従事している職員が実際にシミュレーションを行い、効率的に運営をしていくためには志布志の場所がベターだということでの対応になったところでございます。

**○25番（小園義行君）** それは当局の方からですよ、もう補助金も出せないからどうにかしろということになったんじゃないですか。私が考えるにですね、私もNTTに勤めていました。志布志からこの有明の水之谷というところ、ここずい走つみやんせ、わっぜなひこ走っど、走っせえ、あすこからもいっとと、こっからもいっとじゃな、本当燃料費も高くなっているから、それは大変でしょう、恐らく。

そういうことを考えた時にですね、安否確認ということもありましたけど、本当にこれまでされた人たちに、シルバー人材がされたりですよ、いろんな人たちにこうして信頼関係が壊れたり、いろんなことで安否確認も出来ない状態になっているというのが実情だろうというふうに僕はいろんな、取っておられる方を含めて聞きましたよ。

そういう意味ではね、大変、今回そうすることによって厳しくなっていくということと、私もNTTから走ってましたので水之谷ずい走つより、こっから走った方がよっぽど、ちけっせえ部長大変ですよ。あそこからも、もう行たっせえ、また取いけいたっせえ、また夜んともって行かないかんわけでしょう。これは大変ですよ。

そいで、一日ね、最高で走る人、どれぐらい走るんですか、じゃあ。ちょっと教えて下さい。

**○福祉部長（蔵園修文君）** 距離数については把握をしていないところでございますが、当然、サービスを受けていらっしゃる方につきましては配食の時間、これがまず大きな問題になろうかということで、その対応も十分迷惑のかからない、これまでと変わらない対応をしたいと。

それと走行距離につきましては、当然志布志から運んでいきますので、現在よりもそのまま走るとすれば長くなるわけでございますが、それにつきましても従来の運転距離を超過しないような運転手のローテーションとか、あるいはコースの変更とか、そういったもので十分対応ができるということを社協と確認いたしております。

**○25番（小園義行君）** 社協からそうさせてくれ、当局からそうしなさいって、どっちですか。

**○福祉部長（蔵園修文君）** これにつきましては、合併前から当然1食あたりの単価というのが大きく

違っておりました。それにつきましては市になったので、こういった利用料につきましても志布志と松山につきましては介護保険との関係で100円上げていただいたということで、当然1食あたりの単価についてもそろえるべきではないかというような話はしたところでございます。

その結果、それに対応するために少しでもコストを軽減するためには、こうやって共同で1箇所調理した方が、より先ほど申しましたような額程度の調理料の減が見込まれるということで、1箇所で行うということにしたところでございます。

**○25番（小園義行君）** この件については委員会でもですね、100円上がることによって雇用の関係、そういったものに影響する、取らなくなってそういうことで影響もする、いろんな意見が出ました。

本当にね、僕は安否確認をする、そして安全に運んで安否確認をする、そういったことを考えた時に、今の形でやった方がよっぽど私は良いと思います。

それは、今、考え方としてそういうことだということでありまして、本当にここにね、本田市長の姿勢が現れていると思う。もっと、本当にそういう立場にやってやらなきゃいけないと思います。ただ、職員の人たち、異動になる人たち、交通費、そういったものの支弁がちゃんとされるんですか。

**○福祉部長（蔵園修文君）** 当然、そこにつきましては現在の各支所間のものについても社協の規定を適用するというところでございますので、これも同じ取り扱いになるということでございます。

**○25番（小園義行君）** きちんとそういう交通費の支給、そういったものの手当がされるというふうに理解をしました。

最後にですね、今、国が本当に自分の失敗のツケ、そういったものをどんどん、どんどん地方に転嫁し、そして国民にツケを回しています。今の自民党、この公明党の連立内閣ですね、医療費の負担からなんから、大変なことになっている。そういった時に、私はね、市長、財源がどうだと、そういう問題じゃなくて、あなたの政治姿勢としてそういったものに、地方自治体が防波堤になって、住民を守ってやる、そういった姿勢が私は求められているというふうに思います。

そういった姿勢を持ってね、これから先の行政運営に当たっていただきたいと、そういうことを要望して私の質問を終わります。

**○議長（谷口松生君）** 以上で小園義行君の一般質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

ここでしばらく休憩します。

○

午後4時04分 休憩

午後4時15分 再開

○

**○議長（谷口松生君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

○

### 日程第3 報告

**○議長（谷口松生君）** 日程第3、報告を申しあげます。昨日まで受理しました陳情は、お手元に配付

の陳情文書表のとおりであります。

陳情第12号は、総務常任委員会に付託いたしました。



**日程第4 議案第73号 志布志市と畜場事業積立基金条例を廃止する条例の制定について**

**日程第5 議案第74号 志布志市食肉センター条例を廃止する条例の制定について**

**日程第6 議案第75号 財産の無償譲渡について**

**○議長（谷口松生君）**

日程第4、議案第73号から日程第6、議案第75号まで、以上3件を一括議題とします。

以上、3件は産業建設常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

**○産業建設常任委員長（東 宏二君）** ただいま議題となりました議案第73号、志布志市と畜場事業積立基金条例を廃止する条例の制定について並びに議案第74号、志布志市食肉センター条例を廃止する条例の制定について及び議案第75号、財産の無償譲渡について、産業建設常任委員会における審査、経過の概要と、その結果について御報告申し上げます。

本委員会は6月15日、委員出席のもと、執行部から産業振興部長、畜産課長ほか担当職員が出席し、志布志畜産株式会社に出向きまして意見を聞いた後、審査を行ったところでございます。

まず初めに、志布志畜産株式会社に出向きまして意見を聞きましてところ、会社側から3月議会に提出された陳情の表現に誤解を招くような表現があったことについて陳謝されました。また、会社の概要等について説明があり、従業員数196名のうち、志布志市の方が121名であるなどの説明を受け、質疑を行いました。

志布志畜産株式会社での主な質疑では、牛の肥育頭数が減少しているとの説明があったが、どこも同じ状況なのかの質疑に対し、高齢化と輸入再開の子牛価格の相場次第では減少が見込まれる。またBSEに関する施設改善の内容は何かの質疑に対し、危険部位の焼却施設の更新、牛のと畜ラインの改善、冷蔵施設の増築等である。なお、焼却されたものは産業廃棄物かの質疑に対し、産業廃棄物である。宮崎県の業者に処理をお願いしている。設備投資はどのぐらいしているのかの質疑に対し、およそ5億8,000万円であるとの答弁がありました。以上で、志布志畜産株式会社での質疑を終了しまして、委員会の審査に入りました。

議案第73号、志布志市と畜場事業積立基金条例を廃止する条例の制定について及び議案第74号、志布志市食肉センター条例を廃止する条例の制定について並びに議案第75号、財産の無償譲渡について、執行部の説明を受けて質疑を行いました。

執行部の説明によりますと、議案第73号、志布志市と畜場事業積立基金条例を廃止する条例の制定については、志布志市と畜場事業運営のため、志布志市と畜場事業積立基金を設けておりましたが、志布志市食肉センターの民間への無償譲渡によりまして、この基金の設置を必要としなくなることに伴い、廃止条例の制定についてお願いをいたしておるところであります。

なお、基金の現在額は9,494万5,173円となっており、全額を志布志市と畜場事業特別会計に繰入れた

後、一般会計へ繰出しを行い、畜産振興に活用するとの説明がありました

次に、議案第74号、志布志市食肉センター条例を廃止する条例の制定については、志布志市食肉センターの民間への無償譲渡によりまして志布志市食肉センターが公共施設でなくなることとなります。このことに基づき、志布志市食肉センター条例の設置を必要としなくなりましたので、廃止条例の制定についてお願いするとの説明がありました。

次に、議案第75号、財産の無償譲渡については、本年3月の志布志市食肉センター無償譲渡に関する陳情採択を踏まえ、陳情者の志布志畜産株式会社と協議したところ、譲渡額については無償とすること、使用料については4、5、6の3カ月分を現行どおり納付すること、基金については市に帰属することを基本として協議が整ったところであります。

今回の譲渡明細は、議案に記載された建物については工場棟4,981.8平米となっており、建物以外にその他附帯設備一式を含んでおります。譲渡予定は7月1日として、現在、県を通じて国へ財産処分の承認を申請しており、6月中には承認を得ることで取り組んでおります。

また志布志畜産株式会社においても使用料等について県との事前協議を行う等諸関係事項について準備を進めているところであります。

議案において使用する必要がなくなった時は無償で返還することを条件としておりますが、譲り受けた施設の返還に当たって、有償譲渡の要求をさせないためのものであります。

このほか、譲渡条件等については契約書の中で志布志保育所の民間譲渡時と同じように整備をいたしております。なお、契約書中、譲与財産の返還について、指定用途に供しなくなった場合は「原状に復して譲与財産を返還しなければならない」としており、その取扱いは返還時の評価額によりお金を納付していただくとのことでした。

概略 以上のような説明があり、質疑に入りました。主な質疑は、基金の現在額を繰入れた後、18年4月から使用料がプラスされるか質したところ、3カ月分の使用料を受け入れ、支払いを確定した後の額については基金でなく剰余金として残るとの答弁、また支払いを確定後はどのような処理をするのか質したところ、支払いを確定させた後については一般会計へ繰入れ、畜産振興に生かしたいとの答弁でございます。

なお、一般会計へ繰入れるとのことだが、いつ頃議案として提案されるのか、質したところ3月議会を考えているとの答弁でございます。

譲渡条件については、目的に使用しなくなった時は返還するようになっているかと質したところ、補助事業で取得した施設を無償で譲渡する場合、補助事業の目的を引き継ぐことが条件となるので、そのことを引き継がせるため市に返還することを条件としている。

万一、と畜事業をしなくなった場合においても、市が有償で買い取ることや更地に戻すことがないよう措置したい。具体的には、その時点の評価額に基づき、金員で市に返還してもらうよう会社側と協議し、了解をもらっているとの答弁。

契約の内容は、国も認めているのか質したところ、旧志布志町が同じく国庫補助金事業により取得した保育所を譲渡した時の契約書を参考にして作成し、国と協議をしていると答弁。国はいつ頃認めるの

か質したところ、県を通じ、国に申請をしているが契約書案については指摘がないところである。決定については、6月中に承認をもらうことで進めている。国と議会と双方が承認された後、7月1日に譲渡する予定であるとの答弁。

説明のあった条件について、会社は受け入れているのか質したところ、了解をもらっているとの答弁でありました。

以上のような質疑を受けまして、質疑を終結いたしました。

まず、議案第73号、志布志市と畜場事業積立基金条例を廃止する条例の制定について、個別に討論、採決に入りましたが、討論もなく採決の結果、賛成多数をもって可決すべきものと決しました。

次に、議案第74号、志布志市食肉センター条例を廃止する条例の制定について、討論に入りましたが討論もなく、採決の結果、賛成多数をもって可決すべきものと決しました。

次に、議案第75号、財産の無償譲渡について、討論に入りましたが、討論もなく採決の結果、賛成多数をもって可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

**○議長（谷口松生君）** これから3件の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

**○27番（鬼塚弘文君）** 1点だけ。この結果に対してはとやかく異論はありませんけれども、ただ2、3年前だったでしょうか、旧志布志町時代に町の政策の中で、施政方針に出ましたが、志布志畜産株式会社の経営そのものが危うくなったと。いわゆる豚のと殺頭数がかかなり減ってきたと。よって5万頭規模の新しい養豚団地を造るんだという当初からその展開がありまして、地域でかなり猛反発がありまして、その事業を取りやめた経緯があります。

その後、当委員会で志布志畜産株式会社まで足を運ばれて大変御苦労されておりますけれども、経営の状況、あの時はそういうことであつたけれども、今はそういう心配は全然ないのかですね。そういう聞き取りはなかったか、それを1点だけお聞かせをいただきたいと思ひます。

**○産業建設常任委員長（東 宏二君）** ただいまの件で今、国内産の豚、牛、昔はそう規制はなかったそうです。今は国内産ということであれば、国内産の豚しか表示出来ないということで、農場あたりの増築を考えているけれども公害的なものが一番問題であると。

それに対して、今後どのように自社の農場を増やしていくのかということをお問うたところでありすが、のこくずを敷いて菌を入れて、そういう公害の出ない養豚場を今後、造っていくという目標はあるということで、説明を受けました。以上です。

**○議長（谷口松生君）** ほかに質疑はありませんか。

**○10番（毛野 了君）** 9,700万円の、一般会計へ繰入れるということで、畜産振興に使うということですが、具体的なですね、どのような畜産の振興に使うのか、そういうものは出なかったのか、ちょっとお伺ひいたします。

**○産業建設常任委員長（東 宏二君）** 今回の予算の中にも出ているんですが、そこを問わなかったんですけども、次の86号でまた委員長報告をしないといけなわけですが、この畜産振興に使うということであれば、一番主にですね、肥育経営安定対策貸付基金、乳用牛導入事業貸付金、優良種畜保留導入

事業などに充てると。ほかにもいろいろあったようでございますが、私の方でちょっと付けていませんので、これ以上は答弁ができません。

**○議長（谷口松生君）** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

**○議長（谷口松生君）** 質疑なしと認めます。

これから議案第73号に対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

**○議長（谷口松生君）** 討論なしと認めます。

これから採決します。お諮りします。議案第73号に対する所管委員長の報告は可決であります。

本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

**○議長（谷口松生君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第73号は所管委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第74号に対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

**○議長（谷口松生君）** 討論なしと認めます。

これから採決します。お諮りします。議案第74号に対する所管委員長の報告は可決であります。

本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

**○議長（谷口松生君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第74号は可決されました。

これから議案第75号に対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

**○議長（谷口松生君）** 討論なしと認めます。

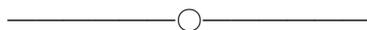
これから採決します。お諮りします。議案第75号に対する所管委員長の報告は可決であります。

本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

**○議長（谷口松生君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第75号は所管委員長の報告のとおり可決されました。



## **日程第7 議案第86号 平成18年度志布志市と畜場事業特別会計補正予算（第1号）**

**○議長（谷口松生君）** 日程第7、議案第86号、平成18年度志布志市と畜場事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案は、産業建設常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

**○産業建設常任委員長（東 宏二君）** ただいま議題となりました議案第86号、平成18年度志布志市と畜場事業特別会計補正予算（第1号）について、産業建設常任委員会における審査の経過の概要と、その結果について御報告を申しあげます。

本案につきましては6月15日、産業振興部長、畜産課長ほか担当職員の出席を求め提案理由の説明を受けたところであります。

執行部の説明によりますと、議案第86号、平成18年度志布志市と畜場事業特別会計補正予算（第1号）については、志布志市食肉センターの無償譲渡に伴い、と畜場事業特別会計において、基金や運営管理費等を減額するための補正であり、歳入につきましては、と畜場使用料が3カ月分の収入となり、総額で1億42万9,000円の減額、繰越金は110万3,000円の増額、雑入の電気料は3,150万円の減額、と畜場事業積立基金繰入金を9,494万5,000円増額しております。

歳出につきましては、需用費の光熱水費を3,150万円減額、一般会計繰出金を9,494万6,000円増額、予備費を9,932万7,000円減額するとの説明がありました。

概略 以上のような説明があり、質疑に入りました。主な質疑として、基金を一般会計に繰出すとのことだが、使い道は何か質したところ、全額を畜産業費に充当しており、主に肥育経営安定対策貸付基金、乳用牛導入事業貸付金、優良種畜保留導入事業であるとの答弁でありました。

以上で、ほかに質疑もなく、質疑を終結し、討論に入りましたが討論もなく、議案第86号、平成18年度志布志市と畜場事業特別会計補正予算（第1号）については、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

**○議長（谷口松生君）** これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

**○議長（谷口松生君）** 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

**○議長（谷口松生君）** 討論なしと認めます。

これから採決します。お諮りします。議案第86号に対する所管委員長の報告は原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

**○議長（谷口松生君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第86号は原案のとおり可決されました。



**○議長（谷口松生君）** 以上で本日の日程は全部終了しました。明日から7月2日までは委員会審査等のため休会とします。

7月3日は、午前10時から本会議を開きます。日程は、付議事件に対する委員長報告、質疑、討論、採決などであります。

本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

午後 4 時37分 散会

## 平成18年第2回志布志市議会定例会（第6号）

期 日：平成18年7月3日（月曜日）午前10時33分

場 所：志布志市議会議事堂

### 議事日程

- |       |        |   |
|-------|--------|---|
| 日程第1  |        | 会議録署名議員の指名                                  |
| 日程第2  |        | 事件の訂正について<br>(議案第76号 志布志市過疎地域自立促進計画の策定について) |
| 日程第3  |        | 事件の撤回について<br>(議案第71号 志布志市環境基本条例の制定について)     |
| 日程第4  | 議案第87号 | 志布志市環境審議会条例の制定について                          |
| 日程第5  | 議案第52号 | 志布志市国民保護協議会条例の制定について                        |
| 日程第6  | 議案第53号 | 志布志市安全・安心まちづくり条例の制定について                     |
| 日程第7  | 議案第54号 | 志布志市布志市蓬の郷条例の制定に                            |
| 日程第8  | 議案第55号 | 志布志市ダグリ公園の公園施設管理条例の制定について                   |
| 日程第9  | 議案第56号 | 志布志市有明開田の里公園条例の制定について                       |
| 日程第10 | 議案第57号 | 志布志市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例の制定について           |
| 日程第11 | 議案第58号 | 志布志市伊崎田保育所条例の制定について                         |
| 日程第12 | 議案第59号 | 志布志市市民センター条例の制定について                         |
| 日程第13 | 議案第60号 | 志布志市老人福祉センター条例の制定について                       |
| 日程第14 | 議案第61号 | 志布志市老人憩の家条例の制定について                          |
| 日程第15 | 議案第62号 | 志布志市健康ふれあいプラザ条例の制定について                      |
| 日程第16 | 議案第63号 | 志布志市志布志シルバーワークプラザ条例の一部を改正する条例の制定に<br>ついて    |
| 日程第17 | 議案第64号 | 志布志市家畜指導センター条例の制定について                       |
| 日程第18 | 議案第65号 | 志布志市やちくふるさと村条例の制定について                       |
| 日程第19 | 議案第66号 | 志布志市農業管理センター及び新規就農者研修施設条例の制定について            |
| 日程第20 | 議案第67号 | 志布志市城山総合公園及び志布志運動公園の運動施設管理条例の制定に<br>ついて     |
| 日程第21 | 議案第68号 | コミュニティセンター志布志市文化会館条例の制定について                 |
| 日程第22 | 議案第69号 | 志布志市青少年館条例の制定について                           |
| 日程第23 | 議案第70号 | 志布志市有明農業歴史資料館条例の制定について                      |
| 日程第24 | 議案第72号 | 志布志市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について              |
| 日程第25 | 議案第76号 | 志布志市過疎地域自立促進計画の策定について                       |
| 日程第26 | 議案第77号 | 土地改良事業の施行について                               |
| 日程第27 | 議案第51号 | 志布志市報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定に<br>ついて    |

- 日程第28 議案第83号 平成18年度志布志市一般会計補正予算（第1号）
- 日程第29 議案第84号 平成18年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第30 議案第85号 平成18年度志布志市老人保健特別会計補正予算（第1号）
- 日程第31 陳情第9号 J R九州に係る支援策の継続を求める意見書の提出について
- 日程第32 陳情第10号 ずさんな米国産牛肉の輸入に抗議し、B S Eの万全な対策を求める陳情書
- 日程第33 陳情第11号 「非核・平和宣言」の採択について
- 日程第34 陳情第12号 出資法及び貸金業規制法の改正を求める意見書の提出について
- 日程第35 発議第8号 志布志港振興対策等調査特別委員会の設置について
- 日程第36 発議第9号 農業・農村活性化対策等調査特別委員会の設置について
- 日程第37 議員派遣の決定
- 日程第38 閉会中の継続審査申し出について（総務常任委員長・文教厚生常任委員長）
- 日程第39 閉会中の継続調査申し出について（総務常任委員長・文教厚生常任委員長・産業建設常任委員長・議会運営委員長）
- 日程第40 報告

#### 追加議事日程

- 日程第1 発議第10号 J R九州に係る支援策等に関する意見書の提出について
- 日程第2 発議第11号 ずさんな米国産牛肉の輸入に抗議し、B S Eの万全な対策を求める意見書の提出について
- 日程第3 発議第12号 「非核・平和宣言」について
- 日程第4 発議第13号 出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書の提出について

**出席議員氏名 (33名)**

1番	下平晴行	2番	西江園明
3番	丸山一	4番	八久保壹
5番	玉垣大二郎	6番	坂元修一郎
7番	鶴迫京子	8番	藤後昇一
9番	迫田正弘	10番	毛野了
11番	立平利男	12番	本田孝志
13番	立山静幸	14番	小野広嗣
15番	長岡耕二	16番	金子光博
17番	林勇作	18番	木藤茂弘
19番	岩根賢二	20番	吉国敏郎
21番	上野直広	22番	宮城義治
23番	東宏二	24番	宮田慶一郎
25番	小園義行	26番	上村環
27番	鬼塚弘文	28番	重永重久
29番	丸崎幹男	30番	福重彰史
31番	野村公一	32番	谷口松生
33番	若松良雄		

**欠席議員氏名 (0名)**

**地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名**

市長	本田修一	助役	瀬戸口司
教育長	坪田勝秀	総務部長	隈元勝昭
企画部長	持富秀明	市民部長	稲付道憲
福祉部長	蔵園修文	産業振興部長	永田史生
建設部長	井手南海男	松山支所長	吉井宏徳
志布志支所長	山裾信博	教育次長	山裾幸良
総務課長	上村和憲	企画政策課長	山下修一
財務課長	溝口猛	環境政策課長	立山広幸
水道局長	徳田俊美	農業委員会事務局長	大園朗

**議会事務局職員出席者**

事務局長	徳重昭一	事務局次長	前田泰郎
次長補佐兼議事係長	門岡秀明	調査管理係長	徳田弘美

午前10時33分 開議

○議長（谷口松生君） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

---

**日程第1 会議録署名議員の指名**

○議長（谷口松生君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第83条の規定により玉垣大二郎君と坂元修一郎君を指名いたします。

---

**日程第2 事件の訂正について（議案第76号 志布志市過疎地域自立促進計画の策定について）**

○議長（谷口松生君） 日程第2、事件の訂正についてを議題とします。事件の訂正理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） おはようございます。議案第76号の訂正について、説明申し上げます。先に御提案申し上げました志布志市過疎地域自立促進計画の策定についての訂正であります。

84ページの1行目の「平成17年度」を「平成18年度」に、93ページの1行目の「平成17年度」を「平成18年度」に訂正するものであります。

今後、このようなことがないように気を付けてまいりますので御承認下さいますよう、お願い申し上げます。

○議長（谷口松生君） お諮りします。ただいま議題となっております、事件の訂正についてを承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。

したがって、事件の訂正については承認することに決定しました。

---

**日程第3 事件の撤回について（議案第71号 志布志市環境基本条例の制定について）**

○議長（谷口松生君） 日程第3、事件の撤回についてを議題とします。事件の撤回理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 議案第71号の撤回について、説明申し上げます。

先に御提案申し上げました志布志市環境基本条例の制定につきましては、志布志市環境審議会条例を制定し、志布志市環境審議会において、本市の環境保全等についての調査研究等を行いました後に制定することとしたいため、撤回の承認を求めるとでございます。

このことにつきましては、先に提案いたしました折にも詳細に御説明を申し上げましたとおりでございますが、今回このような形で撤回の承認を求めるということとでございます。

このことにつきましては、議会の運営上、そして市民の皆様に対しても非常に御迷惑をおかけいたしましたことを陳謝申し上げたいと思います。よろしくお願ひいたします。詳細につきましては、担当部長に説明させますのでよろしくご審議下さいますようお願い申し上げます。

**○市民部長（稲付道憲君）** 補足してご説明申し上げます。ただいま、市長の方からございましたように、私ども御提案いたしました環境基本条例の内容がもう少し内容を十分検討して、そしていろいろな専門家を初め、市民各層からの御意見を反映した中での条例制定が望ましいだろうということを考えまして、今回撤回に至ったところでございます。

どうか、よろしく願い申し上げます。

**○議長（谷口松生君）** お諮りします。ただいま議題となっております、事件の撤回についてを承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（谷口松生君）** 異議なしと認めます。

したがって、事件の撤回については承認することに決定しました。

—————○—————

**○議長（谷口松生君）** お諮りします。日程第4、議案第87号、志布志市環境審議会条例の制定については、会議規則第39条第2項の規定により、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（谷口松生君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第87号は委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。

—————○—————

#### **日程第4 議案第87号 志布志市環境審議会条例の制定について**

**○議長（谷口松生君）** 日程第4、議案第87号、志布志市環境審議会条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。

**○市長（本田修一君）** 提案理由の説明を申し上げます。議案第87号、志布志市環境審議会条例の制定について、説明を申し上げます。

本案は、環境の保全を推進するため、志布志市環境審議会を設置することとし、その所掌事務、組織等に関する事項を定める必要があるため提案するものであります。よろしく御審議下さいますようお願い申し上げます。

**○市民部長（稲付道憲君）** ただいまの御提案につきまして、補足説明を申し上げます。議案第87号、志布志市環境審議会条例の制定についてでございますが、まず第1条でございますが、第1条は市の環境の保全に関する基本的事項について調査審議等を行うため、志布志市環境審議会を設置するものでございます。

第2条でございますが、第2条は組織であります。委員は15名以内で組織し、内容といたしましては学識経験者、公募により選任された者、関係行政機関の職員、その他市長が適当と認める者でございます。

さらに第3項で、必要ある時は専門委員を置くことができるという規定でございます。

第3条第1項は、委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とするもので、以下第

4項までは関連する条項を定めたものでございます。

第4条、審議会の会長、副会長の選任について規定したものでございます。

第5条は、会議について規定したものでございます。

第6条の部会の設置であります。少数の審議会委員で調査研究した方が効率が上がる場合が想定されますので、必要に応じて部会を設置しようとするものでございます。

以下の条文は、全体で8条の条文で構成をされております。

附則であります。この条例は平成18年10月1日から施行するというものでございます。

以上で、補足説明を終わります。

**○議長（谷口松生君）** これから質疑を行います。質疑はありますか。

**○14番（小野広嗣君）** 先ほど、この志布志環境基本条例の事件の撤回ということで議会の方も承認をしたわけですが、先程来、全員協議会で市長に数多くの議員の方から質疑も飛んだわけですが、こういった形になりまして、いよいよこの審議会条例が可決されますと、基本条例の策定に向けていくと、そして基本計画という流れになるんだろうと思いますが、施政方針の中で、市長自身がいわゆる先ほどの撤回されました環境基本条例をまずもって認めていただいて、その後、環境基本計画の策定をやるんだというふうに施政方針で述べられているわけですね。

この施政方針の考え方でいくと、この基本計画は本年度策定ということであったんだろうなというふうに思うんですが、そのへんどうですか。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。ただいま議員の方からありましたように、本年度このことについては策定を考えておったところでございます。

**○14番（小野広嗣君）** ということは、これが先ほど撤回ということで少し順序が逆になりまして、審議をまず立ち上げると。そして審議会の中でしっかり揉んでいくと、そういうスケジュールになっていくと、いわゆるこれまでの計画より遅れるんじゃないかという気がするわけですね。

そういった意味で言えば、審議会がこの後立ち上がって以降、本年度中にこの策定がなされる、それでもなされるというふうに思われているのか、そのへんも含めて。

いわゆる全員協議会の議論の中でですよ、この環境問題については極めて大きな問題をたくさん含んでいると、そういったことから考えた時に、市民の意見も含め、また専門の方々の意見も含めて、この策定に向けてはやって行かなくてはいけないという方向だったろうと思うんですね。

そういった方向付け、重大さを考えた時に、本年度中の策定が可能かどうか、そのへんのところはどうか。

**○市長（本田修一君）** 審議会を設置するのが10月の1日というようなことになりますので、それから委員の公募等もしなきゃならないと思います。

そういうことで、速やかに基本条例の提案を申し上げたいということでございますが、このような手続きを踏みながら十分に慎重に審議いたしまして、そして市民の御理解をいただきながら提案を申し上げるということでございますので、今年度中に間に合うかどうかということは、ちょっと今ここでは約束ができないところでございます。

**○14番（小野広嗣君）** あとですね、この環境基本計画を策定する段階で、いわゆるこの施政方針にうたったということは、市長の決意の表れであろうと思うんですね。

それが、後退したわけではありませんけれども、もう少し慎重に取り組んでいきたいということは理解するところであります。

そういった意味からすると、ここに出ております審議会の委員15人ですね、15人を組織すると。学識経験者あるいは公募いろいろあるわけですが、特に専門性の要する議論が期待されるわけですね。そういった意味で言えば、よく市長の諮問機関としてこういった協議会、審議会が設置されて、その中に各種の団体長なんかが振り分けて入れられるというケースが、これまで多々あったわけですね。

この15名ということは、本当にこの環境基本条例あるいは基本計画を策定する上でプロフェッショナルになっていかなければいけない。そういう方の意見でなければいけないということで言えば、そういったこれまでのような安易にですよ、各種団体の長を割り振るような、そういった選考というのは決してしてはならないと、このように思うんですが、どうですか。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。基本的には、専門の方はその専門分野でそれぞれの博識がございますので、そういった方をお迎えして、そして御意見を賜りたい。そして、地域の方々あるいは学経の方々につきましては、今お話しがありましたように、いろんな団体の代表という方々がいらっしゃいますので、その方々におかれましてもそれなりの博識があられる方がおられますので、そのようなことを十分頭に置いて、委員としてお願いしたいというふうに思っております。

**○議長（谷口松生君）** ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（谷口松生君）** これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（谷口松生君）** 討論なしと認めます。

これから採決します。お諮りします。議案第87号は、原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（谷口松生君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第87号は原案のとおり可決されました。



## 日程第5 議案第52号 志布志市国民保護協議会条例の制定について

**○議長（谷口松生君）** 日程第5、議案第52号、志布志市国民保護協議会条例の制定についてを議題とします。本案は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

**○総務常任委員長（立山静幸君）** ただいま議題となりました議案第52号、志布志市国民保護協議会条例の制定について、総務常任委員会における審査の概要と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、6月22日、委員全員出席のもと、関係部長、課長及び職員が出席し、審査を行ったところです。

説明といたしまして、第1条は国民保護法第40条第8項、市町村協議会の組織の各号で市町村の条例で定めることになっているに基づき、趣旨を定めているものであります。

第2条は、協議会委員を35人以内とする規定であります。

以下、第3条から第8条まで会長の職務代理、会議、幹事、部会、庶務、委任等の規定であります。

この志布志市国民保護協議会については、地方自治法第138条の4第3項に規定する市町村の附属機関である。また、志布志市の国民保護計画にあたっては、国民保護法第39条第3項により、この協議会に諮問しなければならないとされていることから、いわゆる諮問機関としての性格を有しており、市町村の防災会議と違って実施機関としての性格はないとの補足説明がありました。

質疑の主なものと、それに対する答弁について報告します。

質疑として、市長の施政方針にもありますが、志布志市国民保護協議会を設置し、武力攻撃事態等における住民の生命、身体及び財産を保護するとありますが、問題は保護計画書が上がって来た時の議論になると思うが、地下鉄サリン事件、国際的テロ等も想定しているのか。

答弁として、当然、対象となります。

質疑として、大きな協議会になると思うが、35人以内で構成するようになっているが、かなり専門の方々を委嘱されると思うが、どんな方々を想定しているのか。

答弁として、まだ予定であるが、市長、鹿児島海上保安部志布志海上保安署長、陸上自衛隊第12普通科連隊第1中隊長、県の職員4名、助役、教育長ほか部長等12名、大隅曾於地区消防組合長、消防長、指定公共機関2名、その他市内の各種団体長11名、計35名を予定している。

質疑として、非常に重要な協議会であると思う。志布志市は、国際物流拠点港湾があり、近くには鹿屋海上自衛隊、東串良町の石油備蓄等があり、極めて危険な地域であり、この条例は市民の個人の自由を制約、財産を制約されると思うが、どうなのか。

答弁として、個人の自由、財産の制約であります。あくまでも憲法の保証する国民の自由の権利が尊重されなければなりません。ただ、緊急時には市民も協力しなければならず、財産等について国が勝手に拘束するようなことはないものと考えております。

質疑として、市民に内容を十分周知させるべきと思うが。

答弁として、市民への説明会、広報等により住民の方への周知、対応等について実施したい。

以上で質疑を終了し、討論に入りましたが討論もなく、議案第52号、志布志市国民保護協議会条例の制定については、賛成多数を持って原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

**○議長（谷口松生君）** これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

**○25番（小園義行君）** 委員長の報告の中で、緊急時、そういったものについて市民の制約を受けないという当局の答弁があったということですが、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律と、その第40条の第8項でなっているわけですが、その法律の第111条、市町村長の事

前措置と、ここの条文に、いわゆる住民の財産、そういったものについてのことが書かれているわけですが、そういったものについての質疑は全くありませんでしたか。

○総務常任委員長（立山静幸君） ありませんでした。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

○25番（小園義行君） 基本的に、議案第52号、志布志市国民保護協議会条例の制定について、反対の立場で討論をしたいと思います。

今、委員長の報告にありました国際的なテロ、そういったこと等についても含まれている事案だということでもあります。基本的に、この上位法の武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律、これは国民保護、それを口実に地方自治体を有事、いわゆるそういう軍事攻撃、そういったものに対しての時に動員をしようとするものであります。

その根拠の条文は、第111条、市町村長の事前措置等、ここに市町村長は武力攻撃災害が発生する恐れがあるときは、武力攻撃災害が発生した場合において、これを拡大させる恐れがあると認められる設備、又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、武力攻撃災害の拡大を阻止するための必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置を講ずるべきことを指示することができる。

第2項で、前項の場合において都道府県知事は、武力攻撃災害の拡大を防止するための緊急の必要があると認める時は、自ら同項の規定による指示をすることができる。

こういうふうになっております。まさに、有事の際に、自治体、そしてその住民をそこに動員をすると、そういったものであります。私は台風や地震、そういったもの等は自然災害でありまして、被害を未然に防ぎ、最小限にするための限定的な対策は当然求められます。

ですが、今回のこの武力事態というのは政治的努力で回避が可能なものであります。戦争政策を第一にした、そういった政治ではなくて、憲法でも言っています、平和外交による政治によってこそ、こういった武力事態、こういうのは回避できるというふうに思います。

日本国憲法の第9条と相反する武力攻撃事態という戦争を想定した今回の条例案、これについては私は反対であります。しっかりと国民の立場に立って、そういったことが起きないような外交政策、国の政治をやるべきであります。そうした戦争政策を全面に掲げた、こうした武力攻撃事態と、こういった法案を持って、条例を持って、我が志布志市の自治体、そして住民の方々がそこに巻き込まれていく、そのことを認めるような、この条例案については基本的に反対であります。

議員の皆さん方もそれぞれ33名おられます。地域において、それぞれ年齢、職種違います。住民の皆さん方のいろんな意見聞かれて、また戦争体験を初めとしてやられてきている皆さん方も数多くおられるわけであります。ぜひ、こうした戦争をするという、そういった事態を想定したものについては、きちんと憲法上からも、この条例、ぜひ否決をしていただきたいと、私はそういう思いがしていっぱいあります。

議員の皆さん方の賛同を、よろしくお願い申し上げます。

**○議長（谷口松生君）** 次に、賛成討論の発言を求めます。ほかに討論はありませんか。

**○14番（小野広嗣君）** 今、反対討論が出ましたので、先ほど総務委員長の方から報告がございましたように、この案件は総務委員会に付託されまして、さまざまな議論を経て、そして総務委員会の総意として賛成者全員ですすね可決をした議案でございますので、しっかり討論をしてみたいと思います。

ただいまありましたけれども、武力攻撃事態法、この対処法が成立して以降ですすね、いわゆる国と地方公共団体の役割分担や措置が期待されているものでありまして、国民保護はその基本的枠組みの中で整理され、特に攻撃事態において国民の生命、身体及び財産を保護すること、また国と地方との役割分担を図り、万全の措置を講ずること。そしてまた、避難、救援に関する対応措置、そして保護にあたっては国民の基本的人権に対する、尊重に対する配慮がうたわれております。

本議案は、国のこの国民保護法の成立を受けてのものでありまして、まず基本として、この上位法に基づいて地方自治体において法整備を行うための協議会を設置するものであると、私はそのように理解しております。

国、県、市そして隣接市町との連携などを含めた調整また法整備を図ることは、大変現代の状況にかんがみて大切であると思っております。

また、戦後60年を経過して私たちは平和の尊さを知っております。また、その平和の尊さを享受してまいりました。しかし、一方では、外交努力にもかかわらず世界の各地で紛争が起こり、テロ事態が起こっております。私たちの周りでも地下鉄サリン事件を始め、さまざまな事件が起こっておりますし、アメリカの同時多発テロ、そしてまた拉致問題、テポドンによる北朝鮮の脅威、そして3年ほど前でしたか、この鹿児島県の南西沖においても不審船が現れた。それを捕縛することさえできない、こういう危険な状況が我々の周りにはございます。

いわゆる、特にテロですすね、戦争行為というよりもテロという行為は、いわゆる話し合いの余地がなかなか生み出されない、いわゆる抹殺それ自体が目的であるわけです。

そういった時代状況にかんがみて、どうやって市民を守っていけばいいのかと、そういう時代状況の中から出てきたのが、この国民保護法の考え方であろうと思います。私たちも、国もそうですが、市としてできることはなんなのかと、人としてできることはなんなのか、そういった議論をしっかりしていかなければならないと、そのようにも思っております。

平和にどっぷりとですすね、日本はこれまでつかってきたわけですが、こういった我々を取り巻く現実を直視する時に、今至っているのではないかと、そういうふうに思います。ある意味で、この上位法の保護法が戦争につながるのではなくて、平和を維持し、各国と共存共栄が図られていく、そのための方向付けにも逆の視点から見ればとらえられるのではないかと。そのために私たち地方自治体においても最小限のすすね法整備をしっかり行っていく、これが大切であろうと思います。

ある意味で、平和は向こうからやって来るものではありません。私たちが知恵を絞り出して、自ら勝ち取っていくものでもあります。そういった意味からいけば平和のシンボル、憲法第9条、この精神を根本におきながら、今回この条例案が提案されていますが、この条例案が可決され、そしてこの協議会

が設置され、その協議会の中ですね、国民は元より私たちの志布志市民に不測の事態があっても、その志布志市民を守るような国、県、市、そして隣接市町村との連携をしっかりと検討していただきながら、そういった議論が、この協議会の中で真剣に行われることを期待して賛成討論といたしたいと思えます。

**○議長（谷口松生君）** ほかに討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（谷口松生君）** これで討論を終わります。

これから採決します。採決は起立によって行います。お諮りします。議案第52号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は所管委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

**○議長（谷口松生君）** 起立多数であります。

したがって、議案第52号は所管委員長の報告のとおり可決されました。



#### **日程第6 議案第53号 志布志市安全・安心まちづくり条例の制定について**

**○議長（谷口松生君）** 日程第6、議案第53号、志布志市安全・安心まちづくり条例の制定についてを議題とします。本案は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

**○総務常任委員長（立山静幸君）** ただいま議題となりました議案第53号、志布志市安全・安心まちづくり条例の制定について、総務常任委員会における審査の概要と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、6月22日、委員全員出席のもと、関係部長、課長及び職員が出席し、審査を行ったところであります。

説明といたしまして、この15条からなる志布志市安全・安心まちづくり条例の制定については、市民が安全で安心して暮らすことができる社会の実現を目指すものであるとの補足説明がありました。

質疑の主なものと、それに対する答弁について、報告します。

質疑として、これも施政方針に出ていますが、市民の生命、身体又は財産に危害を及ぼす犯罪、交通事故及び災害を未然に防止する目的となっております。第2条第1項第1号のあとの、又は滞在する者とは観光客等のことか。

答弁として、市内に観光や仕事等で宿泊滞在されている方です。

質疑として、学校は何号に入るのか。

答弁として、第1号に入ります。

質疑として、第4条第1項第2号の防犯カメラや、第3号の有害環境の排除等の考えは。

答弁として、青少年の健全育成を阻害するような施設等については、警察行政との絡みや制約制限がありますが、厳しく監視し連携を図るとともに助言等に努めたい。

質疑として、犯罪の未然防止が目的であるが、犯罪を受けた者への支援についてはどうなのか。

答弁として、支援等については別途である。

質疑として、第10条第2項第2号の地域団体の代表者はどういう団体か。

答弁として、志布志創年団、志布志市消防団の3方面隊を予定している。

以上で、質疑を終了し、討論に入りましたが、討論もなく、議案第53号、志布志市安全・安心まちづくり条例の制定については、賛成多数を持って原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

**○議長（谷口松生君）** これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

**○25番（小園義行君）** 1点だけお願いします。この志布志市安全・安心まちづくり条例、これを策定された根拠法といいますかね、上位法、もし、そういったものが何だったのかということが論議されたんですか。

それとも、これはただ単に市長の施政方針に基づいての条例の提案というふうに理解をして良いのかですね。

3点目に、先ほどの武力事態法の関係の、そういった関係は全くないというふうに理解をして良いのか、そういった質疑がされたかどうかですね、その3点についてお願いします。

**○総務常任委員長（立山静幸君）** 3点についての質疑はありませんでした。

**○議長（谷口松生君）** ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（谷口松生君）** これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（谷口松生君）** 討論なしと認めます。

これから採決します。お諮りします。議案第53号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は所管委員長の報告のとおり決定することに、御異議ありませんか。

[「異議あり」と呼ぶ者あり]

**○議長（谷口松生君）** これから採決します。採決は起立によって行います。お諮りします。議案第53号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は所管委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

**○議長（谷口松生君）** 起立多数であります。

したがって、議案第53号は所管委員長の報告のとおり可決されました。



## 日程第7 議案第54号 志布志市蓬の郷条例の制定について

**○議長（谷口松生君）** 日程第7、議案第54号、志布志市蓬の郷条例の制定についてを議題とします。本案は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

**○総務常任委員長（立山静幸君）** ただいま議題となりました議案第54号、志布志市蓬の郷条例の制定について、総務常任委員会における審査の概要と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、6月23日、委員全員出席のもと、関係部長、課長及び職員が出席し、審査を行ったところであります。

説明といたしまして、平成15年法律第81号により地方自治法が改正され、公の施設の管理について、指定管理者制度が導入され、本市におきましても公の施設の管理につきまして、指定管理者制度を導入するため条例を制定するものであります。

志布志市蓬の郷条例を廃止し、指定管理者が行う業務等を定めた条例を制定するものであるとの補足説明がありました。

質疑の主なものと、それに対する答弁について、報告します。

質疑として、第5条、開館時間は午前6時30分から午後9時までとするを、午後10時までにはできないか。また、第6条第1項第1号の水曜日をほかの曜日に変更できないか。

答弁として、平成13年6月から8月まで、試験的に10時まで実施した経緯があります。その結果、経営改善にはならなかったため、現在に至っております。しかし収入のみでなく、住民サービスのため今後、夏場だけでも検討したい。水曜日の休館日については、調査検討させていただきたい。

質疑として、第4条第1項第4号の市長のみの権限に属する事務とはどういう事務か。

答弁として、使用料の強制徴収、不服申立の決定、施設又は設備の目的外使用許可である。

質疑として、指定管理者制度を実施するため条例を改正する県からのガイドラインは示されなかったのか。また、市として指針は定めなかったのか。

答弁として、今までは国・県があらゆるものにガイドラインを示していたが、地方分権一括法以来、準則は来ていない。したがって法の趣旨に添って提案している。また、指針についてはあらゆる検討を重ね、本市も指針を作成している。

以上で、質疑を終了し、討論に入りましたが、討論もなく、議案第54号、志布志市蓬の郷条例の制定については、賛成多数を持って原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

**○議長（谷口松生君）** これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（谷口松生君）** 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（谷口松生君）** 討論なしと認めます。

これから採決します。お諮りします。議案第54号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（谷口松生君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第54号は所管委員長の報告のとおり可決されました。



## 日程第8 議案第55号 志布志市ダグリ公園の公園施設管理条例の制定について

○議長（谷口松生君） 日程第8、議案第55号、志布志市ダグリ公園の公園施設管理条例の制定についてを議題とします。本案は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（立山静幸君） ただいま議題となりました議案第55号、志布志市ダグリ公園の公園施設管理条例の制定について、総務常任委員会における審査の概要と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、6月23日、委員全員出席のもと、関係部長、課長及び職員が出席し、審査を行ったところです。

説明といたしまして、この条例におきましても、志布志市ダグリ公園の公園施設条例を廃止し、指定管理者が行う業務等を定めた条例を制定するものでありますと補足説明がありました。

質疑の主なものと、それに対する答弁について、報告します。

質疑として、第5条関係の別表、使用料の備考2、夏季（7月20日から8月31日まで）及び年末年始（12月28日から翌年の1月3日まで）は、1,050円の割増料金を加算することになっているが、この間の宿泊状況はどうか。

答弁として、平成17年度夏季は、1,000名程度多くなっている。年末年始につきましても300名ほど多くなっている。

質疑として、客室の利用率はどうなっているのか。

答弁として、客室の利用率ではなく、宿泊者数の率で申し上げますが、宿泊者総数は106名であり、平成17年7月は64.9%、8月は80.2%であります。年末年始は、12月が51.5%、1月が50.2%であります。

質疑として、同じく備考の3、挙式及び宴会で会場を利用する場合は、会場使用料は無料とするとあるが、例えば結婚式で美容師さんの部屋はどうなるのか。

答弁として、2年前までは美容師さんの入館料として1室1室取っていたが、利用者の方々からサービスできないかとの相談があり、検討した結果、美容師さんの入館料は取っていない。

質疑として、市外の美容師さんの場合はどうなのか。

答弁として、市外の美容師さんからは使用料をいただいている。

以上で、質疑を終了し、討論に入りましたが、討論もなく、議案第55号、志布志市ダグリ公園の公園施設管理条例の制定については、賛成多数を持って原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（谷口松生君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。お諮りします。議案第55号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第55号は所管委員長の報告のとおり可決されました。



### 日程第9 議案第56号 志布志市有明開田の里公園条例の制定について

○議長（谷口松生君） 日程第9、議案第56号、志布志市有明開田の里公園条例の制定についてを議題とします。本案は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（立山静幸君） ただいま議題となりました議案第56号、志布志市有明開田の里公園条例の制定について、総務常任委員会における審査の概要と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、6月23日、委員全員出席のもと、関係部長、課長及び職員が出席し、審査を行ったところであります。

説明といたしまして、この条例の制定も志布志市有明開田の里公園条例を廃止し、指定管理者が行う業務等を定めた条例を制定するものであるとの補足説明がありました。

質疑の主なものと、それに対する答弁について報告します。

質疑として、開田の里公園は子供連れが多く利用しているが、その割には遊具が少ないが理由があるのか。

答弁として、特別に理由はないが、補助事業で実施した公園で基準に基づいた遊具しかなく、公園としての遊具はおっしゃるとおり少なく、ブランコ等はありません。

質疑として、指定管理者制度を採用しなくても良かった施設ではないか。

答弁として、今回の指定管理者制度につきましては、委託している施設につきましては直営か、指定管理者かどちらかを選ばなければならず、したがって、この公園に接している志布志市開田の村管理組合に委託している農業歴史資料館や体験館などの施設があり、今後一体化して管理する必要があるため、この公園についても指定管理者制度へ移行すべきであるのでお願いをしている。

以上で、質疑を終了し、討論に入りましたが討論もなく、議案第56号、志布志市有明開田の里公園条例の制定については、賛成多数を持って原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（谷口松生君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。お諮りします。議案第56号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第56号は所管委員長の報告のとおり可決されました。

○

#### 日程第10 議案第57号 志布志市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（谷口松生君） 日程第10、議案第57号、志布志市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（岩根賢二君） ただいま議題となりました議案第57号、志布志市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例の制定について、文教厚生常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本委員会は、6月26日に環境政策課関係の職員の出席のもと、議案を審査し、その中で、当議案につきましては、まず初めに当局から、指定管理者制度の導入により公の施設の管理形態を直営にするか、指定管理者による管理にするか、どちらかを選択することになったが、この農業集落排水処理施設については、市民が日頃利用する施設ではないことや、納付書の発送や使用料の徴収、転入転出等の事務処理があり、指定管理者制度のメリットがないということで、直営による管理を選択したこと。また、直営であっても施設の維持管理の一部は委託することにしたいとの説明がありました。

続いて質疑の主なものと、それに対する答弁を申し上げます。

質疑として、これまでの形態とどう変わるのか。また、今後の方向性をどう考えているか。

答弁として、直営となっても施設の維持管理は一部委託をするので、これまでと形態はなんら変わりはない。今後は加入率向上を図っていきたい。

以上で、質疑を終え、討論に入りましたが討論もなく採決の結果、賛成多数により、議案第57号は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（谷口松生君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。お諮りします。議案第57号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。

本案は所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第57号は所管委員長の報告のとおり可決されました。



#### 日程第11 議案第58号 志布志市伊崎田保育所条例の制定について

○議長（谷口松生君） 日程第11、議案第58号、志布志市伊崎田保育所条例の制定についてを議題とします。本案は文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（岩根賢二君） ただいま議題となりました議案第58号、志布志市伊崎田保育所条例の制定について、当委員会における審査の経過と結果を報告いたします。

本委員会は、6月27日に福祉課関係の審査を行いました。議案第58号の審査にあたって、当局から、現在、伊崎田保育所は社会福祉法人純真福祉会に経営を委託しているが、指定管理者制度を取ることにしたため、当条例を新たに制定し、平成18年9月1日より施行する。また、附則で志布志市保育所条例の中から伊崎田保育所を削るという説明がありました。

次に質疑の主なものと、それに対する答弁を申し上げます。

質疑として、公立でも民間でも扶助費はほとんど変わらないと思うが、行革の効果についてどのように認識しているか。

答弁として、自治法改正により指定管理者制度を選択したところである。人件費については、即効果があるとは考えていないが、サービス面では民間は柔軟に対応できる。また、施設等に関する費用は軽減されると考えている。

質疑として、措置の部分は指定管理者制度でも同様にできるのか。

答弁として、同様にできる。

質疑として民間の場合、職員の入れ替わりが多いと思うが、育児支援をちゃんとしているか。市として保育園に対して適切な指導をしているのか。

答弁として、保育は本来、市が行うべき事業であり、当然サービス面の向上が図られるよう指導している。今後も市が関わっていくようにしていきたい。

質疑として、民間の場合、職員に対してのサービスが向上しない面があるので、市としてのバックアップが必要ではないか。

答弁として、旧志布志町では民営後も保育所等連絡会を設けて意見交換等をしてきたので、今後も同様に連絡を取り、取り組んでいきたい。

質疑として、国の措置費は年次的に増えているのか、減っているのか。

答弁として、例えば伊崎田保育所の0歳児で比較した場合、平成11年で15万1,360円、平成18年で14万9,660円であり、年々減ってきている。

質疑として、今後のこともあるので直営と指定管理者制度、あるいは民営化した場合と行革の効果に

ついて比較の試算をすべきだと思うが、どうか。

答弁として、今後そのようなことも試算をしていきたい。

以上で、質疑を終え、討論を行いまして、討論では法改正のためとはいえ、子育てを民間に丸投げしてはならない。また、子育てを経済性で論じるべきではない。日本一の子育てのまちを目指す市として、しっかりと後付けをすべきである。民間に対する指導もできないと思うし、子育てについて守っていく姿勢が見えないので、条例制定には反対であるという反対討論がありました。

それを踏まえまして、起立採決の結果、議案第58号は、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

**○議長（谷口松生君）** これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（谷口松生君）** 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（谷口松生君）** 討論なしと認めます。

これから採決します。採決は起立によって行います。お諮りします。議案第58号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は所管委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

**○議長（谷口松生君）** 起立多数であります。

したがって、議案第58号は所管委員長の報告のとおり可決されました。



## 日程第12 議案第59号 志布志市市民センター条例の制定について

**○議長（谷口松生君）** 日程第12、議案第59号、志布志市市民センター条例の制定についてを議題とします。本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

**○文教厚生常任委員長（岩根賢二君）** ただいま議題となりました議案第59号、志布志市市民センター条例について、当委員会における審査の経過と結果について報告いたします。

議案第59号については、当局から有明地区にある旧町民センター、現在の市民センターは、現在社会福祉法人志布志市社会福祉協議会に管理等を委託しているが、指定管理者制度を取ることにしたため、新たに条例を制定し、平成18年9月1日より施行する旨の説明がありました。

説明を受けましたが、質疑・討論もなく採決の結果、議案第59号は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上で報告を終わります

**○議長（谷口松生君）** これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。お諮りします。議案第59号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第59号は所管委員長の報告のとおり可決されました。



### 日程第13 議案第60号 志布志市老人福祉センター条例の制定について

○議長（谷口松生君） 日程第13、議案第60号、志布志市老人福祉センター条例の制定についてを議題とします。本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（岩根賢二君） ただいま議題となりました議案第60号、志布志市老人福祉センター条例の制定について、当委員会での審査の経過と結果を報告いたします。

最初に、当局から松山地区にある老人福祉センターは、現在社会福祉法人志布志市社会福祉協議会に管理等を委託しているが、指定管理者制度を取ることにしたため、当条例を制定し、平成18年9月1日より施行する旨の説明がありました。

質疑の主なものと、それに対する答弁について申し上げます。

質疑として、新橋公民館と隣接し、利用形態もほとんど同じと思うが教育委員会とは協議をしたのか。

答弁として、特に教育委員会とは協議していない。現在の利用形態に変更がないように配慮していきたい。

質疑として、一体的な施設なので一連の管理ができるよう、今後教育委員会と協議すべきと思うが。

答弁として、住民が不便にならないよう、今まで通り利用できるように対応していきたい。

以上で、質疑を終え、討論に入りましたが討論もなく採決の結果、議案第60号は賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（谷口松生君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

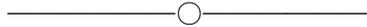
○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。お諮りします。議案第60号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第60号は所管委員長の報告のとおり可決されました。



#### 日程第14 議案第61号 志布志市老人憩の家条例の制定について

○議長（谷口松生君） 日程第14、議案第61号、志布志市老人憩の家条例の制定についてを議題とします。本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（岩根賢二君） ただいま議題となりました議案第61号、志布志市老人憩の家条例の制定について、当委員会における審査の経過と結果を報告いたします。

初めに、当局から松山地区にある老人憩の家は、現在社会福祉法人志布志市社会福祉協議会に管理等を委託しているが、指定管理者制度を取ることとしたため、当条例を新たに制定し、平成18年9月1日から施行する旨の説明がありました。

説明を受けましたが、質疑、討論もなく採決の結果、議案第61号は賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（谷口松生君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

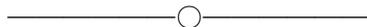
○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。お諮りします。議案第61号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第61号は所管委員長の報告のとおり可決されました。



#### 日程第15 議案第62号 志布志市健康ふれあいプラザ条例の制定について

○議長（谷口松生君） 日程第15、議案第62号、志布志市健康ふれあいプラザ条例の制定についてを議題とします。本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（岩根賢二君） ただいま議題となりました議案第62号、志布志市健康ふれあい

プラザ条例の制定について、当委員会における審査の経過と結果を報告いたします。

初めに、当局から志布志地区にある健康ふれあいプラザは、現在社会福祉法人志布志市社会福祉協議会に管理等を委託しているが、指定管理者制度を取ることとしたため、当条例を制定し、平成18年9月1日より施行する旨の説明がありました。

質疑の主なものと、それに対する答弁を申し上げます。

質疑として、入浴料の200円については協議をしたのか。

答弁として、特に協議はしていない。

質疑として、平成17年度でどれくらいの収入があったのか。

答弁として、平成17年度の収入は50万4,800円でありました。

質疑として、今後契約の面で何か考えているのか。

答弁として、今後は利用が増えるような取り組みを指導していきたい。

以上の質疑を踏まえまして、討論に入りましたが討論もなく採決の結果、賛成多数で議案第62号は可決すべきものと決定をいたしました。

以上で報告を終わります。

**○議長（谷口松生君）** これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（谷口松生君）** 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（谷口松生君）** 討論なしと認めます。

これから採決します。お諮りします。議案第62号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（谷口松生君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第62号は所管委員長の報告のとおり可決されました。



## 日程第16 議案第63号 志布志市志布志シルバーワークプラザ条例の一部を改正する条例の制定について

**○議長（谷口松生君）** 日程第16、議案第63号、志布志市志布志シルバーワークプラザ条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

**○文教厚生常任委員長（岩根賢二君）** ただいま議題となりました議案第63号、志布志市志布志シルバーワークプラザ条例の一部を改正する条例の制定について、当委員会における審査の経過と結果を報告いたします。

初めに、当局から志布志地区にあるシルバーワークプラザは既に指定管理者制度を取っているが、有

明地区にあるシルバーワークプラザは、現在有明シルバーワークプラザ条例に基づき、シルバー人材センターに管理等を委託しており、今回この有明のシルバーワークプラザも指定管理者制度を取ることとしたため、有明シルバーワークプラザ条例を廃止し、志布志市志布志シルバーワークプラザ条例の一部を改正するものであること。また、施行日を平成18年9月1日とする旨の説明がありました。

質疑の主なものと、それに対する答弁を申し上げます。

質疑として、有明が本所であり、有明の名称を残すと混同しやすいのではないかと。

答弁として、条文の有明シルバーワークプラザは建物施設の名前であり、志布志の建物と区別するためのものである。

以上で質疑を終え、討論に入りましたが討論もなく採決の結果、賛成多数で、議案第63号は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上で報告を終わります。

**○議長（谷口松生君）** これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（谷口松生君）** 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

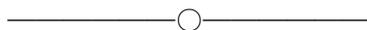
**○議長（谷口松生君）** 討論なしと認めます。

これから採決します。お諮りします。議案第63号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（谷口松生君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第63号は所管委員長の報告のとおり可決されました。



#### **日程第17 議案第64号 志布志市家畜指導センター条例の制定について**

**○議長（谷口松生君）** 日程第17、議案第64号、志布志市家畜指導センター条例の制定についてを議題とします。本案は、産業建設常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

**○産業建設常任委員長（東 宏二君）** ただいま議題となりました議案第64号、志布志市家畜指導センター条例の制定について、産業建設常任委員会における審査経過の概要とその結果について御報告申し上げます。

本委員会は6月22日、委員全員出席のもと、執行部から産業振興部長、畜産課長ほか担当職員の出席を求め、提案理由の説明を受けたところであります。

執行部の説明によりますと、公の施設の管理委託は、地方自治法の改正に伴い、平成18年9月1日までに指定管理者制度を導入しなければならないことになっております。家畜指導センターは、そお鹿児島農協とあおぞら農協に委託しておりますが、引き続き管理委託を続けるためには指定管理者が行う業

務等を定めた条例を整理する必要があるため、条例を制定するものであります。なお、新条例の制定に伴いまして現行の条例を廃止するものであります。

概略、以上のような説明があり、質疑に入りました。主な質疑といたしまして、家畜指導センター条例第5条の開場時間について、市長の承認を得て変更とあるが、届出では駄目かとの質疑に対し、指定管理者制度についての統一した方針により、このように提案したとの答弁でありました。

二つの農協があるが連携はどうかの質疑に対し、今までと同じ体制でいきたい。また、総体的な調整を行っていくとの答弁がありました。

市と管理者が双方の取り決めの中で時間などの変更は可能か、また施設は市が管理するのか質したところ、契約の中で具体的に考えたい。施設の通常の管理は農協にお願いするが、修繕等については市が行うと考えているとの答弁でありました。

地域行事に使用してきたが、今回の条例によりどのように変わるのか質したところ、これまでの運用を踏まえ、目的を害さない範囲で市民に不便がないようにしたいとの答弁でありました。

管理委託させる意義と効率性があるのかと質したところ、市の直営か委託かいずれかを選択しなければならない。現在も委託料は支払いはしないが、農協にお願いしている。自治法に基づいたことでもあるとの答弁でありました。

以上で、質疑を終結し、討論に入りましたが、討論もなく、議案第64号、志布志市家畜指導センター条例の制定については、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上で報告を終わります。

**○議長（谷口松生君）** これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（谷口松生君）** 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

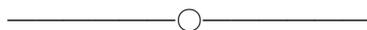
**○議長（谷口松生君）** 討論なしと認めます。

これから採決します。お諮りします。議案第64号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（谷口松生君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第64号は所管委員長の報告のとおり可決されました。



#### **日程第18 議案第65号 志布志市やっちくふるさと村条例の制定について**

**○議長（谷口松生君）** 日程第18、議案第65号、志布志市やっちくふるさと村条例の制定についてを議題とします。本案は、産業建設常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

**○産業建設常任委員長（東 宏二君）** ただいま議題となりました議案第65号、志布志市やっちくふる

さと村条例の制定について、産業建設常任委員会における審査経過の概要とその結果を御報告申し上げます。

本委員会は6月22日、委員全員出席のもと、執行部から産業振興部長、松山支所産業振興課長ほか担当職員の出席を求め、提案理由の説明を受けたところであります。

執行部の説明によりますと、公の施設の管理委託には地方自治法の改正に伴い、平成18年9月1日までに指定管理者制度を導入しなければならない。現在やちくふるさと村におきましては株式会社やちくふるさと村に管理委託をお願いしております。概略、以上のような説明があり、質疑に入りました。質疑といたしまして、やちくふるさと村は指定された業務を今後もするのか質したところ、継続して行う。管理体制についての条例制定をしたとの答弁でありました。

以上で、質疑を終結し、討論に入りましたが、討論もなく、議案第65号、志布志市やちくふるさと村条例の制定については、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

**○議長（谷口松生君）** これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（谷口松生君）** 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（谷口松生君）** 討論なしと認めます。

これから採決します。お諮りします。議案第65号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（谷口松生君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第65号は所管委員長の報告のとおり可決されました。



#### **日程第19 議案第66号 志布志市農業管理センター及び新規就農者研修施設条例の制定について**

**○議長（谷口松生君）** 日程第19、議案第66号、志布志市農業管理センター及び新規就農者研修施設条例の制定についてを議題とします。本案は、産業建設常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

**○産業建設常任委員長（東 宏二君）** ただいま議題となりました議案第66号、志布志市農業管理センター及び新規就農者研修施設条例の制定について、産業建設常任委員会における審査経過の概要とその結果について御報告申し上げます。

本委員会は6月22日、委員全員出席のもと、執行部から産業振興部長、松山支所産業振興課長ほか担当職員の出席を求め、提案理由の説明を受けたところであります。

執行部の説明によりますと、議案第66号につきましては、現在農業公社に管理委託をお願いしております。今後も引き続き管理委託を続けるために、指定管理者が行う業務等の定めを整備する必要があります。

概略、以上のような説明があり、質疑に入りました。質疑といたしまして、松山の今までの運営はどうしていたのか質したところ、管理につきましては農業公社に無料で行っているとの答弁でありました。

以上で、質疑を終結し、討論に入りましたが、討論もなく、議案第66号、志布志市農業管理センター及び新規就農者研修施設条例の制定については、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決定をしました。

以上で報告を終わります。

**○議長（谷口松生君）** これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（谷口松生君）** 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（谷口松生君）** 討論なしと認めます。

これから採決します。お諮りします。議案第66号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（谷口松生君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第66号は所管委員長の報告のとおり可決されました。



## 日程第20 議案第67号 志布志市城山総合公園及び志布志運動公園の運動施設管理条例の制定について

**○議長（谷口松生君）** 日程第20、議案第67号、志布志市城山総合公園及び志布志運動公園の運動施設管理条例の制定についてを議題とします。本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

**○文教厚生常任委員長（岩根賢二君）** ただいま議題となりました議案第67号、志布志市城山総合公園及び志布志運動公園の運動施設管理条例の制定について、文教厚生常任委員会における審査の経過と結果を報告いたします。

教育委員会関係については、6月23日に全委員出席のもと、審査を行いました。議案第67号の審査では、初めに当局からこの条例は指定管理者制度を導入するための条例であること、また使用料金については一本化をする方向で検討をしたが、旧町の施設ごとに築年度や延べ面積等が異なるため、慎重に整合性を図った上で次回に提案したい旨の説明がありました。

次に、主な質疑とそれに対する答弁を申し上げます。

質疑として、松山町の運動公園の使用料はどうなるのか。

答弁として、今回無料としたところである。

質疑として、使用料の未納があった場合はどうなるのか。

答弁として、教育委員会での行政執行処分が出てくる。

質疑として、公募による指定管理者が倒産したらどうなるのか。

答弁として、応募の段階で十分審査し、そのようなことのないようにしたいが、もしそのような事態になれば、当然法的な手続きをとることになる。

質疑として、指定管理者制度導入でどのようなメリットがあり、またデメリットがあるのか。

答弁として、メリットとしては民間の持っているノウハウを活用し、よりきめの細かいサービスが期待できる。また、利用手続等、現場処理ができるので事務量の軽減や申請から利用までの時間が短縮されることなどが考えられる。デメリットとしては、利用者の苦情やトラブルに対する対応が見えづらくなるのが考えられる。

質疑として、業者の接遇問題が懸念されるが、どう考えるか。

答弁として、指定管理者と協議しながら接遇指導をしていきたい。

以上で質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第67号は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上で報告を終わります。

**○議長（谷口松生君）** これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（谷口松生君）** 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（谷口松生君）** 討論なしと認めます。

これから採決します。お諮りします。議案第67号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（谷口松生君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第67号は所管委員長の報告のとおり可決されました。

—————○—————

**○議長（谷口松生君）** ここで昼食のため暫時休憩をいたします。午後は1時10分から再開をいたします。

—————○—————

午前11時59分 休憩

午後1時09分 再開

—————○—————

**○議長（谷口松生君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

—————○—————

**日程第21 議案第68号 コミュニティセンター志布志市文化会館条例の制定について**

**○議長（谷口松生君）** 日程第21、議案第68号、コミュニティセンター志布志市文化会館条例の制定に

ついてを議題とします。本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

**○文教厚生常任委員長（岩根賢二君）** ただいま議題となりました議案第68号、コミュニティセンター志布志市文化会館条例の制定について、当委員会における審査の経過と結果を報告いたします。

初めに、当局から、条例の第3条、第4条について指定管理者制度を導入すること、また業務の内容について説明があり、特に工事や修繕等の大規模なものは直営で行うが、日常の管理や軽微な修繕は指定管理者で賄うという説明がありました。

続いて、質疑の一部を申し上げます。

質疑として、自主文化事業は今後どうなるのか。

答弁として、形態は今までと変わらない。

以上の質疑を踏まえ、討論に入りましたが討論もなく採決の結果、議案第68号は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上で報告を終わります。

**○議長（谷口松生君）** これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（谷口松生君）** 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（谷口松生君）** 討論なしと認めます。

これから採決します。お諮りします。議案第68号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（谷口松生君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第68号は所管委員長の報告のとおり可決されました。



## 日程第22 議案第69号 志布志市青少年館条例の制定について

**○議長（谷口松生君）** 日程第22、議案第69号、志布志市青少年館条例の制定についてを議題とします。本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

**○文教厚生常任委員長（岩根賢二君）** ただいま議題となりました議案第69号、志布志市青少年館条例の制定について、当委員会における審査の経過と結果を報告いたします。

初めに当局から、この条例は指定管理者制度を導入するためのものであること。また旧条例と違う点として、使用時間が午前8時30分から午後5時であったものが、午前8時30分から午後10時になったこと。また、使用料が設定してあったものが無料となったことが挙げられるとの説明がありました。

次に、質疑の主なものと、それに対する答弁について申し上げます。

質疑として、施設は現状のまま指定管理者に管理させるのか。

答弁として、修繕については8月までに修繕の要望を出すよう通知してあるので、必要な修繕については行う。

質疑として、市の公の施設に関わる指定管理者の指定手続等に関する条例の第13条では、教育委員会が所管する公の施設に適用する場合、市長とあるのは教育委員会とするとあり、当条例の第3条に市長とあるのは教育委員会とすべきではないか。

答弁として、その点については読み替えるということで、条例上の表現はこれでよいと考えているとの答弁がありました。

質疑を終え、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、賛成多数で議案第69号は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上で報告を終わります。

**○議長（谷口松生君）** これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（谷口松生君）** 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

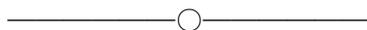
**○議長（谷口松生君）** 討論なしと認めます。

これから採決します。お諮りします。議案第69号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（谷口松生君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第69号は所管委員長の報告のとおり可決されました。



### 日程第23 議案第70号 志布志市有明農業歴史資料館条例の制定について

**○議長（谷口松生君）** 日程第23、議案第70号、志布志市有明農業歴史資料館条例の制定についてを議題とします。本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

**○文教厚生常任委員長（岩根賢二君）** ただいま議題となりました議案第70号、志布志市有明農業歴史資料館条例の制定について、当委員会における審査の経過と結果を報告いたします。

初めに当局から、当条例が指定管理者制度を導入するためのものであること、また開館時間を、資料館は午前8時30分から午後5時までとし、宿泊施設は午後1時から翌日の午前11時までとすることなどの説明がありました。

次に、質疑と答弁について申し上げます。

質疑として、現在管理は何名でやっているのか。

答弁として、開田の村管理組合の臨時職員3名と、宿泊者がある場合の宿直者が1名である。

質疑として、年間の使用料はいくらぐらいか。

答弁として、体験館で約80万円、伝習館で約6万3,000円である。

質疑として、お盆や正月に宿泊施設を利用できないのか。

答弁として、第6条で臨時に開館できるとなっているので、指定管理者と協議して対応していきたい。

質疑として、宿泊の利用料の市内と市外はどこで決めるのか。

答弁として、宿泊の申込者ではなく、実際に宿泊する人が市内か市外かで決めることになる。

以上で質疑を終わり、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、賛成多数で議案第70号は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上で報告を終わります。

**○議長（谷口松生君）** これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（谷口松生君）** 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

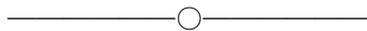
**○議長（谷口松生君）** 討論なしと認めます。

これから採決します。お諮りします。議案第70号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありますか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（谷口松生君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第70号は所管委員長の報告のとおり可決されました。



#### **日程第24 議案第72号 志布志市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について**

**○議長（谷口松生君）** 日程第24、議案第72号、志布志市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

**○文教厚生常任委員長（岩根賢二君）** ただいま議題となりました議案第72号、志布志市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、文教厚生常任委員会における審査の経過と結果を報告いたします。

初めに、市民課から今回の改正の理由の説明がありました。平成18年度の試算で、一般被保険者療養給付費が前年度比8.9%増の20億1,741万円、退職被保険者療養給付費が16.1%増の5億7,494万円となること。そして医療費推計が伸びる要因として、老人医療受給者年齢が70歳から75歳に引き上げられたこと。そのほとんどが9割負担となること。また、3歳未満の子供の自己負担割合が、従来の3割負担から2割負担になり保険者の負担が増えたこと、さらに高額医療費が直近の1年間で約2億円となっており、今後も同じ傾向が予想されることから医療費の増加が見込まれるということでありました。

また、基金については厚生労働省が示している数字よりも低い額の約1億3,301万円に積み上げをせ

ず、不足分は予備費の5,200万円で対応し、被保険者の税負担を最小限にとどめ置くこととしたとの説明でありました。

次に税務課からの説明は、保険税の必要額が11億9,115万円であり、この額を満たすために所得割税率を9.1%、資産割を37%とし、均等割を2万3,000円、平等割を2万2,000円とすること。また介護納付金の必要額が1億1,922万6,000円で、それを満たすために所得割を2.4%、資産割を3%、均等割を9,300円、平等割を5,300円とする。また、応能・応益の割合がそれによって49.60対50.40になる等の説明がありました。

次に、質疑の主なものと、それに対する答弁を申し上げます。

質疑として、改正により住民の負担はどうなるのか。

答弁として、平成17年度と比較すると1世帯当たりで松山町で4,640円、志布志町で1万5,326円、有明町で3,432円。また、一人当たりでは松山町で9,448円、志布志町で7,054円、有明町で2,844円、それぞれ負担増となる。

質疑として、基金についての配慮はなかったのか。

答弁として、厚生労働省の示した基準でいくと、1億8,500万円あまりであるが、現在の保有高の1億3,301万円に積み上げをせず、予備費の5,200万円で対応したい。

質疑として、もう少し緩やかな改正でもよかったのではないか。

答弁として、予想以上の医療費の伸びがあったため、やむを得ない状況であった。

質疑として、一般会計の繰入れは考えなかったのか。

答弁として、県の指導もあり繰入れをしなかった。

質疑として、市民に理解してもらうための方策は考えているのか。

答弁として、広報やパンフレット等分かりやすい資料を準備し、いろいろな集会等で説明して理解を得るようにしたい。

質疑として、医療費の一部負担金免除の制度も啓発すべきではないか。

答弁として、制度が活用されるよう周知していきたい。

質疑を終え、討論では次のような反対討論がありました。

基本的に、税は応能・応益の視点ばかりでなく、累進課税にすべきである。国庫負担率が34%に引き下げられ、住民の負担が大きくなっている。合併して良かったと言われるように、一般会計から繰り入れる等をして住民の負担軽減を図るべきであるが、そのような努力の跡が見られない、この改正案を認めるわけにはいかない。

以上で討論を終え、採決に入り、採決では賛成多数で、議案第72号は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上で報告を終わります。

**○議長（谷口松生君）** これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

**○9番（迫田正弘君）** ただいま、委員長の報告がございましたが、報告の中に私が考えているような質問がなかったのでお伺いいたします。

この条例改正ですね、率を改正いたしますけれども、この率ですね、いったい向こう何年これでいけるという見込みを立てた改正なのか、そのへんについて伺いはされなかったのか、お聞きをいたします。

**○文教厚生常任委員長（岩根賢二君）** 今おっしゃいましたような何年ということの議論はありませんでした。

**○議長（谷口松生君）** ほかに質疑はありませんか。

**○17番（林 勇作君）** 委員長に一言お聞きいたしますが、条例改正は条例改正で私は認めるのですが、取れるところだけ取ってという条例改正のように受け取れるわけですが、過年度未収金の金額がだいぶあると思うんですが、その計画、いわゆる未収金の徴収についての議論はなかったものか、どうなのか。一言をお願いします。

**○文教厚生常任委員長（岩根賢二君）** 徴収率という点では議論がありましたが、過年度分のということで、そういう詳しいことの質疑応答はありませんでした。

**○議長（谷口松生君）** ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（谷口松生君）** これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

**○25番（小園義行君）** 基本的に、今回の条例改正について反対という立場で討論します。今回の改正は、それぞれの旧3町のそれに比較しまして、それぞれの町の住民の方々が大変な負担増になるということが委員会の審議でも明らかになりました。

介護納付分についても全く同じであります。そういった立場からした時に、どれぐらいの負担増になるのかということだと思いますと、先ほど委員長の報告もありましたように調定額でそれぞれ松山、志布志、有明、負担増であります。

こういった状況は、本来国が医療給付費分を45%であったものを34%に現在は負担率を下げていると。ここが大きな住民の負担に関わっているというふうに感じます。そして、併せて、これまで旧志布志町でも決算の状況を見ますと、1億を超える未収そういったものが明らかになっております。

今回、税率改正で徴収率も94%ということですが、93%を下回るとペナルティを与えると。まさに国は国庫負担を引き下げながら、一方で徴収率が悪いとペナルティを与えると、これでは二重に踏んだり蹴ったりであります。大変重い税率になっている状況の中で、住民の皆さんが払えないというのは過去の滞納、そういったもので明らかであります。

そうした状況を踏まえながら、一方では先ほども報告がありましたように、応能・応益を49.6対50.4と、まさに税の負担というのは、私は累進課税であるべきだというふうに考えます。そうした立場からも応能・応益をしっかりと50対50に、国の指導の下に近づけていく、これではまさに低所得者にとっては大変なことだというふうに考えます。

それと併せて、今回、基金の状況等で国の求めている試算、過去3カ年の平均給付費の5%以上ということで、現在の基金の額が1億3,300万円、これを国の基準でいいますと1億8,500万円以上になると

いうことでありますが、私は今回合併をするにあたって、3町の住民の方々がいろんな意味での合併効果を期待したことだと思います。

そういった立場からした時に、合併をしてこんなに負担が重くなったと、これでは何のために合併したのかと言われても仕方がないではありませんか。松山町、有明町。有明町は昨年度も税率改正をしてやられております。そういった時に、今回さらにまた税率改正であります。まさに毎年、毎年引き上げをされる、これでは何のために合併したのかということになりかねません。

そこで、国が示していますこの基金の関係でいいますと、私は一般会計、そういったものから繰入れをして、少しでも今回の合併によって引き上げがされると、こういうことを軟らかいことにするために、国はこれまで過去3カ年の平均保険給付額の5%以上を積み立てることとっておりましたけれども、この規定は2001年度からは国民健康保険財政の基盤を安定強化する観点から、保険者での規模に応じて安定的且つ十分な基金を積み立てられたいこと、こういうふうになって5%以上の規定は削除されております。

厚生労働省が、2005年12月28日付けで各都道府県民生部、またいわゆる局長、そういったところに宛てた平成18年度国民健康保険の保険者等の予算編成にあたっての留意事項について、通知の中でも同様の記載となっております。

まさに、大変厳しい状況であるということを考えて時に、5%以上積み立てなさいと、これは国が取り除いております。そういった状況から考えた時に、今回の合併によって大きく2年連続引き上がる有明町、また松山町についてもそうではありますが、それぞれのところで、これまで介護保険いろんなものが住民負担として重くのしかかっております。

ぜひ、今回はそういった意味では合併して良かったと言われるように努力をする必要があったというふうに考えます。隣の曾於市は今回、そういった意味でそれなりの対応をして引き下げ、そういったものを図っております。ここ、志布志市においてはそうした合併をすることで、さらに負担がどんどん増えていく、そういった今回の国保税の条例改正であります。

私はこうした条例改正については、住民の立場からした時に、本当に合併して良かったというふうに思われたいし、まさに大変負担が増加していく。こういった条例改正については反対であります。

ぜひ、議員の皆さん方も、隣の国民健康保険に加入されている方々の声を聞いていただきたい。本当に大変厳しい状況であるというのは、皆さんが良く聞かれているというふうに思います。私はそうした立場から、しっかりと保険者として住民の負担を和らげる、そういった努力が足りない、今回のこの条例改正については認めるわけにはいかないという立場で議員の皆さん方の賛同をよろしく願いをして討論としたいと思います。

**○議長（谷口松生君）** 次に、賛成討論はありませんか。ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（谷口松生君）** これで討論を終わります。

これから採決します。採決は起立によって行います。お諮りします。議案第72号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願

います。

[賛成者起立]

○議長（谷口松生君） 起立多数であります。

したがって、議案第72号は所管委員長の報告のとおり可決されました。



#### 日程第25 議案第76号 志布志市過疎地域自立促進計画の策定について

○議長（谷口松生君） 日程第25、議案第76号、志布志市過疎地域自立促進計画の策定についてを議題とします。本案はそれぞれ所管の常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

まず、13番、立山静幸総務常任委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（立山静幸君） ただいま議題となりました議案第76号、志布志市過疎地域自立促進計画の制定についてのうち、総務常任委員会に付託になりました所管分の審査の概要と結果を御報告申し上げます。

本委員会は6月22日及び23日、委員全員出席のもと、関係部長、課長及び職員が出席し審査を行ったところであります。

質疑の主なものと、それに対する答弁について、報告します。

まず、総務部情報管理課分について申し上げます。説明といたしまして、計画書の35ページ、イ、地域情報化の推進について。ホームページの内容の充実、電子自治体の構築、情報管理基盤の整備、地域情報化の環境づくりを進めるため、41ページ（5）その他の高速インターネット環境整備事業、（10）のその他の地域情報通信基盤整備推進事業、電算システムインフラ整備事業を計画しているとの補足説明がありました。

質疑として、41ページ（5）その他の高速インターネット環境整備事業で松山町、有明町、志布志町の市街地を除く地域とはどこか説明を。

答弁として、田之浦局内で校区といたしまして森山、田之浦、潤ヶ野、四浦、八野の5校区である。

質疑として、計画では20年度までであるが、この地区の完了年度はいつまでか。

答弁として、実施の方法が3方式あり、一つは300件以上の契約が確認できますと、NTTがすべてを負担する方法、二つ目に100件から300件以内の場合は通信事業者に補助する方法、三つ目に100件以下の場合は自治体が構築して通信事業者に貸し付ける方法の3通りがある。19年度に計画、20年度に事業完了の計画である。事業種としましては、三つ目の事業を計上している。

質疑として、NTTが300件以上であればすべての事業費を実施するのであれば、早急に意識調査をすべきと思うが。

答弁として、今後説明会等を実施し、経費がかからない方法で実施したい。

質疑として41ページ（10）その他の電算システムインフラ整備事業で年次的に更新するということがあるが、量販店の製品も変わらず、アフターケアも整っている上に、安く購入できるのではないか。

答弁として、パソコンの購入につきましては、入札による購入、リースの場合であっても比較検討し

て契約してきた経緯がある。今後も保守を含め、総合的に経費のかからない購入をしていきたい計画である。

以上で、情報管理課分の質疑を終わり、次に総務部総務課分について、申し上げます。

質疑として41ページ（5）防災行政無線施設整備事業の戸別受信機の整備で、志布志町の山間部では防災無線の放送が山びこで良く聞こえない場所があるので、戸別受信機の設置はできないか。経費については自己負担してでも要望が多い。内容説明を願いたい。

答弁として、旧志布志町では全戸を目標に戸別受信機を付ける計画で、現在670個ぐらいが設置してある。内容的には、自治会長宅、消防団員宅等を優先して設置してある。予算として50個程度しか計上していないので、難聴地区を優先的に実施していきたい。

質疑として、戸別受信機を計画的に導入してきたが、今後デジタル化した場合、従来の施設は使えるのか。

答弁として、デジタル化されることになっており、現在のものは使えないので10年間のスパンの中で切り換えていく手法を取らせていただきたい。

質疑として、87ページの自治会集会施設整備事業の参考資料の17ページ、予算箇所はどこか。

答弁として、有明町原田中須自治公民館である。

質疑として、45ページの（ア）消防・防災体制の強化のうちで、常備消防と非常備消防があり、非常備消防17分団が活動している。各分団の団員の確保や高齢化が問題で、地域の防災力の低下が懸念されるとあるが、今後どう対処する考えか。

答弁として、常備消防につきましては輝北町が鹿屋市と合併したため、現在、助役を中心とする協議会ができて話し合いが進められている。今後は、人口30万人程度を目標とした広域消防行政に移行するとのことである。市の消防団員の定数は480名で、現在の団員数は455名で25名の不足である。3方面隊の幹部会等で団員の確保に努力されているとのことでありました。

以上で総務課分の質疑を終わり、次に市民部税務課分について申し上げます。

質疑として、41ページ（10）その他の土地評価システム業務について、土地の路線価については合併前にすりあわせが済んでいると思うが、さらに雑種地は調査するのか。また地籍図根点設置は旧志布志町分と説明があったが、旧松山町、旧有明町分は今度どうされる考えか。

答弁として、標準宅地195地点を依頼し、旧3町の宅地評価については、平準化した雑種地等についてはそれぞれとらえ方の違いや、現況把握が必要であり、平成21年度の評価替えに合わせて業務委託する計画である。図根点の再設置につきましては、大事な図根点でありますので、今後調査し亡失分については今後計画的に設置したい。

質疑として、路線価等整備が進めばデータの公開はするのか。また、情報一元化で他部署との連携について、制限なく閲覧できるのか。

答弁として、路線価として公開情報であるが、個人の土地等の情報は評価額等含めて非公開である。情報保護の観点から、庁内での情報共有はできない。

質疑として、家屋評価業務委託は一部委託であるが、なぜか。業者委託が浸透すれば拡大するのか。

さらに今後の取組は。

答弁として、固定資産評価基準、市独自のマニュアルにより、委託先と十分連携協議を重ねながら評価しなければならない。しかし、旧3町での協議の際も評価における慣習的なものも見受けられたため、とりあえず新築住宅約300棟のうち、100棟程度を委託による評価を計画している。将来的には委託の効果を確認しながら段階的に調査し、全棟調査については検討課題としてとらえている。

以上で、税務課分の質疑を終わり、次に企画部財務課分について申し上げます。

説明といたしまして29ページの100年の森事業、41ページ（5）のその他、本庁舎非常用電源設備整備事業を計画しているとの補足説明がありました。

質疑として100年の森事業（元気の森事業）の事業内容説明を。

答弁として、現在まで森林の整備については、さまざまな事業等が展開されてきた。森林の持つ多面的な機能を維持・管理するため、今後1世紀100年を意識しながら、3町の森林整備を進めるため、まずモデル的にボランティアやNPOの協力をいただき、植栽管理し育てて、官から民へと意識付けをしていきたい。

質疑として、単年度50万円は少ないが、計画内容は。

答弁として、景観、かん養林、保健教育面の役割を考慮し、桜、もみじ、銀杏、こぶし等の紅葉樹を植栽する。

質疑として、41ページ（5）その他本庁舎非常用電源設備整備事業の内容と財源内訳について説明を。

答弁として、本庁舎には現在非常用の電源設備がなく、台風等の災害時、災害対策本部の機能、窓口業務等の住民サービスの低下をまねかないよう必要最低限の電源を確保するため、整備する。志布志支所につきましては、非常用コンセント等の充実を図る。財源は全額、合併特例交付金を充当する。

以上で、財務課分の質疑を終わり、次に企画部港湾商工課分について、申し上げます。

説明といたしまして、27ページ（7）3項目、28ページの（8）全部、（9）志布志港湾改修事業負担金、93ページのお釈迦祭り、みなとまつり、ふるさとまつり、イルミネーション事業補助金が港湾商工課分であるとの補足説明がありました。

質疑として93ページ、みなとまつり事業補助金が減額となったが、旧松山町、旧有明町からの寄附も考慮しているのか。

答弁として、今まで2日間、海の日まで実施していたが、主な行事を1日目にするにより、多くの宿泊客が見込まれると思います。また松山、有明についても実行委員会をお願いに回っておられるということでありました。

質疑として、28ページ観光案内板設置事業で観光案内板がなく、港に来た人々が市街地が分からなく、苦情も聞いていたがどこに設置するのか。また大きさはどのぐらいなのか。

答弁として、さんふらわあ乗場駐車場付近に設置する。大きさは縦3m、横5mを計画している。

質疑として28ページ、ダグリ公園周辺整備事業について。この事業を実施する時には専門家を交えて、またゴルフ場計画の土地買収分も含めて一体的に計画すべきと考えるが。

答弁として、おっしゃるとおり専門家のご意見を聴きながら、また市民の声を聴きながら、さらに指

定管理者制度も考慮しながら計画したい。

質疑として、みなとまつりに関連して港周辺の草が繁茂し見苦しい。観光面、港周辺の利用される方々にも迷惑であり、いい気持ちはしない。早急に整備するように県に要望すべきではないか。

答弁として、港の管理は県であるので、県にみなとまつり前までに整備するようにお願いをしている。

以上で、港湾商工課分の質疑を終わり、次に企画部企画政策課分について、申し上げます。

説明といたしまして27ページ（5）立地企業調査委託料、53ページ地域新エネルギービジョン策定事業、93ページふるさとづくり委員会事業補助金、むら再生促進事業、男女共同参画推進事業を計画しているとの補足説明がありました。

質疑として、93ページ、男女共同参画について地域住民の意識調査を実施するようになっており、旧志布志町は実施済みである。整合性、アンケート調査の内容はどうか。また男性の意識改革が大事である。スケジュールはどうなっているのか。さらに職員の意識や議員のセミナーへの参加の呼び掛けも必要と思うが、どうか。

答弁として、今回市全体の計画を作成するため実施するが、旧志布志町の分につきましては整合性を取りたい。アンケート内容は策定研究会で検討する。男性の意識改革については、7月、8月、9月、月1回セミナーを計画している。広く男性にも呼び掛けたい。その他に、男性料理教室、男性子育て教室等実施している。職員につきましては、課長以上を対象にしたセミナーを実施した。議員へのセミナー参加については、強く呼び掛けていきたい。

質疑として、93ページ、ふるさとづくり委員会事業とむら再生促進事業は重複するのではないか。

答弁として、ふるさとづくり委員会事業は校区自治会の単位であり、むら再生促進事業は集落自治会及び小さな団体5人以上のグループが実施するもので、互いに補完するものである。

質疑として、53ページ地域新エネルギービジョン策定事業について、パンフレットを作成して新エネルギーの啓蒙を図った方が良いのではないか。

答弁として、概要版を作成し、啓蒙したい。

質疑として、27ページ立地企業調査委託料について、積極的に企業誘致を計画すべきと考えるが。

答弁として、企業立地懇話会等に参加し、情報交換を行っている。県、市が一体となったポータル活動を展開している。

質疑として、むら再生促進事業の1回限りの助成では効果がないのではないか。

答弁として、自主的な地域づくり活動のきっかけづくり、呼び水的な事業補助金で1回限りにしている。

以上で質疑を終了し、討論に入りましたが討論もなく、議案第76号、志布志市過疎地域自立促進計画の策定については、賛成多数を持って原案どおり可決すべきものと決定いたしました。以上で、報告を終わります。

**○議長（谷口松生君）** 次に、19番、岩根賢二文教厚生常任委員長の報告を求めます。

**○文教厚生常任委員長（岩根賢二君）** ただいま議題となっております議案第76号、志布志市過疎地域自立促進計画の策定についてのうち、文教厚生常任委員会に付託となった部分について、審査の経過と

結果を報告いたします。

当議案の審査は、6月23日から27日まで各課ごとに行いました。初日の23日に、教育委員会の審査を行うにあたり、合併直後のこれから4年間にわたる過疎計画を議論するこの場に教育長も出席すべきではないかということで急きょ連絡を取り、教育委員会関係の審査には教育長にも出席をしていただきました。

それでは審査日程にしたがい、その教育委員会の関係から申し上げます。

まず、教育総務課について申し上げます。

質疑として、校舎の耐震診断の結果次第では過疎計画の変更も出てくるのではないかと思うが。

答弁として、今回耐震診断を予算措置しているが、施設等の見直しをする検討委員会を設置し、危険性の高いものについては過疎計画をローリングしながら対応していきたい。

質疑として、大きな校舎の改築があるが、これらは補助を見込んだ年度で上げてあるのか。

答弁として、旧松山町と旧有明町は平成17年度から21年度の過疎計画、旧志布志町は振興計画の中で計画を統合し、基本的にこれに沿って国・県に要望していく。

質疑として、山間部の小規模校の現状と今後の課題をどのようにとらえているか。

答弁として、今後は学校の再編を見据えた統廃合、学校運営、学校の在り方を検討し、計画していく必要がある。

質疑として、統廃合は県の考えを踏まえたものなのか。

答弁として、統廃合については県からの指示はないところである。

質疑として、特認校制度は市全域に拡げる考えか。

答弁として、学校存続の方向で、志布志方式でやっていきたい。

質疑として、小・中学校の在り方について検討委員会を庁内において設置とあるが、庁内だけでは議論はできないのではないか。

答弁として、庁内ということは事務局を庁内に置くということであり、そのメンバーには県内、市内、各界各層の方々に入ってもらうことになる。庁内の考え方は、そのように理解をお願いしたい。また、この問題は5年ないし10年はかかるのではないかと考えている。

質疑として、外部からも委員を入れるということであれば早急に設置をしてもらいたい。

答弁として、バスの絡みもあるので、それらも踏まえて早急に対処していきたい。

質疑として、潤ヶ野小学校の体育館は19年度改築となっているが、八野小学校との統廃合を議論したのか。

答弁として、今まで議論はしていない。19年度へ送ったということは総体的な見直しであり、児童の推移を見ながら検討をしていく。

質疑として、教育委員会の議事録を見ると、委員から問題提起をしたりとか提言的なものがないが、機能をしているのか。

答弁として、最近委員からの発言もあり議論はしていると思う。学校訪問等、委員の意見を聴きながら本市の教育の在り方について議論をしていきたい。

質疑として、過疎計画の中には美術館や博物館等、情操を育てるものの施設がない。また、文化・芸術等をどのように教育をしていくのか。

答弁として、文化振興の点からは山城や町家の整備等が上っているが、美術館等の施設については今後の課題であろうと思う。文化・芸術教育については、修学旅行や集団宿泊学習等でできるだけ機会をとらえて、生の文化に触れるようにしていきたい。

次に、学校教育課について申し上げます。

質疑として、特別支援教育については専門的な指導者が必要と思うが配置できるのか。

答弁として、支援コーディネーターを学校内で選んで、その人が中心となり、個別支援や計画の準備をしていく。もちろん養護学校とも連携をしてやっていきたい。

質疑として、総合学習の課題については学校任せなのか。地域の課題にも取り組むことも必要ではないか。

答弁として、総合学習で教える内容については学校長の判断である。地域の中で育てている伝統文化の継承等、特色ある課題を見つけ、地域に根ざしたものにしていきたい。

質疑として、開かれる学校と子供の安全を守る安全防犯対策と、どちらを取ればよいのか苦慮しているのではないかと思う。通学路の危険箇所等について教育委員会としては学校への指導はどのようにしているのか。

答弁として、校長会で安全確保をお願いしている。矛盾した課題の中で、学校へは判断力を付けるよう不審者対策の訓練や安心メールの活用等、まず命を守ることを最優先に指導をしていきたい。

質疑として、何か事件が起きた時の市の対応は。

答弁として、学校から子供や保護者へ連絡し、併せて市内及び近隣市町村へ連絡し、一連の流れの中で指導をしている。

質疑として、学力を伸ばすというのは何を目標としているのか。

答弁として、年1回標準学力検査を実施して、全国と比較し、結果を基に課題を把握していく。

質疑として、先生たちが地元に住んでいないが、学校の近くに住んでもらうよう指導、要望はできないものか。

答弁として、法的にはどこに住んでもよいことになっている。せめて市内に住んでもらうよう地域の熱望を伝えるしかない。

質疑として、先生の研修がうたっていないが。

答弁として、教職員評価システムが導入されたことを機に、これを入れ込んでいきたい。

次に、学校給食センターについて申し上げます。

質疑として、給食センターは19年度に実施となっているが、具体的に話は進んでいるのか。

答弁として、合併の関係で先送りとなっているが、資料等は揃えてあり3カ町をカバーできるような施設ということで考えている。県とは平成20年4月稼働を目標に協議をしている。一番の問題は、場所の問題である。

質疑として、地域の食材を使った給食はできないのか。

答弁として、文部科学省の地域に根ざした学校給食推進事業を導入する。1年では100%効果は出ないと思うので、何年もかけて実施をしていきたい。

次に、生涯学習課について申し上げます。

質疑として、社会教育関係施設の老朽化したトイレを洋式に替える考えはないか。

答弁として、1個あたり30万円から50万円ぐらいかかると思うので、財政とも協議しながら検討をしたい。

質疑として、旧志布志町の子育て実践10箇条は新市でも引き継がれているのか。

答弁として、新市でも引き継いでいる。

質疑として、図書の購入についての考え方は。

答弁として、蔵書は15万から16万冊ある。今後も新刊図書の購入を考えている。

質疑として、いろいろな講座が計画されているが、参加できる人は良いとして、参加できない人、また参加しない人へはどのような対策を採るのか。

答弁として、参加した人たちが地域に帰って話してもらえるような還流集会的なものをやっていたければありがたいと思う。

質疑として、農村環境改善センターの傷みが激しい。すぐにでも改修する必要があると思うが。

答弁として、御指摘のように地盤沈下してきているので、財政にも前倒しできないか要望をしていきたい。

次に、文化振興課について申し上げます。

質疑として、志布志文化会館の今後の改修計画の内容は。

答弁として、平成19年度に空調関係、平成20年度はいすの改修の計画がある。

質疑として、バリアフリー化も考えて欲しい。

答弁として、今後検討していきたい。

質疑として、歴史のまちづくり事業は総体ではどれぐらいの事業になるのか。

答弁として、文化財資源の保存に留まらず、観光基盤整備という側面もあるので、これで終わりというものではない。

質疑として、まちづくりの目標として予算額も決めて取り組むべきではないか。広く市民に開放しながら、PRして理解を深めることが大事ではないか。

答弁として、基盤整備をしてまちづくりから観光振興、経済浮揚につなげていくという姿勢で、できるだけ早く効果が出るように取り組んでまいりたい。

次に、環境政策課の関連について申し上げます。

質疑として、ごみへの意識高揚が課題とあるが、行政としてどのように取り組むのか。

答弁として、依然として不法投棄がある。そのため広報等で啓発したり、おじゃったもんせクリーン作戦等で意識高揚を図っていく。

質疑として、ごみステーション設置については、要望があれば対応できるのか。

答弁として、まとまった世帯数での要望があれば対応したい。

質疑として、分別した資源ごみをいつでも排出できる場所、仮称、収集センターの設置は考えていないか。

答弁として、今回の過疎計画には入っていないが、不法投棄を防ぐためにも今後、検討をしてみたい。

質疑として、衛生自治会の加入状況はどうか。

答弁として、有明と松山は100%加入しているが、志布志では昭和30年代に病虫害の駆除のために衛生自治会が発足したという経緯があり、167のうち52の集落が未加入である。

次に、福祉課分について、申し上げます。

まず、地域包括支援センターについて申し上げます。

質疑として、設置の目的と職員の体制はどうなっているか。

答弁として、法的に設置が義務付けられているものである。介護予防を目的としており、介護に関する相談窓口となって制度の利用法や関係先を紹介していくものである。職員は保健師が3名、ケアマネージャー2名、社会福祉士1名、相談員1名の計7名である。

質疑として、志布志支所の3階という場所は利用しにくいと思うが。

答弁として、今後検討をしてみたい。

次にシルバー人材センターの関係について、申し上げます。

質疑として、シルバー人材センターの当初の目的は何だったのか。

答弁として、高齢者の能力活用や生きがいづくりである。

質疑として、請負業化しているのではないか。

答弁として、シルバー人材センターで対応できる仕事はできるだけやってもらっているのですが、このような結果になっている。年間で約2億円の収入が上がっている。

質疑として、シルバー人材センターに仕事を取られて困っている人もいると聞くが。

答弁として、今後シルバー人材センターのあるべき姿を考えていきたい。また、市としても助成の在り方や今後の団塊世代への雇用の場の検討も含め、協議していきたい。

次に、保育サービスの量的・質的拡充を図るため、残る市立保育所の民間移管への早期実現を目指すがあるが、これでは現在働いている人がかわいそうである。現状を調査しながら、次世代育成支援対策行動計画を策定すべきではないか。

答弁として、市立保育所の皆さんも特別保育等事業取り組みについて努力していただいていると思う。子育て支援を最重要課題としてとらえ、今後は指摘されたことも含め、行動計画を策定していきたい。

質疑として、高齢者の安否確認や見守り活動については独居老人や老々世帯が増えているので、もっときめ細かい活動が求められていると思うが。

答弁として、現在社会福祉協議会が中心となり、民生委員等と連携を取りながらやっているが、今後は全国での取組の事例等も参考にしながら対応していきたい。

次に、保健課分について申し上げます。

質疑として、保健事業関係の補助はどうなっているか。

答弁として、保健福祉センター整備と母子保健事業は単独である。老人保健事業は、20年度までは国・県の補助がある。予防接種健康被害給付事業には国・県の補助があるが、予防接種そのものは単独である。

質疑として、保健福祉センター整備事業の内容は。

答弁として、旧有明町時代より構想があったもので、松山にはふれあいセンター、志布志には健康プラザがあり、有明にも整備しようとするものである。具体的な内容についてはこれからだが、地域の拠点とするのか、市全体の拠点とするのか、今後検討をしていきたい。

質疑として、救急医療体制が地理的条件によって格差があるが、協議はしなかったのか。

答弁として、過疎計画の中では協議はしなかったが、今後の検討課題としたい。

質疑として、障害者支援については過疎計画に載っていないが今後はどうするのか。

答弁として、今後対応していきたい。

以上で質疑を終え、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第76号のうち当委員会に付託となった部分については、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上で報告を終わります。

**○議長（谷口松生君）** 次に23番、東宏二産業建設常任委員長の報告を求めます。

**○産業建設常任委員長（東 宏二君）** ただいま議題となりました議案第76号、志布志市過疎地域自立促進計画の策定について、産業建設常任委員会における審査の経過の概要と、その結果について御報告申し上げます。

本委員会は、6月22日から26日に委員全員が出席のもと、執行部から産業振興部長、建設部長、担当課長ほか担当係長の出席を求め、提案理由の説明を受けたところであります。

農政課分の説明によりますと、農業は本市の重要な基幹産業の一つであり、農家経営の安定なくして本市の発展はない。そのためには活力ある農村社会の建設に向け、恵まれた自然条件を十分に生かした産業基盤を整備し、消費動向を的確にとらえ、それぞれの地域の特性を生かした農業の振興を図るために、具体的な事業を進めていくとの説明がありました。概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、米需給調整円滑化事業の内容として、どのような事業か質したところ、産地づくり事業と一体的に推進している米の生産目標数量に関する事務事業である。具体的には、農家に対する生産目標数量の割当て、水稻生産実施計画、米の生産調整状況の確認等の事務である。

水稻について、平成19年度に団地化することだが、今後水稻を拡げるのか質したところ、以前は転作を進めていたが現状では余裕があるので、米を作りたい方については認めている。

転作を進めて牛の増頭をしてきたが、畜産農家との関係が悪化するのでは。増頭農家は困るのでは質したところ、転作ではなく産地づくりであり、畜産がよければ畜産を推進する。国はいろんな産地化を求めている。ポジティブリスト制度が施行され、団地づくりが求められている。そうしないとポジティブリスト制度に対応できない。

低コスト茶産地育成事業だけでなく、いろいろな作物について対応すべきではと質したところ、他の

作物についても必要があれば検討していくとの答弁でありました。

以上のような質疑がなされ、質疑を終結いたしました。

次に林務水産課分の説明によりますと、林務関係では森林組合と連携し、作業路や集材路等の整備、除間伐の推進など緑化の推進を図って、森林の持つ様々な多面的機能の充実を図る。

水産業については、放流事業の継続的实施、漁村育成交付金による夏井漁港の整備、周辺環境整備を図るとの説明でありました。概略、以上のような説明受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、ハモ加工施設の用地についてはどのような状況か質したところ、港湾施設内と考えていたが、港湾事務所の許可が取れず、県に相談中である。

県単林業の舗装に1,500mとあるが、と質したところ、鎌石・柳井谷線で今年度完了となりますとの答弁でありました。

以上のような質疑がなされ、質疑を終結いたしました。

次に、畜産課分の説明によりますと、畜産経営は小規模経営や複合経営が多く、また農業後継者不足と農業従事者の高齢化等の問題を抱えており、肉用牛の繁殖農家の育成、酪農農家の育成、養豚農家の育成に努める。また防疫対策については、疾病防止の徹底を図り、「健康・安全・安心な食のまちづくり」を目指し、地産地消の推進をすとの説明でありました。概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。主な質疑といたしまして、市内の家畜排せつ物法の対象農家の整備状況について、質したところ、ほぼ整備されているが簡易対応の農家がある。

簡易対応とはの質疑に対し、地下浸透しないように地面にビニールを敷き、堆肥を置き、上から被覆する方法である。

志布志地域の水源地近くの養豚場と市街地近くの養豚場の現状を質したところ、水源地近くの豚舎は構造に問題があり、苦情があったが先月改修を終了した。市街地の養豚場はのこくず豚舎へ改造し、一部簡易対応であるとの答弁でありました。

以上のような質疑がなされ、質疑を終結いたしました。

次に、耕地課分の説明によりますと、これまで農業用水路や暗きょ排水、土層改良等が整備されたが、さらに農業用排水路等の整備を推進していくとの説明でありました。概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。主な質疑といたしまして、県単過疎基幹農道整備事業は採択になったのか質したところ、本年度採択になり、測量設計計画業務委託の入札が済んだところです。

農業、農村の近代化が進むにつれ、農道整備が困難になっていないか質したところ、県単、市単23本計画にあげているが、要望の事業の整備をしていくとの答弁でありました。

以上のような質疑がなされ、質疑を終結いたしました。

次に、都市計画課分の説明によりますと、都市計画、住宅、公共下水道、都市下水路、特殊地下壕対策事業、がけ地近接等危険住宅移転事業を計画にあげているとの説明がありました。

また、管理課分の説明によりますと、市営住宅家賃滞納整理の中で、法的処分も考えているとの説明がありました。概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。主な質疑といたしまして、住宅のマスタープランについて質したところ、平成18年度においてマスタープラン・ストック計画をし、平成

19年度以降に建設事業に入っていく。若浜住宅等の新築移転に伴う家賃対策を検討しているか、住宅の建て替えに置いてはスライド家賃制度があり、当初の家賃から数年かけて上げていく。

市営住宅の3町合わせた未納額はどのぐらいか、その対策を質したところ、平成17年度分が559万7,200円、過年度分が956万5,160円、合わせて1,500万円程度である。今後は法的手段も考える。

県道志布志・福山線の伊弉田本村地区の歩道設置進捗状況を質したところ、単価の面でなかなか折り合いがつかないとの答弁がありました。

以上のような質疑がなされ、質疑を終結いたしました。

次に、土木課分の説明によりますと、交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進として、国道の歩道整備、県道の改良、市道の整備、九州自動車道の早期完成、地域高規格道路の早期完成を推進するとの説明がありました。概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。主な質疑といたしまして、県道の改良率は平成21年度までどのぐらいになるのか質したところ、事業負担金の関係で過疎計画にも掲載し、4年間で年次的に実施されるよう要望しているが、場所によっては家屋の移転等や予算の付き方によって変化するので確認はできていない。

日南・志布志線、今別府・串間線ともに幅員が狭い。大型車が進入する道路も少ない。潤ヶ野、八野方面は畜産基地もあり、肥料を積載した大型車が通行するので総体的な計画をして欲しいがその見通しを質したところ、通行に障害のある場所などを調査し、優先的に整備してもらうよう要望したい。

田尾橋整備の見通しは、と質したところ、交通量は減っているが橋の改修は必要であると考えているとの答弁でありました。

次に水道局分の説明によりますと、上水道等の施設の老朽化に伴う施設の更新、新水源の確保、集中総合管理システムの導入、さらには将来に向けた安全な水を安定供給するため、関係機関等との連携を図りながら水道水源、保全対策に努めるとの説明がありました。概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。主な質疑といたしまして、久木迫水源地のマスタープランについて、質したところ、東部地区の人口状況や水需要の状況などの変化を見ながら実施を考えたい。

新水源地を確保すべき箇所がほかにあるのか質したところ、上水道事業区域の森山水源地付近を昨年度より調査を行っており、本年度、試験掘ボーリングや県補助によるボーリング等も予定しているとの答弁がありました。

以上で、質疑を終了し、討論に入りましたが討論もなく、議案第76号、志布志市過疎地域自立促進計画の策定については、産業建設常任委員会に付託された分に対しては、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

**○議長（谷口松生君）** これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（谷口松生君）** 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。お諮りします。議案第76号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第76号は所管委員長の報告のとおり可決されました。

—————○—————

○議長（谷口松生君） ここで10分間休憩いたします。

—————○—————

午後 2 時26分 休憩

午後 2 時36分 再開

—————○—————

○議長（谷口松生君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

—————○—————

#### 日程第26 議案第77号 土地改良事業の施行について

○議長（谷口松生君） 日程第26、議案第77号、土地改良事業の施行についてを議題とします。本案は、産業建設常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○産業建設常任委員長（東 宏二君） ただいま議題となりました議案第77号、土地改良事業の施行について、産業建設常任委員会における審査経過の概要と、その結果について御報告申し上げます。

本委員会は、6月22日、委員全員出席のもと、執行部から産業振興部長、耕地課長ほか担当職員の出席を求め、提案理由の説明を受けたところであります。

執行部の説明によりますと、曾於東部地区基幹水利施設事業、対象施設は中岳ダム、石之脇調整池、高岡頭首工等の施設管理を市で管理してもらうため、曾於東部地区の管理移管の申請がありました。基幹水利施設は大規模な施設のため、土地改良区での維持管理は無理があり、国と土地改良区が管理の委託契約をし、国と市が委託契約をし、さらに市が土地改良区と再度委託契約をして、市と土地改良区が一体となって管理するものであります。概略、以上のような説明があり、質疑に入りましたが質疑もなく、討論に入りましたが討論もなく、議案第77号、土地改良事業の施行については、賛成多数をもって可決すべきものと決定しました。以上で報告を終わります。

○議長（谷口松生君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

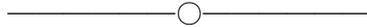
○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。お諮りします。議案第77号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第77号は所管委員長の報告のとおり可決されました。



## 日程第27 議案第51号 志布志市報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（谷口松生君） 日程第27、議案第51号、志布志市報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。本案は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（立山静幸君） ただいま議題となりました議案第51号、志布志市報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、総務常任委員会における審査の概要と結果について御報告申し上げます。

本委員会は6月22日、委員全員出席のもと、関係部長、課長及び職員が出席し、審査を行ったところであります。説明といたしまして、行政改革推進委員会会長を月額1万5,000円に、行財政改革推進委員会委員を月額5,350円に、国民保護協議会委員、専門委員及び幹事を月額5,350円に、安全・安心まちづくり推進協議会委員を月額5,350円に、環境審議会委員（学識経験者のうちから選任された委員に限る）を月額1万5,000円に、環境審議会委員（前項に掲げる委員を除く）及び専門委員月額5,300円に改正するものであるとの補足説明がありました。

主な質疑と答弁について、御報告いたします。

質疑として、鹿大の教授が鹿児島市から来られるわけだが旅費はどうなるのか。

答弁として、実費を支給する。

質疑として、新市に置いて報酬等の支払基準表は定められていなかったのか。

答弁として、新市におきましても予算編成上、基準表を定めている。したがって、その基準表にしたがって1万5,000円に改正するものである。

質疑として、大学の教授は会長になるとはわからないのではないかと。会長の条件が必要ではないか。

答弁として、専門的な学識経験者ということで、今後とも鹿大の教授を会長にお願いしていきたい。

以上で質疑を終了し、討論に入りましたが討論もなく、議案第51号、志布志市報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、賛成多数を持って原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○総務常任委員長（立山静幸君） ただいまの環境審議会委員の専門委員のところで「月額5,300円」と申し上げましたが、「5,350円」でございます。訂正方をよろしく願います。

○議長（谷口松生君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。お諮りします。議案第51号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第51号は所管委員長の報告のとおり可決されました。



### 日程第28 議案第83号 平成18年度志布志市一般会計補正予算（第1号）

○議長（谷口松生君） 日程第28、議案第83号、平成18年度志布志市一般会計補正予算（第1号）を議題とします。本案は、それぞれ所管の常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

13番、立山静幸総務常任委員長。

○総務常任委員長（立山静幸君） ただいま議題となりました議案第83号、平成18年度志布志市一般会計補正予算（第1号）のうち、総務常任委員会に付託となりました所管分の審査の概要と結果を報告いたします。

本委員会は6月22日及び23日、委員全員出席のもと、関係部長、課長及び職員が出席し、審査を行ったところであります。

質疑の主なものと、それに対する答弁について報告します。

まず、総務部行政改革推進課分について、申し上げます。説明としまして、31ページ、目1、節1、報酬11万2,000円のうち5万8,000円、節8、報償費37万4,000円のうち3万1,000円計上している。報酬5万8,000円は行財政改革推進委員会会長の日額を1万5,000円に引き上げた差額分である。報償費の3万1,000円は、指定管理者制度の選定委員会の委員2名で日額5,100円、2名分の3回分を計上しているとの補足説明がありました。

質疑として5月25日、第1回の行財政改革推進委員会が開催されております。ホームページで見ましたが、広報等で市民に知らすべきではないかと思うが。

答弁として、広報7月号で名簿内容等についてお知らせすることになっている。

質疑として、継続的に公表していく考えはないのか。

答弁として、そのように考えている。

質疑として、謝礼金は選定委員の2名分か。

答弁として、日額5,100円の2名分の3回分、3万1,000円を計上している。

以上で、行政改革推進課分の質疑を終わり、次に総務部情報管理課分について申し上げます。説明と

いたしまして、33ページ、目6、節9、旅費の30万円ではありますが、研修予定地は北海道岩見沢市、ここは岩見沢市自治体ネットワークセンターを研修。旭川市は旭川市保険医療情報センターを研修。

岩見沢市自治体ネットワークセンターは、行政、教育、文化等の施設に光ファイバー網や無線アクセスなどブロードバンド環境を整備している。また、衛星系通信と地上通信網を組み合わせた双方向遠隔システムの開発等を行っている。

旭川市の旭川保険医療情報センターは診療情報システム、救急医療システム、健康マップシステム、病院管理システム、保険医療システム等の整備を図り、市民の生命と健康を守り、安全な暮らしの確立を目指したまちづくりがなされている。

37ページ、目1、節11、需用費17万5,000円は、統計しぶしの印刷代であるとの補足説明がありました。

質疑として、33ページ、目6、情報管理費、節9旅費30万円について、説明願いたい。

答弁として、説明申し上げましたとおり、北海道の岩見沢市と旭川市を4名の課長が研修する旅費である。市長の旅費は別である。

質疑として、4名の課長は電算に関わりのある課長か。

答弁として、財政、保健、福祉、情報管理課の各課長である。

質疑として、研修日時予定はいつか。

答弁として、早い時期、7月か8月に研修したい。

質疑として、37ページ、目1、統計調査総務費節11、需用費17万5,000円の印刷製本費について説明願いたい。

答弁として、統計しぶしを500冊印刷し、関係自治体、学校関係、市内の公共施設へ配布する計画である。

質疑として、作成の時期、配布時期は。

答弁として、昨年実施された国勢調査の結果が10月に確定の見込みである。12月末には配布までできるようにしたい。

以上で、情報管理課分の質疑を終わり、次に総務部総務課分について申し上げます。

説明といたしまして、31ページ、目1、一般管理費で平成19年1月28日、志布志市誕生記念式典を実施する予算を745万円計上しているとの補足説明がありました。

質疑として、31ページ、目1、一般管理費、節8報償費で記念品、賞品代として105万円計上してあるが、出席対象者、どのような記念品等を考えているのか。

答弁として、招待者への記念品、市の歌の採用者への賞品を考えている。今後、実行委員会で十分協議し、特に文化センターを使用するため、招待者については十分検討したい。

質疑として、節13、委託料500万円の説明を。

答弁として、委託料500万円のうち350万円が綾小路きみまろさんの講演料、150万円が式全体の設営委託料である。

質疑として、60ページ、目3、消防施設費、節18備品購入費1,014万6,000円のうち、ポンプ車1台分

339万2,000円が計上してあるが、各消防団では古いポンプ車があると思うが、まとめて購入すると安く購入できるのではないか。

答弁として、現在全体で42台保有している。昭和50年代後半から平成8年度までのものである。各分団の実情を聞き、本年度は2台購入する予定で、1台は石油備蓄交付金で購入する予定である。

質疑として、60ページ、目2、非常備消防費、節19負担金補助及び交付金428万6,000円の説明と、退職者は何名いたのか。

答弁として、3方面隊合わせて30名の退職者がいました。松山町の4名につきましては消防後援会から支出、有明町の15名分の不足280万円、志布志町11名不足分148万5,280円をお願いをしている。

質疑として、防火水槽が計画してあるが、今後畑かんの水が来たら畑かんの水は利用できないのか。

答弁として、協議しているが現在は使用できない。全部、一部通水になってから国・県と協議し使用できるように努力したい。

以上で総務課分の質疑を終わり、次に選挙管理委員会分について申し上げます。

説明といたしまして、36ページ、目1、節2、節3、節4の減額につきましては、4月1日の異動によりまして書記2名分の減に伴うものであるとの補足説明がありました。質疑に入りましたが、質疑はありませんでした。

次に、市民部税務課分について申し上げます。説明といたしまして、8ページ、第2表、債務負担行為補正で、志布志市土地評価業務委託、平成19年度から平成20年度まで、限度額は7,330万円お願いしている。34ページ、目2、節18、1,290万円につきましては、当初予算で国保会計でリース料として計上していたが、合併特例交付金対象事業ということで予算計上をしているところであるとの補足説明がありました。

質疑として、34ページ、目2、賦課徴収費、節18備品購入費で滞納整理システムとして導入されるが効果、期待について伺いたい。

答弁として、滞納者に関する情報の一元化が図られることから、あらゆる情報を共有できる。本所・支所を問わず効果的に対応できる。私どもは納税しやすい環境整備に努め、税に対する理解を深めてもらうことが一番大事であります。今後、気持ちよく納税していただくよう努力したい。

質疑として、同一の税目で何枚もの納税通知書や納付書が配布されるが、一つに同封するなどの手ではできないのか。

答弁として、合併直後で旧3町の発送手法が異なっている部分があり、一元化に苦慮している。またプライバシーの問題もあり、今後検討を重ね、経費の節減に持っていきたい。

以上で、税務課分の質疑を終わり、議会事務局分について申し上げます。説明といたしまして、30ページ、目1、節2、節3、節4のそれぞれの減額につきましては、4月1日の異動によりまして1名減になったための減額であるとの補足説明がありました。質疑に入りましたが、質疑はありませんでした。

次に、監査委員会分について申し上げます。説明といたしまして、38ページ、目1、節3、職員手当等の13万円につきましては、扶養手当、高校生までの分6万円、児童手当6年生までの分7万円でありますとの補足説明がありました。質疑に入りましたが、質疑はありませんでした。

次に、企画部財務課分について申し上げます。説明といたしまして、29ページ、1市債について、今回の補正予算による各課の事業に伴う市債として9億8,870万円計上しているとの補足説明がありました。

質疑として、市債9億8,870万円のうち地方交付税として措置されるのは全体額の何パーセントか。

答弁として、償還金額の約70.4%が基準財政需要額に積算される。

質疑として、市役所案内板の設置場所と旧町時代の看板が見受けられるが、その対応は。

答弁として、県道からの市役所入り口2箇所を計画している。旧町時代の看板については、関係課と調査し、協議しながら対応する。

以上で、財務課分の質疑を終わり、次に企画部港湾商工課分について申し上げます。

質疑として、51ページ、目3、観光費、節7、節14、節16のそれぞれの予算額は種田山頭火の句碑の建立費であるが、2年前から建立しているが当初の計画に基づいて今回も建立する考えか。

答弁として、当初計画に基づき、引き続き今年度も建立するためお願いをしている。

質疑として、ダグリ、駅前のもは台座、上部とも批判が多い。市民の声、議員等の声も聞いて建立すべきと思うが。また、今年度の場所はどこか。

答弁として、台座を含め見場が悪いとの声があり、17年度は宝満寺入口に台座を含めて自然石で建立した。今年度も自然石を使用したいと思っている。場所については、まだ未定である。

質疑として、アピア前の市営駐車場の舗装も計画してあるが、市営駐車場の有料化は考えていないか。低料金でも有料にすべきと思うが。

答弁として、市営駐車場につきましては、有料化について市長とも協議し、また駐車場付近の銀座街の人たちや商店街の人たちとも協議を重ねているところである。いろいろと利害関係もありますが、安い料金で観光協会等の収入源として、今後実施の方向で検討したい。

質疑として、51ページ、目2、節19、商工振興対策事業補助金について、商工会の活動の仕方についてチェックする必要があると思うが。

答弁として、この件につきましては商工会に実績報告書を求め、それに基づきましてチェックいたしたい。

以上で、港湾商工課分の質疑を終わり、次に企画政策課分について申し上げます。説明といたしまして、32ページ、目4、企画費で地域新エネルギービジョン策定等事業を事業費として829万6,000円計上している。また、33ページ、目7、自治振興費、節19で、1億713万1,000円計上している、との補足説明がありました。

質疑として、32ページの地域新エネルギービジョン策定等事業の予算は、歳入歳出とも815万3,000円か。

答弁として、歳入は815万3,000円であるが、歳出につきましては一般財源を14万3,000円上積みしまして829万6,000円計上しているとの説明がありました。

質疑として、33ページ、目7、自治振興費の節19の中でむら再生促進事業501万6,000円について、集落や小グループに支援し小さな単位の地域づくりが活発になることで大きな区域の活動の活性化を促

すとあるが、1件10万円で1回限りでは果たして効果があるのか。息の長い事業を継続することで目的が達成できると思うが、どうか。

答弁として、むら再生促進事業補助金につきましては1回限りであります。おっしゃるとおり息の長い地域づくりであります。少しの援助があればむらづくりができるという呼び水の効果で、「共生」、「協働」の推進につなげたいという考えである。

以上で質疑を終了し、討論に入りましたが討論もなく、議案第83号、平成18年度志布志市一般会計補正予算（第1号）のうち、総務常任委員会に付託となりました所管分については、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

**○議長（谷口松生君）** 次に19番、岩根賢二文教厚生常任委員長。

**○文教厚生常任委員長（岩根賢二君）** ただいま議題となっております議案第83号、平成18年度志布志市一般会計補正予算（第1号）のうち、文教厚生常任委員会に付託となった部分について審査の経過と結果を報告いたします。

当委員会では、審査に先立ちまして6月22日に、全委員出席のもと、当補正予算の審査に資するため山宮神社の大クスを始め、志布志運動公園、志布志文化会館、ハローワーク跡地、関係各小中学校、尾野見地区公民館などに出向き、現地調査を行いました。

各箇所教育委員会を始め、関係者から説明を受け、その上で6月23日から27日まで補正予算の審査を行いました。

それでは審査の日程にしたがって、主な質疑とそれに対する答弁を申し上げます。なお、初めに申し上げます教育委員会の審査には教育長にも出席をしていただいております。

それでは、まず教育総務課関係から申し上げます。

質疑として、中学校校舎・屋体改修事業の財源のその他とは何か。

答弁として、施設整備基金の取り崩しである。

質疑として、この基金は給食センター関係の基金ではなかったのか。

答弁として、財源については財務課の方で充当しており、特例債や過疎債等総体の中で調整した上で充てられたものと認識している。

質疑として、小学校の遊具が1年も2年も使用禁止状態にあるのは問題ではないか。

答弁として、今後は校長会等を通じて現状を早く把握して、早めに手を打つように心掛けていきたい。

質疑として、学校から要望のあったものは全部上がってきているのか。

答弁として、大きなものについては上げてある。軽微なものは修繕で対応していきたい。

次に、学校教育課分では質疑として、コンピュータの導入は学力の見地から具体的な成果が出ているのか。

答弁として、特に学力が上がったということはないが、松山町の状況を見ると、どの先生も、どの教室でもパソコンを積極的に使える環境ができており、子供たちに興味、関心が出てきて、学力向上の傾向があるため、全市に取り入れていきたいと考えている。

次に、給食センター関係を申し上げます。

質疑として、地域に根ざした学校給食推進事業の運営委員会の構成メンバーはどのような構成か。

答弁として、教育委員会を始め大隅農林事務所、農業改良普及センター、PTA代表、あおぞら農協、大野原有機農業研究会、志布志地場産品消費拡大推進会議、志布志漁協、教育事務所、学校代表、栄養職員等である。

質疑として、特産品活用学校給食補助で記載してある6品目以外に、千皿は対象にならなかったのか。

答弁として、話はあったが鮮度のことや食材にするまでの手間がかかることもあり、採用には至らなかった。

次に、生涯学習課分について申し上げます。

質疑として、地域教育力再生プランの内容はどのようなものか。

答弁として、旧有明町で実施していた事業で、下校時間の早い子供たちを放課後に学校の図書室を利用して交流を図る事業である。それぞれの学校に、学校司書の経験を持った方がおり指導をしている。

質疑として、おにぎり大作戦は米の消費拡大の関係で農政と連携を取ったらどうか。

答弁として、今後農政とタイアップして進めていきたい。

質疑として、志布志陸上競技場の整備はいつから始めるのか。

答弁として、8月半ば過ぎから始めて、来年の3月末までは使用不可とする予定である。既に予約がしてある分については他の施設の利用をお願いすることになる。

質疑として、ハローワーク跡地の取得はいつになるのか。また、志布志地区公民館の分室になる予定であるという表示をしたらどうか。

答弁として、部屋の中の備品が片づき次第早急に取得をしたい。案内については、市の広報紙等でお知らせをしていきたい。

次に、文化振興課分について申し上げます。

質疑として、志布志城跡史跡公園の工事請負の内容はどのようなものか。

答弁として、主に道路の補修等である。

質疑として、来年度も同程度の予算が必要なのか。

答弁として、来年からは若干減額になると思う。

質疑として、10年間の計画であれば数字を示すべきと思うが。

答弁として、総体の事業費を提示するようにしたい。

質疑として、松山の歴史民俗資料館のアスベスト撤去の処分先は決まっているのか。また費用はこれで十分か。

答弁として、処分先は決まっていないが、経費としては計上がしてある。

質疑として、大クスの補助事業は今回で終了するのか。

答弁として、一応今回で終わり、あとは経過を見ていくことになる。

次に、市民部の環境政策課について申し上げます。環境政策課の審査にあたっては、歳入でバイオマス構想策定に伴う環づくり交付金として、衛生費国庫補助金が260万円ある。その関連で、歳出の目4、

環境衛生費の、節8報償費、節9旅費、節13委託料等が計上をされている。また、その委託料615万5,000円のうち115万円は市営墓地の植木伐採や枝打ちの委託料である。また、一部事務組合の負担金は、3町合併があったことや国勢調査が昨年10月に行われたことなどから、今回数字が確定したことにより補正をするところであるという説明がありました。

市民課では、当局から歳入で民生費県負担金として保険基盤安定制度県負担金が1,814万9,000円増額補正。老人保健特別会計繰入金で1億5,768万6,000円増額補正をしてあると。歳出面では戸籍住民基本台帳費で、職員の退職と定期異動による減と志布志支所の臨時職員の賃金を計上してある。

民生費の社会福祉総務費の中で、人権啓発関係で需用費や補助金を計上しているという追加説明がありました。

次に福祉部福祉課関係では、まず社会福祉費の中では障害認定に関する経費、精神障害者福祉促進の会議や身体障害者協議会、手をつなぐ育成会等の運営補助金、また老人福祉費で敬老祝金や老人クラブ等の運営費補助、福祉関連事業の補助金、高齢者等住宅改造推進事業補助金等を計上している。

児童措置費で、児童手当が小学校6年生まで拡充された分の扶助費、また母子生活支援施設費で南風寮のガス管修繕料等が計上されているという追加説明がありました。

福祉関係の質疑の主なものは、次のとおりであります。

質疑として、校区自治会敬老行事補助金は、要綱があるのか。校区全体での行事は難しいのではないのか。

答弁として、これは旧松山町で実施していたものだが、要綱は特別はない。校区で企画して各地区で実施してもらっても良いということになっている。

質疑として、南風寮のガス管の修繕は既定予算の中ではできなかったのか。

答弁として、埋設部分のガス漏れであり、業者に協力をもらい、6月補正で間に合うということだったので補正を使って実施することにした。

質疑として、このような急を要する支出の場合の対応はどうあるべきと考えるか。

答弁として、財政や監査の考え方もあるので全体的に統一をしていきたいと思う。

最後に、保健課分について申し上げます。歳出では、保健衛生総務費で食生活改善推進連絡協議会への運営補助金が41万3,000円、介護予防支援事業として地域包括支援センターの公用車購入と介護予防プラン作成の居宅介護支援事業者への委託に関する965万5,000円を補正するものであるとの説明がありました。

質疑では、購入予定の車は高額なものか。

答弁として、なるべく安いものかと考えている。軽乗用車で経費まで含めて1台当たり100万円のを3台と考えている。

以上で質疑を終え、討論を行いました。討論はありませんでした。採決の結果、議案第83号のうち文教厚生常任委員会に付託になりました部分については、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上で、報告を終わります。

○議長（谷口松生君） 23番、東宏二産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（東 宏二君） ただいま議題となりました議案第83号、平成18年度志布志市一般会計補正予算（第1号）について、産業建設常任委員会における審査経過の概要とその結果について御報告申し上げます。

本委員会は、6月22日から26日に委員全員出席のもと、執行部から産業振興部長、建設部長、担当課長ほか担当係長の出席を求め、提案理由の説明を受けたところであります。

農政課分の説明によりますと、農業振興費の修繕料、農村婦人の家や、農村センターの屋根及び照明等に掛かる費用である。備品購入費は軽ワゴン車の購入を予定している。負担金補助及び交付金のその他の団体負担金につきましては、農業公社統合準備負担金である。

施設整備事業補助金は、活動火山周辺地域防災営農対策事業の生産農家の経営安定を図るための補助金である。概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。主な質疑といたしまして、低コスト茶産地育成事業について、どのような事業か質したところ、経営が厳しく国際競争に勝つための産地育成が必要。ほ場整備により低コストの農業を推進していく。

農業農村家業再生事業について、支援期間が1年というのは短い。せめて2、3年にすべきではないかと質したところ、1年を考えていたが、財政当局とも協議しながら規則等を整備をし、前向きに検討する。

サンケイ工業の堆肥の成分については、まず成分分析が先では、また天地返し事業にバイオマスの利用を考えるべきではと質したところ、肥料についてはいろいろな作物に試用している。成分については、まだ不明である。

焼酎かすの受入れについて、地元の優先順位等の考慮も必要ではないか。地元の焼酎かす受入れ状況について質したところ、小鹿酒造1,500t、大海酒造1,500t、若潮酒造3,500t、老松酒造3,500tであるとの答弁でありました。

以上のような質疑が出され、質疑を終結いたしました。

次に、林務水産課分の説明によりますと、林業総務費の負担金は曾於地域森林林業振興協議会の志布志、松山分で、当初予算に計上していなかった分である。林業振興費の委託料は、志布志運動公園付近の松くい虫駆除分であるとの説明がありました。概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、有害駆除でイノシシ対策で頑張ってもらっているが、要請に対して猟友会はどのような状況か質したところ、旧町境などで隣町の縄張的なものがあって越境できず駆除効果ができていなかった。合併により、各町の猟友会会長の了解を得たので市内全域を一本化すると答弁がありました。

以上のような質疑がなされ、質疑を終結いたしました。

次に、畜産課分の説明によりますと、畜産業費の備品購入費は、現在旧松山町の車を使っておりますが、15年以上経ちましたので、資源リサイクル環境整備事業の事務費を充てまして、今回買い換えるものである。

負担金補助及び交付金の施設整備補助金は、活動火山周辺地域防災営農対策事業に係る補助金である

との説明がありました。概略、以上のような説明を受け質疑に入りました。主な質疑といたしまして、本年度計画の中にバイオマスタウン構想があるが、農業が7割、8割関係する。策定の中で事業を検討したか、また事業の構想はあるのか質したところ、環境政策課で出てくる。畜産、農政、林務を網羅した中でつくる必要がある。企画担当課を含めて協議し、必要あれば事業化を図るが、現在のところ計画がない。

肥育基金牛の出荷先が志布志畜産となっているが、免税措置が受けられないと聞いているが、どうかと質したところ、指摘のとおりであるとの答弁でありました。

以上のような質疑がなされ、質疑を終結いたしました。

次に、耕地課分の説明によりますと、農地整備につきましては、補正額1億1,327万3,000円を計上。主なものは、農道7地区、排水路1地区の整備であるとの説明がありました。概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。主な質疑といたしまして、野井倉の下段地区の改良舗装する際、段差ができて、後でまた改良するようなことはないかと質したところ、道路の高さは考えていない。

両サイドの排水路は付けるのかと質したところ、計画では200mである。半分はガッター水路、あとの半分はトラフ水路であるとの答弁でありました。

以上のような質疑がなされ、質疑を終結いたしました。

次に、都市計画課分の説明によりますと、歳入の国庫補助金の特殊地下壕対策費国庫補助金として、2分の1の225万円を計上、歳出につきましては、工事請負費の下水路改修費に1,700万円、特殊地下壕対策事業に450万円計上しました。また、管理課分の説明によりますと、住宅管理費の委託料は旧3町分の未登記による測量図作成調書等の委託料、屋外広告物調査委託料であるとの説明がありました。概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。主な質疑といたしまして、特殊地下壕は旧志布志町にどのくらいあるのか。また、特殊地下壕対策事業の制度は今後も続くか質したところ、数年前から調査を行っており、何箇所もある。壕の深さが深く、陥没の危険がないため、今回は小堀地区のみである。

住宅の老朽化がひどい中、改良が必要であるが、旧有明町では活性化住宅を4箇所建設し、非常にニーズが多い。マスタープランの中でどのような問題を取り上げているのか質したところ、平成18年度においてはマスタープラン・ストック計画し、平成19年度以降に建設事業に入っていく。市街地だけに住宅を建てて活性化になるか、少子高齢化の時代、学校関係、また同じ所に建て替えしなければならないのか等、基本的に見直しと財源的なことも考えながら、住宅計画が必要であるとの答弁でありました。

以上のような質疑がなされ、質疑を終結いたしました。

次に、土木課分の説明によりますと、道路維持費の補正額は1億1,332万2,000円であります。道路新設改良費の補正額は7億8万9,000円で主なものは工事請負費の4億4,190万円、用地取得費に7,550万円であるとの説明がありました。概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。主な質疑として、臨時交付金事業はなにか質したところ、従来の道路整備に関する国庫補助金事業が国の方針により、地方道路交付金事業に名称が変わったもの。

道路維持の委託料の内容について質したところ、道路台帳補正業務委託料は当初1,500万円を計上していたが、これは合併に伴い、旧町間を結ぶ市道及びグリーンロードの市道認定に向けての作業等の費

用であり、今回の市道台帳一元化作業業務は旧松山町、旧有明町が紙ベースでの管理だったのに対し、旧志布志町では電算化によるデータ管理だったので、このシステムに統合し、管理を一元化するための費用である。

工事予定箇所位置図を見てみると、松山地区で3箇所しか計画されていないがなぜかと質したところ、旧3町の地域振興計画及び過疎計画に掲載されていた事業を、今回志布志市過疎計画にすべてを盛り込み、平成21年度まで計画してあるとの答弁でありました。

以上のような質疑がなされ、質疑を終結いたしました。

次に、農業委員会の質疑に入りました。運営補助金は何かと質したところ、旧3カ町の農業年金者協議会の運営補助である。補助額は、松山町290名、18万8,000円、志布志町174名、8万4,000円、有明町400名、13万円ですとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論もなく、採決の結果、議案第83号、平成18年度志布志市一般会計補正予算（第1号）について、産業建設常任委員会分については賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

**○議長（谷口松生君）** これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（谷口松生君）** 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（谷口松生君）** 討論なしと認めます。

これから採決します。お諮りします。議案第83号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（谷口松生君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第83号は所管委員長の報告のとおり可決されました。



#### **日程第29 議案第84号 平成18年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）**

**○議長（谷口松生君）** 日程第29、議案第84号、平成18年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）をを議題とします。本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

**○文教厚生常任委員長（岩根賢二君）** ただいま議題となりました議案第84号、平成18年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、文教厚生常任委員会における審査の経過と結果を報告いたします。

当局からの説明は概略、次のような内容であります。歳入の主なものとして、一般被保険者国保税を1億437万6,000円増額、退職被保険者等国保税を1,553万6,000円を増額し、合わせて11億7万2,000円

とするものである。

国庫支出金では医療給付費等負担金を201万7,000円減額、財政調整交付金を1,292万9,000円増額し、5億6,000万円とする。県補助金の財政調整交付金は、1,522万8,000円増額し、1億3,125万5,000円となる。

基金繰入金は、当初1億円計上していたが、基金を保有するため繰り入れないこととした。

また、歳出の主なものとして医療費の伸びを見込み、一般被保険者療養給付費を1億2,761万2,000円増の20億1,741万7,000円とし、退職被保険者等療養給付費を5,940万1,000円増の5億7,494万1,000円とする。

老人保健拠出金は、社会保険診療報酬支払基金の額が決定したことにより1億2,283万円を減額し、7億2,865万4,000円とする。

介護納付金は、社会保険診療報酬支払基金の額が決定したことにより1,071万6,000円減額し、2億3,845万2,000円とする。以上が説明の主なものでございました。

次に、質疑の主なものを申し上げます。

まず1点目、繰越金減額の理由は何か。

答弁として、当初は推計で計上をしていたが、予想以上に医療費が伸びたのも一因である。

質疑として、医療費適正化事業は1年で終わるのか。

答弁として、平成13年度から17年度の方を3年間かけて点検していく予定である。

以上で質疑を終え、討論を行いました。討論はなく採決の結果、議案第84号は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上で報告を終わります。

**○議長（谷口松生君）** これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（谷口松生君）** 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（谷口松生君）** 討論なしと認めます。

これから採決します。お諮りします。議案第84号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

**○議長（谷口松生君）** 異議ありの声がありますので、起立採決をいたします。これから採決をします。採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第84号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

**○議長（谷口松生君）** 起立多数であります。したがって、議案第84号は所管委員長の報告のとおり可

決されました。

---

**日程第30 議案第85号 平成18年度志布志市老人保健特別会計補正予算（第1号）**

**○議長（谷口松生君）** 日程第30、議案第85号、平成18年度志布志市老人保健特別会計補正予算（第1号）を議題とします。本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長報告を求めます。

**○文教厚生常任委員長（岩根賢二君）** ただいま議題となりました議案第85号、平成18年度志布志市老人保健特別会計補正予算（第1号）について、文教厚生常任委員会における審査の経過と結果を報告いたします。

初めに、当局から次のような説明がありました。今回の補正は1億8,067万1,000円を増額し、総額を50億3,539万1,000円とすること。歳入については支払基金交付金9万円を増額。国庫支出金4,004万2,000円の増額。県支出金490万1,000円の増額。繰越金1億3,563万8,000円の増は、いずれも平成17年度の額の決定によるものであること。

また歳出も同様に、平成17年度の精算により償還金1,167万2,000円の増、繰出金1億6,900万4,000円の増になるとの説明でありました。

当局の説明を受け、採決の結果、議案第85号は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上で、報告を終わります。

**○議長（谷口松生君）** これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（谷口松生君）** 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（谷口松生君）** 討論なしと認めます。

これから採決します。お諮りします。議案第85号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（谷口松生君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第85号は所管委員長の報告のとおり可決されました。

---

**○議長（谷口松生君）** ここで45分まで10分間休憩します。

---

午後3時37分 休憩

午後3時45分 再開

---

○議長（谷口松生君） 会議を再開いたします。

日程第31 陳情第9号 JR九州に係る支援策の継続を求める意見書の提出について

○議長（谷口松生君） 日程第31、陳情第9号、JR九州に係る支援策の継続を求める意見書の提出についてを議題とします。本案は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（立山静幸君） ただいま議題となりました陳情第9号、JR九州に係る支援策の継続を求める意見書の提出について、総務常任委員会における審査の概要と結果について御報告申し上げます。

本委員会は6月23日、委員全員出席のもと、関係部長、課長及び職員が出席し、審査を行ったところです。

執行部の説明といたしまして、国鉄については直接その本来の事業の用に供する固定資産税について非課税であったが、国鉄からJRへ経営形態が変更になったことから、JRは固定資産税の課税対象となり、民間並みの税負担を求められるところであった。しかし、国鉄の運賃設定ではそれを賄うことは難しく、大幅な運賃値上げを行わなければならなかったが、昭和62年度から平成8年度まで10年間、経過的な負担軽減措置が講じられ、それが平成8年度に切れることになったが、JR九州はJR北海道、JR四国と同様に経営基盤がまだ確立しておらず、また鉄道事業の維持、存続が地域の発展、交通確保のために必要であるため、適用期限が5年延長され、平成14年度までとなった。

平成14年度においても、未だ経営基盤が安定しているとは言い難いことなどから、平成14年度から平成18年度までの5年間に限り、延長された。これらの特例が今年度で廃止されることになれば、来年度以降は赤字経営を強いられることとなり、支援策がなくなり赤字が拡大すれば、運賃値上げやローカル線の廃止につながる恐れがあり、支援策の継続を要請することで鉄道事業の維持存続が図られ、地域の発展、交通確保につながるという陳情であると思われるという説明がありました。概略、以上のような説明を受け、委員会で審査したところ、今回の陳情は労働組合からの陳情であり、JR九州当局からの要請等と同時にすべきではなかったか。支援策がなくなり、赤字が拡大すれば運賃値上げやローカル線の廃止につながる恐れがあり、支援策の継続が必要である。

また隣接の市町村対応はどうか調査したところ、串間市議会において採択になっていること。本市の過疎計画としても、JR日南線の利用促進に努めるということでもあり、採択すべきではないかという意見が多く出され、討論に入りましたが、討論もなく採決の結果、陳情第9号、JR九州に係る支援策の継続を求める意見書の提出については、賛成多数を持って採択すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（谷口松生君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） 討論なしとみとめます。

これから採決します。お諮りします。陳情第9号に対する所管委員長の報告は、採択であります。本案は、所管委員長の報告のとおり採択することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第9号は所管委員長の報告のとおり採択されました。



### 日程第32 陳情第10号 ずさんな米国産牛肉の輸入に抗議し、BSEの万全な対策を求める陳情書

○議長（谷口松生君） 日程第32、陳情第10号、ずさんな米国産牛肉の輸入に抗議し、BSEの万全な対策を求める陳情書を議題とします。本案は産業建設常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○産業建設常任委員長（東 宏二君） ただいま議題となりました陳情第10号、ずさんな米国産牛肉の輸入に抗議し、BSEの万全な対策を求める陳情書について、産業建設常任委員会における審査経過の概要とその結果について御報告申し上げます。

本委員会は、6月22日、委員全員出席のもと、執行部から産業振興部長、畜産課長ほか担当職員の出席を求め説明を受けたところであります。

執行部の説明によりますと、米国ではと畜される牛でBSE検査を行っているのは極めて少ないこと。生産・流通履歴をたどるトレーサビリティ制度が整っていないため、月齢判定が正確にできず、目視による骨化や肉質の状況での月齢判定は誤差を生じさせること。特定危険部位の除去では、日本はすべての月齢の牛の脳などの危険部位を除去し、焼却処分を行っているのに対し、米国は30カ月以上の牛に限られていること、米国では除去された特定危険部位は処分されず、肉骨粉の原料とされ、豚や鶏の飼料として流通している。

このため飼料の製造段階での混入、交差汚染や給餌時に誤って牛に与える危険性があることなどの説明がありました。概略、以上のような説明があり、質疑に入りましたが質疑もなく、討論に入りましたが討論もなく、陳情第10号、ずさんな米国産牛肉の輸入に抗議し、BSEの万全な対策を求める陳情書については、賛成多数をもって採択すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（谷口松生君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。お諮りします。陳情第10号に対する所管委員長の報告は、採択であります。本

案は、所管委員長の報告のとおり採択することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第10号は所管委員長の報告のとおり採択されました。



### 日程第33 陳情第11号 「非核・平和宣言」の採択について

○議長（谷口松生君） 日程第33、陳情第11号、「非核・平和宣言」の採択についてを議題とします。

本案は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（立山静幸君） ただいま議題となりました陳情第11号、「非核・平和宣言」の採択について、総務常任委員会における審査の概要と結果について御報告申し上げます。

本委員会は6月23日、委員全員出席のもと、審査を行ったところです。委員会の中で、審査されたことは、陳情の内容については理解できるし、平和の継続は市民感情としても妥当なものであるとの意見や、こういう宣言が政争の具とされる恐れはないかという意見等が出されました。

また、参考として、過去旧3町において同様の陳情について、どう取り扱ったか調査を行ったところ、昭和60年に、旧松山町議会、旧志布志町議会において、「被爆40周年に際して非核町宣言を求める陳情」について採択しており、非核町宣言を行っていること。近隣の市においても曾於市、鹿屋市が今6月定例会で採択の見込みであること。また宣言の内容を素朴に受け止めて、採択し、宣言を行うべきではないかという意見が多く出され、討論に入りましたが討論もなく、採決の結果、陳情第11号「非核・平和宣言」の採択については賛成多数を持って採択すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（谷口松生君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。お諮りします。陳情第11号に対する所管委員長の報告は、採択であります。本案は、所管委員長の報告のとおり採択することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第11号は所管委員長の報告のとおり採択されました。



### 日程第34 陳情第12号 出資法及び貸金業規制法の改正を求める意見書の提出について

○議長（谷口松生君） 日程第34、陳情第12号、出資法及び貸金業規制法の改正を求める意見書の提出

についてを議題とします。本案は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長に報告を求めます。

**○総務常任委員長（立山静幸君）** ただいま議題となりました陳情第12号出資法及び貸金業規制法の改正を求める意見書の提出について、総務常任委員会における審査の概要と結果について報告申し上げます。

本委員会は6月23日、委員全員出席のもと、関係部長、課長及び職員が出席し、審査を行ったところです。

執行部の説明といたしまして、議題となっている陳情は、テレビ、新聞等でも社会問題化しているものであります。一般的に悪徳業者といわれている業者からの高い金利の債務により、多重債務者が出てきて、そのことが家庭不和とか離婚、自殺につながっているようであります。

全国の請願、陳情採択状況を見ても、都道府県議会をはじめとして、市町村議会等においても相当数採択されている状況であります。上限金利が、あまりにも高いと今回陳情されたと説明でありました。概略、そのような説明を受け、質疑に入りました。自分たち議員も、こういう自己破産とかサラ金問題とか悩んでいる人から相談を受けることが多いが、新市における相談実態はわからないのかという質疑に対し、平成17年度被害の相談を受けたのは17件であるという答弁がありました。

執行部に対する質疑はそれで終了し、委員会において意見集約を行いました。日掛金融等に手を出したら年50%を超える金利であり、実際には自己破産への始まりとなってしまいが、借りてしまう。陳情にもあるように、利息制限があるにもかかわらず、みなし弁済という制度があることなど問題がある。上限金利を下げなければ、陳情にあるような問題は解決されない。高金利の法規制が必要である。金利を下げれば、公租公課の納付率も増えてくる。自殺者も減ることが見込まれる。

このような意見が多く、陳情を採択し、意見書を提出すべきという結論になり、討論に入りましたが討論もなく、採決の結果、陳情第12号、出資法及び貸金業規制法の改正を求める意見書の提出については、賛成多数をもって採択すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

**○議長（谷口松生君）** これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（谷口松生君）** 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（谷口松生君）** 討論なしと認めます。

これから採決します。お諮りします。陳情第12号に対する所管委員長の報告は、採択であります。本案は、所管委員長の報告のとおり採択することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（谷口松生君）** 異議なしと認めます。

したがって、陳情第12号は所管委員長の報告のとおり採択されました。

○**議長（谷口松生君）** お諮りします。日程第35、発議第8号及び日程第36、発議第9号については、会議規則第39条第2項の規定により、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することにしたと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（谷口松生君）** 異議なしと認めます。

したがって、発議第8号及び発議第9号については、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。

### 日程第35 発議第8号 志布志港振興対策等調査特別委員会の設置について

○**議長（谷口松生君）** 日程第35、発議第8号、志布志港振興対策等調査特別委員会の設置についてを議題とします。本案について提出者の趣旨説明を求めます。

○**13番（立山静幸君）** ただいま議題となりました発議第8号について、提案の説明を申し上げます。

提出者は、志布志市議会議員、立山静幸、賛成者、岩根賢二、東宏二でございます。

提案理由を申し上げます。施政方針にもありますように、志布志市の核であります志布志港は、今や国際物流拠点として重要な役割を担っています。

特に、中国を初めとする東南アジア地域とのコンテナ貨物が著しく増大している中、現在、新若浜地区において多目的国際ターミナル整備が、平成19年度一部供用開始に向けて進められています。

今も、関係機関と連携を強化し、定期航路の維持、拡充をはじめ、港湾貨物の確保など整備促進に取り組んでいるところであります。また、当地域の農畜産物や特産品等の輸出や有機肥料の輸出について、ODAやジェットロ等の協力を得ながらポートセールス活動に取り組むとあります。

しかしながら、志布志港への飼料等の搬入、農畜産物の輸出ルートとなる高規格道路と、東九州自動車道にアクセスする幹線道路の整備、特に志布志・都城間の高規格道路については、最重要道路でありながら全面開通は未定であります。よって、今後も事業促進に向けて強力に進めることが緊近の課題であります。

以上のことを踏まえ、我々志布志市議会も志布志港の整備、利用促進、高規格道の建設促進調査を行うなど、志布志港を核としたまちづくりに向けた課題と対策を調査するため、特別委員会を設置するものであります。

名称は、志布志港振興対策等調査特別委員会。

設置の根拠は、地方自治法第110条及び志布志市議会委員会条例第6条。

設置目的は、志布志港の整備利用促進及び都城・志布志道路等高規格道路の建設促進に関する調査並びに志布志港を核としたまちづくり等の調査。

調査内容として、1、志布志港の整備状況と利用状況等の調査。2、高規格道路の整備状況等調査。3、港を核としたまちづくりに関する調査を行うものです。

委員の定数は16人。調査期間は、調査終了までの継続調査とするものです。

以上であります。よろしくお願ひ申し上げます。

**○議長（谷口松生君）** ただいま、提出者から趣旨説明がありました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（谷口松生君）** 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（谷口松生君）** 討論なしと認めます。

これから採決します。立山静幸議員ほか2人から提出された発議第8号については、設置することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（谷口松生君）** 異議なしと認めます。

したがって、立山静幸議員ほか2人から提出の発議第8号については、原案のとおり設置することに決定されました。

—————○—————

**○議長（谷口松生君）** お諮りします。ただいま設置されました志布志港振興対策等調査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定によって、お手元に配布した名簿のとおり指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（谷口松生君）** 異議なしと認めます。

したがって、志布志港振興対策等調査特別委員会の委員は、お手元に配布した名簿のとおり指名します。

次に、委員会条例第9条第2項の規定により、特別委員会の委員長及び副委員長を互選するため、同条例第10条第1項の規定に基づき、議長において志布志港振興対策等調査特別委員会を招集します。

ただいまから第1委員会室において特別委員会を開きます。その間、しばらく休憩をいたします。

—————○—————

午後4時09分 休憩

午後4時22分 再開

—————○—————

**○議長（谷口松生君）** 再開をいたします。

ここでお諮りをします。本日の会議は時間を延長したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（谷口松生君）** 異議なしと認めます。

したがって、本日の会議は時間延長することに決定しました。

ただいま、特別委員会において互選されました委員長及び副委員長を報告をいたします。

委員長に野村公一議員、副委員長に鬼塚弘文議員がそれぞれ互選されました。



### 日程第36 発議第9号 農業・農村活性化対策等調査特別委員会の設置について

○議長（谷口松生君） 日程第36、発議第9号、農業・農村活性化対策等調査特別委員会の設置についてを議題とします。本案について提出者の趣旨説明を求めます。

○23番（東 宏二君） ただいま議題となりました発議第9号について、提案の説明を申し上げます。提出者は、志布志市議会議員、東宏二、賛成者、立山静幸、岩根賢二でございます。

提案理由を申し上げます。本案は、松山町、志布志町、有明町3カ町が合併し、新志布志市が誕生しましたが、新市は南に広がる港湾と背後に控える広大な農地を生かした農畜産業を主とした地域で構成されています。

中でも、農畜産業はこれまでも旧3町の基幹産業であり、市の活性化はまさに農畜産業の発展にかかっています。合併により面積も格段に拡大した今、我々議会も、市当局のみに農業・農村の振興を委ねるのではなく、議会の権能を発揮すべく特別委員会を設置し、活動しようとするものであります。

名称は、「農業・農村活性化対策等調査特別委員会」。

設置の根拠は、地方自治法第110条及び志布志市議会委員会条例第6条。

目的は、議会自ら市内外の農業・農村の現状と実態を把握し、今後の農業・農村の振興、活性化へ向けた課題、対策を提言することを目的とし、調査内容として、1、平成18年度一部通水予定の曾於南部地区及び平成19年度完全通水予定の曾於東部地区国営かんがい排水事業実態調査等。2、農業後継者不足と農業従事者の高齢化に伴う農業者の育成対策。3、食の安全と安心に対する取り組みを主とした環境に優しい農業の推進。4、畜産、茶業、園芸作物等の振興対策を行うものです。

委員の定数は16人、調査期間は調査終了までの継続調査とするものであります。

以上であります。よろしく願い申し上げます。

○議長（谷口松生君） ただいま、提出者から趣旨説明がありましたが、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。東宏二議員ほか2人から提出された発議第9号については、設置することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。

したがって、東宏二議員ほか2人から提出の発議第9号については、原案のとおり設置することに決定されました。

○

○議長（谷口松生君） お諮りします。ただいま設置されました農業・農村活性化対策等調査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定によって、お手元に配布した名簿のとおり指名したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。

したがって、農業・農村活性化対策等調査特別委員会の委員は、お手元に配布した名簿のとおり指名します。

次に、委員会条例第9条第2項の規定により、特別委員会の委員長及び副委員長を互選するため、同条例第10条第1項の規定に基づき、議長において農業・農村活性化対策等調査特別委員会を招集します。

ただいまから第1委員会室において特別委員会を開きます。その間、しばらく休憩をいたします。

○

午後4時27分 休憩

午後4時33分 再開

○

○議長（谷口松生君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま、特別委員会において互選されました委員長及び副委員長を報告をいたします。

委員長に上村環議員、副委員長に毛野了議員がそれぞれ互選されました。

○

### 日程第37 議員派遣の決定

○議長（谷口松生君） 日程第37、議員派遣の決定を行います。

お諮りします。議員派遣の決定については、会議規則第162条第1項の規定により、お手元に配布してある内容のとおり決定したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣は配布してある内容のとおり決定しました。

○

### 日程第38 閉会中の継続審査申し出について

○議長（谷口松生君） 日程第38、閉会中の継続審査申し出についてを議題とします。配布してある文書写しのとおり総務常任委員長及び文教厚生常任委員長から閉会中の継続審査の申し出がありました。

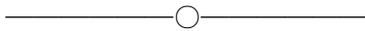
お諮りします。申し出の閉会中の継続審査申し出については、申し出のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。

したがって、総務常任委員長及び文教厚生常任委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査とするこ

とに決定しました。



### 日程第39 閉会中の継続調査申し出について

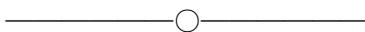
○議長（谷口松生君） 日程第39、閉会中の継続調査申し出についてを議題とします。配布してある文書写しのとおり総務常任委員長、文教厚生常任委員長、産業建設常任委員長及び議会運営委員長から閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。



### 日程第40 報告

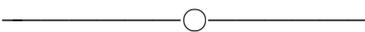
○議長（谷口松生君） 日程第40、報告を申し上げます。6月27日まで受理しました陳情は、お手元に配布の陳情文書表のとおりであります。

陳情第13号については、議長を除く32人の委員で構成する、陳情第13号志布志市の活性化対策についての調査特別委員会を設置し、これに地方自治法第98条第1項の権限の委任を含めて付託し、閉会中も継続して審査することにしたと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第13号については議長を除く32人の委員で構成する、陳情第13号、志布志市の活性化対策についての調査特別委員会を設置し、これに地方自治法第98条第1項の権限の委任を含めて付託し、閉会中も継続して審査することに決定しました。



○議長（谷口松生君） お諮りします。ただいま設置されました陳情第13号、志布志市の活性化対策についての調査特別委員会委員の選任に、委員会条例第8条第1項の規定により、議長を除く32人を指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

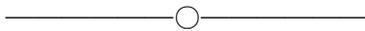
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。

したがって、議長を除く32人を、陳情第13号、志布志市の活性化対策についての調査特別委員会の委員に指名します。

次に、委員会条例第9条第2項の規定により、特別委員会の委員長及び副委員長を互選するため、同条例第10条第1項の規定に基づき、議長において陳情第13号、志布志市の活性化対策についての調査特別委員会を招集します。

ただいまから議員控室において特別委員会を開きます。その間しばらく休憩をいたします。



午後 4 時 37 分 休憩

午後 4 時 47 分 再開



○議長（谷口松生君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま、特別委員会において互選されました委員長及び副委員長を報告をいたします。

委員長に福重彰史議員、副委員長に岩根賢二議員がそれぞれ互選されました。

日程表配布のため、ここでしばらく休憩します。



午後 4 時 48 分 休憩

午後 4 時 49 分 再開



○議長（谷口松生君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。ただいま、配布しました追加日程表のとおり、本日の日程を追加したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。

したがって、追加日程表のとおり、本日の日程を追加することに決定しました。



○議長（谷口松生君） お諮りします。追加日程第 1、発議第 10 号から、追加日程第 4、発議第 13 号の以上 4 件については、会議規則第 39 条第 2 項の規定により、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第 10 号から発議第 13 号まで、以上 4 件については委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。



#### 追加日程第 1 発議第 10 号 JR九州に係る支援策等に関する意見書の提出について

○議長（谷口松生君） 追加日程第 1、発議第 10 号、JR九州に係る支援策等に関する意見書の提出についてを議題とします。提出者の趣旨説明を求めます。

○13番（立山静幸君） ただいま議題となりました発議第 10 号、JR九州に係る支援策等に関する意見書の提出について、案文を朗読して説明に代えさせていただきます。

提出者、志布志市議会議員、立山静幸、賛成者、志布志市市議会議員迫田正弘、小野広嗣であります。

昭和 62 年 4 月 1 日、当時の国鉄は分割・民営化され、公共輸送の使命と鉄道の再生を図るべく、JR 7 社が誕生しました。JR九州をはじめとする JR 三島会社（九州旅客鉄道株式会社、北海道旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社）については、発足当初から営業赤字は避けることはできないとして、

国による経営安定基金が設けられ、そこから生み出される運用益と固定資産税等の減免措置による負担軽減によって営業赤字を補填し、なおかつ毎年運賃を値上げしていかなければ、当該エリアの鉄道を維持していくことは困難であるとの見通しがありましたが、過去に一度の運賃値上げに止めることができず、

しかし、この間の低金利による影響を受け、経営安定基金の運用益は大幅に減少することとなり、経営努力の範疇を遙かに超えるこの事態を改善するため、発足10年を経過した平成9年度からの5年間、経営安定基金の運用益確保を目的とした新たなスキームが確立され、その後も平成14年度から5年間の延伸が行われていますが、会社発足当初の半分程度の経営安定基金運用益となっているばかりか、このままでは今後さらに経営安定基金運用益は減少していくことは確実です。

J R九州は、地域住民の足として国民生活に欠くことのできない存在であります。しかし、J R九州に講じられている支援策は平成19年3月末に期限切れを迎え、それ以降、支援策が講じなければ、日南線等、再び赤字路線の廃止や運賃改定などによって利用者や地域住民に犠牲が押し付けられることになることは必至です。

よって、本市議会は政府に対し、平成19年度以降も、J R九州に講じられている現行支援策（経営安定基金運用益の確保、固定資産税等の減免）と同等以上の効果をもたらす支援策の継続を強く要請します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成18年7月3日、鹿児島県志布志市議会。

提出先は、内閣総理大臣小泉純一郎、総務大臣、竹中平蔵、財務大臣、谷垣禎一、国土交通大臣、北側一雄。

以上であります。よろしくお願ひ申し上げます。

**○議長（谷口松生君）** これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（谷口松生君）** 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

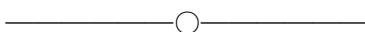
**○議長（谷口松生君）** 討論なしと認めます。

これから採決します。お諮りします。発議第10号、J R九州に係る支援策等に関する意見書の提出については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（谷口松生君）** 異議なしと認めます。

したがって、発議第10号は、原案のとおり提出することに決定されました。



**追加日程第2 発議第11号 ずさんな米国産牛肉の輸入に抗議し、B S Eの万全な対策を求める意見書の提出について**

**○議長（谷口松生君）** 追加日程第2、発議第11号、ずさんな米国産牛肉の輸入に抗議し、BSEの万全な対策を求める意見書の提出についてを議題とします。提出者の趣旨説明を求めます。

**○23番（東 宏二君）** ただいま議題となりました発議第11号、ずさんな米国産牛肉の輸入に抗議し、BSEの万全な対策を求める意見書の提出について、案文を朗読して説明に代えさせていただきます。提出者、志布志市議会議員、東宏二。賛成者、志布志市市議会議員、長岡耕二、若松良雄であります。ずさんな米国産牛肉の輸入に抗議し、BSEの万全な対策を求める意見書（案）。

日本政府は、昨年12月12日にアメリカ・カナダ産牛肉の輸入再開を決定し、輸入が始まりました。しかし、1月20日にアメリカから輸入された牛肉にSRM（特定危険部位）の脊柱が混入していたことが発見されました。極めてずさんな輸入に対して強く抗議するとともに、その責任を明確にすることが必要です。

米国産牛肉等は、検査体制や特定危険部位の除去、肉骨粉の飼料への使用などの飼料規制、生産・流通履歴が不明確であるなど、日本に比べてBSE対策は極めて不十分なままとなっています。

このような中で、輸入再開を拙速に決定した政府の責任は大変重いものがあります。私たちは、米国産牛肉の拙速な輸入再々開を行わないことや、国民の食の安全を守るためBSEへの万全な対策を下記のとおり求めます。

#### 記

1 米国産の牛肉等に対するBSE対策について、次のような問題点があることから、これらに対する改善措置が明確にならない段階での拙速な輸入再々開は行わないよう求めます。

①米国では、と畜される牛で、BSE検査を行っているのは極めて少ないこと。

②生産・流通履歴をたどるトレーサビリティ制度が整っていないため、月齢の判定が正確にできず、目視による骨化や肉質の状況での月齢判定では誤差を生じさせること。

③特定危険部位の除去では、日本はすべての月齢の牛の脳などの危険部位を除去し焼却処分を行っているのに対し、米国は30カ月以上の牛に限られていること。

④米国では除去された特定危険部位は処分されず、肉骨粉の原料とされ、豚や鶏の飼料として流通している。このため、飼料の製造段階での混入・交差汚染や給餌時に誤って牛に与える危険性があること。

2 国内のBSE対策について、次の点を求めます。

①アメリカ・カナダ産の牛肉等の再評価を行うこと。その際には日本で実施されているBSE対策である、全頭検査、トレーサビリティ、全頭からのSRMの除去、肉骨粉の禁止を基準に評価すること。

②輸入時の検査体制を強化し、最大限の検査を行うこと。

③消費者の選択権を確保し食の安全を実現するため、牛肉を使用した外食、中食加工品等すべてに原料原産地表示を義務化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成18年7月3日、鹿児島県志布志市市議会。

提出先は、内閣総理大臣小泉純一郎、厚生労働大臣、川崎二郎、農林水産大臣、中川昭一、食品安全担当大臣、松田岩夫。

以上であります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

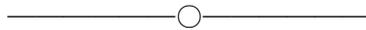
○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。お諮りします。発議第11号、ずさんな米国産牛肉の輸入に抗議し、BSEの万全な対策を求める意見書の提出については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第11号は、原案のとおり提出することに決定されました。



### 追加日程第3 発議第12号 「非核・平和宣言」について

○議長（谷口松生君） 追加日程第3、発議第12号、「非核・平和宣言」についてを議題とします。提出者の趣旨説明を求めます。

○13番（立山静幸君） ただいま議題となりました発議第12号、「非核・平和宣言」について、案文を朗読して説明に代えさせていただきます。

提出者、志布志市議会議員、立山静幸、賛成者、志布志市議会議員、迫田正弘、小野広嗣であります。

非核・平和宣言（案）。

核兵器を廃絶し、世界の恒久平和を実現することは、人類共通の願いであるとともに、志布志市民の悲願でもある。志布志市民は世界最初に核兵器に被爆した国民として、広島、長崎の惨禍を繰り返してはならず、核兵器の恐ろしさ、核兵器の廃絶を全世界の人々に訴え続けていく決意である。

志布志市は、今なお大量の非人道的核兵器が厳然と存在し、その使用が人類と地球の破滅の危機をもたらすことにかんがみ、生命の尊厳を保ち、人間らしく生活できる真の平和実現に寄与するため、日本の国是である非核三原則の堅持とともに核兵器の廃絶と軍縮を全世界に訴え、「非核・平和都市」となることを宣言する。

平成18年7月3日、鹿児島県志布志市議会。

以上であります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

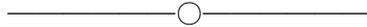
○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。お諮りします。発議第12号、「非核・平和宣言」については原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第12号については、原案のとおり決定されました。



#### 追加日程第4 発議第13号 出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書の提出について

○議長（谷口松生君） 追加日程第4、発議第13号、出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書の提出についてを議題とします。提出者の趣旨説明を求めます。

○13番（立山静幸君） ただいま議題となりました発議第13号、出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書の提出について、案文を朗読して説明に代えさせていただきます。

提出者、志布志市議会議員、立山静幸、賛成者、志布志市議会議員、迫田正弘、小野広嗣であります。

今日、破産申立件数は、平成14年に20万件を突破して以来、平成15年24万件、平成16年21万件、平成17年18万件と依然として高水準にある。これは消費者金融、クレジット、商工ローン等で多額の債務を負い、返済困難に陥った多重債務者や中小零細事業者が主で、リストラ、倒産による失業や収入減、生活苦、低所得などを理由とする「不況型」、「生活苦型」自己破産が大半を占めている。

また警察庁の統計によれば、平成15年度の経済的理由による自殺者は8,897人にもものぼり、さらにこの多重債務問題が、ホームレス、離婚、配偶者間暴力、児童虐待、犯罪等の被害を引き起こす要因になっているケースも多く、深刻な社会問題となっている。

多重債務者を生み出す大きな要因の一つに、「高金利」が上げられる。現在、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（以下「出資法」という。）上の、上限金利は年29.2%であり、ほとんどの貸金業者等がこの出資法の上限金利で営業している。

この出資法の上限金利については、平成15年7月、ヤミ金融対策法（貸金業の規制等に関する法律（以下「貸金業規制法」という。）及び出資法の一部改正法）制定の際、同法施行後3年をめどに見直すこととされ、その時期は平成19年1月頃とされている。

現在、わが国の公定歩合は年0.10%、銀行の貸出約定平均金利は年2%以下という超低金利状況下であるにもかかわらず、年29.2%という出資法の上限金利は異常なまでに高金利である。

金融庁広報中央委員会が実施した世論調査によれば、貯蓄のない家庭が2割を占めるなど、いまだ一般市民には生活の豊かさが感じとれない。年収が200万円以下であったり、パート労働、契約社員等で収入の安定が確保できない環境の下にさらされているのが実情である。

突発的な資金需要、病気、怪我等により働き手に何かあれば、借金せざるを得ず、出資法上の異常な

までの高金利で借入れをすれば、誰でも家計が圧迫され、返済困難に陥るのは明らかである。

リストラ、倒産による失業や収入減等厳しい経済情勢の中で喘ぐ一般市民が安心して生活できる消費者信用市場の構築と、多重債務問題の抜本的解決のためには、出資法の上限金利を、少なくとも利息制限法の制限金利まで早急に引き下げることが必要である。

一方、貸金業規制法第43条は、債務者が利息制限法の制限を越える利息を「任意に」支払った場合に、貸金業者が法定の契約書面及び受取書面を適切に交付していた場合に限り、これを有効な利息の支払いと「みなす」と規定している。

しかし、厳格な条件を満たした場合に認められるとはいえ、この利息制限法の例外を認める、いわゆる「みなし弁済規定」の存在が貸金業者等の利息制限法違反金利（民事上無効）での貸付を助長し、多くの多重債務者を生み出しているのである。

また、利息制限法は、経済的に弱い立場に置かれた人々を暴利取得から保護することをその立法趣旨とする強行法規であり、その例外として暴利取得を認めるような貸金業規制法第43条は、その立法趣旨に反し、また、「貸金需要者の利益の保護を図る。」という貸金業規制法自体の目的規定とも相容れられないものといえる。

従って、貸金業規制法第43条は、もはやその存在意義を欠くものであり、出資法の上限金利の引き下げに伴い、撤廃すべきである。同様に、出資法附則の定める日賦貸金業者（日かけ金融）については、その返済手段が多様化している今日において、集金による毎日の返済という形態の必要性が失われていること、また、厳格に要件を守らず、違反行為が横行し、悪質取立ての温床にもなっていること等から、その存在意義自体を認める必要性はなく、日賦貸金業者（日かけ金融）は認められている年54.75%という特例金利は直ちに廃止する必要がある。

また、電話加入権が、財産価値を失くしつつある今日、電話担保金融の特例金利を認める社会的、経済的需要は極めて低く、その年54.75%という特例金利も直ちに廃止すべきである。

よって、志布志市議会は、国会及び政府に対し、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」を下記のとおり改正することを強く要請する。

#### 記

#### 1. 「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」の改正につき

- (1) 現行法の上限金利を、利息制限法の制限金利まで引き下げること。
- (2) 現行法における日賦貸金業者及び電話担保金融業に対する特例金利を廃止すること。

#### 2. 「貸金業の規制等に関する法律」の改正につき

- (1) 現行法第43条のみなし弁済規定を撤廃すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成18年7月3日、鹿児島県志布志市議会。

提出先は、衆議院議長、河野洋平様、参議院議長、扇千景様、内閣総理大臣、小泉純一郎様、総務大臣、竹中平蔵様、法務大臣、杉浦正健様、金融担当大臣、与謝野馨様。

以上であります。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。お諮りします。発議第13号、出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書の提出については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第13号については、原案のとおり提出することに決定されました。

—————○—————

○議長（谷口松生君） お諮りします。ただいま議決されました発議第10号、発議第11号、及び発議第13号の字句整理及び提出手続については議長に一任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。

したがって、議長において字句整理の上、提出することにいたします。

—————○—————

○議長（谷口松生君） これで、今定例会に付議されたすべての案件を終了いたしましたので、これを持って議事を閉じ、閉会といたします。

御苦労さまでございました。

午後5時16分 閉会